

平成27年第1回定例会

(3月5日招集)

山都町議会会議録

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

○3月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 提案理由説明	2
散会	11

○3月10日（第2号）

出席議員	12
欠席議員	12
説明のため出席した者の職氏名	12
職務のため出席した事務局職員	13
開議	13
日程第1 一般質問	13
2番 藤原秀幸議員	13
7番 江藤 強議員	28
12番 中村益行議員	42
4番 後藤壽廣議員	54
散会	68

○3月11日（第3号）

出席議員	69
欠席議員	69
説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため出席した事務局職員	69
開議	70
日程第1 一般質問	70

11番 田上 聖議員	70
1番 吉川美加議員	82
9番 藤川憲治議員	97
散会	109

○3月12日（第4号）

出席議員	111
欠席議員	111
説明のため出席した者の職氏名	111
職務のため出席した事務局職員	111
開議	111
日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について	111
日程第2 議案第2号 山都町庁舎建築基金条例の廃止について	112
日程第3 議案第3号 山都町行政手続条例の一部改正について	113
日程第4 議案第4号 山都町交通事故防止条例の一部改正について	117
日程第5 議案第5号 山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について	118
日程第6 議案第6号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	118
日程第7 議案第7号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	121
日程第8 議案第8号 山都町附属機関に関する条例の一部改正について	125
日程第9 議案第9号 山都町保育所条例の一部改正について	127
日程第10 議案第10号 山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について	130
日程第11 議案第11号 山都町出産祝い金給付条例の一部改正について	135
日程第12 議案第12号 山都町介護保険条例の一部改正について	139
日程第13 議案第13号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	141
日程第14 議案第14号 山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	145
日程第15 議案第15号 山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	146
日程第16 議案第16号 山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について	149
日程第17 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法	

	律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	151
日程第18	議案第18号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	153
延会		173

○3月13日（第5号）

	出席議員	174
	欠席議員	174
	説明のため出席した者の職氏名	174
	職務のため出席した事務局職員	175
	開議	175
日程第1	議案第19号 平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	175
日程第2	議案第20号 平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	178
日程第3	議案第21号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	179
日程第4	議案第22号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	183
日程第5	議案第23号 平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	184
日程第6	議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について	188
延会		227

○3月16日（第6号）

	出席議員	228
	欠席議員	228
	説明のため出席した者の職氏名	228
	職務のため出席した事務局職員	228
	開議	229
日程第1	議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について	229
延会		281

○3月17日（第7号）

	出席議員	282
	欠席議員	282
	説明のため出席した者の職氏名	282
	職務のため出席した事務局職員	282

開議	283
日程第1 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について	283
延会	348

○3月18日（第8号）

出席議員	349
欠席議員	349
説明のため出席した者の職氏名	349
職務のため出席した事務局職員	350
開議	350
日程第1 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について	350
追加日程第1号 防衛議員連盟の設立についての動議	372
日程第2 議案第25号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算について	376
日程第3 議案第26号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	383
日程第4 議案第27号 平成27年度山都町介護保険特別会計予算について	385
日程第5 議案第28号 平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算について	393
日程第6 議案第29号 平成27年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	399
日程第7 議案第30号 平成27年度山都町簡易水道特別会計予算について	400
日程第8 議案第31号 平成27年度山都町水道事業会計予算について	402
日程第9 議案第32号 平成27年度山都町病院事業会計予算について	407
日程第10 議案第33号 町有財産の無償貸付について（旧下矢部東部小）	415
日程第11 議案第34号 町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）	417
日程第12 議案第35号 町有財産の無償貸付について（旧小峰小）	418
延会	419

○3月19日（第9号）

出席議員	420
欠席議員	420
説明のため出席した者の職氏名	420
職務のため出席した事務局職員	421
開議	421
日程第1 議案第36号 第2次山都町総合計画の策定について	421
日程第2 議案第37号 山都町辺地総合整備計画の変更について	432
日程第3 議案第38号 上益城消防組規約の一部変更について	435
日程第4 議案第39号 工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線道路改良工事）	436

日程第5	議案第40号	工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線橋梁下部工工事）	443
日程第6	議案第41号	工事請負変更契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））	446
日程第7	議案第10号	山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について	448
日程第8	同意第1号	山都町教育長任命について同意を求める件	451
日程第9	同意第2号	山都町副町長選任について同意を求める件	453
日程第10	委員会報告	陳情等付託報告について	456
日程第11	発議第1号	議員の派遣について	458
日程第12	議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	458
閉会			458

3 月 5 日 (木 曜 日)

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
2. 平成27年3月5日午前10時0分開会
3. 平成27年3月5日午前10時43分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

11番 田上 聖

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教 育 長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三
会 計 課 長	田上博之	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐重昭	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名
議会事務局長 緒方 功 外2名
-

開会・開議 午前10時0分

- 議長（中村一喜男君） おはようございます。
ただいまから、平成27年第1回山都町議会定例会を開会します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、工藤文範君、9番、藤川憲治君を指名します。
-

日程第2 会期決定の件

- 議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。
今定例会の会期は本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの16日間に決定することにしました。
-

日程第3 諸般の報告

- 議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおります。
次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他については、お手元に配付しております。
なお、各委員会からの報告については、執行部も目を通して把握していただくよう、お願いいたします。
以上で諸般の報告を終わります。
-

日程第4 提案理由説明

- 議長（中村一喜男君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。
町長、工藤秀一君。
○町長（工藤秀一君） おはようございます。
提案理由の説明を行います。
新庁舎での業務も少しずつ落ちつきを見せ、見学の方々も多く来庁いただいております。対応

する職員の接遇も評価を得つつあり、また、1階ロビーへの案内員の配置もおおむね好評を得ているようです。多目的ホールの本棚にも本がそろいました。町民の憩いのスペースとして活用を期待しているところです。

この冬は寒い日も続きましたが、大きな積雪もなく、春を迎えることができそうです。厳しい農業情勢ではありますが、いよいよ本格的な農事の時期を目前に、豊かな実りを期待するものです。

蘇陽地区ではことしも、五穀豊穰の願いを込めた九州山地神楽祭り、白石、二瀬本、そして高畑阿蘇神社の夜神楽が行われました。地域歴史・文化の継承、神楽の継承に尽力されている皆様に、改めて敬意を表する次第です。

平成27年第1回定例会を招集しましたところ、御参集賜り、ありがとうございました。新庁舎の本議場での初の定例議会となりました。本議会では、新年度予算を初め、多くの議案を提出しております。

12月定例会以降の報告並びに議案について説明申し上げたいと思います。

さきに消防団出初め式が行われました。規律ある団体行動には感動さえ覚えるものです。防災のまちづくりは、私の主要施策の一つですが、団員確保には厳しいものがあります。災害時の体制づくりの観点からも、自主防災組織の組織率向上とともに、機能別消防団員制度の導入を目指すこととしました。

各集落の初会議へできる限り出向き、また、やまトーク（みんなの座談会）を開催してまいりました。改めて、集落営農を通じた集落機能の維持への取り組み、120周年という輝かしい年を迎えつつ、入学者の減少が続く矢部高校の現状や課題、さらには、人口減少時代にあって、子育て支援の取り組みが何より重要であることを訴えてまいりました。

現在、熊本県立大学と包括連携協定を結んでいるところですが、今般、熊本学園大学との包括連携協定を締結することといたしました。相互に協力しながら、大学の知見を生かし、また、学生たちの学びの場を提供していく取り組みを図っていくことで、町の活性化に寄与することを期待しています。

本議会では、第2次山都町総合計画を議案上程しております。昨年度から、地域ビジョンづくりを踏まえつつ、総合計画審議会で審議をいただいております。さきの議会で報告しました五つの方向性をもとにまとめ上げました。山都町総合計画は町の最上位計画であります。今議会で、議案審議の前に、その概要について説明をさせていただきたいと考えております。

補正予算に計上しておりますが、平成27年度においては、地方創生に係る地方版人口ビジョン、並びに地方版総合戦略を策定、さらに先行型事業、消費喚起型事業などに遅滞なく取り組むこととしています。総合計画と総合戦略を密接にリンクさせ、子育て支援、高齢者支援、矢部高校存続を主眼に、人口課題、雇用・定住の施策に矢継ぎ早に取り組む所存です。

国は、昨年12月27日に人口に係る長期ビジョンと地方創生総合戦略を策定しました。地方自治体にも、努力義務としながらも人口ビジョンと地方版地方創生総合戦略の策定を強く促しているものです。東京一極集中を初め、大都市圏への集中はとまっておりません。

東京オリンピック開催によるさまざまな需要が増すことから、今後も、東京への人口流入は継続するのではと容易に想像できます。国は、地方への人口分散を図るとしてありますが、これは、全国津々浦々の過疎町村までの分散ではなく、地方都市への人口分散に主眼を置いていることも見て取れます。

自分たちの町の存亡をかけた知恵比べであると、奮起させていますが、奇抜な施策やアイデアによる一過性のものにならないよう留意しながら、山の都づくりに覚悟をもって、超短期と長期的な視点で取り組んでいきたいと思えます。

なお、国は、この地方創生について、今後5年間の交付税措置で各自治体独自の即効性ある施策を促しています。

九州中央自動車道につきましては、今回、ゼロ国債を含め、10億円の補正予算がつけました。1月末に宮崎県側と一緒に国会議員や国交省に提言活動を行ってきたところですが、さらなる事業進捗に尽力し、開通を見据えた活性化策を具体化させてまいります。

あわせて、観光物産振興策については、山の都創造課において、各課を横断するプロジェクトを始めました。高速道路が山都町までつながる波及効果を、移住・定住、産業振興、雇用増大などに生かす視点から検討を重ねてまいります。

フットパスコースについては、フットパス協会も設置され、既に8カ所を数えることとなりました。

自然回帰、軽スポーツ、歴史散策、体験活動など、幅広い活用が可能で、年齢層も厚く、さまざまな波及効果が見込めます。日向往還を背骨とし、周辺が支骨となるトレッキングやフットパスのコースづくりは、有効な手段となります。

2月中旬に、全国棚田連絡協議会に出席してきました。協議会での課題は、全国の中山間地・過疎地の共通重要課題である農地の保全、農業振興策です。

米価の下落に加え、有害鳥獣対策、後継者不足などの本町の基幹産業である農林業については、極めて的確な政策をもって臨まなければなりません。

集落営農の推進については、県支援事業の受け入れはもとより、町単独の支援事業を用意し、集落機能の維持を図っています。農村集落の将来像については、地区住民が向き合い、話し合うこと、これがなくては始まりません。集落においては、営農が経済活動の中心であることも間違いないありません。全町域で取り組んでいただけるよう強く働きかけていくこととします。

やまトークでも、有害獣の被害の深刻さとともに、処理施設の動向についても意見、要望が多く出されたところです。本年の捕獲頭数は、最大規模になることを予想しています。まずは、生息数の減少を効率的に図る捕獲策をさらに進め、処理施設についても遅滞なく検討を進めるよう指示しているところです。

阿蘇山の降灰対策については、緊急支援対策は、国・県と連携し、対応しているところですが、長期化が見込まれる中、今後も情報の収集と対応を図っていきます。

子育て、教育分野ですが、さきの上益城郡町対抗駅伝大会で山都町が優勝、また、愛林駅伝大会では矢部中学校が優勝しました。選手や関係者の皆様にねぎらい、町民の皆様とともに喜んで

いるところです。

また、優良公民館活動として、本町の公民館事業であるいきいき大学を母体とする通潤橋案内ボランティアが、このたび文部科学大臣より表彰を受けられました。充実した教育・学習機会の提供を目指すまちづくりの成果として大変誇らしく思います。

今、痛切に対処の必要を感じていることは、情緒豊かな子供たちの育成と、基礎学力の学力保障、そして、この町に生まれ育ったことに誇りと自信を持つ子供たちを育てることです。そのためには、保・小・中・高校までの一貫した取り組みをさらに推し進めていかなければなりません。さらには、子供たちを取り巻く、私たちを含めた大人たちの見守りも重要です。地域社会が学校教育に目を向け、後継者を育てる意識の醸成により、町を挙げて、将来の人材の育成を図ることを目指します。

人口減少に歯止どめをかけるには、若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、育児・子育てができるような施策を展開する以外にありません。現在策定しております子ども子育て支援事業計画において、町の子育て支援策を示していくこととします。具体的には、出産祝い金や保育料の軽減、医療費助成の拡充など即効性のある施策を進めます。また、並行して、保・小・中・高校の子育ての連携・交流や、食育の充実、山都町の豊かな自然環境を生かした体験学習など、特徴ある子育て環境を整備するなど、なし得るあらゆる手段を講じる所存です。

なお、少子化に伴い、子供を取り巻く環境が大きく変化する中、保育園において集団遊びなどの幼児教育本来の目的の達成と、子供が安心して穏やかに過ごす時間と空間を保障するためには、地域の実情や園児数、職員数の適正規模などを総合的に捉えて、施設の配置、あり方について見直しをしていく必要があるとして、昨年3月の保健福祉総合計画策定委員会の答申を踏まえ、子ども・子育て会議の中で慎重に論議を重ねてまいりました。その結果、平成27年度には白糸保育園、菅尾保育園を閉園し、平成28年度には浜町保育園、浜町第二保育園を閉園とし、近隣保育園に統合することに決定をしました。関係する保育園の保護者の皆様方に、丁寧に説明会等を重ねながら、御理解と御協力を求めていくための取り組みを進めているところです。

12月議会で報告いたしました。光ケーブルによる情報基盤整備事業については、民設民営方式をとり、実施の方向で進めたいと考えております。全国でも98%以上の整備が進んでいること、県内でも未設置は3自治体になっていることに鑑み、起業・創業を含む産業振興や、移住・定住、子育て支援の観点からも、社会基盤インフラ整備の一環として不可欠と判断しました。当初予算には計上しておりませんが、今議会で方向性を説明させていただき、早期に取りかかるよう、準備を進めたいと考えております。

行政改革・機構改革については、本庁の再編を経ましたので、総合支所組織の見直し、出先機関の統合整理、保育園統合、老人ホームの民営化への具体化など、平成28年度以降の改革について進めているところです。人員削減と行政サービスの確保といった相反する要件について、慎重に協議しながらも、断行の決意も必要であります。議員各位、町民、関係者の皆様にも御理解を賜りたいと思います。

本議会では、副町長並びに教育長の選任及び任命の同意をお願いいたします。副町長につきま

しては、今後の組織機構の改編、施設の民営化や統廃合、三セクの見直しなどの重要施策を進めるため、副町長という役職はどうしても必要であります。この町の課題解決に公正公平、かつ適切にスピード感を持って進めるにはどうすべきか慎重に検討し自問してまいりました。今般の選任者につきましては、私自身の補佐役として信頼と実行力を持つ方であり、適任者と判断いたしました。

教育長については、現山下教育長には長期にわたり本町教育行政に御尽力をいただきました。今3月25日に任期満了を迎えられるに当たり、これまでの御功績に感謝を申し上げます。今議会で同意をお願いする教育長には、教育行政課題に真摯に取り組んでいただける方と判断し、新たに任命することといたしました。3月末日までは教育長職務代理者を置き、4月1日からの就任をお願いするものです。

町政、町教育行政の円滑かつ迅速な執行をぜひとも進めなければなりません。副町長、教育長の同意につきましては、何とぞ、賢明な御判断をいただきますよう、お願いいたします。

山都町合併10周年記念式典を3月21日に開催します。

町内外から御来賓を迎え、功労者表彰や記念講演などを計画しています。10周年を祝い、今後の発展を祈念する式典ではありますが、この10年間を節目として締めくくることにより、これからさらに一体感を持った山の都づくりを進めるため寄与するものと思いたいと思います。

以下、議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、条例16件、補正予算6件、予算9件、その他案件8件です。

議案第2号、山都町庁舎建築基金条例の廃止については、山都町役場庁舎建築により、庁舎建築基金を全額処分したことに伴い、条例の廃止を行うものです。

議案第3号、山都町行政手続条例の一部改正については、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導に関する手続等の制度の整備を内容とした行政手続法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第4号、山都町交通事故防止条例の一部改正については、山都町交通指導員の任期を3年から2年に改定するため、条例の一部改正を行うものです。

議案第5号、山都町職員の定年等に関する条例の一部改正については、医師確保及びへき地医療確保の観点から、そよう病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年を65歳から70歳に延長するため、条例の一部改正を行うものです。

議案第6号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、平成26年人事院勧告により、一般職の職員の住居手当や通勤手当等の改正を行うことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第7号、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正については、消防団員の減少による地域における防災力の確保と充実強化を図ることを目的に、機能別消防団員制度を導入することに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第8号、山都町附属機関に関する条例の一部改正については、町民の健康づくりの意識を高め、総合的健康づくり対策を積極的に推進することを目的とした健康づくり推進協議会の設置

並びに新町建設計画の審議を行う地域審議会の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第9号、山都町保育所条例の一部改正については、子ども・子育て三法の成立による児童福祉法第24条第1項の改正に伴い、保育所条例の一部を改正し、あわせて保育の実施に関する条例を廃止するものです。

議案第10号、山都町長寿祝い金給付条例の一部改正については、長寿祝い金の受給資格者を満80歳または満88歳から、満88歳または満100歳に見直しを行うことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第11号、山都町出産祝い金給付条例の一部改正については、出産祝い金の額を、子1人につき3万円から、第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円、第4子以降20万円に見直しを行うことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第12号、山都町介護保険条例の一部改正については、介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部改正、並びに山都町第6期介護保険事業計画に基づき保険料の改定を行うことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第13号、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第14号、山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、緑川へき地診療所の老朽化による診療所の移転に伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第15号、山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の改正により、指定介護予防支援の人員及び事業の運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第16号、山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の改正により、地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第17号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものです。

次に、補正予算ですが、議案第18号、平成26年度山都町一般会計補正予算第7号については、7,700万円を増額補正し、補正後の額を128億4,020万円としています。

歳出の主なものとして、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策による地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る平成26年度補正予算対応として、地方人口ビジョン分析業務委託

料622万1,000円、農産物ブランド化推進事業委託料300万円、しごと支援事業委託料950万円、山の都認知度アップ対策事業委託料1,050万円のほか、プレミアム付き商品券補助金として4,383万5,000円等、総額9,064万6,000円を計上しました。

また、国の補正予算対応として、5款農林水産業費に、経営体育成支援事業補助金、青年就農給付金及び強い林業木材産業づくり交付金などに4,004万3,000円を計上しました。

このほか、新庁舎建設工事に係る工事費や電算機器等購入費の入札残等による不用額8,139万1,000円を、12款諸支出金には、公共施設整備基金等の積立金として5,360万7,000円を計上しています。

議案第19号、平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、3,114万6,000円を増額補正し、補正後の額を29億3,666万円としました。歳入では、基金繰入金、療養給付費等交付金の交付決定額を、歳出では、療養給付費等交付金の交付額確定に伴う償還金を計上しました。

議案第20号、平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、広域連合納付金の確定による282万4,000円を減額補正し、補正後の額を2億3,138万9,000円としました。

議案第21号、平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、14万8,000円を減額補正し、補正後の額を28億1,202万1,000円としました。歳入では、介護給付費国庫負担金の確定及び介護給付費交付金を、歳出では、施設介護サービス等給付費負担金等の見込み額を計上しました。

議案第22号、平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）については、山都中央地区簡易水道事業費の組み替えを主な内容とする、補正額なしの予算額4億8,400万2,000円を計上しています。

議案第23号、平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入、収益的支出いずれも3,103万6,000円を増額補正し、補正後の額を10億8,728万5,000円とし、資本的収入は636万7,000円を減額補正し、補正後の額を1,328万円としました。

次に、当初予算ですが、議案第24号、平成27年度山都町一般会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ120億円としました。

主な歳出としましては、2款総務費において、町有建物解体工事費1,353万4,000円、大矢野原演習場障害防止対策事業に係る現況調査委託料に599万4,000円、熊本県総合エネルギー計画の市町村モデル地域支援事業委託料に600万円を計上しました。

3款民生費では、社会福祉費として、障害者福祉費6億5,893万1,000円、保険事務費10億8,584万1,000円、老人ホーム運営費1億5,084万4,000円、低所得者対策の臨時福祉給付金給付事業に3,473万2,000円のほか、特別会計繰出金として、国民健康保険特別会計へ1億8,657万5,000円、介護保険特別会計へ3億5,600万8,000円、後期高齢者医療特別会計へ1億594万円を計上しています。児童福祉費には、児童手当1億6,980万円、私立保育園運営費負担金2億3,800万円、児童福祉施設費に3億8,531万8,000円、子育て世帯臨時特例交付給付金給付事業638万8,000円を

計上しました。このほか、子供及び保護者への支援策として出産祝い金並びに子ども医療費助成金の拡充を行っています。また、歳入では、保育料の徴収基準を基準額の6割から5割への負担軽減を行っているところです。

4款衛生費には、健康診査や各種予防接種の委託料9,900万円、浄化槽設置整備事業補助金2,582万5,000円、住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム補助金3,100万円のほか、病院会計繰出金1億7,000万円、簡易水道特別会計繰出金1億4,742万円を計上しています。

5款農林水産業費では、農業費に集落営農推進事業助成金300万円、中山間地域対策費3億6,172万3,000円、多面的機能支払事業費2億3,785万7,000円、環境保全型農業支払支援対策事業費1,692万6,000円、人・農地プラン事業費4,953万円を計上しています。林業費には、イノシシや鹿などの有害獣被害対策として、有害獣被害防止対策事業に1,000万円、有害鳥獣捕獲隊助成金1,943万円を計上しています。このほか、山のみち地域づくり交付金事業費5,845万1,000円、道整備交付金事業費4,049万1,000円を計上しました。

6款商工費には、浜町商店街拠点施設に係る実施設計委託料800万円、空き店舗の活用や起業家支援により、商店街の活性化を目的とした店舗改修工事助成事業に190万円、ふるさと寄附金の拡充を図るための謝礼金やパンフレット作成費等に109万1,000円を計上しました。このほか、国民宿舎特別会計繰出金として7,148万7,000円を計上しています。

7款土木費では、道整備交付金事業、大矢原演習場周辺民生安定事業、社会資本整備総合交付金事業等の道路橋梁費に15億5,532万5,000円を計上し、このうち、高速道路整備関係事業費として、北中島インターチェンジ整備関連工事に3億6,010万円を計上しています。

8款消防費には、上益城消防組合負担金3億3,460万円、小型可搬ポンプ購入費1,400万円のほか、災害対策費として災害用備品購入費や自主防災組織補助金を計上しました。

9款教育費には、学校教育の情報通信化を図るため、電子黒板の導入経費及びデジタル教科書の購入費を、社会教育費では、矢部高校支援策として、進学助成金等426万6,000円、文化的景観事業に366万8,000円を計上しました。

議案第25号、平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ32億3,771万6,000円計上しました。主な歳入は、国民健康保険税5億8,827万1,000円、国庫支出金7億8,649万4,000円、共同事業交付金7億6,593万7,000円、一般会計からの繰入金は1億8,657万5,000円です。主な歳出は、保険給付費19億2,430万9,000円、後期高齢者支援金等3億3,377万円、共同事業拠出金7億4,363万円です。

議案第26号、平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,829万3,000円計上しました。主な歳入は、医療保険料1億2,179万5,000円、一般会計からの繰入金1億594万円、主な歳出は、広域連合納付金2億2,516万4,000円です。

議案第27号、平成27年度山都町介護保険特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ27億9,739万1,000円計上しました。主な歳入は、保険料4億3,135万9,000円、国庫支出金8億516万2,000円、支払基金交付金7億6,363万円、県支出金4億621万1,000円、一般会計からの繰入金3億5,600万8,000円です。主な歳出は、保険給付費27億999万8,000円、地域支援事業費

5,741万9,000円です。

議案第28号、平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ7,149万2,000円計上しました。歳入は、一般会計からの繰入金7,148万7,000円、歳出は宿舎経営費として212万8,000円、公債費6,936万2,000円です。

議案第29号、平成27年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ604万8,000円計上しました。

議案第30号、平成27年度山都町簡易水道特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,940万円を計上しました。主な歳入は、水道使用料等9,243万7,000円、国庫支出金8,680万円、町債1億2,940万円、一般会計からの繰入金1億4,742万円です。主な歳出は、一般管理費8,717万5,000円、山都中央地区簡易水道整備事業及び管内簡易水道整備事業に2億1,915万2,000円、公債費に1億5,258万円です。

議案第31号、平成27年度山都町水道事業会計予算については、収益的収入、収益的支出いずれも8,161万2,000円、資本的収入68万4,000円、資本的支出として3,353万円を計上しました。主な建設改良事業は、配水施設改良事業です。

議案第32号、平成27年度山都町病院事業会計予算については、収益的収入、収益的支出いずれも10億6,456万4,000円、資本的収入2,727万3,000円、資本的支出として4,290万5,000円を計上しました。

議案第33号、議案第34号及び議案第35号の町有財産の無償貸付については、町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

議案第36号、第2次山都町総合計画の策定については、総合計画を策定するためには、山都町総合計画条例第6条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

議案第37号、山都町辺地総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

議案第38号、上益城消防組規約の一部変更については、上益城消防組合消防本部の新庁舎建設により事務所の位置が変更となるため、上益城消防組規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経る必要があるため提案するものです。

同意第1号、山都町教育長任命について同意を求める件は、教育長を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1頁及び附則第3条の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものです。

同意第2号、山都町副町長の選任について同意を求める件は、副町長を選任するためには、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますよう、お願いいたします。

なお、説明書には記してございませんが、町道上鶴線道路改良工事、町道上鶴線橋梁下部工工事、町道長谷線道路改良工事 1 工区の 3 件の工事請負変更契約の締結については、準備が整いましたら、今会期中に御提案を申し上げることといたしております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届出は、本日午後 2 時までをお願いします。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時43分

3 月 10 日（火曜日）

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
2. 平成27年3月10日午前10時0分開議
3. 平成27年3月10日午後3時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 2番 藤原秀幸議員
- 7番 江藤 強議員
- 12番 中村益行議員
- 4番 後藤壽廣議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤 強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 11番 田上 聖 | 12番 中村益行 |
| 13番 佐藤一夫 | 14番 中村一喜男 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|------|-----------|-------|
| 町 長 | 工藤秀一 | 教 育 長 | 山下明美 |
| 総務課長 | 坂口広範 | 清和総合支所長 | 佐藤珠一 |
| 蘇陽総合支所長 | 有働章三 | 会 計 課 長 | 田上博之 |
| 企画政策課長 | 本田潤一 | 税務住民課長 | 甲斐重昭 |
| 山の都創造課長 | 檜林力也 | 農林振興課長 | 藤島精吾 |
| 建設課長 | 江藤宗利 | 農業委員会事務局長 | 山本祐一 |
| 環境水道課長 | 江藤建司 | 健康福祉課長 | 門川次子 |
| そよう病院事務長 | 宮川憲和 | 老人ホーム施設長 | 小屋迫厚文 |
| 隣保館長 | 西田武俊 | 学校教育課長 | 田中耕治 |
| 生涯学習課長 | 藤川多美 | 地籍調査課長 | 藤原栄二 |

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

7人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日3人したいと思います。順番に発言を許します。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 皆さん、おはようございます。

新庁舎も昨年末ようやく完成をいたしまして、3月定例会、この真新しい議場で初の質問者となりましたことを光栄に思いますとともに、責任の重さも感じております。

3月と申しますと、1日に高校の卒業式、中旬には各中学校、そして下旬には小学校、保育園の卒業、卒園式もあり、巣立ちのときでもあります。また、梅の花を皮切りに、さまざまな花も順次咲き、草々も日増しに草丈を伸ばし、きょうちらついております雪もなごり雪、忘れ雪というような言葉で表現されるような季節となり、春の日の光とともに希望と期待を1年中で最も感じさせるときではないかと思っております。

しかし、我が山都町の現状と将来を考えますとき、このような感傷にひたっている余裕はないように思います。私も議員も、また町執行部も、もっともっと危機感と緊張感を持って、町政、行政運営を行っていかねばならないというふうに思っております。そのような意味合いも含め、幾つかの質問をさせていただきます。適切な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） まず、最初の質問でございしますが、国のほうで昨年来言われております地方創生という事業につきましてお尋ねいたします。

きょう、議場に入ってまいりますと、私どもの机の上に地方創生に関するDVDが配付されており、これを見ておりませんので、ちょっと詳しいことは意に添えない点もあるかと思いますが、わかっている範囲でお尋ねしていきたいと思っております。

この事業につきましては、昨年、国会で法案も成立をいたし、27年度より本格的に始動するようございしますが、提案理由の中にも一部触れられておりますが、その概要につきまして、企画政策課長、御説明をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。

ただいま藤原議員から、地方創生ということで、御説明を申し上げたいと思います。

DVDにつきましては、国のほうから各議員さんにも配付してごらんいただくようにということでございましたので、こちらのほうで複製してお配り申し上げました。あわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

さて、地方創生でございますけれども、地方創生につきましては、まち・ひと・しごと創生法というのが昨年の11月に施行されました。関連法案としましては、地方再生法というものも改正されております。

その法律の内容ですけれども、地方創生総合戦略を、まず、国がつくり出すということが1点。それから、それにあわせて、県と市町村も地方版の総合戦略の策定に努めなければならないというのが2点目でございます。それから、3点目に、国は、まち・ひと・しごと創生本部を創設することと、大まかにそのようなものになっております。

これを受けまして、内閣府のほうから町のほうに対してですけども、今言いました地方版の総合戦略、町は総合戦略をつくりなさいと、ほぼ義務的ということで、日本全国全ての自治体がつくることになるというふうに受けとめております。また、国の総合戦略、それから人口の地方基準というのをつくりませんが、地方版の人口ビジョンも策定しなさいと。

3点目に、その期間は今後5年間であると。5年の目標、それから施策を提示しなさいということでございます。

これを受けまして、今後のスケジュールになりますけれども、これらの通知を勘案して平成27年度に、山都町版の人口ビジョン並びに山都町版の総合戦略を策定しなければなりません。まず、山都町の厳しい急激な人口減少を鑑みながら、人口ビジョンを先行させて策定したいというのがまず最初でございます。並行して町の総合戦略の策定を進めていくとなります。

きょう、机上にお配りしておりますが、その中にも石破大臣のそういうメッセージが込められているところでございます。ですから、国が昨年の12月27日に国の戦略を発表いたしました。これを受けて、熊本県も、それから全国の各市町村もそういった戦略をつくるということでございます。

手順でございますが、まず、町において地方創生推進本部というのを行政内部に設置したいと思います。また、その下には、当然のことながら、検討グループ、ワーキンググループを設置したいというふうに思います。また、もう一つ重要なことは、よく言われますけれども、産官学金労言、それに住民という七つの分野から有識者を募りまして、そこで、今のところ仮称でございますけれども、山の都総合戦略推進会議というものを置きたいというふうに思っております。産官学金労言というのは、産業、商工業、それから官は恐らく行政、学は学校関係の高校なり大学ということ今のところ想定しています。金は金融機関、労は労働機関、言はマスコミ等をあわせております。全部がこの町にそろうかどうかわかりませけんけれども、そういった有識者にお集まりいただいて、このことについては向かっていきたいというふうに思っております。

また、人口ビジョンにおきましては、国が提供するさまざまな情報を、規制を撤廃して各自治体には提供するというところでございますので、そのビッグデータの分析、これが非常に重要なこ

とではないかと。国の人口問題研究所等は、いつも言うておりますように、この町も1万6,000人から8,700に減るという予想が出ておりますが、それがどういったことでそういうふうになっているのかということについての分析、解析、それについてどうしたらいいかということを検討するという分析を27年度に行いたい。それをもとに施策を練っていくべきではないかというふうに思っております。そのようなことで、今後、27年度については取り組んでいくこととなります。

なお、今回、補正予算で出している分につきましては、地方創生の先行型ということで、まず、とにかく先に取り組みなさいということで、幾つかの事業を提案しております。また、消費喚起型といいまして、まず、地方の消費を喚起しようということで、消費喚起型というものも、今回、先行的にやりなさいということで補正予算が来ておりますので、その事業において取り組む予定でございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 本事業は、人口ビジョンの策定、それから地方総合戦略の策定、そして、一つは、今、最後におっしゃいました先行型の消費喚起型事業と、そういったものがおおむねあるということで理解していいのかなというふうに思っております。

まず、人口ビジョンでございますが、このことにつきましては、今議会で審議されます第2次の総合計画の中で人口ビジョンも示されております。おおむね、それと同じような数字になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。ということになれば、目標年次が5年後ということですが、1,400名前後の人口というようなことでよろしいのでしょうか。

課長、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 人口ビジョンにつきましては、おおむね、この第2次の総合計画につきましては、後ほど御説明する機会をいただきましてありがとうございます、およそ10年後に1万3,000ということを目標にしたいというふうに掲げました。

今回の人口ビジョンにつきましては、おおむね2060年、45年後についてまで想定しなさいということでございますので、この総合計画では、その中の10年後ということで想定いたしましたけれども、人口ビジョンにつきましては、45年後、もしくは25年後についてのビジョンを策定しなさいということでございます。非常に厳しいこととなりますが、今回は、先ほど申しました人口問題研究所の推計でございますが、これを、どうしてそうなるのか。自然増減がございます。出生とか死亡されたりとか。それから、社会の増減、転出入がございますが、そういったものを分析する必要があるということでございまして、単に今の状況でいくと、将来、8,700人に半減するよということでございますので、どうしてそうなるかの分析を行いたいということでございます。

ですから、総合計画では、10年の目標であることと、長期ビジョンでは、さらに長期であるということの違いがございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。

大体5年後が目標年次、それは地方総合戦略のことかなというふうに思いますが、人口ビジョンについては25年先までということになりますと、これは、今、課長もおっしゃいましたが、大変な数字が出るのではないかというふうに、本当に危惧をいたしております。それと、その算定の基準、それは、おおむね国勢調査たびの人口で、過去のデータをもとにして推計するというようなことになるかと思いますが、国勢調査をするたびに推計よりも実際の人数が下がっているというような、人口が減っているというふうな現状かというふうに思っております。そういったことで、この人口推計については、本当にシビアに出していただきたいというふうに思います。

それから、将来のことですので、現時点でというようなことでわかりますけれども、今、おっしゃいました総合計画の中で、人口が10年後に1万3,000人という数字が掲げられております。それを読みましたが、その中で、社会減を抑制することでというような文言が入っております。まさしく、私ども含め、このことが行政に求められている課題だと思っております。

そこで、山都町としましては、地方創生総合戦略策定につきまして、どのような事業を、どのような手順、スケジュールをもって実施されようとしているのかということ、今、わかっていること、考えられていることで結構でございますので、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 今後、どのような事業を予定するのかということでございますけれども、具体的な政策につきましては視点が四つございます。

一つは、地方に安定した雇用をつくること、創出することということでございます。

2番目に、地方へ新しい人の流れをつくりなさいと。

3番目に、若い世代の結婚、出産、子育てについて、切れ目のない支援を行いなさいと。そういった子育ての希望をかなえるというふうに表現されております。

4番目に、地域に合った地域づくり。山都町らしい地域とはどういうものかということで、地域づくり、安心な暮らしを守る、そういう地域の連携を図れる政策を練りなさいということで、四つの視点で政策をつくりなさいということが一つでございます。

もう一つは、先ほどの人口ビジョンにも関係しますけれども、そういう政策につきまして展開したことにつきましては、毎年見直しをなささいと。人口ビジョンも、今、議員がおっしゃいましたように、かなり長期のことを想定したのでとあって、これで終わりではなくて、毎年見直しをなささいということでございます。それが一つ。

もう一つは、今、申し上げました具体的な政策についても必ずチェックをなささいと。評価指数を置いて、目標を置いて、それがやれたかやれなかったか、そういうチェックを行いなさいということでございます。これにつきましては、指数というのをどこに置くかというのは非常に厳しく受けとめているところでございますけれども、そういったことを目標と点検も行いなさいということでございます。

具体的な政策でございますが、実は、現時点におきましては、具体的な、これをやりましよう

という話はまだ策定しておりません。ただ、一応、国が示したものを勘案して策定しなさいということですので、一つには、地域産業の競争力、なかなか厳しいものがございますけども、町で包括的な創業支援とか中小企業の支援、そういったもの一つ考えなさいということがございます。

また、地方への人材の還流といいますか、地方への人材の流入を促すために、地域の仕事、支援のセンターみたいなものをつくりまして、そういったもので地域で働く人の人材を育成しなさいと。

さらに、今度は、今を具体化しました地方への移住の推進ということございまして、そういった移住を促す仕組みを設置しなさいと。また、この山都町におきましても、地域の拠点をつくりながら、それぞれ各企業とか、それから、いろんな関係会社の地方移転に活用できないか、誘致できないかということも一つございます。

またさらには、別に都会で仕事をしなくても、もう地方でも仕事ができるということは、今、可能でございます。もちろん、今般、また御論議いただきますけども、光ケーブルとかの布設が必要かもしれませんが、情報基盤の整備におきまして、そういったことで遠隔地の勤務も可能ではないかということが一つ上げられております。

それから、次には、若者雇用対策ということでございますけども、いかにそれを推進するかという政策を打つことになると思います。

また、一番重要であります、結婚、出産、子育ての支援。この辺にどういった支援を持っていくか。

それから、地域におきましては、やはり、人口減の中で、今、各集落の今後の存続が非常に厳しい視点を持って見なければなりません、それでも、なおかつ、地域ごとに拠点を持ちながら、周辺の小さい集落との連携を深めていく活動が必要ではないかと。これにつきましては、恐らく、自治振興区単位で、そういった方向性を持っていくべきではないかということでございます。

そういった視点は持っておりますけれども、この具体的な政策につきましては、このように幅広い範囲で、産業、それから、子育て、福祉、それから、地域づくり、全ての面で具体的なことを検討して政策化したいということで、現時点では申しわけございませんが、27年度の論議に委ねたいというふうに、現在は考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 大体わかったわけですが、本事業につきましては、もう、マスコミ等で騒がれておまして、町民の皆さんの期待も大きいと思いますし、手上げ方式とか言われまして、自治体を、ある面では、競争させるような事業でもあります。先ほど申されました地方創生本部、山の都何とかとおっしゃいましたね。それを山都町としてはつくっていきたいというようなことで、産学官、他、有識者も交えた中での決定ということでございますが、いずれにいたしましても、たたき台は本町の役場のほうでつくられるわけであります。そういったことで、役場職員の皆さんのスキルの高さを見せる事業でもあろうかというふうに思っております。そういったことで、机上のプランでない、実のある事業、ビジョンを策定していただきたいというふ

うに思います。

次に、ちょっと先ほど触れられましたが、先行型消費喚起型事業ということでお尋ねいたします。

補正予算の中で、プレミアムつき商品券、補助金というようなことで4,383万5,000円が計上されております。このことだと思いますが、発行額をどれぐらいに、また、プレミアムの割合をいかほどとお考えでしょうか。さらには、発行時期、町民の皆さんへの周知、その販売等々、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 詳細については担当課長から答えていただきたいと思いますが、ちょっとその前に、今般、この地方創生にかかります消費喚起型では、国から4,283万5,000円の交付金、それから、先行型というものにつきましては、4,620万7,000円と、おおむね4,200万と4,600万の交付金が来ると。これを、今回、補正の中で、先行型もしくは消費喚起型で準備しながら予算の計上をいたしているところございます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） お答えしていきたいと思います。

3月の補正予算のほうで、先行型ということで予算を組ませていただいておりますので、その予算審議の中でも、また詳しく説明したいと申し上げたいと思います。

この、先行型ということで、できるだけ早く消費喚起を促すということで、商工観光課が、当初やっておりましたけれども、1月1日から山の都創造課という新しい課ができましたので、こちらで所轄して、できるだけ早い時期に交付を決定していきたいということで予算を上げております。

概算で言いますと、約4,000万、消費喚起型ということでしております。今、商工会、それから、観光協会、いろんな商工団体と協議を重ねております。一応、概算といたしましては4,000万円、消費全体としては約2億4,000万円になります。

プレミアム商品券の額として、1枚に対して2,000円のプレミアムがつくということで、一応、予定をしております。それでいきますと、約4,000万円交付しますので、総額としては2億4,000万円になるということで、その1枚の商品券につきまして、1枚1,000円にするのか、あるいは500円にするのか、そういったところも、今後、詰めていきたいというふうに思っております。これは、当然、予算審議の中で議論していただいた上でのことになりますので、内部的には、そこらあたりについて、いかに町民の皆さん方に普及して消費をしていただく、それから、商店街の皆さん方に消費の喚起ということでつながるようにしていくかということの詳細に検討した上で、分析した上で、最終的に決定していきたいというふうに思っております。

また、今、商工会と詰めておりますので、その辺についても詳細については、また、予算の中で説明していきたいと思っておりますけれども、やはり、山都町内の消費を喚起して、商店街の活性化、地域の活性化につなげていくということが一番大事でございますので、そこらあたりが、どれが一番正しいことになるかということをしっかり議論していきたいというふうに思っております。

ます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。

いずれにいたしましても、不公平感が生じないようなことで、プレミアム商品券の発行、販売を考えていただきたいというふうに思います。

また、地方創生事業、この事業で、本町が抱えます人口減の問題を筆頭とするさまざまな問題が飛躍的に解決するとは思われないのはもちろんであります。他の政策ともリンクも考えながらの地方創生総合戦略の立案をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

あすは3月11日、あの東日本大震災から4年目を迎えることとなります。そこで、防災についてということで質問をいたします。

まず、本議会の議案7号ということで上程されております条例の中での機能別消防団員設置についてお尋ねいたします。

消防団員の減少、町外での勤務団員の増加ということで提案理由の中で申し述べられています。昼間の消防団員の在町率といいますか、町内におられる、平均的に出動できる団員の割合は、分団によって違いはあろうかと思いますが、現在いかほどだというふうにお思いでしょうか。

担当課長、総務課長だと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

ただいま、機能別消防団員制度につきまして御質問がございました。議案のほうで、また、しっかりと説明をさせていただきますけれども、まず、この制度の背景も少し説明をさせていただきますというふうに思っております。

この制度につきましては、消防団員数の減少というものがございます。全国では、この10年間で約5万人もの消防団員が減少しております。地域の消防力の低下というのが非常に懸念されております。本町でも例外ではなく、合併時、約900名おりました消防団員数が、昨年4月の段階では約700名と200名程度減少いたしております。加えて、御指摘がありましたように、団員のサラリーマン化が進みまして、勤務の関係上、日中、町内にいない団員が増加するなど、特に平日の昼間の防災活動の担い手を十分に確保することが困難な状況になってきております。

御質問にありました件ですけれども、本町では、この700名の消防団員中、約140名、2割の団員になりますけれども、町外に勤務をしているというふうな状況でございます。このことは全国的な傾向でございまして、こうした状況を踏まえまして、先般、消防団を中核としました地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。地域における防災体制の強化について規定がなされたところでございます。

将来にわたりまして、地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在であります消防団の強化のためには、引き続き、消防団員の確保に向けた一層の取り組みを行っていく一方で、今回、防災体制の強化をさらに図るために、機能別消防団員制度というものを導入した

いということでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 2割ぐらいが町外にお勤めだというようなことでわかりました。それから、提案の中ですが、一定の役割に限定しという項目がありまして活動するとなっておりますが、その一定の役割とはどのようなことかお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、機能別という言葉は、これが一定の役割を示しておるんですけれども、これは、能力や実情に応じまして、特定の活動にのみ参加をする消防団員のことをいいます。全国的な類型から見ますと、大規模災害のみに任務を特定しました大規模災害団員ですとか、林野火災において森林に熟知した団員によります林野火災対応団員、こういったものが、一応、機能別消防団というふうに呼ばれております。

今回、本町で導入しますものは、地域や住民の実情に精通しました消防団員のOB等を、特定の災害任務、これは自分の管轄分団、こちらの災害や防災業務、その任務だけに従事させる制度として導入をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） はい、わかりました。

ちょっと私の読み込み不足かもしれませんが、7号議案の中では、機能別消防団につきましては、消防団の、消火ですか、消火能力の維持というようなことで書かれていたように思いますが、それは、例えば台風であったり、そういった災害に関しても、地区内であれば出動を願うというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 主には、今、議員おっしゃいましたように、火災の対応ということは考えております。また、どうしても、それに加えて、現在では自然災害等々発生が多々ございますので、そういった対応にもぜひお願いしたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） そういった、ちょっといろいろ細々したことにつきましては、まあ心配だけでも始まりませんので、実際に始動してからでもよいと考えます。

しかし出動時の傷害等の共済といいますか、保険についてはどのようにお考えでしょうか。

また、報酬は支給しないとなっておりますが、年に1回、2回の機械器具等の訓練は必要だというふうに思います。そこで、組織体への幾ばくかの手当といいますか、助成があってもしかるべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、保険のことについてですけれども、公務災害につきましては、現消防団員と同じ適用ということになります。

それから、処遇につきまして、報酬のほうは支給をしませんというふうにいたしております。ただ、出動をいただきましたらば、出動手当は、これも基本団員と同じく、1回2,000円という

ことを御支給をしていきたいというふうに考えております。

なお、確かに、訓練等も、こちらにも必要があれば、その分団等で考えていただきまして、実施をしていただくという形になるかと思っておりますけれども、平常時の消防の関連行事には参加ということは求めているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 3月1日の山都町の消防団出初め式は、冷たい雨の中、団長を初め団員全てが、本当に士気の高い出初め式を見せていただきました。地域を守るという気概を感じさせていただき、大変頼もしく安心感を与えていただきました。そういう本町消防団のOBの方が主となる機能別消防団につきましては、報酬や手当を求める人は少ないと思いますが、条例の中に組み込むとなれば、今おっしゃったような形での対応をしっかりとさせていただくようお願いいたします。

次に、自主防災組織につきまして質問をいたします。

その組織率は自治振興区単位で考えますと、現在いかほどでしょうか。さらに、どのような活動をされているのでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 現在の組織率ですけれども、60.5%でございます。今後も、この自主防災組織につきましては、組織率の向上というものを、先ほどの機能別消防団と基本消防団を補完しながら組織化の向上を図っていくということを考えております。

機能別消防団のお話が冒頭に出ましたので、そちらとの違い等を少し述べさせていただきますと、自治組織で自主防災組織を編成していただきますけれども、いわゆる活動につきましては、防災活動の普及啓発ですとか防災訓練や地域の防災安全点検の実施といった活動が自主防災組織には求められております。また、災害時にありますと、初期消火ですとか住民の避難誘導、それから負傷者の救護ですとか、そういったいわゆる後方支援的な部分をお願いしたいというふうに思っております。

機能別消防団につきましては、先ほど来申しておりますように、消防団の団員ということになりますので、消防団と同じような活動になるということで、そこで、自主防災組織とは活動内容が違ってくということになります。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 60.5%の組織率というようなことでございますが、新庁舎の開庁と同時に行われた機構改革の中で総務課の中に防災係も設けられました。

どうでしょうか。山都町版自主防災組織設立の手引書みたいなものは、ただいま現在あるのでしょうか。

課長、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 町独自のやつは現在は作成はしておりませんが、国、県あ

たりでつくっておりますものに準拠して、そちらを手引きとして使っているということでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） あくまでも、国、県のほうが基準ということでございますが、町独自の災害も想定される面もあろうかと思っておりますので、そういった点も考えて、手引書なりをぜひとも作成をしていただきたいというふうに思います。町長も防災・減災のまちづくりについては、政策の大きな柱の一つとして就任当初より申されておりますので、火災、風水害、土砂災害、大雪等と予想、想定されますさまざまな災害に備える、また、昨年、社会福祉協議会の中で作成されました社会的弱者への災害時の対応、そういった全てを含んだ自主防災組織を全町にわたり組織する必要があるというふうに私は思っております。

そのためにも、先ほど申しました手引書であったり地域班を中心としたサポート体制であったり、また、必要とあれば財政的な支援もするといった取り組みが必要だと思っておりますが、このことにつきましては、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 計画をつくるというのは大事なことであると思っております。ただ、それだけではなく、訓練というのが非常に重要であると思っております。動かないということでは相なりませんので訓練をあわせてやる。そして、高齢者が多くございますので高齢者については一時避難というよりも、2日目にまたがるようなときは、そこではやっぱり難しい場合があります。やはり、そういう二次的な避難のところまで考えた、本当に実際のことを想定した訓練を行うべきだというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 自主防災組織の立ち上げに当たっては、自治区全体の話し合いはもちろんです、自治区を構成する集落単位での話し合いも必要になろうかというふうに思います。このことが、集落営農事業の中でも言われます、地域を知りコミュニティーの維持にもつながると、そういうふうに思いますので、ぜひとも早急に、いざというときに役立つ組織の立ち上げに、行政としての指導力を発揮していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

高齢化率の高い山都町の中でも、特に限界、崩壊集落と世間で言われます地域においては、町道の草刈りはもちろんのこと、側溝、また、竹や樹木の枝が町道の上に覆いかぶさっている地区、または町道があるというふうに思っています。このような現状について、建設課はどのように対処していこうというお考えでしょうか。

建設課長、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 限界、崩壊集落と言われる地区への対応、町道の維持管理等についての御質問がございました。お答えさせていただきます。

現在、町道の維持管理におきましては、橋梁、トンネル、道路構造物等の点検、補修に重点を

置くことが義務づけられており、少ない予算の中でやりくりをしながら早急に対応が必要な危険箇所の修繕等を実施している状況でございます。

お尋ねの点は、地域にお願いしている集落内道路の草刈りや側溝の泥上げといった日常の維持管理が困難な状況にあることに対し、町はどのような対応をするのかということだと思っております。

年1回、不特定多数の方が利用されております1級町道等約190キロの草刈りを行うにも、1年3,000万円程度の一般財源を要しているところでございます。この予算を増額していくということにつきましては、現状の財政状況等からしても困難かと思っているところでございます。

高齢化が進んでおります集落におきましては、農道や田畑の畦畔等の草切りも非常に困難になっていることは理解しておるところでございますが、このような現状の中で今までどおり道路パトロールや地域からの通報によりまして危険箇所の確認ができた道路等につきましては、早急な現場対応を実施することに何ら変わりはないところであると思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、おっしゃられた点は、大変、財政的な面でなかなか難しいというようなことはわかりますが、清和地区で申しますならば、緑川地区においては地形的条件の悪さが一番の要因と考えられますが、中山間地事業も農地水事業についても、対象となる要件を備えておりません。そういったことで、入ってくるお金もないというのが現状であり、本当に厳しい現実があるというふうに思っております。

そういった地区については、特例的にやはり町道の1級2級3級とかにとらわれず、地域とも話し合いをしながら側溝上げや高畦切り等を町主導で進めていただきたいというふうに思うわけでございますが、日の当たらないところに目を配るのも政治でございます。

そのことについて、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、課長が申し上げたとおり、非常に高額な町の単費を要しております。ただ、高齢化率も高くなって、やはり、町道の維持管理というだけでなく、畦畔、自分たちの田んぼのあぜとか、そういうことも非常に維持管理が難しくなっている。

そして、一方で、この建設業の作業員の方も高齢化しているということもございます。やはり、そういうことを考えますと機械力を検討するべき時期にもう来ているんだというふうに考えます。町のほうで、その辺の検討を、今、進めているところでもございます。そして、これを、よければ町のほうで購入をして貸し付けていくというようなことも考えていくことも重要ではないかというふうに考えております。この辺については、今、検討を進めておりますので、予算計上あたりを、その時期に来ましたらやって、説明もそのときさせていただきたいなというふうな考えでもございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、町長が申されましたが、機械力の利用というようなことで、これは全町にわたることでもありますのでお尋ねいたしますが、高畦切りについては、今、町長もおつ

しゃいましたが、特に重機を利用した機械があるというふうに聞いております。

そのことについて、建設課長、専門でございますので、情報をお持ちでしたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） やまトーク等でも、地域の労働力が非常に高齢化しているということで、高畦切り、さしかかり木の状況については非常に苦労しているということで御質問等があったところでございます。

その後、町長のほうからも、やっぱり、もう、時代の流れとして、重機を考えたらどうだろうかということで御相談がっておりますので、近隣の重機会社のほうにお尋ねをしまして、リースの部門と買い上げた場合の部門とで数字を一応つかんでおります。

買い上げた場合、0.1立米の重機ですと400万から500万、それから0.2の重機ですと700万から800万、それからアタッチメントですが、アタッチメントもいろいろございまして、粉碎型のアタッチメントと、それから刈払機の大型のアタッチメントという部類に分けられますけれども、刈払機のアタッチメントですと70万から80万、それから粉碎型ですと100万以上というようなこととございます。購入した場合には、どうしても、オペレーター、それから作業時の保険、それから事故対策、それから利用規定等も、今後、必要になってくるのではないだろうかと思っております。

それから、重機会社のリース部門も調べてみますと、0.1で日の料金が約8,000円、それから0.2立米の重機ですと9,000円、アタッチメントにつきましても、円盤式ですと2万円、それから粉碎式ですと2万5,000円ということで、それから、リース部門では歯の損料等も設けられております。円盤式ですと歯の損料については6,000円、粉碎式ですと歯の損料は2,500円というようなことで、購入がいいのかリースがいいのかは、今後、十分検討して早急に対応ができるように段取りを図りたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） そういった機械が、本当に危険防止や効率的な作業に役立つことを期待したいと思いますし、今、課長のほうから、ぜひ前向きに取り組むというようなことで答弁があったというふうに思いますので、ぜひそのようなことでお願いをしたいというふうに思います。

次に、農業振興についてお尋ねいたします。

まずは、有害獣対策についてお聞きをいたします。

11月末までの捕獲頭数、イノシシで1,387頭、鹿で429頭というふうに聞いておりますが、その後の数字が出ておりますでしょうか。わかればお教えいただきたいというふうに思いますし、また、年度末までの見込みの捕獲頭数と昨年度との比較についてもお教え願いたいと思います。

農林振興課長、よろしくお願いいいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。

ただいま、藤原議員様からお尋ねありました現在のイノシシと鹿の捕獲頭数でございますが、

現在ちょうど確認作業を行っておりますが、その途中でございますが、予想として申し上げます。イノシシについては1,800頭、それから鹿につきまして700頭、さらに、現在、申し込みといえますか、報告が上がってきておりますので、これをさらに上回る捕獲頭数になろうかと思えます。

最終的に、現在申し上げましたので2,500頭ぐらいになりますが、3,000頭近くになってくるのではないかと思います。25年度の捕獲頭数が、イノシシにおきましては761頭、そして鹿が234頭の995頭でございますので、平成25年に比べますと約3倍の捕獲頭数になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 狩猟期間といえますか、このイノシシ、鹿なりの捕獲助成金といえますか、そういった形でお金が出ておる期間が、昨年度よりも延びたというようなことで数字も伸びているかというふうの一つ思えます。それから、これは狩猟者のほうから聞いたわけでありませんが、昨年も町に届け出以外に五、六百頭ぐらいの捕獲はあったのではないかというような話も聞いております。

それにいたしましても本年度は大変実績が上がっているというふうに考えます。捕獲頭数はふえております。それから、ワイヤーメッシュや電気柵の設置も整備は進んだというふうにして思っておりますが、本年度の被害については、これ予測は困難なわけでありましたが、かなりまだ被害も出るというふうにして思っております。

そういったことで、26年度と本年度の事業の取り組みの相違点等あればお聞かせいただきたいというふうにして思えます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） では、昨年度からの少し違いについて御報告を申し上げたいと思えますが、先ほど申し上げましたように、捕獲数につきましては約3倍近くになろうかと思えます。議員のほうからもありましたように、猟友会等の御理解を得まして、狩猟期間、11月15日から3月15日でございますが、これにつきましては25年度までその区間を除いております。しかし、26年度からは有害駆除期間としてほぼ1年間駆除してきた結果、このぐらいの捕獲数になるだろうという予想でございます。

捕獲奨励金等含めました経費につきましても、25年度が約1,100万程度でございますが、26年度の予想で2,300万程度の経費、予算等になろうかと思っております。

また、捕獲数が伸びた要因としましても、捕獲隊の隊員数の方々の増加もあります。25年度で40班233名の方々に御協力いただいておりますが、26年度に当たりましては46班の280名の方々に捕獲に御協力いただいているところであります。

また、全町的に捕獲頭数はかなりふえてまいりましたが、生息数の減少につながっているか、これは、今回、集落座談会等を回りましたときに被害地が狭まっているかという、なかなか言い切れない部分があるかと思いました。非常に、被害分布に偏った現象が発生しているというふうに見受けます。その原因につきましては、被害実績が上がらなくなっている地域がその中にあるということで、捕獲隊員の方がいらっしゃらないところとか、それから、高齢化になっ

て、やはり、捕獲技術、こういうものが伴わなくなっている、こういうものが原因だと思います。

先日、農業共済組合のほうに確認しましたところ、24年からでございますが、水稻共済につきまして、24、25、26と、それぞれ100万円ずつの共済金がまた上がっているようでございます。なかなか、水稻共済につきましても、被害がまたふえているという状況で、そういう状況を踏まえながら、また強力に捕獲対策を進めていく必要があるかと思えます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。捕獲頭数もふえたということでございますが、認識としては被害は減るといのは確信がないというようなことだと思います。

今、おっしゃいました水稻共済につきましては、御存じのように、引受単収というのが、まず基本にあります。その、おおむねのところが420キロから480ぐらいの間だと思いますが、そうしますと、その3割以上の被害が出ないと共済金も出ないということで申請がないわけですね。ですから、実際は2割のところはもう被害が出ていない、共済組合には上がって来ないわけですね。ですので、実際の被害はもっともっとふえるというようなことも認識していただきたいというふうに思えます。

時間もおしてまいりましたので、頭数を減らすというのは、衆目の意見の一致するところだと思いますので、昨年度は実績が上がっているようでございます。こういったことで、ぜひ本年度も進めていただきたいというふうに思えます。

それから、イノシシといいますか、有害獣の処理加工施設につきましては、他の議員さんたちも多く質問をされるようでございますので、私は、ちょっと省きまして、農産物の宣伝、PRについてちょっとお尋ねいたしたいというふうに思えます。過去の質問の中でいたしておりますが、他産地、他地域との違いを際立たせるためにも、また、付加価値を高めるためにも、有機農産物、他の農産品にかかわらず宣伝PRは絶対に必要だと思いますが、本年度の予算の中にそのような取り組みがありますでしょうか。

農林振興課長、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

本年度の事業の中に、このPR関係の予算があるかということでございますが、実は、先ほど企画政策課長のほうから申し上げました地域創生の先行型ということで、今回、補正予算のほうに上げていただいております。

御存じのように、この豊富な農産品を使った加工品等も多くあるこの町でございますが、ただ、さまざまな形態を用いて消費者の手元に届けられているのが現状でございます。そのような中でPRや販売形態といった、そういうさまざまものを一体的となった取り組みで確立していく。こういうことが非常に必要かと思っているところです。

特に、青果品等につきましても、その魅力は農産品に付加価値をつけて6次産業化を推進するような、そういう農業所得につながるようなことも、今回、必要ということで予算化をお願いをしているところでございます。これを進めるに当たりましては、それをリードする組織等も必要

でございますので、仮称でございますが、山都町農産物ブランド化推進プロジェクトチーム等をつくりながら、情報班、そして新商品開発班、それから、販路拡大班等を設けまして、町も積極的にかかわりあいながら関係課と連携をとり、早急な対応として地域創生先行型で取り組みを計画しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、答弁がありました。ブランド化推進班というようなことで、本年、補正のほうで行うというようなことでございますが、いつも申しますように、山都の農産物の収量は平坦地に比べて大変低いわけでありまして。食味のよさ、高さであったり、農業用水の水質を含む安全性であったり、そういった違い、それをアピールすることがブランド化につながるというふうに思っております。このことが多くの農業政策を効果的にする近道であるというふうに私は思っておりますが、そのことについて、そういったサポートをすることが、行政の大事な仕事だとも思うわけでありまして、町長、いかがお考えでしょうか。

一つは、昨年ちょうど仁田尾区の初集会の席上、町長は、JAのトマト部会の部会長がその席におりまして、ポスターの要望がありました。町長は「つくりましょう」というようなことをおっしゃいました。が、1年たってもできていないというようなことでございますので、ぜひとも町長はそういった口に出したなら、係に指導してやっていただきたいというふうに思います。そのことも含めまして最後に町長の答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 農産物、そして、町の特徴である有機農業初めとする安心安全な野菜というのを広く知ってもらうためには、やっぱりPRというのが何よりも大事だと私は思っております。そして、今、販路先の拡大、これをやっぱり一番に進めなければならないということも重要な点でありますので、あわせてそういうことでPRをしっかりとしまいたいというふうに思います。やはり、その辺は、関係機関と、その産地の人たちと、しっかりと意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 時間もきましたが、そういったことで、きょう、質問の中で、本当に行政執行部としてはやるというような意見が多かったわけでございます。本当に口先だけでなく、ぜひともやっていただきたい、進めていただきたいというふうに思います。

最後にそのことをお願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） これをもって、2番、藤原秀幸君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） おはようございます。7番議員の江藤です。

きょうは寒い日が予想されましたけども、雪が多く舞う中で本当に寒いなという感じを受けております。

さて、山都町は平成17年月2月11日に3カ町村が合併しまして、本年の2月には10年を迎えたということであります。新町の将来像を「潤い、文楽、そよ風でつづる新しいまち」として五つの基本理念のもとに十年の総合計画を立てて、まちづくりを進めてきたところであります。

ですが、果たして、合併して本当によかったと実感できるのでしょうか。きちんとしたその目標が達成できたのかどうか、きちんと検証していく必要もあるではないかというふうに思っております。

合併当時の見通しのとおり、急速に少子高齢化、人口減少が進む中で、本町を取り巻く状況は本当に厳しいものがあります。今回の一般質問の中でも、皆さん、それぞれ、議員、いろんな厳しい指摘をされるかというふうに思っておりますけれども、山都町は本当に広大な面積を抱える中で、地域それぞれに課題が違っているというふうに思っております。それについては、やはりしっかりと知恵を絞りながら対応していくことが必要ではないかというふうに思っております。

先ほど、藤原議員のほうからも質問がありましたけれども、今後、自治体は、町版の総合戦略、それから地域ビジョンあたりを進めていく中で、頑張っていかなければならないという、政府の方向に沿って進めていかなければならないというふうに思っています。

このことはどういうことかという、先ほどもちょっと触れられましたけども、「本当に町自体がやる気のある町、頑張る町にしか応援しないよ」ということではないかというふうに思っております。それができなければ、この町の将来がどうなのかと、また自治体再編等々もいろんな問題が発生してきはしないかなというふうな気がしております。まさに、本当に待ったなしの状況でありますので、執行部、それから議会、そしてまた町民、いろんな方々の知恵をいただきながら、新しいまちづくりに進めていかなければならないというふうに思っています。

そういうことを踏まえながら、きょうは大きく三つ質問を用意いたしておりますけども、時間の中で、できる限り質問させていただければというふうに思っております。後は質問台のほうからいたします。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） まず初めに、大きく、合併後10年を迎えての総括と今後のまちづくりについてということで質問いたしております。

先ほども言いましたけども、合併して10年、町民の皆さんが本当に合併してよかったのかなと実感できていると思われるのでしょうか。どうでしょうか。

これまでの町政をどう捉えているのか、町長、お尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） これまでの町政をどう捉えているかということの御質問であります。

御質問を少し考えれば、平成の大合併をどう評価するかということでもあるかというふうに思います。平成の大合併というのは、行政需要の高度化、多様化への対応、少子高齢化社会の到来に対して教育福祉行政の強化をし、一方では、日常生活圏、経済圏の拡大がしているのだと、その対応をなさいと。地方分権の時代に入っている。その対応をしてくれというようなことが合併を促された要因だろうというふうに思いますが、これらの対応のためにスケールメリットを生かした地域の活性化を目指して、3町村が合併をしたという認識をしております。

そういう中で新しい町の方向性は、新町建設計画によって進められてきました。

その五つの基本方針について総括をしたいというふうに考えております。

1番目に、住民自治、住民参画社会のまちづくりという点では、合併後、28の自治振興区が立ち上がりました。この自治振興区の組織は本町の誇りであると思っております。独自事業を進める中で、地域自治が定着しつつあります。そして、一定の効果はあらわれているというふうに考えております。今後も、活発な地域づくりができる環境整備を支援していきたいというふうに考えております。

また、自治振興区ごとに開催しているやまトークでありますけども、活発な御意見をいただいております。今後も、これを続けていきたいというふうに考えております。

2番目に、自然と産業が一体となったまちづくりであります。これについては、農林業では、農林業に係る基盤整備、それと本町の特色である安心安全な環境保全型農業を支援してまいりました。また、重点施策として集落営農を積極的に推進をしています。

農業の後継者育成については、県、JAなど、関係機関と協力を図りながら取り組んでおりますけども、国庫補助の青年就農給付金などの活用によって、合併以降73名が新規に就農いたしました。これは年々増加傾向にあるということでございます。今後も新規就農者が安定した営農を図れるよう、ハウス導入、技術支援、そして農地あっせん等の経営基盤強化などの支援を継続していきたいと考えております。

課題としては、有害鳥獣被害が深刻さを増しております。生産意欲は低下しておることがございます。個体数を減らす取り組みが何よりも必要なのだというふうな認識をしております。

有機農業などの本町の特徴ある農業については、やっぱり販路先の拡大が最も重要であると考えておりますので、その辺の支援をさらに強力に進めていかなければならないということであります。

商工業振興については、繁盛店づくり、融資者要請、店舗改修支援等に努めてまいりました。しかし、過疎化や少子高齢化など社会の構造的な問題が商工業に重くのしかかっている現状があります。

今後、観光振興とともに観光産業が、地元の商工業、農業、そしてサービス業など、さまざまな産業などへ波及効果が高まるように取り組みを支援していくことが重要であるというふうに考えております。

自然と共生する美しいまちづくりでありますけども、循環型社会の環境に優しい生活様式と啓

発を図るため、そよう病院、そして新庁舎に太陽光発電等を整備してまいりました。今後も、再生可能エネルギーとなる水力、風力、バイオマスなどの発電などの事業を支援していきたいというふうに考えております。

道路整備については、生活環境を改善していくため、補助事業等により積極的に推進してまいりました。今後はより効果的な手法により、より整備進度を上げていくことが重要だと考えております。

住環境の整備としては、簡易水道の整備を推進していきたいと考えておまして、今後も未普及地区の改修に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

ほかにもございますけども、少し長くなりましたので、この辺で、かいつまんで主なところを説明させていただきました。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、町長から、るる詳しく説明いただきましたけども、それぞれ五つの基本理念に沿って幾つか説明いただきましたが、私の捉え方は違うんですね。やっぱり、果たして、この、今、成果があるようなお話もされましたけども、私は、はっきり言ってやっぱりこの自治体でもそんなですけども、多くの課題を抱えている中で、なかなか進まない中で、この町は特に大きく停滞してしまったなという感じを持っています。

停滞した理由の一つに、我々議会も一つ大きな責任があるのかなと。これまで8年間、工藤町長がなられる前の8年間においては、特に、議会が追認機関というのに成り下がってしまって、きちんとした監視をする機能が発揮できなかったということで、大いに反省しなければならないというふうに思っています。その点で言えば、今はきちんと、ある程度、議会としての機能ができているのかなというふうに思っておりますけども、これまでの10年間を見たときに、やっぱり、聞く姿勢、そして偏った町政をしないということが大事なのかなというふうに思っています。そういうのがあったがゆえに、私は今日の大きな課題、問題が本当にたくさん出てきたのではないかなというふうに私は捉えています。

基本的に、執行部のほうでも、やはり、10年を踏まえた中できちんと検証してペーパーにして、どの程度その総合計画が、目標が達成できたのか数字として出していただきたいなというふうに思っています。恐らく、当初の目的、数値目標が当初あったかどうかわかりませんが、余り、到達できたのはどうなのかなという感じを私は受けております。

そういう中で、今、こういう危機感がある中で、町民の方々から、本当に、我々議会とか執行部にも多分そうだと思いますけども、いろんな提案とか企画が出てきているかというふうに思っています。町民の方々も、本当に、いよいよこれはいかにぞという中での、そういった憂える気持ちから提案があっているかと思っておりますけども、そういった提案には真摯に向き合っていただいて、机の引き出しに置くんじゃなくて、やっぱりきちんとその都度回答していただきたいなというふうに思っています。

それから、庁舎については、こんな立派な庁舎ができましたけども、私自身から言わせると、まあいろいろ経過を知る私としては複雑な思いもあるんですけども、とにかく合併してからの、

この8年ないし10年の轍を踏まない、特に8年間の轍を踏まないことが大事でありまして、そういったものをしっかり反省していただきながら第2次総合計画に向かっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと次の質問に関連しまして入りますが、庁舎建設の件にちょっと触れたいと思いますけれども、私、広報委員をしているんですけども、自身の反省も込めて、誤解を招いたということで取り上げてみたんですけども、どういうことかと言いますと、先の議会広報15号について、町民の方々より、一般質問のやりとりの中での庁舎の比較表、これについて、工事価格について単価が安いということを言いたかったのだろうかとか、比較すること自体がおかしいのではないのかとか、そういった、実際またあの価格が、平米当たりの単価が妥当なのかというような話が耳に入りました。やまトークの中でもそういった話も出ているというふうにも聞いておりますけれども、そういう声の中で担当課より資料をもらいまして、私もよその町の部分についての資料はもらえませんでしたけれども、清和、蘇陽については、いただいた中で自分なりに精査してみたんですけども、建設課長、実際はどうですかね。私の数字も後でまた言いますけれども、まず、建設課長が、もう一回計算し直した中での説明をちょっとお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） お答えいたしたいと思います。

庁舎建設についてということで、議会だより山都第15号、庁舎問題の平米当たりの単価、他との比較が一部議会だよりに掲載されたことについての御質問だろうと思っております。

平成26年第4回の定例議会の中で、中村議員のほうから一般質問に対する答弁として、私のほうから答弁をしたところでございます。この件につきましては、お尋ねがありましたので近隣庁舎の平米当たりの単価を調査し回答したところでもございます。ライフバランスの範疇での答えをいたしたという考えを持っております。

厳密に言えば、他との比較はあり得ないとも思っております。社会背景、また環境、それから消費税等々も違いますし、立地条件等も違うようなところでございますが、昨年12月は御存じのように現場が総仕上げというような状況で御質問にお答えをしたわけでありまして、何分雑多、大きい時期に数字を出したところでございます。

数字の出どころにつきましては、議員にもお示ししましたとおり、それぞれの施設のパフレットの数字でございます。単純に総建設コストを延床面積で割りまして平米当たりの単価を算出したところでございます。厳密性に欠けるのではないかという御指摘を受けたところでございますが、社会情勢、物価価格、立地条件、消費税等、相違がありますので、一概には比較ということにはならないのではないかと思っております。

リーフレットを集めまして、原稿を書き上げたわけでございますけれども、何分12月25日の落成式に向けての清算大詰めという時期でありましたので、若干、精度の悪い比較になったのではなかろうかと思っております。

清和総合支所の建築につきまして、一番、比較の部分で御指摘があった部分でございます。設計監理費、それから議会棟及び庁舎の解体工事費、それから用地補償費等が清和の建築費には

入っておりました。総額をつかんで延床面積で割っておりますので、28万円を割り出しておりますけれども、そういう部分を差し引きますと24万ということになります。横の精査をやっておりませんでしたので、縦のみの総合数字ということでもあります。

蘇陽につきましては、リーフレット等から申し上げますと、単価がそれぞれ、同じ施設でありますけれども、保健センターについては平米当たり28万7,000円、地域福祉センターについては31万4,000円、庁舎については21万8,000円という単純な数字が出ております。で、同じ建物の中で平米単価が違うというのはいかなるものかということで、再度見直してみたわけですが、やっぱりこれは補助金をまず確定させて平米単価を出しているというようなことのございますので、全体で見たほうが良いということで全体の単価割る総平米数で29万という数字を出したところでございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、ちょっと、数字的なものを示していただきましたけれども、私も単純計算しまして、単純といいますかね、精査しまして、蘇陽の庁舎の場合、私は22万7,000円だったんですけども、清和の場合は24万ということでありましたけれども、やっぱり、今、課長がおっしゃったように、本当に単純に比較はできないのかなというふうに思っています。やっぱり、どだい、こういう比較をすること自体が無理があつて、今、課長がおっしゃいましたけれども、材料、経済的な部分、材料費の値段、あるいは、その庁舎への取り組み方、考え方、そういった部分もありますので、本当に十把一からげに幾らというように、ああいうふうに出てきますと、町民の方も、ちょっとやっぱりそうなのかなというふうに信じてしまいますので、その点は、きちんと出すときには、そういった部分もフォローしながら出していただきたいというふうに思っています。

こういった質問があつてやりとりがあると、私自身も言わなくていいことまで言わなければならないんですけども、単純に、例えば、今のは事業費なんですけども、総額で見たときは幾らなのかと、総額で延べ床面積を割るというのもおかしな話なんですけども、そうすると単純にいうと蘇陽のほうは31万、清和は29万、山都は49万というような形になってきますし、総事業費として5年間で分担した、その経費あたりも見れば相当な金額になってくるわけです、事業費としては、だから、そのあたりも含めて、きちんと、やっぱり、答弁に入るときにはちょっと吟味されながら答弁をお願いしたいなというふうに思っています。

ちなみに内訳でいいますと、一般財源あたりなんかはどうですか。蘇陽、清和は幾らずつ出しておられますか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） リーフレットから拾い上げるしかございませんので、リーフレットの数字を読ませていただきたいと思います。

総額が、蘇陽庁舎の場合が15億4,000万でございます。国庫補助等がありますので、それを差し引いて、それから庁舎基金、それから過疎債、一般ということになりますが、一般からは4,710万円ということで、それ以外は振興基金と一般単独債というようなことでございます。

○7番（江藤 強君） 清和は。ちゃんと質問に答えてないですよ。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 清和につきましては、大変申しわけございません、リーフレットには一般財源の算出が出ておりませんので、ちょっと答弁しかねます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 私が課長からもらったやつに書いてあるんですけども1,200万です。この本庁舎の場合7億なんですけれども、それがどうのこうのとは言いません。だけでも、そういった形で、それ自体も比較することもおかしいんですけども、数字としてはそういった数字であるということで、やっぱりつくる中においては、いろんな過程がある中で、その時々状況がありますんで、改めてちょっとその辺は聞いたところでありますけども、比較するものではないということは申しておきます。

今後とも、こういった質問には、きちんと申し上げましたとおおり、ある程度精査した中での出していきたいなど、また、補足説明もしていただきたいというふうに思っています。

続きまして、次の質問に入りますけども、工藤町政の2年間の成果はということにつきましては、これは、また、同僚議員が後で質問が入っているようでございますので、同僚議員にお任せしたいというふうに思っています。

それから、提案理由の中からのまちづくりについては、また後で関連して出てきますので、それと一緒に質問していきたいと思っています。

次の大きな2番目の質問に入りますけども、ちょっと時間がおしておりますけども、執行部のほうでも手短かに答弁お願いしたいと思っています。

大きな質問ですけども、海士町の島前高校の取り組み、島の活性化の講演を聞く中でということ聞いております。1月17日だったですか、有志の方々の主催によって貴重なお話を伺うことができました。

町長も行かれまして、最後まで聞かれたというふうに思いますけども、町長にお尋ねします。その講演を聞いての感想、それから学ぶべき点があったのか、また、学んだ点をどのようにこの町に生かしていきたいのか、生かせないのかも含めて、時間があれなんですけども、御答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 海士町の島前高校の取り組みということで講演を聞いての感想ということでもありますけども、一番は学校の役割を定義するというのが私は心に残りました。やはり、地域づくり手の育成機関でもあるんだということをおっしゃったのが強く心に残りました。次に、人の自給自足を考えるんだということおっしゃいました。地域において、生業、事業、産業をつくり出す、そういう考え方をしていらっしゃるということ。次に、地域を愛する人をつくるということを言われました。地域に残り、地域をよくしたい、地域に役立つことをしたいという人材を育てていきたいということでありました。

もう一つは、外からの留学の生徒は24人、3割までとするということでもあります。これは、先

に御紹介しましたとおり、地域を愛する人をつくるということにつながってくるものだと思いますし、地域に根差した学校をつくるんだという意味で大変重要だというふうに思いました。

最後に、三方よしを考える。これは、近江商人の思想、行動哲学でありますけれども、売り手よし、買い手よし、世間よしということでありまして、これを今に言いかえれば、相手よし、自分よし、みんなよしということでもあります。そういうことだろうと思いますが、このような姿勢がなければ、やはり簡単にはこういう体制はできなかったということでありました。そうだろうというふうに思います。住民の方が高校側を説得する、そして一緒になって進める、こういうことにつながっていったものだというふうに思います。以上であります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、町長から説明がありましたけれども、本当にたくさんの学ぶべき点があったと私も思っています。

やっぱり、高校に関しても、後でたくさん同じような質問が出るかと思っておりますけれども、矢部高校に関しての危機感、こういったものも、この島前高校の事例を参考にしながら、今、町長がお話しされた部分も含めて取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、町長が、今、答弁された中で、後の部分で三方よしという言葉も出ましたけれども、そういった部分も含めて、高校への取り組み、それから高校を通じての島での活性化の取り組み、こういったものを、今、お話しされた中で、取り入れるべきものは、やっぱりすぐにでも取り入れて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

私は、聞いていて、いろんな、今、お話しされたことも含めて大事だと思ったし、もう一つは、やっぱり、町としての政策的な話もそうなんですけれども、その行政としてのトップの姿勢、あるいは行政のあり方というものを大いに学んでいただきたいなということを思ったところであります。まあ、行政ばかりでないですけども、あの話を聞くと、住民の、町民の意識も大きく変えていかなければならないなというふうに思っているのですが、そういうのも含めてトップがきちんとした攻めの意識で改革していかなければならないというふうに私は聞いたところであります。

そういう中で、それを踏まえた中で、次の質問に、私は、町の誇りは山下泰裕先生であり、このことをもっと生かすべきではないかということ質問してはおりますけれども、というのも、その講演者の方がこの町の誇りといいますか、地域支援、自慢は何ですかという問いかけがあったんですけども、町民の方から「自然がいっぱいである」とか「人がいい」とか、そういったもろもろ、通常、地方、田舎に行けばよくあるような回答がなされておまして、私もそのときは「そうだ、そうだ」という思いで聞いていたんですけども、帰りしな、よくよく「本当にこの町に何かないかな」とちょっと考えてみたら、やっぱり山下先生を思い出したんですね。何と云っても、世界の山下ですからですね、柔道界の重鎮ですからですね。それを思ったときに、やっぱり、この山下泰裕先生に協力をいただいて、この町を活性化できないのかなというふうに思ったんですけども、この点についてはどうですか、町長、何かお考えがあればお尋ねしたいのですが。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 山下先生にこの町にもっと協力していただいて、活性化につなげるべ

きではないかという御意見であります。山下先生は、今、東海大学の副学長、そして全日本柔道連盟の副会長、そしてJOC、日本オリンピック委員会の理事など、多くの役職につかれています。そして、プーチン大統領が大変好意を寄せられておって、スポーツ外交としても、ロシアだとか中国だとか、そういうことで活躍もされております。やはり、我が町の誇りでもありますけど、日本を代表する著名人でもあります。そして、力を注いでいただいている方、そして、将来はJOCの、日本オリンピック委員会の委員長になるという、そういう評価も得ているところでもあります。そのような方でもありますので、非常にお忙しいという点もありますけども、やはり、この町がここぞというときには御支援をいただけるということは、私はお話ししとってよくわかります。だから、そういうときに、私どもが、今度の子育て会議だとか、矢部高校の問題、将来にわたって非常に重要な、今、時期を迎えております。何らかの、その辺で、ゲストティーチャーとしてでもいいし、そういう応援団で名前を使わせていただくとか、いろんな面で御協力をいただきたいなということを考えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 本当に、私は、それだけの、山下先生が役職をされているとは知りませんでしたけれども、本当に聞いてびっくりなんですけども、改めてすごいなと思っているんですが、考えてみますと、以前も議会の中で、こういった、山下先生に協力を仰ぎたいという話も出たこともあります。ただ、当時のトップが、余り積極的じゃなかったということの中で、前向きな議論がされなかったということで、もったいない期間を過ぎてしまっているんですけども、今からでも遅くないと思うんですよ。今、町長がお話しされたように、山下先生に三顧の礼をもって迎えて、少しでも協力いただけないかというふうな方向にもっていただければなというふうに思っています。

というのも、海士町を、いろいろ同僚議員から資料をいただいたり、検索したりする中で、岩手県にもう一つ、紫波町という、これも本当にすばらしい町なんですけども、いろんな取り組みをされて、非常に、これまでとは違う形の行政で、発想の転換を図って、すごい取り組みをしている町があるんですけども、これについて、詳細についてはそれぞれ調べていただければわかるかと思えますけども、山下先生を紹介した部分でちょっと説明したいというふうに思えますけども、この紫波町というのが、オガールプロジェクトということで補助金に頼らない公民連携のまちづくりをしているということでございます。

その中で、オガールベースというアリーナをつくったわけです。この特徴は、バレーボール専用の施設だそうなんです。特化したということですね。これをつくったことによって、大きなマーケットですね。済みません。バレーボールの専用の体育館をつくったということです。関連して宿泊施設もあるんですけども、そういう中で、この施設に、それこそバレーボールに特化したことによって、全日本ユースの合宿、あるいは全日本中学選抜の合宿、東京オリンピックのナショナルチームの合宿などなど、また、あとVプレミアリーグなどのチームが来て、非常に物すごい活気を呈しているらしいんですね。

この考え方はどういう考え方かという、何かこう、私もこれを見てわかったんですけども、

レゲエモデルとって、まあ、スポーツでいうならば2兆5,000億円マーケットがあるそうなんですけども、そのうちの1兆8,000億円が大体サッカーや野球だそうです。ですけども、残り7,000億円がバスケット、バレー、柔道、その他もろもろの費用だそうなんです。そういう中で、何でレゲエモデルというのかというと、まあ、レゲエに例えていうなら、マニアックなファンが多いということで、どんなに景気がよかろうが悪かろうが、音楽産業の3%は間違いなくシェアが落ないということでもあります。このオガールベースという考え方も、その考え方に沿ったやり方だそうなんです。

私は、これを見て思ったのが、やっぱり、今、町長からもお話がありましたけども、町営体育館あたりも老朽化する中で、今後いろいろ取り組んでいかなければならない部分がある中で、思い切って、やっぱり、この紫波町に、調べていただければわかりますけども、見習いながら、この柔道という部分、矢部高校の活性化につながるんじゃないかなと思っているんですけども、そういった部分での展開も視野に入れていただきたいなというふうに思っているところでございます。

町長、何か答弁があれば、なければいいですけども。

そういった形で、ぜひとも、こういった考え方もあるということで、一回研究してみてください。

それから、町長、この海士町と紫波町、紫波町については町長も御存じないかもしれませんがしたけども、私が見た中で、この二つの町ではないんでしょうけども、この二つの町に限定したときに共通する部分があると思うんですけども。海士町だけでも構いません。先ほど説明がありましたけれども、答弁は要りません。私のほうから言いますけども、私が見たところ、やっぱり、町長が民間出身者であるんですね。海士町の町長は詳しくは知りませんが、東北の紫波町の町長あたりはトラック時代から東北有数の物流会社を立ち上げたというぐらいの方で、二人とも経営者の視点からの攻め込むまちづくりをされていてらっしゃる。町長は行政の中での出身ですけども、そういった部分を常に持っていただいて、攻めの姿勢をしていただきたいなというふうに思っています。

それから、先ほどお話がありましたけれども、やっぱり、内外含めての人づくり、内なる人づくり、それから外からの人づくり、こういった部分を積極的にされておられます。そしてまた、これは地域性なんだろうけども、よそ者を排除しない地域性、うちの山都町がどうなのかわかりませんが、その辺の改革も、町民性も、意識も変えていかなければならないのかなというふうに思っています。とにかく、こういった先進事例を踏まえて、積極的に取り組むということが必要ではないかというふうに思っています。

続きまして、やまトーク2回目についてということで三つ目の質問に入りたいと思いますけども、総務課長、個別の自治振興区の単位はいいですけども、1回目と比べて参加者はどうなんだろう。ふえたんでしょうか、減ったんでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 失礼します。

やまトークの2回目の参加者状況についてお答えしたいと思います。

平成25年度は、25地区で合計772名でございました。うち、女性が19%。本年度は、まだ3月末がもう1地区予定はしておりますが、現在21地区688名、うち女性が18名ということで、若干昨年より少のうございますが、女性の割合はほぼ変わらずといったところでございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 若干減っているということでありまして、最終もう1カ所あるということでございますが、やまトーク、決して悪いことではないと思うんですけども、何でしょうか、やっぱり、私も参加して思ったんですけども、いろんな意見が出る中で、後でいろんな町民の方々の話を聞くと、そこで後ろ向きというか消極的な回答をいただくと、どうしても、やっぱりこう、諦めじゃないけども、何も言っても変わらないのかなという雰囲気になりはしないかというふうに思っているんですね。せめて、海士町じゃありませんけども、「ないものはない」だったですかね。そういったフレーズじゃありませんけども、一度やはり持ち帰って考えてみるぐらいの姿勢はないといけないのかなと思っています。できないことはできないというふうに私も思っていますけども、その許容さですね、度量が必要ではないかなというふうに思っています。

企画課長、やまトークの中で、提案理由の中で、町長も有害獣については多く出されたということで書いてありますけども、ほかにはどのような意見があったのでしょうか。ちょっと変わった意見とか、これは何か取り組んでみたいとか、そういった意見もあつたら、ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 失礼します。

今現在の中で集計したものでございますが、意見は多様でございますので、言い方も違いますが、大まかに言いますと一番要望の多かったものは道路の維持改修です。それから、2番目に、同じく矢部高校の入学者減少の問題。次に、有害獣及び処理加工場の件について。さらに、区長制度と自治振興区の問題について。もう二つが、ちょっと重複しますかもしれませんが人口減少問題について。さらに、今回は阿蘇山の降灰問題についてというようところが、一番、意見なり質問なり要望が出た点でございました。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） やっぱり、おおむね町民の持っている課題も、皆、大体同じなのかなというふうに思っています。そういう中で、町長が提案理由の中で述べていたのは、そういう部分でもあったのかもしれませんが、集落機能の維持と矢部高の入学者減、それから、子育て支援に取り組みが必要であると訴えてきたということを書いておられました。

そして、それを主眼に、人口問題、雇用、定住の政策に矢継ぎ早に取り組むということでもございましたけども、定住の部分については、また後でお尋ねしますのであれなんが、人口問題と雇用の2点で、先ほど、藤原議員のほうから質問のときに、企画課長のほうからも具体的な部分は、ちょっと、まだ基本的にできていないというような答弁であったかと、視点は出ましたけども、

具体的な話がちょっと見えなかったんですけども、町長が、もし何かあるのであれば、具体的な、今、自分が考えている部分でも構いませんので、もし何かこういうのをやってみたいなというのがあればお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 一番の課題が人口減少問題ということで、やまトークの中でも、もう強く、私はそれをわかっていただきたいということで申し上げてまいりました。そういう中で、今、考えているのは、やはり、子育て環境の整備です。これも、やっぱり、今回の予算でも上げておりますけども、出生祝金だとか、保育料の軽減だとか、医療費の無料化の拡充、そういうことを予算の中で提案をしておりますけども、それは即効性のあることということで、長期的にわたっては、やはり、子供を生む年齢を仮に40歳までという話をしますと、そこ辺までふえてこなければ、この人口減少対策にはならないわけですね。やっぱり、その辺が一番基本に考えていかなければならないなということも考えますし、やっぱり、最終的には矢部高校の存続というのは非常に大きな影響になります。これについては、今、考えられることについては即対応することとして、今、校長先生とも、その辺の対策については練っておるところであります。

それと、やはり、すぐには増加しないということが、人口増加は、すぐには難しいんですね。それはもうおわかりいただけると思いますが、しかしながら、そういうことを踏まえて、今の中学生、矢部、清和、蘇陽の中学生を考えますと、もう、矢部高校の定員の120名を割るわけです。今の絶対数が。だから、やっぱり、そこ辺は町外からも入ってきていただける、そういうアピールをしていかなければならない。

例えば、矢部高校の食農科学科に上がれば有機農業を、やっぱり、ここは有機農業が学べる、唯一の、全国でも唯一の学校なんだと、安心安全、食、人間が口からものを入れるものについては安心安全でなければならぬんだというようなことを起点に強くメッセージを出していくというような食農科学科でなければならぬと思いますし、緑科学科、ここが一番課題でありますけども、林業に対する後継者の担い手について非常に難しい、今、状況になっています。でも、林業という、少し小さい視点じゃなくて、生態系を守っていかなければならぬんだと、それがやっぱり林業にもつながっていくんだということも少し大きく捉えて、そこ辺もアピールしていくと、この高校ではそういうことまで学ぶんだということ、それが大事だと。そして、普通科については、やはり、人格形成と申しますか、どういう志を持って学ぶんだと、そういうところまで含めた、塾か寺子屋か、その辺も、今、高校のほうに邪魔にならないような形で、そういう対応を図っていく必要があるんだというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、人口問題と雇用の2点で、ちょっと何かあればということで質問しましたけども、町長のほうからは人口問題について、子育ての整備を、今回、提案しているという、ちょっとした説明があり、また、矢部高についての取り組みを考えているという話であったかというふうに思いますけども、これについては、また、機会があれば、議会の中で説明していただきたいというふうに思います。

この質問の中で、私が、中島3地区での共通の意見の中から問うというふうに書いておりますけども、そのほうに入らせていただきますが、中島自治振興区、三つあるんですけども、まず1点目ですけども、職員の町外からの通勤について質問していきたいというふうに思っております。

これは本当に、どこに住もうが理解していますし、重々承知しているんですけども、町民感情として、やまトークばかりでなくて、結構よく聞く話の中であります。まあ以前には、中村一喜男議長も質問された経過もありますけども、改めて、総務課長、今現在、職員が何名か、それから町外から何名来ておられるのか、割合でも結構です。それから、年代別ではどうなのか、そのあたりをちょっと示してください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま、町職員の町外からの通勤についてのお尋ねをいただきました。

平成26年の4月1日現在の職員数が348名でございます。このうち、町外からの通勤者といえますのは65名、割合では約19%ということになります。なお、この65名の年代別内訳ということでございますけれども、50代が10名、40代が19名、30代が27名、20代は9名というふうに把握をいたしております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 総務課長、いろんな事情があろうかというふうに思います。職員の方々、それぞれ。家庭の事情とかあろうかと思っておりますけども、やまトークの中でも、いろんな形の中で説明されていたかと思っておりますけども、主な理由というか、それから、町として何か、このことに関して何か、対策をとるといふ言い方もおかしいんですけども、対応されている部分があれば答えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 理由につきましては推察をするしかないのでございますけれども、これにつきましては、もともと出身地が町外の方であったり、また、嫁がれた先が町外にいかれたり、それから、配偶者の勤務地等の関係で、どうしても町内に住めないような事情もおありになるのかなというふうに思っております。さらには、年代別の多寡から見まして、子供の就学等も関係してるのかなというふうに推察をしているところでございます。これにつきましては、江藤議員もおっしゃいましたように、住民感情として、いろんな、私どもも御意見はいただいているところでございます。職員につきましては、本庁に愛着を持って、そして本町発展のために、さらに職務に専念してもらいたいと、そういった理解と協力をしっかりと求めていきたいというふうに思っております。

具体的な対策ということではありませんけれども、今年度の、26年度の職員採用の募集要項、この中に、新たに、災害時の対応、それからの職員による地域貢献の観点から、特段の事情がない限りは採用時に本町に居住することが望ましいとの文言を加えたところでございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、最後のほう聞いてびっくりしたんですけども、そこまで踏み込ま

れたのかなというふうに思いながら聞いたんですが、本当にいろんな事情があろうかと思えます。やっぱり、要は、一生懸命、町のために働いてもらえればいいわけでありまして、今、ちょっと、年代別のを聞いたりする中で、総務課長のほうから、幾つか理由がありましたけども、最後のほうの就学についての理由も、この年代別を見ると、20代、30代、40代、ほとんど占めているわけでありまして、この部分を考えたときに、さっき、町長が話されましたけども、子育て環境、それから教育環境がやっぱり相当影響しているんじゃないかなと、これも私の推察なんですけども、そう思うわけでありまして、この辺の手当を、さっき答弁がありましたけども、やっぱりきちんと早期に進めていただければならないのかなと。これは、職員の方々ばかりじゃなくて、一般で働いている方々も含めて、多分そういうのが結構多いのかなと、そういう思いを持っています。そういうのが、さっき話がありましたけども、人口は急にはふえないんで、やっぱり流出をとめるという中で、きちんとした手立てをしていかなければならないというふうに思っております。

私も、近隣の市町村をちょっと調べてみたんですけども、大体、うちの町の割合も19%ということだったんですけども、おおむね、よそも、例えば南阿蘇が18%、美里が16%、それから御船が21%という中で、高森町が、びっくりしたんですけども、これはアバウトな数字なんですけども、百二、三十名の職員の中で六、七名ぐらいしかおられんそうなんです。パーセンテージにすると5%程度ですね。何がそんなに違うのかなというふうな思いで見るときに、先ほどから言っていますけど、子育て環境とか教育環境とか、そういったものが充実しているのかなというのもありますし、南阿蘇も、景観じゃないけども、今、あちらのほうは反対に転入者がどんどん来るような状況の中で、やっぱり住みやすい町なのかなというふうな思いでありますし、見てみたときに、高森町は、結構、元気がある町かなという目で見えております。そういった中で、人が出ない、職員も含めて、民間人も含めて出ないような対応をしていただきたいと思いますけれども、町長にお尋ねですけども、職員の町外からの通勤に対して、どのような考えを持っておられるか、端的にでいいです。それから、子育て、教育環境については、先ほど答弁ありましたので、職員の町外からの通勤に関してどのような考えを持たれるか、ちょっとだけ教えてください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほど、話、総務課長からしましたけども、うちはそよう病院があるんです。そよう病院を仮に外すとすると16%なんです。というのは、五ヶ瀬地区からも職員さんが来ていますので、そういうことの数字は正確に申し上げておきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、やっぱり考えなければいけないのは、例えば、蘇陽地区の方々のことを考えた場合、これ、一般の方も含めてですよ、やはり高校で課外授業を受けたり、クラブ活動をしたということになりますと、これ難しいんですね。はっきり言ってコミュニティーバスでは。そういうことも影響して、やっぱり、市内あたりに下宿をさせないかん、寮でもいいですか、そういうことなら、もう市内に行くって話が、やっぱり、こうなるんじゃないかなと。そしてまた、親もそれについていくということになります。だから、やっぱり矢部高校の存続というのは、その意味からしても大きいんだというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） とにかく、町外からの通勤に関しては、きちんと仕事をしていただければいいのかなというふうに思っていますけれど、2点目について、ちょっと質問に入りたいと思います。時間がないので、端的にいきますけども、中島地区においては、平成30年に北中島インターができるということで、定住についての関心が高まっています。

中島地区といいますと山都町の中でも熊本都市圏に近いということで、結構、人が残っているとか、担い手が残っているのではないかという考えもあろうかと思えますけども、実際はそうではなくて、意外と都市圏に近いがゆえに、反対に、地域によっては本当に担い手が不足しているという状況の中で、中島小学校あたりも合併当時と比べますと、相当、児童数が減ってきております。

そういう中で、これは企画課長でも町長でも構いませんけども、何かしら中島全域に、そういった定住促進に向けての考えなりがあれば手短にお願いたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 失礼します。

やまトークの中でも、地域の中で、定住に関する事、特に住宅関係、後継者の関係について出ましたので、これについては地域の皆さんとお話し合いを持つ機会を持っていくべきだと思います。関係機関、関係部署と合わせながら、その中に参画する形で中島ならではの課題という形で検討していけたらというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、地方創生という話が出ております。よく、制度は私も知りませんが、5カ年の中で地方創生の制度を使いながら、住環境の整備あたりができないものか、そのあたり、ちょっと研究してみてください。できるのであれば、早急にやっていただきたいというふうに思うんです。というのも、矢部インターまでは少なくとも平成30年以降しかできないわけでありますから、この3年間でタイムリミットだと私は思っています。そういう意味で、その手前の部分での対策をきちんと急いでいただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけども、本当に、とにかく魅力あるまちづくりをつくるには、何度も言いますが、途中ちょっと言いましたが、町長、トップの高い志と揺るぎのない覚悟が必要なんです。提案理由の中にも覚悟という言葉を入れておられますけども、これを裏づける資質も大事なんですけども、そういった意味で、町長、改めて、町長が、この町を本当にどうしたいのかということ問いかけて質問を終わりたいというふうに思います。

終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって7番、江藤強君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時09分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さん、こんにちは。この新しい議場になってちょっと緊張しております。

きょうは、70年前、東京大空襲で10万人が亡くなった日ですね。非常にむごたらしい、市民の死が累々と重なったという、その日です。私どもは、もうそれが風化しようとしていることを忘れてはならないと思います。むごたらしいといえ、ことし、本当にショックだったのは、テロ集団に日本のジャーナリストの2人が、1人はジャーナリストじゃないんですが、無残な殺され方をしたと。特に、後藤さんというジャーナリストは、戦火におびえ、飢餓に飢えながら震えている、そういった弱い民衆に寄り添いながら、こんな戦争はやめろという報道をし続けた人です。それをライフワークにした人なんですが、その人が皮肉にも、この国の首相の軽はずみな言動で、それが引き金になって殺された。ただ、そのことはあんまり表には出ませんね。マスコミもほとんど口をつぐんでおります。まさに、マスコミまでも一緒になった翼賛体制ができ上がっていると、そういう状況が私は怖いんです。翼賛体制といえ、4年前の、あの東日本大震災、先日、私どもは福島に行ってまいりましたが、美談はたくさん伝えられてきますけれども、あの福島の見えない放射能に追われて、生涯、帰ることのできない、ふるさとを奪われている人たちの無念さというのは、あんまり伝わってこない。その実感がなかなかみんなには伝わらない。私どもは、これは風化させてならないと、このこともあんまり伝わらないというのが、電力業界に対するマスコミの翼賛体制ができあがっているんですよ。本当の実相が伝わっていない、そういうことを思いながら、これはやっぱり地方が、このテロ集団の問題、あるいは福島の問題、これは絡めて言えば、本当に格差社会、世界中が格差社会になってしまった、それが大きな根っこにあることを忘れてはならないと思います。

そういう意味で、きょうは地方創生の問題、あるいは地方創生と総合計画の整合性。2番目には、地方教育行政の組織と運営に関する法律が今度変わりました。町長がそこの中に入っていくという形ですね。非常に教育が国家主義的な方向に向いていく、その一つではないかなという気もします。3番目には、ゴイシツバメシジミあたりの希少野生動植物の問題。これは通告文に私は「希少」というのは落としておりましたので、後で言いましたが、これ入っていますかね。入っていないならば「希少」と入れてください。最後は、文書類の、文書資料の保管をどうするのか。いわゆるアーカイブスの問題を尋ねていきたい。その四つのことについて、質問台からさせてもらいます。執行部のほう、よろしく願います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 行政計画で、さっき言いましたように、地方創生の中で、いわゆる地方戦略という形で立案をしていけると、恐らく総務省あたりが言ってきていると思いますね。この中身については別に時間がとってありますね、総合計画の時間が。そこで詳しくは聞いていきます

が、とにかく、町民の皆さんにわかりやすいような、概要だけの、あるいは概念について、町長なり企画課長から聞かせてもらいたいと、まずそれから入ります。以上です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 失礼します。今、地方創生戦略についてのお尋ねでございますので、基本的な概略についてお伝えしたいと思います。

地方創生の総合戦略につきましては、国において、一つ法律化という形が大きな観点になると思いますが、これまで内閣府なり、こういった課題につきましては、そういった方向での施策が展開されてきたところですけども、今回は大きく法律という位置づけがなったこと、これは大変な違いだというふうに言えると思います。その中で、国の責務、それから事業者の責務、国民、私たち自治体、住民を含めまして、国民の努力をうたっているということで、相対的な理念法だというふうに考えております。

その中で、国は一つには長期ビジョンといいまして、将来の人口を平成72年、2060年ですけども、2060年に1億人程度確保したいというのが1点でございます。もう一つは、人口の歯どめ策として、国民希望出生率、これを1.8にしたいと。国民希望出生率というのは、国民の希望がなった場合の出生率という変わった言い方ですけども、こういった言い方をしております。もう一つは、東京一極集中を是正を図りたいと。この3点について、国は目標を示したということでございます。

これに沿って法律をつくったわけですけども、今、申しましたように、地方においても、県レベルにおいても、市町村レベルにおいても、これを勘案して、地方の人口ビジョンと総合戦略をつくりなさいということでございます。先ほど、先般の藤原議員にもお答えしましたが、四つの視点がございまして、その中には、地方に安定した雇用を創出しなさい、二つ目に、地方への人の新しい流れをつくりなさい、3番目には、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育て、これについて切れ目のない支援をしなさい、もしくはこれを希望をかなえなさいということです。4番目に、時代に合った地域、これが非常に課題ですけども、山都町らしい地域をつくるということについて考えなさいということの方針を示し、これがいわゆる「まち・ひと・しごと創生法」と言われるゆえんだと言われております。

この町、御存じのとおり、2060年の45年先の想定は国は1億人としましたが、この町は2040年に8,700人という予想が出ておりますので、これをさらに45年先をどう見据えるかというのは非常に大きな課題だと思っております。ちなみに、山都町の平成20年から24年の合計特殊出生率は1.94となっております。そういったことを勘案しながら、人口維持のために必要な出生率は2.07から2.08の間とされておりますので、この辺をしっかりと検討しながら、町の姿勢、もしくは基本政策をどう練るかということが正念場というふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） もう大体、一般に言われているようなことですね。特にその中で、出生率の問題ですけれども、これはもうかなり至難のわざ。単純計算でいけば、特殊出生率、1人の女性が生涯、生涯というのは40歳まで、生むことのできる人数が2.0のときに人口は維持でき

るということでしょう。今それが、うちの場合1.4か1.5ぐらいに下がっているんじゃないですか。先進国で成功している、2.0ぐらいまでもっていったのがフランスだったかな、それはありますけれども、そこまではいかなくても、1.8を目指してるということは大変な数値だというふうに思います。ただですね、その前に、私はこういう計画、地方創生、どうも国が思いつきで、一時期のあの1億円ばらまきとか、そういうことの二番煎じかなと、半分は私は冷ややかに見てるんです。地方創生、どう考えても、ずっと霞が関や永田町の論議を聞いておると、地方中核都市を、衛星都市を、熊本で言えば熊本市の周辺にそういうのをつくると、それができれば万々歳だというような雰囲気は私は感じるんですよ。そうであれば、なおのこと、そんなことに頼らないで、この地域の特色を生かしてどうあるべきかということになってこようかと思います。これは具体的な後の総合計画の中でこれは論議すべきことです。

ただここで、総合計画で、私が気になるのは、「5つのカクゴ」としてありますね。片仮名で「カクゴ」と。「カクゴ」とは一体何ぞや。ちょっと聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。今般、また全員協議会の中で、総合計画のことにつきまして論議を、時間はいただきます。本当にありがとうございます。今般、行政用語ではありません、「カクゴ」という言葉をあえて入れさせていただきました。これにつきましては、非常に論議は総合計画審議会の中でもあったところでございますが、今、私たちのこの町の現状を見たときに、例えば、雇用の場をつくってあげればいいのか、職場をつくってあげればいいのか、移住した若者に頼ったらいいのかということではございません。こういったところには、やはり行政も議会も、それから住民も、気概を持ってこれに真摯に向き合う姿勢が必要だということで、あえて「カクゴ」という言葉を入れさせていただきました。漢字にしなかったところをお酌み取りいただきたいんですが、あえて「カクゴ」という形で、私たちの気概、もしくは思いをあらわそうというのを、町民一体となったものという思いでございますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ちょっと私は言葉遊びの感じがしないでもない。おのれは何をなすかということを町民にも問いかけていくというのが、これに含まれているということだな。町民は全て行政サービスを求めます。やまトークあたり行くと、みんなそういうことばかりじゃないでしょうかね。あそこの道をどうしてくれ、あれをどうしてくれ、かれをどうしてくれ。それにあなたたちはやすやすとリップサービスをしてきて、後で大変な苦しみを味わっているんじゃないかなという気さえますが、本当は、覚悟を町民に求めるならば、あなたたちの姿勢も、そこはきちんとしたものを持つべきだ、毅然としたものを。そうでしょう。行政がやっているのは、打ち出の小づちで金をつくってやっているんじゃないんですよと。皆さんのなけなしの税金、わずか11億しかありませんよ、あとは国の交付税65億、それに補助金あたりを入れて120億に膨らせておるけれども、実際はそう大盤振る舞いはできないんですよということがあって、この「カクゴ」は出てきたと思うんですね。私は、これはあえて言うなら、具体的な目標なんですよ、

これは、五つあります。人づくり、産業、2番目はですね。3番目には健康、福祉かな。そして4番目には地域文化、特色だろうと思うんです。最後に財政が出るということだろうと思う。これを具体的に示しながら、端的に示しながら、お互いに覚悟しようじゃないかと、こういうことだと思う。何でもやれない、あれもこれもできない、だから、あれとこれしかできないということ、ここで明確に示すべきですよ。

それには、前提が一つ欠けてます。さっきも出ておったようですけども、2月11日に合併しました、10年前に。きょうのように非常に寒い日に、私どもは旧町村の庁舎を3カ所回ったんですけど、この10年間をどう総括するかですよ。どう総括するか。その総括の上に立って、まず、きちんと理念を踏まえるべきです。時間を制約したいと思いますので、私は、この前に、山都町の将来像の前に、どういう理念を持ってこういう将来像をつくったのかと、これ端的に聞かせてもらいたい。これは一言で言えることだと思うんですよ、課長。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 今般、重視しましたのは、単なる、結果的には総花的なものになるのは、総合計画なのでやむを得ないという最終的な判断はいたしましたけれども、やはり地域、この総合計画、2年間かけてつくったわけですけども、地域を回る中で、それから各いろんな団体も回ってヒヤリングも行いました、その中で、地域の実態を知ること、この町は合併して大きくなりましたので、かなり地域ごとに文化も考え方も経済力も、いろんなものが違うと、これをまず調べようというところから始めて、地域の自治振興区という制度をつくる中で、そういう制度をさらに生かしてほしいという視点を持って、計画には臨んだつもりであります。結果的に、あらわし方としては総花的になってしまいましたけれども、そういったものをあらわそうということで、今回の計画はつくりました。

それからもう一つは、やはり、あれをやります、これをやりますはできませんので、今、議員からおっしゃいましたように、五つ目の財政の問題もあえて入れさせていただきましたし、それからもう一つは、やはり、私たちの責務ということは、今、「カクゴ」という形で申し上げたとおりです。そういった視点を、この底流には置いておるつもりでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それはさっき聞いたところですので、私は、前提となる理念が必要だと思うんですよ。時間を節約するために、これは私の考えを申し上げます。たった一言ですよ。まちづくりの理念、大事な理念は「共生」なんです。ともに生きる。人と人と支え合って生きる。これは具体案の中に出てますけどね。それか、自然とともに生きると。これは山都町の大事なところでしょう。これまでやってきてるんですよ。お互いに支え合いながら、そしてこのすばらしい自然と共生していくと。そこをきちんと押さえた上で、こういった案を出していつてもらいたいですね。この1万6,000人が一人一人個性があります。この人たちがそれぞれ、一見ばらばらでも、いざというときはそれがきちんとまとまりながら物事をなしていくと、そういうこの風土をつくっていくというのが、合併したときの、私は理念ではなかったかなと。

私自身、合併については随分抵抗しました。しかし10年たって、これはどうであったかという

ことを、いつかも私は申し上げましたが、これは甲斐町長の最後に申し上げたのかな、住民意識がどう変わったのか、合併してよかった、あるいは合併して行政が遠くなったとか、不満もあるはずです。いろんなことを踏まえた上での総合計画でなきゃならない。それでも、最後は、命の水を通して通潤橋は、あれは無数の石が一つ一つ姿が違うんです、形が違うんです。それでもがっちり150年も支え合って命の水を通して。私たちの生き方を示してくれている。そこに学んで、私は共生の理念をまず前提に置いて、そして、こういう条件の中で、行政は何をやる、あなたは何ができますか、今度はこれには企業体やいろんな団体も入ってくると思いますが。そういうことで、改めて、ケネディの言葉を引くまでもないですね。彼が本当にアメリカの人たちに訴えたのは、あなたは何ができるかと。国にいろいろ求めるけれども、あなたは何ができるかと。率直で語りかけたところに大変な好感を持たれたんですよ。だからリップサービスばかりでなくて、きちんとした理念と姿勢を持って、そういう訴え方をしていってほしいと思って、あえてこれを申し上げたんですが。

さて、ここで、急に地方創生戦略でこれを盛り込みなさい、総合計画の中に盛り込みなさいというのが出てきて、とても地方自治体は戸惑ったり、大変だと思うんですよ。これは一つは、明らかに4月の地方自治体の選挙、これを意識した政権政党の戦略でもあったんですよ。しかし、それは置いておくにしても、やっぱりそうであれば、そういう財源があれば何をするか。国が言っているのは、財源があるから何をするかじゃなくて、何かをすればお金を交付しますよということだろうと思うんですよ。だから、地方にそういう工夫をなさい、地方のそういったもともと持っている地の力というかな、みずからの力を発揮なさいと。非常に地方自治が、この場合は、私はいい意味で試されると思いますね。いい意味で試される。創生事業についての政治的なうさん臭さはあったにしても、私どもはこれをまともに受けて、それじゃあ自分たちの力で、自分たちの知恵で、自分たちで考えて何かをつくり出していこうということだろうと思う。それがないと、特殊出生率が1.8なんて、とてもとてもならないと思うんですよ。若者が定住するためにはいろんな総合的な施策がある。午前中の町長の答弁であったように、これは医療についても、あるいは教育についても総合的に、あるいは住居についても、これは自前でやれるところはやらにゃいかな。

ただ、自前でどうしてもやれない面が一つあるんですよ。これは、さっきから何回も出ておるように、安定した雇用の場の創出。これはなかなか難しい。これは政治家はどこに行ってもそれを言います。これ、「企業誘致はやります」「若者が生き生きとして暮らせるまちづくりをやります」、誰だって言います。みんなの願望ですから。この願望にうそはない。しかし、相手企業体は、やっぱり自分でそろばんはじいて、もうかるかもうからないか、いわゆる市場原理でしか動きませんから、ここは非常に難しい。だから、雇用の場というのは、やっぱりみずからつくる以外ない、この資源を生かしてつくる以外ないと。だから第1次産業の農林業が大事だということはそのとおりです。

町長がさっきの答弁で、合併はスケールメリットを求めて合併したという話でしたね。私は、このスケールメリット論から脱却すべきじゃないかなと。大きくなれば、大きいことはいいこと

だと、右肩上がりのときのコマーシャルはそういうことでしたね、大きいことはいいことだと。何でも大きくすればコストが安くなる。もうそういう時代じゃないし、町の実態からしても、それは求められないでしょう。スケールメリットじゃなくて、質をどう確保するか、暮らしの質をどう確保するか。それが今度の創生事業の中で一番問われるところなんです。その辺のところを、きょうはそれをやり取りする時間がないので、私から一方的にそれを言わせてもらっておきます。

そして、こういうものが出てくれば、一方では、合併した以上は職員は減らせという圧力があります。それから一方からは、こういう行政事情があるのに、町は何をやっているかということが出てきます。そうした場合に、去年からいろいろ論議してきた機構改革との整合性はどう保たれるのか、あるいはそれは難しいのか、克服できるのか、できないのか。これは正直に、そこは語ってほしいと思うんです。

今度の補正予算を見てみると、補正予算だけでも5年前の先取りとして、たくさんの事務事業だって出てくる。これは、山の都づくりだけでできるのか、あるいは企画だけでできるのか、総務課だけでできるのか、あるいは三者を連携させた形で一つの係が必要ではないかと思ったりも私はするんですよ。その辺はどうですか。これは町長かな、企画課長かな、あるいは総務課長、誰でもいいです。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 行政改革につきましては企画政策課のほうで引き取っておりますので、今おっしゃっていただいたことは、非常にある意味ありがたく思っております。本当に矛盾している部分があるのは、職員の1人としてもそのとおりに感じるところがございますが、ただ、今まで長い歴史の中で、あれもこれも行政が担ってきたという部分を、もし民間でできる部分があるならば、これは民間に移そうと。それから、機構も肥大したものを、決して点検ができてきていない部分が大きくあるのではないかと。この辺については、やはりきちんと点検して、合理化すべきところは合理化する。新しい課題に向かって新しい部署をつくることは、決して避けてはいけないというふうにも思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 我々議会も非常に勝手なもので、あれやれ、これやれと言いますね。一方では、もっとコストを下げろと、人員を減らせと、そういうことも一方では言います。ずっと言ってきました。そして機構改革に行き着いているんですけども、こういう問題が出てきた場合にどうするのか。簡単にアウトソーシングで済ませるのかということ。そうならば、みずから立案して、みずから執行していくという地方自治の内実が問われることにもなる、非常に悩ましい問題です。これは我々議会も含めての課題だと、私はあえてこの点は問題提起だけにしておきます。

それから2番目に、地方教育行政の組織と運営に関する法律が変わりました。これまで町長部局は、金を出すけれども口は出さない、教育条件の整備については義務を負う、しかし、教育行政そのものについては教育委員会に任せるということでした。ところが、滋賀県のいじめ自殺の

問題で教育委員会の対応が不十分だったということで、教育タカ派の連中が悪乗りをして、教育委員会制度も変えるが、その前に、教育基本法を変える、そして教育委員会制度も変えて、これまで首長が教育委員会に入れなかったのを、首長が入って総合教育会議かな、というのをつくることになる。

その場合に、私どもが一番心配するのは、あるいは識者がずっと心配してきたのは、教育の政治的な中立性が保てるかどうかということですね。これまでの教育委員会の欠点もあったと思うんですよ。それはそれなりに、私は自立的に改善していけばよかったわけですけども、いきなり首長がそこに入る。これは首長がリベラルな人だったらいいんですよ。工藤町長がリベラルならばいいんです。工藤町長が大変なタカ派の考えを持っておれば、それに全部引き回されます。論議の途中で教員人事まで踏み込むという論議まであって、そこまではという国会での論議の結果、人事までは踏み込まないけれども、とにかく総合教育会議を招集して、その町長のもとで教育委員会を動かすという形になったんでしょ。私のこの認識が間違っていれば訂正してください。教育委員会にそのところをちょっと聞いておきます。どういう、これには感想をお持ちか。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 中村議員の質問に対してお答えいたします。地方教育行政の法律が一部改正されます。責任の明確化、つまり、何か事件や事故が起きたときには、その責任者は誰かとはっきりさせましょう、または、教育と首長との連携を強化しますなど、大きなポイントが四つあります。その中の一つ、新教育長について説明します。なお、首長という言葉が出てきますが、山都町の場合は町長のことです。

これまで、町内の形は、5人の教育委員で、教育委員長と教育長、互選で選んで運営していました。日本中ほとんどがこの形です。中には、これまで勘違いをして、町長が変われば教育長も変わる、そういうふうに思っている方もいらっしゃいましたが、これは間違いです。

ことしの4月、来月からです、教育委員長と教育長を一本化して、そして新教育長が生まれます。その新教育長は町長が任命します。しかし、議会の皆さんの同意が必要です。次に、その新教育長の任期は3年です。これまでは4年でしたけれども、教育長は3年です。再度申し上げますが、新教育長の任期は3年で、首長が任命をする。ただし、教育委員は4年任期です。教育委員は4人おりますけども、それは4年任期で、新教育長は3年です。ちょっとややこしいんですけどもそのように数字が変わっております。

先ほど、四つのポイントと申しました。今、その中の一つ、新教育長について説明しました。あとは、教育大綱を首長が策定すること、予算の権限を持っている首長が教育委員会の中に入るときもある、こういうこと、たくさんあります。私は今、システムの一部だけをお答えいたしました。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） その中で、非常に政治的に不安視されているのは、政治的じゃない、本当の意味での教育的に不安視されているのは、政治的にゆがめられはしないかと。新教育長は首長が任命するわけですから。ただ、4年としなかったところは、今言った、ゆがめられるんじ

ゃないかという批判もあって3年になったんじゃないかなと思うんですよ。首長のイエスマンが教育長として4年おることじゃなくて、やっぱりそこには住民の批判も入ってくるような運営をしなきゃならないわけですが、これは今後の課題だろうと思う。

ただ、今後の課題で、また気になるのは、この学校運営協議会というのを必ず置けと、地域が入ってと、そういう論議になっている。これは御存じですかね。そうなれば、そこから、地域から教員人事まで物を言うようにしようじゃないかという論議さえ、今出てきているんです。

世の中が変わるときは、まず第一に手をつけられるのが教育なんです。まず教員組合つぶし、教科書を国定教科書並みにしていく。これは歴史の趨勢なんです。だんだんそうやってきました。そして最後の民主的な組織である教育委員会制度が、これまでこの制度が形骸化してきた面もありますよ、教育委員会そのものに対する、従来の教育委員会そのものの問題もありますけれども、それに悪乗りする形で、そういった改変がなされてきたということです。

あとは、やっぱり住民がどうきちんと監視するか。それ以上に、直接携わる首長が、教育に対してどういう考えを持つかということが一番大事なんです。これから先の首長の存在というのは、教育の上においてもものすごく大きくなってきた。それだけ権限も強くなった。それについて、工藤町長の見解、工藤町長、どういうふうにこれを受けとめておるか、おらないのかということを探っておきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 教育委員会制度の、新しい教育委員会制度ということに変わることについて、私の見解ということでありまして、まちづくりは人づくりという点で、非常に大変な、今、時代を迎える中で、そういう認識のもとに教育委員会制度が新しく変わったんだという、私は認識をいたしております。

それで、まずは、私はやはりこの町を愛するということですね、これはやっぱり基本になってくるんじゃないかなと思います。と申しますのは、やっぱりどんなに教育のほう、学業のほうだけを伸ばしていっても、出ていかれては何もならないわけでありまして、この町の歴史や文化、それをできれば小さいころから学んでもらう、そして高校生になるまで、その過程、過程の中で歴史と文化を習い、そしてこの町がどういった方向に進んだほうが一番このまちづくりにとっていいんだろうというような問いかけがなされるような教育が一つは大事だろうし、また、この町をどうしたい、どうすればよくなるかという志ですね、この点も問うていく、そのために学ぶんだと、一つの面ですけど、それは学ぶんだというような、児童生徒がそういう意識を持つような教育が望ましいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それは一般論として当然です。私は一般論を聞いているんじゃないで、こういうことになってきて、首長の責任が非常に重くなった。だから教育の中立性が保たれるのかどうなのか、あなたの場合はどうなのかということを知りたいんです。もしよかったらもう1回。

ついでに言っておきますがね、今、町長の話は一般論として、私は正しいし、そして、これは

一口で言えば、地域の教育力をどう高めていくか、学校教育ばかりじゃないんですよ。ここから出ていく子供をつくらない、郷土を愛する子供でここに生きていこうという子供をつくるためには、学校教育ばかりじゃない、大人社会の大人たちの生き方も含め、そういう地域の教育力をどうつくり上げていくかというのは、これこそ首長の大きな課題でもあるわけですね。それは一般論として置きます。しかし、さっき言ったように、教育の中立性の問題で、町長の認識をお尋ねしておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 新教育制度の中で、これは文言的にうたわれているのは、政治的中立性の確保というのほうにうたわれております。教育委員会は、引き続き執行機関であるということ。それともう一つは、総合教育会議で町長と協議、調整は行うけども、最終的には執行権限は教育委員会に留保されているということがうたわれております。私はこれを忠実に守っていくということをしてしたいと思いますし、そしてまた、いろんな問題がありましよう、でもそれは子供のために、それが本当に正しいのか、そういうふるいをかけながら、いろんな課題について進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 町長、今の町長の答弁、それをきちんと守ってほしいですね。うたい文句は書いてある。しかし、実際の運用はそうはならないだろうという一般の心配があるんですよ。だから、この町ではあなたが最初のその立場になるわけですから、絶対、前例を、民主的なレベルな教育行政になる前例をつくってください。これは要望しておきます。

次に、環境問題に入ります。もう直接申し上げますが、この前、熊日に、日本昆虫学会からゴイシツバメシジミの保護について、水俣のチッソに、これは水俣じゃない、東京の今チッソは何ていうかな、JNCか、名前変えて水俣病から逃げ出した会社ですよ、しかしチッソの親会社であることは間違いないですね、ここに、ゴイシツバメシジミ保全に関する要望書というのが出たということで熊日にも載りました。

私もこれは、ゴイシツバメシジミについては、長年保護に携わってきております。今も個人的に時々行ってパトロールもしたりしていますが。

この町には希少動植物がたくさんあります。地方創生の一つでもあるんです、これは。環境との共生の象徴的な生き物がこのゴイシツバメシジミ、全国に2カ所ぐらいしか今はないんですよ。九州山地でもここと白鳥のほうしかいないんですよ。これが生息するためには、150年、200年以上たった古木がないとだめなんです。これも限られたカシとかケヤキとか、非常に限られた樹種です。これに食草としている蘭の一種のシシンランがつくんです。さなぎはそのつぼみを食べて羽化していくわけですけども、そのために、チッソが、今度はいわゆる電力の買い取り制度が、非常に電力価格がとんと上がったものだから、内大臣の水を、沢の水を、とにかく小さなところまでかき集めてチッソの水道の中に入れてようとしている、これまで入れてきました。そのことでどういうことが起きるかという、川が枯れて、あの内大臣の溪谷が枯れて、そして古木が死んでいくんです。もうここ十数年の間に随分そうなってきました。シシンランがびっしりついてお

った古木も次々倒れていった。渇水期にはもう完全に乾燥します。古木についているコケもからからになるんですね。

そういうことがあるから、ぜひ慎重にやってくれという要望書、非常にこれは控えめな要望書になってますが。私はここに出すのは、こういった貴重な生物を守るためには、自治体としても知らんふりはできないのじゃないか、声を上げてほしいということです、チッソに。そして、地主である熊本営林管理署、九州管理事務所に対して強く抗議をしてもらいたい。それについてはどうでしょうか、町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今おっしゃったように、ゴイシツバメシジミが珍しいからということじゃなくて、そこに豊かな生態系があって、シシラン等が植生する環境があるということが、重要であると。全国でも、ここと水上ぐらいという話を聞きました。やはりこういう環境については、本当に大切な宝として、私どもは守っていく必要があると思います。特に、工事現場の排ガスの問題が一番心配されております。発電施設の問題は北のほうの津留から線を引っ張り上げてくるということで、そのことについては解決をしているようであります。ただ、工事用のトラックの排ガスが非常に危惧するんだということがあります。それについては、大学の先生、専門家がいらっしゃいますので、その辺の御意見を聞きながら、町は町で、そういう要望をやりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 専門の大学の先生も、現地の細かな事情は御存じないんですよ。私が長年かけて広葉樹を植えておる。その中を通っている溪谷に、さっき言ったような樹木が生えておった。ある日突然、チッソの水を取水するために全部切らせたんですよ。その横で私は一生懸命、せっせと広葉樹を植えて、そして、広葉樹の森を再生しようと、生態系を、町長の話にあるように、生態系を守っていこうということで、もう四十数年、五十年、やってきてるんですよ。それを平気で壊していく。そういう神経のチッソであり、それをぼんやり見ておる熊本森林事務所なんですよ。だから言うんです。聞くところによると、こうだったら解決しとるじゃなくて、ぜひ私も同道しますから、現場を見ろうじゃないですか。

私は、内大臣初め、あちこちにボランティアで10ヘクタールぐらい広葉樹を植え続けてきました。一にも二にもやっぱり生態系を守る、その結果、九州山地の中央山地の約6,000ヘクタールが生物遺伝資源保存林という網をかぶせることに成功したんです。これはもう伐採しなきゃならないということです。だからそのバッファゾーンを私どもはどう守っていくか、いわゆる緩衝地帯ですね、それ以外のところ。それにも苦心をしてくれておるんです。そういうところにゴイシツバメシジミがおる。そしてゴイシツバメシジミはピンポイントでしかいませんからね、同じ中央山地でも。だから、やたらどこにおると言えない。そこには密猟者が入る。密猟者を一生懸命警戒しとったら、大きな企業がこういう形で環境破壊をする。それを地元の自治体が知らなかったでは済まないから申し上げておきたいんです。

カタクリの南限地である目丸山。あそこはカタクリのじゅうたんがすばらしかった。これがな

くなった、たった10年ですよ、あつという間に。いろんな保護策を、私は1週間に何回も登りおりしながらシーズン中はやってきたけれども、瞬く間に踏み散らされ、あるいは盗掘されるという事で、もう無残な状況になってしまいました。ほかに、クマガイソウだってそうです、その群落だって。ベニヤマシャクヤク、これは私がボランティアで山づくりしている中にあったんです。これなんかも盗掘されてしまいました。

いろんな、単なる珍しいだけじゃなくて、この町がどれだけ豊かな生態系の中にあるか、子供たちを山に連れて行ってそういうことを学ばせようと、私はずっとやってきました、二、三十年。そういうことも忘れないで、行政のほうも十分フォローしてほしい。私はフォローというとお金もらうことじゃないんですよ。こういう形でやってくれと。私は行政からびた一文も補助金もらったことないんです。みんな自腹だったり、あるいは仲間のカンパだったりで木を植え続けてきたわけですけども、その辺のところを、ぜひ皆さん認識いただいて、こういうふらちな環境破壊は、自治体としても許せんという声を上げてください。

最後に、さっき言いました、公文書類の保管をどうするのかと。これは総務課長かな。いわゆるアーカイブスが必要じゃないかと私は思うんですよ。たしか、今、かなりの量の書類が旧下矢部東部小学校にありますね。ああいうのを、逐次、やっぱり整理しながら、分類しながら、もう庁舎が建ちましたからね、これはやるべきだというふうに思います。これは最後に答えてもらうといいんです。

その前に、聞き忘れたことがあります。この希少生物の前に、同時に厄介な有害獣の問題、さっきも出ておりました。これの予算が去年とおんなじ額じゃなかったかな、当初予算は、でしょう。それはどういうことですか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。現在、捕獲数の最終的な取りまとめをしております段階でございますが、昨年の10月の末時点で調査しました捕獲頭数でございます。それを参考に、平成27年度の予算要求をするように準備いたしておりましたが、現在まで、まだかなりの頭数が出ておまして、その調査をしておる途中ということで、内容的には、昨年の数を参考にしながら、そしていろいろと御指摘あっておりますが、捕獲1頭当たりの奨励金につきましては、成獣、変わらないような金額、1万円を基本として、今回は提案をしております。ただ、最終的に捕獲頭数が年度の実績でふえておりますので、最終的には補正等を組みながら、27年度の予算には反映させていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ちょっと課長は隠しておることがありますね。単なる捕獲個体数、単純な話じゃないはずですね。私は、この前の12月議会だったかな、一つの提案をしました。あなたたちはこの一般質問を、私どもは言いつ放しで終わるんじゃないんですよ。きちんと検証しているんですよ。あなたたちも聞きっ放しでなくて、誠実に答えてください。

私は、個体数を減らすには、成獣であろうと、子供であろうと、同額にすべきだと提案したでしょう。恐らく議会の大部分の皆さんは非常に共感いただいたんですよ。この野生獣の生態を見

ればわかるでしょう。小さいのでも大きいのでも、小さければ小さいほど、これは大きくなって何倍にもふえるわけです。イノシシなんか1回に5頭も6頭も、どうかすると10頭も連れとるときがありますよ。1匹が10頭になるんです。小さいときに、それをとっておけば、それからふえないわけですから。どうも目的を間違えておる。肉用にとるという感覚がどうも頭から抜けてない。私はある人から聞いたんですよ。わなに猪子が入とったと。持ってってもこれは半額だから、もう少し太らせてからとったがええということで逃がすと。何のための。個体数減らすことが大目的ですから、子供も大人も、成獣もおんなじ値段にすべきですよ。これは町長どうですか、その認識は。これじゃ減りません、いつまでだって。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、農林振興課とも話してるのは、幼獣についても、そういう1万円ということで検討するように言っておりますし、予算もそのつもりで上げているつもりであります。ただ、金額が去年と一緒ということは、課長が説明したとおりで、後で補正で対応したいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私が気になるのは、ある人が、そういうことをしたならば、いわゆるおんなじ値段にしたならば、予算で否決するぞと言ったと言ってることを聞いて、それにおどされてそのまま出したのかなと私は思います。これはゆゆしきことですよ、ですね。今、町長の認識で、そのとおりやってください。

最後に、このアーカイブスのこと、答えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 必要な文書を取捨選択をしながら、保管スペースですとか事務処理コストを考えながら、効率的な保存、それから管理をしていくということが、議員御指摘のとおり大変重要なことであるというふうに認識をいたしております。

現在、その文書の保存場所につきましては、庁舎のキャビネットのほか、庁舎各階に書庫室を設けて保存をしているところですが、大量化しておる文書に対応するために、現在、元浜町事務所、白糸事務所と、それと下矢部東部小学校の3カ所を指定いたしております。これらにつきましては、十分利活用を考慮して、集中管理を図っていくこととしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 旧校舎跡あたりを、あるいは旧庁舎、蘇陽、清和庁舎あたりを利活用して、これは防災備品も含めて考えてください。一番は、文書管理のあり方。以上です。

○議長（中村一喜男君） これをもって12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時19分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） どうもお疲れでございます。4番、後藤です。

一般質問に入る前に、今回、6項目質問を上げておまして、ちょっと時間も余りありませんので、1時間しかありませんので、執行部におかれましては、確実に適切な答弁でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） まず、第1番目に、矢部高校の存続につきまして、現状が卒業生が111名、山都町の中でおられました。その中で、矢部高校に入学されたのは、今回48名かと思えますけれども、町内からは47名かなというふうに思っております。そこら辺につきまして、教育委員会のほうから、旧町村ごとの卒業生の状況と進路の状況についてお答え願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） 後藤議員の町内の中学生の進路状況についてというお尋ねについてお答えをいたします。ただいま述べられました数は、平成27年度の入学生ということで、まだ、今、後期の試験中でございますので、その件については、まだ志願者の数ということで把握された数字だと思います。それで、昨年度の卒業生がどういうふうに進路を選択したかということについて、お答えをしてみたいと思います。

昨年度の卒業生が126名でございました。矢部中が84名、清和中が15名、蘇陽中が27名です。その中で矢部高校に進学した数と申しますのが、矢部中で34名で40%です。それから清和中が12名で80%、それから蘇陽中が10名で37%ということです。そのほかの進路状況と申しますのは、熊本県内の公立高校に、矢部中で35名、それから清和中が2名、そして蘇陽中が7名です。あとは私立中、それから蘇陽中に限っては、隣の高千穂高校に5名、それから熊本高専に1名というふうに進んでおられます。以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） わかりました。やっぱり卒業生の中で町内、矢部高校に残っているという生徒数は、蘇陽中生は非常に多いわけですが、蘇陽につきましては、蘇陽高校がなくなって以来、適切な対応がない状況のままに、非常に、矢部高校に通うということになれば、蘇陽から、東竹原からすれば1時間ほどかかるわけですね。そういう中で合併当初、合併した後、その高校がなくなった時点で、早急に寮の問題とか、あるいは通学の手当の問題とか、そういうことを考えるべきじゃなかったのかというふうにも懸念するわけでございますけれども、今となっては仕方ないわけでございますけれども、町長につきましては、やまトークの中で、矢部高校の存続については非常に懇切丁寧に訴えてこられました、あらゆる地域です。

そういう中で、具体的にどういうふうにしたら残れるのか。これは高校存続につきましては行政の役割が非常に大きいかと思えます。その中では地域の役割、小中学校の役割、保護者の役割、いろんな方々がこの問題には積極的に取り組む必要があるというふうと考えております。つきま

しては、矢部高校のOBの皆さん方が、先般、話し合いをされた中で、寄付金を募りながらでも何とか矢部高校を残そうというような動きも高まっているわけであります。

これにつきましては、本当に町長がみずから音頭をとりながら、矢部高校の存続について真剣に考えていかなければならないというふうに思います。口先だけで残さないかん、残さないかん、じゃあ何をどう動かして、どういうふうなリーダーシップをとって、今後されていこうと考えていらっしゃるのか、行政の中で担当者でも置きながら、本気で地域を回り、学校を回り、そして熊本県、教育委員会等々とも相談しながら、適切な判断を行い、町民みんなが、結果は別にしても、町長も頑張りよるけん俺も頑張らないかんというような、地域、学校への体制づくりが、私は今、必要なときじゃないかというふうに考えるわけです。口先だけで残さないかん、それは誰でも言えます。しかしながら、具体的に、どういうふうに、どのようなアクションを起こしてやるのかということ、やっぱり述べてもらわんと、納得できないわけなんです。やまトークのなかでもいろんな話がありましたけれども、その後、「何さすだろうか」というような話もありました。

そこで、町長にお伺いしたいんですけども、今後、職員の配置を考えたりとか、どのような方向で地域の役割、地域にやっていただかならないこと、学校がやらないけないこと、そういうことを、座談会をしながらでも、そういう場をつくり、やっていく気構えがあるのか、それをどのような形でやっていかれるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 矢部高校の存続についてということで、関連の質問でありますけども、まず何をやっていくかということでありまして、まずは矢部高校のことをよく知っていただくということが非常に重要だと思っています。

と申しますのは、昨年、非常に、120名の定員のうち半数を切った、59名になったとき、非常に危機感を持って、これは高校のほうも危機感を持たれて、何とか中学生が、卒業予定者が、この高校を知っていただくということも重要じゃないかということで考えられて、体験的な入学をしていただいた。その中で、やはり進路が変わってきた生徒がいたということが聞きます。安易に生徒も保護者も学校のほうを決めているんじゃないかと、そういうことが懸念されましたけど、まさしくそれだったわけですね。よく知ってもら。そして生徒のほうも保護者のほうも知っていただくということが、まずは重要じゃないかなと。そして、この中学生の、矢部、清和、蘇陽からの矢部高校に占める割合が、本当に割合が多くなるような取り組みがまずは必要だろうというふうに考えています。

それと、今、矢部高校の校長先生と話しているのは、スキークラブ、これを取り入れたらどうかと。これは五ヶ瀬のスキー場については、もうこれは一部は山都町の町域にあるわけですね。本当になじみの深いところであって、そしてここに過去には国体に出た選手がいるほどで、本当にスキー人口が少ない中で、そういうスキークラブの取り組みなんかは非常にいいんじゃないかということで、矢部高校のほうからも提案がありまして、これはぜひとも、これは支援をしていくということで、私も同調しているわけでありまして、具体的にはそういう形で進めていくという

ことであります。

早くこれを公にしていかないと、また今度の応募者にかかわってきますので、その辺がいち早くやっていくということも重要だと考えております。

それと、食農科学科について。これは3科ありまして食農科学科があります。その食農科学科は先ほども申し上げたんですが、やはりこの町の特徴ある農業、有機農業、これを学ぶ学校だと。これは矢部高校の邪魔になるという形じゃいけないので、校長先生とも話して、要するにいろんな今のカリキュラムの中で取り組めるんじゃないかということもおっしゃいましたんで、ゲストティーチャーを迎えてと。有機農業を進めていらっしゃる方、相当な割合で、うちの場合は10倍あると言われております、分母が農業者数に対しての割合がほかの町村に比べて10倍あると言われておりますので、いろんな先駆的な取り組みをされている農家があります、そういう方もゲストティーチャーに迎えて、そういう取り組みをやっているということ、少し大きく公表していくということが大事じゃないかなというふうに校長先生と今話をしているところであります。

緑科学科についても、先ほど申し上げましたが、林業、この林業の材料としての、素材としての低迷が林業の低迷につながっているわけですけども、やはり人工林という小さい範囲の中で学ぶということじゃなくて、生態系という大きな観点から学べる学校なんだということ、一緒にその中で、現時点で邪魔にならない、授業の中で取り組むということもやったらどうかということ、今、提案をしているところでもあります。

そしてまた、普通科については、やはり先ほどこれも申し上げました、寺子屋か塾か、そういうことを高校の中でということじゃなくて、外でそういうことを公設でやってはどうかなということを考えております。新教育制度が4月1日から導入されますので、そこでは論議ができると私は思っております。私一存ではこれはできないというふうに考えますので、そういう新教育制度の中でお話をし出して、そしてまた、いろんな機関の意見を聞きながら、この町を愛する人、そして、この町をどうしたら維持できていくのか、維持、発展できていくのか、そのためにはどうしたらいいのか、そういうことを学んで、そして、そういう志のもとに、どうして、なぜこれを勉強しなければならないか、具体的にアクションが起きるような、そういう生徒が育つような塾となるようなことを提案をしていくべきだと私は考えております。概略、そういうことでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） あのですね、町長、私が言いたいのは、学校と教育委員会等と話して物を進めていくのも大切ですけども、やっぱり地域の子を持つ親御さんの意見をちゃんと聞いて、ここの学校をどうしていきたいのか、高校をどのような方向になっていったら行かせたいのか。補助的には、蘇陽から来るのは大変なんです、それをどうサポートしていくのか。学校のあり方についてどうのこうのというのは、学校としての機能ですから、就職先をきちんともっていくということは、それは考えないかんですよ、当然、学校側と行政側とが一緒になって、町内に就職するならばどのようなメリットがあるのかということも構築していかなきゃいけないんです。ただし、やるのは親ですから。親御さんがどのような学校になったらいいのかということを探

していくことなんです。そして、それを、こんな高校だったらいい、部活もこんなだったらいい、いろんな進学もできています、そういうところも教育をどのように構築していくのか、そしたらこの学校にやりたいのか。そしたら、今まで研修、齋藤先生とかも来られましたね、何遍も。そのとき町長もおいでになりました。意見も言われました。そこから参考になるところは私はたくさんあったような気がします。私も2回とも行きましたけれども。そういう中で、本当にそういう地域は地域力があるんです。高校を存続させるだけの地域力があるんですよ。ですから、そのところの親御さんの意見をちゃんと聞きながら、自分たち地域がつくる高校ですよ。それはどのようなものなのかということ再度認識し、役場の中にも担当者を置いて、その担当者が足を運び、蘇陽に、清和に、矢部の全ての細かいところまで足を運び、親御さんと話し、そしてみんながどのようなことを望んでいるのか、早急に私はしたほうがいいと思います。努力して、結果は次なんです。そのように町が頑張っているということを見せなきゃだめなんです。ですから、私はそういうことの視点を町長がどう考えていらっしゃるのか。今後、担当者を置いてでも。そのようなことをああしたい、こうしたいという話を聞きたいんじゃないんですよ。町がどのような体制づくりをやっていきたいのかということをお尋ねしているわけですから、そこについてお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 言葉がちよっと足りなかったんですけどね、これは保護者の方とか、そういう意見はそれはもう大切に聞いていかなければならないというふうに考えています。特に、蘇陽地区においては、今のコミュニティバスということでは、課外授業だとか部活で遅くなる、早くなるということに間に合わないわけですね。そのときはやっぱり下宿だとか寮だとか、そういうことを当然考えていかなければならないというふうに考えますし、絶対数として、今課長が申し上げたとおり、去年の卒業生は126だったんですけども、もうことしから111か112だったと思います、ことしは。そしてまた100台になって、もう100を切るという時代になってくる。もうこれは町内で絶対数足りないわけですから、やっぱり町外、県外を問わず、広くアピールをしていって、ここが、例えば日本で唯一のそういう授業が受けられるところなんだと、そういう魅力化を進めなければいけないと思うんですね。

ただ、そういう説明はきちんとやっていって、そしてそういうことも広く周知していくんですが、今、矢部高校はそう悪くはないんですよ。いろんな大学の入学の実態も含めて、よく知らないまま進路を決めているという問題もあります。やっぱりその辺も広く、今の現状も知っていただくということも大事だろうと思いますし、仮に、県外から来られるような実態になれば、その評価が町内にも、やっぱりこの高校はいいんだなということもわかっていただけるような、そういう取り組みも並行してやる必要はあると私は考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これは移住・定住にもかかわることなんですけどね、ここの学校が、保育所から小学校、中学校、高校まで一貫してあるわけですね。そういう中で、ここの地域に来て学びたい、ここの地域、学校に行きたい、ここの地域で子供を育てたい、そういう誇れる地域

というものをつくることのほうが私は先決じゃないかなというふうに考えているわけですね。ぜひ、気を抜くことなく、熊本県でも唯一、ここはすばらしいんだという、町長がいつも誇りに思っていていらっしゃるならば、高校の話を淡々とするだけじゃなく、全ての子育ての時代から保育所の整備、それと小中学校、高校まで一貫した揺るぎのないまちづくりを持つということは非常に大切だと思います。町長も子育ての問題とか、高校の問題、切り離れたところで話されているようでございますが、これは全て一貫して、子育ての親御さんにとっては一貫した問題と私は考えているわけです。こんな地域で子供を育ててみたらいかがですかというような自信と誇りをもった体制、気持ちの持ち方、前向きな気持ちをぜひ持って頑張っていたきたいというふうに思いますし、これについては、今町長から返答がございませんでしたけれども、やっぱり一つのキーワードとして、職員1人ぐらいを配置しながら、そこら辺のところの総合的なプランを立てられるようなチームを、私は今必要じゃないのかなと思うわけなんですよ。

課があって、いろんな課が、今度、機構が編成されましたけども、それを統括するのは総務課長だけじゃなくて、それを統括する、総合的に見るような体制づくり、これはやっぱり今から先のまちづくりの中で非常に私は大切であるし、一貫した方向性を見出すのは必要というふうに考えているところであります。答弁結構ですけれども、もしよかったら。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） ちょっと言葉足らずだったかもしれません。4月1日から新教育委員会制度というのが始まります。その中で、私は論議をしたいということが一番先に申し上げたつもりだったんですけど、伝わらなかったと思います。新しい教育長さんができて、その辺のことを、体制づくりも含めて、しっかりと論議をしたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） このことについては、ぜひ議会、私たち議員も前向きに考えていかなきゃいけないし、町の大きな問題ですので積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、定住事業、移住・定住につきまして、先般、熊日あたりでも1月27日の新聞ですね、「移住・定住受け入れ、独自色競う」というようなことで、天草、産山、南関の記事が載っていました。私も気になっていたものですからととったわけですが、ただ、今現在のところについて、ちょっとお尋ねしたいんですけども、移住・定住に関しましては、私は知らなかったんですけど、空き家調査等を実施する方がいらっしゃる、いらっしゃるわけですね、と思います。議員として知らんちゅうのは情けない話だったんですけど、これがネット上で空き家バンクというのがあるのは御存じですね、今、熊本県で11の自治体が参加している。その中で、空き家バンク等もあるわけだと思いますけれども、その中で、ネットに空き家の状況をきちんと出してないんです、うちは。出してないし、出して、交通機関などのアクセス、学校のアクセス、保育所のアクセス、病院とのアクセスとか、そういうのを明確に出す、そのくらいやらんと、やっぱりこれは私はだめなんじゃないかなというふうに考えておりますし、ただ単に調査しました、空き家があります、どこですか、竹原げな、そのくらいのレベルじゃだめでしょう。ま

たそこに来たいなと思っても、誰に連絡していいのかわからないところもある。この空き家問題についてはいろんなことが私は問題があるような気がするわけです。

それと、例えば、後で答えてもらいますけど、どのくらいの方がここに移住されているのか。そして、その人たちと会話が。この町に住んでいるとなかなか当たり前と思っているわけですね、移住してきた人は当たり前じゃないんです。そういうところの会話がちゃんとできているのか。

それと、移住・定住に関して、例えば天草市は移住相談会もいろいろあるわけですが、地方暮らしを希望する若い人の移住ニーズを感じるというようなことで、地方暮らしを進められていますよね。産山村については体験農業をさせておられます。それと南関町は子育て支援を手厚くして、補助金等もやっておられますよね。空き家バンクのほうに登録されています。で、移住者がかなり多いんです。そちらあたりと電話して聞いてみましたところ、話し合いなんかもどんどんやっついていかれて、その人たちが力になって「いいよ」というふうに呼びかけている。そのようにして、6世帯40人ぐらいの人が来られているんですね。

やっぱり町の独自性がきちんと明確でなくちゃ、そしてそれをネット上で公開しなくちゃ私はだめなんだろうと思いますよ。そういうところ、うちの町は非常に不親切だなと思いますし、整備されてない。また悪かことばかり言って悪うございますけど、言うことはきれいなこと言われるんですよ、頑張ってます。ばってん何を頑張っているのかが見えないんです。だから来る人も、来た人も、ちょっと嫌だなと思われるし、出ていくとは、「もうこの町は嫌だ」と言って、何人かの方が出ていっていらっしゃると思います。そのところのデータが多分出ていると思いますので、事前に通告しておきましたのでお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それではお答えしていきたいと思います。今、御指摘の件でございますけれども、山都町ではいろんな移住・定住の対策をしておりますけれども、今般の機構改革によりまして、企画のほうから山の都創造課のほうで、移住者、若者定住も含めて、トータル的な移住・定住の対策をしろということで、改めて山の都創造課のほうで所轄して、移住・定住にしっかりと力を注ぐように指示を受けまして、今やっておるところでございます。

私も、この2カ月、思考錯誤を課の職員と一緒にやっているところでございます。そういった中で、今現在、町として取り組んでいることについては、今、議員のほうからもお話がありましたとおり、移住・定住の希望者のサポートとして、山の暮らし人交流サイト、そういったものを設けております。また、短期滞在型の施設の貸し付け、あるいは空き家対策として改修事業の活用、それから就農支援ということでしておりますけれども、御指摘のとおり、山の都交流サイトがでございますけれども、今、山都町のホームページに約25万件ぐらい年間にアクセスがございませう。その中で、9,300件ぐらい、山の交流暮らし人サイトのほうのアクセスもございませう。これが多いか少ないかといった場合に、比較がなかなか難しいんですけども、私はアクセス数としては少ないと思っております。また、交流サイトにつきましても、サイトのほうを見ていただければわかりますとおり、今、御指摘のとおり、空き家がどこにあって、どういう形で今、募集しておりますとかいうことの丁寧さは非常にないことは承知しております。そういったところは今後

しっかりと空き家についての情報もホームページでしていく、それから、今、少しお話がありました住宅のこともそうなんですけれども、定住の支援員といいますか、コーディネーターがおりますけれども、まず山都のほうに実際にここに来られた場合、移住・定住を希望して来られた場合は、その支援員さんのほうにつないで、いろんな空き家、それから就職、いろんなことを相談していただくようにしておりますけれども、やはり1人の支援員で全体を賄うというのは非常に難しいと思っております。これは絶対に無理があると思います。545平方キロもありますわけですから、やはり1人の定住支援員に任せきりにするのではなくて、結婚相談員もそうですけれども、各地区に置いておりますけれども、そういう相談員をネットワークをつくっていききたいというふうに思っております。それぞれの地域にはそれぞれの地域の詳しい方がいらっしゃいますので、そういう相談員を広げて、あるいは定住された方々に相談の窓口になっていただくという定住者の方々のネットワークもつくって、そういう問い合わせ等に答えていけるようなシステムを早急につくりたいというふうに思っております。

また、空き家につきまして、今、短期滞在ということで、1年に限って6棟貸し付けております、旧蘇陽病院の医師住宅のほうですけれども。現在、6世帯入っておりますけれども、これまで実績として、約2年の間に10世帯の方が利用されまして、5の方が定住されました。あと5人はどうなんだということになりますけれども、もとのところに帰られたり、違ったところに行かれたりということがございますので、やはりそういう対応がしっかりできてない部分は御指摘のとおりだというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長から説明がありましたけれども、例えば、こちらのほうに住みたい、いかがですかと問い合わせがあつて、それは1人で対応するということになってくれば、不親切きわまりないと私は思います。適当に何かちゃかちゃかと言うとけばいいかなというぐらゐの話でしかなかったのかなと思いますし、そういう話も聞いております。もっと本気度が見えないんですよね、そうなってくれば。ですから、そこら辺のところの整備をきちんとやって、本当に来る人も不安なんです。来る人はすごい不安な気持ちでここに来て、集落とのつき合い大丈夫なんだろうか、子育てはうまくできるんだろうとか、いろんな悩みを持って来られるんです。ほかの地域から奥さんに来るような状況なんですよ、来る場合は。それ以上の状況かもしれないよ。今まで住んでいたところを捨てて来るわけですから。そういうときに、町の受け入れ体制、集落の受け入れ体制というのは、本当に優しくせんとだめなんですよ。そこら辺のところの意識改革が私はできてないような気がするし、非常に不親切であり、なおかつ、言わせてもらえば、適当に、来たばいた、言うとったばいたというぐらゐのレベルで終わっているんじゃないですか。

それとあと一つ、来た人、住んでる人に対して、意見を聞いて、会をして、どうですかとか、どんなところが不満ですかとか、どういうところを直していただきたいですかとか、そういう話をする時間ですか、そういうのをちゃんと持って行って、この町に来てよかったとその人が宣伝できるような、広く、「この町いいけん友達おいでよ」というぐらゐの私は町と思いますよ、住んでみればですね。そこら辺のところをもっとやっていただきたいというふうに思います。

それと、蘇陽病院の話、今されましたけれども、10世帯、5人が定住というお話されました。これも私のほうに連絡あったのでお伝えしておきますけれども、1年ですよ、安い金額で1年間。

「蘇陽病院の住宅に住もうかなと思って来ました」て。3カ月ばかりしたらやっと落ちつきましたという話でね、それから4カ月ばかり落ちついた生活しよったばってん、もう出ていく準備せないかんで。あれもしたい、これもしたい、これもしたい言うたばってん何もすることはできんだった。だけです、要するにまじと親切にしてもらわんと、ほんなこと何のための1年かわからんし、これちょっと炊飯器ばつけようて思った、風呂場ば扱おうて思ったって、どうせ半年後に出ていくとだけんて思ったらする気もせんて。

えらい不親切な町で言われても仕方がない。そこが、その1年を2年に延ばしてやって、その人との話を聞いたほうがいいと思うですよ。うちの町は対話ができなような気がするわけです、全ての面において。来た人とか住んでる人、頑張ってみようと思う人との対話、会話が。その会話というのは人間として非常に大切なことと思いますし、移住・定住を本気とするならば、そこらのどのようにやっていくのかというのをきちんと構築した上で、もういかんと思ったときは、人間かえてでもやるべきじゃないかなと思うし、地域の中にそういう相談する人、1人だけじゃなくて若い人ですよ、若い人がいいですよやっぱ。年とった人になってくると、私も年とってくると我が強うなってしまうけんためですので、20代、30代の人たちが相談相手になって、呼び込むような力がありますからね、20代、30代、40代。そういう人がやっぱり移住・定住の話し相手になり、相談相手になり、フットワークのいい人をすべきじゃないでしょうか。どうですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 私はこの2カ月、担当になりまして職員を見ておりますけれども、先ほど適当にやっているんじゃないかということがございましたけど、決してそういうことはございません。私が見ている限りでは、この1月から17名の相談がございまして、職員も一生懸命対応して、それから指導員のほうに対応をつないでおります。そういったことで、我々もやっぱり山都を愛しておりますので、その山都にできるだけ人の、移住者の方をふやしたいというふうに思っております。これまでも23年からの統計で見ますと、68名、31世帯が、新しい移住者の方を受け入れておりますけれども、これが多いか少ないかと言いますと、やはりいっぱい移住・定住をふやすという立場からしますと、もっともっとやらなければならないと思いますので、そういったところについては、しっかりと今後対応していきたいと思っておりますし、移住・定住のコーディネーターの対応につきましても、改善すべき点はしっかりと善処していきたいというふうに思っておりますし、今後の対応の仕方についても、ネットワークを広げたりとか、そういったことはしっかりと今度対応していきたいと思っております。

また、短期滞在施設の1年間というのは、これが長いか、あるいは短いかというところについても検討の余地があるかもしれませんが、やはり期限は切って、例えば9カ月ぐらい過ぎて、あと3カ月ぐらいしかなくなったときは、そのときについては、すぐに指導員、それから担

当が行って、今後の対応についてまた相談するという、そういうきめの細かい対応は必要だというふうに思っておりますので、そういった体制づくりはしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、私も本当にその住宅に住んでいる人との対話とか、せつかく移住して来られた、来て生活している人ですね、そういう人との対話とか、本当にそれはうちの町の顔ですから。やっぱりそこら辺のところは全然知らないわけでしょう、来た人は。どんな人がおって、どういう地域なのか、交通はどうなのか、全然わからなくて嫁入ってきたような話じゃないですか。そこら辺のところは本当にきめ細やかな対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、同じような話になってなんですけれども、最近、蘇陽地区のそよ風パーク、あるいは清和の文楽館、あるいは通潤山荘ですね、非常に食事のほうもよくなったなということがあって、町内外からもかなりおいでになるし、町内の方々も、例えば法事とか、いろんなどころを使いたいという話も聞きます、いろんなどころですね。そういう中で、町外の方も、熊本市とかそちらの方も遊びに行ってみたいというような方がいらっしゃるわけですね、50人単位ぐらいで、行ってみたいなという。どぎゃんね、受け入れたらいいじゃないねちゅうたら、バスが5万円もかかるって言わすわけですよ、通潤荘に言わせればですね。昔はそよ風荘のほうにあったんですけど。

この町でおいしいものを食べていただくと、ああ、この町はこんな自然の豊かなところでとれたものがあるし、こんなところで生活したいなというのも移住・定住につながるやもしれませんから。もし今から、その大きな3施設がありますよね、第3セクターとして頑張っているわけですから、そちらのほうに共同でバスを買うなり、あるいは交通機関と提携して安く送り迎えることができるような、そういうこともぜひ考えていって、うちの町をより多くの人に知ってもらおうというふうなことは、採算ベースに合わんけんとかいう話になってくると、また情けない話になりますから、そこら辺のところを、旧町村合併したわけですので、大きなバスを利用しながら、そういうところもうまく活用できないのかなと思いますし、そこについては前向きに考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 観光は非常に大きないろんな要素を含んでおります。今、山都に57万人の観光客の方が来ておられます。これは1万人に1人観光に来て、山都はいいところだと、ぜひ住んでみたいというふうに、1万人に1人の方が思われたときに、57名の方が定住につながるわけです。ですから、そういう非常に観光というのはいろんな要素を含めておりますので、なおさら、町長がいつも言いますように、裾野の広い産業だというふうに思っております。ですから、そういった面からもしっかり受け入れ体制、それからおもてなしの心、非常に大事になってくると思っております。

御指摘のように、団体でそよ風パーク、あるいは通潤山荘、それから文楽館、食事に来られたりする方もございます。そういう要望もあっておることは承知しておりますので、今、それぞれそよ風パーク、通潤山荘は、大体27名から29名のバスを持っておりますけれども、それもそれぞれ

れ1台ですので、大型でする場合は非常に難しいということもございますので、そういったところは共同でリースをしたり、あるいは共同で買う、いろんなパターンがあるとは思いますが、そういったところを3施設に協議をさせまして、効率よく利活用ができるような方法も検討したいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 町のほうは検討は大分好きでございますけれども、検討したら結果を出していただきたいと思っておりますので、前向きに、言ったことには責任を持って頑張ってください。よろしくをお願いします。

続きまして、順番が非常に飛んで申しわけないんですけど、2番目の職員の評価は抜かしまして、一番最後のほうに書いております菅尾保育園の現況と今後についてということのほうに移らせてもらいたいと思います。

菅尾保育園の方向性につきまして、統廃合のことにつきましてですけれども、これは25年の3月19日、25年ですね、山都町保健福祉総合計画策定委員会児童福祉部会のほうで、これは工藤議員の委員長のとときに方針案が出されました。そのとき既に、菅尾保育園は閉園とするということになりまして、そこで、答申には応えない状況で、また次の議会のほうに諮問がされました。その後、26年3月24日、藤澤委員長が出されました。それで、また答申出したんですけど、それに応えずに、また今度は子育てのほうに振られました。25年からかれこれ3年間、振られました。そしたらことしの1月、唐突に閉園ということになりました。びっくりしましたのは私だけじゃなくて保護者だろうと思います。

これは、私たちは、もう既に話は、藤澤委員長とは話は通っているというふうに私は理解しておった中での閉園ということでありまして、よくよく調べてみると、保育園は、公立は15名以下になったら閉園という、へき地保育園、へき地に対しては5名以下になったら閉園ということは、ここに書いてありました。がしかし、今、菅尾保育園は今20名、来年が19名ですね。それで、読んでみると、財政的なこととか書いてあるわけですが、余りにも唐突過ぎはせんかなと。こん前も、イノシシのこともそげんでしたけれども、菅尾地区ばかりがなぜにこんなというふうなことも考えるわけですが、

これ、もっと早めに、25年度に話を受けてしまえば、もう2年先の話でしたので、そらもう何も言わさなかったらと思うんですよ。25年度答申を受けながら先送りして、26年の答申を受けて先送りして、27年度の子育てまでもって行って、判断ができました、その間、説明はしていません。それだったら、やっぱり答申を出して、25年で27年度で予定してたわけですから、27年度これ出したら29年度くらいに何とかするというのが私は筋かなと思いますし、余りにも唐突過ぎて、町長の提案理由の中には、理解を求めると。私は理解を求めるとは非常に難しいというふうに思っておりますが、私も厚生常任委員ですのでなかなか聞けないところありますけれども、これについては門川課長は後から来られました、私のときは柳井課長でしたのでね。経過は聞いていられると思っておりますけれども、課長としてはどのような考えをお持ちですか。そこだけ、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。菅尾保育園の閉園に向けては、本当にことしの1月15日に菅尾保育園のほうに行きまして、閉園の話を説明させていただきました。その中で、閉園に向けての経緯という部分がありますので、その辺を説明させていただいて、今、どのような形で進めようとしているかというのを聞いていただければと思います。

この菅尾保育園だけじゃなくて、山都町の公立保育園のあり方というふうなところで考えております。山都町の子育て環境をいかに整えるか、それから公立保育所のあり方をどうするかについて、平成18年度に5回開催された保健福祉総合計画児童福祉部会において具体的方向性について議論されてます。各保育園の保護者説明会がそのとき開催されて、アンケート等も実施をされているというふうなところなんです。それから、平成18年度以降、保護者の説明会等なく、平成25年の3月19日には、山都町保健福祉総合計画策定委員会児童福祉部会の統廃合に関する素案が示されております。この素案を受けて、平成26年の3月24日、これは後藤議員のほうも参加された山都町保健福祉総合計画策定委員会より、保育園の統廃合に係る答申が示されました。町といたしましては、そのことを重く、真摯に受けとめ、この答申を尊重しながら、平成26年7月から始まった子ども・子育て会議の中で議論を重ね、1月に町の方針が決定しましたので、平成27年度に閉園予定の菅尾保育園、白糸保育園へ、保護者説明会を1月15日と16日に開催したところです。

今回、その説明会の内容が、先ほど後藤議員が言われましたように、菅尾保育所の保護者の皆さんや地域の皆さん方から、唐突だとの強い御批判やお叱りを受けております。そのことにつきましては、本当に十分な説明責任を怠っておりましたことにつきまして、心よりおわび申し上げます。これから、保護者の皆様や地域の皆様に、再度、丁寧な説明と対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 25年度に、一応、素案が出されたわけですね。私はそのときに、何らあんまり変わっていないところはない、菅尾保育園は閉園ということになっておりますし、諮問した段階で、もう閉園しますよということを出してあるわけですよ、諮問した段階で。そのときは、たしか保育園には相談したと思いますよ、閉園しますよと。言わにゃ、いきなり行政が判断して、委員会が諮問するわけじゃないじゃないですか。閉園しますよということを決めた上で諮問したわけでしょう、どう思いますか。そこら辺が私わからん。もう私の間じゃ、もう菅尾保育園は納得したもんというふうに、納得して出してあるというふうにしか思わんじゃないですか。そこなんですよ。

ですから、それを決定されたのは、町長が、決定されたのが27年に、この前、決定されたので説明しましたという話でしょう。だったら、25年に一応急ぐからということで答申したわけでしょう。27年閉園するなら25年度から頑張るとかにかいがんばって、2年間ぐらい余裕持っとかにかいがんばって思って諮問しなつたわけでしょう。ずっとおくらかして、27年に決定したけん、はいやめますって言ったわけでしょう。2年間ブランクがあったわけでしょう。そしたら、やっぱり27年に言ったら、28年、29年の話なんですよ。そのくらい余裕なからんと、心が何でだろ

うて、そぎゃん唐突に上から目線で話すやていう話にとられても仕方がないわけですよ。

ですから、このことについて1番の吉川議員も質問されますんで、時間がありませんので、詳しくはまた吉川議員のほうから話があると思います。私も余りこのことについて、そうは言っておられませんので、済みません、あと、ここら辺で門川課長への質問は終わらせます。

あと、農業のことについて、どうしてもお聞きしておかにかんかんがありまして、先ほど中村議員のほうから否決すつぞという話がありましたという話がありまして、実は、そのことにつきまして、実は議会運営委員会の中で言ったのが、どうも中村議員に誤解されたような気がいたしまして、私は、加工施設ですか、加工施設ば3カ所も4カ所もつくるていう話があったなら、それはだめよて、そぎゃんことばしたら私は否決するよと言ったわけですよ。中村議員の言われた、子イノシシまで補助金やるのは私も賛成です。ちょっとした議運の中の話し合いでしたんで、ちょっと誤解されたかなと思ひまして、済みませんでした。そういうことでしたので、ここだけ言うとかんとかんかなと思ひまして。

じゃあ、本題に入りたいと思ひます。農林課長のほうにお尋ねしたいと思ひます。集落営農につきまして、10カ所、300万、予算上げられました。これについて、実績と反省点について、簡単に結構ですのでお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 集落営農につきましては、御承知のとおり、平成25年度から推進を図ってまいりました。県の事業ということで、25年度に一の瀬地区、それから26年度に仮屋地区、そして同じく26年度に橘地区、3地区を推進してまいりました。この25年度に実施いたしました、この一の瀬地区につきましては、平成26年度に協業組織、10月に設置されまして、現在、10戸によります農家で稲作の協業組合による稲作が平成27年度から取り組まれるということになりました。また、26年度の指定地区、仮屋、それから橘につきましては、一の瀬地区と同じように、組織の設立に向けて、現在、活動中でございます。

それから、山都町の単独の事業で行っております集落営農の地区でございますが、現在、26年度で矢部地区が入佐地区、それから下矢部東部地区、長野集落、清和地区では高月集落、蘇陽地区で上差尾集落の、この五つの集落が、同じように集落の農業振興と、それから農業地の有効利用等目指し、活動をされているところでございます。

それから、平成26年度におきましては、県の事業でございましたけれども、地域連携推進員1名を、山都町在住の方で任命いただきまして、現在、事業のサポートをお願いしているところでございます。また、今後、27年度に向けて、新たに集落のほうからも手も挙がっておりますので、3地区ほど、現在希望が上がっているような、そういう状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 10カ所上がっていたのは、今、5カ所はできたということですね。

実は、この集落営農につきまして、地域、大字単位のごと大きな集落の中で集落営農に取り組むという姿勢で役場のほうは進めてこられました。私も、そうなってくれば、できる集落とできない集落、あるわけですね。ですから、今後、山都町を一つの大きなエリアととって、例えば、

露地野菜をつくる団体さん、あるいは水田をつくる河川流域の団体さん、あるいは有機農業をされている団体さんですね、こちらの方々が連携して、一つの、町を一つのエリアとして、それを集落の営農として認めるような体制づくり、というのは、トマト農家、ハウス農家ですね。ハウス農家が蘇陽、清和、矢部も一括して、頑張っって一つの集落、一つの団体としてやるような、河川流域でも構いません、有機農業をしている人も構いません、そういう人が一つのエリアとして、一つのチームとして集落営農を進めていく。山都町の特産品をつくるためにも、そういう斬新的な考え方で農業を進めていくという、これも大きな意味での集落営農につながっていくと思えますし、そこにブランド化というのができてくるんじゃないかなと思えますし、小さな集落をどうしてもまとめてやろうとすると、それはもう年よりばかりでできんとか、いろんな問題が出てくるわけですね。そこに若い人が何人かおって、その何人かが同じものをつくっている人、山都町全体でチームワークをつくって構成していく。それで集落営農をして、そこに手伝いをできる人を地区から入れるというような、そういう大きな視点に立った集落営農をして、ブランド化を進めていくというようなことが私は必要じゃないかなと思ってますし、今、単独1年間だけ、補助金みたいな形でやっておられますけど、それをやるとするならば、もっと長いスパンで、3年ないし5年ぐらい、ちゃんと事業規模、事業の内容を聞きながらやっていくというような、サポートしていくような体制づくりをやっていかんと、農業は進んでいかないんじゃないかなというふうに考えるわけですが、そのところを簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 集落営農の取り組みの単位ということで、現在、行っておりますのは、自治振興区、または集落単位、それに機械利用組合等を単位とした、こういう取り組みを行っております。

御意見のように、栽培する作物のグループとか、それから具体的には有機農業というお話もいただきました。また地形の上で分割するという今後の取り組みとして新しい形かとも思います。国内のいろんな優良事例のところもございますので、そういうところの状況も含めながら、また今後の事業推進をする中で、県、それから各団体等の御意見をいただきながら、進めてまいりたいと思います。

これまで、集落座談会のほうで、いろいろとお話を聞いてまいりまして、特に、議員御指摘のように、全部同じように社会構成、人員構成、それからいろんな構成状況が違いますので、それぞれの個性を、それぞれ拾い上げながら進めていくというのは非常に難しい部分も確かにあろうかと思えます。そういうところを踏まえまして、27年度については、待っているのではなくて、こちらのほうから集落のほうに出向いて、その状況を見きわめながら、そういう方向性が導ければというふうに思っているところもございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 最後になりましたけれども、先般、イノシシ、鹿の加工場の話がありまして、菅尾の地区のほうで話がありまして、ちょっとぼしゃったわけですが、ジビエのガイドラインが今回作成されましたですね。それによると、イノシシの内臓は、その施設に持

っていつて解体しなくては衛生上だめですよというような話になってきました。そうすると、これは採算ベースで非常に私は厳しい状況になってくるなと思うわけです。ある町で、380頭をとって、それを加工して、年間200万。私は、この加工場をつくった場合、年間800万ぐらいの維持費がかかるんじゃないかなと思うわけですね。そうすれば、今の事例で300頭つぶして200万、380頭つぶして200万。800万売るためには約1,200頭ですよ。1,200頭、1カ所をつぶしてせにゃいかん。内臓もそこで出さんと、ガイドラインが示されたわけですね。そうなってくると、足らなかった分は町が負担するのか、いろんなことを考えてると、4カ所も5カ所もつくったら町は膨大な負担をしなくちゃならなくなるような気がするわけですね。

これについては、まだまだ今から県のあたりと補助事業については交渉されると思いますけれども、十分検討していただきたいというふうに思います。そこはもうお願いで終わりたいと思います。

それと、最後になりましたけれども、人事評価システムにつきまして、総務課長、どのような形でされるのか簡単をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えします。ただいまの人事評価についての、どのような形ということでございます。具体的な評価の流れを説明させていただきたいと思います。

まず、年度当初に職員が個人の目標を設定をして、これを評価者、つまり課長に評価者はなるわけですが、課長と当該職員が面談をしまして、組織目標とのリンクを前提に職員個人のまず目標設定を行います。これらの目標達成に向けて、職務の遂行を行った後に、今度は職員が自己診断を行います。この自己診断を聞き取りながら、評価者が当該職員がどのように能力を発揮をしたのか、そして目標に対してどの程度達成したのかと、こういったことを段階的評価を行い、そして適切な評価を行っていくということでございます。

この評価をもとに、能力本位の任用ですとか、勤務成績を反映した給与、さらには効果的な人材育成へと反映をしていくというのが、この今回の人事評価の制度の内容でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） わかりました。視点はよくわかります。大事なことは、上から目線で課長が人を見るようなことがあっちゃ困ります。行政がうまくいきません。私のところにも話がありましたけれども、ある課長は電話ばかりしとってから、携帯電話したり外に出たりしてちゅう話も上がっております。私が一番心配するのは、そういう課長の下で仕事をする人が一番つらからうと思いますよ。ですから、問題は、課長も評価の対象に入れて、上から目線をやめていただきたいし、自分も評価される立場に立ってしないと、上から目線ばかり養うと非常に間違った方向にいくと思いますので、そこら辺のところも、それと地域に活性化を進めている職員のことともよく評価していただきたいというふうに考えております。ぜひ、課長もみずから評価を受けるような制度にしてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） これをもって4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時19分

3 月 11 日（水曜日）

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
2. 平成27年3月11日午前10時0分開議
3. 平成27年3月11日午後2時10分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

11番 田上 聖議員

1番 吉川美加議員

9番 藤川憲治議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	教育長	山下明美
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	佐藤珠一
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	田上博之
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐重昭
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
環境水道課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美		

-
10. 出席した事務局職員の職氏名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

さて、東日本大震災が発生して本日でちょうど4年が経過します。ここで、震災により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

ありがとうございました。御着席ください。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

前置きをしばらくさせていただきます。昨年の12月、衆議院選挙が行われました。理由なき解散ということで、多分、自民党が数を減らすだろうと思っておりましたところ、意に反して自民党のひとり勝ち、大勝でございました。大勝ちをされた安倍総理がそのまま、強力な自民党の数をバックに、総理大臣を続けられております。選挙後、安倍総理は人が変わったような形で強力なリーダーシップといたしますか、政治姿勢をとっておられます。TPPに反対した私たちの農業者の代表でございますJA中央会の解体、あるいは弱体化というようなこと、あるいは沖縄の問題とか、そういうことがございます。

政治献金で、前の西川農林大臣がおやめになりました。西川大臣、おやめなった大臣は、いろいろ説明しても理解してもらえないからということで辞表を出されたようでございます。そうおっしゃいました。ところが、西川大臣の政治献金を衆議院予算委員会で審議されている中で、民主党の人の質問に対して安倍総理がいきなり、「日教組はどうか、日教組は」というようなやじを飛ばされました。たまたまそれを聞いて私はびっくりしました。一国の総理大臣が、国会の審議の場所でいきなりやじを飛ばすとは思って、びっくりしたわけでございます。それで、農林大臣はおやめになった。その後、総理大臣みずからも含めて、政治献金問題が出てきました。しかし、何ら違法性はないということで、そのまま過ぎております。マスコミも、西川大臣のときには、「理解が得られない」というくらいに騒がれたのですが、その後は何ら音沙汰なしでございまして。このままTPPが締結されますならば、日本の農業は壊滅的な打撃を受けるということはわかっているわけでございます。日本の農業よりもアメリカのほうが大事かなということをお私に思うわけでございます。

その後、きょうも、中川政務次官のことが報道されておりました。そのほかいろいろでございますが、自民党も、あるいは政府も、数の力その他を背景にして、少しがたがきているのではな

いかと感じるのは私だけですかね。こういう人に本当に国を任せていいのかという疑問も持っております。憲法改正も強力に進めようという発言も出ております。時代に合った憲法も必要ではございますが、いろいろと国民の目線を見て政治を行っていただきたい、そう思います。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

最近、私たちの山都町で二つのことが報道され、がっかりといたしますか、本当にこれでいいのだろうかという思いで見えております。

その一つが、矢部高校の募集定員割れでございます。特に、旧農林科を統合して緑科学科といたしますか、その科においては募集定員ゼロ、応募をした人たちがゼロということになっております。これで本当にいいのだろうか、卒業生として、OBとして本当に暗たんたる思いでございます。

もう一つは、山都町の人口の減る率が県下で2番目に高いということでございます。こんなに人が減ってしまっていて、減っていったと思いますし、このままではいけないのではないかと、やっぱり町民の皆さんが、ここにおられる皆さん方も含めて、町民の皆さんが真剣になって、この人口減にどう取り組むかということ考えるべきではないか、考える時期に来ているのではないかと思います。

そういうことから、私は私なりの考えを述べて、そして皆さん方の批判を仰ぎ、皆さん方も、それぞれこういうことをしてはどうか、こういうのはどうかというような意見を出していただければと思っております。

まず、学校教育でございます。高校は県立高校で、教育委員会は山都町の教育委員会であり、山都町は町でございます、山都町に矢部高校があるだけでございます。そういうことですが、山都町の教育委員会が矢部高校に対してどこまでタッチできるのか、どういうことで接触されているのかということをお尋ねしたいと思います。

あとは自席からです。答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） おはようございます。3月1日は矢部高校の卒業式の日でした。私はその日は消防団の出初め式に行っていましたので、課長が高校の卒業式に行きました。あくる日、こういうことを伝えてくれました。3年間、無欠席の子供が16人でした。私はそれを聞いて物すごく感動したというか、うれしかったです。熊本市内のように、大きい高校、大きいというか人数の多い高校ならば、3年間無欠席の子は16人ぐらいはいるだろうと思います。しかし、この人数の少ない矢部高校の卒業生、3年間です、16人無欠席。このように素晴らしい子供たちが矢部高にはいるんだということを知って、うれしく思います。だから、こういういいことは、町内の皆さんにも知っていただきたいなと思って、冒頭に申し上げました。

さて、この矢部高校と教育委員会の関係についてです。都会では、町の教育委員会と高校は連携が少ないとか、管轄外とかいって、余りタッチしないところもあるんですけど、山都の教育委員会は別です。内政干渉にならないように、あるときは、町立矢部高校のような気持ちで矢部高校に接しています。たくさんありますけども、皆さん方御存じと思いますが、大まかなことを

三つ挙げたいと思います。

まず、教育委員会では毎年、スクールコンサートといって、本物の音楽を小学生、中学生に聞かせる、これを毎年しておりますけども、そのときに、小中学生だけでなく高校生も一緒に聞いてもらっています。

2番目に、小中学校の子供たちと高校生との交渉、交流とか体験学習を行っております。これは、単に高校生に何か教えてもらうではなくて、地元の高校を知って、交流を持って、親しみを持って、今後、中学校を卒業したときに、自分も矢部高校に行きたいと、そういう気持ちを持ってもらうならと、そういう期待を持ちながら、小中学校と矢部高校のいろいろな連携を持っております。

三つ目に、町には進路保障部会というのがあります。これは、町内の先生方、関係機関が集まってですけども、特に御船の職業安定所、ハローワークといたしますけども、そこからも来ていただいて、子供たちが中学校を卒業した後、その進路をきっちりと保障してほしいと、特に矢部高校にそのことの申し入れを毎年しております。これは、中学校の校長先生と私とで意見をまとめたものを高校の校長先生にお渡しをして、そして、今後、子供たちの進路をよろしく願いますと。そのお願いいたしますの内容はたくさんありますけれども。宮崎県の子供たちも蘇陽高校に前は来ておりました。そのつながりもありました。だから、よその県から、特に宮崎県から来た子供たちも熊本県と同じように扱ってほしい、そういうお願いも込めて、進路保障部会、それを持って高校に行っております。

あと、いろいろな数的なこと、それから金に関することも連携をたくさん持っております。したがって、そういう数的なこととか予算に関すること、こういうものは課長のほうが係としてきっちりやっておりますので、課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 答弁の前に、いろいろと私のほうからも課長に聞いておきたいこともございますので、質問を一つ追加させてください。

きのう、やっぱり同じようなことで、矢部高校の募集定員割れについて心配されて、後藤議員も質問をされておりました。同じようなことでございますが、きょうは傍聴者の方もおいでになっておられますけれども、きのうの人ときょうの人が変わっておりますので、後藤議員と同じように、定員がどれだけか、それから応募者はどれだけか、それから、大体、山都町の三つの中学校の卒業予定者は何人かということも含めて答弁願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） おはようございます。それではまず、後のほうの質問のほうからお答えをしてみたいと思います。

まず、27年度の入学に対する応募者がどの程度あったかという御質問なんですが、定員は3学科40名の3クラスということで120名でございます。それで、普通科は、前期は応募は、応募と、いうのか、後期での募集ということですので、前期はもちろんゼロなんですが、食農科学科においては、前期が24名、それから緑科学科が4名でございました。そして今、入学試験があつてお

りますが、後期のほうが、普通科が20名、それから食農科学科に6名、そして緑科学科が、先ほど議員がおっしゃいましたようにゼロという応募者でございます。合計いたしまして、今年度の入学志願者が48名。120名の定員に対しまして、48名という結果でございます。

それから、本年度の、本年度というか、卒業生が何名かという御質問でございますが、矢部中が57名、清和中が20名、蘇陽中が34名、合計111名でございます。

それから、矢部高校に対する支援はどういうことをされているかという点でございますが、先ほど教育長が述べましたほかに、町長と教育長と私と3人で、町内の3中学はもちろんでございますが、近隣の中学校のほうに、ぜひとも矢部高校を応募の選択肢の一つとして考えていただけませんかということ、校長先生のほうに訪問をしてお願いをしております。五ヶ瀬のほうが三ヶ所中学校、それから鞍岡中学校、そして砥用中学校、それから御船の中学校ということで、通学ができる範囲ということですね、町内の3中学校とそのほかの学校を訪問して、お願いにまいっております。

それから、中学校のほうが中学生を矢部高校に体験入学ということでされますけれども、特に砥用中あたりの見学者が多いということでございましたので、私のほうでコミュニティバスのほうを回して、多くの生徒が体験入学できるようにという配慮もさせていただきました。

それから、高校の助成事業としまして、入学支度金の助成ということで、1人2万円ということで、昨年は59名でしたので118万円を助成いたしました。

それから、教科書の助成ということで、2年生、3年生に対して77万6,423円を助成いたしております。

それから、下宿助成といたしまして、月1万円の補助ということで20万円。昨年は途中からもありましたけれども、1年生と3年生にそれぞれお一人いらっしゃいましたので、20万円助成をいたしております。

それから、26年度からの取り組みなんです、五ヶ瀬、蘇陽中に通っている子供たちが、矢部高校に来ることに対しまして、熊本県のほうからバス通学の助成があつておりますが、県外ということで五ヶ瀬の中学生は対象外ということで助成があつておりませんでしたので、矢部高校に来る生徒に対して不公平だということで、工藤町長のほうが、これに対して新しく助成をすることで、26年度から五ヶ瀬町から来る、蘇陽中を卒業した子供たちということで、月1万2,000円のバス通学の補助ということで、バイクで来る子供は除外なんです、あくまでも熊本県がバス通学の助成ということでございますので、山都町としましてもバス通学が対象ということで、26年度は3名いらっしゃいましたので、3名の43万2,000円を助成いたしております。

それから、そのほかに、矢部高校の教育振興会の補助金ということで50万円。これは、矢部高校のほうで使い道を分けていらっしゃいますけれども、修学の促進事業ということで、進路に向けて、あるいは、そういった啓発等に使われておられます。また、そのほかには、体育大会の時のやぐらを組んだりする等の経費だったり、あとはいろんな大会で、例えば二輪車大会等いつでも優秀な成績をおさめられますけれども、そういったことの、国道あたりにそういうふうなのぼりを立てたりとか、そういったのに使われていらっしゃいます。あと、人材育成の奨励金とい

うことで、学校のほうで優秀な生徒にいろんな給付をされるという、そういったことに使われていらっしゃると思います。

そのほかに、26年から新たに、高校のほうに、いわゆる矢部高校に生徒を確保するという、いろんな手段で確保をするということで30万円、それは矢部高校活性化支援助成金という名目で助成をいたしております。

以上が、主な山都町からの助成の内容でございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） どっちがお答えになるかわかりませんが、中学校の卒業予定者が111名、そして矢部高校に48名でございます。子供がなぜこんなに、約半数ぐらいの子供しか矢部高校に進まない、子供がなぜ矢部高校をこんなに嫌うのか、敬遠するのか。お父さん、お母さんたちも、どうしても矢部高校に行けと言われたい、その理由は何なのか、どういうふうに分分析されておりますか。お答え願います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 十分な答えではないと思います。私の考え、気持ちです。

熊本県が高校を大きく三つに分けました。県の北部、それから県の中央、県の南部。上益城郡の場合は中央に入っております。そして熊本市内も中央に入っております。だから、中央部のそこに住む子供たちは、中央部のどこの高校に行ってもいいということなんです。以前は、郡部から熊本市内の学校に行くには難しかったです。5%とか10%とかですね。市内に住んでいる子供たちよりも、ある程度成績がというか、点数が上の子供しか入りにくかったんです。今は、中央部として上益城も熊本市内も同じ区域になりましたので、入りやすくなった、条件がよくなった。それで、もう何も考えんで熊本市内のほうに行ける、矢部高を受けると同じような気持ちで熊本市内のほうにも行ける、そういう形になってしまったんです。それ一つではないんですけれども、そういうことで、気楽に市内のほうに行く。特に矢部高校を嫌ったとか矢部高校が嫌じゃなくて、そういう形もあると思います。

もう一つは、先ほど課長のほうが、下宿ができるという話をしました。それで、遠いところから来る子供たちが矢部高校のそばに下宿をしてという形も前はあったんですが、同じ下宿をするならば熊本市内のほうに下宿をしてとか、そういうことも聞きます。それで、最初言いましたように、私の答えが全て当てはまりではないと思いますけども、そういう例も聞きました。

もう一つは、部活動です。部活動でこれこれをしたというのがほかの高校にあったから、高森のほうとか、そのほかの高校のほうにも行っているようです。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これは私が聞いた話の中です。子供が矢部高校を嫌う一つの要因は、いじめにあるという話があります。矢部高校の体質改善のほう先ではないか、そういう考えを私はしております。今のお話ですと、中央部はどこにでも行っていいということならば、矢部高校がいい学校ならば、よそから自由に来てもいいはずなんです。それが抜けていってしまう。その大きな原因の一つがいじめ。矢部高校にやりたくない、行きたくない、そういう風潮があるわけで

ございますので、高校の体質を改善する、そのことを急がれるべきではないかと思えます。

いろいろありますが、時間の都合で控えさせていただきますけれども、ぜひ体質を変えていただくように、教育長からも、教育委員会からも、町長からも、高校のほうに申し入れしていただくならばと思います。町としても、手厚いというわけにはいきませんが、それなりのお金を出して協力されているようでございますので、ぜひ体質改善をして、いじめをなくしていただきたいと思えます。同時に、同窓会とか育友会あたりにも働きかけていただいて、早い時期に、やっぱり山都の子供は矢部高校に行きたいというような高校にさせていただくようお願いしておきます。

次でございますが、そのような状態の中で、現在の、今の生徒さんたち、子供さんたちはどういふことで学んでいっておられるか、お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 次の質問に答える前に、一つ前の、高校の体質改善のところでも一言させていただきます。お願いします。

矢部高校のほうは今大変努力をされております。その中の一つ、先ほど私が申しました、小中学校との連携をとって高校に親しみを持ってほしいというところで、先ほど発言しましたけども、そういうことも以前はなかったが、去年あたりから回数をふやしているというところで、いじめ改善には高校の体質改善と言われましたけども、そういう点で努力をされておるといふことをつけ加えさせていただきます。

その次の2番の質問です。結論から申します。小学生も中学生もですが、学力も運動面でも、いい結果を出せるようになりました。

熊本県の学力検査で、山都町は県の平均も郡の平均も上回るように学力をつけてきました。これは、一般的には全国学力・学習診断のことを言われますけども、全国ではありません、熊本県の学力診断です。それで山都町の場合は県の平均、郡の平均もぐっと上回るようになりました。

教育というものは、きょう教えたからあしたすぐぱっと変わる、そういうわけではありません。基礎・基本を繰り返す、繰り返す学習しながら実力をつけ、応用などの能力を高めていきます。それを2年、3年と続けることにより、今、山都町の子供たちの学力が上がってきたということです。

学力というのは、国語や算数のテストの点数だけではありません。筋道を立てて考えること、それからまとめること、いろいろありますが、特に今取り組んでいるのは、発表すること、それを聞くこと。例えば、昔は授業中に先生が何か質問して、すぐわかった子とかがはいと手を挙げたら当てる。その子が立って答えを言います。正解だったら、それでよしと。そしてまた授業は先に進んでいく。これが昔の形でした。しかし、教室のほかの子供たちは、先生と立って発表した子供の二人のやりとりを聞いて、それで授業が進んでいく、ほかの子はそれを見ているだけ。これじゃいかんとということで、今は、早くわかって一番にぱっと手を挙げて先生は当てません。みんなで考えましょうで、しばらく時間を置いて、みんなで考える。そういうところで、一つの問題もみんなで考えるというところで力がだんだんついてきた。一つの例です。

そのように、学校で授業をする形を今までどおりじゃいかんと、先生方も気がついて考え直し

て、子供の力がついてきたとっております。つまり、熊本県では熊本型授業と言いますけれども、それを県内で研究されました。

もう一つ、最初に、平均を上回ると言いましたけども、以前、県の平均よりも下だった中学校が、ここ二、三年で年々上がってきて、今では平均を上回り、この調子でいくなればもっと上に行く可能性が出てきました。だから、大変うれしいことだと思っております。

もう一つ、体力のことを申し上げます。上益城郡で一番人数の少ない中学校があります、山都町には。その一番人数の少ない中学校が、熊本県と、それから全国から健康・体力優良校として表彰されました。そういうこともこの場をかりて、町民の皆さんに知っていただきたいなと思って、回答の中に入れました。

これは、先生方だけでなく、子供たちが努力をした、そのあかしだと思っております。やっどこ何年かでその努力が実って、学力と運動面で力をつけてきましたので、これに安心しないで、気を引き締めて続けていけるように。つまり、山都町の場合は、褒めて育てる、その形をもっと入れていこうということが、現在の子供たちの、小中学生の現状です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 教育長、おってください。教育長は、一生といいますか、学校の先生から生涯をかけて子供の教育に当たられました。今、そういうことで、成果をいろいろと言われました。今後はどのような子育て、教育、それが必要なかお伺いしたい。今まででなくて今後どうすることが望ましいかということで、経験から。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 今のお言葉は3番の質問にもつながるようなことでしょうか。そうじゃなくて。

（「はい」と呼ぶ者あり）

私自身、38年間、学校の先生として、その後、やめた後でもいろいろお話があって、この山都、そのころは矢部ですが、矢部でお世話になったので、少しでも御恩返しができるようにと、最初は主任児童委員から、学校をやめてすぐ、主任児童委員を9年間しました。最後の9年目のところで教育委員になって、その次から教育長になりました。学校につながる仕事をずっとこの年になるまで続けさせていただきました。最初は御恩返しの一部にでもなるようにと口はばつたいことを言いましたけども、今考えると本当に御恩返しできたかどうか、それは自分では反省する点がたくさんあります。

学校教育だけでなく、やはり社会教育とつながってこそ、学校教育が成り立っていくと思います。というのは、学校は多くの人たちから、例えば老人会とかですね、そういう人たちからの力をかりてやっております。それで、最初言いましたように、これまでの、長い、学校とつながる生活、これはやはり、足りなかった部分がたくさんあったと思いますけれども、これからもお手伝いができる点があれば、ない知恵を絞って何かお手伝いをしていきたいとは思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私の質問とちょっと違いましたが、ようございます。戦後の混乱期、

学校に行っても本もノートも何もない。運動場で、学校の先生が運動場に棒きれで字を書いて教育をしていただきました。そういう時代、戦後の物のない時代から、そして戦中、物余り、いろいろと同じ年代でございます。苦労を重ねて来られて、私も同様でございます。同じ年代の者として、本当に長い間、御苦勞でございました、お世話になりましたということをお自身が感謝を込めてお礼を申し上げたいと思います。正式な議会からのお礼は議長のほうからあると思いますが、私のほうとしましては、同年代として、本当に、考えも行動も一番似ていたかなと、この皆さん方の中では一番似ていたのではないかと思います。そういうことから含めて、お礼を申し上げて、教育委員会の質問を終わりますが、何か発言がありますなら。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 済みません、時間をとります。申しわけありません。3番のことが、最後のことが、十分答えを出しておりませんでしたので、つけ加えさせてください。

私自身を振り返って、余り立派なこととは言えませんが、子供の教育は親の教育です。大人の教育です。そして、学校だけでできるものではありません。学校に上がる前の基本的生活習慣は家庭です。家庭教育は、以前はできておりました。しかし、近ごろは、余り面倒なことは避けて、楽なことばかり進むとか、そういう部分も聞いたりします。家庭が全ての教育の原点です。

今後の教育のあり方は、子供を中心に据えて、学校と家庭と地域で育てていく必要があります。具体的な例。携帯電話、スマートフォン、それからインターネット、こういうものは便利なものです。しかし、便利であるがゆえに、これにつながったマイナス面がたくさん出てきております。生活を脅かす、人の命にかかわる、こういうことも出てきております。これは、やはり学校の指導だけじゃなく、家庭と一般社会の協力があってこそ、子供が守られていくと思っております。だからこそ、子育て中の親御さんが安心して暮らせる環境づくりが大切です。ごく一部かもしれませんが、あれはだめだなどと他人のせいにするのではなくて、ではどうしたらいいかと一緒にみんなで知恵を出し合って、建設的に協力して行ってほしいという願いを持っております。これも、今後の教育のあり方に大きく影響してくると思っております。

具体的に挙げたら切りがありません。要は、偏った人間ではなく、伸び伸びと健やかな子供、これをつくってほしい。そして、知・徳・体のバランスがとれた、生きる力をつける、山都を支えてくれる人づくり、これを目標に、ずっと思い続けて、私の答弁を終わります。

済みません、時間をとりました。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 次の質問に入らせていただきます。

人口減をとめるのは、一番手っ取り早いのは、観光ではないかと思っております。お客さんが来て、物が売れば、人がとどまる、人がふえる。そういう考えのもとに、前回、自動車道との関係を質問し、調査をお願いしておりました。その調査結果をお知らせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、お答えいたします。九州中央自動車道の開通後の、山都町の参考になるケースを調査ということでしたので、その参考となる事例に

つきまして調べてまいりました。

南九州自動車道がありますけれども、この南九州自動車道の八代インターから日奈久インターが平成13年に開通しました。それから、平成17年に日奈久インターから田浦インターが開通しました。同時期に、物産館、直売所を併設しました。物産館、道の駅たのうらが同時に建設されまして、にぎわいを見せておりました。その後、平成21年に芦北インターが開通し、JAのファーマーズマーケットがオープンし、にぎわいを見せております。この間、芦北インターが開通するまでは、田浦の物産館の業績は順調に推移しまして、年間30万人、そして約4億円近い売り上げを記録しておりました。しかし、芦北インターの開通後は、その通過点となりがちで、入り込み客、それから売り上げともに減少の傾向をたどっています。一方で、芦北インター開通後に開設されました物産館につきましては、入り込み客が当初の30万人から年々倍増しまして、順調に入り込み客、それから売り上げを伸ばしております。

こういった同じような状況が、九州縦貫自動車道人吉インター、それからえびのインターの開通時にも見られております。

ご承知のように、九州縦貫自動車道人吉インターが開通しました平成元年には、人吉地域の観光入り込み客が100万人を超える盛況を見せておりました。その一方で、球泉洞を初めとする球磨地域の観光客の入り込みが減少するという傾向が見られました。また、平成7年のえびのインターの開通時には、人吉市の観光入り込みの減少と観光施設の売り上げの減少が顕著にあらわれています。

そうした状況が厳しい中におきまして、各施設におきましては、それぞれさまざまな企画、イベントや催し物を開催しまして誘客に取り組みまれて、業績の回復や、あるいは維持に努力されております。阿蘇青井神社の国宝指定や、SL人吉復活運行、それから九州新幹線の開業といった要素も、観光客の増減に大きく影響しております。

いずれにしましても、高速道路が開通するといっただけで何もしないですと、観光客にはそっぽを向かれることも事実であります。順調に業績を伸ばしております芦北の物産館におきましても、将来、出水から鹿児島市まで高速道が開通するといっただけのことになりますと、そういった対策については今から検討しているというようなことで聞いております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） ありがとうございます。大変でした。

今の資料を見ますと、やはり自動車道が開通すれば客がふえる。しかし、いずれも、芦北にしても田浦にしても、インターからおりてすぐのところでございます。お客さんが全然逃げないような、そういうところにつくってございます。

ところで、本町にも、近い将来、30年には中島まで、そしてその後しばらくすれば浜町までということになります。浜町づくり、まちづくり、そういうことについて検討されておりますか、話し合いをされておりますか。どういうまちづくりをしたいということか。ありますならば。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 九州中央自動車道の開通は、これは千載一遇のチャンスというふうに捉えております。とりわけ、商工観光の分野につきましては裾野の広い産業でございますので、経済波及効果は言うまでもありません。

現在、通潤山荘を含め、通潤橋の周辺には約20万人のお客様を迎えております。これが今後、開通後には国道445線、それから218号線を必ず車は通ってきます。この車をいかに観光施設へと誘客するかということが大事になってまいります。その一番のキーを握るのは、やはり通潤橋と白糸台地だというふうに思っています。そして、商店街の魅力をいかに高めて情報発信するにかかっているとしたいと思います。

平成27年度の当初予算にも、浜町商店街の拠点施設の実施設設計のほうも組んでおります。予算の中でしっかりと、議会のほうの皆さん方にも審議していただきたいと思っておりますけれども、この通潤橋の周辺、それから浜町商店街の魅力づくりを並行して進めることによって、誘客をしっかりと図っていききたいというふうに思っております。

また、商店街の皆さんにおきまして、この拠点施設のあり方、それから八朔小屋の造り物につきましても、今、建設を進めておりますけれども、この利活用については、しっかりと商店街の皆さんと協議をした上で、山の都創造課と商工会、観光協会と一緒に取り組んでおります。こうした施設をしっかりと生かして、誘客に努めたいというふうに思っております。

また、インターからアクセス道をどうするのか、それから、個々の商店街の皆さんの魅力づくりはどうしていくのか、そういったことについては、ハード、ソフト両面について皆さんと一緒に議論をしていきたいと思っておりますし、庁舎内におきましても、山の都創造課のほうにプロジェクトチームをつくりまして、定住、移住のテーマ、あるいは高速道路に向けたところの対応をどうするのかということでプロジェクトチームをつくって、今、行動計画をつくっているところであります。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 今のところの計画では、あの矢部インターでおいた車が、218号線、あるいは445号線で横に、両方に抜けてしまいはしないかという懸念がございます。ぜひ浜町に素直におられるような、そういう道路網が必要だろうと思えます。

同じことが、矢部阿蘇公園線でございます。阿蘇とつなぐことによって、矢部への入り込み客、あるいは自動車道の利用者数、そういうものがぐっとふえると思えます。矢部阿蘇公園線の開通、あるいは浜町への車の乗り込み、そういうことを真剣に考えて、すべきではないかと思えます。これは町長も、建設課長もしっかり考えていただきたい。浜町への入り込み客、観光客がふえることによって物が売れて、そして人が定着する、そういうふうなことを考えております。どうですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 芦北とか人吉の例もございましたとおり、やはり手をこまねいては観光客の誘客にはなりませんので、当然、庁舎内のプロジェクトチームで検討し、課題をしっかりと洗い出した上でですね。また、これは町民の皆さんとも一緒になって、商店街

の皆さん、それから観光施設の経営者の皆さん、こういった方々と一緒に、いかに魅力あるまちづくり、それから商店街づくり、施設づくりをするかということが大事になってきますので、やっぱり山の都ならではの観光施設ということを目指して取り組んできたいと思っておりますし、ハード面については、当然、建設課、いろんな課と協議しながら、具体的な方策を見出していききたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 浜町と同様に、山都町にはもう一つ商店街がございます。一つと言わず、まだほかにもございますが、その次が馬見原だろうと思います。馬見原の歴史のある白壁の、あのまちをどうにかして生かす、そういう方法はないのか、商店街の馬見原の人たちとの話し合いはできているのか、お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 馬見原商店街の活性化につきましては、これまでも、町の街なみ環境整備事業、あるいはイベント等で努力をしまいったわけですが、つい先日、その馬見原まちづくり協議会の活動が評価されまして、平成26年のくまもと観光賞の大賞を受賞しました。3月19日には、県庁の知事室で表彰式が行われます。阿蘇や天草などの団体の観光の取り組みを抑えてのはえある受賞ということで、大変喜んでおります。

昨年、馬見原まちづくり計画書が策定されました。この中では、やはり馬見原のまち並みの歴史、それから自然を生かしたまち歩き、フットパスのコースづくり、それから、幣立神宮との連携による観光の呼び込みの方策、そういったものが検討されました。そういったハードとソフトあわせて、連携して、いろんな取り組みをやろうということで計画されまして、町といたしましても、そのことを両面から支援したいというふうに思っております。

3月14日、それから24日には、行きはよいよい、帰りもよいよいということで銘打って、商店街の神社仏閣をめぐる「まみはらご利益めぐりウォークラリー」というのも開催されまして、募集をしましたところ、2日間とも定員をはるかにオーバーしたというふうに聞いております。こういった商店街の皆さんの取り組みが個々の商店街の魅力をさらに盛り上げてまして、それぞれの商店街の商店の皆さんにお金が落ちる仕組み、そういったものを今度は商店街のそれぞれの皆さんに考えていただければというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私たちは言うならば、馬見原の人たちに言わせるならば、よそ者でございます。しかし、課長はうち者でございます。馬見原のまちの中に、私も余り知りませんが、道路から見えない家の中に立派な庭をつくってございます。そういう家庭がございます。私も何軒か見せていただいて、おおっというようなつくりの庭でございます。こういう庭を生かしたまちづくりができないか。それから、歴史のある大変古い資料を持っておられるところもございません。こういうのを生かすとか。

それから前回、湯布院の通りのことを言いました。南阿蘇だったですかね、そば街道のことも言いました。こういうことが、同じことでなく、二番煎じでなく、こういうふうなことを基礎に

したまちづくりというのを、浜町も含めてでございますが、考えられないのか、お尋ねでございます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 議員御指摘のとおりでございます。馬見原も、裏町に入りますと、茶畑とか、本当に昔のままの農村の景色、商店街の景色が残っております。これは浜町にも言えることでございます。私も、合併して、浜町を改めて歩いてみると、いろんな史跡、神社仏閣もそうですけれども、ああ、こんながあるんだということを知らされることがいっぱいあります。

今後は、そういった歴史的なもの、景観的なものをあわせたところのフットパスのコース、これは、やまトークの中でも浜町の皆さんからも、それから馬見原の商店街の皆さんからも、いろんな自治振興区の中でも出てきましたので、それぞれの地域の歴史や文化を知っていただくためのコースづくりをして、そういった滞在型の観光のコースめぐりに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これは答弁は要りません。私の考えです。

今、観光客にしても、定年退職後の元気のいい人たちが車でドライブをかねて遊んでさるいておられます。時間潰しも必要でしょうし。若い人は金を持ちません。年寄りの定年退職後の人たちがターゲットにしたまちづくり、そのほうが地元で金が落ちると思います。それであなたへの質問を終わります。

続けて質問をさせていただきます。時間がなくなりましたので、大変申しわけない、私の一方的なところもあるかもしれませんが、農業問題でございます。

先ほども申しましたが、TPPが目の前に迫って、農家の人たちも大変不安を感じておられます。米価も1万円を割るような事態で、このままならば農家の人たちのやる気がなくなるのではないかというような話が老人クラブの会合あたりで盛んにあります。農業をする人たちが意欲を持てるような、そういう政策をしていただきたい。小さな山都町では何もできんかもしれませんが、声を上げて多くの人が立ち上がれば国を動かすことができはしないかと思えます。そういうことを考えております。

また、質問の中にも入れておりましたが、ヨナ害でございます。どうなるのかと不安がられておりますので、ヨナ対策あたりも十分にされて、情報を流していただきたい。ヨナ害が、ヨナの降り方をはかる場所が設置されているということでございますが、ヨナが降りそうな、降るところに、特に郷野原のとっぺんとか御所の一番山付とか、そういうふうなところに据えていただきたい。それをお願いでございます。

町長のほうにも、阿蘇のほうでは市町村がまとまって陳情を出されているということです。上益城のほうも、ぜひそういうことでお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） これをもって11番、田上聖君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 皆さんこんにちは。1番、吉川美加です。

本日は新庁舎が開庁になりましてから初めての定例会ということで、たくさんの傍聴の方にお越しいただき、まことにありがとうございます。本日はロビーのほうでもモニターを通しての傍聴ということで、後ほどいろんな観点から御感想をお聞かせいただければ幸いかと存じております。

また、きょうは議会の冒頭で議長からもございましたように、あの大地震が起こって4年がたった朝でございました。

私たち総務常任委員会では、2月の初めに福島県南相馬市を視察訪問させていただいたところです。

4年たった今でも復興の兆しはなく、まちにはたくさんのダンプカーが走り、たくさんの土のうが積まれ、瓦れきはそのまま。福島原発も抱えております。原発から20キロ、30キロというラインが福島県の中を走り、そのようなところまでも視察をしてまいりましたが、壊れた家はそのまま、本当にその家を残したままの方々の、そして、その家を残したまま亡くなられた方々の無念さをひしひしと感じたところでございます。

いまだに仮設住宅や遠隔の地での生活を余儀なくされている方々もいらっしゃいますし、また、汚染されている地域では、家に帰ることもままならない。そういう想像を絶する被害に遭われた方々の皆様の真の復興を願わずにはられません。また、津波やその他、そのときの災害でお亡くなりになった方々、そして、その後の関連死はまだまだ続いているというふうに御説明を受けたところです。また、けさの新聞を見たところ、3,244名の方が関連死であるということが認定されたということも読んできたところです。本当にそういう多くの被災された方々の御冥福を改めて心よりお祈りしたいと思っております。

さて、本日も、子育てや介護という女性が一番大変に思うような観点から、私はきょうも子育て関連の質問させていただきたいと思っておりますが、まずは、1月5日に開庁したこの本庁機能の、一部を機構改革いたしました内容について、そして、公立保育園の統廃合について、そして、時間が許せば、連続した教育の取り組みについてというところ、3点を質問していきたいと思っております。

また、いつも皆様から御注意をいただくんですが、私、なかなか早口でございますので、きょうは注意をしながら、皆さんによく聞いていただけるように頑張りたいと思っておりますが、執行部のほうの方々も時間が本当に限られておりますので、端的な御答弁をよろしくお願ひしたい

と思います。

では、質問席に移ります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 一番最初の質問ですが、今、申しあげましたように、この新しい庁舎になりまして、それにあわせて本庁部分の機構が一部改正をされました。皆さんも御存じのとおり、もとの企画振興課、商工観光課、住民環境課、水道課というものが、それぞれ看板のかけかえをして、新しい名前となりました。その各課の機能的には、内容的には、総務課を巻き込んだところでいろいろの係の再編が行われているようです。ただ、それが余り町民の方にも知られていないかのような気がいたしておりますので、ここでもう一度、各課の働きを教えていただきたいというふうに思うのですが、看板のかけかえによりまして、環境住民課、税務住民課とか、環境水道課というのはその名のと通りの看板になっておりますので、今回は御説明は不要だというふうに思っておりますけれども、もとの企画振興課と商工観光課、それから総務課がどのようなすみ分けをしているのかというのを伺いたいと思います。看板がかけかわった企画政策課、そして、山の都創造課の各課長より、御自分たちがどういうふうな仕事を分担、今されているのかというようなところを御説明いただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。今、吉川議員からありました機構改革の部分についての企画政策課の仕事の分担について、改めて御説明を申し上げたいと思います。

本庁の機構改革につきましては、改編の概要でお示ししましたとおりなんですが、企画政策課というふうに名前が変わりました。業務といたしましてはトップマネジメント、つまり、行政経営管理というところを充実させようということでございます。各種計画を持っておりますが、そういう政策のチェック、また、推進という役割を担い、また、これらの評価に基づく各種事業の改廃や集中化、そして、効率化を図る役割を改めてきちんと担おうというところでございます。

それにあわせて、そのほか公共交通機関、公共交通対策、また、自治振興区を含む各種地域づくり団体等の支援、また、総合的な分野にまたがる機構に関する部門、あわせて、これまでどおり、広報、統計業務はそのままに残しております。

また、新たに、総務課から機構改革に係る業務、行政事務に係る情報システム、これは内部事務でございますが、そういう情報管理、電算システムですね、そういったものの管理、また、町内に係る情報基盤整備ということで、情報係をこちらのほうで引き継いだということでございます。

山の都創造課につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 山の都創造課です。以前の商工観光課の業務に加えまして、定住・移住対策、それから、総務で担当しておりました結婚対策「YOU&YOU」を含めました対策、そして企業誘致、起業者支援、それから高速道路開通に向けたところの受け入れ対策の業務、そして、ふるさと納税といったところを業務としております。

最大の特徴は、昨年まで山の都づくり推進室が企画のほうにありましたけれども、本課のほうに移しまして、町のさまざまな事業を各課横断的に取り組むということで、実動部隊の課としてやっていくということになりました。これまで、例えば定住対策につきましては、いろんな衣食住の整備が必要ですが、保育所、学校、公園とか、そういったもののトータル的な整備が必要な場合に、それぞれの各課がそれぞれのところで所轄しておりましたが、これを各課横断的な取り組みをするために、各係を、代表を出していただいて、この山の都プロジェクトチームのほうで協議をしまして、行動計画をつくって、そして各課が事業に取り組む。そしてまた、事業に取り組む上では、その進捗状況をお互いにチェックしながら、その進捗状況を含めた上でまた検討し直して、また次の行動に移るといふようなことで、各課の連携を強めていくということで、山の都創造課ということでプロジェクトチームをつくって取り組んでいきたいというふうを考えております。そして、山の都のいろんなよさを情報発信していく課として新しくつくられましたので、これからは自然が感じられる個性あるまちづくりの推進のために、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 各課の課長、ありがとうございます。より、今おっしゃったような業務に精通した内容で頑張ってくださいと思います。特に、山の都創造課のほうは守備範囲がかなり広がったような印象を受けました。それから、プロジェクトチームのほうも大変有効なのではないかというふうに思っていますし、どんどん成果を出していただきたいというふうにお願いしておきます。

総務課につきましては、今までの業務、情報というか、それが企画政策課のほうに移ったり、電算のほうがですね、しましたが、新たに防災係を設けられたというような認識でよろしいでしょうか。防災もですね、本当にこの間、震災の跡を見てまいりましたが、大変重要な問題で、防災のまちづくり、町長もおっしゃっていますが、一生懸命取り組まなければいけない課題だというふうに認識しております。

さてそこで、私のきょうの質問なんです、これは町長にお伺いしたいんですけれども、先ほども何回も、きのうからですが、矢部高校の問題を皆さん各議員とも深く考えていらっしゃるようです。私もその一人だというふうに思っております。

私は3月1日、出初め式の日、先ほど教育長もおっしゃったんですが、矢部高校の卒業式がありまして、そちらのほうに参列してまいりました。84名の卒業生を送り出したわけなんです、本当に何というか、町長もおっしゃるように、中を見ていただきたいというのをすごく実感しました。その84名、誰一人だだらすることもなく、本当に背筋を伸ばして、きちんとした返事で、態度で、にこにこした笑顔で、そして感動の涙で巣立ってまいりました。私はその姿を見ながら、本当にこの3年間、この子供たちが充実した学校生活を送ったあかしであるというふうに強く思ったところです。そういう子供たちの頑張りを後押しするためにも、やはり町としては一体になって支援をしていかなくてはならないというふうに思っています。

そして、御存じのように、先ほど生涯学習課長のほうからもありましたけれども、厳しい入学

者予定数です。48名ですか。昨年からまた10名減らしてしまうというようなことであります。しかし、一昨年前ぐらいから、やはりこの危機的状況は予想がされていたことで、それによって昨年はいろいろ町のほうも、健康フェスティバルを共同開催したり、それから台湾へ矢部高米を送り出してみたり、それからバイクの御当地ナンバーを矢部高生にデザインさせたり、いろんなふうに各課がアイデアを出し合いながらバックアップをしてきたというふうに思っております。

しかし、一番今危機を感じていますのは、先ほども御案内がありましたように、緑科学科の後期の生徒が、入学予定者というか、希望者がゼロだったということです。前期で4名はおりましたので4名の入学者になったのかなと、私はちょっとその合格の是非は聞いておりませんが、そのままの子供たちが合格したとして、4名だったのかなというふうに思っております。昨年が9名だったかと思しますので、これは大変な危機だと思っております。これで学校の統廃合というよりも、科の統合が見直されるような動きになるじゃないかというふうな懸念を持っております。そこで、やはり何よりも、この緑科学科の後押し、来年度の入学志願者が少しでもふえるような対策を急がなくてはいけないじゃないかというふうに思っています。

先ほど、創造課のほうから、各課を横断した動きが必要であるということをおっしゃったと思います。私はそのことは、前の議会のときにも御提案を申し上げたかと思うんですが、やはり、担当者をつけるべき時期に来てるんじゃないかというふうに思うんです。以前の質問の際には、まだ町長はその時期ではないというか、まだそういうことは考えていない、状況を見ながら判断をしていくというふうに私に対しておっしゃったかというふうに思うんです。しかし、状況を見ながらというふうな時期ではないというふうに思っています。

私が、短絡的かもしれませんが、やはり矢部高を知ってもらおうというふうな、先ほど田上議員もおっしゃったけれども、県央という枠組みでございますので、やはり逆向きに言えば、熊本市内のたくさんの子供たちをこちらに呼び寄せるといことも可能ではないかと、そのためにはやはり、矢部高の取り組みを知っていただくということが大変必要ではないかというふうに思っているんです。

いろいろ、町としては、観光・商工の面からも、あるいはJAであったり、あるいは商工会であったり、いろんな山都町を売り出すキャンペーンをいろんなところに出かけてやってらっしゃると思うんですよ。そんなときに、ぜひ矢部高の資料とか、あるいは活動のDVDであるとか、そういったものを持ってPRにくっつけていきたい、そういうのも必要じゃないかなと。そういう情報を収集していくためにも、機構改革が進む中で、人員を整理していくという中で、新しい顔をつくれとは申しませんが、せめて担当者をつくっていただきたいというふうに思うんですよ。

たしか、昨日の後藤議員のそういった関連の質問のときに、町長が、新教育委員会の制度にもなるし、新しい教育長が決まってから考えていきたいというようなことをおっしゃったかと思えます。

そこで1点お伺いしたいのは、新しい教育委員会は、先ほど田上議員のほうからも、教育委員会はどの程度かかわっているのだというふうなことがありましたが、やはり新しい教育委員会の制度になってから、その担当者が要るか要らないかとか、そういったところも相談をしていくと

いうふうにおっしゃいましたけれども、そういう機能を持ち合わせるということになるのでしょうか。そしてまた、担当者というのを急いで考えていかなくちやいけないと思いますので、改めて町長にお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、矢部高校の担当者、的確に対応するための担当者を置くべきではないかという御質問であります。この点については、全く私も同じような思いはあります。しかしながら、思いは一緒でありますけれども、実際、私の立場としては、組織全体を見渡しながら最善の方策を模索しなければならないということであります。専任の担当者を置いて、それで全てが解決するかというと、そうではないというのは御案内のとおりであるというふうに思います。ただ、それは何らかの形は示していかなければ、今、いけない時期に来てるとするのは確かなこととあります。

教育長、新教育委員会制度のもとにということも申し上げましたけれども、新教育長、新たな教育長さんができたら、やっぱりかなりの部分は担っていただきたい部分が私の思いとしてはあります。教育のことですから、それはもう学校教育課、そして生涯学習課、ここも十分な働きをしていただくのは当然であります。保・小・中・高連携という、これは高らかに掲げておりますし、そして、生涯学習という点でも高校の存在はやっぱり、しっかりと取り組んでいかなければならないから、今、窓口は生涯学習課にあるわけでありまして。そういう意味からしましても、新たな教育委員会制度となりましても、新たな教育長にやっぱりしっかりと取り組んでいただかなければならないと、そういう意味も、私は含めて申し上げたわけでありまして。

その上で、今の思いとしては、学校教育課についても担当が一人、生涯学習課についても担当が一人、そして欲を言えば、山の都についても担当が一人つくというぐらいの勢いがないと、この連携はできていかないんだと私は思っております。

加えて、先ほどお話がありましたとおり、プロジェクトチーム、これは横断的に連携をしていく。そして即、いろんな諸条件を処理をしていくということは、これはこのプロジェクトチームでやっていかなければ、先ほど言いました3名だけで話し合うということはとてもできない、そして前に進まない、総合的にこれは進めていかなければならない。そのときにやっぱりプロジェクトチームというのは欠かせないと思います。それもあわせて立ち上げたいというふうな考えを今持っているところであります。

至急やっていくということは、私はもうはっきり言わせていただきたいというふうに考えておりますので、御了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 町長の、随分前に一歩進んだ御答弁をありがとうございました。きのうまでは、ちょっとそこまで導き出せてなかったんじゃないかなというふうに思って、きのうからお考えがあったと思いますけどね。多分きのうは足りませんでしたか。ぜひ、今のを。具体的に、本当に学校教育課、それから生涯学習課、そして創造課のところから1名ずつ出すような気持ちでいるというふうなことの理解でよろしいでしょうか。

そして、もちろん私も、きのう来、町長も、今、校長とこんな話をしています、こんな話をしていますというようなことをおっしゃっていたけれども、それは町長がわざわざ出向かれる話でなくて、やはりそういった担当者が校長なり何なり現場とつないで、それを町長のほうに、プロジェクトで上げていくと。やっぱり町長がそこまで走り回っていらしたら、山ほどの仕事をお持ちだと思いますので、きちんとこれはあんに頼むよというふうな。

そして私は、担当者はすごく元気のいい若い人がいいと思っています。というのは、というのは、もちろん課長方はいろんなお仕事を抱えていらっしゃるし、そんな中で、やはり矢部高に気持ちの近いひょっとすると卒業生……、私は卒業生じゃないけど熱い思いは持っていますが、そういう熱い気持ちを持った職員の方をぜひ張りつきにさせていただいて、各課と連携しながら一つの大きな支えになっていければ本当に幸いかなというふうに思っておりますので、これは本当に、もちろん新しい教育委員会体制になってから早急に取り組んでいただきたい課題の一つだと思っていますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に参ります。今の矢部高の問題と切っても切り離せませんが、子育て環境の問題です。

実は、これは多分、執行部のほうにもお便りが来ているかと思えますし、また、私たち議員に対しても、実は菅尾保育園の保護者様からいろんな御意見をいただきました。私たちも、この保育園の統廃合の問題につきましては、私たちが議員になりましたときから、いろんな素案であるとか答申であるとか、それから、子ども・子育て会議であるとか、いろんなところでもまれてきている問題だというふうに思っています、改めて保護者の皆様からいただいたお便りによりますと、27年度の菅尾保育園の閉園については知らなかったとおっしゃる方がほとんどだったんですね。

私は、それはもう既に御理解済みのことだというふうに認識しておりましたので、いろんなお話を聞かせていただいて、これは私のほうでつかんだ流れですので、もし訂正があれば後で担当課長のほうからお願いしたいと思いますが、いろいろお聞きしましたところ、まず平成18年に一応そういう方針であるということが保護者に向けて説明がなされていたということなんですね。そのときは、在園児が15名程度だったらしいです。15名を切っていっただらば閉園となりますよというふうなことを知らされていたと、当時ですね、もう10年も前の話です。

その後、15名、16名で推移をしてこられたわけなんです。そして、平成25年、皆さんも御存じのように、山都町の保健福祉総合計画策定委員会、その福祉部会において素案というものが出されておりますね。そのかいつまんだ内容は、矢部地区の浜町保育園、浜町第二保育園、白糸保育園で統廃合を行い、それとあわせて新園舎の整備を28年度にすると。それから、金内保育園と同和保育園、御所のへき地保育園についてはそのまま。清和地区の大川と小峰についてもそのまま。そして、蘇陽地区の菅尾保育園は平成27年度をめどに閉園として、二瀬本と馬見原については現状維持とするというふうなことが述べられております。

そしてさらに、議員の改選があった後に、策定委員会のほうのメンバーもかわった中で、答申が出されました。それは、似通ってはいるんですが、矢部地区については浜町保育、浜町第二保

育園、白糸保育園を閉園として、同和保育園に統合をするということなんですね。そして、清和地区については、大川と小峰をそのまま。蘇陽地区については菅尾保育園は27年度をもって閉園とし、馬見原と二瀬本は現状維持とする。そして町の将来を見据えた子育て支援対策を充実させるというふうに書いてあるわけなんです。

私も昨年の議会の質問の中で、6月にはこういうふうにして素案も出ている、答申も出ているのに、なぜまだその方針が決まらないんですかというふうなことを申し上げました。そのときには、子ども・子育て会議の中でさらに検討を進める必要があるというふうにおっしゃったわけなんですね。そのことを9月、12月でしたかね、国に一応その方針を出さなければいけないというようなところに来て、そして年が明けて、今年の1月15日に保護者会を開かれて、そこで説明をされた。そしてそのときに保護者の方がびっくり仰天、27年って来年じゃありませんかという話、なぜもっと早くに話をしていただけなかったのかという内容のお話でした。私もちょっとびっくりして、いろいろ調べさせていただいているところなんです。

この平成18年から27年の1月にわたるおよそ10年の間、保護者に対して説明がなされていなかったというのはどういう事情があったのかということをお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） はい、お答えします。

先ほど、吉川議員のほうでいろいろ経緯については詳しく説明をされたかと思いますが、本当に、平成18年度から住民の説明会等を18年、19年とされてきております。そして、先ほど言われましたように、25年、それから26年度の3月24日の答申が出されたわけなんです、その中で出された中で、あと27年度においては子ども・子育て会議の中で、この答申も尊重しながら議論して行って、町が決定を1月にしたというふうなことになります。おくれた、説明ができなかったということに関しては本当に、健康福祉課としましても、説明が全くされてなかったということに関しては本当におわびを申し上げるしかありません。そのことに関しては、これから菅尾保育園の今後のあり方等について、保護者の方、それから保育園の先生たちも含めて、地域の方も含めて、今後に向けてしっかり議論させていただきたいというふうを考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 同様の質問を町長にもお伺いいたします。

この10年間、町長もかわられて2年ということで、その前のことについてはあまり御存じないのかもしれませんが、やはりトップとしては、これは掌握していくべき問題であると思うし、その辺の認識をお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まずは、おわびをしなければならぬと私は思っています。それぞれ早目の段階で、どういう話し合いが行われていて、どういう諮問をしているだとか、そういう考え方のもとに今進んでいるんだということは、経過の報告はしてもいいはずであります。やはりその結論が出てからということじゃなくて、事前にそういう話し合いが行なわれているんだという、各段階、段階で、話せる機会があるごとにそれを話していくべきだったなというふうに思い

ます。そのことについては、本当に心よりおわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） おわび、おわびと申されても、結局こういうことになっているということは、本当に町は反省を。これは同じことが言えますね。ついこの間の議会の折に、菅尾地区で、本当にこれはたまたまですけれども同じ菅尾地区で、有害鳥獣の処理施設の建設の場合に、地元の理解を得られていないままこの議会にかけられたという経緯がございます。そのときも町長は、大変猛省しておりますというふうに、担当課長も反省しておりますという弁を述べられました。今後こんなことがないように、早目早目の計画、そして説明をしていかななくてはならないというふうにおっしゃいました。

そのことが本当に立て続けにあらわれたということは、裏を返せばというか、これは、それぞれの課長さん方が本当に心に銘じてほしいと思っているんですが、やはり役場の体質ではないかと私は申し上げたいです。もちろん担当課の課長にしてもそうです、町長にしてもそうです。ここ数年の、ことしから、あるいは昨年から、そういうふうに。課長はもちろん異動がありますし、各係も異動がありますでしょう。しかし私たち住民のほうからすれば、それは継続した事項であって、担当者がか変わったからという話ではないです。

だからそういったところを今後もぜひ、こんなことが本当に二度と起こってはいけないというふうに思います。申し送り、そして多分、今度、新年度になるとある程度、また少なからず異動があると思いますが、そんな折には必ずその課の課長さんは、今この課で何が起こっているのかということは詳しく調べて、前任者からの申し送りをさることながら、各担当が何をやってるのかということもしっかりと把握をしてコントロールをしていく。コントロールというか、リーダーになっていただきたい。そして、その一番のリーダーが町長でありますので、町長はやはり各課の担当の課の課長たちをリードしながら、そういった漏れがないようにですね。本当に傷つく、被害をこうむるのは住民ですので、厳しくここでお願いをしておきたいと思います。

そしてこの間、本当にごめんなさいというふうな話ですけれども、やはり今、課長もおっしゃったように、やはりここは27年に無理無理に統合を進めるというふうなことではなく、いろんな代替案もあるんじゃないかというふうに思います。そういうことをやっぱり保護者とももっと丁寧に、ひざを詰めて話し合いの中で。「決まりましたから、これをお願いします」というようなことはあってはいけないというふうに思います。決まりましたからというふうなことではなく、例えば、へき地保育所のような、逆に言えば、今、へき地保育所が淘汰されていく中で、へき地保育所のようなあり方も模索できないかとかですね。それから、あるいは託児所みたいなことができないのかとか、あるいは小規模の保育所みたいなことができないのか、民間の手が入ることはないのか。ニーズを見てみますと、今年度は20人いらっしゃる。そして、来年度も17人ですかね、その後も卒園児がいないというような状況の中で、しばらくはこの数が推移していくというふうに思うんです。そんな中でもうちょっと、財政的な事情とかはあるにせよ、余りにもこの乱暴な。

これは皆さんもごらんになっていると思いますが、この間の保護者会の後に、保護者に対して

アンケートをとっていらっしゃいます、保護者会のほうが。そして、21枚の回答があっただけですね。20名の園児さんなんです、閉園を知ったのはいつであるかということに対して、本当にこの1月の説明会だったというふうなことが15名、そして防災無線で3名。私たちが昨年折々に答申のこと、素案のことを言ってきましたので、そんなことを聞かれて、だからうわさとして入ってきていると。そして、そのうわさによって、ああ、もう菅尾保育園はなくなるのねということで、先行的に馬見原保育園に預けたりしているような方もいらっしゃるというふう聞いております。

そして、いろんな御意見がある中で、やはりこの10年間ほったらかしにされていたことに納得がいけない、一方的な進め方であると、役場のほうの言い分がですね、そんなことがありました。

そして心情的に、私がすごく思ったのは、例えば、来年度ですね、卒園児がいらっしゃらないそうなんです。来年度、卒園児がいない中で閉園を迎えるというは何とも寂しいと。1年待ってくだされば、卒園児と一緒に閉園もできるのではないかとというふうな御意見も中にはありました。最後の年長児をこの菅尾から送り出したいと。

そして保育園の先生方とも話をする中で、移住・定住対策の、私は一番肝だと思っているわけですね、子育て環境というものが。そんな中で、今、上差尾地区なんかには子供さんがふえておりますね、移住者の方も含めて。そんな子供さんたちが、菅尾小学校がまずはなくなり、そして今度は菅尾保育園がなくなりというような中で、希望するのでしょうか。じゃあ、ほかの場所に行こうかというふうなことになりはしないのでしょうか。せつかく、小学校、中学校あたりは子供も随分、体も大きく育ってきてますし、よしんばスクールバスで通うようなことになっても、それは負担がいけないかもしれませんが、小さいお子さんにとっては、まずバスに一人で乗るのは無理ですね。

それから保護者は本当に共稼ぎでお忙しい中で、おじいちゃんやおばあちゃんに送迎を頼んでいるというところがあります。菅尾地区においては、本当に冬場は道も厳しいです。そんな中に、じいちゃん、ばあちゃんに送り迎えを頼むのは保護者の皆さんも心配なことではないかと。一つまた心配事がふえるというわけですね。子供の利益ということを第一に考えたときに、やはり私は菅尾保育園の閉園はあり得ないんじゃないかなというふうに思っていますが、今の移住・定住の対策の部分からして、創造課の課長はどういうふうにお考えなのか、ちょっと伺ってよろしいですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 保育園の存在は非常に重要な要素であります。子育てに関してもそういうことでございます。移住・定住を推進する上では、山の都創造課としても、やっぱり若い世代がこの町に住んで子育てをしていくということは非常に重要なことです。そのときに、やはり保育園であったり、学校であったり、住まいであったり、そういったことが、ここに住むか住まないかの非常に、要件にもなってきます。

今、ワーキング会議、それからプロジェクト会議の中でも、若い世代の職員の意見を聞きますと、いろんな、我々と違った物の見方もしますし、非常に参考になるところがあります。そうい

ったことを考えると、やっぱり保育園、それから学校、子育て支援センターがある、そういったことは非常に必要だということで、若い世代の希望でもあります。そうしたことは、やはり山の都創造課としてもしっかり受けとめて、これからの移住・定住の対策としてどういったことが必要かということは非常に考えなければならないというふうに思っています。ですから、子育てに関する、本当に何が必要なのか、そして本当に何が必要なのか、大切なのかということを考えて上で、今後の子育てのあり方を考え、そして行動に移していくというのは非常に重要なことだと思っております。

今々すぐに、この結論を山の都創造課のプロジェクトチームで出すということは非常に難しいのでございますけれども、そういったことは十分に考えながら、移住・定住に向けての要素としても考えていきたいというふうに思っております。

また、施設のことでもそうなんですけども、私はやっぱり地域の皆さんが子供を育てていくということは非常に大事なことだと思います。きのうも共生という言葉がありましたけれども、山の都には子供たちを地域で育てるという風土が昔から残っておりますので、そういったことも大事だと思いますので、全てがその施設のことだけではないと思いますので、そういったところは保護者の皆さんも、親も、それから周りも考えながらやっていくということは必要だと思いますので、そういったこともあわせて、プロジェクト会議の中でみんなで議論して、いかに若者世代を残して、次の世代を育てていくかということはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 町長も、提案理由の説明の中に子育て支援、矢部高の支援が何よりも最優先されることであるというふうなことをしっかり書いていらっしゃいますし、と思いきや、こういうふうな裏腹な政策が出てきたというのは、私は大変びっくりしているところです。

この菅尾地区については私も実際、私は清和に住んでいて、清和も私が来てから朝日小学校が廃校になり、そのおよそ2年後に井無田のへき地保育所が閉じられました。本当に地域のコミュニティーが力をなくします。不謹慎かもしれませんが、本当にこのところお葬式も続いて、最近御近所が顔を合わせるのには葬儀社か何かじゃないかなって、病院じゃないかというぐらい、本当に高齢化も進んでいます。そんなところに、よりどころとしてやっぱり子供の声がする場所を残していくというのは、本当、地域の宝なんじゃないかなというふうに思っています。

私も実際に、菅尾までどのくらいしかしと。この答申案とか説明の案を見ていると、近隣の保育園に統合をしていくというようなことで、菅尾の場合には馬見原か二瀬本に行ってくださいというような感じの書き方なんです。もちろん、親御さんの仕事のしよによっては、浜町に通われてる、あるいは高森に通われてる、あるいは五ヶ瀬のほうに通われてる、そんな保護者さんもいらっしゃるわけで、そんな方は、じゃあ菅尾になかったら地元じゃなくても勤務先の近くよね、預けるのはと。そういうことですよ。わざわざ二瀬本まで行って、また浜町まで行かなん話じゃないですよ。なので、そういったいろんなパターンも検討していただきたい。ただ単純に菅尾を閉じたから、二瀬本と馬見原に行ってくださいという単純な計算にはならないとい

うふうに思っています。

しかも、二瀬本は随分定員が多いようですね、調べたところ。そして、今年度に至っては、二瀬本を希望された保護者様も、定員がいっぱいですので菅尾に行ってもらえませんかというようなことで、今、菅尾保育所に通っていらっしゃる方もいらっしゃる。そういうのを逆に、じゃあここが閉じるから、本当に二瀬本で受けていただけるのかっていうふうな問題もあると思います。たった1年で、例えば面積の改修ですとか、そういった問題がクリアできるのでしょうか。そういったところの懸念もあります。

そして、実際に、法定速度50キロくらいで走ったところ、それぞれに五、六キロくらいずつありますので、十二、三分から15分くらい片道だけでもかかるわけなんです。そうすると、送り迎えですから、当然、倍の時間かかるし、子供をおろしたり何たり、そこに多目にみても一時間ぐらいの朝の時間の負担が出てきますね。そうすると、今まで7時に起こせばよかったような子供を6時に起こさなにかんようになりますよね。それで朝から、はよしなっせ、はよしなっせと。私も5人の子供をはよしなっせ、はよしなっせで育ててきたわけなんですけれども、それをより一層負担をさせてしまう。

そして子供は、1日そんなに追いまくられた中で、保育園で暮らしてしまうというような環境を強いられるのではないのでしょうか。やはり何よりも優先されるものは、親の負担ももちろんなんですが、子供にどんだけの負担をかけるか。どれだけ伸び伸びとした保育が菅尾で行われているか。広い園庭です。先生方のケアも大変すぐれているようにお見受けしました。そんな中で、それを地元から引きはがすという。もちろん追々、人数が少なくなるということになれば、また考えなくてはならないかもしれません。でも当座、当座というか、せめて今からやはりゼロベースで保護者さんたちと地域と話し合いをした上で結果を出される、そういうふうな取り組みをぜひ望みたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほど提案理由の説明のことも触れられましたので、そのときのことをもう一回申し上げてかなくてはいけないというふうに思いますので、それから言いますと、人員削減と行政サービスの確保といった相反する要件について慎重に協議しながらも、断行の決意も必要であります。職員各位、町民関係者の皆様にも御理解を賜りたいと。これも私は言ってるわけですね。やはり相反するものはある。ただ、断行もしていかなければならないんだということも必要であるというふうに考えております。

菅尾の保育所のことについては、近々、保護者の方と話し合う機会を持っております。そのときに、私もただただお願いをしようとは思っておりません。それで、私どもも、そして保護者の方々も、話し合いがつくということであれば、即、私はその日にでも決断をしたいというふうに思っております。それは、詳しくは内容は申しませんが、そういう準備もしながら私は話し合いに臨むこととしております。だから、「丁寧に話し合いを進めながら」というのは、そのことを言っているわけでありまして。決してこれをそのままお願いします、お願いします、ということはいふ気持ちではございませんので、もうしばらく様子を眺めていただきたいというふうに思いま

す。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい、わかりました。近々、保護者様とお会いになるということも結構なことかと思えます。ぜひ親身になって、保護者の気持ちに寄り添ってお話をされてください。本当に乱暴なことにならないように、今後の地域づくりにも非常に大きくかわる問題だと思っています。ぜひ丁寧な解決に向けての話し合いをそれぞれの、町長を初め、担当者、おのおので考えていっていただきたい。

本当に統合される気持ちというのは、もちろんいろんな意味で、町の合併もありましたが、いろんな意味で、小学校も統廃合を繰り返してまいっていますが、本当にいわゆる何もかも捨てて行かなんほうの身は大変つらいものがあります。私もここに来てから小学校の廃校を経験しましたが、やはりそちら側の身になって考えるということが最大だと思います。

話はちょっと違うようになるかもしれませんが、同時に進行している矢部地区の統廃合についても、この答申とは別に、子育ての計画書を読んでみますと、白糸を27年に閉園、そして28年に浜町と浜町第二を閉園、そして近隣の保育所、つまり矢部同和保育園に統合するというふうになっておりますね。でも、私は考え方としたら、これは同和保育所に統合されるというよりも、やはり新しい町立の保育園をつくっていくという気概が必要だと思っています。やはりそこに、私たちが、清和のところですね、朝日小学校と小峰小学校が、清和小学校も一旦閉じて、場所は清和小学校に行きました。行きましたが、やはりそこは新生の小学校であるんだよっていうことを子供も保護者も地域も理解が進むように、学校の先生も、私たちPTAも一生懸命働きかけをして、その意識づくりを一生懸命やりました。ただ同和保育所が一番真ん中にあるからというようなことの理由かもしれませんが、そこに集まってこようといったときに、同和保育所は何もしないんじゃないかって、そういう新しい人たちを受け入れるための気持ちづくりと、そして、さらに言うならば、思い切って新しい山都町立保育園、何々保育園というふうに看板をかけかえられたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。そのほうが、みんなが、なかよし保育園であるとか、そういう新しい気持ちで、新しい保育園に行くんだというような気持ちを促すような政策も考えていっていただきなというふうに、ここで申し上げたいというふうに思います。

とにかく、閉園される側の人たちの気持ちに寄り添うということを、くれぐれも肝に銘じながら取り組んでいただきたい。そして、早急に取り組んでいただきたいというふうに思っています。保護者さんたちも、きょうこのような意見書もちょっと紹介はさせていただきましたが、本当に事を荒立てたいとか、このことを政争の具にしてほしいとか、そういう話は全くないので、つけ加えておきますけれども、このことは私がきょう御了解を得て少し紹介をさせていただきますと申し上げましたけれども、そういうふうにして、いわゆる荒立てたいという気持ちはさらさら持っていらしゃいませぬ。保護者さんも役場のほうからのそういった真摯な態度とか丁寧な説明とがあれば、ちゃんと話し合いをしながら、町のいわゆる財政事情とかも理解はできますというふうなことで、ただ、一方的な話ではないところを望んでいるというふうなことをおっしゃっていますので、そういったところを重ねて、今後の対応をお願いしたいというふうに思ってお

ります。よろしくお願いいたします。

では、時間も少なくなってまいりましたが、はい。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 矢部のほうの公立保育所のことを触れられましたんで、少しそれは話をさせていただきたいというふうに思います。

町でこういう計画でということで諮問をして、そして答申を受けて、それを尊重しながら計画決定をやっていく。そしてそれは、計画決定ちゅうのは、非常に、規模決定も含むから時間がかかったということでもあります。これは前回まで話をしていることでもあります。そういう規模決定の中において、答申をいただきました内容の中で、同和保育所に統合だということでした。やはりそれは、施設を新しくするというのは非常にお金もかかりますし、そして期間がかかります、やっぱり。なら、どこに建てるんだと。庁舎でも10年かかりました。こういうことで、非常に難しい問題もあります。それがあがるがゆえに、そのような答申をいただいたものと、そういう面もあると思います。だから、新たにという話になりますとまた話が違いますんで、そういうせっかく答申を得ましたんで、それを含めて検討は、今しておるところであります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 新しい看板をかけるほうがいいと言ったのは、別に新しい園舎を建てろと言ったわけではないです。そういう看板をですね。例えば最近で言えば、菅尾地区の小学校三つが一緒になりましたね。場所は馬見原小学校であったところですが。しかし、蘇陽南小学校というふうに看板をかけかえられたじゃないですか。そういう意味です。だから、例えば、あれが馬見原のままだったら、菅尾の人も大野の人もいい気持ちはしないと思うんですよ。そこに新しい蘇陽南小学校を自分たちでつくるんだっていうふうな気持ちが、あの看板にかけかわったというか、校名が変わったことの意味じゃないかと思っています。

なので、ただ、今、そのことをおっしゃいましたので、私もきょうは時間があるかなと思ったんですが、ちょっと聞き及んだところ、同和保育所は随分増改築を繰り返しているし、しかも昔、水が上がったことがあるというふうなことを聞きました。なので、その場所で本当に安心なのかということも含めてですね。

今、答申を尊重したとかおっしゃいますけれども、私、以前にもお伺いしましたが、なぜ答申も出ているのに決定にならないんだと言ったときに、答申は答申であるが、さらに子ども・子育て会議で検討していく必要があるというふうに、さらにと。そんなことをやっているうちに、保護者さんへの説明がおくれとったわけですね、はっきり言って。だから、そういうフットワークというか、もっとやっぱり決断を急ぐべきところは急がないかんとしますし、矢部地区の同和保育所についても、建てかえというか、水が上がったことはちょっと心配の原因というか、要因の一つまた出てきたなというふうにも思っているんですが、そういったところもですね。

だから、菅尾も、もう一回、白紙とは言わなくても、もう一回ゼロからの説明をしていただきたいと思うし、ここの矢部地区の統廃合についても、もう一度見直す必要が。本当にその場所でのいいのか。ただ真ん中にあるからそれでいいのかというふうな、広さがあるからそれでいいのかと

いうふうな。今度また水が、洪水とか大雨が降ったりして水が上がってくる心配はないのか。そういったところも、もっと丁寧に話し合いというか、検討していく必要があるんじゃないでしょうか。町長、どうですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 規模決定という話を私はしましたですね。規模決定というのは、単に今の園児数がこれだからここに寄せたら何ぼになるっていう話じゃなくて、将来の子供たちをどう育てていって、どれぐらいふやしていく、人口の問題でいけばですね、このくらいふやしていかないと、この町が成立しないんだと。そこまで含めて子育て環境は整備していかなければならないよと。子育て支援センターはどこにどういうふうに、そして保・小・中・高の連携はどういうふうにやらないと、それが子育て環境の整備にならないよと。そういう全体的に、総合的に話さないと、規模決定ができないから時間がかかったということは御承知をいただきたいというふうに思います。そしてまた、そこが水につかったとかどうかと話は別次元の話でありまして、それはそれであれば、そういう改築をしなければならないということでもあります。

だから、答申は答申いただいた、これは尊重しなければなりません。これは当然のことです。それを踏まえて、私どもが計画決定をやる。これは当たり前話であります。そういうことは御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい、わかりました。とにかく、子供たちの環境、これを一番に。そして相反するというふうなこともおっしゃいますが、この町、きのうでしたっけ、ことし69名しか生まれなかったとかいう話がありましたね。本当にこの町だけの子供を考えていけば、それはもう、保育園は多過ぎることに必然的になってきます。でも、やはり移住・定住対策を考えたときに、やはり保育園のあり方、これは本当に重要なことだと思います。だから、本当に地理的なこと、ここが一番離れていると言っても白糸が2キロでした、この間、はかったらですね。その程度というのは失礼ですけども、菅尾については五、六キロも離れたところに改めて通わなくちゃいけないというような話もあるし、あるいは勤め先のところまで子供を朝早く連れて行かなんかかもしれない。そんなことをいろいろ考えることはありますが、やはり熟慮は熟慮として、やはりスピード、子供は育ちますから、毎日、私たちと違ってですね、あつと言う間に大きくなってきます。そして、移住者をふやすために欠かせないファクターであるということをご肝に銘じながら、今後の政策に取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと時間も押しましたが、今の子育ての問題について、私も随分、毎回、子育て環境のことについて伺っておりますが、今も出てきている、矢部高までつながった保・小・中・高校までの連携教育のことについて、新しい教育委員会の制度の中でいろいろと検討されていくだろうとは思いますがけれども、一つ御提案といえますか、私、今年度、それから昨年度から2年間にわたって、清和地区での幼・保・小・中連携の研究教育がなされて、その研究発表を見に行きましたが、まあ本当にすばらしかったです。本当に、保育園児と小学校1、2年

生の交流授業があったり、それから5、6年生と中学生の交流授業があったり。つまり、保育園から小学校に上がる、あるいは小学校から中学校に上がる時のギャップがかなり取り払われて、そして先生たちも、学校の理科の専科の先生が中学校に赴いて理科の授業を見る、あるいは英語の先生が小学校まで来て今度は英語の授業をされていると。そういうふうに先生たちも相互に行き来をしながらの2年間だったように思っています。そんな中で、やっぱり子供たちが。

そして一番関心したのは、授業のスタイルを統一していらしたということですね。最初に目当てを決めて、それから何とかというふうにですね。そうすると、多分、小学校から中学校に上がる子供たちも、ああ、このようにして授業が進んでいくんだ、中学校の授業は別に突然難しくなるわけではないんだということの気持ちがあるんじゃないかと。ああ、小学校でやっていた授業のスタイルと同じだって。

そういったことをぜひ、本当にいい取り組みだったので、これを山都町全体の教育に波及させていってほしいと思うし、先ほど、多分、教育長が、今、数が一番少ないとおっしゃったのは清和中学校のことかなというふうに思っていたが、清和中学校、今年が48名でした。やっぱり、卒業して数が減っていきます。そんな中で、少なければ閉じるではなく、やはり清和地区に一つの中学校であるし、この連携教育をそのまま推し進めて、一つの小中の一貫校みたいなモデルが、山都町の中での一つのモデルができ上がっていったら素晴らしいんじゃないかなというふうに思っているんですが。

教育長、私の最後の質問になるかもしれませんが、よろしいでしょうか、教育長に一言。今後のですね、このたび御勇退なさるということはちょっとお聞きしましたが、今後つないでいくというような意味で、新しい教育委員会体制にこの連携教育をどのようにつないでいくかというふうなところのお考えを少しお聞かせいただけたらというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 1番議員さんは、当日、発表の日にお姿が見えましたので、大体様子はわかりと思います。ほかの方たちにわかるようにちょっと説明をしたいと思います。

（「教育長、済みません。本当、時間が2分ですので」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 切れ目のない教育、これは保育園の子が小学校に上がるときに、親御さんが一番心配されます。そういうことがないように、つながりを持っている、先ほど説明がありました。小学校6年生が中学校に上がるときに、やはり不安感があります。そういうことがないように、一緒に清和文楽、それを学習しております。

こういうことを町内全部に広めるということは、宿題に関してです。6年生が春休み中には何も宿題がないじゃなくて、中学校の先生が6年の子供に宿題を出されます。それだけじゃなくて、町内全部、小学校と中学校が宿題のあり方をやっていこう、そのことが家庭の教育で理解を得ましたので、学力向上につながっていった、その一つになっております。

それから、地域全部に、山都町全体に広げようと言われました。もう既に部分的には広がっております。といいますのが、25年度、26年に、県のほうから「山都町が」というところで研

究の指定を受けました。その指定を清和に頼んだわけなんです。頼んだというか、清和に責任を持ってしていただきました。だから、清和だけの問題じゃなく山都町全体で、蘇陽地区のほうにも、それから矢部中学校を中心にしたほうも一緒に研究会を持って、大体同じような内容で進めております。

一番、蘇陽地区で取り組んでいるが、大分前からですけれども、家庭学習の手順とやり方として、これを蘇陽地区は大分前から進めております。

矢部中が中心となって、近隣の小学生全部を集めて、中学校に6年生の子を全部集めて交流を持ち、中学校と小学校の交流、違和感がないように、不安がないように、そういう配慮のもとに取り組みを行っております。

あと、済みません、時間がありませんね。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。今後の山都町の子育てに、皆さん、御尽力をよろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） これをもって1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 皆さんこんにちは。9番議員の藤川憲治です。

一般質問の最後の登壇となりました。7番目になりますと、皆様も大変お疲れのところでございますけれども、元気よく質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

あと1時間半ほどしますと、2時46分、皆様御存じのとおり東日本大震災が起きた時刻でございます。あれから丸4年がたちました。きょうの熊日紙上でも、まだ約2,584名の行方不明者、死者と合わせますと約1万8,400名の死者・行方不明者がおられます。そして、仮設住宅や避難をされている方がまだ22万8,863人、すごい数です。先ほど1番議員も言われておりましたとおり、一日も早い復興を国民の一人として願うものでございます。また、きょうは議長の采配によりまして朝から黙禱をささげました。皆さん方とともに一日も早い復興復旧をお祈りしたいと思っております。

さて、平成17年の合併以来、町民の皆様には多大の御迷惑と御不便をおかけいたしました新庁舎もようやく昨年12月に完成し、ことしの1月から新庁舎での業務開始となりました。私は昨年の6月議会定例会で、庁舎完成に伴う職員の皆様の意識改革、そして人材育成について質問をしましたが、多くの町民の皆様から激励と問題提起をいただきました。新庁舎の業務開始から2

カ月を過ぎ、今までとは違った職場の雰囲気を感じますし、電話応対も大変よくなってきたのではないかと感じております。今後さらに職場環境の良化に努められるとともに、職場の活性化を図り、公僕としての使命を全うされるよう期待をいたします。また、町民の皆様も、この町の顔として、まちづくり地域づくりの拠点として、その果たす役割に期待も大なるものがあります。私どももそれぞれ、選良された議員の一人として、常に新鮮な気持ちと緊張感を持って議会活動にあるいは議員活動に取り組まなければいけないということを再確認しております。

今回、私は5点ほど重点質問として通告をしています。

第1に、工藤町政の折り返しを迎えてということで、工藤町政も、農林振興、観光振興、防災減災のまちづくり、この三つの重点施策を掲げ、政策実現のため取り組まれてきました。1期4年の前半2年を経過しての今の心境と反省、残された後半の任期にどう取り組まれるのか。

2点目は、平成24年度市町村民1人当たりの所得について。資料から見る課題と問題点を問います。

3点目は、教育委員会制度の改革について。この件につきましては、昨日の12番議員からも、そしてきょうの5番議員あるいは1番議員からも関連質問もあっております。できるだけ重複は避けたいと思います。

4点目は、山都町南西部地域振興と発展についてであります。この町は面積では県下で3番目に広い545平方キロを有し、自然条件や歴史・社会構造や文化あるいは特性も、それぞれの地域で違います。特性を生かしたまちづくり、地域づくりが必要と思います。この町の南、西の玄関口、すなわち山都町の南西部の地域振興と発展について質問をいたします。

最後に、長年職員として、公僕としての使命を果たされ、この3月末をもって退職される、ここにおられる管理職3名の方々に所感と問題提起をお伺いいたします。

では、質問席に移ります。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 工藤町長はこの2年間、山都町のトップとして、町民1万6,000有余人の代表として、この町のかじ取りをされてきました。月日のたつのは本当に早く、工藤町長誕生から早くも2年を過ぎました。私たちの町は少子高齢化に伴い、急激な過疎化現象、厳しい経済状況と商工業の不振など、我々地方に住む住民、地方自治体は、国の政策に翻弄され、一自治体ではどうすることもできない状況に追い込まれています。地方分権、地方主権と言われ、地方再生、地方創生が叫ばれている今日、町長のリーダーシップが今ほど問われている時はありません。

町長に質問いたします。1期4年の前半2年を経過し、今の心境と、残された2年の任期にどう取り組まれているのか。以上、町長に答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 私が山都町長に就任いたしましたのが、今からちょうど2年前の平成25年3月のことでした。合併から8年後、9年目を迎えるの時期でありますけれども、町長となった責任の重さ、想像以上の町長の業務の苛酷さに気を休める間もなく、あっという間に過ぎた2年間であったという感想であります。その間、議会の皆様、町民の皆さん方の温かい御

理解のおかげでこの2年間で過ごせたと、何とか町政を進めることができたと考えております。

私が町長選に出馬しましたときのスローガンが、全ては住む人の幸せのためにということを掲げました。その後もその気持ちに変わりはありません。そのためには、合併したこの町の一体感の醸成と、町民の方々の意見をしっかりと聞くと、そういうことから始まると、このことを念頭に置いてまちづくりを進めたつもりでございます。この気持ちを持ち続けること、これが今の心境であります。

今後のということでございますけれども、やはりこの町の重要な課題である人口減少対策とか子育て環境の備等々の人口減少対策について、やはり焦点をぼかさずにしっかりと進めていかなければならないと。あわせて、道路網の整備だとか、高齢者が非常に多い町でございます。高齢者福祉についても充実したものが望まれる。そして、なおまた防災についても先ほどからずっと言われておりますとおり、非常に重要なことだというふうに思います。そういう大きな課題を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 本当に、ただいま町長が答弁されたように、この2年間あつという間に過ぎましたね。月日のたつのは早いものでございます。

それぞれ町長も自分の公約に向かって邁進をされた、その努力というのは私も買いたいとは思いますが、なかなか先ほど言われました人口減少、あるいは過疎化現象に歯どめがかからない。これが現実でございます。ただいま心境を述べられましたが、どうかその気持ちを忘れることなく、この2年間、体が倒れても、命を張ってでもですね、1万6,000有百余の人たちのために頑張っていたきたい。これが私も議員の、そして議会仲間の思うところでございますので、頑張っていたきたい。激励をいたします。

続いて、今、市町村自治体を支えているのは、やはり基礎的社会組織の一つ一つの集落であると思います。この山都町でも、185の集合体がこの山都町という町を形成しているのです。過去のことは数字は述べません、昨年1年間だけの数字を述べます。きのうからも話が出ていたように、昨年の出生数は69名ですね。そして死亡者が309名です。自然減少は240人なんですよ。そしてまた転入者365人、転出者が509名で、社会的減少と言われるのが144人です。平成26年は1年間で合計384名、この山都町の人口が減っているのです。そして、高齢化率は41%の現状です。

このような中、町長は農林振興、観光振興、防災減災のまちづくりの大きな目標を掲げて取り組まれています、その根底にある思いは何ですかということで通告をしておりますけれども、先ほどこの2年間の反省の中に、住む人全ての人の幸せのためにという町長の思いが披瀝をされましたが、今私が言ったことに対しまして何か別に思いがあるならば、答弁お願いしたいと思っておりますが、ダブるようでしたら結構でございます。ダブりますか。全てダブりますか、先ほど心境述べられたのと。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほどの、三つの目標の根底にあるものということでもありますけれども、農林振興については、やはり基幹産業であるということが本当に重要に考えております。それ

だけじゃなくて、農林業の振興こそが商工業の振興につながり、ひいては後継者となる青年層の定住が進み、町の人口をこれ以上減らさないということにつながるんだということを第一の柱にしております。

観光振興についても、観光産業は食事、移動、物産販売、宿泊を伴い、効果が非常に大きい、多種の業種にわたる業種でございます。やはり企業誘致がままならないこの今の時期において、地場の産業の振興というのは欠かせないという思いであります。

次に、防災まちづくりについては、やはりこの町も、私は旧矢部町のときに、63災、63年災害、これは甚大な災害でございました。農災だけでも3,200件であります。そして、近ごろの北部九州の大災害、これを見ましても、いかに防災の対応、これが急がなければならないか。要するに、想定外ということは言っておれない時期に来ていると私は思います。そういうことでこの三本の柱を立てているわけであります。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） ただいま農林振興、観光振興、防災・減災のまちづくりの目標に向かったの、その根底にある思いを述べられました。

次に、「潤い、文楽、そよ風でつづる山都町」これは合併当時のこの山都町の将来像、すなわち理念であったと思います。合併以来、この言葉をあらゆるところで使ってきました。町民の皆様も大変なれ親しんでこられたと思います。この言葉には旧3町村の代表的な言葉とは別に、潤いであれば豊かさが感じられ、経済産業の発展が期待されます。また、文楽については、文化や伝統を守り継承する集落単位の地域社会形成の重要性を、過去から未来へ継続されるべき教育が感じられます。そして、そよ風には、さわやかな高原のイメージとともに自然環境を初め、生活環境の豊かさ、人に優しい保健・医療・福祉を感じることができます。第1次の山都町総合計画の中には、このようにすばらしい理念、将来像がうたってありましたが、第2次の計画案では今のところ、「潤い、文楽、そよ風でつづる山都町」の言葉は一つも出てきません。果たして、理念なき将来像というのはいかがなものか。町長の考えを簡潔に。このことにつきましては議案提出というよりも、この後の全員協議会でまた質問をしていきたいと思っておりますので、簡潔に今の考えを述べていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 基本理念というようなところでいいかと思いますが、本町は古くから自然環境に生かされる形で農耕を中心とした生活を営み、人々が協力し合い、巧みに水を引き、生活の安定を図るなど、共同の精神を尊ぶ、心豊かな地域社会を築き上げてきました。このような精神風土のもと、この町に住む人々が誇りを持ち、希望を持つことによって光を示し、将来の夢へとつないでいく、そのような町を目指していくということが基本理念ということで私は考えております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） いずれにしましても、町民の皆さんは町長の強力な指導力を求めています。町長のその一声が、その一挙手一投足が、周りの人への激励になり、また見本にもなって

いるのです。よろしくお願いいたします。

次に、24年度一人当たり市町村民所得について。さきの熊日紙上に報道されていましたが一人当たりの市町村民所得については、ワースト3、つまり下から3番目ということで、金額で170万強。イメージ的に町民の皆様も気が滅入る感があったと思います。私もこの原因を知っておかなければならないと思ひまして、資料を取り寄せ、分析をいたしました。

その結果、公的企業の所得が郡内で最下位です。最高の益城町に比べると6分の1なのです。これはつまり、企業がない、働く場所がないことが大きな原因と思われる。

一方、この町の基幹産業である農林業を見てみますと、熊本市とか八代市など市を含めまして上位12番目。町村だけでは、あさぎり町、氷川町に次いで3番目に位置しています。JAを初め、森林組合、畜協などとの連携協力、そして何より、農家の皆様の意欲、熱意のたまものであり、厳しい農業情勢ではありますが、町としても農業県・熊本リードしているのはこの山都町であることを自覚され、まず農林水産業の所得で、今の町村3位をトップになるという大きな目標を持って、なお一層のもうかる農業、稼げる農業を目指し、産業振興、経済的向上の施策を重点推進してもらいたい。このことがこの町を元気にする大もとになるのです。そう思います。

幸いにこの町には、基幹産業の農林業で活躍される人材は豊富です。先日も熊本県農業コンクール大会で、この町から経営体部門優良賞、同じく新人部門で優良賞、熊本県農業功労賞と3組の受賞祝賀会がありました。第55回になるこの農業コンクール大会においても、過去にも何人も受賞されております。

町長に尋ねます。この資料を見られて、何が問題であり、課題はどこにあると思いますか。また、この資料は、議長、後で全部、各議員に配付をしていただきたいと思ひます。町長、答弁お願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 山都町の平成24年度の1人当たりの市町村民所得の内訳、これは先ほど申されたとおり、県内45自治体中、下から3番目ということでもあります。

1人当たりの市町村民所得の計算方法を具体的に説明しますと、山都町内での1年間の経済活動の結果、結果と申しますのは、内訳は雇用者報酬、企業所得、財産所得、この三つでありますけれども、これを金額であらわし、人口で割ったもの、これが1人当たりの市町村民所得としてあらわしているものであります。したがって、この結果は、市町村民個人の給与や収入の水準を示すものではないということをおまづは知っていただきたいと思ひます。

ちなみに、山都町の所得総額、これは275億2,880万3,000円でありまして、県内では45自治体中、上から23番目、中位であります。真ん中ぐらいであります。では、なぜこの1人当たりの市町村民所得が低いのかと申しますと、この町は高齢化率が約41%であります。県下で2番目に高い高齢化率であります。そのような条件下で年金暮らしの方が多いいというのも事実であります。そしてまた、小規模経営の農家が多いことも事実であります。人口で割って1人当たりの所得を出すということで、その計算の数字が出ているということが影響していると思ひます。

こういふことで、ならば、生活しやすさという点で何か指標はないかということをお調べてみま

した。この生活しやすさなどの順位づけについて、都道府県レベルのがありますので紹介をさしていただきたいと思います。熊本県民の1人当たりの県民所得は47都道府県中36位です。しかし一方、幸せ度のランキング、これは生活家族部門、労働企業部門、安全安心部門、医療健康部門などに分けて、社会経済統計を活用し、きちんと評価したものであります。これでは47都道府県5位なんです。やはり山都町の幸せ度というのを推しはかるには、同じようなレベルでは比較できないとは思いますが、そのようなランキングもあることを御承知おきいただいて、今後はそういう幸せ度、この町の幸せ度を何らかの機会のときに出す必要があるんだというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） そうですね、今、町長が最後におっしゃられたように、きのうからもうずっと議員の質問の中にもですね、答弁の中にもありましたが、明るい話題というのは今の時期こそばんばん出すべきですよ、暗いニュースばかりではなくて。山都町はこんなにすばらしい町だと、みんな誇りを持って生活していきましよう。そういうことをばんばんアピールしてくださいよ。よろしくお願いしますよ。

さて、教育委員会制度の改革について。

先ほども申し上げましたが、既に昨日、12番議員、あるいはきょうの11番議員、1番議員、教育委員会に対するところの質問がございましたので、重複する部分は割愛いたしたいと思います。少しだけ質問をさせていただきます。あまり時間はとりません。

4月1日からの施行ですよ。あと20日ぐらいですね。その直前になっての条例改正はなぜなのか。もう少し早くですね。国の法律が通ったのが去年の6月の通常国会ですね。それから8カ月を経過しております。やっぱり遅くとも、特にこの山都町においては、教育長、3月25日までの任期ということを知っておりましたので、交代されるか、交代されないかはともかく、そこら辺のところは私たちにはわかりませんが、そういう事情があるならば、もう少し早く12月定例会でこの条例を通すべきだったと思います。そして、4月1日からは新しい気持ちで教育長を任命し、総合教育会議を開き、そしてこの山都町の教育のあり方を進めるところの大綱策定、こういう流れで行くべきではなかったのかと私は思います。これはもう、それぞれ皆さん方執行部の考えもあるかと思いますが、このあたりについてはどうお考えですか。答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） お答えをいたしたいと思います。

昨年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ができました。各教育委員会のほうへそういった周知がなされていたのがその少し前であります。各教育委員会でも非常にこれについて、どういったふうに取り組むかということを考えていったところではあります。そういう中で、文部科学省から来られて、熊本県教育委員会としても、2度ほど説明会が行われまして、九州内としましても昨年11月に福岡市のほうで説明会が行われました。

法律につきまして、通常は準則等があるところなんです、今回は文科省はもうそれは出さな

いというふうになっておりまして、各市町村、県のほうでもですね、その改正内容について論議をしてきたところでありまして。最終的に熊本県が12月議会のほうに出されまして、その内容を受けて、ほかの各市町村がそれぞれに、今回の恐らく3月議会にたくさん、ほとんどの市町村が出されているものというふうに思います。

また、大綱のほうにつきましても、4月になりまして総合教育会議が行われた後に、首長を入れた中で、その大綱を決めていくと、そういうような形になっているものでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 今、総合教育会議という言葉が出てきました。ちょうど二、三日前の新聞だったですかね、この件につきまして、全国の首長のアンケートが出ておりました。皆さん方もお読みになった方もいらっしゃるかと思いますが、この総合教育会議を全国首長アンケート1,776件ありましたが、積極的に活用するというのはわずか14%、県内でも22%です。教育行政の指針は、そして大綱、そういう流れになってくるかと思えます。総合教育会議で話し合わせ、そして首長が策定する。そしてまた、今までどおり、教育行政の最終権限は、教育委員会が同意をする、そういうふうな流れになっていくかと思えますが、この理解でよろしゅうございませうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 改めまして、総合教育会議のことについてでございます。

地方公共団体の長が総合教育会議を設置して、地方公共団体の長が招集するということになります。協議する内容としては、大綱の策定に関する協議とか教育を行うための諸条件の整備や、地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策、また3点目として児童生徒の生命や身体にかかわる緊急な事態の対応ということがこの総合教育会議の主な議題とされておりまして、教科書の採択ですとか個別の教育、教職員の人事などのような政治的中立が重要に求められるものにつきましては協議議題としては望ましくもないものであると文科省のほうから話があるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） はい、わかりました。

それで、町長にお尋ねいたします。町長の考えはどうか。この総合教育会議を積極的に活用すると。今の気持ちですよ。全国的には先ほど申し上げましたように14%、県内でも22%ですが、この山都町のトップとしてはどうのお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） この総合教育会議の求めてあるのは、やっぱり義務教育の部分の特に言っているんだと私は理解しますが、やはりここは矢部高校の問題がございまして、先ほどから話が出ていますとおり、やはり、その辺の意見を聞く場と。そして、小・中・高までの連携、これはもううちの町では欠かせないというふうな考えをしております。やはり、そういう総合的にお話を聞きたいなという考えで今はおります。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 教育に関しましては私もずぶの素人でございます。専門的なことはわかりません。しかし、一町民としてわかるのは、やっぱり教育は先ほど山下教育長が話されていたとおりではないかと思えます。知・徳・体の教育、そして家庭で教え、学校で学び、地域社会で育てる。これが教育であるし、また学校だけの教育ではありません。教育というのは幅広いものがございます。

そういうことは素人でございますから抜きにいたしますけれども、教育長、先ほど11番議員の田上議員から感謝の言葉がありました。私も全く教育長には感謝をいたします。コンビを組んで7年、いろいろなことがありました。25日でやめられるということでございますけれども、今、教育長とのいろんな思い出が脳裏をかすめております。本当に御苦労さまでございました。これを申し上げまして教育委員会に対するところの質問を終わります。

次の質問に移ります。

山都町南西部の振興開発についてであります。国においても国土の均衡ある発展・振興という言葉を使ってはきましたが、その実情が今の都市と地方の格差となり、今になって、地方の疲弊、人口流出、経済格差の現状に、地方創生とか地域活性化を声高に叫んでいます。この町も、28の自治振興区や集落を中心に、自分たちの地域は自分たちで守り育て、発展させていく、その活動を展開されてはいますが、それには限界もあります。行政の応援や支援も絶対必要なのです。

地理的には、山都町の南、西の地区、つまり振興区でいえば、下矢部の西部、東部、白糸第3、少し広げて白糸第2も含み、この地区を念頭に質問します。

まず、道路網の整備について。建設課長、現在この地域の道路状況をお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 藤川議員の質問にお答えいたします。道路網の整備について。

山都町南西部につきましては、主要幹線道路国道218号が山都町に進入する地域であります。県道横の矢部線、県道囲砥用線それぞれ地元期成会がありまして改良促進の運動を定期的に県土木に働きかけておられます。町道の整備におきましても、柚木砥用線、美里町名でいいますと北野柚木線、美里町の協力のもとに国道218号線側から改良を進めていただいております。また、柚木の村中から国道に向けては、山都町で改良を進めているところでございます。全線開通には、いましばらく時間を要しますが、計画的に事業を行うことで着実に開通できるものと考えているところでございます。

また、藤木万坂線も26繰り越しで完了できるものと考えているところでございます。

今村線につきましては、平成27年2月に完了し、地域の方々に大変喜んでいただいているところでもございます。椎葉矢部砥用線の改良につきましても、山のみち地域づくり交付金事業等で改良が今進められておりますし、整備計画以外の林道改良、また、内大臣橋の点検・整備におきましても、椎葉村、山都町、美里町、密に連携をとりまして、熊本森林管理署等へ整備促進を依頼しているところでもあります。今後とも、町道の有効利用の観点から、均衡ある発展のために計画的に事業を推進してまいり所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 国道218号につきましては、既にバイパスも整備され、特段申し上げことはありません。また、県道につきましても、それぞれ地元の期成会があります。何本か県道も通っております。積極的に要望活動されていますので、どうか町当局におかれましても、指導と支援をしていただきたい、このように思いますし、町道は白小野鶴越線、旧国道の払い下げでございましたけども、この線につきましては、道整備事業によりまして川井野トンネルまで1カ所を除き改良工事が終了しました。その先は急峻な崖と谷のため工事は容易ではありません。地元要望もあるとおり、できるところから年次計画を立てて改修工事に着手してください。この道は後で、質問しますところの観光道路としても重要路線なのです。

美里町側は町境に向けて着々と道路拡張工事を行っておりますし、先ほど課長が述べられたとおり、北野柚木線も工事が着工し、一日も早い開通が待ち望まれるところです。また、集落内道路については優先順位をつけまして、早急の対応が必要と思います。

次に、農林業の振興について。この地域は他の地域と比べ耕地面積が狭く、兼業農家や米を中心に複合経営が主であります。その中であって夏秋野菜、イチゴの高設栽培、柿、お茶、畜産、有機なども営まれております。山林や竹林も多く、シイタケやタケノコ、そして気候風土を生かした、ゆずの栽培加工が早くから行われています。米づくりでも、特に特徴なのが、酒米で有名な山田錦等を栽培されている農家があります。

農林振興課長に質問いたします。気候風土を生かし、付加価値の高い地場の農業振興、及び安心・安全の特産品として、ゆずと酒米の産地化について、今回はこの二つの品目に絞って伺います。ゆずの生産、販売、加工について、行政としてどのようにかわり、特産品として指導しているのか。また、酒米については、栽培を取り入れてから25年、栽培の難しさ、収量の少なさといろいろと困難を乗り越えて、今、ブランドを確立されてこられました。酒米の産地としてはこの町には造り酒屋もあります。また、新品種も開発されました。まだ充足率も余裕があると聞いています。ゆずと酒米の産地化について農林課長に所見をお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。藤川議員の御質問の特産品の産地化推進ということでございます。これにつきましては、現在、南西部地域につきましては、とても農業基盤に恵まれているとはいえないのが議員もおっしゃったようなとおりでございます。ただ、地域の農業者の皆さんの御努力により、県内でも有数の農産物がございます。ここ山都町で申すと、やはり代表的なものといいますと、お米、トマト、茶、シイタケ、栗、ブルーベリーなどそういうものが含まれるのかと思います。当地区におかれましては、昭和46年ごろから栗から転換作物として作付が始まり、昭和48年には部会が設置されるなど中心的な果樹として位置づけられ、現在では栽培技術が高いのはもちろんでございますが、300メートルから400メートルの標高の環境で育ったゆずは、昼夜の気温差もあり、ゆず自体の香りは高く、皮も厚く、大分県や四国、愛媛県の加工業者との契約が結ばれており、その価値は非常に高く評価されております。現在、36名の農家の方々より10ヘクタールにより栽培され、年間150トン前後の出荷が行われております。

非常に貴重な収入源となっております。

今後は、後継者対策等とあわせ、苗木の更新を図るなど、また、品質の安定向上を図るため、簡易ハウスの導入などにより、成果率の向上に努め、所得の増大に向けての取り組みが必要と思われれます。町といたしましても、貴重な特産品の一つとして御支援申し上げ、加工・販売までつながり、そして6次産業化への取り組みで、地域の安定的な収入源になるよう御期待申し上げたいと思います。

さらに、酒米についてでございますが、現在、部会員は約30名、下矢部、白糸地区に集中しておりますけれども、約11ヘクタールに山田錦が作付されております。これは県内の89%を誇る作付で、一大生産地となっているものでございます。販売価格も、通常のうるち米よりも高い価格で取り扱いされていることから、農家の収入源として確たる位置を築いております。品種ごとの違いはございますが、山田錦は酒造好適米でございまして、レイホウが平成27年度分で種子がなくなるということで、新しくハナニシキが県から奨励されているようでございます。

米全体を見ましたときに、熊本県では、山田錦の生産量が矢部地区でトップでございますので、その他の酒米、これはもう矢部、高森、阿蘇、球磨地方でも生産されておりますが、県の推奨を受け、ハナニシキにつきまして、作付の拡大を進めていきたいと思っております。この件につきましては、関係農家の皆さんや県、そしてJAと連携し、有望作物として奨励してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） よく状況を把握されておりますので、安心をいたしました。

いずれにいたしましても、今この町に必要なのは、私は産業振興であり、関係機関と一体となり産地化等に取り組むべきであるこのように思います。

次に、この地区の観光について質問します。

この地域には、通潤橋、清和文楽、そよ風パークといったような観光地はありません。レクリエーション拠点として猿ヶ城キャンプ村がある程度です。しかし、自然豊かなこの地域は、内大臣を含め、九州山地や緑川流域には観光資源となるところや史跡もたくさんあります。皆さん方もお読みになったかと思いますが、3月5日の熊日紙上の読者広場に熊本市在住の主婦の方が投稿されていまして、私と全く考えが同じでございますので、この方の投稿記事を読み上げてみます。「私の実家は宇城市のほうで、両親がとてもドライブが好きだったので、休みの日には家族でよく砥用や豊野、矢部、小川、蘇陽など、国道218号線のかいわいを車で回った。とにかく風光明媚なところが多く、ちょっと細い道に入ると、はっとするようなすてきな自然の景色に出会う」。ちょっと中略しますが、「近年、高齢化で裕福なシニア層がふえている。宇城市、美里町、山都町などのいろいろな名所旧跡を回るバスツアーを組んだらどうだろう」というような投稿記事がありました。

歴史的にも、平家落人伝説、阿蘇家につながる歴史秘話、郷土芸能の目丸地区の盆踊りなど、数え上げれば切りがありません。お隣の町、美里町は九州のフットパスの先進地で、今月の14、15日は緑川流域ロングフットパスが開催されます。

山の都創造課課長にお尋ねいたします。

緑川流域ロングフットパスについて説明を。

あと、椎葉矢部砥用線の整備促進状況等も質問したいと思っておりましたが、先ほど若干、建設課のほうで述べられましたので、ここは割愛いたします。

あと、内大臣にトイレを設置いたしましたので、その後どうなっているのか、時間もありませんので、簡単をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） それでは、農業と観光ということで少しお話しさせていただきたいと思います。この地域には若手のイチゴ農家の方が頑張っておられます。市内のホテルと提携しまして、イチゴ狩りとか、ホテルのメニューに山都の野菜を出していただいて、ホテルと連携するというような取り組みもしていただいております。山都の農産品は非常に質が高いということで料理長のほうからも高い評価をいただいております。

また、先ほど酒米の話がございましたけれども、27年度の事業では五ヶ瀬町のワインと山都町のお酒ということで、下矢部の生産地の田んぼを見て、そして酒蔵で酒を楽しむというバスツアーも五ヶ瀬町と連携したいというふうに思っております。

また、3月14、15のロングフットパスにつきましては、これもお隣の美里町と山都町と連携いたしまして、14、15ということで、清和物産館をスタートしまして、美里の物産館よんなっせまでをコースとしてやるということで、連携事業としてやっていきたいと思っております。

また、御指摘のように当地域には九州脊梁のいろんな観光資源がたくさんございます。お隣の美里町、それから椎葉村、五ヶ瀬町と一緒に九州ハイランド活性化協議会を結成しておりますが、自然との共生を考えた新しい観光ということでいろいろと活動していきたいと思っておりますし、九州脊梁のバイオトイレにつきましては、3月中には完成いたしますので、そういったものを活用しながら農家民泊、農家レストラン、そういったものと、農村と都市との交流をしたりということで観光につなげ、お客様を誘致したいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 自然豊富なこの山都町南西部、今の自然環境を生かしたところの、自然と共生したところの観光の振興が大前提です。山都町単独での観光開発も必要ですが、今後はやはり隣接する町や広域町村との広域観光を推進していかなければならないと強く思っています。

町長にお尋ねいたします。今回、私は山都町南西部の道路も特産品の産地化、観光面についてそれぞれ担当課長にお尋ねしました。山都町西の玄関口の重要性を認識されたと思いますが、美里町もいろいろと協力をされております。今後も連携を強化し、218号沿線の振興・活性化策を講じてください。町長にこの地域に対する思いを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 白小野鶴越線、そして柚木砥用線、これも美里町と接して、かなりのお願いをする形で改良も進んでおります。そういうこともありまして、美里の町長とはよく話をするんですけども、美里町長がいつも言われるのは、やはり石橋の資源、これは非常に美里町と

うち、これが一番目玉だなあと。だから、お互いが連携をしながら、何とか観光資源として、もう少し飛躍的にならないかなということであっております。そういう連携を深めながら、そしてお願いするだけじゃなくて、お互いいい関係の中で改良なんかも進んでいけばいいなと考えておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） どうかひとつ、そのようによろしく願いいたしますし、私も美里町との町境に住んでおりますので、よく旧砥用のほうにも出かけるわけでございますので、少しばかりの人脈もありますので、ぜひとも協力をしていきたいと思っておりますので、町長の今の答弁のとおり、よろしく願いしたいと思います。

最後の質問になります。

この3月末をもって定年退職される3人の課長に所感と、少しばかりの問題提起を、時間がありませんので、それぞれ2分程度でお願いしたいと思いますのですが、よろしく願いいたします。

まず、田上会計課長。

○議長（中村一喜男君） 会計課長、田上博之君。

○会計課長（田上博之君） 簡潔に述べます。まず課題としましては、会計課のほうで財政調整基金等の基金管理運用を行っておりますが、この辺の利息が平成20年度と比較しますと約4分の1以下になっております。したがって、その辺の改善方法につきまして、後任の方にしっかりと引き継がれるように、引き継ぎをしていきたいと思っています。

退任に当たっての所感でございますが、私、勤務の大半は社会教育関係の職につかさせていただきました。その中で、多くの地域の方、団体の方とおつき合い、出会い、交わりをさせていただきましたが、その中で私の職員としてだけのあり方でなくて、私の生き方、背骨みたいなものもそこでつくらせていただきました。この間、私をしかっていただいたり、あるいは励ましていただいたり、あるいは時には喜んでいただいたりしてくださった方々、そして一番大きいのは、私に声なき声を私の胸に届けてくださった多くの方々、これら全ての方々にこの場をおかりしまして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 会計課長、御苦労さまでございました。

議会事務局長として、私の議長時代に大変厳しい議会運営を支えていただきました。的確なる指導、助言もいただきました。曲がりなりにも議長職を全うできたこと、深く感謝を申し上げます。

次に、甲斐税務住民課長。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、甲斐重昭君。

○税務住民課長（甲斐重昭君） きょうは退職の前にこういう機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。私、矢部町役場に10年間勤務、清和役場に18年間勤務、山都町役場に10年間ということで38年間勤務しておりました。その中で最後の4年間は税務ということで、それまでにかなりの滞納が実際あったわけでございますけれども、かなり徴収として厳しくしてお

りまして、一番大きいときから8,500万下げしております。そういう中でどういうふうにかこれをしてきたかといいますと、やっぱり方針をずらさない、ぶれないということで、職員を同じ方向で向けておりました。そのことかいかあって、全員が一丸となってチームプレーができたと考えております。そのおかげをもちまして、かなりの滞納額は減っておるんですけども、まだまだ県下での収納率で行きますと中の下というところのランクでございます。これが上段に入らなければいけないわけでございますけども、そこらあたりはまだ問題点かというふうに考えております。

それから、これからの山都町におきまして、町の方針を出したなら、そのぶれがないようにして、全員が同じ方向でいってもらいたいと思っております。それぞれが足を引っ張ったり、引き倒したりと、そういうことがあったら絶対共倒れになりますので、どうかそういうことがないようをお願いしたいというふうに思っております。

いろいろお世話になりました。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） ありがとうございます。課長就任以来、本当に税の徴収に力を入れ、滞納額を減少させることができました。当然といえば当然の職務であります。歴代の課長にはなし得なかったことでございます。敬意を表したいと思えます。

次に、最後になりますが、佐藤清和総合支所長、よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 清和総合支所長、佐藤珠一君。

○清和総合支所長（佐藤珠一君） お答えします。私は昭和50年に入りまして、役場職員として約40年間勤務させていただきました。その間、多くの方々に支えられまして、定年退職を迎えること深く感謝申し上げます。私はモットーがコミュニケーションということで、人それぞれと、若いときから青年団から、それぞれと一緒に活躍してきましたので、その人たちが頼りで、私が成ったと思います。もう本当にお礼ばかりであります。今後とも、一町民として頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） ありがとうございます。40年間近く住民の皆さんのために、そして最後は、最初に入庁された清和地区の総合支所長を務め上げられました。本当に御苦労さまでございました。

今の3人の課長様は、長い間、この町と町民の皆さんのために働いてこられました。このたび無事に定年退職をされますが、今後とも健康に留意をされまして、この山都町の発展のために今後ますます元気で、そしてまた、御指導も賜りたく、よろしくお願ひし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって9番、藤川憲治君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後2時10分

3 月 12 日（木曜日）

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
 2. 平成27年3月12日午前10時0分開議
 3. 平成27年3月12日午後3時36分延会
 4. 会議の区別 定例会
 5. 会議の場所 山都町役場議場
 6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について
 - 日程第2 議案第2号 山都町庁舎建築基金条例の廃止について
 - 日程第3 議案第3号 山都町行政手続条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第4号 山都町交通事故防止条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第5号 山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について
 - 日程第6 議案第6号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第7 議案第7号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第8号 山都町附属機関に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第9号 山都町保育所条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第10号 山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第11号 山都町出産祝い金給付条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第12号 山都町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第13号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 日程第14 議案第14号 山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - 日程第15 議案第15号 山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第16 議案第16号 山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第17 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 日程第18 議案第18号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第7号）について
-

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三
会計課長	田上博之	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐重昭	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、発委第1号「山都町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、稲葉富人君。

○議会運営委員長（稲葉富人君） 山都町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

提出の理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。改正法においては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることになり、新教育長が教育委員会を代表することになります。これに伴い、山都町議会委員会条例の一部を改正する必要があります。内容については、お手元に配付している新旧対照表のとおりでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 発委第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号「山都町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 山都町庁舎建築基金条例の廃止について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第2号「山都町庁舎建築基金条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

それでは、議案第2号について説明をいたします。

議案第2号、山都町庁舎建築基金条例の廃止について。山都町庁舎建築基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。山都町役場新庁舎の完成に伴い、山都町庁舎建築基金条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

提案理由に書いておりますように、新庁舎建築に伴いまして、今般、その財源として基金を充当しておりましたけれども、この基金を全額処分することによりまして、条例を廃止するものでございます。

あけていただきまして、改正文でございます。本基金条例につきましては、昭和61年4月1日施行ということで矢部町庁舎建築基金条例がもとになっております。以来30年間、基金条例とし

て設置をしまいましたが、先ほど申し上げましたように、新庁舎建築に伴いまして廃止をするものでございます。総額13億7,800万円の廃止ということになります。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 庁舎建築基金でございますが、今の段階の残金が幾らかと、それと、その残金はどういったふうに使っていくかです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 13億7,800万円、これを全額処分いたします。なお、利子が生じております。この利子につきましては、補正予算のほうで説明いたしますけれども、今回、特定財源として充当いたしております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 13億7千万はわかりましたが、それを使った後の元金の残額です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 全額使ってしまっております。そういうことで廃止をするという。もう13億7,800万円が全額でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「山都町庁舎建築基金条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 山都町行政手続条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第3号「山都町行政手続条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第3号について説明をいたします。

山都町行政手続条例の一部改正について。山都町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。行政手続法の一部改正に伴い、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導に関する手続等について、山都町行政手続条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

これにつきましては、事後的な救済手続を定めます行政不服審査法の改正にあわせまして、国民の行政に対する信頼を高め、行政運営における公正の確保を図ることを目的に、処分及び行政指導に関する手続につきまして、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度ですとか、法令に違反する事実の更正のための処分、または行政指導を求める制度等を整備するために、行政手続法が一部改正されましたことに伴いまして条例を改正するものでございます。

大きくは、次に述べます2点について整備を行っております。

まず、行政指導の中止を求める制度につきましては、一定の行政指導について、新たに国民の側から中止等の求めを行う手続として制度整備が行われたものです。具体的には、法律に行政指導の根拠があり、法令に違反する行為の是正を求める行政指導が行われました場合に、その相手方は、当該行政指導が当該行政、当該法律に規定する要件に該当しないと考えるときは行政指導の中止を求めることができるというもので、この中止等の求めがあった場合には、行政機関は必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないというものでございます。

2点目です。処分または行政指導を求める制度につきましては、新たに処分または行政指導を求める手続の制度整備が行われたものです。この整備によりまして、何人も法令に違反する事実がある場合において、その法律違反の是正のためにされるべき処分または行政指導がなされていないと考えるときは、その旨を申し出て当該処分または行政指導を求めることができるというもので、これらの求めがあった場合は、行政機関は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないというものでございます。

なお、これら行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対しまして、当該権限を行使し得る根拠、これは当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項ですとか、その条項に規定する要件等でございますけれども、これを示さなければならない規定の整備もあわせて行っております。

ただいま説明申し上げました関係の規定を提案のとおり改正したところでございます。新旧対照表を見ていただいたほうがわかりやすいと思いますけれども、数えて4枚目になります。改正後の案に下線を引いている部分、これが、ただいま説明しました追加をし整備を行ったものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。

課長、それぞれの今の文言についてはわかりますが、じゃあ実際にこういったことは具体的にこうですよと言ったほうが非常にわかりやすい。そう思いませんか。私は非常にわかりにくいので、そんなところをやっぱり具体的に。例えばという形でやっていただくと、非常にこれが理解を求められるということになります、その辺どうでしょう。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 大変申しわけございません。非常に行政用語が続けてといますか、出てまいりますので、非常にわかりづらいという御指摘でございます。

今回、法律違反の事実を相手方が発見された場合は、これを改めてくださいということを行政機関に対して処分を求めることができるというのが、まず1点でございます。その場合には、行政機関は、当然に、調査をして必要であると認めるときには必要な措置をとるということになります。それから、もう一つは、逆にそういった法律の要件に該当しない行政指導を受けた場合、つまり指導ですとか勧告ですとか助言あたりを行政機関がやった場合に、それが法律の要件に該当しないと思う場合には、その中止を求めることができるということでございます。これも当然に、そういった申し出があった場合には、必要な調査を行って、その結果に基づいて行政処分または指導等を行うことができるということでございますので、是正のための処分を求めることができるということと、反対に中止を求めることができると、この2点が、大きな今回の手続法で改正が行われたということです。そして、それに準じまして、町の条例も今回改正をするということでございます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 提訴とか控訴とか、そういった法律的な部分については、これは当てはまるわけですかね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今回の場合は、あくまでも行政指導ということでございますので、私ども役所が、特定の人ですとか事業者に対しまして、ある行為をやりなさいとか、また行わないようにとかいう具体的な行為を、先ほどちょっと申し上げましたけれども、指導ですとか勧告ですとか助言あたりをやった場合に、それはおかしいよとか、きちんと中止等や是正を求めることができるということでございます。処分ではございませんので、いわゆる法律上の強制力はないということになっております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私なりに理解するところでは、行政機関が住民及びいわゆる民間人に対して行う行政指導を法にのっとりたらないでやった場合、そのときは、それを受けた本人は、これは当人の自救情報ですから、これは本人がそれを知らないとだめなんです。ここで言う場合は、町民がそれを知らないといかん。これをどういうふうにして周知するのかというのが一つ。行政は、申し立てを受けたならば、直ちに本人の不利益を是正しなきゃならんわけですね、これにのっとり。その手続がここに書いてあるというふうに、私は今読んだんですが。だから、非常に

わかりづらけれども、民間人の不利益をどう救済するかと。行政が犯した罪とまではいかんけれども、犯したミスによって不利益を受けた人間は、本人でないとできないのかな、これは。他人ではだめですね、当事者でないとできない。で、当事者が、それを不服、異議申し立てとするのはいろんな機関があると思うんですね、民事的にもありますけれども。この場合は、あくまでも行政手続としてやるんだということですから、そのことは、なかなか1万6,000人が知るところではないと思うんですね。これは、周知させることになりますかね。今後、町が行うことで、不利益と思われる面があるときは、いつでもお申し出くださいということになるのかな。そして、その間に苦情処理窓口をつくるということ。私は、クレイマーを増幅させるということだって、説明を聞きながら、そこまで考えたんですよ。だから、そういう場合、どういうふう処理していくのかということまで含めて、ちょっと聞いておきます。

先ほど、こういう場合ではこういうことですよという事例を挙げて説明したほうがわかりやすく稲葉議員からありましたが、私も同様です。具体的には、いわゆる自救措置は自分でやることだということですかね。自己責任でやんなさいということでしょう。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 前段の稲葉議員と同様の御指摘であろうというふうに思っております。行政指導という言葉一つとりましても、非常に住民の方にはなじみの薄い言葉でありますし、そもそも行政用語というのがわかりづらい部分がございますので、こういう住民の方に対する権利ですとか、そういったことに関しましてはきちんとお知らせをし、それについての手続等も丁寧に御説明をするべきだというふうに思っております。広報あたりを通じて、またQアンドA等を駆使しながら、わかりやすく、これにつきましては周知をしていきたいというふうに思っております。

また、確かに御心配の向きも、クレイマーというお話が具体的に出ましたけれども、やはり、それが不当要求とまではいかななくても、自分の権利として、いらっしゃれば、当然に町として対応をきちんとしていくということは、こういった条例を開始するわけですから、そこは責任を持って対応していきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は、これは非常に町民にとって大事な条例だというふうに思うんですね。これは、住民の権利擁護の条項なんです。ただ、権利擁護といいながら、中身は官尊民卑なんです。俺が悪いことをしたと思うなら、おまえたちのほうから申し立てると、全然知らんよと言わんばかりの。私はいつか言いましたよね。まだ、日本の法律は、条令も含めて官尊民卑的な思想が底流にあります。私は、これにも少しそれを感じますね。だから、今の話のように、QアンドAで町民の皆さんによく周知をしてください。そして、これがいたずらにクレイマーをつくるということのないような。お互いの成熟した民主社会をつくっていく意味では大事なことだろうと思いますので、余分なことです、つけ加えておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「山都町行政手続条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 山都町交通事故防止条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第4号「山都町交通事故防止条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第4号について説明をいたします。

山都町交通事故防止条例の一部改正について。山都町交通事故防止条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。交通指導員の任期を3年から2年に改正するものであります。これが、この議案を提出する理由です。

このことにつきましては、現在、町の交通指導員の任期が3年でございます。一方、山都町安全協会に所属します交通指導員の任期が2年ということでございます。両方を兼ねる指導員が交代期に非常にそごを来すということで、従前より改正の要望というものが上がっておりました。現在、交通指導員が12支部62名、町のほうでは任命をいたしております。安全協会はほぼその倍の約130名、このうちの62名の方が交通指導員と安全協会の指導員を兼ねておられるということで、2年と3年という任期の違いによって、役員交代のときに非常にそごを来しているというようなことがございました。そこで、安全協会とも十分協議をいたしまして、今回、任期を2年に改正するというところでございます。これが、今回、改正を提案する内容でございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「山都町交通事故防止条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第5号「山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは続きまして、議案第5号について説明をいたします。

山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について。山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。包括医療センターそよう病院において地域医療を確保するために、僻地医療における医師欠員補充が困難であることから、地方公務員法第28条の2第3項の規定をもって、その年齢を70年に延長するものです。これが、この議案を提出する理由です。

現在、医師につきましては65歳定年ということにいたしておりますけれども、提案理由で申し上げましたように、医師の確保、欠員が生じたときの補充が非常に困難をきわめております。現在、医師の数といいますのは4名ですけれども、その医師の定数からいたしますと、6名程度が必要だということがございますが、この不足分については、現在、非常勤にて対応している状況でございます。県内の公立病院の状況を見ますと、同様に僻地の医師の不足が多く、天草地方を中心に、既に70歳定年の条例が制定をされているということがございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第6号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の

一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 続きまして、議案第6号について説明をいたします。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることとする。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由。平成26年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

ページをお開きいただきまして、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改正の大きな1点目ですけれども、住居手当のうち、いわゆる持ち家手当というものを今回廃止するものでございます。現行を見ていただきますとわかりますように、現行は、当該職員が家を新築、それから購入した場合、新築または購入の日から起算して5年以内、まあ5年を経過するまでにつきましては、職員で世帯主である者について手当を支給するというもので、現行の一番下にありますように、前項第2号に掲げる職員2,500円となっております。これが、俗に言います持ち家手当というものでございます。月2,500円ですので、年間3万円ということになります。この手当の目的というのは、もともと住宅を維持するための修繕費等々の補助ということで、これは国家公務員にも民間にもある制度でしたけれども、先に国家公務員のほうは持ち家手当につきましては廃止をしております。持ち家といいますが財産ということになりますので、賃貸との均衡等を失するというようなこともありました。そういった生活費補助的な手当といえますのは、既に扶養手当でしているというようなことが理由になっております。この手当を今回は削除するというようにしております。

それから、続きまして裏面になります。裏面には、単身赴任手当、それから地域手当、二つございます。

単身赴任手当につきましては、人事院勧告で改正になったものでございます。月額が3万円に上げられたということ、それから、交通費についても7万円に上限を定めたということでございます。これに準じて改正を行ったものですけれども、公務の必要から転勤が不可避である一方、子供の教育等の理由によりやむなく単身赴任をなさる場合、そういった職員に対しての手当ということでございます。これも人事院勧告に従ってということですので、公務の支給額が、民間と調査され民間を下回っている状況等々を踏まえまして、今回、人事院のほうで改正をなされたことに沿って、本町でも今回改正を行ったものでございます。現在、支給の実績はございません。

それから、地域手当でございます。これは、地域におきます物価等を考慮して、一定の地域に勤務する職員に支給される手当でございます。給与の、いわば地域間の調整というふうな側面がございます。今回は、現行1級地から6級地までであったものを、1級地から7級地まで細分化をしております。それから、その下の10条の4のところですが、これにつきましては、医師の給料の調整額、管理職手当、こういった100分の15を乗じておりましたものを、上のページの

1級地以外の最高支給割合が100分の16となっております。1級地は、100分の20で東京都の特別区等を指しますけれども、1級地以外では100分の16が最高支給割合になりますので、それにあわせて、今回、医師に対する割合も同時に引き上げられたということでございます。

それから、管理職員の特別勤務手当でございます。第17条の2でございます。これは、管理職の職員が災害への対応等のために臨時緊急の必要により勤務した場合に、手当の見直しが今回行われたということでございます。休日もしくは年末年始の休日、それから平日の深夜の午前0時から午前5時までの間の勤務ということになります。これについて、今回規定を改正したということでございます。

それから、まためくっていただきまして、通勤手当も今回改正をいたしております。新旧対照表の4ページから5ページにかけてになりますけれども、これも、人事院勧告が行われたことによりまして改正を行うものですが、現況、本町の場合は、県の支給基準に準拠しております。よって、県が示しております基準に沿って、今回は改正をしたものですが、引き下げということにいたしておるところでございます。

以上、主なものにつきまして説明をさせていただきました。

○議長（中村一喜男君） 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） ちょっと教えてください。管理職特別勤務ということが出ております。勤務手当でございますが、これは具体的にどういうことを。どういうときの勤務ですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 現在、本町の条例では、病院の病院長ですとか医師の方、そういった方々が緊急の手術を行われたりした場合に、管理職の特別勤務手当というものを支給いたしております。それ以外では、我々一般職の管理職の勤務手当としましては、選挙等に従事した場合に支給をしていると。それと、今回、管理職には災害への対処のために臨時緊急の必要によりということで、新たに改正をしますけれども、現在、管理職員が災害への対処等の臨時緊急の必要により勤務した場合の手当といたしますのは、職員と同様に、宿日直手当1日4,200円を支給するようにしております。そういった病院の手術等々、病院の特別勤務、それから選挙、あるいは災害への対処、深夜ずっと詰めていた場合とかですね、そういった場合の管理職への手当ということで支給をいたしておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 1ページの国家公務員法が廃止になったからということでの適用ですけれども、国家公務員の持ち家の部分はいつ廃止になったのかという点と、それから地域手当なんですけれども、1級地、2級地と。1級地は先ほど東京都区内という話だったんですけど、どういう選定かということと、対象者が今おられるのかどうか。

以上2点です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 国家公務員の廃止といいますのは、平成21年でございます。それから、県を通じて、この持ち家手当につきましては、町のほうも指導をずっと受けてきたところではございます。現在、県内の自治体の中でも、まだ10団体ほどが持ち家手当の支給を行っているということで、これにつきましては、先ほど申し上げましたような理由から、賃貸あたりとの均衡を失すとかいうことで廃止をなさいという指導が随時行われてきたところでございます。本町でも、昨年度あたりから十分検討をしながら、今回の条例提案に至ったということでございます。

それから、地域手当につきましては、1級地は先ほど申し上げましたように東京都の特別区ですね、それから2級地は東京の特別区以外ですとか大阪ですとかね。あと、随時、都市の種類といますか規模ですとか、そういったことに準じて級地が決められているところでございます。九州管内は、私の記憶するところでは、福岡管内ぐらいしかこの中に入っていなかったのかなというふうに思っております。現在、この地域手当の支給はございません。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） ちょっとお尋ねしますけれども、管理職職員特別勤務手当ということが書いてございまして、先ほど選挙とか災害とかいう説明がございましたけれども、この町で当てはまる管理職というのは、どこからになるんですかね。課長以上とか係長以上とか、そこあたりが私ちょっとわからないんですけど、説明をお願いしますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 管理職職員というのは管理職手当をもらっております職員でありますので、ここにいます課長以上の職員ということになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第7号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及

び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第7号について説明をいたします。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について。山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。消防団員数は年々減少しており、山都町以外に勤務する団員もふえています。消防団の消火能力を維持するため、平日昼間の火災などに活動を限定した機能別消防団員を設置する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

これにつきましては、一昨日の藤原議員からの一般質問にお答えいたしましたところでございますけれども、再度、内容について若干説明させていただきたいと思っております。

これにつきましては、消防団員数の減少というものが背景にあるということでございます。合併時に約900名おりました消防団員数が、昨年4月の段階では約700名ということで、この10年間で200名程度が減少いたしております。それと逆に、勤務地の関係上、日中、町内にいない団員が増加するなど、防災活動の担い手を十分に確保することが困難な状況となってきております。これは全国的な状況でございますけれども、こういった状況を踏まえまして、先般、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものが成立いたしまして、地域における防災体制の強化について規定がなされたところでございます。これを受ける形で今回、一定の役割や活動を実施する機能別消防団という制度を導入したいということで提案するものでございます。

役割としましては、居住地の分団が管轄する地域での火災ですとか、まあ火災がメインですけれども、その他災害等の発生時に出動いただくというふうに考えております。身分は基本団員と同じく、非常勤の地方公務員ということになります。

要件ですけれども、町内に居住します65歳未満の方で、消防団員それから消防職員経験者の方というふうに考えているところでございます。処遇としましては、出動手当を支給するというふうにいたしておるところでございます。また、公務災害につきましても、基本団員の消防団員と同じく適用となるということでございます。

以上の内容で、今回提案をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これは関係することでございますが、消防団の統合あたりは検討されたことがございますか。団員がだんだん減っていく中で、出初め式あたりを見ておれば、やはり統合でもしなければかわいそうだと思うようなところがありますが、そういう検討をされたことがあるかどうかです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 現在、分団数が14分団ございます。一番多い分団で100名近い団員がいるところもございますし、逆に二十数名というところもございます。この14分団をまず統廃合ということになりますと、管轄地域の問題も生じてまいりますので、そういった点では、具体的に分団の統廃合というところまでは検討はいたしておりません。ただ、方面隊を今回これにあわせまして、今現在、矢部、清和、蘇陽という三つの方面隊を設置しておりますけれども、これを東部と西部の二つの方面隊に、まずはこちらから統合していこうということの検討といえますか、設置をしたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私たちの地域では、ことし、団員が新しく4名になるところも聞いております。若い人たちが残っているところとはにかく、団員の数の確保のために、ある程度高齢になっても団員として残っていなければならないという地域もあるようでございます。そういうことも含めて、この機能団員ですか、昼間はどこでも働きにいられるから、やっぱり、私たちも地域の中で何かがあればすぐお手伝いをしていきます。こういうことをつくっていくのは大変いいことだろうと思いますが、今言ったようなこと、団員の方に負担にならないようなことも考えていくべきではないかと思っておりますので、問題提起としておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 御指摘のとおりでございます。消防団員確保につきましては喫緊の課題といえますか、長年の懸案事項でございまして、現役の幹部も一生懸命、確保に向けた取り組みを行っておりますけれども、なかなかそれが実っていないといえますか団員の維持につながっていないのが現状でございます。引き続きそういった取り組みをやる一方、おっしゃいましたように、代替性というのがない存在でございます。消防団というのはそういった存在でございますので、今回につきましては、機能別消防団で補完をやりたいということから、御理解をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 本当にいいことだと思うんですけども、今、執行部のほうでも、自主防災組織の充実あたりに予算をつけるなど努めている中で、自主防災との兼ね合いですね。うちのほうでも自主防災があるんですけども、大体65までということで、ちょうどダブってしまうんですが。その部分が1点。

それと、組織自体、機能別は昼までの限定で居住地ということですが、組織的には、やっぱり団長以下の一部になっていく中で、活動がちょっと、ほかの活動ですね、組織としての中身をもうちょっと詳しく説明いただきたいなというふうに思います。

それから、定数的なものはアバウトで、がちとしたものはないわけなんでしょうか。

以上3点お願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、自主防災組織につきましても、これも当然に、地域防災のかなめとして、引き続き、町としましても組織については向上を目指していきたいということ、これは間違いのないところでございます。ただ、本来、自主防災組織といいますのが、災害時においては後方支援、初期消火とかに代表されますですね、そういったことになります。もちろん、もしけがをなされた場合は公務災害の補助適用がございませぬけれども、私どもとしましては、通常、防災訓練とか危険箇所の点検とか、そういった方向で自主防災組織としては活動を行っていただきたいと。また、繰り返しになりますが、災害時にあつては初期消火や避難誘導とかいった面で、消防団の補完的な活動もお願いしたいと。逆に、機能別消防団の場合は、一緒に消火活動をやっていただくということになりますので、そういった面では、役割がちょっと、今回は違うものを求めているということでございます。

あと、主に昼間の火災を中心に考えているところでございます。ただ、防災面につきましても、これも藤原議員の御質問に答えたことなんですけれども、非常に自然災害等が現在多くございませぬし、今、避難準備情報ということで日中の避難を呼びかけております。警報が出て、それから夜中から朝方にかけて警報が発令されて危険な状況じゃないかという場合には、早目、早目の避難準備情報というものをを出しておりますので、そういった際の手助けといいますか、消防団ではなかなか数に限りがありますので、そういったことも含めてお願いできればというふうに思っているところでございます。

定数につきましては、これも幹部のほうとは話をしているところなんですけれども、先ほど言いましたように、団員数が非常に多いところは、あえて機能別消防団を何名というところまでは必要ないのかなと。ただ、30名以下がたしか5分団ほどございませぬので、これにつきましては、重点的に、合併時までとは言いませんけれども、それに近いような数値に戻したいなど。それから勘案しますと、大体プラス100名近い方をお願いできればというふうに考えているところでございます。今現在、もちろん条例がきちんと通ってからでございませぬけれども、消防団員数のほうでも、啓発といいますか、こういったことを考えているということで、OBの方にはお話を差し上げているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の答弁の中で、火災等を中心に考えておるということで、昼間の消防団員が少ないというのが前提でございませぬが、そのときに機材の使用は自由にできるということですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 基本団員と同じ消防団員ですので、もちろん、機材も使っていただくということは当然だと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） これは要望ですけれども、今、900名が700名にと、200ぐらい減ったと

言われていましたけれども、どこでも消防団の団員が減りつつあるというのは私も知っているんです。定年制度は恐らくないというふうに思っておりますけれども、今、団長さんあたりが25年とか30年の表彰を受けられたのは、50ぐらいでほとんどがやめておられるような気のするとですよ。非常に若いような気がする、今の時代です。熊本市あたりの団長さんは70過ぎとかいうようなことも聞きますしですね。定年をもう少し、5年ぐらい伸ばすような、そういう要請あたりはでけんかなと思ってですね。そうすると、ある程度の期間は人間がおるといような形になりませんかと思えますけど。その辺いかがですかね。ちょっと、やめられるのが早いような気のするとですね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、定年制というものはしておりません。藤澤議員も、もし消防団の経験がおありであればおわかりかもしれませんが、我々が若いころでいきますと、もう40歳ぐらいで皆さん方は卒業なされておりました。今、これが、50歳までいないとなかなか定数が充足しないということで、我々も、逆にお願いをしながらとどまっていたというような状況でございます。現在のところ、おっしゃったように、上の方でも大体50ぐらいをめどに退団されているようでございます。今回は、一旦退団をしていただきますけれども、もう少し役割を軽くして65歳までということに考えておるところでございますので、そういったところで、お互いに補完をし合いながらやっていける制度というふうに期待をしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第8号 山都町附属機関に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第8号「山都町附属機関に関する条例の一部改正に

ついて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第8号、山都町附属機関に関する条例の一部改正について。山都町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。地域審議会の廃止及び健康づくり推進協議会の設置に伴い、山都町附属機関に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この健康づくり推進協議会を新たに設置する目的は、町民の健康づくりの意識を高め、総合的な健康づくりを積極的に推進するということです。

次のページをあけてください。1枚めくってください。

健康づくり推進協議会は、町長の附属機関です。1、協議会は委員30人以内をもって組織します。(1)(2)(3)(4)の委員のメンバーはこのような形になります。任期は2年とします。それから3番目、健康づくり推進協議会の事務等については、特に健康づくりに関する保健活動の総合的な審議及び企画に関すること、以下、(2)(3)(4)というふうな形でやっていきたいと思えます。

次に、隣の費用弁償の一部改正ですが、健康づくり推進協議会会長は月額6,000円、委員は月額5,900円を支給します。

表紙の次、地域審議会のところを見てください。

地域審議会廃止の部分につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条のように規定する地域審議会について、平成16年2月4日の合併協定において、合併の日から平成27年3月31日までの間、地域審議会を設置することが決定し、これに基づいて附属機関条例によって域審議会が設置されています。この設置の期限が到来することにより、地域審議会の部分を廃止し、この部分に健康づくり推進協議会を加えるものです。

施行期日は、平成27年4月1日から施行するというふうなことです。

よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今これを拝見しながら、以前の地域審議会というものが、新町の建設計画の何とかに関するという町長の附属機関であって、そういったことを審議されていたのはわかりました。それがなぜ、どういう経緯でというか、がらっと健康づくり推進協議会というものに名前が変わっているのですよね。そして健康に関することをやっていらっしゃるということなんですが、なぜ、この地域審議会というものをこういうふうなスライドといいますか、全然管轄が違うような気がしているんですが。済みません、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

それと、日当等が書いてありますが、地域審議会というものが何回ぐらい今まで開かれていて、

また、これから、どのような計画でその会議を開かれるのかということが、おわかりでしたら教えてください。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 地域審議会についてのお尋ねだと思います。

まず、1点目の地域審議会と今回の健康づくり推進協議会、なぜがらっと入れかえたのかという話ですが、これは条例改正上の手法でございます。本来、地域審議会の期限による廃止と、健康づくり推進協議会を新たにつくるという条例を出す手法もございますが、今回、同じ附属機関に関する条例の改正ということで、入れかえの形で出ただけでございます、他意はございません。

地域審議会につきましては、これまで任命制でやってきておりますが、ここ数年来につきましては、各自治振興区の代表者の方々を地域審議員ということでやってまいりました。昨年10月21日に、昨年は1回目の地域審議会を行っておりまして、これまでの地域づくりの状況についての意見聴取り御説明を申し上げております。それから2回目を27年2月25日にまた地域審議会を行っております。この中で、今、門川課長のほうからございましたけれども、合併10年を期限とするという合併協定がございましたので、27年3月31日でもってこの地域審議会は廃止しますということを1回目の10月21日に説明を申し上げ、また、2月25日にはこのことの下承をいただいた上で、今回、この地域審議会については廃止をいたしますということに決定いたしました。

なお、この地域審議会の役割を担ってございました各地域からの意見、それから、まちづくりに関する御意見、そしてこれからのいろんなまちづくりに関する状況の説明については、これまでの自治振興区の代表者会議にかえて、この中でやっていきたいということで、おおむねそれで結構だということございました。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「山都町附属機関に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 山都町保育所条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第9号「山都町保育所条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第9号について説明します。

山都町保育所条例の一部改正について。山都町保育所条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、児童福祉法の一部が改正されました。これに伴い、山都町保育所条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

山都町保育所条例の一部改正の主な内容は、平成24年8月22日に、子ども・子育て支援法を初めとする関連三法が公布され、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートすることになりました。これに伴い、児童福祉法が改正され、新制度のもとにおいて保育所に係る部分については次のように変わりました。これまでは、保育に欠けることが保育所に入れる条件でしたが、新制度におきましては、保育に欠ける欠けないにかかわらず、保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、町が、客観的な基準をもとに保育の必要性の有無や必要量を認定することになりました。これらを踏まえて、保育所条例に所要の改正を行い、あわせて保育に欠ける事由について定めていた保育の実施に関する条例を廃止するものです。それから、保育の必要性の認定基準等につきましては、国が定める基準を参酌して改めて制定することとしています。

新旧対照表をあけてください。

改正後に関しましては、現行の第1条「保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため、保育所を」というところが、右の第1条の「家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児」と変わっています。

それから、3条の2ですが「保護者から保育の委託を受けた者のうち、町長が入所を適当」というところが、「町長が特に保育所において保育する必要があると認めた者」と変わっております。

それから、次あけてください。左側の現行の部分は「費用の納付」になっていますが、改正されて「保育料の納付」に変わります。

それから、第5条の「児童の委託保護者は」と「保育に要する費用を」のところが、「（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させた児童を除く。）の保護者は」ということになり、「費用」の部分は「保育料」というのが、改正されたところです。

表紙の施行期日に関しては、附則のほうでは平成27年4月1日から施行する、それから、2の山都町保育の実施に関する条例は廃止するというふうなことで改正されます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は、保育所を設置する積極的な理由というのがちょっとわかりづらいところがあるんですよ。現行では、保育に欠けると。ちゃんと、じいちゃんばあちゃん、子守する人がいるから、あなたのところは該当しませんよと、端的に言えばそういうことですね。都市部では、それがまかり通って待機児童がおるわけですけども、うちにはそれはありません。ただ、新法では保護者が求めた場合ということになるのかな。その条項はよくわかりませんけれども。設置者としての積極的な条項が一つ必要じゃないかなと。やっぱり、町は保育を保障すると、全てのこの町の一定以上の子供の保育は保障するという条項がどこか一つ、私は必要ではないかなと。国の子育て会議あたりでも、根底にはそれがあるんじゃないかなと思うけれども。各地方自治体が、今後の地方創生の中で子供をふやすということを盛んに言っているけれども、その積極さが、ここに私はあらわれる必要があると思うんですよ。これは、後の総合計画にも関連してきます。きょう、すぐそれを入れろとは言いませんが、一つの問題提起をしておきますので、町長、企画課長も含めて研究してください。

実は、この町は、積極的な就学前教育を同和保育所を起点にして始めたんですね。これを始めて、保育というのが教育、幼保一元的な考え方で発達保障をしてきた。だから、発達保障という概念がここに入らないかん。町は幼児の発達保障をしていくという理念がですね。これは、決して上級法に違反もしないと思います。これは研究してみてください。そういう積極的なものを入れることによって、山都らしい総合計画にもなっていくというふうに思いますので、問題提起をしておきます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） この条項で、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童、乳幼児となっております。この「困難な」という部分は、どういうことを考えて想定されておりますか。

それから、保育所を設置するということになっております。新しくつくるのか、その対応はどうなのか、お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児または幼児という部分においては、保護者の方たちが共稼ぎとかいうことで家で見る方ができない方、あとは、保育園のほうで見ないといけないという家で困難な部分は、障害を持たれている子供たちとかいうふうなことで、家庭のほうで見ることができない場合には保育園で見ていくというふうなことです。

あとは、保育を行うために設置するところは、国の基準とほぼ一緒ですので、先ほど言われました待機児童解消という部分で必要な場合には保育所を設置するというふうなことで、改正案はなされていると思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 今、マスコミでよく報道されております乳幼児の虐待ということを想

定されての設置なのか、それとも、ごく一般の家庭において面倒を見きれないとかいうような状態でされるのか。この「困難な」という部分にひっかかったわけでございます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 田上議員が言われましたようなことも含めた形で、困難な事例というのは、それを踏まえていると思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） くどいようですが、「困難な」というのは、都市ではそういうことが言えますけれども、うちではそういうことは全く前提にしないで全ての子を受け入れてますね、親が希望するところは。それは、現行法の「保育に欠ける」という考え方が根っこにあるんですよ、まだ。引きずってます。だから、困難なところは預かってあげますよと。共稼ぎで家に誰もいないところは預かってあげますよ。あるいは障害を持っていて家でなかなかできないところは受け入れますよと。非常にこれは、裁量権がまだまだここで強く働くんですよ。以前はこの町でも、保育に欠けるということで福祉課の窓口ではねておりました、じいちゃん、ばあちゃんがいるであれば。あるいは共稼ぎじゃなくてお母さんがいるんじゃないかと。そうじゃなくて、やっぱり積極的に発達保障、就学前教育という視点から、条例の運用をしていただきたい。あるいは、それを1項加えることができればなお結構だというふうに思いますので、これは問題提起をしておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「山都町保育所条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第10号「山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第10号について説明します。

山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について。山都町長寿祝い金給付条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由。高齢化により対象人数が増大しているため、長寿祝い金の対象年齢を見直したことにより、山都町長寿祝い金給付条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

これに関しましては、高齢化の伸展に伴い、現在、平均寿命も男女とも80歳を超えてきたというふうなことで、長寿祝い金の見直しも、各郡内も年齢をほぼ引き上げているような状況になっております。そのことで改正のほうをお願いしたいと思っています。

新旧対照表をごらんください。

第2条、受給資格ですが、現行「80歳又は88歳」を「88歳又は100歳に達する者」に改正をお願いしたいと思います。

それから年度に関しましては、「9月30日」を「9月1日現在」ということをお願いしたいと思います。

それから、祝い金の第4条、「祝い金の額は1万円」を「88歳は1万円、満100歳は2万円とする」と。第5条は、「毎年10月に給付する」を「毎年9月に給付する」というふうなことをお願いしたいと思います。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行するというようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 見出しです。高齢化対象者の人数が増大しているためということですね。町長、私たちの町は、この祝い金の年齢を引き上げなければならないように貧乏しておりますか。お金がないわけですか。大きな福祉の後退と思います。ほかの書き方での改正案ということならば納得できますが、お金がなかけん年齢ば引き上げますというのは、ちょっと世間体が悪くありはしませんか。私はおかしいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 説明の中では、平均寿命が男性女性とも80歳を超えてまいりましたということで、祝い金の適用年齢を上げたいというのが趣旨であります。決して、その分のお金がないということではありませんので、この辺の理由については、適正に書きかえたほうがいいんじゃないかなというふうな考え方もいたします。ただ、一応、昨日までお話ししてまいりましたとおり、人口減少対策も打っていかねばならないときに、そういう御協力もしていただくという意味もあつての書き方でもあろうと。何かをやるときはどこかを我慢をしていただくというのも、一つは必要じゃないかという意味も込めまして、そういう表現の仕方をしたのかもしれませんが。決して、その金がないということではありません。申しわけございません。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 少子高齢化ということで高齢化が進んでいるのも事実かもしれません。同時に、人口減がどんどん進んでいる要因が、高齢者の増大にあると思っております。今、盛ん

にいろいろ、高齢者対策、高齢者福祉、そのほかあっております。お金の1万円の問題ということではなく、このことは、大きな、町の高齢者に対する考え方の後退ではないかと、後戻りではないかと思えます。こういう考え方はなくされて、改められたほうがいいのではないかと、そう思えます。特にこの書き出しのように、高齢化により対象者が増大しているためということならば、やるお金を削るためにこういうことをするんだということになれば、約40%の高齢者の方々から猛反発を買うと思えますが、いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。本町の今回の条例の改正ですけれども、いわゆる長寿祝い金でございますので、この長寿ということで捉えました場合、先ほど福祉課長が申し上げましたように、平均寿命が非常に上がってきているということからすると、まず88歳を一つの基準として捉えたいと。そしてまた、100歳もあわせて、今回対象年齢を見直したいということでございますので、決して、高齢化により対象人数が増大しているためだけの理由ではもちろんございませぬし、財政上の理由ということでもございませぬ。長寿という観点から、見直しを図ってきたということが一つございます。

それと、この後に、第11号のほうで出産祝い金のほうも改正の提案をお願いしているところがございます。逆に、こちらは、これまで一律3万円というものを、第2子以降、段階的に引き上げていくというようなことも考えておまして、高齢者の方の祝い金で若干財政的に減額になりますので、この分を出産祝い金のほうにシフトしたいという政策的な面から、今回セットでということをお考えいただければ、非常に御理解いただけるかなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 先ほど、皆さん方、特別職の手当と申しますか、1回につき3万ということが出ておりました。それはもう可決されました。1回3万ですよ、特別職、課長ですね。この高齢者に対するお祝い金は1万です、お金が。私に言わせるならば、国も県も地方も同じですが、自分の取り前はかったる取って、やる分は削る、そういうことが端的に出ていると思っております。私は、これが通ったならば、すぐ老人クラブあたりでそのことをふれ回りますよ。高齢者福祉と申しますか、年寄りの人たちに対する考え方が著しく後退するような、こういうことには私は反対です。

○議長（中村一喜男君） 答弁は要りませんか。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほどの管理職員の特別勤務手当の3万円と申しますのは、医師に対する手当でございます。我々管理職員の手当につきましては、実際に支給しておりますのは災害のときの支給ということで、一晩おまして4,200円の宿日直手当と同等を払っているということでございますので、決してお手盛りということではございませぬので、その部分はぜひとも御理解いただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ここに、今までは80歳及び88歳ですね。それで今回、これを88歳と100歳に引き上げられると。80歳のときにもらった人が今度は88歳でまたもらうわけですね。できましたら、私は、80歳と88歳はそのまま残して、100歳になったらまたあげるといようなことで、追加したほうがむしろいいんじゃないかなと思います。実際、80歳のときにもらっていらっしゃる人が、今度は88歳でまたもらうわけじゃないですか。対象者がどのようになっていくかわかりませんが、そこ辺の整合性も出てきますよね、88歳の人から100歳でまたもらう、今までは100歳の基準はなかったわけですので。福祉の充実、高齢者の充実、長生きしてもらいたいと思うのであれば、100歳を追加しましょうと。そう言ったら、皆さん、なかなかよかつじゃないですかという話になると思いますし。そこ辺をもう一遍検討してみてもどうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 長寿祝い金のことに関しては、それこそ、今までの年齢が80歳と88歳というふうなことだったんですが、各町村、長寿祝い金を出されています。その中で、長寿祝い金というふうな形で出すという考え方の部分を少し改めたらというふうな話があって、80と88歳のところを、88と100歳という。平均寿命の年齢のところを見て、平均寿命よりも長く元気におられる方に対してあげたらどうかというふうな形で話を進めてきたところです。このことに関しては、民生委員さん等にも相談をしながら説明はしてきているんですが、一応こういうふうな形で出ささせていただいたというふうなところです。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長はそう言われますけど、80歳と88歳を88歳と100歳に引き上げててもですよ。私も、長寿祝い金やけん、配ったことがあります、100歳の人に。ほとんど100歳の人は使いきらんと思うわけです。限界ですね。88歳は元気にしておられますので、やったら喜ばれますけれども、100歳のところに行っても、それは孫か息子かおやじが使うぐらいの話であってですね。簡単な理由を言いますと、100歳になってから配るといことになれば、亡くなっていかすけ、少のうなっですよ。80と88のほうが対象者は多いわけですよ。88と100にしたら、対象者はがくっと減ってくると思いますよ、完全に、平均寿命からした場合ですね。簡単に言えば、これはもう、経費節減以外の何ものでもないと思いますし、従来のものでいって、100歳をどうするかというのを議論したほうがですね。100歳で元気に買い物に行く人がおられますか、実際。多分、喜ばずとは孫ぐらいしか喜ばんしですね。平均寿命を考えた場合、やっぱり従来のものでいったほうがですね。対象者は若干多くなりますけれども、どうしてもやりたいというなら、100歳を追加してほしいと。もう一遍、十分議論していただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 80歳の後期青年が当事者ですから話します。私はこれでいいと思うん

です。ただね、書き方が悪い、田上議員が言ったように。年寄りがふえてきたから変えますということじゃですね。長寿基準が変わってきたとか、そういうね、ちょっと気のきいた理由をつけてください。私は、理由はこのままではいかんと思いますよ。これは、田上議員が言うように、年寄りを怒らせることにしかありません。

私は、この間、ある葬式に行きました。最近、蓮如上人の白骨の御文章を聞くたびに、もう時代に合わんなと思っていたら、あるお寺さんは、百年の形体というのを千年の形体と言っておりました。そういうことなんですよ。時代は変わってきます。宗教界のほうが先取りしとるかなと思いました。いつも、私は、白骨の御文章を聞きながら、浄土真宗五代目の中興の祖である蓮如上人の御文章ですよ。非常にリアルに、人間はこうしていずれは白骨になっていくということをやりたい上げておまして、みんな覚悟しなさいということをやっています。その中に百年の形体というのがあって。これまで100年も生きた者はいないよと。中世のあの時期はそうでしたでしょう、戦乱ばかりあっておって。だけど今は。私は120まで生きたいと思っていますのでね。やっぱり、千年の形体というのは当然。長寿概念が変わってきた、だから長寿基準の変更のためとか、何かそういうような形で、あんまり年寄りが傷つかないように。

私は年寄りと思いません。後期青年、80歳。皆さん、覚えとってください、私はことしの11月で81歳なんです。まだまだ私は現役で頑張りたいと思っています。

○議長（中村一喜男君） 答弁ありますか。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今、中村議員、それから田上議員からも御指摘をいただきましたところで、確かに、提案理由の部分で非常に、ちょっと不適切な表現であろうというふうに執行部でも考えるところがございますので、これにつきましてはまた、きちんとした形で再提案させていただきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「会期はあるけん、まだ」と呼ぶ者あり）

はい、会期中に。これはまた事務局のほうと相談しながら。

（「再提案すつとですか」と呼ぶ者あり）

（自席より発言する者あり）

そこは事務局のほうと話をします。

○議長（中村一喜男君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時45分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この議案については、総務課長より後日提案する旨の答弁がありました。

お諮りします。

これに対して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

それでは、執行部はそのとおりお願いいたします。

日程第11 議案第11号 山都町出産祝い金給付条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第11号「山都町出産祝い金給付条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第11号について説明します。

山都町出産祝い金給付条例の一部改正について。山都町出産祝い金給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由。当町の少子化に歯どめをかけるために、出産祝い金の額を第1子に3万円、これは現行同額です、第2子に5万円、第3子に10万円、第4子以降に20万円に改め、祝い金を給付することで、子供の誕生を祝し、健やかな成長を願うとともに、当町の人口減少に歯どめをかけるため。これが、この議案を提出する理由です。

新旧対照表をごらんください。

出産祝い金の額、第4条、現行では「子1人について3万円」が、改正後は「子について、第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円及び第4子以降20万円とする」。

附則をごらんください。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） この提案については何も異議はありませんけれども、こういった給付の額の積算する根拠というものがどうだろうかとこのところがないと。この11号というのは、さっきの10号と関係してくる。なぜかという、10号におきましては保留にしましたけれども、再提案ですが、これは年齢が上がったとしても、やっぱり高齢者を落としてしまう、今までの人を落としてこれからの人をよくするという形など、いろいろ捉え方があります。そういったところで、給付の額の根拠というものを示していただくと、非常に、私たちが皆さんに説明するときには、子育て支援、ここに住んで給付もあっていいですよという部分で、堂々として言えますので、そのところを少し説明していただきたいです。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） これにつきまして年齢等については、少子化に歯どめをかけるための出産祝い金の額を、各県、全国の動き等も参考にしながら、それに関して、町として打

倒な金額がこれではなかろうかと。

(「非常にわかりにくいですけども」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

13番、佐藤一夫君。

○13番(佐藤一夫君) わかりきったことですが、1子、2子、3子、4子ですが、1打数2安打とか1打数3安打、双子、三つ子とかできた場合は倍増になるわけですか。それだけ聞いておきます。

○議長(中村一喜男君) 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長(門川次子君) それは、はい、そうです。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番(藤澤和生君) 私も、これは非常にいいことだと思いますし、奨励するんですけども、国・県のを参考にされたと言いましたね。こういう少子化のときに、よそよりも子供をふやすためには。これが精いっぱいのあるですかね。今、非常に少子化と言われているのに、この町だけ、よそと異常に違うようなところをですね。これがその数字かなと思ったものですから。その辺はいかがですかね。よそと比べて山都町は全然違うなという独自のあれが、これかと。その辺はいかがですかね、精いっぱいのものを持ってきたものか、もう少し、あれするなら、よそと違うようなことをやっていただきたいと、金額でも上げてですね。そういうことを私、要望しますが、いかがですか、その辺あたりは。

○議長(中村一喜男君) 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長(門川次子君) 国、県内の各町村の部分では、まだまだ、第3子以降は20万円とか30万円とか、いろんなところがあります。山都町においては、第1子が3万円というふうなところがあり、第2子は5万円ですが、この10万円という第3子の部分は、やっぱり子供の数をふやすためには3子が一番ということで、お金を2子の倍にやっていくというふうなところで、他町村と比べると低いこともありますが、今のところ、町としましては、この金額でやっていきたいと。今後はまた検討しながらやって、金額が、それに成果が出てくるようであれば、またその辺は変わってくるかなというふうには、考える余地はあるかなと思います。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番(吉川美加君) はい、ありがとうございます。

今、金額のことを藤澤議員がおっしゃいましたけれども、私は、こういうふうな金額の改正にも賛成です。それで、今すぐにはわからなくてもいいんですけども、具体的に。今、第3子がポイントとおっしゃいましたが、私の場合は第4子がポイントでしたね。4番目を産むかどうかというふうなところとかですね。やはり、家庭の経済的な負担は大きくなっていくし、そのときだけの一時払いにせよ、そういったお金をいただけるというのは、非常に親としてはありがたいものじゃないかというふうに思っております。

ただ、本当にこれは生まれたときのお祝い金であって、継続的なものではないわけですよ。そこで、こんなところでお金を頑張るよりも、やはり今後の、先ほど出ていた保育の環境であるとか子育ての環境にもっと投資が町としてできていくような方向にお金は使っていただきたいかなというふうに思っております。

それで、現状、今、山都町でそういうお子さんを持っていらっしゃる家庭、こういうふうに関からふやしていきたいというようなデータ、根拠というものがありませんが、今、一人っ子、二人っ子、あるいは3人育てていらっしゃる、4人いらっしゃる、そういったところの現状のデータがもし把握できているのであれば、後ほどでもよろしいので、お知らせいただければというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 平成25年度においては、第3子から言いますと、第3子を産まれている方は18人、4子を産まれている方が5人、第5子が2人。あとは第1子が33、第2子が25ということで、25年度においては、83件というふうな形になっております。

先ほど吉川議員のほうが言われました、出産祝い金だけでなく保育料など保護者の方たちの希望という部分は、やっぱり3子が生まれたからというところにお祝い金をあげる部分と、もう一つは保育料の軽減という部分も、それとあわせた形で見直しをやっていかないといけないというふうな形で考えております。ここだけにどんどんあげるわけではなく、保育料の軽減、ほかの子育て支援策等にも目を向けながら、こことあわせてやっていきたいというふうには思っています。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は時間がかかるから黙っておこうと思いましたが、やっぱりどうしても気になる。理由に違和感がある。これを変えろとは言いませんがね。子育てに歯どめをかけるって、これで歯どめがかかりますか。子育て支援の一環として出すんでしょう。子育ては総合的にやるべきですね。こればかりじゃない。給食費を軽減するとか、保育料を軽減するとか、今度出ると思いますが医療費を無料にするとか、総合的にやるわけです。その一つですから、これで歯どめがかかるはずがない。

私は、戦時中、産めよ増やせよという国策があったことを思い出しているんです。その逆のフレーズ、そういう発想をしてしまいます。だから、行政が出す表現の仕方というのは慎重にやってください。これを言うと、また書きかえろとかいろいろ出てくるから、あえて黙っておりましたが、そんな気持ちでね。あくまでも、あなたの気持ちとしては、子育て支援の一環として今度こういうふうに上げましたと、そういう思いだと思いますから。そういうふうに我々は、議員さんたちも共通理解をして、これは認めてやろうじゃないですか。そういうことです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 矢部町の時代だったですかね、合併してからか、ちょっと記憶に薄うございますが。たしかソフトバンクだったと思いますが、出産祝い金ですか、そういうことで、

たしか100万単位で上がったと思っております。300万、400万、500万ぐらいに上がってあったと、当時記憶しております。だから私の町も、2子まではとにかく、3子ならば100万、4子ならば200万、それくらいのことを考えてはどうかという発言をしたことを思い出しました。帰って、そういう話をしましたところ、若い女性の方が、私たちはお金で子供は持たないという反発を買いはしました。しかし、多くの方がどうしようかね、どうしようかねと思っているとき、やっぱり出産祝い金でもある程度あるならば、持たれる方があると思います。

ところで、2子から3子にふやすとか、3子から4子にふやすとか、そういう対象の方を調査されたことがありますか。山都町の中で、今2人持っておられる家庭が何人か、3人持っておられる家庭が何人かというようなことの調査をしてありますか。してあるならば、私が言うような金額を出しても、120億からの行政の中では大した金額にならないのではないかと思います。26年度も余剰金も相当出ているようでございます。余った金が出ているようでございます。そういうことを考えるならば、藤澤議員のおっしゃるようなことでもございます、はまったこと、思い切ったことをされていいのではないかと思います。

あなたよりも町長のほうがよいかもしれんな。お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今の話ですけれども、今回の場合は、先ほど課長も言ったとおり、まずはそれをやってみると。こういう提案をやって、そして実施をして、そしてどういう効果があるかということも見てみたいということもあります。それが、効果が高いということであれば、来年からも少しその辺を検討していくということを段階的にやっていきたいというふうに思います。ただ、子育て支援の環境整備はこれだけではないというのは、十分承知しておりますので、バランスをよく、使途については考えていかなければならないし、額についても考えていかなければならないというふうに考えておりますので、ぜひともお認めいただきまして、次年度以降も継続して検討していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） くどいようですけどね、来年、もし上げるときは、この理由を考えてくださいよ。私が違和感があるというのは、これは女性の尊厳にかかわることなんです。女性のあなたがそれに気づかんというのはどういうことかなと。あえて黙っておったけれども、どうしても気になります。来年、もし上げるときは、その辺のところも十分配慮してください。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今おっしゃったとおり、提案理由につきましても、実際は法制執務の中で条例の審議をします。もう少し丁寧な審議をしてほしいということでございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今、赤星議員から御指摘いただいたことでございます。法令審査会のほうで審査をやるわけですけれども、今回、提案理由につきましてが十分な内容まで審査ができていなかったということは十分反省したいと思っております。今後、こういう再提案のよう

なことがないように、十分審議しながら提案したいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「山都町出産祝い金給付条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時0分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第12号 山都町介護保険条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第12号「山都町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第12号について、説明します。

山都町介護保険条例の一部改正について。山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由ですが、平成27年度から平成29年度までの保険料率について定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この一部改正の内容については、一つは介護保険料の改定です。基準額が、現在5,500円になっておりますが、この5,500円から6,000円ということになっております。それから、国の基準が変わりまして、所得段階を国の基準に合わせて7段階から9段階へ改正となっております。

二つ目は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期についてですが、事業実施に向けて、利用者がサービスを円滑に利用できる体制づくりに一定の期間を要することから、事業実施時期を国が定めた経過措置期間を経て、平成29年の4月1日からとするものです。

新旧対照表をあけてください。

ただいま説明しました保険料率の第4条です。改正後は27年から29年度まで、それから保険料率の1から改正後の部分に関しては、1から9段階までありますが、先ほど説明しましたように、現在では、保険料の所得段階においては7段階までしてありますが、改正後は9段階というふうなことになります。

1段階のところは、3万3,000円のところを改正後は3万6,000円というふうなことで、3,000円上がってきます。それから、2段階、3万9,600円が改正後は5万4,000円、それから、3段階は、4万9,500円が、これは年額ですね。年額5万4,000円です。それから、4段階が6万6,000のところを6万4,800円。5段階は8万2,500円のところを7万2,000円ということで、ここの5段階のところが基準額になります。6,000円掛けるの12カ月で7万2,000円と、ここが基準という形になります。それから、6段階は9万9,000円が8万6,400円。次のページをあけてください。7段階の11万5,500円が、改正後の部分に関しては9万3,600円、それから8段階のところは10万8,000円、9段階が12万2,400円というふうになります。

それから、改正後の2のところですが、所得の少ない第1号保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成20年度から28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万2,400円とするというふうなところは、前のページの保険料率の第1段階のところは、28年度までは3万6,000円のところを3万2,400円というふうなことになるところが2番です。

それから、附則、施行期日のほうは平成27年の4月1日から施行する。

適用区分のところですが、適用区分の3、4、5に関しては、3のところは、介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明になっております。それも、29年の4月1日からというふうなことになります。

4番の法第115号の42号第2項第4号に係る事業ということに関しては、在宅医療、介護連携推進に関する事業の分ですが、これも29年の4月1日からということになります。

それから、5番目の事業に関しましては、日常生活支援介護予防体制整備促進事業というふうなことの事業を、これも法の改正によって、地域支援事業をいつからするかというふうなところで、先ほど説明しております、その事業に関しては、29年の4月1日からと。

これは、いずれも事業実施に向けて、先ほど言っております、利用者がサービスを円滑に利用できる体制づくりに一定の期間を要することから、事業実施時期を国が定めた経過措置期間として、29年の4月1日からというふうなことにしていきたいと思っております。

(「27年でしょう」と呼ぶ者あり)

ここ、平成27年の4月1日から町長が定める日までの間には行わずというところを、一応町としては29年の4月1日から考えているというふうなところで、お願いします。

以上です。

○議長(中村一喜男君) 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「山都町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第13、議案第13号「山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第13号について、説明をします。

この長い条例名がずっと書いてありますが、これは、二つの条例がこの中に入っております。一つは、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例が一つ。それから、山都町指定地域密着型、ここが違うんですが、介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、これが二つ目の条例。その一部改正についてということでこれから説明をしていきたいと思えます。

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由。介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

新旧対照表をごらんください。34の1、初めのほう、1ページをお願いします。新旧対照表の第9章「複合型サービス」のところが、「看護小規模多機能型居宅介護」になっております。これが、現行の「複合型サービス」の名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改正されています。名称についてはほぼ、こちらに書いてある分については全部、「複合型サービス」と書いてあるところが「介護小規模多機能型居宅介護」というふうに名称が変わっております。この理由としては、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスを具体的に内容がイメージできるように名称が改められたということになります。

次、34の7をあけてください。83条の6項に関しては、ここに書いてある説明においては、ということが書いてあるかということ、小規模多機能型居宅事業所の看護職員が兼務可能な施設事業所について、現行の併設施設に加え、同一敷地内を追加するとともに、兼務可能な施設として老人福祉施設、老人保健施設を追加できるということが、こちらの83条のほうには書いてあります。

次に、84条をごらんください。34の9です。84条のほうにおいては、改正されているところは、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上、支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業に従事することができるというふうなことで、ここが改正されています。

それから、次のページをあけてください。86条においては、現行「25人」のところを「29人以下」とするところが改正とされております。

それから、次は、12の5をあけてください。今度は34の最後のほうの12の1、2、3、4、5が書いてあると思いますが、12の5です。5ページ。

（「対照表じゃないの」と呼ぶ者あり）

対照表の34の次のところが、かわって、12、後ろのほうの。

（「対照表」と呼ぶ者あり）

対照表です。対照表の34の終わったところから、12に変わっていますが、こちらのほうは、先ほど言いました、条例が二つあるというふうなところを説明しておりますが、今度は、予防の分のところが、これから入ってきます。予防の分に関しては、先ほど83条、84条と説明してある部分のところは、この予防に関しても、ほぼ全部、説明では同じということになっております。

特に12の4も、4ページをあけてください、12の4の45条です。これも、45条の6項については、先ほど83条の6項のところの説明しましたように、内容は変わりません。

それから、12の6ページをあけてください。第46条のところですが、こちらも、先ほど説明しましたところと変わってはおりません。

それから、12の8、9ページをお願いします。改正のところの48条ですが、先ほど説明しました「25人」を「29人以下」とするというふうなことで、同様になります。

それから、第67条の分に関しては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、みずからその提供する指定介護予防小規模多機能居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないというふうなことが、介護予防の部分と、初めに説明しました要介護に関する条例が同じ形で改正をされるというふうなことになっております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） とてもわかりづらい。こういう法律をつくる霞が関の官僚というのは、非常に頭が悪いと思うんですよ。もう少しね、理解しやすいような条文の構成もしてほしい。要するに、介護予防の施設の基準、何人までいいよという基準ですね。あとは、この予防支援の方法論かな。方法は、めちゃくちゃやっていかんと、こういうふうにやりなさい、でしょう、官僚が考えるのは。要するに、この条例は、そういうことを構成要件にしてつくったんだと。中身は、ここにかいてあるとば議員さんたちよく読んで、わかってくださいということでしょうね。とても、私、この中身はわかりません。

ただ、概念として、そういうふうには押さえたいと思いますが、間違いないですかね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 本当に、この条例に関しては担当が読んでもわかりづらいものになっているかと思います。この部分に関しては、中村議員さんが言われたように、本当に名称が変わったという、複合型サービスが、皆さんにわかるように、複合型、じゃあ何が入っているかという部分で、これは訪問看護と小規模多機能の組み合わせたサービスをイメージできるように名前を変えましたよというふうなところと、施設事業所についての併設施設に加えた中で、同一敷地内を追加することで、兼務可能な施設として、老健施設、老人福祉施設が追加されましたというふうなところが一つです。

それから、もう一つは、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が、総合支援事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、通所型のサービス等の職務と兼務することができるというふうなことが書いてあります。

あとは、人数ですね。小規模多機能型居宅介護の登録定員は、25人だったのを29人以下とするというふうなことが書いてあるということで、本当にわかりづらいかと思いますが、ぜひ読まれて。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大事なところを聞き漏らしましたね。これは、私が言った、施設の規模の基準と方法論というふうには私は簡単に理解したんですが、この中身というのは、異なった、今まで法律上区分されておった保健施設、介護施設、これを共通してやっていいよと。しかし、これは使い勝手をよくしたよということでしょう、恐らくですね。使い勝手をよくした割には、わかり勝手が悪い、ね。大体私のほうはそういうふうには理解したいと思います。

もう細かなところはわからん。実際、具体的に現場で習っている方々が具体的にわかるだろうと思いますけど。これは、各施設の施設長も大変頭を悩ませますよ。本当に。これは、私のほうは、その程度の理解で、いいのかな。この大事な条例ですから、アバウトなことを言っちゃいけません、やっぱりアバウトで言わざるを得ないですね。

大体、そういうふうな概念で理解すると思いますが、いいですかね、それで。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 今、私が3項目、4項目説明しましたが、それに加えて、第三者による評価の部分を厳しくするというふうなこともこの中には書いてあります。

そういうところで、私たちのほうも、事業所等についても、説明の機会を多くして、説明のほうをわかりやすくやっていきたいというふうに思っております。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これに適合する、もう条例に適合するような施設が、本町にどれくらいありますか。数で。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 地域密着型サービスというふうになると、二つです。今、町においては、風ノ木とほたと蘇望苑のほうが地域密着型というふうな形になりますが、その中では、給付事業のほうと介護予防というところにおいて、今説明したところが二つの条例によって、採用されるというふうな形になります。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私の解釈では、小規模の預かり所、あるいはグループホームあたりのことを考えてのこの条例の改正、国の条例の改正だったろうと思っております。それがそのまま、やっぱり地方の町にも条例改正にせなければならぬというようなこと、上から下まで流れてくることですから、そういうことだろうと思って考えておりましたが、そういうことですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 先ほどの指定地域密着型の部分の説明と、あともう一つ、先ほど今言われました小規模多機能型の部分も複合型の中に入っていますので、そちらのほうも該当はすると思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第14、議案第14号「山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

議案第14号、山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について。山都町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由。緑川へき地診療所老朽化による診療所移転に伴い、山都町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この緑川へき地診療所につきましては、昭和59年に建築され、35年が経過しています。数回にわたって、雨漏り等の修繕を行ってきましたが、屋根のふきかえをしない限りは、雨漏りはなくなるような状態でございます。最近では、床等も落ち始めて危険な状態となっております。

昨年5月に、町長等を交えまして検討いたしました結果、公的などところに移転先を見つけてはということで、指示を受けました。その結果、今回のように、緑仙峡フィッシングパークの釣り場管理棟へ移転をお願いすることになりました。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。第3条の分の第3号の分ですけれども、緑川へき地診療所の山都町「緑川636番地1」を「緑川2015番」に改めます。

次のページをお願いいたします。次のページにつきましては、山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の別表第1、釣り場管理棟を借地をするものでございます。

それでは、2ページのほうに戻っていただきたいと思えます。附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。（山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部を改正する）。2、山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部を次のように改正する。別表第1、施設名の釣り場管理棟の款を削る。地図のほうも一応つけております。場所につきましては、現在の緑川へき地診療所から約2.1キロ先のほうになります。ちょうど中間あたりに清流館がございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私、これ見ましたら、私、この前、いろいろお願いもしたつもりでございました。非常に老朽化してですね。私の考えているのは、水の森の交流センターですかね、あそこあたりをちょっと思ってたんですが、これは全然、まだ先のほうですよ、これ。そこら辺なので、こら、大丈夫かなという思いはありますが、どうですかね。全然、これ見ますと、ずっ

と水の森交流センターよりずっと先ですよ、一番先の。キャンプ場の近くの管理棟ですよ。私自身としましては、まだ手前のほうというふうなことで思ってしまったんですけども、そこらあたりのお話は全然聞いたらんもんですから。そういうことでもうお願いするということですかね。私は手前のほうというようなことを頭に思ってしまったんで、私一人じゃなく、ほかの人たちもそういうことを思ってしまったんじゃないかというふうに私は思いますけど、その辺はいかがですかね。

ある程度、住民の皆さんとは恐らく協議はされたというふうに思いますけれども、それで地元の方が御了解をされとんなら、よしとしますけれども、もうちょっと手前の水の森交流館のほうがちやんとしとるし、トイレもちやんとできとるけんですね、そこあたりが私は適当じゃなからうかという考えを持っておりました。その辺、説明をお願いします。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） 今の件につきましては、一応、移転先を考えると、保健所のほうに相談いたしました。その中におきまして、やはり玄関、入り口、それからトイレにつきましては、使用するときには、一般の方とは一緒にならないようにという指摘を受けました。そうしますと、その間が、その部分が使えないというふうになりますので、そういった関係で今の場所に移設したわけでございます。

場所等の了解につきましては、昨年の6月から、地元の方にも相談を申し上げ、そして、地元の方から、この場所がいいということで推薦をいただきましたので、うちのほうで検討いたしました。そしてまた、向こうのほうに返して、ここでもよろしいですかということで、決定したものでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第15、議案第15号「山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは議案第15号について説明します。

山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の改正がなされ、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準等について、市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをあけてください。

目次では、1章から5章までとなっておりますが、内容等については、全て国の基準どおりとなっております。

次のページをあけてください。

第3条。第3条の中には、ここに書かれている分においては、1以上の保健師を置くことというふうなことがこちらのほうでは書いてあります。

次のページをあけてください。

第6条です。第6条においては、指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならないというふうなことが書いてあります。

それから、3枚目、23条をごらんください。23条においては、秘密保持。指定介護予防支援事業の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないというふうなことが書いてあります。

1枚めくってください。第4章においては、第4章を何枚も説明をしてありますが、この中に書いてあることは、ケアプラン作成により、利用者が自立した生活が営めるよう総合的課題を把握することをしなければならない。それから、利用者が生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援することというふうなことが、第4章のほうには書かれております。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行するという事です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第15号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 次々に大事なことが出るので、そのままフリーパスなわけにはいかないので、確かめておきます。

とにかく、法律が変わって、条例化しなさいということで、これもさっきと同じように、基準

を定め、そして業者は指定を受けたならば、その業務を拒否はできないということ。そして、クライアントに対するケアプランをつくんなさい、かな。それをチェックしながら、やっていくということだろうと思う。それには、最低一人以上の保健師も必要なんだと。これは保健師だけでしょうかね。今さっと、私も斜め読みしながらそういうふう感じたわけです。それでいいでしょうかね。

とにかく、これからは、介護予防というのが、介護にしろ、疾病にしろ、予防が大事ですね。これから自治体の大きな柱とすべきものは、病気にかかったり、あるいは要介護になる前に、予防を徹底的にやるということが、こういう形であらわれてきたと思いますが、もちろん、プライバシーの保全是当然の話ですね。これは、プライバシーの保全と、苦情処理もちゃんと本人の異議申し立て、苦情処理も、これはどこが聞くわけですかね。それを一つ聞いておきます。あとはもう、これまでやってきたのを一つ基準を定めて、きちんと法令化した、条例化したということだろうと思いますので。苦情処理はどこがするのか、一番、この辺がね、曖昧になってきているんじゃないかと思うんですね。だから、いろいろ言いたいと言えないと。ある意味では、自分自身が担保にとられておるといようなのが、介護の現場の、それを受けてるお年寄りの気持ちでもあるわけです。だから、この苦情処理というのは、どこでどういうふう処理されているか、聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 苦情処理の部分に関しては、一応、町のほうとしましては、地域包括支援センター、それから、それでできない場合は連合会のほうの形になります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） なかなか難しい条例でございまして、やはりこういった新規の条例の制定につきましては、説明する側もなかなか厳しいと思います。やはり、一つの紙に絵を掲げて、そこで、わかりやすい説明資料をつくってほしいと思います。要望です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 課長、あなたはわかっておりますか。説明なさるあなたは。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） わかっております。

（「なら、よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第16、議案第16号「山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第16号について説明します。

山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について。山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を別紙のように定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の改正がなされ、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準等について市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをあけてください。

この次のページと、その裏に書いてある分におきましては、どういうことが書いてあるかという、山都町の地域包括支援センターがありますが、3職種という、保健師、それから社会福祉士、それから主任介護支援専門員という、この3職種が共同して高齢者の状況や環境に応じて必要な援助等を利用できるよう導き、可能な限り住みなれた地域において、自立した生活を営むことができるようにしなければならないというふうなことが書いてあります。それから、担当地区における1号被保険者の一定数ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を一人ずつ配置しなければならない。それから、運営協議会の意見を踏まえた公正、中立な運営を確保すること。というふうなことが、この条例の2条、3条の中に書かれております。

この条例は、平成27年4月1日から施行するということです。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 議案第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 今の3職種、ここがどういうふうな経験や能力を持っていらっしゃるかわかりませんが、実は、私の村で、こういう例があったんです。非常に難聴の御婦人がおられて、

日常的には、歩くのにも若者より、私なんか時々、どこの娘さんが歩いてきよるかなと、非常に毎日往復する姿、それからグラウンドゴルフをしても一番に走っていく。うちのグラウンド場は非常に広いですから走っていきます、打って。そういう人だけでも、包括センターから来て、あなたは認知症だって。認知症予防の治療も必要だと。家族にそれを言ったもんですから、本人はどうもないのに、家族はよそから去年だったかな、帰ってきたんですけれども、日ごろの、母親の日常生活は村の者が一番知っている。家族はやっぱり、役場から来た人のほうがずっと権威があると思って、その人の言うことを聞かんから、うちの母親は今度は認知症だと家族に言い始めた。だから、やむなく、熊本における娘に迎えに来てもらって、そして診断に行った。そして帰ってきて、村の何人かに、もうにこにこして、認知症じゃなかったよ、そう言われたと、喜んできた。ところが、その後ずっと家庭内で、うちのばあちゃんは認知症と言われたのにけしからん、やっぱりいかん、どうしても行きたがらんと。そういうことが起こって、何人かの村の人たちに、両方から訴えがあるわけです。だから、どうも社協から、包括センターから来られた方がそういう指導をしたということです。非常にそれが大きな、この家族にはインパクトになっている。そういうことも起こってきていると。

だから、よほど、判断を的確にしてもらわないと、判断する場合は、周辺の人たちも、近隣の人たちにも様子を聞かないとですね。認知症でも何でもありません。とても難聴なんです。それをそういうふうな形で判断してもらおうと、やっぱり問題だなと、この際、これが出たから言うておきます。これは今後の、包括センターのことで、ひとつ論議してみてください。そういう例が、恐らく今後いっぱい出てくると思いますよ。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番です。常勤の職員の人数というふうに書かれてありますけれども、常勤の中にも、中には派遣とか嘱託とか、いろんな職種があるわけですが、これは正規の職員、いわゆる町の職員の常勤という捉え方ですかね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） これは正職員だけでなくって、主任介護支援専門員の数が必要な場合は、嘱託とかが入ってきます。ただ、最低、地域包括支援センターには、この3職種を置かなければならないというふうになってます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） わかりましたけれども、正規の職員じゃなくても、嘱託でも、臨時でも、常勤しとればいいというような捉え方ですよ。

そうしますと、これは、これまでもあったことだと、地域包括センターはですね、あっていたと思いますけれども、こういったことで、4月1日からこういうことを整備せなならんというようなことになりまして、対応はもう既にできるのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 対応はこの形でできるかと思います。今のままで。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第17、議案第17号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） それでは、議案第17号について御説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されるに伴い、関係条例を整理する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、これまでの教育委員長と教育長が一本化した新教育長が設置をされることとなります。これによりまして、新教育長が設置されたときに現在の教育長の任期も満了となります。教育委員長の職がなくなるということから関係条例の改正が必要となるわけです。

また、これまで、教育長の給与等につきましては、教育公務員特例法により、諸条例で別に定めるといふふうになっていました。それが、今回の改正によりまして、新教育長として、議会の同意を得て、町長が任命する特別職ということになりますので、給与等の関係条例の整理をする必要があるということになります。

それでは、ページをめくっていただきまして。この条例につきましては4条から成ります。第1条につきましては、山都町の報酬及び費用弁償条例の一部改正ということで、先ほど申しまし

た教育委員長の今まで設定がありましたものがなくなるということで、その款を削るということになります。

第2条につきましては、町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正ということで、先ほど申しましたように、この町長、副町長と同じように特別職ということで、ここに教育長の職を入れるということになります。

第3条につきましては、先ほど申しましたように、教育公務員特例法で別に定めるというふうになっていました教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例をこの3条で廃止をするということになります。

第4条につきましては、山都町特別職報酬等審議会条例の一部改正ということで、ページをめぐっていただきまして、教育長につきましても、この審議会で審議をしていただくということになります。

新旧対照表は、いずれも今申し上げましたところを新旧で変えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは、くどいようですけれども、町長にお願い、要望しておきますね。

これまで、教育委員会制度がこの国の民主的な教育を担保する大事な機構であったわけですね。これが今度では変えられて、一般質問でも言いましたように、首長の関与を大きく打ち出してきたと。きのう、吉川議員の一般質問にもありましたように、全国の首長たちでさえも、かなり抵抗がある。ただ、積極的に進めたのは、あのいじめ自殺があった滋賀県知事、女性ですね。あの方、ああいうリベラルな人は自分の気持ちでおっしゃるから、それなりに私は一理あると思って、ずっと聞いてきましたけれども、首長がかわるたびに教育の方針が変わっていくと。大綱は首長が決めるようになってます。あくまでもこれは、教育委員会の合意で、決定は、最終的には首長がするでしょうけれども、とにかく、総合教育会議を統括するわけですからね。そこが、大きな、大まかな大枠を決定していくという、今後、教育委員会が変わって、4月1日からもう変わることがこれで決まってしまう。この条例はそうじゃない。この条例は、ただ給与関連の条例ですからね。ですけれども、そうなるから、くどいようですが、要望しておきます。何か町長のほうからコメントがあればお願いします。

○議長（中村一喜男君） ありますか。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 一般質問でも申し上げたとおり、政治の中立性というのはしっかりと確認し、守っていかなければならないというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時09分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18 議案第18号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第18、議案第18号「平成26年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第18号、平成26年度山都町一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

補正予算書、まず、歳出から説明いたしますので、15ページをお開きください。

まず、説明の中に入ります前に、今回も、人件費について、若干の補正をお願いしております。これにつきましては、退職ですとか、育児休業等、それから扶養の数の増減、またそれと、住居の移転等に伴うものなどにつきまして、今回、整理を行ったものでございます。一つ一つの説明は省かせていただきたいというふうに思っております。

それらについて説明をさせていただきます。

まず、2款1項1目の一般管理費です。この中で、ただいま申し上げました人件費の中で、退職手当組合特別負担金が800万円の減ということになっております。これは、退職手当の確定によりまして、今回、当初概算額との差額を減額させたということでございます。共済につきましては、再任用の職員の社会保険料をそれぞれ当該の費目から今回計上いたしましたので、一般管理費からは、この分を減額をさせていただきます。

次の、2目の文書情報費です。15節の工事請負費です。新庁舎ネットワーク設備等工事費、これにつきましては予算額が1,870万ございました。今回は、減額692万8,000円です。新庁舎、それから庁舎間の、出先機関ですとか、そういったところのLAN配置工事、配線工事、こういっ

たもののいわゆる入札残ということになります。

それから、続く18節が備品購入費です。これは予算で1億1,000万計上いたしております。これにつきまして、1,037万3,000円を今回減額をさせていただきます。電算機器等の購入費ということになります。これは、サーバーですとかパソコン機器、それからネットワーク機器、プリンター等々の内容になります。

続く5目の財産管理費です。工事請負費としまして129万1,000円を今回計上いたしております。町有地の補修工事費というふうに書いておりますけれども、具体的には、白糸事務所の駐車場、これをグラウンドに復旧するという工事を今回補正にて計上して行うものでございます。

続く16ページをお願いいたします。

ここでは9目の地籍調査費です。これにつきましては、関係経費の今回整理を行いまして、それに係る国・県の特定財源も整理を行ったということでございます。

続く12目の庁舎建築費です。これも、15節工事請負費を5,545万4,000円を減額補正をお願いしております。内訳としまして、新庁舎の本体の建設工事に5,300万円の減、それから新庁舎の電話設備等の工事費を減額の245万4,000円ということでございます。これも、予算的には5億3,888万7,000円を計上いたしておるところでございます。

続く備品購入費です。これも、新庁舎の備品購入費等に係るものでございます。予算額としましては9,421万円、これを今回863万6,000円減額をするものでございます。

続く17ページから18ページにかけては、目の名称にありますように、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費ということになります。これにつきましては、ただいまお手元にA3のカラー刷りのものをお配りをいたしました。詳細の内容については、この中に書いていますとおりでございますけれども、まず概略を説明させていただきます。

地方への好循環拡大に向けました緊急の経済対策事業としまして、この支援のための交付金が、国のほうから支給されるということになりました。一つには、地域消費喚起、それから生活支援型ということでございます。2枚、A3のプリントございますけれども、プレミアム付き商品券発行事業のほうになります。これが地域消費喚起、それから生活支援型ということになります。

それから、もう一つが、平成27年度から始まります地方創生への先行型ということになります。交付対象事業としまして、国のほうが求めておりますのが、地方版の総合戦略の策定、それから、U・I・Jターンの助成、そして地域しごと支援事業、創業の支援、販路開拓、観光振興、そういったものについて交付対象としているところでございます。今回は、A3の地方創生先行型、それから基礎交付分と朱書きしてありますけれども、これの表裏の事業が、その先行型ということになります。

予算の17ページを見ていただきたいと思いますけれども、まず、この中で、1節の報酬は21万3,000円を組んでおります。山の都総合戦略推進会議委員報酬ということでございます。これは、地方公共団体に限らず、地域住民代表に加えまして、産業界ですとか金融機関、それからまた労働団体等との連携によりまして、政策の効果をより高める仕組みをつくるということが求められております。今回は、12名の委員を選定する予定にしておるところでございます。

旅費は、それらの委員さんにかかります費用弁償、それから旅費等を今回計上いたして居るところでございます。

11節は、消耗品費と、それから200万の有機農産物PRパンフレット等の作成費につきましては、ポスター、パンフレットのほかに、県のくまもとグリーン農業と連携しました町独自のグリーン農業認証シールを作製したいということで、さらなる環境保全型の農産物のPRを図っていききたいというものでございます。

続く13節の委託料です。

まず最初に、地方人口ビジョンの分析業務委託料622万1,000円を計上いたしております。これは、地方版の、先ほど申し上げました総合戦略とあわせて、同時に、地方人口ビジョンの策定が求められておるものでございます。この人口ビジョンの分析を委託をするということで、今回計上いたしております。

続く地域ビジョン支援業務委託料250万です。これは、現在の自治振興区が地域づくりを推進することを目的として策定をしました地域計画、これを実現化させるための支援を行うというものでございます。当然、町の総合戦略に基づきました事業が対象となるということで、期待しておりますところはフットパスのコース設定ですとか、史跡看板の作製、それから郷土料理の伝承等々ですね、そういったものを期待しているというものでございます。

続く山都町農産物ブランド化推進事業委託料に300万円を計上いたしております。農産物のPR、六次産業化の推進及び物産館等での農産物販売を促進して、アドバイザーを招聘しまして、具体的な戦略策定の構築をしていくということで、今回300万円を計上いたしたところでございます。

続く、しごと支援事業委託料に950万計上いたしております。若年層の流出と農林・建設業への就業者対策としてしごとセンターを整備しまして、人材の育成と、起業する人材を支援していきたいということを計画いたしております。具体的には、インターンシップの受け入れですとか、研修つきということで、これは地元企業との協力また連携が必要ですが、研修つきの採用を行っていただくということ、それから新規就農の支援、起業、創業の支援を行っていききたいというものでございます。その核となるのが、しごとセンターということで考えているところでございます。

それから、山の都認知度アップ対策事業委託料に1,050万円を計上いたしております。山の都の知名度を上げる、このことによって、地域ブランドの確立を図り、地域製品の付加価値を高めるため、販路拡大等へつなげていきたいというものでございます。山の都のイベント開催、それから地域ブランドの主に情報発信等を請け負っていただくというふうに考えているところでございます。

めくっていただきまして、18ページをお願いいたします。

山の都農産物販路拡大事業助成金ということで180万円を計上いたしております。これは、有機農家の組織の確立、それから組織運営との支援を行い、有機農産物産地のアピールを行っていききたいという趣旨の助成でございます。

続く竹林利活用事業補助金526万7,000円です。これは、荒廃する竹林の資源を、竹細工や竹炭、それから竹粉、そういったものに利活用することによりまして、環境保全等新たな産業の創出を目指すというものでございます。これに526万7,000円を計上いたしております。

次の特産品開発支援事業活動助成金に230万を計上いたしております。現在、山都コロッケ、それから栗笑いといった既製商品がございますけれども、これのさらなる改良ですとか、専門家を招聘をいたしまして、新たな特産品の開発を行っていききたいということ、並びに特産品の販路開拓の支援を行っていくということで、230万円の助成金を計上したところでございます。

それから、最後、プレミアム付の商品券補助金でございます。これも、一般質問等で質問があつておりましたけれども、山都町の商工会によりましてプレミアム付き商品券を発行するというものでございます。プレミアム率は20%ということでございますので、具体的には、500円券を24枚つづり、1万2,000円相当ですけれども、これを1万円で販売するというところで考えておるところでございます。使途につきましては、町内の各店舗で使用可能というふうを考えているところでございます。

以上が、地方創生の先行型と地域消費喚起生活支援型の説明でございます。

続く19ページをお願いいたします。

3款民生費、社会福祉費でございます。こちらにつきましては、今回、繰出金を増減いたしております。まず、国民健康保険特別会計の繰出金570万3,000円です。こちらにつきましては、保険基盤安定繰入金でございます。保険税の軽減分、それから保険者支援分に係るものが主でございます。

続く後期高齢者の医療特別会計繰出金は、282万4,000円の減額をいたしております。こちらにつきましては、広域連合納付金の確定によりまして今回減額分を計上いたしたところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、まず役務費と負担金がそれぞれ3万3,000円と80万円組んでおります。これは、先ほど申し上げましたプレミアム付き商品券、これを就学前の子供がいらっしゃる世帯は減額をして販売をする場合、1世帯当たり2,000円を県が補助するという助成事業でございます。ただし、1世帯1セット限りということでございます。本町の対象世帯は約400世帯を想定いたしております。

具体的に申しますと、先ほど申し上げましたように、1万2,000円相当分の商品券を通常の場合でしたら1万円で購入するんですけども、こちらの子育て支援の部分につきましては、さらに2,000円の減額といたしますか、助成が出るために、1万2,000円の商品券を8,000円で購入ができるというふうにしております。繰り返しになりますが、ただしワンセットのみということでございます。

続きましては、21ページでございます。

予防費は、財源の組み替えでございます。風疹予防接種助成事業懸賞金の4万円ということになっております。

健康増進費は、健康診査の委託料が不足しますので、今回、増額補正をいたします。

続く22ページをお願いいたします。

3目の農政費です。負担金補助金ということで269万9,000円を計上いたしております。

まず、美しい農村景観保全活用事業補助金が三角の383万2,000円としております。

それから、経営体育成支援事業補助金を653万1,000円としておりますけれども、これにつきましては、今回の国の補正予算対応に係るものでございます。全額県費補助ということになります。内容につきましては、トラクターですとかコンバイン等の農業用機械の導入、これに係る助成を、いわゆるトンネル補助というような形で支出をするものでございます。

続きまして、23ページでございます。

24目の町政交付金事業につきましては、24万2,000円、特定財源の欄に計上いたしております。二次配分が今回行われましたので、その分の増額によって、浦田水路の移設整備工事を増額補正をしております。

続く25目の人・農地プラン事業費です。2,512万5,000円、青年就農給付金を今回計上いたしたところでございます。こちら、国の補正予算対応ということになります。全額県補助になっておるところでございますけれども、実はこれにつきましては、平成27年度の継続者の上半期の支給分というようなことになりまして、一応27年度分の前倒しのような形になっております。ですので、既に27年度当初予算にこの分を計上いたしておりますため、その分につきましては、次回補正にて減額をする必要があるという性質のものでございます。今回、当初予算策定後に国補正予算対応ということで示されましたので、その分を補正予算で計上いたすものでございます。

続く24ページをお願いいたします。

林業振興費です。19節です。有害鳥獣捕獲隊助成金を459万3,000円増額補正いたしました。補正前が1,943万円ですので、この補正によりまして、計が2,402万3,000円ということになります。

次の、森を育てる間伐材利用推進事業補助金は、これは交付額の確定による減ということで、217万7,000円の減額補正をいたしております。

続く、熊本県持続的な森林経営の確立総合対策事業補助金の減額200万につきましては、これは、先に申し上げました森を育てる間伐材の利用推進事業のほうに平成26年度から事業吸収されたということで、この分につきましては、当初予算に計上しておりました200万を今回減額補正したということになります。

強い林業木材産業づくり交付金です。こちら、国の補正予算対応になります。全額県補助金になります。林業用の高性能機械、これの導入に係るものでございます。交付金の対象は、緑川森林組合ということになっております。

治山費では、350万の減額をいたしております。当初、4カ所申請しておりましたけれども、2カ所が今回、県の予算枠の関係で不採択になりましたので、その分につきましては、県費等々を合わせて減額補正をいたしております。

続く25ページ、7款に入りますけれども、7款につきましては事業費の組み替え、それから不用額を計上いたしておりますので、それぞれの節の説明は省略をさせていただきたいというふうに思います。以降の道路橋梁費までは、そういったことになります。

続く28ページの、6項の高速道路対策費、1目の高速道路対策事業費です。これは、土地購入費を今回662万9,000円計上をいたしております。土捨て場の購入費に係るものです。地目は原野山林等でございます、面積は2万2,095平米を見ております。国のほうの高速道路対策事業のほうが非常に進捗状況が早く進んでおりまして、土捨て場の整備が今回必要になりましたので、土地の購入を先におきたいということでございます。

それから、30ページをお願いいたします。

教育費は、社会教育費の社会教育総務費、30ページの19節でございますけれども、矢部高校の進学者助成金ということでございます。これも一般質問等々で出ております。当初では100名の入学助成金を組んでおりましたけれども、59名の実際の入学者でございましたので、その分の入学支度金を減額計上いたしているところでございます。

通潤橋の保存活用計画の策定事業費につきましては、不用分を今回、補助金と合わせて整理をしたものでございます。

続く31ページの10款災害復旧費、農林水産業の災害復旧費と公共道路等の災害復旧費につきましては、それぞれ入札残を計上いたしております。農業施設災害復旧につきましては、農地が2件、施設が5件ということでございます。また、公共土木施設につきましては、白小野鶴越線1件ということになっております。

続く32ページです。諸支出金の基金費を計上いたしたところでございます。中で、公共施設の整備基金費を今回5,000万の積み立てを行っております。これによりまして、平成25年度末が5億5,000万程度でしたので、26年度末には6億台に乗るということでございます。残りにつきましてはそれぞれの基金の利子を計上いたしておるということにしております。

ふるさと応援基金積立金につきましては、実際に納税をいただきました、寄附をいただきました分を今回計上を行ったということでございます。117万1,000円を今回積み立てを行うものでございます。

なお、34ページから以下は給付費の明細書でございます。人件費の補正に係る明細書ということになっております。先ほど、冒頭申し上げました人件費の補正分を今回整理をしたというものでございます。

それから続きまして、歳入のほうの説明のほうに入らせていただきます。

8ページをごらんください。

11款の地方交付税でございます。1,862万5,000円を計上いたしました。まず、地方交付税、普通交付税になりますけれども、こちらは591万2,000円増額計上したところでございます。こちらにつきましては、国の補正予算におきまして、国税の自然増ですとか調整額によりまして、今回交付されることが決定しました分を計上したものでございます。このことによりまして、普通交付税の現在額といいますのは61億8,685万7,000円、61億8,685万7,000円が普通交付税の実際の交付額ということになります。

一方、特別地方交付税ですけれども、今回は1,271万3,000円を計上いたしました。予算的には、これによりまして、3億7,435万8,000円ということになります。

あと、10ページですけれども、10ページの16の県支出金、総務費県負担金です。71万9,000円、くまもと「ふるさと寄附金」ということで、これは県を経由して入ってくるふるさと納税寄附金でございます。これが71万9,000円。これは1月末現在の数値になります。

それから、もう一つ、13ページに寄附金が、まず、ふるさと寄附金のほうですけれども、45万円計上いたしております。これは町に直接寄附があったものでございます。現在のふるさと寄附金につきましては、県を経由してくるものと、町に直接こういった形で入ってくるものの2種類がございますので、これはそれぞれの費目によって計上いたしました。これによりまして、この単純な金額合計は116万9,000円となるところでございます。

それから、その上の、一般寄附金56万円につきましては、これは中央公民館に高橋守雄氏の胸像の建立事業というものがございましたけれども、そこの実行委員会のほうから、事業費の余った分を町のほうに寄附をいたしますということで56万円の寄附をいただいたところでございます。

一応、歳入につきましては、以上でございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

4ページの第2表の繰越明許費です。まず、上から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業というのは、これは先ほど申し上げました地方創生分でございます。先行型と地域消費喚起型ですね、この二つが入っております。9,064万6,000円です。それと、子育て支援のためのプレミアム付き商品券の助成事業83万3,000円です。

それから、次の経営体育成支援事業970万8,000円も、これも最初のところで説明しましたように、国の補正予算対応によるものでございます。

続く、強い林業木材産業づくり交付金事業も同じく国の補正予算対応ということで、838万7,000円を今回繰り越しを行うものでございます。

続く山のみち地域づくり交付金事業は、これは菊池・人吉線に係る事業でございます。同じ路線内に、熊本森林管理署発注の改良工事が同時に行われておりまして、こちらの工事期間が重複する部分が生じまして、工事車両等の進行等にどうしても規制がかかり、工期の延長をせざるを得なかったということで、森林管理署の完了を待っての着工となったため適正工期がとれなくなったということでございます。2,693万4,000円です。

それから、続く土木費の道路橋梁費と、それから高速道路対策費につきまして、これはお手元のほうに、A3の資料を午前中、配られてたかというふうに思います。路線名が非常に多いので、資料として建設課のほうにまとめていただいております。主には、用地ですとか補償等につきまして、交渉に不測の日数を要したりですとか、それから軟弱地盤の露出ですとか、湧水の発生ですとか、不測の事態が生じたということでの工期の変更、それに伴います設計変更等々が生じたということが主な理由でございます。表裏になりますけれども、非常に多くの路線になりますが、道路橋梁費が4,731万2,000円、それから道整備交付金事業が1億6,039万円、それから社会資本整備総合交付金事業が2億9,086万円、橋梁新設改良事業が1,453万6,000円です。高速道路対策につきましては1,818万6,000円ということになっております。

それから、最後の教育費です。小学校費で、小学校の教師用教科書等の購入費で163万5,000円

を繰り越しをさせていただきたいと思います。教科書につきましては、御案内のとおり、上巻と下巻というふうに分かれておりました、下巻については、まだ4月以降の納品となりますために、その下巻分につきまして今回計上をさせていただいたということにしております。

この繰越明許費の総計が6億6,942万7,000円となります。

続いて、その下の5ページの第3表地方債の補正です。これも各事業債ごとに、起債目的ごとに補正を行っているものでございます。補正前が9億709万5,000円、これが補正後に8億3,949万5,000円というのが、現在の発行予定額になっております。

それでは、表紙の次のページをごらんください。

平成26年度山都町一般会計補正予算。平成26年度山都町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億4,020万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

平成27年3月5日提出、山都町長です。

以上で、一般会計補正予算（第7号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これです。新規就農者10名というのがあります。それと、こちらの23ページ、青年就農者給付金というのがございます。これは関係があるのかなのか。

それから、新規就農者で10名とありますが、これは、新しく農業を後継しようとして就かれた方なのか。それとも、よそからおいでになって、新しく農業を始めようとしている人たちのことなのか、お尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。まず、地方創生の先行型で出ております新規就農者の10名と、それから23ページの中にいらっしゃいます新規、これは両方とも新規ではございません。あくまでも、こちらの地方創生先行型につきましての10名といたしますのは、現在、就農していらっしゃる方を新規就農者ということで捉えて表現いたしております。

（「わからなかったんよ」と呼ぶ者あり）

全く、これから新規就農される方ではないということです。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 課長。こちらのほうです。こちらには新規就農者と書いてあります、

10名って。わかったかな。今、どちらも新規ではないというような答弁でしたので、改めて答弁するわけです。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村一喜男君) 課長。二人で話さないように。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長(藤島精吾君) 大変失礼いたしました。これは、全く新しく新規就農される方と、それから現在就農していらっしゃる方、両方含みます。申しわけございません。先ほどの訂正させていただきます。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑ありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番(稲葉富人君) 10番、稲葉です。

お願いっていうか、早速、補正予算の中で、端的に言いますが、高速道路のところですが、この提案にした部分は一切異論はありませんが、こういった、恐らく662万9,000円の土地の購入費、これは山と言われましたので、こういった部分の次の活用というものが、恐らく町がこの土地を買って、土捨て場にするということですので、こういった部分の土地を次に造成したときに、この活用が、宅地の造成だったりとか、そういった部分にやっぱし運用できないかということ考えられますが、こういった部分については、どうでしょうか。それが一つと、3度しか言われませんので、それを聞きたいということが一つですね。こういったところで。

今、新しくもう機構を改革しまして、檜林課長のところの戦略と、そして、企画政策課の二本立てで、この町をつかっていこうということで、取り組みが早速こういう形で出ておりますが、そういったところにはしっかりと形でやっていただきたいということが、この二つで、今はお願いして一生懸命やっただくということ。特にこの土地というものは非常に大事になってくるし、きょう現在、中島のほうに、今度小学生合わせて園児、子供たちが、親も含めて10名ほど生活をするというような話を聞きました。そういったときに、じゃあ次の住宅、そういった部分は空き家も大切でしょうが、そういった部分に、そこはつながらんけれども、恐らくは、30年度に長谷のインターがもう明示してありますので、恐らく中島インター、矢部インターは、近い将来に、2年ぐらいありますかね、恐らく開通の利用が明示されると思います。

もう既に、今度の矢部から向こうの高千穂までの新しいルートも三つほどかかって、できて、やることになっておりますが、そういったことからしますときに、この利用というのも考えることはないだろうかと思ったところで、ひとつ聞いてみます。

○議長(中村一喜男君) 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長(江藤宗利君) お答えいたします。28ページの高速道路の公有財産購入費ということで、662万9,000円をお願いしております。

総務課長が説明しましたように、約2万2,000平米を購入予定としております。北中島字炭ヶ野というところを購入いたす予定です。約20万立米をこの土地に入れる予定をいたしております。一番深い深度のところ約30メートルということですので、埋め上げには28年度までかかる予定

をいたしております。

その土地の利用でございますけれども、整地をして、即住宅を建てるとか、上に構造物を建てるというのには、なかなか無理があると思っております。土地が落ちつくまでには10年以上かかるのではないだろうかという判断をいたしておるところです。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） なぜかといいますと、こういった部分が、場所も私もちょっとわかりませんでしたので。こういった部分が次に、土地をやっぱり安定されているのは、今のような時間がかかるだろうと思います。そういったところで、できますなら、こういった部分が次の戦略として出てくるなら非常に、改めてこっちを造成する必要はないということで、ちょっと尋ねてみました。少しずつ、しっかりと考えとっていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 時間を節約したいと思っておりましたが、田上議員から一つ聞き漏らしたところがあるから聞いてくれということもありますし、私も、さっきの新規就農者、何か説明がね、不徹底ですよ。何かわからなかったでしょ、皆さん。

予算出てるのは、来年度の前倒しとして、これ出したということでしょう。ところが、創生事業の一覧表では10名と、これ書いてあると。これの関連はどうなのかと。これは、前年度から継続してる人もおる、新規者もおると。そういう場合、継続した人が何人、新しい人が何人と。そして予算とこの表との関係はこうですと、そこまで言わないとね、せっかくたった3回しか質問の回数がないのに、彼は不消化のままきょうは帰って下痢しますよ。

それから、アライグマが、調査費が残ったが、いたのかどうだったか。やっぱそれぐらいはね、こういうとき説明せないかんよ。そうでしょう。有害獣のことは、非常にみんなセンシティブな感じを持っているから。やっぱこれはきちんとやらないかん。私はアライグマはあんまり見ていませんけれども、ハクビシン、アナグマ、これがたまにはおります。しかし、これは希少生物になってきましたね、この辺は。タヌキと鹿とイノシシが跳梁していると。それに、猿が時々群れをなしてやってくると。何か、群れをなしてやってくるって聞いたような言葉だけど。

聞かんとするところは、アライグマがどうだったのか、実態は。調査の結果はどうだったか。それから、新規就農者のところでは、もう少し丁寧に、わかりやすく説明してください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） どうも大変失礼いたしました。

24ページの林業振興費の中で、アライグマの生息緊急捕獲調査費につきましては、今回減額いたしておりますが、調査の結果、25年度において調査いたしました、こちらには生息はしておりませんでした、はい、そういうことでございます。

（「ちょっと、もういっちょ」「企画政策課長が」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 失礼します。

今回の地方創生の緊急補正ということで、実は、この照会が始まりましたのが、1月でございます、説明会があったのが。実際に、この協議を始めましたのが2月3日です。これは県から照会があって。ただ、補正予算を実際に出さなきゃならなかったのが2月5日なんです。そういった事情の中で、非常にやりとりをしながら、きょう現在も、まだ照会がこの事業についてはあっている状態です。

今回の、この一番左にあります数値のことだと思いますので、これはほかのところにも関係しますから、ちょっと御説明を申し上げたいと思います。

実はここに、こちらの表の一番左の上に、K P Iと書いてあると思いますが、これが、必ずチェックしますという、評価指標という数値でございます。これに今、2種類言われまして、一つはアウトプットという指標、もう一つはアウトカムということでの点検をしますということなんです。実は、ここに上げております数字はアウトプットという考え方で、例えば、上から2番目の竹資源のところでは2品目と書いてあります。それから、3番目の地域しごと支援事業では、相談件数が10件、インターンシップ計5名と書いてありますが、これは、5名に対応したとか2品目つくったとか新規就農者も10名に対応したということで、その対応者があればいいというのがアウトプットでございます。10人の成果を上げなさいというのはアウトカムという考え方らしいです。それで、今回のこの数値はアウトプット、要するに、これを上回る人たちの対応とか、商品開発とかをやりなさいと、これを点検しますということでございます。

もちろん、今後につきましては、アウトカムが大事でございまして、それだけの実現をしなければならないということでございますが、何分、今回はアウトプット、きちんとこれだけの目標を立てたものに対応する数値として考えなさいということでございます。

現在、後で農林課長からあるかもしれませんが、この新規就農者というのは、最近来られた方、もしくはこの27年度に新規就農したい方々を巻き込んで、とりあえずその人たちの数値目標を10人としたということで、本当に申しわけありませんが、具体的に、詳細に詰めるのは、この予算をいただいた後やらなければならない部分も若干あるということだけは、御理解いただきたいと思えます。

おおむね、今10人を新規就農者を呼ぼうとか、今10人いるからその人たちを当てにしようということでは、若干ない部分があって、目標数値になってしまっている部分があるかということだけは、ちょっと御理解いただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 藤島課長の答弁の前に、また少しわかりづらい。アウトプットということは、これぐらいの人、10名を、言っちゃ失礼ですが、唾つけとくと。その人が、大体めどが立ったのを県に間に合うように出したと、こういう形でしたということかな。そして、最終的には、その人を囲い込んで、ぜひとも就農してもらいたいというふうにと考えると。何かそういうふうになんかちょっと聞こえたけれども。

何回も立てませんからね、私も。一番聞きたかったのは、そのことはまた別の機会に聞けるでしょう。藤島課長、予算書に出ているやつと、これとの関連を、今、本田課長が説明したことも

含めて説明してください。わかりましたか。

総務課長は、予算書に出ているのは、来年度の前倒しなんだと。だから、来年度はまた予算、実は当初予算で組んでしまっているから、これはどっかで減額せなならんと、それはテクニックのことまでさっき説明がありましたね。それはそれでわかるんです。ただ、ここに出ているのは、この2,500どかしこかというやつは、こちらの表に出ている人たちとどうリンクするのか、しないのか、独立したものなのかというのが、さっき田上議員からの質問だったと思うんです。私もおなじ質問をしているところです。そこをわかりやすくしてください。

総務課長の説明では、これは、何と言ったかな、新規だけじゃなくて継続の人もいます。去年就農した人、それは1年きりじゃないわけでしょう。これは3年ぐらい応援するわけですから、その部分がこれ、重なってきますね、恐らく。そういう意味の説明だというふうに、私は総務課長の説明を聞いたんですよ。

その辺、きちっとわかりやすく説明してください。それに加えて、この表はどうなのかと。

○議長（中村一喜男君） いいですか。答えさせます。

○12番（中村益行君） 552万と、そして2,512万5,000円とのこの関連ですよ。これ、どうなのかと、そこを聞いているんです。わかりましたか。私が質問する中で、大体何となくアウトラインが皆さんわかるとるんじゃないかなと思うけれど。

○議長（中村一喜男君） いいかな。大丈夫ですか。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。まず、予算書のほうをお開きいただきたいと思います。

まず、23ページでございます。こちらで、総務課長から御説明いたしました23ページの25、人・農地プラン事業費の中で、負担金補助金2,512万5,000円分の青年就農給付金を27年度分の前倒しで今回交付いたします。この方々につきましては、24年から新規に就農された方々の給付、期首が違いますので、まず4月6月に、当初の期首の方について5人分、この方については丸々1年分交付されます。その方々の5人分が675万円。それから、交付期首が、払う基準になる月が、7月から9月の方々、この方々については34名分。この方々につきましては、半分になりますが、2,250万。この合計が2,925万円というふうになっております。

今回、この先行型で出ております実施計画書の中ですけれども、これ、全く事業が別でございまして、あくまでも、これから新規就農する人を10名つくるんだという目標値で書いてございまして、そういうことで御理解いただきたいと思います。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 中村議員にお願いして質問していただいたので、私もびっくりしてこれを見ました。議員の皆さん方も、これ見てくださいよ。有機農業の関係がいっぱい書いてあります。だから、そのことを、この紙、見逃すはずだったんで。

これ、ある面では我々にとっては大変重要なことで、きょうこの時間を逃すと、後ではもう、補正予算が通過したなら、このことは言われたいわけですが。尋ねもできません。それで、時間をしばらく長く質問します。私ももう1回しか持たんとだけん。

別紙1です。新規取引先2社というのがあります。わかりますか、いいですか。この2社は、どういうところ、どこどこか。その規模と能力というか、相手の会社、どういうとこなのかということをお願い、聞きます。なぜかという、有機農業の取引ではおうおうにして、取引、品物は送ってもらった、代金は送ってこないというようなところもあるようですので、新規取引先とは、どういうところか。

それから、次のブランド対象品選定で10品と書いてあります。これは、どういうものなのか。できれば実物なり写真なり添えていただければ、大変みんなわかりやすいと思います。商品化5件。その次ですね。これも同じようなこととございます。どういふのを商品にしたのか。例えば、きのうも、きょうでしたかね、ちょっと言いました。米一俵1万円に14万になるということと言われた方がおられました、実際、今、球磨の人が、ちょっと忘れましたが、握り御飯に写真を張って、お握りを売っている人がございます。もう早い人はそういうことまでされているわけですから、そういうふうなことで、商品化されたのか何なのかということですね。それをお尋ねしたい。

それから、商品開発、その裏です、2件というのがあります。2品目というの。これをお尋ねします。私はこれで終わりです。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） お答えいたします。今、田上議員から質問がございましたけれども、これは目標数値でございます。私は、これ、10品とか5件とかしておりますけれども、20品であったり10件であったりというふうにしたいと思っております。

今回の地方創生の先行型と消費型につきましては、やはり山都のいいものをしっかりと売っていくということ、この山の都創造課ができましたのも、そういうことでございますので、まず山の都知名度アップにつきましては、今いろいろと、有機農産物やったり高原野菜であったり、たくさんいいものがありますけれども、そういったもの全てを山の都のブランドとして売っていきたいというふうに思っております。

潤い、文楽、そよ風の里ということで、この10年間やってきました。通潤橋であったり、文楽であったり、そよ風、蘇陽峡、いろんなものが山都にはいっぱいあります。そのトータルとして、この山の都として売っていきたいということが最大の、一番の目標でございます。杜の都といえは熊本といたいいんですけれども、仙台というふうに言われますし、花の都といえはパリ、山の都といえは山都町だということになるように、その山都のブランドを売っていきたいという思いがありますので、そのことをしたいというふうに思っております。

私はこれをいつも東京に行くときには下げていきます。地下鉄とか電車に乗ると、このバッグはみんな見てくるんです。高島屋のバッグは誰も見ません。鶴屋のバッグも誰も見ません。ですから、必ずこの山の都が熊本県の真ん中にあるんだということを発信したいということが大目標で

すので、それをまず目標にしたいというふうに思っております。

この議員お尋ねの、地域ブランド10品というがありますけれども、やはり巻きガキであったりイチゴであったり、いろんな品物がありますので、これは山都産のイチゴだ、トマトだということで認証して行って、くまモンもそうなんですけれども、そういったことで、金・銀・銅とかいう有機野菜とか、そういったものの厳格な基準とは違って、山の都のものはこういうことで、山都町のものだということで認証していきたいというふうに思っております。

それから、特産品の販路拡大につきましては、この2月3日に、企画の指示を受けまして、すぐ商工会、観光協会と検討しました。その中で、やはり物産館あたりは、やっぱり自分たちで売れる品物をつくりたいという気持ちがございますので、役場の事務屋がつくって委託したものはやっぱり売れないんだというふうな御指摘、おしかりも受けました。じゃあ、あなたたちがしっかりやってくださいよと、そのかわり責任持ってくださいというふうに言いまして、じゃあ議会に予算を出しますよという約束のもとに今回出させていただきましたのが、この特産品開発ですので、その点については、委託した上は、もうしっかりそちらのほうに責任を持っていただきたいというふうに思っています。

また、農産品につきましては、去年の指定管理のときに、通潤橋観光協会のほうにさせました。私も、指定管理のときには、いっぱいあそこに農産品を並べてってというお約束しましたけれども、残念ながらまだできておりません。それはやはり、有機農産の生産者の方々とのやりとりとか、そういったものがなかなかうまくできていない部分があります。でも、この1年間はお許しいただいて、もう来年はしっかりとその体制づくりをしてくださいよということによっておりますので、それについては、農林課のほうとしっかりと、今、農林課長のほうが予算を組んでおりますので、そちらのほうの生産者の組織でいいものをつくっていただくということによっていきたいと思っておりますので、その点は、しっかり農林課のほうでやってくれますので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

（「もう3回したんです」と呼ぶ者あり）

○12番（中村益行君） 課長のプレゼンを聞いていると、山の都である前に人の都ばまずつくらないかなと思いましたね。だから、人の都ということであれば、これ、選定は誰がするの。取引先2社とか、あるいはブランド選定10品とか。こういうのは、やっぱり人の都でないといけないんですよ。これは誰かに委託するんですか、自分たちでやるんですか。それが一つです。

ついでに、企画課長に尋ねておきます。この創生事業をね、利用して、光ケーブルのこの初期投資の費用は、これから出ないのか。これは研究してくださいよ。10億負担しなきゃならんということであれば、これは地方創生の大きなインフラになりますから。あなた、総合計画にはそう書いていますね。私もそう思います。IT、この情報化時代に、陽の部分と陰の部分があります。そのマイナス部分については十分これから研究しながらも、これを導入するということであれば、創生事業の一つとして、一番おくれとるわけでしょう、うちの町が、そのおくれとることを逆手にとって、うちの活性化のために、この事業の対象にしてくださいということを要望しますが、

答弁ができればしてください。

とにかく、この選定は誰がするのか。これがきちんとできたときに、人の都が山の都になるのかな、まずは人の都をつくることだと私は思うがな。いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議員の御指摘のとおりだと思います。産官学金労ということで、いろんな団体、それから人と交えて今度また組織されますけれども、この知名度アップの事業については、特にやっぱり若い世代の生産者、それから商工業者、そういった方々と、まず、どんなものが山の都として売れるのか、そういったものをまず、品物の、とにかく材料を全部出して、そこから、じゃこれとこれとこれだということをしていきたいと思います。

その組織づくりについては、特にやはり若い世代の生産者、それから商工業者も入れて。彼らにやっぱり売っていただくかと困りますので。そういう形でやっていきたいと思いますので、まずはその選定については、今からやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 中村議員からの御意見、御指摘の部分についてお答えします。

地方創生を利用して、例えばIT、光ファイバー事業、かなり大きな投資であるので活用できないかということがございます。研究は申し上げたいと思いますが、一般質問でも若干挟んだかと思っておりますが、実は地方創生の法律には、このまち・ひと・しごと創生法と別に、もう一つ、地域再生法も一部改正がっております。いろんなものを読んでおりますと、この地域創生のまち・ひと・しごと創生法とは別に、本当にそういう必要なこと、地域独自のものは、地域再生法を活用すべきだという話もいろんなところから聞こえてきます。そういったところをちょっと研究していきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） さっきから話を聞いてますと、このA3判のやつは、あくまでもメニューであると、そういうふうな理解をしましたが、ただ、予算のほうで、17ページに、委託料で3,100万ほど組んであります。今の話を聞きますと丸投げのような感じがします。やはり主体性は町であります。町がきちんとやっていかんといかん。そのためにも、チームをつくって課を超えてやってほしい。これが一つです。

それから、あと一枚の紙です。4,000万のプレミアムありまして、これを読みますと、消費喚起想定倍率が5.6倍と書いてあります。すなわち、結果的に2億4,000万の価値があるというふうに書いてありますが、これはどういった意味ですか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 赤星議員からございましたメニューと、それから委託料の関係についてお答えいたします。

まず、確かに、今回の補正予算に上げたものは、ほぼ全国的に、消費喚起型はもうほとんど商品券をどこもかしこもやるというようなことで、かなりメニュー化されたものであるかと思いま

す。ほかの先行型につきましては、人口ビジョンの策定、それから総合戦略の策定に係るものについても、ほぼ全国的に全自治体がやるのではないかと。その他の事業につきましては、今、農林課長、山の都創造課長が言いましたように、独自にこういうことをやったらということを出したものでございます。

ただ、先ほど申しましたが、かなり国からはやんややんやとパッケージを示しながら、これやったら、あれやったらというのを毎日のように、ある意味、押しつけてきますけども、そうではないんだという思いしております。ただ、今回の補正に係る先行型につきましては、若干やむを得ないものがあつたかというふうに思います。

それから、委託料でございますが、人口ビジョンにつきましては、ビッグデータといいまして、これまで余り詳細に出ておらなかったものを国がかなり詳細にデータをこちらに送ってきております。これで、将来人口とかはもう確かに見えます。ただ、この解析につきましてはなかなか、専門家もない部分、マンパワー的にもできない部分がございますので、その解析をやる。これについてはやはり、今度つくります推進会議の中で十分検討するようにしたいと思います。その専門的なお手伝いについて委託をぜひやりたいと。

それから、総合戦略につきましても、ワーキンググループなり、行政内部と外部にもつくりながらやっていきますけれども、この取りまとめの支援についてお願いするということで、はっきり言いまして、見積もりをとった時点から、かなりシビアに、そういう丸投げにならないようにということに注意しながら、必要最小限の分の予算枠どりだけ、ちょっと今回お願いしたところであります。

総合計画にせよ、今回の計画にせよ、丸投げはだめというのが、今の国からの指示というか、アドバイスでございますし、私どももそのとおりに思っております。決して丸投げにならないように注意しながら、それこそ、地域間の競争である部分は否めませんので、決してコンサル任せでは、金太郎あめになるのはもう間違いありませんから、金太郎あめではいけないと。それでは、国のほうも支援しないとっていて、そのとおりのことを肝に銘じて、予算のことも使わせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 赤星議員の2億4,000万の根拠なんですけども、今回、基本的には4,000万円の交付をいたします。基本的には、1万円に対して2,000円のプレミアムをつけますので、1万円の商品券を買くと2,000円ついてきますから、1万2,000円になりますので、それを4,000万ということですので、2億4,000万になるわけですね。1万円は、必ずその方は払うわけですからですね。ですから、全部これを売りはけた場合は2億4,000万になりますので、この消費喚起の想定としては2億4,000万になるという意味です。

今回、プレミアムを幾らにつけるのかということにつきましては、いろいろ、商工会、観光協会とも検討しまして、他町村では3,000円つける町もあります。どこが妥当かとといったら非常に難しいところですけども、前回、平成21年に1,000万円と2,000万円のプレミアム商品券を出しましたけれども、そのときは1万円に対して2,000円でしたけれども、大体10日間ぐらいで売

れてしまいまして、全町民の皆さんにというのがなかなかできませんでしたこともありますし、商品券1枚については500円にするということで、1,000円ですとおつりが来ませんので、500円の24枚つづりでやろうということでやっております。

それから、商店につきましても、商工会のほうから、商工会の会員に限らず、全事業所ということで、やっていただくということで、今検討を重ねております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 自分たちは単純に、4,000万は4,000万としか考えません。それはそれでようございます。

それから、さっき委託料の中に、しごとセンターというのがありまして、こういった部類は今まで何度か見たり聞いたりしてきました。そして結果的には、地元に残っていないという結果があります。やはり、そういったものをしっかりと、轍を踏まないようにお願いをします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 国の交付金事業で、緊急雇用ということでもいろいろやってまいりました。昨年6,700万で34名の雇用しましたが、実際に正規雇用につながる人間というのは、10名にも満たないということがございます。そういったことで、議会のほうから、その決定については、正規雇用につながるような事業をやってくれということでありましたので、事業所のほうにも、その努力はしていただいているところでございます。

今回の、山の都地域しごとセンターにつきましても、想定として、やはり今まで、求人と求職のミスマッチが結構ございまして、何か雇用を創出せんといかんという割には人がおらんということもございました。そういう求人と求職をマッチさせる。そして基本的に、今回のやつは移住、定住を目標にしております。町外からこちらに移住して、例えば就農される場合も、しごとセンターのほうで就農の受け入れ先を紹介したりとか、それで受け入れていただいた農家の方には、それなりの報酬を、教育に対する報酬というような感じでですね、そういったことをするというようなこと。それから、建設業の皆さんに、作業員として入る場合に、Uターンとかで来られた方を紹介して、こういった方を雇用してくださいということで雇用していただく。そういった場合の手数料みたいな感じで、事業所に対しても支援すると。そういった形のこともやりたいし、大学生とか一般の方のインターンシップですね、職業体験。そういったことも受け入れて、しごとセンターでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。2点についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、17ページの12の中で、有機農産物PRパンフレットということで、先ほどの説明の中では、県のグリーン農業と町の認証シールのコラボでやるというような話がございましたけれども、平成26年度の町の認証シールの利用者は何名でしたか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。26年度の山都町の認証シールの利用者は1名でございました。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） この町の認証シールにつきましては前町長が提案されまして、私はこれ、非常に同感いたしましたし、何とかこれは合併した山都町の農産物、安心・安全をPRせなならんという思いから、これはやっぱり執行部は、町長の肝いりで提案した事業でありましたので、非常に期待をしておりましたし、また、これは町に必要な事業だというふうに思っておりましたけれども、何せ、私は何度か一般質問でも提案をいたしましたけれども、なかなかこの利用が進まない。どうしてか。

私は中でも提案しましたけれども、人を入れて、やはり町の物産館にある品物は、全部名前が書いてあるから、そのところを回って、農産物をつくるおばちゃんたちに、窒素、リン酸、カリの量がどがしこですかなんて書く欄がありますけれども、そういったものはわからんから、それは職員が行って回って、きちんと手続をして、そして認証シールをとって、これを張ってくれというふうに、そういった営業もせんことには、これは進まんということも話しました。また、金・銀・銅の位置づけ、これにつきましても、銅は誰もやっぱり張らんと。金と銀までは張るけどもね、誰も銅を張る者はおらんって。だから、私は使ってみて実態として、金・銀の上にもう一丁プレミアムの何か位置づけをした方がいいという提案をしましたけれども、それも話だけで、もう一向に取り組みは進んでおりません。

今回、県のグリーン農業にかわりましても、これは、同じようなことが言えると思います。これは、有機農業をされとる方に行って、やっぱり個別に回って、やっぱり町が営業マンとして行って、そのシールを、認定を受けている人は、それぞれのシールが、グリーン農業のシールがあるわけですから、それに町が認定したシールを張ってもらおうというようなお願いをせんことには、これは一向に進まんと思います。

今回また何百万か金をしてありますけれども、シールをつくってそのまんまと。倉庫に入れてそのままというふうになりますけれども、その点について、どういう取り組みをされようと思っておられるのか、農林課長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。

今回、地方創生の先行型で、この有機農産物等のPRパンフレット等をつくる中で、町の有機農産物の認証シールをつくるようにいたしました。町の主力農産物であります夏秋野菜、それから有機農産物等のパンフレット等を今回作成いたしますが、このことにつきましては、人が集い、集まる、そういうところに配布するとともに、農産物の取り扱い店などの店頭に表示しまして、本物の安心・安全が前面に出るような、そういう取り組みをしたいと思います。

また、県が推進しております、くまもとグリーン農業と連携した町独自の、申し上げておりましたグリーン農業の認証シールにつきましては、本町が推進しております環境保全型農業、エコ

ファーマーの取得者につきましては、既に優先的にグリーン農業認証シールのほうを配付し、この環境保全型農産物のPRをさらに強化して進めてまいりたいと思います。

並行しまして、エコファーマー等の未取得者の方々につきましては、広報紙やホームページ、そして先ほど言われましたように現場を回りながら、認定農業者の協議会等を利用したり、それから現場を回りながら周知徹底を進めてまいりたいというふうに思っております。

現在、町内のくまもとグリーン農業の宣言者につきましては569名もう既にいらっしゃいます。また、町内のエコファーマーの取得者につきましては現在1,000名いらっしゃいます。中にはダブルもいらっしゃるかと思います。こういう方々に、多分、町の認証制度を利用された方々はもう移行されているんじゃないかと思えます。

先ほど、金・銀・銅のお話ありましたが、一見、確かに山都町の金、これは捨てがたいということで申し上げておりましたので、これにつきましてはそのまま残して、利用していただいき、将来的に、今回つくります認証シールにつきましては、くまモンを利用しながら、やはり熊本的位置づけを一緒に高めていくということと、くまモンシールと一緒に、山都町らしいロゴ等をつくりまして、これは明らかに安心・安全を山都町として売っていくと、そういうシールづくりができればということで、総合的に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 課長、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それからもう一点です。総務課長にお尋ねをいたします。

今般、補正で出ております地域活性化緊急交付金事業ですけれども、これは、予算の編成に当たって、私は思うとですけれども、歳入は確かに、地域創生の歳入一本化でいいと思います。しかし、この歳出の中には、この中には農業費もあります、商工費もあります、恐らく企画費もあると思えます、この中にですね。プレミアム商品券がありますし、商工費もありますね。ですから、この支出に関して、この一本で、この地域創生で来とるから、ただ一本で、事務的に予算を上げたというふうな見方しか、私は見えんわけですね。本当に、本気を出してやるならば、農業費は農業振興費の中に組まないかんし、プレミアム商品券は商工費の中で、やっぱりその中の地域創生ですよというふうなやり方をせんと、金は山の都づくりが握とる、仕事は農林課でせえと言うてもですよ、これはちょっと話が、今の答弁と同じように、誰がするか、誰がするかになってしまって、これは本気度が見えてこんどと思えます。

ですから、私は、農業振興であれば、やっぱり農政課、農林振興課に任せて、その中で地域創生をやっていく。商工なら商工で、予算を商工費の中に組んで、やっていくというふうなやり方がええんじゃないかと思えますけれども、総務課長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。今回、総務の総務管理費の中に一つの目を新たに設けまして、計上いたしました。当然、査定の段階では、それぞれ各課が出されたものを査定して、それぞれの費目で計上いたしましたところですが、この予算編成に当たりまして大変

悩むところがあったんですけども、といいますのが、これは繰越明許費に、もう明らかになります、第2表のほうで先ほど出ましたように全額これは繰越明許費になります。そうなりますと、持っていった先で、相互の流用がこれはもう不可能ということになりますので、こういったことは余り想定はするといけませんけれども、仮にどこかの委託料等で入札残等が生じた場合に、もうその分は流すしかないというような形にならざるを得ないということも考えましたので、今回、それぞれ、本気度は皆さん方、非常に、予算編成のときにも一生懸命考えながら計上いただきましたし、私どももそれを真剣に、真摯に査定をさせてもらったつもりです。ただ、予算編成上は、一つの目にまとめて、そして繰り越しをしたほうが、27年度に予算を執行する場合に、どうしてもそういった流用ですとか、まず補正ができませんので、そういったことで、今回、一つの目に組ませていただいたということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 有機の話が随分出ておりますけれど、まず町自体も考えていただきたいのが有機の定義ですよね、実際に言いますと。ここに3番議員の飯星さんが専門家だと思えますけれども、有機、有機、有機といってもですね、JAS法では、有機なんかをつけて販売した場合は、実際の手順を踏んどらんと違法なんですよ。処罰されるわけなんですよね。今やたらと有機、有機という言葉が出ますけれども、その辺の定義が、町の執行部の皆さん方にはわかっているのか、果たしてですね。その辺からやっぱり。有機という言葉はやたらと、私に言わせれば、やたらと使う問題じゃないと。

自分でつくって自分で消費するものは、それは有機でも構わんけれども、一応販売する立場になった場合は、販売するときには、有機ちゅうのはちゃんとした過程を踏んで販売するのが本当なんですよ、実際言う。そこら辺をやっくらんとことを有機ということで出したなら、これ、突っ込まれたら大ごととなるってことは、ぜひ思っていて、その定義あたりをもうちょっと、きょうじゃないでもいいですけども、そのあたりを考えていただくなという思いが、私はですね。

それと、さっき光ケーブルのことがございましたけど、私、これはちょっと質問しようと思ったんですけども、他の議員の方が言われましたけど、この地方創生から幾らかでも、どやんか検討できんかなと。まあ、企画課長が検討すると言われましたけれども。

提案理由の中で、町長ですかね、三つの自治体がまだ光を引いとらんと。これ、私が聞いたところによれば、今、玉東町と山都町二つが引いていないと。玉東は決まったそうです。山都町だけになる可能性ですね。そこら辺もしっかり考えていただいて、ぜひ何とか早目に、またこの議会の後で光ケーブルのことで話があると思いますけれども、それも含めて、ぜひこれ、何か考えていただく。これは要望です。お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 藤澤議員の質問にお答えします。

先ほど、中村議員からあったとおりでございまして、研究はしたいと思います。ただ、重ねて

になりますけれども、この地方創生の形ではできないと思います。これと関連する、恐らく、地域再生法のほうを活用することになるんじゃないかという、今イメージを持っておりますが、研究をさせていただきたいと、重ねて申し上げておきたいと思います。

それから、本議会において、光ケーブルについては、また全員協議会のほうで、方向性について御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「平成26年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

延会 午後3時36分

3 月 13 日（金曜日）

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
2. 平成27年3月13日午前10時0分開議
3. 平成27年3月13日午後3時11分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第5号）

日程第1 議案第19号 平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第2 議案第20号 平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第21号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第4 議案第22号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

日程第5 議案第23号 平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
11番 田上聖	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 稲葉富人

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三
会計課長	田上博之	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐重昭	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和

老人ホーム施設長	小屋迫 厚 文	隣 保 館 長	西 田 武 俊
学校教育課長	田 中 耕 治	生涯学習課長	藤 川 多 美
地籍調査課長	藤 原 栄 二		

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第19号 平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第19号「平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） おはようございます。

議案第19号、平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。資料をごらんください。議案第19号、平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

12ページをお願いします。12ページ、3の歳出のほうから説明させていただきます。2款保険給付1項療養諸費の目の一般被保険者療養給付費から、1から保険給付2款の高額療養費の1目、2目までは財源の組み替えとなっております。

それから、2款保険給付費4項出産育児諸費の出産育児一時金ですが、こちらのほうは補正額210万の減となります。これは出産の人数が5人減のため減となっております。

それから、3款の後期高齢者支援金ですが、これは確定通知による不用額ということで、981万5,000円の減となります。

次のページをお願いします。4款前期高齢者納付金1目前期高齢者納付金ですが、これも確定通知による不用額ということで、78万5,000円の減となります。

それから、老人保健医療費拠出金、これも確定による減額補正ということで20万の減額補正です。

介護納付金、6款介護納付金ですが、これは財源の組み替えです。

7款共同事業拠出金の高額医療費共同事業医療費拠出金も確定による増額補正で、115万8,000円増です。

それから、保険財政共同安定化事業拠出金のほうも確定による減額補正で、43万9,000円の減

額補正です。

8款保険事業費の1目の特定健康診査事業費ですが、これも財源組み替えです。基金積み立てのほうは、これは基金の利子が15万円です。

次のページをお願いします。10款諸支出金、償還金ですが、これは平成25年度の国保療養給付費等負担金等交付額確定による返還金ということで、4,445万8,000円です。

それから、10款諸支出金の繰出金、直営診療施設勘定繰出金ですが、これは交付確定、決定による減額補正となつて、128万1,000円の減額補正です。

5ページをお願いします。歳入です。国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税です。これは、1から、節のところですが、1から6まで算定がえによる1番のほうは60万の減額、それから後期高齢者のほうは189万の増額、それから介護納付金の現年課税分に関しては算定がえによる減になります。4万3,000円の減です。過年国保税のほうも208万円の減額です。後期高齢者支援金分滞納繰越金も22万8,000円増、介護納付金も4万3,000円の増となります。それから、退職被保険者国民健康保険税ですが、医療給付費分の現年課税分のほうは、557万3,000円の減額補正となります。次のページのほうも、以下、算定がえによる減額補正ということで、6番までがこのような形になります。

それから、国庫支出金なんです、3款の国庫支出金1項の国庫負担金療養給付費等負担金のほうは70万2,000円です。

それから、後期高齢者支援金の現年分が、交付額決定による減額補正ということで、118万1,000円。介護納付金の現年度分が73万7,000円の、これも交付額変更による増額です。老人保健医療費のほうも確定による減で6万4,000円となります。

高額医療費共同事業負担金のほうですが、これも確定による29万円の増です。

それから、特定健康診査等負担金のほうは8,000円増です。

それから、次のページをお願いします。国庫支出金の財政調整交付金は200万の減額補正です。

それから、4款の療養給付費等交付金、これも交付額の変更による増額補正の777万7,000円です。

前期高齢者交付金ですが、これは5,814万8,000円の減額補正というふうになります。

県支出金ですが、高額医療費共同事業負担金、それから特定健康診査等負担金の県の負担金になりますが、これも確定による増額補正というふうになります。

それから、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金・保険財政共同安定化事業交付金、これも交付額変更による減額補正が210万7,000円。それから保険財政の共同安定化事業交付金が55万6,000円の減額補正ということになります。

それから、財産収入の利子及び配当金は、基金の利子が14万9,000円となります。

次のページをお願いします。9款の繰入金、一般会計繰入金です。これは交付額変更による増額、減額の部分になります。これの節の部分、保険基盤安定繰入金は1,036万1,000円の増、それから、出産育児一時金の繰入金は5人分減ということで、140万の減額補正です。国保財政安定化支援事業繰入金のほうは、325万8,000円の減です。基金繰入金ですが、これは8,791万5,000円

の繰り入れと、補正になります。

それから諸収入、一般被保険者延滞金のほうは67万1,000円の増額補正です。

それから雑入、一般被保険者残債者納付金、これが21万5,000円の、これも交付変更額による、確定による21万5,000円の増というふうになります。

表紙の次をあけてください。次のページ、平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。平成26年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,114万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,666万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年3月5日提出、山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第19号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の課長の説明で、確定による減額という説明がございましたが、今、まだ年度途中でございます。まだ確定にはなっとらんと思いますが。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 交付変更によるということで。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一つ、聞いておきます。前期高齢者交付金が、これは1割も減額してるんですけど、これはどういう理由ですかね。5,800万というのは大きいですが。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 前期高齢者交付金のほうは、今年度の見込みと前々年度の医療費の清算の調整の下げ幅っていうものが大きかったということで、去年は前期高齢者交付金は1億ほどあったんですが、今回は、それが全体、全国の中での調整に入ってくるので、今回は本当に5,800万というこの金額が町のほうに通知がなされたというふうなことで、ここの部分が、先ほど、前期高齢者の部分で、入が5,800万円、入が減ったということと、もう一つは、出のほうで、出のところで、先ほど、10款の償還金のところが、これは先ほど説明しましたように、平成25年度の国保療養給付費等負担金等の交付確定による返還金ということで、4,445万8,000円が返還をされると、しなければならぬということで、ここの部分と、先ほど、前期高齢者交付金のほうが、お金が変わってきたので、先ほど言いました基金繰入金のほうを取り崩すというふうな8,791万6,000円が基金の取り崩しということになりました。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 償還金のところも聞きたかった、聞こうと思ったんですが、とにかくこれは中央会の積算の結果として、こういうことになってきたと、今そういう感じですけど、独立して見れば、これ対象者が少なく、疾病が少なかったのかなと、給付金じゃないから対象者

じゃないけれども、何かその辺の内訳がちょっとわかりづらかった。結果としては、1億以上、全体の収支はマイナスということになるわけですね、うちのこの健康保険決算では、差し引き1億マイナスになったというふうに理解しますが、非常に大きいと思うんですよ。29億、もうすぐ30億になろうかな。だけん保険財政の1年間のトータルとして、1億、出し入れで1億の、うちの会計としてはマイナスになったと。そのやっぱり大きい要因は、中央会の全体のトータルの中からの出し入れの結果が、うちの会計にはこういう形でカットされてきたということかな。はい、わかりました。とにかく、ちょっと大きいから尋ねてみました。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 昨年度、10月分の請求現在で、保険給付費の支出額が、当初見込みより増加していましたので、12月の追加補正をしています。その後、12月以降、医療費が、最近、減少しておりますので、決算では約4,800万円程度、計算、試算では残るかなというふうなことで試算をしている状況です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） はい、わかりました。償還のところで、ちょっと医療費が少し節減、節減じゃないけども、実際、疾病した人が少なかったということかな。それで4,400万は返すと。そして、入ってくるほうの5,800万はカットされた。これは中央会の計算の都合だということですね。わかりました。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

○12番（中村益行君） はい。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第20号 平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第20号「平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第20号について説明いたします。

議案第20号、平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。6ページをお願いします。

歳出です。2款後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、基盤安定負担金で282万4,000円の減額補正です。

5ページをお願いします。歳入です。3款繰入金、一般会計繰入金で、2目保険基盤安定繰入金。保険基盤安定繰入金のほうは、282万4,000円の減額補正となります。

表紙の次をあけてください。平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。平成26年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,138万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年3月5日提出、山都町長。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第21号「平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第21号について説明いたします。

議案第21号、平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）。8ページをお願いします。

歳出です。1款総務費の一般管理費、これは事務電算化共同事業委託料で5万円。それから総務費の認定調査費ですが、これは170万円の補正です。右のほうに書いてあるとおりです。

それから、2款保険給付費の居宅介護サービス給付費、これは居宅介護サービス等給付費の負担金で、1,800万円補正をお願いします。それから、施設介護サービス給付費、これは7,000万の減額となります。これは、地域密着型へ移行した分ということで、これは蘇望苑のユニット分がこちらのほうの減額補正というふうな形になりました。それから、7、居宅介護サービス計画費、給付費200万円。それから、地域密着型介護サービス給付費5,000万円。2款保険給付費1目介護予防サービス給付費が1,700万円です。これは利用者の増ということで1,700万です。

次のページをお願いします。2款保険給付費3目の特定入所者介護予防サービス費5万円です。これは、低所得者の方への居住費、食費のサービス料の軽減というふうなことで5万円出しております。

それから、基金積立金、基金の利子になります。2万3,000円。

それから、予備費は歳入歳出を予備費で調整しております。1,897万1,000円です。

それから、5ページをお願いします。歳入です。介護保険料、第1号被保険者保険料です。これは、右のほうに特別徴収、それから普通徴収、それから過年度分の普通徴収の保険料です。補正額は2,885万5,000円の増です。

国庫支出金、介護給付費の負担金、これは平成26年の変更交付確定により1,432万5,000円の増です。

国庫支出金の調整交付金、これは現年度調整交付金で、788万円の減額補正です。

それから、支払基金交付金の介護給付費交付金ですが、現年度分2,039万1,000円の減額補正です。

県の支出金の介護給付費負担金、現年度分です。1,507万9,000円の減額補正です。

財産収入は基金の利子で2万2,000円となっております。

表紙の次のページをお願いします。平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算。平成26年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,202万1,000円とする。第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年3月5日提出、山都町長。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第21号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 9ページです。7,000万減額してあります。施設介護サービス給付で7,000万減額して、そして地域密着型に5,000万組んで、その次の介護予防サービスに1,700万ですね。この関連は関係があるのかないのか。7,000万減額というのも大きゅうございますし、5,000万の増額というとも大きいわけで、ここのところの関係といたしますか、これはどういうことでどうだということを詳しくお知らせください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、9ページのほう、3の3、目の施設介護サービス給付費ですが、7,000万の減額補正の部分に関しましては、先ほど説明しましたように、蘇望苑が地域密着型へ移行した分が、ここで蘇望苑の分を施設介護サービスの給付として予算を立てたところだったんですが、当初はそれで立てていたんですが、蘇望苑が地域密着型に、ユニット分だけ地域密着型のほうに移行したので、その分、組んでた施設介護サービス給付費のほうに7,000万減額をしたというふうなことで、実際は、施設介護給付費のほうは7,000万の減で、蘇望苑だけではなくて、施設介護サービス給付費のほうに、幾分、全体的に利用が少なくなってきているというふうなところで、7,000万の減となっております。

それから、地域密着型介護サービス給付費のほうは、5,000万の増になってる分は、その先ほど施設介護サービスの減になった部分が、こちらの地域密着型のほうに増額、ふえてきたというふうな、これも蘇望苑との関係になってくると思います。

○11番（田上 聖君） 蘇望苑分ですか。

○健康福祉課長（門川次子君） はい。それから、介護予防サービス給付費のことにしましては、全体的に介護予防の部分にしましては、利用者が、山都町の利用者がふえてきたというふうなことで、これは上のほうとは関係がないと。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 蘇望苑が、施設がちょっと変わってきたから、金の組み替えただけというふうにやっていますね。

ところで、これは聞いていいですかね、町長も含めてですが、蘇望苑は私立で運営されていますが、私たちは公設民営という感じでおりますが、そこを民設民営だという主張もされておりますが、どういうことで対応されておられますか。問題がちょっと違うからということになれば、また別の機会に尋ねます。私もどうかと思いで尋ねておられます。

○議長（中村一喜男君） 町長。

○11番（田上 聖君） 町長がいいかもしれんよ。

○議長（中村一喜男君） 福祉課長いいですか。福祉課長いいですか。

○11番（田上 聖君） 答えんなら答えんでよかです。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） そのことに関しましては、私のほうも、旧蘇陽町役場のほうで蘇望苑に関してはかかわっておりました。その中で、町のほうで予算を組んで蘇望苑が建てられたというふうには思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 関連して、蘇望苑の話が出ましたのでね、これはっきりしとったがいいと思うんですよ。私は設立当時の資料を全部持っています。まさに中身は公設民営ですね。その中に、民間の方が1,000万、具体的に山口病院が1,000万寄付されておられます。ところが、別の資料で、これは民設民営だと主張してる文書があります。だから、私は山口先生に聞いたことが

あるんです。「ああ、あれは公設民営ですよ」というお話でした。だけど、ここがすっきりしないと、今後のいろんな役場の対応が混乱することが出てくるかもしれませんので、これは恐らくこのいきさつは、町長はまだつまびらかでないだろうと思いますので、ちゃんと資料も含めて、町長にも説明しとってください。

そして、去年の今ごろあたりは、大変な職員間のいじめ問題があつて、次々にやめていくと、私は何人からも訴えを聞きました。しかし、民設民営のところだから遠慮してきたんです。しかし、間接的にはこういう形がかかわりますからね。それ以上に、この町の住民の方々がサービスを受ける大事な施設ですから、施設として、私どもは大事にしていかなきゃならない。しかし、経営そのものはやっぱりすっきりさせなければいかんというふうに思います。どっかで私はこれは取り上げたいなと思っておりました。せつかく出ましたので。

○議長（中村一喜男君） 答弁要りますか。いい。

ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤ですが、今回、蘇望苑が広域型から地域密着型に変わったという理由ですよね。なぜそういうふうに変えたのかということなんです。それは、実は、地域密着型になりますと、入所者は山都町の人だけに限ります。それから、広域型になりますと、熊本県全区から入所者を募ることができます。ですから、施設側としては、本当は広域型のほうがいいわけですよね。結局、地域密着型に変わりますと、この山都町内でのパイの奪い合いになるわけですから、やっぱり施設側としては、私どももやっぱり広域型がいい。しかし広域型にはなかなか県が許可してくれない。せつかく広域型があつたのに、それをあえて地域密着型にしたのはどういう理由なのか御説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） ただいまの質問に関しては、工藤議員もわかっているとは思いますが、あえて、そこの部分に関しては人数とか、ユニット方に移行する中で人数関係が私はあつたんじゃないかなと思うんです。これは県の指導の中でされてきた経緯が私はあると思います。内容的な部分は再度、間違つたことを言つたらいけませんので、後で返答させていただきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第22号「平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） おはようございます。議案第22号について御説明いたします。

平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）。7ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額が4万でございます。財源内訳といたしまして、その他150万、これは水道使用料の増収分でございます。一般財源146万円の減額補正となっております。

節2、3、4につきましては、職員異動に伴い、調整を行ったことによる増減と、時間外手当を若干計上されております。

2目の簡易水道整備事業費です。補正額4万円の減額補正としております。財源内訳は地方債150万の減額、一般財源146万円の増額としております。

節につきましては、山都中央地区簡易水道整備事業を清算しましたところ、9節、12節、13節、10ページの17節につきましては、減額となると見込まれるため、記載のと通りの減額補正としております。15節の工事請負につきましては、同整備事業の稲生野工区におきまして、水道管を埋設後の舗装復旧の範囲を計画より広げなければならぬ必要が生じたため、その工事費として45万9,000円を計上させていただきました。

6ページをお願いします。2款使用料及び手数料でございます。1目使用料150万円の増でございます。これは水道料金の増収分でございます。

7款町債、簡易水道事業債。簡易水道事業債の150万円の減額となっております。

表紙の次のページをお願いします。平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算。平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。平成27年3月5日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の説明の中で、3ページの地方債の補正の説明はありましたか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 地方債の補正です。3ページです。簡易水道事業債、限度額

1億4,560万円が、補正後1億4,410万円となっております。失礼しました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第23号「平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） おはようございます。それでは、議案第23号について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、当初予定しておりませんでした、確定していなかった引当金が確定したことと、資本的収支に予定しておりました補助金が全額カットになりましたので、今回の補正をお願いするものでございます。

それでは、議案第23号、平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。3ページをお願いいたします。

支出の部より御説明いたします。1款病院事業費1項医業費用1目給与費。給与費につきましては、521万1,000円を補正いたしまして、5億9,452万5,000円としております。内容としましては、職員手当を2,282万1,000円減額です。それから、退職給費186万7,000円、それから給与引当金繰入金、繰入額2,616万5,000円でございます。

3目経費、増額なしでございます。内訳としまして、修繕費を33万5,000円減額いたしまして、貸倒引当金繰入額に33万5,000円充当しております。

それから、3項特別損失1目過年度損失修正損、これに2,582万5,000円補正いたしまして、計の2,582万6,000円としております。内訳としましては、賞与引当金の前年度支給分を2,282万円、それから、1月から3月分の超勤手当の分を281万1,000円、それから、除却費を19万4,000円の合計の2,582万5,000円をお願いしております。

それから、収入につきましては、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益としまして、511万7,000円を増額いたしまして、4億6,031万5,000円。それから、2目外来収益2,591万9,000

円を増額いたしまして、3億7,745万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。資本的収入。1款資本的収入2項補助金1目補助金、減額の636万7,000円。トータルで0円となっております。補助金減額の636万7,000円。これは僻地医療拠点病院設備整備費補助金ということでございます。当初、ヒアリングのときには、一応つくようになっておりましたけれども、諸般の事情により、国のほうがどうしても26年度には補助ができないということになりましたので減額するものでございます。これにつきましては、熊本県にあります、そよう病院と、それから上天草総合病院、それから公立多良木病院が僻地拠点病院となっておりますけれども、これに、毎年約5,000万程度の補助金に来ておりましたけれども、26年度につきましては全額カットということになりましたので、その分の一部が、うちのほうにも充ててましたけれども、その分がカットになったものでございます。

それでは表紙の裏にございます。平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。第1条、平成26年度山都町病院事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第2条、平成26年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第1款病院事業収益、収入10億5,624万9,000円、補正額3,103万6,000円、計10億8,728万5,000円。1項医業収益、8億9,654万1,000円、補正額3,103万6,000円、計9億2,757万7,000円。

支出、第1款病院事業費用10億5,624万9,000円、補正額3,103万6,000円、合計10億8,728万5,000円。第1項医業費用10億551万5,000円、補正額521万1,000円、計10億1,072万6,000円。第3項特別損失1,000円、補正額2,582万5,000円、計2,582万6,000円。

次のページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文「資本的収入額、資本的支出額に対し不足する額718万円は、当年度分損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする」を今回の補正第1号により「資本的支出に対し不足する額1,354万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第1款資本的収入1,964万7,000円、補正額マイナス636万7,000円、計1,328万円。第2項補助金636万7,000円、補正額マイナス636万7,000円、計0円。平成27年3月5日提出、山都町長でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まず1ページ、3項特別損失というのが出ております。1,000円だったのが258万ですかね。それから、もう一つは、補助金が六百何十万減額されたわけですか。その補助金が減らされたというか、そのわけは、減った理由は何なのかお尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） まず、特別損失でございますけれども、これにつきましては引当金の中で清算しておりますけれども、本年度の引当金、つまり賞与引当金につきましては、25年度の賞与金、ボーナスですね、が12月から3月までを積算しております。その分については過年度分になりますので、その分が特別損失に当たるものでございます。

それから、減額の理由でございますけれども、一応、病院事業の中における補助金につきましては、12月ごろにヒアリングがございまして、次年度の予定額を内示されるものでございますけれども、毎年、大体内示された額につきましては全額補助がされていたんですけれども、この年度につきましては、どうしても国のほうが、予定した額について補助ができないというふうでございまして、大分お願いしましたけども、国のほうができないということで、県のほうもあわせて頂けないということになりましたので、その分を減額するものでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 病院のほうの、俗に言う、掛けで、支払いができない人たちが大分あっておりました。私も病院運営委員会に所属して病院のことを見ておりましたので、支払いが不可能なところも大分あって、欠損処分にしたがよくなるかというようなことまで話をしたことがございますが、その後、病院での未収金ていいますか、そういうのがふえておりますか。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） 現段階におきましては、増加の傾向でございます。全額としましては1,500万程度でございますけども、毎年、個別訪問しながら徴収を行っておりますけれども、なかなか新しい人が終わっても、また違う人が出てくるというのが現状でございます。特に、入院につきましてがそういった傾向にあります。なかなか保証人なんかもとってしていませんけれども、減少していくというまではたどり着いていないのが現状でございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これは皆さん方をお願いでございます。高齢者の人たちのひとり暮らし、ふたり暮らし、国民年金あたりで生活されている人たちの生活状態というのをよく見てください。病院に行って病院の支払い、あるいはお薬のところに行つての支払いあたりを見ていただければ、それなりにわかつてくると思います。私も病院に行つて、よくそういういろんな場面に遭遇しております、見ております。だから、きのうの80歳になったから、年よりがふえたからというような、そういう安易な気持ちではなく、皆さん方が実情をよく見て、どういうふうなことでなっているかということをお判断してください。私は自分の体を動かしながら、現場を見回りながらということで、いろいろ感じております。ほかのことも含めて全般的にそういうふうなことであります。病院の関係、福祉の関係、そういうことも含めて、皆さん方も体を動かして、よく見て検討をしてください。これはお願いを兼ねて発言しておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行。

○12番（中村益行君） 一つ教えてください。この特別損失だけれども、今の説明を聞いておると、何かあたかも過年度の賞与を支給していなかったみたいなのに、素人に聞こえてしまいますが、とにかくその分を引当金として充当するために特別損失処理をしたのか。私の感覚では、特別損失といえば、例えば、株式会社がどっかの事業所を閉鎖すると、一気にこれを償却してしまつて、特別損失で株主の了解を得るというやり方をやりますね。この場合の特別損失というのは、どうも私にはぴんとこないところがあるんです。複式簿記の特殊性を私どもはまだ理解できてないところ

ろがあると思います。病院会計は特にそういうところをもっと違うんじゃないかなと思って聞いておりましたが、わかりやすく説明してください。これは町立病院ですから、町民の皆さんにわかりやすくしていないと、今のように、入院費、治療費がだんだん掛けになって、結局は一般財源を圧迫することになっていきます。そういうことも含めて、誰もがこの会計内容がわかるような説明、私ども説明していかなくやなりませんので、教えてください。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） これは26年度より、企業会計のほうで制度の改正がありましたということで、26年度から新たに出てきたものでございます。ボーナスにつきましては、通常は一般会計でいきますと、3月までの分を1年度分で積算しますけども、12月分から3月分については、6月に支払われますので、前年度分が入っているということでございます。早く言えば、もしも病院が3月でなくなった場合に、ボーナスを支払わなければならないといったときに、その分を、3月までの分を支払わなければならない分を、この中に積み立てていきますよということでございます。ですから、26年度分につきましては、前年度分の引当金と、それから新たに出てくる、次の分の引当金が出てきますので、最終的に清算をしましたときには赤字になる状況でございます。ですから、もしもことしの26年度に清算をしたときには、この分がプラスして、マイナスの分に加算されるというふうな状況になります。実際には全く変わらない状況ですけども、計算にはそういうふうにあらわれてくるというふうになります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行。

○12番（中村益行君） やっとわかりました。タイムラグがあると。だからその分だけは、計算上は、見かけの上では、帳簿上は赤字に見立てなくやならない。だからそれを、一応、特別損失として見て、そしてそれはこっちに引き当てるんだということですね。やっとわかりました。どういうことかさっぱりわからずに聞いておりました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 私はもうこの補正についてはとやかく言うことはありませんけれども、先ほど、ちょっと説明を聞いておりますと、県の補助が500万減ったということをお話をされておりましたけれども、国、県ですね、非常に今問題になっているとこの、地方の僻地医療、それから僻地病院のあり方、そういうようなところが、時代と国の言うこと、県の言うことがちょっと逆行しているのではないかと考えておりますので、これからは強力にそういう補助金の獲得あたりについても、ぜひ頑張ってくださいと。そしてできないなら、私どももやっぱり要望活動なんかをしながら、いかに町立とはいえ、その辺のところを一緒になって運動展開していく必要があるかと考えております。全体的にはどのくらい来てるんですか。そこだけを。県の補助は。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） これはあくまでも資本的な部分ということで、機械の購入分がこの部分に充たっていますので、そのほかの分、第3次の分につきましては、予定どおり配分されています。ですから、当初、うちのほうでこれを充てていたものは、超音波、エコーす

る機械でございますので、これが、年度が11年度過ぎておりますので、できれば3年ぐらい前から写りが悪いということございましたので、できれば補助をお願いしますということをお願いしてはいたしたけれども、そういったことで、どうしてもできないということで、ことは単独で買っているような状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） わかりました。そういうことで、とにかくいろんなことがありますけれども、先ほども言ったように、単独でも非常に厳しい面もございますから、そういう医療機器の導入あたりに対するとおりの補助金等も、ぜひとも獲得できるように、厳しいとは思いますが、頑張ってくださいということを要望いたします。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） 確かにそのとおりでございます。以後も、町長と一緒に、県のほうにも足を運びながら、できる限り予定どおりの補助をいただけるようお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第24号「平成27年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、議案第24号、平成27年度山都町

一般会計予算について説明をいたします。

予算の中身に入ります前に、27年度予算編成に当たりましての、国、県を含めた概要及び基本的な考え方について説明をさせていただきたいと思っております。

国は平成27年度予算編成の基本方針において、平成27年度予算は、経済の好循環のさらなる拡大を実現し、本格的な成長軌道への移行を図りつつ、中長期の発展につなげる取り組み、地方の再生、女性の活動推進、教育の再生、技術革新の促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保を強力に推進する。このため、裁量的経費のみならず、義務的経費も含め、聖域を設けずに、大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す重点化施策を厳に絞り込んで措置するとしております。また、この中で、地方公共団体が自主的主体性最大限発揮して、地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、「まち・ひと・しごと創生事業」が創設されたところでもございます。

地方財政については、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対策モードから平時モードへの切りかえを進めるために、地方の税収動向を踏まえ、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面、歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図るとし、また、国の歳出の取り組みと基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保することで、めり張りを効かせ、歳出の効率化、重点化を図るとともに、交付団体を初めとした地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保しているとしておりますものの、社会保障経費に係る消費税率引き上げに伴う支出の増等は、消費税率の引き上げに係る判断を踏まえ、予算編成過程で検討されるなど、その先行きは依然として油断を許さない状況にあります。

また、県におきましては、幸せ実感くまもと4カ年戦略の総仕上げとして、目標達成に向けた取り組みへの重点化を図りつつ、将来の礎を築く取り組みを推進するとともに、人口減少や過疎化の克服、家族や地域のきずなの再生といった地方再生の取り組みについても積極的に推進するとしております。

一方、財政再建戦略初めとした数次にわたる改革を推進するなど、分権型社会にふさわしい行政体制の整備や財政健全化に努めてきた結果、平成25年度末の県債残高は1兆円を切り、財政調整用の4基金の残高についても、財政再建戦略策定の53億円から41億円積み増すなど、一定の成果は得られております。

しかし、先般、作成されました平成27年度当初予算の大まかな収支見通しでは、前年度から3億円増の356億円程度の財源不足額が見込まれております。引き続き、この財源不足の解消に向けて、さらなる見直しに取り組む方針であるということであるために、町への影響も免れない状況にあります。

このような中、本町では、高齢化社会の進展や少子化の進行、九州中央自動車道の整備を見据えた取り組み、農林業や商工業の振興、環境対策や教育の振興など、取り組むべき課題は山積をしております。平成27年度予算は、農林振興、観光振興、若者定住、子育て支援を重点施策事業

として取り組むべく計上を行ったところでございます。

また、平成27年度は、新たに作成する第2次総合計画の初年度に当たります。第1次総合計画の成果や課題を踏まえながら、今後の本町の長期的展望の礎となる重要な年度として位置づけ、住民、関係団体及び行政が一体となり、未来に希望をつなぐ山の都を築くための事業への優先配分を行ったところでございます。

なお、また、地方交付税の合併特例措置が26年度で終了することを踏まえまして、中長期の視点に立った効率的で持続可能な行財政への転換も念頭に、予算編成を行ったところです。

これから予算の説明を行ってまいります。説明は款ごとに行いますが、担当課がまたがる款もでございます。ページが前後いたしますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

本案は款ごとに説明を求めます。款の中に、他が所管する項や目がある場合は、その部分をまたいで、引き続き、説明してください。説明の際は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は、1課につき1人3回までです。

それでは、1款議会費から説明を求めます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） それでは、議会費について御説明いたします。38ページをお開き願ひます。

議会費は議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常経費が主なものです。財源は一般財源です。

平成27年度は総額1億363万9,000円を計上しております。平成26年度と比較しますと、518万3,000円の増額となっております。増額につきましては、まず、4節共済費、議員共済給付費負担金を増額しております。議員共済給付費負担金は地方議会の議員年金制度廃止に伴い、現職議員からの掛金収入がなくなる一方で、共済給付費受給資格者に対する給付は継続していくという現状において、当該給付に必要な財源の一部を各地方公共団体が負担するというものでございまして、前年度より440万円程度引き上げられました。また、今年度の実績から試算して、会議時間の増加が見込まれます部分について、13節会議録作成業務委託料を37万円増額しております。これらが増額な主なものでございます。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人件費でございます。

その他、旅費、交際費、需用費、19節の負担金補助及び交付金につきましては、需要額が前年度と同程度と見込まれますので、そのように計上しております。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これはお願いです。いいですか。

郡の議長会、多分、これよりもほかに出さなければならぬ旅費あたりが出てくると思います。議長も含めてお願いでございます。時代が相当変わってきました。以前のように、議長会、あるいは全国議長会とか、それから議長研修、議長・副議長研修というようなことがあっておりました。時代が変わりましたので、辛抱するべきところは辛抱すべきだろうと思います。兼ねて、何回もということではなく、兼ねてするか、回数を減らすか、そういうことをお願いしていきたいと思っております。よその町村からはそういうことがございませぬか。そういう話がございませぬか。そのことをお願いです。

○議長（中村一喜男君） 答弁ないですか。

○11番（田上 聖君） はい。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

次に、2款総務費について、1項総務管理費1目一般管理費から説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、総務費を説明をいたします。

総務費に計上しております経費につきましては、全般的な管理事務、それから財産管理、庁舎管理等の経常経費、それに選挙費を主なものとしておりますけれども、平成27年度につきましては、県知事選挙及び県議会議員選挙に係る経費を計上をいたしてるところでございます。

それでは、ページは40ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費です。ここには職員の人件費、総務課に係ります職員の人件費、それから交際費、管理事務経費等を計上いたしております。昨年と比較いたしまして、6,513万8,000円増額にしております。この主なものにつきましては、一般職給で、前年、平成26年が31名であったものが、今回は34名の計上をいたしております。これは、再任用、新規採用、それから異動によります、それぞれ各1名が、今回、3名の増になっているということで、この分が約、昨年度比較で740万程度増額になっております。それから、最も大きなものは、後で説明します退職手当の特別組合の特別負担金でございます。昨年度が6名分で計上いたしておりました。今年度は15名の定年退職者がございまして、この分で、昨年度比較4,400万円の増額というふうになっております。この合算が、ほぼこの増額の中に入っているということでございます。

まず、1節の報酬でございますけれども、特別職報酬と審議会委員報酬、これは8名で構成を考えております。学校審議会委員報酬は現在5名で審議を行っていただいております。特別職級は2名、一般職級は、先ほど申し上げましたように、34名ということです。

3節、4節につきましては、係る手当、それから負担金でございます。退職手当組合特別負担金につきましては、先ほど申し上げましたように、県の市町村総合事務組合へ支払います特別負担金が、今回は昨年に比べまして4,400万円増額になっておるということでございます。

4節は共済費、人件費でございます。

それから、6節恩給及び退職年金でございます。旧恩給条例に係ります給付費の負担金が28万円、それから市町村職員の共済組合追加費用ということで、4,320万円を計上いたしております。これは、恩給制度から共済年金制度に切りかわったことによりまして、それまで働いていた期間も共済年金に加入していたものとして、その期間も町のほうで負担をする必要がございますということで、今回追加を行うものでございます。

8節の報償費です。44万円です。退職者等の記念品、それから各種事業の講師謝金、表彰記念品ということで計上いたしております。

続く42ページをお願いいたします。旅費でございます。332万7,000円を計上いたしておりますのでございます。説明の欄にありますように、費用弁償、それから普通旅費、特別旅費というふうに計上を行っております。費用弁償につきましては、1節の報酬の支給者に対します実費弁償という性質のものでございます。また、普通旅費といいますのは、職員の公務のための旅行に要する経費でございます。特別旅費につきましては、公務のための旅費ではありませんけれども、研修等の臨時的な旅行に要する経費ということで区分を行っているところでございますので、以下、これから出てきます費用弁償、普通旅費、特別旅費の区分につきましては、そういったことで御承知おき願いたいというふうに思っております。

10節が交際費でございます。町長交際費が108万円、教育委員会交際費が12万円、農業委員会交際費が5万円という計上を行っております。

それから、11節、12節につきましては、それぞれ所要の経費を計上いたしておりますのでございます。これも昨年度とほぼ同じ金額でございます。

13節委託料には、職員の健診委託料ですとか、本庁の宿直業務委託料、それから新地方公会計の更新支援業務委託料ということで、これは新地方公会計と申しますのが、民間企業会計の考え方をもとに、資産の負債管理ですとか、予算編成の活用を行うためのものでございまして、貸借対照表ですとか、固定資産台帳などの財務諸表を作成をして予算に活用するというものでございます。これの業務委託料として280万8,000円を計上いたしております。使用料、それから負担金につきましても、これも昨年度とほぼ同でございます。

めくっていただきまして44ページをお願いいたします。負担金の中で、登記事項証明書等発行所負担金につきましては、法務局で発行を現在いたしておりますけれども、これに係ります各町村ごとの負担金というものでございます。

続く2目の文書費です。これにつきましては文書の取り扱い関係経費ですとか、例規関連の経費を計上いたしているところでございます。比較で大きく減額になっておりますけれども、これは、電算に係ります経費が、今回の機構改革に伴いまして、企画費へ移行したことによるものでございます。よって、今回計上しております文書費につきましては、文書事務に係る計上経費を計上したものでございます。14節の例規システム等使用料、それから、戻りまして13節の法改正の例規整備支援業務委託料等が主なものでございます。

続く、区長費でございます。45ページの区長費でございますけれども、こちらは昨年度と同額

という計上をいたしております。まず区長報酬につきましては、基本割が3万円。現在142名の方に区長をお願いしておりますので、3万円掛けるの142名分と、それと世帯割を4,000円と、1世帯当たり4,000円で計上させてもらっております。6,150世帯を対象に計上を行っているところでございます。

8節の報償費につきましては、世話係ということで、こちらも先ほどの世帯割と同額4,000円が1世帯当たりの単価というふうになっております。主に町営住宅関係がこちらの対象ということになります。

続く4目の諸費でございます。これはどの目にも区分しがたい性質の経費であるものを計上しているものでございます。これにつきましても、ほぼ昨年度と同様の負担金を計上いたしておりますのでございます。

続く46ページをお願いいたします。5目の財産管理費です。ここには町有財産、それから町有林に関する経費を計上いたしております。前年度と比較で約3,000万弱増額になっておりますけれども、これには大きく2点ございまして、一つには、後で説明しますけれども、委託料で町有林の整備委託料を、今年度、昨年度比較で1,350万程度増額をいたしております。それから、15節のほうで、工事請負費で町有建物解体工事費で、これもほぼ同額なんですけれども、1,350万、こちらを計上いたしておりますので、これらの経費が、この比較の主な増の要因となっておりますのでございます。

先に特定財源を御説明いたしますけれども、694万6,000円は森林環境保全の整備事業に係ります県の補助金でございます。これは、町有林の積前団地ですとか御所団地に係ります下刈りですとか、そういった部分に対して、約7割程度、県費が補助がありますので、こちらの分を694万6,000円計上いたしておりますのでございます。その他の2,256万9,000円と、この特定財源につきましては、間伐材の売り払い収入に500万円、これは積前団地を予定しております。それから、これも森林環境保全整備事業の補助金ですけれども、これは県費のところに計上しておりませんのは、これは過年度分ということでございます。26年度に施工した分が、今回、1,161万6,000円入ってまいりますので、これにつきましては過年度分処理ということで、その他のほうに計上させていただいております。そのほかは、家屋の貸し付けに係るもの、それから土地の貸し付けに係るものということで、財産収入約600万弱を計上いたしておりますのでございます。

節の1節報酬です。町有林巡視員報酬、現在17名の方に巡視員をお願いをしております。均等割が3万円、面積割は1ヘクタール当たり500円ということに決めておるところでございます。それから7の賃金につきましては、町有林の作業人夫賃金、これは小規模な作業の山林人夫賃金ですとか、あと地積調査時に、どうしても町有林内の間伐等をやらなくちゃいけない場合に、作業をやっていただく人夫賃金を計上いたしておりますのでございます。

それから、需用費に入りまして、修繕料が100万と、これは旧小学校等の校舎の修繕料を、今回100万円計上をさせていただいておりますのでございます。大体、年間この程度は所要が必要ということで、27年度も同額を計上させていただいております。

役務費につきましては、主には自動車損害保険料、それから森林保険料と、それから町有建物

災害共済保険料ですけれども、自動車損害保険料につきましては、この款項目では150台分を計上いたしております。それから、森林保険料につきましては、緑川森林組合分が749ヘクタール、それから阿蘇森林組合分が約314ヘクタールにつきまして保険を掛けているということでございます。町有建物災害共済保険料につきましては、256施設、554件の保険料を計上いたしておるところでございます。

続く13節の委託料です。4,516万7,000円でございます。主なものは町有林整備委託料で、4,000万円を計上いたしております。これにつきましては、積前団地、蘇陽にございます積前団地の再造林や間伐、それから京塚団地の再造林、それから御所団地、こちらの再造林と下刈りですね、これが大きく影響いたしております。御所団地だけでも約1,800万円程度、今回は、再造林、それから下刈りに計上をしておるところでございます。これは県との分収林契約の解除によりまして、県が伐採をしますので、その後、町のほうで再造林を行っているという事業でございます。一応、平成26年度で伐採が終わりまして、27年度に再造林が全て完了するというところに、御所団地につきましてははなっておるところでございます。

続きまして、14節でございます。使用料及び賃借料でございます。田小野の音次郎町有林借上げ料が9万4,000円、それから国有林借上げ料につきましては、第2境の谷の国有林内の作業道の敷地につきまして3万9,000円の計上を行っております。

続く、工事請負費です。1,493万4,000円です。これは積前団地の林道を整備するというところで140万円計上いたしております。これはもう年次計画に基づいて、毎年計画どおりに進めておるところでございます。続く、町有建物解体工事費につきましては、1,353万4,000円を計上いたしておりますけれども、これにつきましては旧白糸中学校の校舎の解体工事を、27年度行うということにいたしておるところでございます。

続く48ページをお願いいたします。17節の公有財産購入費になります。分収林の権利購入費ということでございます。これは方ヶ野造林組合の分収林ですね、これにつきまして、全伐をするということよりか、そのまま木を切らずに森林組合等に売上金額を計上を、実際見積もりをとっていただきまして、そのうちの7割を方ヶ野造林組合のほうに分収林の権利購入ということで111万6,000円をお渡しする、お支払いするものでございます。これによって、この方ヶ野造林組合の分収林につきましては、今後、町有林として管理をしていくということでございます。どうしても伐採をいたしますと、再造林という作業になるものでございますので、せっかくここまで大きくなりました分収林でございますので、その権利を購入して、そのまま町有林として引き継いでいきたいということによるものでございます。

それから19節の負担金補助金でございます。14万7,000円を計上いたしております。この市町村交付金というものは、菊池市にございます旧菅原織物工場の跡地分ということでございます。固定資産税相当分を菊池市にお支払いする必要があるでございますので、現在、その分14万5,000円を計上いたしておるところでございます。

続く、6目の庁舎管理費です。こちらには本庁に係ります維持管理経費と、それから両総合支所に係る経費が計上をしておるところでございます。比較で3,352万1,000円というふうに増額

になっております。これにつきましては、本庁の電気料が大きく影響をしているところでございます。約、前年度予算比較で750万程度電気料が増額計上いたしております。それから委託料としても前年度比較約500万程度増額になっております。それと一番大きなものが、後で説明しますが、工事費が2,187万円を計上いたしておりますので、この分が大きく今回の増額の要因というふうになっておるところでございます。その他の32万9,000円につきましては、支所等の使用料が8万1,000円、それから諸収入に24万6,000円、これはもろもろコピー使用料ですとか、自動販売機の収入ですとか、そういったものが計上いたしておるところでございます。

需用費は4,961万6,000円、役務費が588万6,000円ですが、この委託料まで含めて2,488万9,000円です。この中で主なものとしまして、電気料、それから保守委託、リース料というものがございますけれども、12月に江藤議員のほうから御質問がございまして、大体どのくらいの経費を見込んであるかということでお尋ねがございました。その当時、電気料を1,500万円、それから保守委託を750万円、リース料等に260万円ということで、ほかもございすけれども、総額で約3,200万円程度を見ておりますという答弁をいたしております。今回、予算に計上いたしまして、電気料は1,500万円と見込んでおりましたものが1,700万円、これは水道料も含んでおりますけれども、計上させていただきましました。保守委託料が750万円で見込んでおりましたものが980万円、これにつきましては答弁時に補足できておりませんでした空調設備の保守点検委託ですとか、受水槽の清掃の業務委託等が抜けておりました、この分が750万から980万円の増額となっております。逆にリース料は260万円が入札の結果130万円と半額になっております。そういったもろもろの計算をいたしますと約2800万円と、総額に予算は、今回、本庁の電気、保守委託、リース料含めて、管理に係る経費は計上いたしておるところでございます。

続く50ページをお願いいたします。今回、増額の大きな要因になっております工事請負費の施設整備費でございます。2,187万円を計上いたしておるところでございます。これは蘇陽総合支所の庁舎の屋根の修繕でございます。非常に雨漏りが数年前からひどくなっておりまして、数カ所からこれは雨漏りが出ておりますので、これは27年度と28年度、2カ年間に分けて、修繕をそれぞれの箇所をやっていくということで、2カ年間の継続事業で考えておるところでございます。それと合わせまして、旧東竹原小学校の校舎につきましても、これも非常に危険校舎であるという認識から、今回、地元のほうからも要望もございまして、解体を行うものでございます。この分が2,187万円ということでございます。

備品購入費につきましては、印刷機購入費で、現在、蘇陽支所で使っております印刷機が、老朽化によりまして、今回更新をするということでございます。リースとの経済比較をいたしまして、備品購入費のほうが安価であるということに基づきまして、今回備品購入費で60万組んだところでございます。

続く、7目の監理費です。入札事務経費でございます。これは比較が28万7,000円の減額になっております。これは19節の電子入札共同利用システム負担金ということで、26年度にはこの導入を図りましたので、その導入時の負担金が、ほぼ28万7,000円の減額の要因になっております。ことしは運用の負担金のみですので、この分で運用を行っていききたいと、27年度は行っていき

いというふうに思っております。26年の10月から本格稼働ということになっております。熊本の県市町村電子入札システムというところに共同で運用を行っているところでございます。

それから、8目の交通安全対策費です。こちらにつきましては、交通指導員報酬、62名の方に4万円という報酬を計上いたしておるところでございます。18節の備品購入費は62万5,000円、これはカーブミラーを25基、計画をいたしております。こちらにつきましては、交通指導員の方々と箇所等を含めて検討をしていきたいというふうに思っておるところでございます。あと、負担金補助及び交付金につきましては、ほぼもう昨年度と同額を計上いたしております。

続く52ページをお願いいたします。防災行政無線費です。これは前年度予算額ゼロで、本年度新しく出てきておりますけれども、これも機構改革によりまして、企画から総務に防災行政無線の業務が移行しましたので、それに係ります人件費や管理経費を計上いたしておるところでございます。報酬に234万9,000円、これは修繕業務委託、それから放送業務委託に各1名ずつの方をお願いしているところでございます。あとは管理経費に係るものでございます。

続く53ページの会計管理費です。こちらは881万の比較減額となっておりますけれども、これは課長の退職分ということで、この分を減額をいたしております。4月1日異動後に、また次期議会等で補正をお願いしていくということに考えておるところでございます。残りの件につきましては、昨年度と同額でございます。

続く、ちょっとページ飛びますけれども、65ページをお願いいたします。65ページ上段の22日庁舎建築費でございます。これにつきましては、庁舎建築が終わりましたので、廃目ということで、今回計上をさせていただいたところでございます。

それから、また飛びますけれども、71ページをお願いいたします。2款4項1目の選挙管理委員会費でございます。こちら、前年度比較で90万8,000円が計上しておりますけれども、これは前年、浜町事務所プレハブを事務所兼期日前投票所として借り上げ、リースを行っておりました。このプレハブがもう必要なくなりましたので、この分が減額というふうになっております。1節の報酬では、選挙管理委員4名の方を報酬として計上いたしております。7回の委員会を予定しておるところでございます。一般職給は1名の人件費を計上いたしておるところでございます。残りの経費につきましては昨年度とほぼ同額でございます。

2目の選挙啓発費です。これも昨年度と同額の6万7,000円を計上いたしております。図書カード等を新成人者に啓発記念品ということでお配りをしておるところでございます。

続く72ページをお願いします。7目の県知事選挙費です。来年、平成28年の3月下旬に見込まれております県知事選挙費の経費を計上いたしておるところでございます。全額県費でございます。1節の報酬から14節の使用料まで、係る所要額を計上しているところでございます。現在、53カ所で投票を行っているところでございます。それから、13節の委託料のポスター掲示場につきましては、242カ所の掲示場を設置をして、啓発を図っておるところでございます。

それから、8目の県議会議員の選挙費でございます。これは来月の4月12日に予定されております県議会議員選挙に係ります経費です。これも1,107万円ということで、全額県費でございます。こちら1節から14節までは、係る経費を、所要額を計上いたしておるところでございます。

続く74ページは、農業委員会委員の選挙費4目で、本年度は廃目ということで、予算の計上はゼロということにいたしておるところでございます。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次の項、目について説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、企画政策課の予算について御説明を申し上げたいと思います。

企画政策課におきましては、一般質問でもございましたけれども、今般の機構再編に伴いまして、業務の重点化といいますか、そういったものを図りながら、この機構改革、それから、マネジメントとしてのいろんな計画管理、そのようなものを担っていくということで、予算のほうも若干新しく新設された目もございます。今般、2款総務費の中から、二つの項と六つの目について説明を申し上げたいと思います。

まず、54ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、総務管理費11目企画費でございます。本年度予算額は2億5,619万8,000円でございます。昨年からしまして1,507万5,000円増額でございますが、これにつきましては、新しく入っております事業につきまして、後ほど説明を申し上げたいと思います。

まず、右側の報酬でございますが、まず地域審議会、総合計画審議会の報酬を14名、2回予定しております。2節、3節、4節につきましては、職員9名分の経費となっております。8節報償費につきましては、山都町は景観行政団体でございますが、この景観づくりの審議会に係る立ち上げの一つのアドバイザー業務としまして、3名の方に2回ほど会議を開きたいという旨で6万円計上しているところでございます。旅費につきましては、123万7,000円でございますが、この中では、費用弁償につきましては、総合計画審議会、普通旅費につきましては職員関係です。特別旅費につきましては、防衛事業、九央道、文化的景観、もろもろの関係特別旅費でございます。

需用費192万につきましては、主に電気料が106万円となっておりますけれども、これは主にバスセンターの管理の電気料となっております。

役務費につきましては、84万1,000円でございますが、おおむね事務用品でございますが、下から3番目にあります行財政情報サービス使用料というのは、時事通信社の政策関係の情報収集のための使用料でございます。

その他、公用車に伴う保険料等維持費を組んでおるところでございます。前後しますけれども、浄化槽もしくはバス関係手数料につきましては、コミュニティバス関係の費用となっております。

13節委託料につきましては、1億4,928万3,000円でございますが、これにつきましては、バスセンターの維持管理の委託並びにコミュニティバスの運行事業の委託料として1億3,600万。

それから、その次にございます熊本県総合エネルギー計画市町村モデル地域支援事業でございますが、これにつきましては、本年度より行っておりますマイクロ水力発電の事業について、県の補助事業を2カ年にわたってやっておりますが、26年度に調査業務が終了し、27年度に実証をやりたいということで、県の補助事業として600万円計上しております。

その次の、大矢野原演習場障害防止対策現況調査業務委託料でございますけれども、現在、障害防止事業につきましては、3次で一応中断して、障害防止事業は、今、取り組みができてないところでございます。とはいえ、地元の期成会等々を含め、それぞれの要望の中で、障害防止に当たる事業として取り上げていく必要がございますので、今回、その帰責原因を調査するために、その業務を委託するものでございます。599万4,000円計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。使用料及び賃借料でございますが、59万2,000円です。車両借りにつきましては、九央道の地方大会でございます、その車両の借りにつきましては、27年度につきましては、宮崎県で開催される予定でございます。清掃用具はバスセンターです。携帯電話の伝送路共架料といいますのは、携帯電話の鉄塔を補助事業でつくっておりますが、そこに線を引っ張るのに、NTT柱、それから九電柱をお借りしており、その分の添架料と、共架料ということで、お支払いをする必要がございます。

次の、18節備品購入費でございますが、50万円です。これにつきましては、バス停が若干、幾つかもう古くなっておりまして、その更新、それから、バス内部の料金箱がちょっと破損したり、古くなったりしているものがございまして、そのバス停と料金箱の更新を行うものでございます。

19節負担金補助及び交付金ですけれども、2,275万2,000円です。これにつきましては、以下のいろんな会議に入っております、例年と変わっておりませんが、その分を計上させていただいております。一番下の地方バス運行等特別対策補助金につきましては、これは国庫補助系統と自主運行系統といいますけれども、本町を走っております熊本バスへの補助金でございます、これは県の算定によるものを、そのまま計上しているものでございます。公課費につきましては122万1,000円、コミュニティバスの税ということになります。

戻っていただきまして、54ページの特別財源の内訳を説明申し上げたいと思います。

企画費の特別財源として499万上げておりますけれども、これにつきましては、大矢野原演習場の事務委託金が10万円、それから土地利用計画の規制対策交付金が4万円、生活交通維持活性化補助金としまして、県から熊本バス関係、先ほど申しました熊本バス関係の補助金ですけれども、そのうち200万円、それから先ほど申しました、県のモデル事業をやっております再生エネルギーマイクロ水力発電の実証事業の補助金としまして285万ということでございます。

右側のその他の817万7,000円でございますが、この重立ったものはコミュニティバスの運賃で、800万を計上しております。その他、携帯電話に係る、逆に業者に貸し付けている分がございまして、3万2,000円、それから家畜検査場を運業者者に貸し付けている分を14万4,000円というところで計上しているものでございます。

それでは、57ページの下段でございますけれども、12目地域振興費について御説明申し上げます。

今年度、5,258万円でございます、前年度よりも2,520万円減額となっておりますけれども、これにつきましては、課の再編に伴う予算上の移行でございます。特定財源について153万上げておりますけれども、これは緊急雇用対策に伴う商工予算より、その一部をここに充てさせていただいております。その他は一般財源でございます。

まず、右側の8節報償費ですが、403万8,000円です。これは自治振興区の代表者会議の講師、年に1回は講演会やっておりますけども、その謝礼の3万円、それから地域おこし協力隊につきましては、現在、2名の隊員が活動しておりますけども、その報奨金として400万8,000円です。旅費につきましては132万4,000円、これは自治振興区の代表者会議と、それから地域おこし協力隊の活動の費用弁償でございます。普通旅費については一般事務費です。特別旅費につきましては、平成28年度に地域づくり団体全国研修大会というのが熊本県で予定されておまして、そのための事前研修ということで組ませていただいております。

次に、11節需用費でございますが、消耗品につきましては、地域おこし協力隊に係る経費として計上させていただいております。その他については一般経費です。

次ページをお願いいたします。58ページ、役務費です。役務費で10万8,000円、農作業体験手数料並びに地域おこし協力隊員傷害保険料、これはいずれも地域おこし協力隊の活動に伴うものでございます。地域おこし協力隊の活動に対して、農作業関係の将来の自立に向けてということで経験されておりますが、いろいろお願いする場合の必要費として出しているものでございます。

次に、13節委託料です。515万円、これにつきましては、サポートセンター事業委託料、現在、まちづくりやべに委託しておりますが、362万円です。これにつきましては、今、自治振興区単位とか区域単位の補助事業はいっぱいやっておりますけども、たくさんそちらで活動いただいておりますが、横のつながりとしての横断的な組織に属さないNPOなり、それから自主的な活動団体、こういったものの支援並びに自治振興区そのものが、今、直接いろんな補助事業等に受けられる制度がたくさんございます。そういった補助事業の支援もお手伝いいただくということでお願いしてる分でございます。その委託経費としてでございます。

次の地域資源利活用型就職促進支援事業ですが、これにつきましては県の緊急雇用事業の継続でございまして、昨年の残としまして、4、5、6の3カ月分、1年間の事業でございますので、あと3カ月分、この中で組ませていただいているものでございます。

14節使用料及び賃借料150万です。機械借り上げ料、地域おこし協力隊住宅借り上げ料、それから地域おこし協力隊の活動用機材借り上げ料、いずれも地域おこし協力隊の活動費として計上しているものでございます。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては例年の負担金を上げております。また、下から三つ目からございます自治振興区の助成金につきましては、毎年、積算の洗い直しはしながらしておりますけども、約、28の自治振興区に、平均しますと94万8,000円程度になります。もちろん人口規模等によって変わりますけども、平均94万8,000円程度になるかと思えます。自治振興区独自事業助成金につきましては、28自治振興区に40万円を限度として予算を計上させていただいております。

続きまして、まちづくり事業補助金でございますが、これにつきましては、まちづくり事業補助要綱をつくりまして、先ほど申しましたように、地域活動は地域団体のみならず自主的な活動がこの町を活性化するという趣旨から、まちづくり事業に4分の3の補助、50万円限度です、それから、それぞれ研修事業等された場合、3分の2補助で5名までの10万円限度ということで、

総額50万の限度で活動の助成をしているところでございます。

続きまして、13目広報費です。本年度予算額386万9,000円です。7,686万円の前年度比減額となっておりますけれども、これにつきましては、課の再編に伴う、主に防災係移設分の減額となります。

右側の節でございますが、旅費につきましては職員の一般事務費でございます。11節需用費につきましては29万3,000円、主に広報費の印刷製本費ということでございます。役務費につきましては広報車両用でございます。委託料につきましては90万8,000円、テレビデータ放送利用契約としておりますけれども、これはRKKテレビを利用して行っておりますデータポンの利用料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、それぞれ広報研修等に要するものでございます。

次ページをお願いいたします。14目情報費でございますが、情報費につきましては、今回、総務課からの文書情報係からの情報係が企画政策課に来たということで新設になります。1億28万1,000円ということでございます。特定財源でございますが、1,952万6,000円組んでおりますが、これにつきましては節のほうの説明に出てきますけれども、社会保障税番号制度システム整備費補助金ということで、国庫補助金でございます。いわゆるマイナンバー制度に対する国庫の補助金でございます。その他は一般財源となっております。

右側を説明申し上げます。9の旅費については一般事務費でございます。11節需用費につきましては、これは庁内電算機器並びに印刷製本については帳票用紙の印刷等々でございます。その他、各種機器の修繕料を組ませていただいております。12節役務費につきましては4,000万です。これにつきましては回線使用料、これは各出先との回線を専用線というので結んでおまして、その費用でございます。それから総合行政システムというものを使って事務をやっておりますが、その利用料でございます。委託料につきましては4,523万3,000円、同じく行政内部の事務機器のネットワーク関係の保守委託料が1万円と電算機保守料333万4,000円、その他、電算システムのサポートに4,168万9,000千円、衛星無線の通信実証委託料が20万円と組ませていただいております。

次に、14節使用料及び賃借料521万ですけれども、これにつきましてはパソコンのリース料、それに総合行政ネットワーク機器のレンタル料、それからパソコンのプログラムソフトですね、使用料ということで521万組ませていただいております。

次に、備品購入費でございますが、電算機器のそれぞれ備品が必要でございますので47万円、19節の負担金補助及び交付金につきましては、電算上の運用等につきましては、地方公共団体情報システムの機構の負担金として4万5,000、県内の全自治体が加入しております市町村電子自治体共同運営協議会の負担金が8万6,000、そして、今回、番号制度中間サーバー利用負担金ということで、これは全国ネットの中でのマイナンバー制度に伴うサーバーの利用の負担金でございます。653万6,000円を組ませていただいております。

次に、ちょっと飛びますが、75ページをお願いいたします。75ページ、2款総務費5項統計調査費の1目統計調査費総務費と2目の統計調査費でございますが、これにつきましては、本年度

10月1日基準日で国勢調査を予定しております。その経費が上がってきているところでございます。まず、1目の統計調査総務費でございますが、これにつきましては統計調査に係る一般事務費でございます。旅費、需用費、負担金については、ごらんとおりでございます。ただ、11節の需用費の書籍購入費につきましては、統計年鑑を1冊買うものと、あとは町民手帳の購入費が28万強、町民手帳の購入費というふうになっております。

続きまして、2目の統計調査費でございますが、895万7,000円から539万2,000円と、前年度比較から356万5,000円ふえておりますが、これにつきましては、特定財源のところをごらんいただきたいと思っております。824万3,000円の特定財源につきましては、国勢調査に係る費用の国からの負担金でございます。まず、1節報奨費でございますが、757万円組んでおります。工業統計に7万円、国勢調査に750万と、ほぼ国勢調査費用でございます。職員手当につきましては担当者の時間外でございます。その他、共済費も一緒でございます、職員の費用となります。賃金につきましては、国勢調査等々の臨時の費用としまして、4カ月分組ませていただいております。報償費につきましては10万円ですが、これにつきましては各世帯の調査を行いますけれども、事業所も協力いただいておりますので、この10万円につきましては事業所調査に協力いただいた分の謝金ということになっております。旅費については一般事務費です。

76ページをごらんください。需用費につきましても55万円ですが、ほぼ統計調査に係るものでございます。主に国勢調査となりますけれども、例年行っておりますほかの5統計調査の分も含んでおります。役務費については各通知を行うもの、10万円を組ませていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（中村一喜男君） 1項総務管理費の中の次の目について説明を求めます。

清和総合支所長、佐藤珠一君。

○清和総合支所長（佐藤珠一君） 清和水力発電所は、平成17年4月の運転開始から10年目を迎えました。その間、周辺整備や軽微な修繕及び5年目の点検を行いました。大きな災害や故障がなく、今日に至っております。また、平成23年7月から固定価格買い取り制度の開始により、電力の売電による収入も増加しました。今後もしっかりした管理運営に努めていきたいと思っております。

参考といたしまして、平成26年度の実績を報告します。収入額3,342万7,000円。

○議長（中村一喜男君） 支所長、ページ数ば言ってください。ページ数、言ってください。

○清和総合支所長（佐藤珠一君） ごめんなさい。まだ、済みません、これはページに入っ

おりません。申しわけありません。

○議長（中村一喜男君） 今、数字は何か。

○清和総合支所長（佐藤珠一君） 実績ですね。収入額3,342万7,000円、支出額500万1,000円、差し引き額の2,842万6,000円です。降水量が例年よりも多く、大きな施設災害や修繕がなかったため、平成25年度より421万円の増となっております。

それでは、61ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費15目小水力発電施設事業費です。本年度予算額2,020万5,000円。比較は1,612万3,000円です。これは27年度で10年目の点検を行うため、増額となっております。その他の財源の2,020万5,000円は、売電による収入となっております。

それでは、節の説明を申し上げます。11節需用費20万円ですが、施設の消耗品及び電気料です。12節役務費です。2万3,000円は、緊急時の電話料は、携帯電話にかかってくる電話料です。13節委託料1,943万7,000円ですが、その内訳といたしまして、電気工作物保安管理委託費として48万9,000円は、発電施設の電気系統点検、月2回、これを委託しております。その金額です。

続きまして、取水透水業務委託料ですが、24万7,000円は、取水口への水量確保のため、砂利掘削等の委託を計画しております。それから、施設管理委託料の63万円は、取水口及び周辺整備の草刈りや流木等の除去等の管理委託として、地域の人を予定しております。

続きまして、62ページをごらんください。発電機メンテナンス委託料1,800万円ですが、この内訳といたしまして、発電機の点検、月2回、これを委託しております。それが74万2,000円。それから、先ほど言いました10年法定点検が1,725万8,000円です。10年法定点検は、電気事業法の規定により提出している保安規定届け書に基づき、10年経過後に点検するものです。内訳といたしまして、水車発電機の分解、組み立ての部品更新が878万5,000円、配電盤のバッテリー増速機の部品更新が847万3,000円です。金額には、人件費や諸経費も含まれております。

続きまして、14節使用料及び賃借料ですけれども、流水占用料、水利使用料24万5,000円というのは、県が河川法に基づきまして徴収する使用料です。

続きまして、22節補償補填及び賠償金ですが、これは緑川漁協、県の補償金として、30万円を補償金としております。また、委託料の中の支障木の7万1,000円とありますが、発電所からの送電線に木がかかりますので、その伐採料として7万1,000円を上げております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

地籍調査課長、藤原栄二君。

○地籍調査課長（藤原栄二君） それでは、62ページをごらんください。2款総務費1項総務管理費16目地籍調査費でございます。本町における地籍調査事業の開始時期でございますが、蘇陽地区が平成元年度から開始されております。清和地区が平成9年度から、矢部地区が平成15年度より開始をされております。現在、3地区6班体制で取り組んでおりますが、平成27年の3月現在の進捗率は、蘇陽地区が約78%程度、清和地区が約54%、矢部地区が約16%程度でございます。ちなみに、山都町全体の進捗率は、約42%程度でございます。平成27年度の一筆地調査は、

蘇陽地区が玉目及び長谷の一部、清和地区が尾野尻の全部及び木原谷の一部、矢部地区が杉木の一部を計画しております。

それでは、予算について説明をさせていただきます。本年度の予算額が3億3,361万2,000円を計上いたしております。前年度と比較しますと、3,405万5,000円の減額になっておりますが、これにつきましては、仕事量、事業量は計画どおりの事業量、むしろ26年度よりも広い面積を調査するわけですが、調査をする現地の状況によりまして、事業費の積算基準単価が異なってまいります。現地調査する一筆一筆の面積が広がりますと、縮尺が2,500分の1の縮尺での作業となります。26年度は1,000分の1の縮尺で行ってございましたが、27年度は一部2,500分の1の縮尺で仕事をすること、それに伴いまして単価が引き下げられる、結果的に事業費が3,000万円ほど下がったというところでございます。財源の内訳であります、国庫支出金が2億1,175万5,000円、一般財源が1億2,185万7,000円でございます。

続きまして、節ごとに御説明申し上げます。報酬の地籍推進員報酬につきましては、年度当初の推進員さん方の全体説明会、及び6月から11月までにかけての現地での立ち会い、これに伴います報酬でございます。事務補助非常勤職員報酬は、嘱託職員2名分でございます。給料、職員手当につきましては、職員7名分でございます。共済費につきましては、職員7名分と嘱託職員2名分でございます。

賃金につきましては、地籍図根三角点測量時の流木等伐採時の賃金でございます。旅費につきましては、費用弁償は推進員さん方の全体説明会、及び現地立ち会い時の日当でございます。需用費消耗品につきましては、用紙代その他でございます。公用車の燃料代につきましては、公用車6台分でございます。12役務費につきましては、郵便料は切手代でございます。推進員、土地立ち会い者の保険料につきましては、現地調査に立ち会っていただく場合の保険に加入しております。

次ページをごらんください。委託料は2億7,150万4,000円を計上しております。この部分が平成26年度と比較しまして、3,000万円程度減額になっております。先ほど申しました一筆地調査をする現地の状況によりまして、一部が縮尺を前年度が1,000分の1で調査したところを、今年度は2,500分の1の縮尺で調査するということで単価の減額、そのことが需用費の減ということになっております。

使用料及び賃借料、これはパソコン等のリース料、地籍情報管理システムでございます。備品購入費につきましては、計測機器購入費でございます。これはデジタルプランメーターという面積計を1台購入予定でございます。19節負担金及び交付金につきましては、県国土調査推進協議会負担金でございます。現在、熊本県下22の市町村が加入しております。22節補償補填及び賠償金でございますが、流木補償費でございます。地籍図根三角点測量時に伴う流木補償でございます。17公課費につきましては、公用車車検時3台分でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、甲斐重昭君。

○税務住民課長（甲斐重昭君） 税務住民課関係の予算の説明を行います。町税は本町の貴重な一般財源であります。税務住民課は、その税金に関する業務に当たり、税のモットーである公正で公平な課税、そして確実、正確な徴収に努めているところでございます。町村合併以来、滞納額は年々増加していましたが、上下益城郡各町及び熊本県広域本部との合同捜索も功を奏し、おかげさまで近年、滞納額が縮減方向に向かっております。

税務住民課では、90%を超すまじめな納期内納税者との公平性を保つため、滞納者には厳しく対応することにしております。しかし、近年の不況あるいは高齢化に伴い、資産・資力のない滞納者もふえております。このような方には生活状況を精査し、法に照らした執行停止との処分も進めていく必要がございます。今年度から、個人の事業主が所有する償却資産についても積極的な把握に努め、法に照らした課税を行うことにしています。

償却資産は自己責任による申告ではありますが、申告した方が不公平とならないよう、未申告の方々へは厳正に対処してまいります。納税は国民の義務であり、取るものではなく納めてもらうものとして、その指導のため、今後も少々厳しい取り立てを行う覚悟でございますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

それでは、予算の説明を行います。65ページでございます。2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。総額が9,093万9,000円でございます。前年度より1,254万7,000円の減額になっております。これは、職員数の減によるものが主でございます。報酬につきまして、固定資産評価審査委員報酬、それから税務徴収指導員報酬でございますけれども、税務徴収指導員は、国税庁のOBの方による徴収の専門的な手法等の指導を受けるための経費を計上しております。それから、固定資産地籍情報入力嘱託職員報酬、これは地籍調査等における登記情報の課税台帳登録事務の嘱託職員の1年分でございます。以下、給料、職員手当、共済費、人件費等は、先ほども申しましたけれども、本庁の職員が10名、清和と蘇陽各総合支所1名、計12名分の人件費でございます。

それから、66ページでございます。7節の賃金は確定申告を現在行っておりますけれども、その会場が3カ所で行っております。矢部地区、清和地区、蘇陽地区、それぞれの確定申告時の受付事務の補助員の人件費でございます。それから、需用費につきましては、税務関係の法令集の追録代を計上しております。委託料55万1,000円につきましては、確定申告前に各事業所から送られてくる個人の給与支払い報告書のデータを電算に入力するための費用でございます。以下、負担金関係は前年とほとんど変わりません。

それから、次の2目に移ります。67ページでございます。前年度と比べまして、90万8,000円の減額となっております。これは、主に昨年度税務課におきまして、捜索関係の資料を載せるために軽のライトバンが必要ということで、備品購入をお願いした関係で、その分の減額が主でございます。内容的には、徴収に必要な一般的な諸費用を計上しております。

主なものを申し上げます。12節の役務費の中の携帯電話料というのは、昨年購入したものでございますけれども、捜索現場と滞納者との直接連絡を現場でする場合、今まで個人の電話でしてございましたけれども、個人情報漏えいということもありますので、携帯電話を購入してござ

す。その電話料金でございます。それから、その下のほうで、地方税電子申告支援サービス利用料として計上しておりますが、これはe L T A Xといたしますけれども、地方税電子申告支援サービスといたしますが、その利用料でございます。審査サービス、電子申告、年金徴収、国税連携、そこあたりの全国版との連携をしております。

それから、クリーニング手数料というのは、公売会等ではお呼びを持っておりますので、お呼びのクリーニング代でございます。それから、インターネット購買システム利用料3万3,000円というのは、差し押さえた物件を、山都町とか近隣での売却においては低価格でしかできないものを、インターネットを使えば、いろいろ高く売れる品物もございます。例えば、人形のフィギュアとか古銭とか、そういう形のもは地元ではなかなか売れないんですけれども、インターネットを通せば、かなりの高額になるということになりますので、インターネットを使った公売をしております。その分の手数料でございます。

続きまして、68ページでございます。13の委託料でございます。土地評価関連業務委託料1,255万8,000円で計上しておりますが、昨年の12月に債務負担行為をお願いした分でございます。土地評価関連業務委託料は、平成27年度から平成29年度までの債務負担で行っておりますけれども、不動産における評価業務であります。平成30年に行う評価がえの準備作業となるものでございます。今回まだ契約をしておりますので、債務負担で計上した金額以内でしておりますけれども、今後入札等におきまして減額が予想されます。

それから、公図訂正業務委託料、ここあたりは地籍調査等が入った分とか、個人での売買と個人での分筆等があった分を委託しております。それから、その下の地方税の電子申告支援サービスでございますけれども、これはポータルシステムといたしますけれども、その更改に伴う改定でございます。その作業または試験対応でございます。電子申告や年金徴収のシステムの設定と運用を行っております。ここあたりも全国版との連携でございます。それから、以下、平常的な金額をしております。23の償還金利子及び割引料でございますけれども、ここあたりは過年度分における過払い分の支払いの節を設けております。還付加算金というのは、その分の利子をつけて払う分でございます。

続きまして、一番下の経費のところの財源の内訳でございます。国庫支出金1,890万円、これは県民税を町民税と一緒に徴収しております。その分の委託料を県からいただいております。その分の金額でございます。その他の234万2,000円でございますが、これは、地域雇用創出基金からの繰入金等、あと、督促料延滞金等を入れております。

続きまして、69ページ、今回新しく立てましたけれども、2款の3項戸籍住民登録費1目戸籍住民登録費でございます。予算額は6,303万5,000円でございます。前年度と比べまして、1,345万5,000円減額しております。これにつきましては、課の統合によりまして職員1名の減、及び昨年度庁舎が新しくなった関係で、金庫等の備品を購入しておりました。その分が今回入っておりませんので、その分の減額でございます。あとの金額につきましては、戸籍住民係における職員の給料、その他必要経費を計上しております。職員につきましては、本庁が5名、清和と蘇陽それぞれ2名の合計9名分を計上しております。

70ページをお願いします。この中でファクス送信機という形で、ファクスリース料という形で上がってきておるかと思えますけれども、これは蘇陽郵便局及び柏郵便局において証明書を発行するための契約を締結しております。その費用を計上しております。実際、去年の分で計算しましたところ、1通当たり、238円の金額がかかっております。この分につきましては、今、試行的な形で蘇陽でしておりますけれども、全町的な形で、今後広げていかなければならないと考えております。その分の試行という形での金額でございます。

それから、その下の委託料の一番下のところで、住民記録システム改修業務委託料、これはマイナンバー制度が始まることによりまして、住所表記が正確に記載されなければならなくなりましたので、その分のシステム改修が必要となっております。今までどこどこ団地という形であったのをどこどこ団地の何棟、アパートであれば、何々アパートの何号室というところまで表示しなければならなくなりましたので、そこあたりのシステムを改修する予定でございます。

一番下のところの財源内訳でございます。国庫支出金27万円、これは国庫委託金また県の委託金、戸籍事務に伴うものの委託金をいただいております。その他の財源1,010万3,000円、これにつきましては、戸籍事務の交付手数料を計上しております。

以上で、終わりのところなんですけれども、税務課といたしましては、歳入のほうを説明させていただかなければ意味がないというわけではないんですけれども、わかりにくいところがございますので、この場で歳入のほうを説明させていただきます。

まず、10ページをお開きください。10ページ、町税町民税1目の個人法人の町民税でございます。前年度と比べまして、所得の伸びが若干少なくなっておるんですけれども、今まで普通徴収においては94%の徴収率、特別徴収においては98%の徴収率として、前々年度あたりから比較したところで今年度の予算を計上しております。それから、滞納繰越額につきましては、現在ある滞納額の15%の徴収率を見込んでしております。法人の町民税につきましては、前年度の実績より計上しておりますが、現在、前年度の予算よりも1,000万以上の収入が上がっておりますので、そこあたりの実績を見たところで、昨年度より700万ほど高く見積もっております。滞納繰越額につきましては、これも15%の額を計上しております。

それから、2項の固定資産税1目の固定資産税でございますけれども、前年度に比べまして1,383万円増額しております。内訳として、課税対象として土地のほうは1億4,000万ほど、家屋のほうは2,100万ほど、償却資産のほうは1,700万円ほどを見込んでおります。その大体97%を計上しております。中身として、土地のほうは評価額としては下がっておりますけれども、家屋のほう、償却資産のほうはふえております。償却資産の関係は先ほども言いましたけれども、今年度からその把握について努めるようにしておりますので、その分と太陽光の発電関係の評価が出てきておりますので、その分が税額としてあらわれてくると考えております。それから、滞納繰越額につきましては、今までの滞納額の状況から見まして、10%の徴収ということで計上しております。

その下の2目の国有資産等所在地市町村交付金でございますけれども、これにつきましては九州地方整備局、これは緑川ダム、熊本県の県職員の住宅、九州森林管理局の国有林の交付金でこ

ございます。固定資産にかわる分を交付金としていただいております。金額がこう下がっておりますのは、国有林の評価額の減少、そこあたりの家屋償却資産等の減によります金額の総額の減でございます。

それから、11ページになりますけれども、軽自動車税、現在の登録台数は1万3,195台でございます。その分に対しまして算定をしております。税額の96%の額を徴収見込みとしております。それから、これにつきましてまだ確定はしておりませんが、国のほうで、本来うちの税条例も変更いたしまして、今度の4月から二輪の原付とか、そこあたりの税額を上げるようにしておたわけでございますけれども、きょうも県のほうから連絡が来ておたんですけれども、この国会の内で、税の軽減という形で1年間先延ばすという状況になっておりますので、今後一応、そういう形を見込んだところでの税額を計上しております。3月31日での専決処分という形になるかとは思いますが、今のところまだ確定ではありませんが、国のほうでそういう法律の改正がなされようとしておりますので、その分で計上しております。

それから、滞納繰越額90万につきましては、現在ある滞納額の15%の徴収で考えております。それから、たばこ税、前年度より729万6,000円を上げておりますけれども、実際本数といいますか、毎年下がってきておるんですけれども、1年前に県の税金が、県の取るべきものが町に変わったわけでございます。その分の変った分、それからこちらが見込んでおた消費本数の減が、思ったより減らなかったというところで、実際今いただいておりますお金の近いところの金額で計上しておりますので、こういう形で、昨年度の見積もりよりもかなり、現在の今、たばこ税としていただいております金額に近づけたところを計上したということでございます。

それから、入湯税でございます。これも前年度までの実績額から算定しておりますけれども、国民宿舎通潤山荘の宿泊者数による減でございます。通潤山荘の宿泊者がふえれば、当然入湯税もふえるということでございますので、御了承願いたいと思います。

以上で、税務住民課の説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） それでは、76ページをお開き願います。6項1目監査委員費です。平成27年度は1,054万1,000円を計上しております。ほとんど経常経費でございます。平成27年度においては、例月監査の重点化を図るため、例月監査の日数をこれまでの57日から59日へと2日ふやすことに伴い、4万円程度増額となっております。

1節から4節までは、監査委員及び職員1名の人件費でございます。9節の旅費は、監査委員の費用弁償が主なものでございます。11節需用費及び19節負担金・補助及び交付金につきましては、支出見込み額が前年度と同様でありますので、そのように計上しております。

以上で、監査委員費の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 以上で、2款総務費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、最後のほうから行きます。甲斐課長のほうに。

40年ほど勤めて、最後は「取るものでなくて払うものだから、積極的に取ります」と何となくロジックがおもしろくて笑ったところですが。これを見ますと、純然たる、あなたのほうで直接取るやつというような、約10億7,000万だな。あとは、たばこ税とかそういうのは自動的に入ってきますから、直接あなたたちが苦勞するのは、10億7,000万ぐらい。これは徴収率何パーセントで見ているのかというのが一つですね。100%じゃないだろうと思うんですが。

100%と見ても、1億7,000万。コストが1億1,000万ぐらい、約1割のコストがかかるんですね。このこともやっぱり後に引き継いでいってください。町民の皆さんに、払う義務がある町民の皆さんにもこのコストがかからないように、積極的に払ってくださいと、これは義務ですからということをね。あなたのところで苦勞して、この数年の間チームも意欲が高まって、スキルも私は高まってきたように見ております。やめるに当たって、そこの引き継ぎをきちっとやってもらうということです。ですから、ここで聞いておきたいのは、徴収率を何%見るのかということをもまず聞いておきます。

それから、2番目には、これは佐藤課長に、清和水力発電所ですね。去年は幸い何もなかったということですが、1,800万というのはオーバーホールなのかな。単なる点検なのか。オーバーホールになってくると、根本的に抜本的な修理なんです。これは定期点検というから、オーバーホールじゃないだろうとは思いますがね。オーバーホールになってくると、もっと金がかかります。

私がかつて試算したところでは、投資額を回収するには、前の料金体系のときは約60年かかるんです。その金で定期点検、それからオーバーホールが入ればもっと違うんですね。この60年というのは、私は安定的に、あの当時の計算で約1,000万だったかな、入るという計算で、維持費が約500万ぐらいだったと思うんです、私があたのとき計算したのは、それを直線的な計算でコストを出していったわけですね。直線的評価で試算をしてみた。途中でトラブルがあったり、あるいはオーバーホールとか、そういうのを入れると、あたのとき私が予想したのは100年かかるという感じでした。そのときは新しく更新しなきゃならんわけですね。

企業の水力発電所は、私の村にあるチッソの発電所ですけども、昭和5年にできているんです。発電機はドイツのシーメンス。シーメンス事件という、皆さん、歴史で習ったでしょ、汚職事件があったんですが、それをオーバーホールしながら、100年近く使ってきているんですよ。水力発電というのは、元のエネルギーはただだけれども、かなり維持は大変なんです。

私、これを何でくどくど言うかということ、本田課長のところの総合計画で、ことし4か所ほど予定していますね、候補地を。安易にできないんですよ。そういうのを総合するとかなり難しい。やっぱりプロに任せないと、自治体では大変なことになってしまうおそれがあります。季節の農業用水路とか、あるのを活用するのは非常にいいんです。これをやっているところは幾つかあります。しかし、新たに沢の水を引き込んでということになると、この清和発電所をぜひ教訓にさせていただきたいと。

幸い、今34円かな。だんだん下がってきますね、今後は。ソーラーが35円で始めて、今29円ぐ

らいになったのかな。水のほうはそれなのかしれませんが、そこは調べておりますか。今後の見通しを教えてください。そういうことで、今の試算でいけば、十数年で元はとれると。しかし、あと10年したらオーバーホールが待っています。たしか建屋も取り外して、クレーンで上げなきゃいかん。非常に設計が悪いからですね。そういうふうになっています。オーバーホールすればそういうことです。定期点検だったら、あそこの中で少しばらしてやればよいということだろうと思います。その辺のところもちょっと教えてください。この税務と水力発電のほうを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、甲斐重昭君。

○税務住民課長（甲斐重昭君） 徴収率をどのぐらいで考えておるかということでございますけれども、先ほど歳入の中である程度の予算的な率はしてございましたけれども、住民税で現在が98.5というところでいっております。ただし、98.5でも、県下では真ん中ぐらいしかいっていない。これはやっぱり99にしなければならぬと私は考えております。

今の住民税関係は、普通徴収並びに特別徴収という形でございます。特別徴収というのは、特に会社等勤めておられる方々から、直接会社がまとめて税金を納めるわけでございますけれども、そういう形でございますので、勤めておられるところが多い市町村においては、住民税の徴収率が高くなると。山都町においては、勤める人の数が少ないもんだから、普通徴収という形になってまいりますので、普通徴収における徴収率が悪い関係で、どうしても全体的には引き下げおるようなところでございます。

それから、固定資産税関係が大体97%ぐらいと考えております。固定資産というのは、皆さん御存じのとおり、収益がなかなか今上がらない関係で、土地は持つとっても税金だけ納めなければならぬかという話もたくさん聞きます。先ほどの償却資産も固定資産の中の一つでございますけれども、土地、家屋、償却資産と三つの柱になっておるわけでございますが、特に土地に対しては、土地の評価も実際下がっておるんですけれども、実際それからの収益がほとんど上がってきておらない状況の中で、所得のあるところは構いませんけれども、なかなか所得がない、財産はあるけれども一銭がたにもならぬというような形かもしれません、なかなかこれは徴収が上がらない。

本町においては、固定資産が大体半額を占めております関係で、固定資産の徴収率が上がらない関係が、全体を引き下げおるという形でございます。一応今のところ、97%で徴収率を見ておるところです。

あと、軽自動車関係も大体97%ぐらいでございます。ただ、軽自動車関係は、先ほども言いましたが、ことしの4月から上がるようになっておったわけでございますが、新車登録をされて、実際、28年度から軽自動車税は1.5倍、今、7,200円のやつが1万800円ということになりますけれども、そのほかに13年たったものが、今度は重課という形で実際になってまいります。

重課という形になれば、2割増しということになりますので、新車購入したとき、税金の1万800円の2割増しという税金を納めていかなければならぬ形になってきますし、軽自動車については、車検等があるから、それを受ける人は払ったりいたしますけれども、ほかの小型特殊関

係、車検なんかが要らないものですね、そこあたりの把握がなかなか難しい関係で、どうしても徴収率が、軽自動車関係については、96から7ぐらいの徴収率しかならないというところがございます。

それから、国民健康保険のほうも私のほうでしております。一時期は90そこそこのパーセントでおったわけでございますけれども、私が引き継ぐ前が九十三点何パーセントだったかと思いません。私のときになって94を飛び越して、95%で今取っておりますので、そういう形で、実際、全体的な形の国民健康保険税の税額も上げておったわけでございますが、それに対してほとんど変わらないぐらいの徴収率を確保しております。

それから、滞納繰越額につきましては、先ほど大体10から15ということで話をしておりました。これは、分母になる分の金額が全然取れない、まず無理だということがかかりの率を本当は占めております。実際、滞納繰越額は2億8,900万ぐらいありますけれども、この中でこれは取れないだろうというのが半額以上占めております。そこあたりを見きわめなければ、全体的にスムーズになれない。徴収係のほうで、人件費として削除するためには、そこあたりを小さくして現年度の徴収に全神経を注ぐぐらいの形になってくれば、うちあたりの人員ももう少し少なくなってくるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 清和総合支所長、佐藤珠一君。

○清和総合支所長（佐藤珠一君） この1,800万の予算の中の、これは一応点検ですので、解体して組み立てるだけの経費でございます。ですので、オーバーホールとなりましたら、ちょっと計算はしてはおりませんが、それ以上の金額がかかると思います。

それから、当初から2億以上のお金がかかっておりますので、償還のほうは平成36年まででありまして、買い取り価格が20年ですので、ちょうど平成37年までは今の金額でなっておりますが、その後はいろいろ金額が下がった場合、管理というのは難しい面が考えられます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 水力発電所のことは、今さらとやかく言っても詮ない話です。これをどう良好な状態で運営して、発電させるかということですよ。それを新しい今度は自然エネルギーをこの町が導入する、そういう施策を入れるということであれば、そこは十分いい教訓にしようという意味で尋ねておきました。最終的に、あのとき計算したのは、たしか3億近くなくなったんじゃないかなと思う。あと、いろいろ入れたのがありますので。

税務課は、今の話を聞きますと、固定資産税が97と98ですね。それがこの5億幾らと3億幾らで出ているわけですね。最初からそこに、実際の収入額を落として計算せざるを得ないと。それが現実の問題ですね。これは、ぜひ町長のほうに私はお願いしておきたいんですが、滞納についてはどうしても過去のやつにとられる。そして、過去のやつを1,000円払うから、ことしの1万円を待ってくれという形で、悪循環になりやすいんですね。

だから、今、甲斐課長が言ったように、過去のやつを一応置いて、とにかく現年度だけは払う。そして、過去のやつはまた分割払い。恐らくそういう形でしておるとは思いますけれども、そういう方法をとる必要があるんじゃないかなと。みすみす最初から、1億1,000万ぐらい内輪に見積もった歳入計画です。町税がトータルでは、いわゆる町税と言われるやつは11億ぐらい。直接とにかく取るのは、私が今計算してみると、10億7,000万ですね。これだけは確実に入るようになさなきゃなりません。そういう方法をぜひとっていただきたいと思います。

私は税務と水力発電、総務課ではこの二つがちょっと気になったところですので、質問しておきました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼いたします。大変丁寧な御説明をいただいたところですが、二、三、私、慣れませんので、教えていただきたいところがあります。

企画の部分です。ページは57ページのところですが、地域おこし協力隊、このシステムというか、働いていらっしゃることはよく存じているんですが、2名ということで、私、1名の方は存じ上げているんですが、どことこの地域に入っているのか、そしてこれが3年か何かだっただと思いますが、定住を目指していくというようなところで活動していらっしゃると思いますが、簡単に今の活動の状況を教えていただければ幸いです。

それから、次ページ、58ページ、サポートセンター事業委託料362万ですが、もう一度説明を、誰がどのように、何に利用するのかをもう一度お聞きしたいです。

それと、その下のページ、59ページのデータ放送ですが、データポンに90万ということですが、こないだ、やまトークのときにも1ページものをお配りになっていましたが、もっと広くみんながわかるように載せていただきたいということと、これをもっと有効に活用していただきたい。余り更新されていないときがあるようです。なので、お金を払っている以上、きちんと活用できるような方策をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、こないだ、住民の方からNHKの情報……、私もよく朝からNHKを見るんですが、NHKでも地域の情報をデータ放送でやっていますね。かなり広範囲にいろいろな情報が、何とか祭りとか、かなり小さいような地域の行事も入っているんですが、これはやはりNHKに使用料とか何かそういった、何ていうかな、やっぱり朝からNHKを見られる方も多いので、こういうのも、もし余り負担でなければ、研究していただいたらいいんじゃないかなと思っております。

それと、もう一つ、次のページの60ページの電算システムサポート委託料の内容について、済みません、もう一度教えてください。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊、現在2名の地域おこし協力隊がこの町で活動しております。地域は両名とも菅地区でございます。本年あと2名の募集を実際はかけておりましたが、活動者

は今ゼロということになっています。

ちょっと外れますけれども、なぜかといいますと、応募は若干あって1人採用したわけですが、個人個人の人を入れ込むというのは非常に難しいもんだなということがありました。また、地域おこし協力隊も全国的な規模になったものですから、どうしても有名地の募集先に応募することがあったのかなということがありまして、地域おこし協力隊にはもう数名拡充していきたいなという思いがありましたけれども、現在は、昨年応募された方と一昨年応募された2名が動いているという状態です。

彼らにつきましては、菅地区に入りまして、地域活動の支援をするとともに、将来的に定住に向かったということで、農作業の手伝い、それからあの地域に交流館がございまして、そちらの運営に今後携わっていきこうということで、みずからの3年後の定住に向けての活動を今、模索しているという状態であります。

その人は女性なんですけれども、もう1人、男性もそれと同じ活動をしながら、昨年入りました男性のほうにつきましては、猟のほうに携わっておりまして、猟銃の許可申請もしながら、地域の有害獣のほうと一緒に習いながら、ぜひそちらのほうの活動をしたいということで頑張っているようです。

この地域おこし協力隊の制度につきましては、国のほうも倍増させるという言い方をしておりますが、なかなかほんとに厳しい状況があります。ただこの制度は、国のほうの特別交付税で全額対応になりますので、町にとっての負担はほぼないということの中では、ぜひ活用していったほうが移住・定住の対策の一つとしては有効な方法ではないかと考えております。チャンスを見ながら、もう少し拡大していけたらと思います。

ただ、ぜひ地域の中に入り込んでいただきたいので、地域に住む家があることと地域のほうがそれをサポートする体制があること、これはぜひお願いしたいということで、地域の受け入れ体制があって初めてこの制度は生きてくるのかなと思っております。

次に、サポートセンターですけれども、まちづくりやべのほうに事業を委託しておりますけれども、先ほども申しあげましたけれども、これまでのいろいろな補助金、助成金というのは、地域づくりに関してもですが、トンネルといいまして、例えば国・県、いろいろな団体の補助金というのは、1回町で予算化して、町から直接申請団体におりることが多かったんですが、昨今はそれもあります、直接団体が応募しまして、補助金がおりの例も多うございます。

特に、熊本県でも「里モンプロジェクト」とか「夢チャレンジ」等、いろいろ活用されておりますが、宝くじ助成金のほうも、町の予算は通りますけれども、かなり地域の方が計画策定段階から苦労しているところでございます。

今、そういった事業については、役場の地域班のほうも随分協力はするんですけれども、実際、計画から実行、イベントなり何なりをやるときに、実行しなきゃなりません。そういったときに、役場の職員は日中はなかなかできない。夜と土曜日曜しかできないということになりますから、日中の支援業務もございまして、イベントについては募集なりのお手伝い、もちろん最初から言いますと、補助金の申請からイベントの実行なり事業の実行、それから実績報告というお手伝い

をやっていただくということが出来ますし、これにつきましては、自治振興区についてはそういった体制もとれますが、自治振興区でない青年グループとか女性グループとか、もしくは任意の団体であっても、地域づくりには山都町を横断的に動くいろいろな体制も必要だということで、そこをサポートするのがこの町は弱いというところから、この業務をお願いしつついるところでもあります。

まだまだ活動について弱いところがございますが、昨年についても各地域なり団体なりの事業のお手伝いをするということであります。今後これは、拡充、充実をしていってもらいたいと思っていますところでもあります。

3番目のデータポン、データ放送の活用についてでございますが、確かに弱いところがございます、今回やまトークの中では、回らせていただいたところには、ぜひ活用いただきたい、見てくださいという形で、チラシ等を配りながら説明を申し上げてまいりました。

どうやって掲載をしているかといいますと、本来私どものところが窓口をやっておりますので、必要と思った情報については企画政策課のほうでも上げておりますが、各部署から自由に上げることができます、情報は。それについて、スピーディーに承認をするだけでアップできますので、大体1分以内には情報が載るということでございますので、ぜひ活用をお願いしたい。

それから、行政防災無線につきましては、何々課とどこどこからのお知らせですという言い方をしていると思います。ところが、このデータポンにつきましては、その制限がございません、法的な。ですから、地域活動、例えばこういうお祭りをやります、イベントをやりますというのも自由に上げてもらって結構ですので、ぜひこの拡充を図ってほしい。地域からの情報を入れてもらえば、それはフリーパスで、各課からの紹介ですというのはなくてもいいわけですね。そういうことでは、自由に使っていただきたいと思っております。

それから、NHK、ほかの民放でもテロップで下のほうによく朝から出ております。NHKについては、利用料金はたしか無料だったと思います。活用していかなければならないと思っておりますが、ただ手続的には、事前に情報を流して、向こうから許可をもらってということで、私どもの課だけではなかなかできないので、そういう窓口はございますので、各部署がそういうのを流したりというのをつなぐ役目はやっていけるのかなと思います。これは、ほかの民放に対してもそうです。そういった思いがあります。

戻りますが、今回データポンを採用した背景には、どうしても行政防災無線では聞き逃し、後戻りができませんので、テレビで文字データとして見れば、日曜当番医からいろいろなイベントの情報にしろ、通行どめにしろ、緊急情報にしろ、文字で確認することができますので、このやり方は今後もっと発展していくのではないかと考えております。

続きまして、60ページの委託料電算システムサポートの委託料でございますけれども、これにつきましては、行政内部の事務用に使っているわけですが、かなり大きなシステムでございます、この電算システムも大がかりなものでございまして、職員が情報係は3人体制ですが、実際やれているのはそのうちの1人でございます。そういったシステムには専門性が需要でございます、その支援といいますか、保守的なものからシステムのサポートについて、かなり高額

であります、4,100万円強の予算を必要としているということでございます。詳細に、どうしてこれが要るのかという説明は難しゅうございますが、これについて、運用上どうしても必要なものであるということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 私も、57ページの地域おこし協力隊のことについてお尋ねしたいと思っておりますけれども、今、2名山都町のほうに入っておられます。条件的に年齢制限があるとか、例えば1人200万程度ですか、報告の義務とか、定住に向かってされていると思っておりますけれども、これらの方々の成果がどのようになっているのか。条件的に、どのような職種・企業に運用できるのか。地域の中の部落単位で住宅等が提供できれば、できるのか。いろいろな条件があるかと思っておりますけれどもですね。

定住が目的と言われましたけれども、基本的には地域おこしが目的であろうし、例えば農業の中で、有機農業をされている方がいらっしゃいますね。その中に事務局として入れて、それを全国に発信するような、ここからある程度のところにおいて情報できるような形でもいいのか。そういうことであれば、農業が低迷している中でどのように活用できるのか。いろいろな形での活用法、あるいは協力をいただく方法があると思うわけです、より効果的ですね、地域おこし協力隊ですので、どこにいてもできるんじゃないかなとも錯覚してしまうわけですね。

うちが考えている農業問題、観光問題、全てのことに於いてどのような形でも協力できるのであれば、いろいろな視点からものを見て、活用できるんじゃないかなと考えたわけですので、そのところをお知らせ願いたいと思います。

あと1点が、自治振興区における独自事業ですね。それと、まちづくり事業の補助金です。ここらあたりにつきまして、本当に足りているのか。いろいろな形で地域における補助金というのは、自治振興区の補助だけでありますので、そのほかに独自事業、突発的な事業を考える必要があると思うわけですね。いろいろな形で地域の特性を生かした地域づくり、あるいは、こういうのに関しては、イベント的なものでもいいのか。何か興さなきゃいけないというのじゃなくて、ちょっとイベント的なことをやって、それを地域の振興につなげ、生かすようなものでもいいのか。そこら辺につきまして、要望があれば補正、追加でもできるのか。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 後藤議員の質問にお答えします。

地域おこし協力隊という制度は、今現在入れている手法は、地域の中に入れ込もうという移住・定住の視点から、特に地域限定型で募集しておりました。おっしゃるように、例えば農業分野を山都町全体として動かすのに、事務局員として呼ぶのはどうかとか、観光もそうです、おっしゃったように、幅広くやることは可能です。そういう募集の仕方をして、枠はありますけれども、1年から3年間、マックス上限3年間ですけれども、そういったことで入れたいと、そういう制度を活用しようということは可能です。

条件がありますのは、熊本市を含む都市圏からの移住でないこととだめということです。例えば、都市圏以外のところで活躍した人を入れようというのは無理なんです。それから、年齢制限に対しては、内規として若い人ということで決めておりました。どうしても、これから可能性のある若者を入れて活動してもらいたいという意味から、年齢制限を設けておりますが、これについては内規ですので、要項の変更は可能でございます。いい制度であるのは間違いないと思いますから、こちらが連れてきたから、さあ、使うてくれという意味ではなくて、受け入れ側でぜひそういう制度を使いたいという計画があれば、予算のお願いをしながら入れていくことは可能だと思っております。

それから、地域づくりのサポート体制での独自事業やまちづくり事業についてでございますが、独自事業につきましては、本来上限40万の中で、地域の課題を解決するために、自治振興区の助成金とは別に、公平に上限40万円を28自治振興区分用意しております。もちろん使わなかったところはお返しいただきますけれども、40万では足りないというところも確かにございました。それで、計画的にやられる分については、繰り越しは結構ですというふうに昨年度から変えました。

例えば、40万を3年繰り越せば120万になりますから、120万の事業ができるわけですね。そして、さらにはその120万を元手としていろいろな補助事業を使えば、それが2分の1補助だったり、3分の1補助だったら、その2倍3倍が使えますので、そういう裏負担にしても結構です。地域の課題は、自分たちで工夫さえていただければ、使えるようにしようと思えました。ただ、チェックだけはさせていただくということで、計画は出していきたいと思っております。

まちづくり事業につきましては、年間200万用意しております。確かに地域だけの活動では済まない活動、例えば講演会をやりたいんだとか、こういうイベントをやりたいというときに、任意の団体が結構自分たちで実行委員会をつくってやられます。去年は、10件分全部使ってしまいました。もちろん予算の範囲内ですので、若干の絞りはさせてもらいましたけれども、地域の特性を生かすために、地域で活動される活動を支援するのに、自由に使えるというか、割と制限のない形での負担をするようにということでつくりました。

まちづくり事業につきましては、町から別に補助金を受けていない団体とか組織に、任意の団体で結構ですから、そういう活動をするところが急にやりたいと言ったときに、年間何回か募集をしながらやれるようにしておりますので、ぜひ今後も活用していただきたいと思っております。

まちづくり事業について足りているかということにつきましては、おおむね去年はちょうど本年度末までの間で、12月までの間に使いましたので、ちょうど今がいいぐらいかなと。もし足りなければ、お願いしながら若干補正をしていくことも、事情が許せばやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長のほうの説明でわかりましたけれども、地域おこし協力隊に関しましては、観光を初め、農業面で、特にうちの場合は、有機農業とかトマトとか施設農業もあってブランド化を目指しているところなんです。そういう中で、やっている方にいろいろな形と人脈があると思うわけです。実質的に、そういう方たちが自分たちで相談して、うちの町に

入ってきていただきたいというのであれば、ぜひそれはもう3年間入っていただいて、いろいろな形でサポートしていくことは、金が足りないなら、役場から金を出してでもやるべきじゃないかなと考えますしね。

こういうところを有効に活用していく、なおかつ地域の農業を活性化していく、地域の観光を活性化していく、地域外の力をいかに利用していくかということは、非常に私も大切だと思います。ぜひこういう制度をもっともっと地域住民の方々にわかりやすく説明していただき、いろいろな形で利用できるならばと。満額補助ですので、ここは多少行政のほうで力を入れて、お金を出してでも、他から来るならば、足りないというのであれば、若干負担をしてでも地域の活性化を図るべきだと思います。

地域におりますとなかなかわかんないわけですね、これが正しいと思っても。第三者的な目から見て、地域を見てもらうと、そして活用していくことは大切だと思いますし、こういう活動を広報あたりでも出しながら、活用していただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） しゃべらんと眠くなりますんで、ちょっと1点だけ。

総務課長、お尋ねです。47ページですけれども、以前から、議会から指摘されていた部分での白糸中学校の解体なんでしょうけれども、この部分と、あとの蘇陽支所のほうでの工事の中に、東竹原小学校の解体と分けてあったかと思えます。同じ学校関係が何で二つ分けてあるのかなということと、その上にあります建物の災害共済保険料2,200万ですか、256施設ほどあるという話だったんですけれども、こういった町の施設、保険料も含めて、今現在国のほうでも、町のいろいろな老朽化した施設についての、起債あたりの使い方も指導があっている中ではないかと思えますけれども、こういった保険料は今後詰めていかならん部分であろうかと思えますけれども、予算とは関係するのかわかりませんが、方向性をどのように考えておられるかということですね。

白糸中学校あたり、1,300万ですかね、かかるのかなということと、中島でいうならば、中島東部小学校あたりも、自治振興区あたりのやまトークの中でそういった話も出ていたかと思えますけれども、学校関係の施設の解体についてどのように考えておられるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えいたします。

まず、白糸中学校の件ですけれども、こちらに関しましては議員御指摘のとおり、私が記憶する限りでは、平成18年度ぐらいに一度、予算編成の段階で計上をしたことがございます。ただ、その時点では非常に金額が、まだ今のこの金額、1,300万ですけれども、2,000万を超える金額が見積もりとして出てきておりました。非常に高くでもございましたし、ほかの施設とのバランスといたしますか、そういったことも考えまして、これにつきましてはもう少し様子を見ようということもございました。

また、その後、白糸中学校につきましては、2件ほど利活用の計画、外部から使いたいという旨の申し出もございました。そういったこともありまして、これまで、先ほど18年度と申しましたけれども、ここまで解体が進まなかったということもございます。今般、非常に危険校舎ということは間違いのないところでございますので、いよいよこれは地元のほうにも話をしまして、解体したいということで、見積もりをとりました金額が1,300万ということでございました。

これにつきまして、先ほどの建物災害保険料と少し絡んでくる話なんですけれども、こういった旧小中学校ですとか、もう役目を終えたような施設につきましては、積極的に解体を図っていくと。これは、公共施設の管理の計画をここのまに3月までに計画するというので、今、策定を終えようとしております。これに基づきまして、平成27年度から積極的に解体といいますか、統廃合をやっていく方向に進めていきたいと思っております。特に26年度中に、総務省のほうから施設の解体についての起債措置も新たに制度化されましたので、こういった大きな金額があるときには、起債のほうも考えながら取り組んでいきたいと思っております。

保険料についてはそういったことで、先ほど256施設の554件ということで申し上げました。非常に大きな件数を抱えております。金額的にも1,200万程度ということになりますので、できるだけそういった見直しを図りながら圧縮をしていくということは、間違いなくやっていかなければならないと考えております。

それから、最初にごございましたように、215の財産管理費のほうは、旧の小中学校ということで、ここの中に旧白糸中も入れておりました。竹原につきましては、旧の小中学校という概念から外れておりましたので、普通財産ということで、216のほうで今回計上させていただいたということで、厳密には他意はないんですけれども、そういったことでの今回は計上になっております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 各廃校になる小中学校とかは、総務委員会あたりでも見て回りますと、いろいろな形の中で地域の歴史とか資料とかが置いてあります。東竹原小学校あたりも遺跡なんかも置いてあったかと思えます。そういったものの類については、地域の方々と一緒に話し合っていていただいて、大事に保管といいますか、できるなら話し合う中で適切な処理をしていただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 先ほどの本田課長のお答えに引き続きなんですが、情報収集を、データポンにしるNHKのほうにしる、職員の方では手が足りないんだろうと思えますが、以前にも御提案を申し上げて、今回は創造課のほうで集落支援員というふうな予算を計上してあるようですが、協力隊は先ほどのような条件がありますけれども、例えば集落支援員みたいな感じで、地域の情報を拾い集めるという役割を担っていただけるような方を考えられたらどうかと思えました。

それと、自治振興区の件ですけれども、28自治振興区がある中で、先ほどの例のようにトンネ

ルとおっしゃいましたけれども、直接的にいろいろな補助金とかを引っ張ってこられて、活発にやっていたらいいところもあれば、全然動いていらないようなところも多分あるんだろうと、28もありますのでね。地域的な力の差というものがあるように思っています。

今、本田課長は、「地域からどんどんアイデアを出して活発にやっていただきたい。いろいろなお金の使いようもあるだろう」ということをおっしゃいましたが、それを上手に提案していただくとか支えて、やはり動いていくのは自治振興区単位で私もいいかなとか、そういう単位での動きを推進していかなくてはいけないとは思っていますが、今の国の地方創生の考え方と同じような気がしていて、「あんたたちが頑張れば応援はするよ」というスタンスかなというふうにも受け取ったんですけども。

頑張りようがわからないとか、県からやってくる助成金であるとか補助金であるとか、そういったものの情報すらキャッチをするすべがないようなところもあるのではと私は想像しているわけですけども、役場からの情報提供もしっかりやっていただいているのか、いただいていないのかよくわかりませんが、28自治振興区が情報をキャッチするかどうかは、その責任もあると思うんですが、そういうふうなものを満遍なく知らせていただきたい。

そして、情報収集という意味で、先ほどの支援員のように、それを専門にやっていただいて、各課もお忙しいですからね、各地の情報を集めて、ちゃんとNHKに提供するとか、あるいはデータポーンに載せていくとか、そういった工夫が自治振興区の活性化につながってくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えします。

まず、自治振興会に対する、例えば先ほどの補助事業ですね、県単なり国なりの直接補助の分でございますが、年に2回、自治振興区代表者会がっております。これは数年にわたって説明を申し上げ、「こういう制度がありますから、ぜひお使いになりませんか」ということを言っておりますし、関係部署、ほかの部署にも、例えば企画だけからそういう情報だけじゃなくて、「里モン」なんかは特に農林系の事業もございまして、それぞれ地域に情報は流しているつもりです。決して「頑張れば応援するよ」という立場ではございまして、常に公平に流しているところです。

ただ、「既に自治振興区ごとに力の差」とおっしゃいましたが、そういうところが出ているのがもう実情です。ですから、非常に言い方が申しわけないんですが、自分たちで頑張れるところは、ぜひこういう事業を使って頑張ってください。行政の役割は、今、吉川議員がおっしゃったように、なかなかそこまで行けてない自治振興区なり、そういうところにどうやったら目を向けていくかということところが底支えになりますので、そういったところに向かっていく。

ぜひ、頑張られるところには補助金なり、いろいろな支援体制を活用いただいて、応援はしますので頑張ってください。どうしてもそこに行けない地域に対しての目配りを考えていく必要があるということに、行政の役割は今後シフトしていくべきかなという思いがありますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

それから、集落支援制度です。これにつきましても、総務省の地域おこし協力隊と同じような制度であります。ただ、集落支援という制度が、例えば外部からではなくて、地域に精通した人を地域活動で支援していただく制度かなというところでありまして、その辺のところを今、内部では最近特にどういった制度であって、どう活用したらいいか、ぜひ活用したらいいんじゃないかという論議はやっておりますので、有効な支援制度であるのは間違いないという認識は持っておりますので、もう少し研究なりさせていただきたいと思っておりますし、これが地域おこし、地域づくり、もしくは定住絡みにつながるのであれば、有効に活用していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） ちょっとまた変わった視点から、まず、43ページです。説明のときに聞き漏らしたところがありますので、委託料の地方公会計更新支援業務委託がどういったものかを再度説明をお願いいたします。

それから、48ページです。分収林の権利を購入されますが、面積と木の年齢について。

それから、56ページです。負担金・補助及び交付金の中で、全国基地協議会負担金、金額は2,000円、その下の防衛施設周辺整備全国協議会負担金8,000円と、これはずっと毎年上がってきておりますが、何を目的にされているのか。

それから、今、1番議員からもありましたが、地域おこし協力隊の助成金の話でございます。以前は、補助金で来ったのが、今度は特交で来るというお話でございますが、特交はあくまでも一般財源でございます。そのことをきちんとして、まず特交は算定はされますが、全額ではないということの確認をしていきたいと。

それから、サポートセンター委託、その次です。今まで自分たちが経験したことでありますが、事業によっては、「お金があるからしませんか」というような呼びかけもあっております。すなわち、地区によっては「補助金ありき」という考えに偏ってくるという、一番不安なところがあります。その点についてどう思われているか。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えします。

まず、1点目の新地方公会計更新支援業務委託料でございます。これにつきましては、国のほうから平成19年度あたりに、現在の単式簿記をとっております公会計制度に対しまして、この新地方公会計制度といいますのは、複式簿記といった手法を取り入れて予算化に活用しなさいということでございます。

具体的には、現在、一般会計に、本町では住宅を加えて普通会計ということにしておりますけれども、これに加えまして、特別会計ですとか、公営企業会計を加えた連結ベースでの決算をきちんととらえて財務諸表をつくりなさいということでございます。さっきも申し上げましたけれども、貸借対照表ですとか、行政コスト計算書ですとか、財務諸表4表と言われておりますものを作成するというところでございます。これにつきましてはの業務の支援をお願いしているというこ

とでございます。

現在、余談になりますけれども、総務省のほうでは、総務省の改定モデルというものと基準モデルというものが2種類ありまして、これの一つにして、27年度から3カ年の間に複式簿記の統一した考え方で導入を図っていきなさいということが決められたところでございますので、本町でもそれに合わせて、複式簿記の考え方といいますか、これをもとに予算編成への活用を今後行っていかなければならないということでございます。

もう1点の方ヶ野の権利分につきましては、大変申しわけございません、先ほどお尋ねの面積や……、失礼しました、総合支所長のほうが答えるということですので、そちらにお願いしたいと思います。済みません。

○議長（中村一喜男君） 蘇陽総合支所長、有働章三君。

○蘇陽総合支所長（有働章三君） お尋ねの件についてお答えいたします。

方ヶ野分収林についてですけれども、所在地は、山都町白石古畑153番地内と高影156番地内の2筆にまたがります。実測面積は2.05ヘクタール、樹種は杉の木、樹齢は52年生、本数的には2,713本でございます。造林組合に7割、町に3割ということでございます。町有財産の処分については6月議会のほうに提案したいと思っておりますので、今回は一応、予算計上のみでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 赤星議員の御質問にお答えします。

まず、地域おこし協力隊の件でございますが、特別交付税措置でございます。ほぼ満額見ると言ったものの、議員が御指摘のとおり、算定基礎として満額見るということであって、そのうちどれだけ来るかはほんとは見えないのが現状でございます。ただ、100%算定するという部分ではそれを信じるしかない部分もございますが、慎重にこの活用については、100パー補助が来るという意識ではなく、特交対処である認識のもとに、今後も一つの有効な手段であるという認識は持っておりますので、慎重に取り扱いについては考えながら、その有効性についても常に検証はやっていきたいと思っております。

それから、全国基地協議会と防衛施設周辺整備の協議会負担金の件でございますが、これはうちに演習場があることで全国基地協議会の会員になっております。また、防衛施設周辺整備全国協議会も同様でございますが、北は北海道の駐屯地基地があるところから沖縄まで全国の組織でございます。一つには、演習場を持つことによる固定資産税の措置がわりに、いろいろな負担金が出ている意味合いであるところの、それぞれの自治体に対するいろいろな補助金なりについて陳情・要望活動をやっておられます。

また、基地があることがゆえに不利益をこうむっておる部分について、全国組織で国に対して要望書を出す、提言書を出すという活動をやって、年に1回は東京のほうで総会がっております。同じく防衛施設周辺については、基地とはまた同じような組織でありますけれども、同様に調整交付金なり、補助金の率に応じて会費等も算定してくれるようでございますけれども、その

額ということでございます。全国規模でありますので、基地なり演習場を抱える自治体が抱えるいろいろな共通する課題について論議をしながら、提言をやっていくということでございます。

それから、サポートセンターの補助金ありきではないかという部分があるということでございますが、確かにいろいろな補助事業につきましては、利用者の認識にいろいろな思いがございまして、いろいろな補助金を申請される場合に、トラブルまではいきませんが、一部の役員さんとか一部のリーダーの人たちだけの思いで申請してしまって、一緒にやる人たちが知らなかった、聞いていなかったということがよくございます。

もしこういう事業を活用するときには、組織なり一緒にやっていただく人たちに、こういうことをやりたいんだけどという計画が先で、やりたいことにどういうメニューなりどういう補助金があるか、このメニューを使ってみようかとかいう、きちんとした事前の計画が必要ではないかと思っております。総意を得るのは難しいかもしれませんが、大方の人が賛同する計画に有効な補助金を使っていただく。このことについては、私どももきちんと支援をしていきたいと思っております。

ちなみに、昨年度、自治振興区単位でありましたが、地域ビジョン、地域計画をつくっていただいたのも、そういう計画を持っておれば、「何々をやりたい」と言ったときに、「じゃあ、どういうメニューを使ったらいかがですか」と言うことができますので、こういう補助金があるから飛びつくとかいうことのないようにしていただきたい、そういうことに役立てていただけるような思いで、昨年、地域回りをしたようなこともございます。ぜひそういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 会計のことですが、今の話からすると、今の単式簿記から複式簿記のほうにだんだんと移行していくことかなと感じました。自治体としても貸借対照表をつくって、実際の運営状況を知ることは大切であると思っております。

それから、分収林につきましては、また後で。

全国基地関係でございまして、各自治体とも非常に財政に厳しいところがあると思っております。以前から、演習場を抱えているがゆえに、我が町のし尿処理、じんかい処理につきまして、その町に落とすものは、町で処理していくというふうになっておりますので、演習場にいられた自衛隊さんの部分もやっております。

我が町はし尿処理、じんかい処理の定期点検等々につきまして、約6,000万円ほど毎年、一般財源が入っております。こういった負担の軽減を、基地協議会とか何とかを通じて要望していくべきであると思っております。でなからんと、いつまでもこの場での論議ではいかんと思う。ぜひそういったふうにしてほしいと思っております。

サポートセンターの話であります。結果的に、その地区のコミュニティーが崩れないように。昔から、地区にはいろいろないいところがいっぱいあります。それが、ちょっとしたことで崩れてしまうようになったらいかんと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 全国基地協議会の総会につきましては、ほぼ首長クラスの会でございますので、提言書をつくれますので、事前の確認が来ますので、その要望書の中にそういった趣旨での、基地なり演習場があることによる地元負担の部分については、財政措置なりを検討してもらうように、提言させてもらうように仕掛けをしていきたいと思っております。

サポートセンターにつきましては、御指摘のとおりでございますので、地域コミュニティーをきちんと維持していくことを念頭に置きながら、事業をやっていききたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 47ページ、言いたくなかったけれども、あえて言います。白糸中学校跡地、これをどう活用するのか。本当に私は苦々しい思いで来ました。「猿ヶ城キャンプ場を中村益行が無理やりつくらせて」というような言い方で、白糸中学校跡、これはとてもいい子供たちのキャンプ学習の場だったんですよね。それをそのまま放置してきた。

前町長のときにも、「どうするのか。このまま立ち腐れを期待しておるんじゃないか。いわゆる不作為責任を追及するぞ」と私は議会で言ったことがあるんです。「そういうことじゃありません。ちゃんと管理していきます」と。あれは四、五年前だったかな。あるいはもう10年近くなるかな。草ぼうぼうです。腐れかかっている。

私は「早く解体したらいい」ということを、ここ二、三年、言ってきました。ところが、今度のこの予算のことについては、こないだ、やまトークで私は聞きました。地元の区長さんに、「あそこを解体していいでしょうか」という問い合わせがあつてます。少なくとも私ぐらいにも連絡して。私がずっと言い続けてきたんだから。ある意味じゃ、私が管理してきた。そういうことを、ほんと愚痴になってしまいますけれども、言いたい。行政のやり方というのが成り行き任せと。

今から二十何年前だったか、閉校のときにそのまま時間がストップしとったんですよ。授業したまま、黒板に。そして、いろいろな実験道具も、理科室もそのままにして管理してあったんです。柳田さんという人に、一時期は委託してあったんですね。その後、何にも。あれだけ都会の子供会とかいろいろなところが来て、自然キャンプ場として活用していた。あれがあるから、猿ヶ城キャンプ場なんかは、私はつくる必要はないと。あそこをつくったなら、大変なことになると、落石もするしと。案の定、そうだった。ところが、そういうことで橋をかけなきゃならんようになった時点で、陰口が盛んに言われたのは「中村益行が、ああいう施設をつくらせたから」と。そればっかですよ。

キャンプ場に限らず、都会の人たちに、地方の自治体が一生懸命金をつぎ込んでサービスするのはいかなものかと、私はずっと思ってきた。水まで持ってきますからね。一切地元には金は落ちませんよ。白糸中学だったら、風呂とか3食の1回ぐらいは、うちの村にある平家の湯に子供たちが行っておりました。そういうことも、今になって愚痴を言いたいわけです。

私がここに立ったのは、跡地をどうするのかということを確認しておきたい。跡地をどうする

のかですね。私はこれで今3回目ですから、あと立てません。私がずっと提案してきたのは、あそこを更地にすれば、町が何もしなければ、私が樹木園をつくる。ボランティアで、私が木を植える。ただ、木を植える場合、あそこは、土木業者にしよっちゅう土石仮置き場をさせてきましたから、岩石を切り取ったやつをあそこにこづんで、あとはそれをブルで転圧していつているんですよ。だから、くわ、スコップが立たないところもかなりあります。

しかし、私は、あそこは樹木園が一番いいんじゃないかなと。上のトンネルのところから、県道際にもみじをずっと植えてきているんです。この前やまトークのときに、あそこの道の草切りの話が出ました。私が半分やってる。前半は私が切りよるんですよ、あそこは。土木事務所がする前に。それが一つ。

それから、55ページ。コミュニティーバス、この運行状況をやっぱり聞いておかないかんですね。最初のころは、給与も同じところから入れておった。それから、修理、メンテナンスも同じ会社の工場にほとんど持っていつておったから、私は随分厳しく指摘して是正させましたが、その後どうなっているのか。そういう指摘をしたばかりに、私の発言がそのまま相手に伝わって、1週間目には私に脅迫文のようなものが来た。

しかし、間違いは間違いだから、是正しなきゃならない。運行会社というのは、議員がかかわっている会社だから、誰もほとんど言えない、言い切らない。だから、私はあえて伝わってもいいということで、誰が告げ口したかという犯人探しもしませんでした。それくらいやって、是正をさせてきました。だから、その後どうなっているのか。

前回の運行会社の選定のときなんかは、議員を入れなかったでしょ。1回目、私と工藤文範議員が入りました。やっぱり議員が入ると都合が悪いということかなと、私は思いましたよ。だから、そのときどういう論議になっておったのか。運行を、本当に町民のためにしなきゃならない。2,000万の運賃収入があると、そう豪語して始めたわけですよ。ところが、800万しかないの。今度の予算も800万でしょ。だから、なおのこと、運行状態をやっぱり厳しく言わなきゃならない。

非常にきょうは、みんなくたびれていらっしゃると思いますが、恐らく総務のところでは議長は終わらせるかもしれません、議案審議はですね。きょうはそこで終わったほうがいいと思います。だから、だからですね、ここは最後、やっぱり締めとかないかんですよ。

これは、これはですね、ほんとにみんな緊張感を持って、こういうものはですね。1億三千何百万ですよ。そして、ターミナルもつくったわけです。大変な金を使っています。これは町民の福利のために、それはそれでいいわけですが、しかし一部の業者がそれで甘い汁を吸うようなことは許されませんから、言っておくわけです。この二つについて、答弁があれば教えてください。

それから、もう一つ、坂口課長。さっきの特交の話だけれども、つかみ金で5億、6億と来るから中身はわからんというのがさっきの企画課長の話ですが、総務省の地方税課あたりに、たまには問い合わせをする。うちの特交の中身はどういう項目が入っていますかと。

特交、特交と言いますが、特別事情による交付金ですよ。ですから、どういう特別事情、こちらは申請するんですよ、うちはこういう特別事情がありますと。これは普通の基準財政需要額の普通交付税じゃなくて、そこだけは政治的に配慮をお願いしますということで特交が来るわけ

ですから。だから、毎年4億だったり5億だったり、場合によっては7億来ることもあったと思
いますかね。たまには、そういうことを問い合わせる必要がある。

こちらが申請しとるわけですから、何ちゅうこつかと。おまえがえから言うから、こう言っ
てきたからつけたんだと。項目はわかっとるじゃないかと言うかもしれませんが、そこはもっと詳
しく教えてくださいと、ぐらいは問い合わせてください。

もう次は立てませんので、きちんと答弁してください。白糸中学の問題、コミュニティーバス
の問題。特にコミュニティーバスは、私は厳しく監視していかなきゃならんと思っております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。

まず、1点目の旧白糸中学校の件でございます。先ほど江藤議員の御質問にお答えしましたと
おり、平成18年度に一度俎上に上りました、解体を計画しようということで。それ以来、やがて
10年たとうとしております。その間に、私もずっとこの件につきましては携わっておりましたの
で、申し上げましたような経緯、それ以前のことにつきましても、私としても十分存じ上げてい
るところでございますけれども、今回の解体につきましては、最初に何か跡地利用を考えての解
体ということでは、正直ございません。

危険施設であることは、ずっと以前から間違いないところでございますけれども、やはり前か
ら指摘されておりますように、火災にでもなったらどうするんだとか、誰かが入って床でも落ち
たらどうするんだと、十分前から御指摘を受けておりました。今回、危険施設という観点から早
急に、遅きに失した部分もあるかもしれませんが、予算計上させていただいたということ
でございます。

こないだ、やまトークで、私も参りましたけれども、実はそのときに、私が住民の方の御質問
に答えて、「今回ちょっと解体を計画しています」ということを申し上げましたらば、「ぜひ相
談したいことがある」ということで、地元の方からもお話がございましたので、私のほうからも
そちらのほうについてはアプローチをしていきたいなと思っております。

それから、もう1点、特別交付税の件でございます。これは御指摘のとおりでございます。特
別交付税につきましては、地方交付税に関します省令の中で、いろいろな費目、計算式がござ
います。それに沿った形で、町では申請をしていきます。

おっしゃいますように、特殊事情ですとか財政事情、大きく分けてその2点につきまして、
「本町にとりましては、こういった特殊な事情がございます。こういった揺るぎない不測の事態
が生じました」と、特に災害あたりですね、そういったことが言えるわけですが。それに
あわせて、今度は財政事情も「こういうふうには町としては地方交付税、特交がないと非常に困窮
します」ということも含めて、財政事情、収支計算書をつけて詳しく申請をしていくわけござ
います。

これに対しましては、国のほうから、12月と3月に2回に分けて特別交付税が交付されます。
12月の交付につきましては、中身の明細が参ります。「あなたの町で申請したこれこれにつ
いては、幾らですよ、幾らですよ」というのが一覧表になって参ります。これが3月になりますと、

表現は変かもしれませんが、井でぼんと総額で来ます。中身を当然私どもも分析をしようと試みますけれども、これについては計算をすると全然合わないということになりまして、本当に御指摘のとおりだろうと思っております。

最終的には、県のほうを一たん経由してまいりますので、これにつきましては県の担当課のほうに再度、特に3月分のルール分というのは、12月と同じようにルール計算がございますので、それについての計算の根拠を問い合わせる必要があるなと思っております。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） コミュニティーバスの件について、お答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、今、年間の運賃収入は800万円台になっております。当初2,000万、それから間もなくして1,000万を切る形で、目標に届かず1,000万前後で推移し、本年度の予想も、3月末を予想しても800万円台であろうということでございます。

地域の方の利用に貢献している点はあるながらも、毎年減少している推移は今般の議会でいろいろ論議になっておりますように、やっぱり高校生が毎日使いますので、この減少は非常に大きく影響しております。お年寄りの利用は、そう変化があるわけではございません。

コミュニティーバスの運行については、常々高い関心を持っていただいておりますのは重々承知しております。運行状況については、四半期ごとの報告を義務づけておりますし、現在、毎月の運転手さんの代表の会議を開いていただき、うちの担当も必ずそれに参加させながら、特に最近は、教育委員会のほうもスクールバスとしての活用で、一緒に会議を行うようにしております。

また、制度事業につきましては、公共交通会議の作業部会として検討するようにいたしております。今般もコミュニティーバスの事業の今後のあり方については、事業者とうちも一緒に、ちょっと研修に行くぞということ踏まえながら、次の更改のときに、どういったやり方をするかということについて研究していこうということはしております。

業者についての給与や修復の状況につきましては、今般、資料を持ち合わせておりませんので、別途、何がしかの形で皆様に報告する機会を与えていただけたらと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 跡地利用のことについて、今、中村議員のほうから御質問があつて、中村議員のほうはかなり具体的に、樹木園がどうだろうかという話までされたわけですがけれども、私は今、答弁をお伺いして、どうも何か余りはっきりしたお返事というか、もうちょっと…。やはり何でもいろいろありますけれども、後のことの計画がないというか、そういうのがよくあるような気がしています。もうちょっと具体的なプランのもとで、解体なり何なりを進めるべきではないのかなと考えました。

今は、白糸と東竹原小学校の跡地を解体ということでしたが、そのほかにも対象になるような公共施設というか、そういったものが町内にあるのか、ないのかがおわかりになれば教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 解体する場合、跡地というものが残るわけですので、当然そういった計画があつてしかるべきだろうという御指摘は、重々受けとめたいと思っております。ただ今回、旧白糸中学校につきましては、従前より地元のほうから解体を希望されておりました。それと同時に、キャンプ場としてずっと利活用してきた部分もございまして、我々もできればキャンプ場、立地的にも非常に好条件ですので、そういった形で残していくのが一番最適だったんですけども、管理の面も余りよくなかったこともありまして、キャンプ場としての利活用は難しいと。そうなりますと、今度は建物だけが残ってしまひまして、それにつきましては先ほど申し上げましたけれども、町としての積極的な跡地利用計画は、今のところ持ち合わせておりません。

これにつきましては、最後に申し上げましたように、提案があるということで、申し入れが地元の住民の方からございましたので、こちらのほうからも、その方は十分存じ上げておりますので、アプローチしながら相談していきたいなと思っております。恐らく中村議員がおっしゃったような、樹木関係のお話だろうと思っておりますのでございます。

それと、東竹原につきましても、地元のほうから非常に危険であるとの御指摘で、確かにもうかなり古い施設でございまして、これも早急に解体をしませんと、先ほど申し上げましたような火災ですとか、誰かが入って、侵入してしまつて、何か問題が起きてしまうような部分が見受けられましたので、今回あわせて計上させていただいたということでございます。

それと、これも先ほど少し触れましたけれども、公共施設につきましては、総合管理計画というものを今つくつておりまして、今月末がその策定の終了になっております。その中では、利活用の面とか、今の利活用の状況も含めてですけれども、今後の利活用を含めていろいろな提言あたりもいただけるものと思っておりますので、そういったことも含めて、公共施設はたくさん、数については、ここでどれだけというのは単純に申し上げることはできませんけれども、かなり多くの不用施設といえますか、そういったものが存在することは事実でございます。これについても、管理計画に基づいて、それから町の利活用、地元の利活用も含めて、慎重にといいいますか、かつ早急に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 一般会計予算には関係ございません。ただ、いい機会がなかなかないと思いますので、きょうはせつかく町長以下、全課長がお見えですので、ちょっと苦言です、これは。

公用車の件について、苦言がございまして。9日の日に健康保険のことで、市内のほうに研修に参りました。私どもは自家用だったんですけども、乗った人が公用車の中がもうめちゃくちゃと。どういうことか御存じの方もおられると思いますけれども、ペットボトルとかいろいろなものが散乱しておつたと。そのとき聞きましたら、ノートあたりがあるそうですね、つけるのが。

使った後に何でそういうこと、掃除をされるのかですね。議員の方々も公用車には乗られます。各委員の方とか、いろいろな会の会長さんあたりも乗られると思うんですね。その辺が、どうしてそういうことができるのかですね。昔から5Sと言ひよつたのが、今7Sで言われとるです

ね。整理、整頓、清潔、清掃、しつけまでなっとつとですよ、実際は。皆さん方が、部下をどう
いう形でそのあたりを見てられるのか。

ちょっとしたこういうことは、何にでもつながると思うですよ。一番の基本です。足の踏み場
もなかったちゅう話を聞きましたもんですから、そのあたりは朝礼でも徹底してください、課、
課で。総務課長は知っと思っと思ったんですけれども、せっかく皆さんがお集まりだからです
ね、そのとき各部署に行って、課の中をつないでください。そういうことが一番大切ですよ。

以上です。答弁は要らんです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はここで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会します。

延会 午後3時11分

3 月 16 日（月曜日）

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
2. 平成27年3月16日午前10時0分開議
3. 平成27年3月16日午後3時38分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第12日) (第6号)

日程第1 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三
会計課長	田上博之	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐重昭	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

-
10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第24号「平成27年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月13日までに第2款までの質疑が終わっております。

3款民生費について、1項社会福祉費1目社会福祉総務費から説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） おはようございます。

健康福祉課の一般会計予算のほうから説明させていただきます。

健康福祉課の予算は、一般会計約34億円、後期高齢者医療2億2,000万、国保特別会計32億4,000万、介護保険27億9,000万で、総計、健康福祉課の予算は97億円の予算となっております。この予算を今後引き上げないようにするためにも、健康福祉課としましては、予防活動に重点を置いた取り組みを実施していきたいと思っております。

町の平均寿命は、男性が81歳、女性86歳。健康寿命に関しますと、男女とも65歳という若い年齢となっております。この健康寿命をせめて1歳から2歳上げるためにも、平成27年度においては、地域に出向いた取り組みを健康福祉課全体で実施していきたいと考えています。

住みなれた地域で生きがいを持ち、生き生きとした健康な生活を送り続けられる町を目指すため、また、子育てがしやすい環境整備をしていくためにも、健康づくり推進員さんとか民生委員さんなど地域の方々とともに頑張っていきたいと思っております。

それでは、予算書で説明させていただきます。

77ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。

本年度予算、1億4,566万。社会福祉総務費におきましては、この予算の中には消費生活、男女共同参画促進計画、あと、民生委員、社会福祉協議会等の助成金などが主な予算となっております。

特定財源としましては、94万2,000円。これは、消費者行政活動活性化事業の補助金、それから民生委員会の補助金等になっております。その他の財源5万1,000円は、蘇陽地域福祉センターの使用料となっております。

1節の報酬97万2,000円、右のとおりです。特に、男女共同参画促進懇話会委員の報酬、それから消費生活相談員の報酬が51万円というふうになっております。

2節の給料は、職員11名の給料になります。

次のページをお願いします。

3節、4節につきましては、職員の手当、共済費になります。

それから、8節報償費。これは男女共同参画に伴う講演会の講師料ということで3万。旅費の

ほうは31万1,000円です。

それから、11節の需用費のほうは、消耗品、水道、ガス等に関しましては、蘇陽地域福祉センターの消耗品、それから水道、ガス代というふうな形になります。それが、408万円ということになります。

それから、12節の役務費のほうは11万3,000円。右のほうの説明になります。

それから、13節委託料290万。これは、生活困窮者援護業務委託料20万。これは社協のほうに委託しております。それから、蘇陽地域福祉センター管理委託料48万1,000円です。下のほうに、216万3,000円の委託料ですが、男女共同参画計画策定業務委託料ということで、これまで、男女共同参画の計画書というものが策定のほうは、もう自費の部分で役場のほうでつくっていたんですが、その中で再度、4年に1回の男女共同参画計画をつくるようにという時期が来ましたので、これに関しては、男女共同参画事業にもう少し力を入れていきたいというふうなことで、この計画策定の委託料を上げさせていただきました。

それから、19節負担金補助及び交付金4,847万。右のほうに説明が書いてありますが、ほとんど昨年と変わっておりません。

次のページをお願いいたします。次のページの健康フェスタ助成金100万円ですが、これは26年度に行いました矢部高校と合同企画をした健康フェスタになります。これも、ことし27年度、やっといこうというふうなことで上げております。

それから、3款民生費1項社会福祉費の2目国民年金事務費ですが、これは931万1,000円です。それから、特定財源のほうは、国のほうから年金事務費委託金が429万6,000円入っております。2節の給料と、2、3、4番までは、職員の給料になります。

それから、9の旅費、11節の需用費、12節の役務費のほうは、右のとおりになります。

次、3目です。3目の障害者福祉費。障害者福祉費のほうに関しては、障害者支援施設を事業委託し、障害者自立支援給付に関する予算内容を、この中で予算が入っております。本年度予算は6億5,893万1,000円。

それから、特定財源のほうに関しましては、障害者自立支援給付費の国庫負担、県の負担。それから、自立支援医療、更生医療、それから育成医療の国県負担と、地域生活支援事業の補助金等がこの中に入りまして、4億7,239万2,000円というふうになっております。その他の財源としましては、485万3,000円。これは、地域活動支援センター負担金ということで485万3,000円が入っております。

それから、8節の報償費のほうは、身体・知的障害者相談員の謝金が6万。

それから旅費は25万です。

11節の需用費のほうは、消耗品13万5,000円で、ガイドブックとかハンドブック等、パンフレット等を購入する予定です。

12節の役務費のほうは、国保連合会回線使用料が5万1,000円。それから、総合支援主治医意見書作成手数料が22万2,000円。それからもう一つ、障害福祉サービス費審査支払手数料が59万2,000円というふうな項目で、役務費を93万5,000円上げております。

13節委託料ですが、地域活動支援センター事業委託料が1,050万。これは、スクランブル、きぼうの家に委託しております。それから、68万9,000円の障害者虐待防止委託料。これは、甲佐町のほうのかけはしという施設に委託をしております。

次のページをお願いします。

14節使用料及び賃借料51万9,000円。これは、障害福祉サービス請求内容チェックシステム使用料ということになります。

19節の負担金補助及び交付金611万8,000円です。内容としましては右のほうに書いてありますが、主に上益城地域療育事業負担金が41万。それから、上益城広域連合負担金が27万2,000円。大きいのでいきますと、上益城障害者相談支援事業負担金が179万3,000円。上益城地域活動支援センター事業負担金198万2,000円というふうなところで、ほぼ、この負担金に関しては昨年同様の予算となっております。

20節の扶助費です。これは6億3,972万5,000円。これは障害者自立支援給付費になります。5億5,540万7,000円。この障害者自立支援給付費の内容的には、居宅介護とか療養介護、生活介護、短期入所等の給付費がこの中に入っております。それから、重度心身障害医療費事業助成金のほうは4,800万。更生医療給付事業が2,676万。それから、日常生活用具給付事業が353万8,000円。移動支援事業が313万1,000円というふうなことで、これは障害者自立支援給付費の中の給付費と障害に係る事業というふうなことで、この中に入っております。

87ページをお願いします。

87ページ、3款民生費の1項社会福祉費の5目老人福祉費です。ここの中にある予算に関しましては、老人に関する事業等施設管理委託料が主な内容になります。本年度予算4,460万1,000円。

特定財源としまして634万4,000円。この内容につきましては、高齢者住宅改造事業補助金が30万、老人クラブ活動費補助金が1,721万、それから高齢者福祉施設人材確保支援事業という432万3,000円がこの中に入っております。それから、その他の財源は、老人福祉費の負担金ということで300万1,000円。

8節報償費は246万。これは長寿祝い金になります。これは、まだ条例のほう、保留にされおりますが、88歳の方、100歳の方に、達成されている方に関して長寿祝い金のほうを見直しをして、この年齢でやるというふうな形に、今、考えているところです。それが246万円です。

それから、9節旅費3万6,000円。

それから、11節の需用費8万9,000円です。

13節の委託料。これは432万3,000円。高齢者福祉施設人材確保支援事業委託料ということで、福祉施設のほうに人材派遣、人材のほうを、ほたるに二人。それから、けあふるという施設に三人雇っていただいております。

それから、19節負担金補助及び交付金1,048万9,000円。主な内容の部分で金額的に大きいのは、老人クラブ連合会助成金が785万4,000円。それから、老人クラブ生きがい対策事業助成金が168万6,000円。それから、高齢者住宅改造事業補助金が60万というふうになります。

それから、20節の扶助費ですが、これは老人保護措置費ということで2,720万4,000円。浜美荘

に関する予算になります。

次のページをお願いします。

3 款民生費 1 項社会福祉 6 目の老人福祉施設費です。これに関しましては、高齢者生産活動センターの運営費、それから、柏老人福祉センター、生活支援ハウスの清楽苑、それから高齢者憩いの家の施設費が入ってきます。本年度予算は1,862万2,000円。その他の財源としましては、生活支援ハウスの使用料が90万という形になります。

11節の需用費のほうは、電気料、空調燃料費等に関しましては、高齢者生産活動センターの燃料費、電気料等になります。

12節の役務費は10万3,000円です。これは、清楽苑、東竹原老人憩いの家の浄化槽法定検査手数料等も入っております。

13節の委託料です。委託料のほうは、浄化槽管理、浄化槽清掃委託料。これに関しては、高齢者生産活動センター、それから清楽苑、東竹原老人憩いの家の分がこの中に入っております。施設管理委託料1,390万。これは清楽苑の管理委託料になります。それから、老人福祉センター委託料128万7,000円は、柏老人福祉センターの委託料です。あわせて、委託料1,683万4,000円というふうになります。

それから、7目の保険事務費です。10億8,584万1,000円です。

それから、特定財源の国県分ですが、これは国民健康保険事業の負担金の国県分。それから、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金、老人医療給付金負担金等が入りまして、1億7,422万5,000円入です。

それから、その他の財源としましては、後期高齢者医療健診委託事業の収入で934万9,000円となります。

それから、2節給料の分ですが、これは8人分の給料になります。それが5,194万2,000円。

3の職員手当、共済費等はそれに関する予算となります。

それから、12節の1,000円。

それから、13節委託料853万2,000円に関しましては、右のほうに書いてある説明のとおりです。

19節負担金補助及び交付金、3億2,605万3,000円。これに関しましては後期高齢者医療広域連合負担金が3億2,585万9,000円です。それから、介護保険低所得者対策事業補助金が19万3,000円とあります。

次のページをお願いします。

28節の繰出金ですが、6億4,852万3,000円というふうになります。説明のほうは右のほうに書いてあるとおりです。

8目介護予防費。この介護予防費に関しては、大久保住宅、清和にある花高原などの予防施設に係る予算となります。本年度予算に関しましては713万6,000円。

それから、その他の財源としましては、大久保住宅使用料、在宅介護支援施設花高原、それから外出支援事業の使用料ということで140万9,000円です。

11節の需用費ですが、電気料、水道代、ガス代等に関しましては、大久保住宅の消耗品と電気

代に入ってきます。それが102万です。

12節の役務費 6万2,000円。

13節委託料に関しましては、浄化槽管理委託料、浄化槽清掃委託料に関しましては、大久保から老人憩いの家の長崎、上差尾、長谷、橘、花高原等に関する浄化槽管理委託料に入ります。それから、在宅介護支援施設管理委託料ですが、これは、花高原、大久保住宅の人件費等になります。管理委託は367万です。それから、宿直業務委託料ということで153万3,000円、大久保住宅です。

それから、95ページをお願いします。

95ページの3款民生費1項社会福祉費10目の臨時福祉給付金給付事業費です。これは昨年もありましたが、ことしもこの事業を国のほうから言ってきました。本年度予算は3,473万3,000円。特定財源としましては3,472万8,000円、国庫補助10分の10になります。

報酬70万、事務の補助を1名。あと、職員手当の節、共済費等は右のとおりです。

次のページをお願いします。

賃金で、事務補助臨時職員賃金ということで1名。116万6,000円。

それから、旅費が1万4,000円。

需用費は31万。これは臨時給付金に関する消耗品、事務等に関するものです。

それから、12節の役務費。133万6,000円。これは通知の郵便料、切手代等に入ってきます。

それから、13節の委託料。システム委託料ということで72万6,000円。

14節の9万8,000円。

19節の負担金補助及び交付金。これが、臨時福祉給付金6,000円掛けるの5,000人を予定しております。で、3,000万です。

3款民生費2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費に入ります。児童福祉総務費の予算に関しましては、児童手当、出産祝い金など児童にかかわる予算等がこの中に含まれております。予算としましては3億3,040万3,000円。

特定財源としましては、国県の補助の児童手当交付金、それから保育緊急確保事業補助金等がこの中に入りまして、1億9,044万1,000円というふうになります。それから、その他の財源としましては117万5,000円。これは、僻地保育所の保育料です。それから養育医療保護者負担金等が入りまして117万5,000円です。

1節の報酬。これは11万8,000円。子ども・子育て会議の報酬になります。

給料のほうは1名、222万5,000円です。

あと、職員手当、共済費等はその方に係る予算になります。

8節の報償費。これは、新たに出産祝い金としまして544万。第1子が3万、第2子が5万円、第3子が10万、4子以降が20万というふうな予算の中で予算を立てております。

9節旅費12万3,000円。これは、子ども・子育て会議に係る費用弁償等になります。

次のページをお願いします。

11節、32万7,000円。消耗品等に関しましては11万4,000円は、放課後児童クラブAEDのパット交換等がこの中に含まれております。

それから、12節7,000円。

13節の委託料。これは、浄化槽管理委託料、浄化槽清掃委託料が入っておりますが、これは清和小的放課後児童クラブ等の委託料等になります。遊具点検委託料1万6,000円が、児童公園の遊具点検委託料です。僻地保育所委託料が3,699万6,000円というふうに、2カ所、小峰、御所の2カ所分になります。地域子育て支援拠点事業委託料。これにつきましては1,516万9,000円は、子育て支援センター、つどいの広場、ファミリーサポート等が入って1,516万9,000円ということで、委託料が5,224万です。

14節使用料及び賃借料、21万6,000円。放課後児童クラブ用プレハブ借用料になります。

19節の負担金補助及び交付金ですが、5,219万6,000円。これにつきましては、特別保育事業補助金額が1,770万。それから私立保育園運営費助成金ということで432万がこの中に入りまして、5,219万6,000円です。

20節の扶助費、2億1,556万2,000円。ひとり親家庭医療費助成金額が240万。子ども医療費助成金、これにつきましては4,140万ですけれども、これまで子ども医療費に関しましては、中学3年まで子ども医療費が無料、医療費が無料だったんですが、この中に高校3年まで無料化をしようということで、高校生にかかわる金額が540万ほどプラスされて4,140万というふうなことで、扶助費のほうに関しましては2億1,556万2,000円というふうになります。

2目児童措置費です。これは保育園に関する予算です。昨年とほぼ同様になっております。本年度予算に関しましては、3億978万2,000。

それから、特定財源としましては、国県児童福祉負担金、それから放課後児童クラブ開所時間延長事業ということで1億3,924万2,000。その他の財源としましては、保育料になります。それが7,818万4,000円というふうになります。

11節の需用費、賄材料費は、これは3万円の献立研究会ということで、保育園の調理師の方たちの研究会の材料費ということになります。

13節の委託料、保育業務委託料。これは保育業務の派遣委託等がこの中に入ってきます。それで、7,175万2,000円です。

19節の負担金補助及び交付金2億3,800万。これは御岳保育園の運営費負担金3,600万、明光保育園6,500万。

次のページをお願いします。

さくらんぼ保育園運営費負担金が7,500万。浜町乳児保育園運営費負担金が5,500万。広域入所運営費負担金700万というふうなこと、これを合わせて2億3,800万という形になります。

3目児童福祉施設費。これは保育施設に係る予算となります。本年度予算3億8,531万8,000円。その他の財源としまして518万4,000円は、保育士の給食費がこの中に入ってきます。

1節の報酬。保育園の健診等に係る嘱託員の報酬が228万2,000円。嘱託保育士の報酬、保育士助手の報酬ということで、合わせて4,000万になります。

それから、給料。一般職41名分になります。その給料にかかわる職員手当と共済は右のとおり
の説明になります。

7節賃金1,200万。調理師補助臨時職員賃金が250万。保育士助手臨時職員賃金940万等が入り
まして1,200万です。

旅費が96万。

11節の需用費4,471万5,000円になりますが、消耗品、これは保育園の事務。全9の保育園に係
る消耗品等が全部この中に入ってきています。そこに、事務用の消耗品が300万。それから、保
育費ということで250万が入っております。それから電気料、水道代、ガス代が九つの保育園の
合算になります。それから、修繕料なんです、これは各保育園のAEDバッテリー交換が9園
分等がこの中に入ってきます。それから、賄材料費ということで2,670万。これも未満児、3歳
以上児のおやつ等がこの中に入ります。

12節の役務費181万4,000円。電話料と浄化槽の法定検査手数料の分です。それから、次のペー
ジを開けていただいて、検便の手数料が78万3,000円というようなことで、合わせると181万4,00
0円が役務費になります。

13節の委託料。これも、浄化槽管理委託料、清掃費等は各保育園の、全保育園の清掃委託料等
に入ってきます。空調設備点検委託料が馬見原保育園が14万1,000円。遊具施設点検料14万4,000
円が9園分の遊具施設の点検を行っております。

それから、14節の使用料及び賃借料ですが、60万です。車両借上料13万5,000円は、遠足時の
タクシー借り上げ等がこの中に入っております。

それから、15節の工事請負費。保育園施設改修費ということで65万。これは大川保育園のトイレ
改修、二瀬本保育園の網戸、外壁塗装等にこれが入ってきます。65万です。

18節の備品購入費164万。保育用備品購入費ということで、テレビ、避難車、掃除機、入退場
門等の保育園に係る備品が164万です。

負担金補助及び交付金1万8,000円。これは保育園の先生たちの研修会負担金になります。

104ページをお願いします。

3款民生費2項児童福祉費6目子育て世帯臨時特例給付金事業。本年度予算638万8,000円。
特定財源10分の10で、638万5,000円です。国庫補助です。

報酬、事務費、補助非常勤職員1名。

それから、旅費7,000円。

11節の需用費7万6,000円。これも子育て世帯の給付金に係る消耗品等です。

それから、12節の28万3,000円。これは切手、通知をするための切手代、郵便料に当たります。

それから、19節の468万円。これは子育て世帯臨時特例給付金ということで、3,000円掛けるの
1,560人を上げております。

次のページをお願いします。

3款民生費3項災害救助費1目災害救助費です。これ、災害に係る費用、予算です。

9節の旅費5,000円と、12節役務費、クリーニング代。毛布等のクリーニング代等に入ってきて

ます。

扶助費のほうが20節の扶助費。災害見舞金ということで、50万、予算を立てております。

その次、4款に入ります。

○議長（中村一喜男君） とりあえず3款で。終わりですか。

○健康福祉課長（門川次子君） 終わりです。以上です。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

隣保館長、西田武俊君。

○隣保館長（西田武俊君） おはようございます。隣保館の西田です。

隣保館の予算についてですけれども、その前に、3月4日に同和対策審議会のほうに役場機構改革の隣保館の見直しについてということで報告をしました。その中で、隣保館の委員について再確認が求められました。具体的には、隣保館は、今さら言うまでもなく、部落差別を解消するための拠点施設である。その部落差別は歴史的、社会的に形成された偏見による社会意識に基づいている。したがって、隣保館の第一義的目的は、歴史的、社会的に形成され、抜きがたい偏見による社会意識の払拭にある。つまり、隣保館は福祉を施すための慈善事業所ではなく、人間の尊厳を基調とする人権啓発の行政拠点であることを明記すべきだ。それを前提に社会福祉事業法を包摂した業務内容であることを再確認してほしいという意見をいただきました。平成28年4月の統合に向けて、来年度平成27年度において、今の意見等をもとにして十分検討していきたいというふうに思っているところです。

それでは、予算のほうの説明に移ります。

84ページをお開けください。

3款1項4目隣保館運営費であります。本年度予算額2,090万4,000円です。前年度との比較は1,014万9,000円ですけれども、これについては人件費に関するのが主であります。

それから、国県支出金については、国から539万1,000円、県から269万8,000円の補助があります。あとは一般財源です。

節の説明ですけれども、1、報酬。これについては、同和対策審議会と、それから隣保館・児童館運営審議会があります。その報酬。それから、2名の嘱託指導員に関する費用です。

2給料、3手当、4共済費については、総務課で管理をしております。

それから、85ページですけれども、報償費、旅費については昨年同額です。

それから、11の需用費については50万円のプラスになっておりますが、その中には、修繕料のところでは畳表がえ、畳くずが非常について御迷惑をおかけしておりましたけれども、畳表がえを計画をしております。その関係で50万プラスになっています。

それから、12の役務費以下経常経費です。役務費19万9,000円。

それから、委託料147万2,000円。内訳については説明のところに書いておりました。

使用料及び賃借料45万7,000円。

負担金補助及び交付金203万3,000円です。この中に、部落解放同盟に対する補助金182万2,000円ですけれども、金額的には昨年同様ですが、厳しい部落差別の中でありながら、みずから研修を

深め、立ち上がり、差別をなくす主体者として、行政に助言、協力をしておられることに対する活動助成金であります。

27公課費については重量税であります。

それから、103ページをお開けください。

3款2項4節の児童館運営費です。児童館の目的としては、同和対策審議会答申の精神を踏まえて、差別を見抜き、差別を許さない、明るくたくましい児童の育成を図っております。報酬については児童館指導員、嘱託指導員2名分の報酬です。共済費については社会保険料。報償費、旅費、需用費、それ以降も経常経費で昨年同額の予算であります。

19節の負担金補助及び交付金のところで、子育てクラブ補助金というのがありますけども、これについては、一般的に母親クラブのことなんですけども、山都町では子育てクラブということで名称をつけています。児童館を利用する子供たちの健全な育成のために、正しい知識と技術を身につけ児童福祉の向上に資することが目的であります。

以上、隣保館と児童館の予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 次の項、目について説明を求めます。

老人ホーム施設長、小屋迫厚文君。

○老人ホーム施設長（小屋迫厚文君） おはようございます。老人ホーム浜美荘の予算について御説明申し上げます。

その前に、まず、浜美荘の現在の状況について御報告申し上げます。

浜美荘は現在50名の定員に対しまして、49名の方が入所されております。入所に当たっては、2カ月ごとに開催されます郡の入所判定会議で決定されておりますけれども、町内からの申し込み者が多く、待機者がいらっしゃる状況が続いております。49名の入所者の方々のうち、平成24年の九州北部豪雨により阿蘇市の養護老人ホームが被災し、施設が休園となったため、措置委託を受けております2名の方を除き、全員が町内の出身の方です。最近では、清和、蘇陽地区からの入所もふえてきております。

90歳以上の方が10名おられます。平均年齢が83.8歳となっております。また、要介護1、2の判定を受けた方が約6割を占めております。また、認知症の方も4割超というような状況であります。

糖尿病や高血圧症などで、さまざま疾患で医療機関を受診する方も多く、施設内で歩行器を使用される方も約半数いらっしゃる状況です。

このような状況でありますけれども、入所者の方々が現在の状況を維持できるよう、少しでも機能回復ができるよう、また、転倒防止となるよう、朝の体操や運動、詩吟や習字等のクラブ活動を開催し、筋トレ、脳トレということで参加を促して活動に取り組んでおります。

平成27年度においても、これらの活動を継続して、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、職員が、より専門的な、あるいは的確な支援ができるような研修を行い、職員の情報共有の徹底、他医療機関、特別養護老人ホームなどの関係機関との連携を深めるように努めていきたいと思っております。

それでは、予算について御説明申し上げます。

91ページをごらんください。

3款民生費1項社会福祉費9目老人ホーム運営費です。本年度の予算額として、1億5,084万4,000円を上げております。昨年度と比較しまして98万9,000円の増となっております。これは人件費の増によるものがほとんどでございます。

財源の内訳としまして、その他の経費として2,087万5,000円を上げております。これは、先ほど申しました町外の2名の方の入所負担金等で483万2,000円。それから、町内の入所者御本人と、それから扶養義務者負担金ということで1,604万3,000円を計上しております。その他、1億2,996万9,000円については一般財源ということになります。

続きまして、内訳ですが、1節報酬1,491万7,000円を上げております。内訳としまして、嘱託調理員の報酬3名分で460万2,000円。夜間の嘱託支援員の報酬ということで685万7,000円。これは、4名の方に二人ずつ交代で泊まっていたいております。それから、昼間の嘱託支援員の報酬ということで306万8,000円。嘱託医の報酬ということで広域病院のほうにお願いしてございまして、39万円というふうにしております。合計の1,491万7,000円です。

2節、3節、4節につきましては、職員13名分の給料、手当等になります。

92ページをお開きください。

7節賃金45万5,000円としております。調理師、支援員、看護師の補助臨時職員ということで45万5,000円を上げております。

それから、報償費31万8,000円。先ほど申しました健康づくり、ダンス、習字、詩吟等のクラブ活動を行っておりますけれども、その講師謝金ということにしております。運動会等の商品代につきましましては、運動会等に参加していただく保育園児の商品ということになります。

9節旅費42万4,000円。費用弁償として4,000円。これは山都町養護老人ホーム苦情解決に関する要綱に基づく苦情処理第三者委員会の会議のための費用弁償になります。普通旅費30万円、熊本市内等への入所者の病院の付き添いだったり、職員研修等への旅費となります。特別旅費として、今年度、12万円を計上させていただいております。これは社会福祉施設長資格認定講習を受けるための旅費ということで、昨年、ことしと県の指導監査で、施設長が必要とされる資格を有していないというふうな指摘を受けてございまして、その解消のために資格認定講習を受けさせていただくということで12万円を計上しております。

需用費につきましては、2,387万5,000円です。消耗品費は事務用の消耗品として44万円。入所者の生活用品としての消耗品が190万9,000円。電気料が381万2,000円。水道料90万円。燃料費がガス、灯油、A重油ですけれども、308万8,000円。これは昨年までの実績に基づいて計上しております。修繕料につきましては、37万6,000円。公用車の車検料、それから施設の修繕料となります。給食費1,314万円。これは入所者50名分の毎日の食費ということになります。1日当たり720円という計算で上げております。それから、医薬材料費は21万円。医務室等で使う消毒液等になります。

12節役務費、179万2,000円。これは施設に必要な部分ということで、昨年とほぼ同様な金額に

なっております。大きなものとしまして、健康診断等の手数料60万2,000円があります。これは新しく入所される方の健康診断、入所時の健康診断。それから、全員の年2回の健康診断と、夜間嘱託支援員の方の健康診断というような内訳になります。検便手数料は、調理員の検便手数料です。クリーニング代は、シーツ等のクリーニング代になります。50人分の毎月のクリーニング代の合計になります。町内の事業者の方をお願いしております。それから、施設の損害保険料につきましては、施設内で起きた事故、転倒等で骨折をされた場合、入院とかがあるんですけども、その際の保険が出ますので、その分の保険料ということになります。自動車損害保険料は公用車の保険料です。

13節委託料。これも昨年とほぼ同様で491万3,000円を上げております。施設の管理上必要なものということで、浄化槽関係、それから、火災報知機等の消防設備の点検等です。4番目の施設清掃委託料につきましては、施設内の清掃、トイレとかお風呂を中心に清掃していただいておりますが、1名の方に清掃をお願いしております。その分の委託料です。

次のページ、94ページをお開きください。

宿直業務委託料153万3,000円を計上しております。これは、施設の夜間の見回り等も含めて当直業務をお願いしております。これも2名の方に、1名ずつ交代で毎晩泊まらせていただいております。それから、害虫駆除9万8,000円。厨房の清掃業務で6万円。エレベーターの保守点検料3万7,000円ということで、施設の維持管理関係の委託料になります。それから、ふれあいバスの運行委託料は、郡のスポーツ大会、あるいは入所者の日帰り旅行等にふれあいバスを使わせていただいておりますけれども、その運行委託料になります。

14節使用料及び賃借料107万6,000円。これは、コピー機のリース料、それからパソコンのリース料としていますが、福祉総合システムというソフトを使っております。その使用料になります。これは、措置費の計算だったり、入所者の預かり金等を管理するためのシステムの使用料になります。清掃用具使用料はモップ、マット等の使用料になります。

19節負担金補助及び交付金ですけれども、24万8,000円を今年度計上しております。研修会の参加負担金としまして1万8,000円。これは先ほど特別旅費のほうでお話ししましたがけれども、社会福祉施設長資格認定講習受講料として7万1,000円を計上しております。続きまして、県の老人福祉施設協議会負担金11万9,000円。県の老人福祉施設協議会負担金5万7,500円、全国老人福祉施設協会費3万6,000円等になります。それから、郡の老人福祉施設連絡協議会の負担金4万円が内訳になります。

それから、扶助費223万1,000円。本人に支給するものですけれども、入所者が入院された場合の日用品費として83万4,000円。無年金者の方を対象とした日用品費36万円、介護保険第1号保険者で年間収入27万円以下の方への介護保険料加算金として31万7,000円。介護サービスを利用されている方の利用者負担金加算金として72万円という内訳で、223万1,000円を計上させていただいております。

27節公課費は公用車の重量税となります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 以上で、3款民生費についての説明が終わりました。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款民生費の説明まで終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、説明が終わりましたんですけれど、保育所の件につきまして、菅尾保育所の件につきましては、13日に会議があって、ある程度の方向性が出たというふうに話は聞いております。これ、説明がある前に、提案理由とこう若干食い違っているのであれば、当然その前に説明があつてしかるべきじゃないかなというふうに思いましたし、町長の提案理由につきましては、保護者の方々に丁寧に説明をするということで、説明が行われました。行われた結果がどうだったのかということ、やっぱり予算を説明される前にこういうことがありましたと。ですから、提案理由については、このように変わりますというような説明があつてしかるべきかと思ひますし、そこについてのお尋ねをしたいと思ひます。

それと、あと、79ページの男女共同参画計画策定委託料ですね、216万5,000円、3,000円ですか、これについて、どういう目的で、どういう内容で、どんなことを、これ、委託しなくちゃいけないのか、自分たちも当然参加されると思ひますけれども、大きな趣旨ですね、これについて説明をお願いしたいと思ひます。

それと、96ページの臨時福祉給付金3,000万。これについて、対象がどうなっているのか。一応、6,000円の5,000人というふうに説明がありましたけれども、その算定につきまして、基本的にどのような人が対象になって、どのようにして支給されるのか。それについてお尋ねしたいと思ひます。

それと、105ページ、子育て世帯の臨時特別給付金。これは説明があつたのかと思ひますけれども、ちょっと聞き漏らしたのかと思ひますし、これの対象者がどのようになっているのか。

以上につきまして、まず、保育所の問題につきましては、町長もしくは課長のほうから、説明の結果、その経緯について、今後どのように取り組まれるという話まで出ていると思ひます。それを詳しくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

保育所の統廃合のことで御質問であります。その件について、提案理由の関係については私のほうから説明したいというふうに思ひます。

提案理由のほうでは、平成27年度には白糸保育園、菅尾保育園を閉園し、平成28年度には浜町

保育園、浜町第二保育園を閉園とし、近隣保育園に統合するというような表現を行いました。それで、これについては丁寧に説明をしながら御理解を求めていくということも説明をいたしたところであります。

議員が申されたとおり、3月13日の日に菅尾保育園のほうには私が直接出向いて説明を行いました。それで、その前にやまトークで、菅尾自治振興区はやまトークの時点で、保護者の代表者が数人来ておられまして、アンケート調査、そしてそれに伴って要望書が提出されました、私のほうに直接。そういうこともあって、私はその検討を重ねていたわけですが、提案理由の中の丁寧に説明するということについては、もう1月5日に、そういう説明を加えていたので、そういう趣旨の提案理由の文言、表現にいたしましたけども、私、3月13日においては、こういう意見、私どもが説明した、そして意見書もいただいた。そしてその上で、もう少し保護者の御意見を聞きたいということで、この意見書以外にはありませんかと、いろんな御意見がありませんかということをお伺いしたところ、一応それはゼロベースで、もう一回仕切り直して話をしてほしいと、検討はその後だということが三、四人の保護者から出ました。

私のほうとしてはゼロベースでということは、もう1月5日にお話を始めてるわけですから、そして議会のほうでももう話を始めているわけですから、そのゼロベースということについてはできませんけどということで、それに説明を加える中で、私もきょう加えて、この前のやまトークでの要望書を踏まえて、自分でもいろんな考え方を持って、きょうは来ました。だから、要望書以外にもっとあればお話をいただきたい。その上で私の考えを説明をしたいということで説明を始めたところであります。

それで、意見、要望書の中に30項目がありまして、その中の約10項目ぐらいが継続してほしいと。そして、あわせて、お年寄りと、よくこの地域住民に支えられた保育園でありますと。このような保育園はほかにないんだということも書いてございましたし、継続という言葉もいっぱい出てきました。そして、その中では、民間への委託も検討はできないかということもお話としてありました。

で、私も内々で、こういう民間委託のほうも、一つは一般質問の中でも答えましたとおり、やはり、行政改革、組織機構の改編、そしてさらに人員削減等、そして施設の管理の提言とか、いろんなことと、そして、逆にその行政サービスのさらなる向上と相反するものがあるということも申し上げたと思いますが、そういう中で子育て環境の整備をする中では、本当は保育園はやっぱり継続したほうがいいんだというのは、私も気持ちとしてはありました。それで、民間委託というのも、言葉上、要望書には出てきましたので、私どもも内々で、その辺が可能かどうかという検討をいたしまして、それについては可能であると私は判断をいたしました。

それで、いろんな御意見を聞くということをしながらも、この菅尾保育園については、非常に蘇陽地区の中で中心にあるということと、将来にわたって民間委託をすればメリットの部分も出てくるんだと、そういうことも考えまして、閉園ということだけではなくて、民間委託と選択もしたいということをし述べ、そして、閉園は一応、閉園についてはゼロベースということで考え、ただ、民間委託のほうを28年度から、27年度中にその辺の民間委託のほうの進め、そ

して子供さん方に支障とならないような保育のことを、行政としても、保護者のほうとしても、一番にそれを考えて、民間へのスムーズな移行をすること考えたらどうかということで提案をいたしました。そして、保護者の方からは、ただ、私も保護者だけではなくて、地域住民にも説明をしてほしいということがありましたので、菅尾自治振興会長も同席をしておりましたので、菅尾自治振興会の会長のほうに、それではできるだけ早く地域住民の方々に説明会を開きたいので手配をお願いしますと、段取りをお願いしますというお願いをして、そしてまた了解も得たところであります。

可能な限り、そういうことで、早く住民説明会をやって、そして民間委託のほうに考え方をシフトして、そして、できるだけ子供の子育てに対して支障が出ないような取り組みを27年度進め、そして28年度からは民間委託ということで進めたいということで、今、考えておるところであります。少し提案理由とは変わったかもしれませんが、その辺も踏まえながら、1月の15日から説明を加えたということも考慮に入れて、こういう提案理由にしたところでもありますので、御了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それではお答えします。まずは臨時給付金の対象、子育て世帯の対象ということで、対象児童、子供のほうからいきますと、対象児童に関しましては、平成27年の6月分の児童手当の対象となっているお子さんを対象児童というふうなことになります。

それから、申請に関しましては、各申請の受付期間が大体平成27年の6月から8月までというふうな形に考えられますので、それを受けた中で昨年と同様、10月ぐらいの支給というふうな形になるんじゃないかなというふうなことで考えております。

それから、臨時給付金の対象者に関しましては、市町村民税均等割が課税されていない者というふうなことで、支給対象者の条件はそういう形になります。

これも、受付のほうに関しましては臨時給付金のほうは8月から9月ぐらいが申請の受付期間というふうなことで国のほうから示されているんですが、これに関しましては、子育て給付、それから臨時福祉給付費のほうに関しても、ある程度合わせた形の取り組みをやっていきたいというふうな感じで考えております。

それから、男女共同参画のことにしましては、ちょうど平成23年度策定されました計画の見直しですが、本年度、見直しの年となるということで、これまでは本当に計画を策定する中で、県が示している部分の内容しか盛り込んでこなかったんですが、今年度は新たに見直しの年というふうなことになることにおいて、再度、山都町の男女共同参画社会を見据えた中で、しっかりと山都町がどういう実態なのか、それから住民の意識はどうなのか、そういうふうなことを明らかにしながら、これからの取り組みの重点的な施策のほうについて考えていきたいというふうなことで今回委託をするんですが、その中に私たちのほうもしっかり入らせていただきながら、計画策定のほうをやっていきたいというふうに思っているところです。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 臨時給付金と子育てにつきましては大体わかりましたけれども、この

男女共同参画につきまして、委託してしまいますと非常に町の独自性がなくなったりとか、町の基本的な考え方がずれたりするところがあると思います。非常に、委託してしまいますと、もう委託業者がこうこうして、で、結果が出ないづくに200万、300万使っても、誰も確認もしないまま、こんなできたけれども、なかなか実行ができていない。で、こういう計画書につきましては、いかに、どういうふうにやったらできるかという検証まできちんとやった上で、その結果がどうであったと。今後どのようにそれが変わり、地域がどのように変わっていったのかということまで、やっぱり検証していきながらやる必要があるんじゃないかなと思いますし、委託して、できたけんできました。で、こういうふうにしますよ。で、皆さん頑張ってください。で、それで終わる。非常にそういうことが多いと私は思います。ですから、そういうところをちゃんと検証していきながら、今後の課題をまた持って、前回の反省に基づいて、今度また役場のほうが入っていくような体制が必要かなと思います。

それと、保育所の件につきましてですけれども、今、町長のほうは27年度中に民間委託というような話がありましたけれども、蘇陽地域においては民間がありません。ですから、民間に非常に期待するところもあるわけですね。が、しかしながら、なかなか進んでいる、民間委託というのは進んでるところではありませんし、今後どのような取り組みをされていくのか。27年度中にその方向性を見つけていきたいということもありますけれども、それにつきましては今後、具体的にやっぱり提案していきながら、こんな方向でやるというのを地域の中でも話していてもらわないかなだろうし、また、執行部の中でも十分検討してもらわないかなだろうし、また、厚生常任委員会等々もありますし、議会の中もありますので、そういう中である程度の方向性が見えたらお話をさせていただくとかですね。それについてみんなでやっぱり考えていくような体制づくりをぜひとっていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

○4番（後藤壽廣君） 何かありましたら。

○議長（中村一喜男君） いいですか。町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 民間委託の具体的な方策としては、町内の民間の、今、保育をしていらっしゃるところに、全部のところに一応公募をしたいと思ひます。こういう施設があつて、今、児童数がこのぐらい。そしてどういふふうな内容ですということの説明を申し上げて、そして、これを受託をされるかどうかの確認をして、そして、多数に上ることになれば、それを、要するにプロポーザル方式で、そして、どこが一番いいんだと。もちろん、そのプロポーザルの選定委員については保護者の方も入っていただくということは最低限度やりたいというふうに考えていまして、そういう選定をやりながら、民間の委託、受託業者を決定をしたいというふうに考えております。

少なくとも、今、指示をしていますのは、これ、並行してですけども、地元の説明会もやりながら、そして、準備だけはもう、27年度なんて言っておかないで、26年度中にその作業準備は進めてほしいと。4月に入ったらすぐにでもできるような体制をつくるようにという指示をしてい

るところであります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。

79ページの社会福祉協議会助成金の3,500万というのが出ておりますけれども、この一般財源の繰り出しということですが、社協は大体会費と寄附金で賄われておるわけですが、その不足分を町からの繰り出し金という形になっております。

ここで私はちょっと提案をしたいんですけれども、この一般財源の持ち出し分についてですね。一般質問の中での審議の中にも、蘇望苑の件が出てまいりました。その中で公設か民営かという問題が出てまいりました。蘇望苑は、これ、課長も御存じと思いますが、総額で7億ぐらいかかっておりまして、工事費がですね。その全額を補助金と、それから蘇陽町と清和村で負担して、全額を負担しておりました。それに加えて、運営費、初期投資分ですね。職員を雇って給与も払わないけませんから、その運転資金として、たしか蘇陽町が1億円、それから、清和村がそれ相応の負担をして運営が始まったというふうに私は記憶しております。

それで、そうした運営の中で、私は厚生常任委員会の中に、委員長の中に、蘇望苑の立入調査というのをやりました。そしたら、議員の中でも半々に意見が出まして、大変大騒動したことを思い出していますが、当時は川口課長でしたけれども、川口課長が右往左往しながら、てんでこ舞いで大変な思いをされたことを思い出しておりますけれども。

こうした同じ社会福祉法人の中で、後で二つの法人が立ち上がりました。それは、残りの二つは自己資金、補助金を差引いて、自己資金がやはり3億、4億の借金を抱えて、その返済をしながら運営をしております。しかし、先にできた社会福祉法人は、全額、町が補助と。町からの負担。しかも、運転資金についても、運営についても全額、町が持った。2億ぐらいを町が持ったということで、非常に格差があります、同じ社会福祉人ですね。

で、今回の介護保険の改正点については、そういった社会福祉法人の積立金、いわゆるの収支の残り、益が、全国で2兆円だったか20兆円だったかと思っておりますけれども、それぐらいたく大きな積立金が残っておるということで、今回の改正点ではマイナス2.27%の介護報酬が全体で減額されたということになっております。しかし、そういった全額補助で受けたところは当然借金がないわけですから、剰余金が残るのは当たり前です。ですから、私は、その金を町に返せというふうなことは思いせんけれども、こういった社会福祉協議会、福祉の事業として使っていただきたいというようなことで、町には当期剰余金の2分の1は財政調整基金で積み立なさいという義務があります。それと同じように、こういった全額補助で建った施設については、やはり、その剰余金については、2分の1なりをそういう社会福祉協議会に寄附していただくと。寄附金ですね。そういうことはできないものかというふうに思いますので、町の執行部の考え方もお聞きしたいと思います。

それと同時に、これは議会の中でも厚生常任委員会の中で、これは十分協議をしていただきました

いと思いますけれども、同じ法人の中で格差があります。そのことを、やっぱり格差是正のためにも、これはやっぱり議会としても少しは考えていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。特別養護老人ホームの剰余金ということで、そのお金をどうするかというふうなことなんですが、町のほうとしては、まだ、その辺のところは深く考えてないところですが、県、全国的なところでやっているところは、特別養護老人ホームの、地域に貢献するというふうなところで、結構、新聞とかテレビ等でやられているところもあるので、兵庫県だったと思いますが、兵庫県のほうでは、困窮者に対する活動に役立ててほしいというふうなところで、ベッド数1床に対して5,000円を特老あたりから社協に寄附をされているところなんかもあるようです。

その辺に関しては、これから特別養護老人ホームとか、施設会議等を第1回やり始めましたので、その辺で皆さんと協議しながら、そして厚生常任委員会の議員さんたちとも相談をさせていただきながら、どういうやり方がいいのかということに関しては、今後、検討課題かなというふうには思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今のに関連してですけれども、理事についてですね。前会長のときからずっと問題になっていますけれども、理事改選についても、一部のたらい回しになってしまうという感じがしておりまして、そのときにも、もう合併したんだから、これ山都町全体で理事を選出すべきじゃないかと、矢部地区も入れてですね。そういう話も出ておりますので、今後やっぱりそういうところは行政的に指導していただきたいというふうに思います。町が行政指導すれば、「いや、うちは民設民営だ」というふうな答えしか返ってこんというふうに思いますけれども、民設民営でも非常に格差があり過ぎるとはいうことを御検討いただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、私も今の蘇望苑のことにちょっと触れておきたいと思います。

今度の地域密着型に移行したということ、今、工藤議員の話にもありましたように、特別養護老人ホームが、この全国ネットにした場合に、約2兆円だったと私の記憶にもですね。それぐらいの剰余金ができてきているということで、その単価を下げるとというのが国の今度の方針になったわけですね。だから、そういう措置がなされたから、実際この蘇望苑の場合どうだったのか。単純に考えると、そこから逃避するために地域密着型になったんじゃないかということであれば、今の意見のように、もっとそれは地域に吐き出して貢献すべきじゃないかと。

私は、もう六、七年前だったかな、四、五年ぐらいいろかなりませんか、調査した時点で、もう既に3,000万か4,000万の剰余金が出ておりました。そして、初期投資、土地も含めて、全て公費なんです。正確には全てとはいえません。山口病院が1,000万寄附なさっていますからね。しかし、あとは全部、土地も、それから、初期投資の運営資金も含めて、清和と蘇陽が出しているんです。で、理事の構成については、合併の3日前だったか4日前に、これは異動させてあるんで

す。

このことは、またどこかで詳しく論議することがあると思うんですが、きょうの場合は、こういう地域密着型に移行するということは、この剰余金の処理のあり方から逃れるためじゃないかという疑惑が起こらないように、担当でもきちんと、これは調査してみてください。これは要望しておきます。この点は町長の、私は、潜在的な監督権、監査権があるというふうに実は思うんです。法人について2分の1以上出資しておれば、町の自治体の、これは監査権が及ぶんです。一般的にですね。そういうところも含めて調査をしてみてください。

そこで、私が聞きたいのは、後藤議員と同じで、男女共同参画社会の計画策定というのが出ました。具体的にどういうことを策定するのかということが、いま一つはつきりしません。私たちの常識からいえば、女性が意思決定の場にまだまだ少ないということでしょう。いろんな社会の構造の中で、まだまだ男性型の社会だと。この議会を見ても女性が一人しかいらっしゃいませんですね。そういうことを想像しながらだろうと、そういう方向での策定だろうとは思いますが、もっと具体的に説明してください。

それから、子育て支援事業についても、これはたしか98ページ、拠点事業費として1,500万組んであります。拠点事業というのは一体どういうことを具体的にしているか、町民の皆さんにわかるようにしていただきたい。

私は保育所が子育て支援拠点事業所だと、そういうふうに私がかねてから申ししてきたし、そういう認識を持つ必要があるんじゃないかと。屋上屋を重ねて、何か別に組織をつくって、そこが牽引車顔をしてということはいかなものかという思いをしますので尋ねておきます。

それから、これは総務課長に聞きたいんですね。105ページに、子育て支援特別給付事業の中で、わざわざ返還金の増目にしてあるんですね。これは、増目、わざわざこういう項目つくらにゃいかんのかなと。1,000円の増目にしてあるんですよ。これは105ページ、見てみてください。105ページ。去年そういうのがあったから、ただ単純に機械的に増目にしたのか。あるいは、将来、こういう事態が起きるのか、そういうのが予想されるから増目にしてあるのか聞いておきます。

最後に、この老人ホーム浜美荘、1億5,000万で運営していますね。1億5,000万で。だから、議会ではかねてから民営にしろという意見も出ております。全くこれは町単でやっている。しかし、これは恐らく基準財政需要額できちんと算定されておるんじゃないかなと。それでないと、何の補助も出ない、どこからも出ないということであれば、民営にしてもなかなか引き受け手がないんじゃないかな。そういうことも含めて、この計画策定の中では27年度で方向性を出すとあなたたち言ってますからね。この前の機構改革のときにそういう約束です。だから、その辺まで含めて検討しておるかどうなのか。

今の保育所の民営化論にしましても同じですよ。地域から民営化はどうかと意見が出たからということで簡単に飛び乗っていいのかなと。本当にこれ、引き受け手がいるのかどうなのか。やっぱり今後の課題だろうと思うんです。

今の保育所のところはいいです。答弁のことで、またここでやりとりしよると混乱してしまい

ますので、老人ホームについては、坂口課長、どうかな。全くの一般財源でやっているわけですから、これは基準財政需要額の中にどれぐらい見込まれているのかどうなのか。半分ぐらいなのか、8割なのか、全額なのかということも含めて。それをきちんと押さえておかないと、この民営化論は簡単にいきませんよ。それを尋ねておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それではお答えします。その前に、地域密着型サービスの指定ということで、先ほど蘇望苑のことが出ましたので、指定に至った経緯のところだけ説明しておきます。

これは、省令等の改正によって、一部ユニット型という類型が廃止されたことによって、指定更新の際にユニット型部分と従来型部分をそれで別施設として指定することとされたことにより、これによって、ユニット型部分が定員29名以下である特別養護老人ホーム蘇望苑は、地域密着型サービスの一つである地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護として、町が指定をすることになったという経緯があります。

それから、子育て支援拠点事業の部分ですが、先ほど説明しましたように、予算的には子育て支援センター、それからつどいの広場、それからファミリーサポートセンターという、これが三つ合わせて子育て支援拠点事業というふうなことで、補助事業としてなっております。

この子育て支援センターにおきましては、町民へのPR、子供さんを持つ方、若い方たちにおきましては、「だっこ」という冊子がつくられています。子育て支援センターのほうからですね。その辺で、子育て支援センターのことが、相談を受けますよというふうな形で「だっこ」に詳しく書かれているということと、あともう一つは、保健師と一緒に家庭訪問をしながら、子育て支援センターをPRしながら、いつでも相談に乗りますというふうな形で、仕事としては、役割としては一生懸命頑張っていらっしゃるというふうなことです。

それとあともう一つは、支援センターの担当者会議というのがありまして、その中で、各民間、それから公立保育園の保育園の先生たちとの会議を、月に1回会議をされて、その中で山都町の子育て支援のあり方等について、皆さんで連携できるものは連携してというふうな形で話し合いがされているというふうな状況です。

それから、あともう一つ、男女共同参画の計画書なんですけど、中村議員さんのほうが言われたように、この中には、やっぱり女性が地域社会の中で、社会の中で働いていく中で、それからもう一つ、子供を育てていく中で、その部分をちゃんとした形でこの計画の中に組み込みながら、具体的な取り組みをやっていきたいということで、担当のほうは、政策等の立案・決定の共同参画とか、家庭生活における活動とほかの活動の両立ができるような、それから社会における制度等についての配慮、男女の人権の尊重、そういうふうな部分を含めた形の中で、山都町ならではの男女共同参画における計画書のほうを、ぜひともこの中に組み入れて、計画のほうを策定していきたい。

それから、これを広めていくためには、福祉課だけの中で議論してもなかなか進まない、そう

いう部分におきましては、役場の中の各課あわせた中で、山都町全体の男女共同参画社会を一緒になってやっていきたいというのと、役場だけに、プラス、メンバーが、男女共同参画における懇話会というのが、7人の方がいらっしゃいます。その方たちも含めながら、この中で検討をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをします。まず、1点目の子育て世帯臨時特例給付金事業の補助金返還金ということの増目のお話でございます。福祉関係事業の補助金につきましては、精算を、前年度、前々年度の補助金の精算という形で参る関係上、こういった形で償還金が毎年生じております。その時点、発生した時点で、12月補正ですとか3月補正でこういった返還金のほうは計上となっているところですけども、当然に今回の場合は、もう補助金返還金が当然見込まれるということで、増目ということで1,000円を計上させていただきました。

それともう一点、老人ホームの基準財政需要額の算入ですけれども、正確な数字につきましては後で御説明させていただければなというふうに思っております。当然これにつきましては、民営化の検討の話の中に入っていくときに当然、今、御指摘の部分については私どものほうでも検討の中に入れてやっていっているところがございますので、そういったところはまた申し添えたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ちょっと議長には私、お断りするのを忘れましたが、ちょっと悪寒がしますのでジャンパーを着せてもらっております。申しわけありません。

蘇望苑については、私は選択じゃなかったかなと思うんです。29名以下。じゃないわけ。法律が決まって、そうしなさいということ、地域密着型にしなさいということになったという、今、説明ですね。それでは、それはそれでいいんです。ただ、剰余金の問題あたりは、やっぱり今後、社会的な公平、公正性を欠くことのないような、非常に社会的な存在ですから、この福祉施設というのはですね。ですから、そこは慎重にきちっとやっていただきたいというふうに思います。

それから、男女共同参画については、まだ日本は大変な後進国ですね。わざわざ男女共同参画とか、わざわざ取り上げるということ自体が、よその国からするとおかしいかもしれません。この前、ドイツの女性首相がおいでた、メルケルさんがおいでた、ああいった先進国からすると、日本は大変な後進国だろうというふうに思いますが。

とにかく、その場合、これは要望ですが、男性の責務というのが、やっぱりもっともっと強調されなきゃならんのですよね。育休にしましても、どうしても育児は女性だということになって、まだまだ育休が、男性の育休が一般的になっていない。このこと一つをとってもですね。私たちあたり、こう言いながらも、家事は連れ合いがするのが当然だみたいな男の私でもあるわけです。たまには、2日に1回ぐらいは私も茶わんを洗うぐらいしかしてないんですよ。余り大きいことは言えません。そういうことで男性の責務、そして、やっぱりこれは、家庭、社会、企業、きちりこの思想が行きわたるような策定が必要だろうと思います。そういう意味での予算だろうと思いますので、よろしく願いしておきます。

それから、今の老人ホームの問題は、これは今後いろんなところで論議していくことになるかと思いますが。財源の問題も含めて、簡単に民営化ができるかどうかなのか、その移行をできるかということが非常に心配です。本当に、ほかの福祉施設のように、きちんとした裏づけを持ってやっていけるならばいいですが、これは、今の諸施設ができる前の、昔の型の福祉施設なわけです。基本的には、自分のことは自分でできるような元気のいい人で、身寄りのない人を、なおかつ経済的に恵まれない人、そういうことで始まった施設です。それからすれば、今の課長の説明を聞くと、ほとんどこれは特別養護老人ホームですよ。一番上の人で90歳かな。平均年齢80歳。本当はこれ始まったところは四、五十歳の、どちらかという元気の良い人たち、身寄りのない人たちをここに。いわゆる日本の社会が、まだ貧しかった時代、日本中が貧しかった時代の福祉の発想ですね。そこをどうきちんと整合させて、今度の移行論に持っていくかということも頭の中に入れとってください。これはもう要望だけです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 男女共同参画の件でいろいろ質問がっておりますが、要望でございまして、やはりこういった問題といたしますのは、意外と偏った方の御意見が集約されがちだと思います。やはり、先ほど課長が言われたとおり、課を越えた話をしながら、広くいろんな方の御意見を聞いてほしいというふうに思います。

それから、質問でございます。

83ページです。金額的には小さなものですが、一番上に手話奉仕員養成研修事業負担金1万6,000円とあります。数年前からこの事業は実施されていると思いますが、実際何名の方が受講されており、その成果は上がっているのかということでございます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それではお答えします。手話奉仕員養成研修事業負担金1万6,000円、こうありますが、募集をする中で、ほとんど行かれないというところと、あともう一つは、施設における手話の研修等もされていらっしゃるのと、その中でやっていらっしゃるということで、平成26年度においては、ちょっと聞いてみないとわかりませんので、調べて、またお答えします。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 実際に宇土市のほうにそういった施設、講習をするところがあります。で、自分の知り合いもそこに行っておりますが、やはり今から先はこういった事業は大変大事であると思います。精いっぱい、せっかく負担金を出しております。実のある負担金であるように要望しておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。

私もきょう、これを事前に下見をしながら、男女共同参画のところはぜひお伺いしたいと思っ

ていましたところ、各男性議員から質問が出て、大変嬉しく思っております。私も実際、こういう場所に出てこさせていただけようになってから、やはり女性の課長も2名いらっしゃいますけれども、やはり本当に少ないものだ。

そして、質問としましては、今までの、その男女共同参画社会促進懇話会の委員さん、報酬出しておりますが、何名で取り組んでいらしたのか。

それから、やはりこの参画の中身をしっかりやっていただきたいということと、やっぱりこの、もう、先ほど中村議員もおっしゃったように、昔から男女共同参画、合併前からいろんなところで話があるわけですが、本当に一向に、町の中を見わたしてみると、意識が進んでないなというのが実感です。それで、今、役場の中にも産休とか育休とかとっていらっしゃる方がもちろんいらっしゃると思うんですが、やはりこれはぜひ、母体のためにも、女性がより活躍できるためにも、快く皆さんがそういった休みに入っている人たちを支えていただきたいということを、せっかくですので申し上げたいと思います。

それから、この男女共同参画という中で、やはり女性が社会の中で有効に働けるような、先ほどの支援拠点事業ですけれども、私も拠点支援のほうも、それから、つどいのほうもよくお邪魔して、連携を、やっぱり各保育所にももちろんその拠点という役割があるんだと思いますが、やはりその保育所保育所は、やっぱり自分のところの園のことでかなり手いっぱい状況だと思われるので、やはりそこに支援センターがあって、各施設をつないでらして、そういう会議も持たれているし、どういうことがこの町全体としての支えになるかということを実際に一生懸命考えていらっしゃる施設だと思っていて、非常に私はいいと思っています。

そして、そこにもう一つファミリーサポートというのがありますよね。私はそれについては余り詳しく、本当にどういうことやっていらっしゃるのかがよく見えていません。なので、ファミリーサポートというところに何人いらして、どういう支えをしていらっしゃるのか。そして、先ほど門川課長、多分これは広げていかななくては、まだ弱点箇所であるというようなことをおっしゃったと思います。なので、こういうことを、どういう仕組みがそのファミリーサポートセンターであるのかということと、これからやはり拡張の意義というか、そういったところについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。男女共同参画のメンバーは7名で、毎年、年に4回ほど会議をされながら、研修会等も行って、これに関する取り組みのほうをやってはいたんですが、なかなかそれが広がっていったというふうなところで、今回そういうような形で、もっと町全体の中に広がるような形で、このような予算を出してきたというふうなことで、御理解のほうをよろしくお願いします。

それから、ファミリーサポートの関係なんですけど、それこそファミリーサポートが立ち上がったときに、大体二、三十人の協力会員の方がいらっしゃったんですが、ここ合併後10年もすると、その方たちが、70の人が80になり、60の人は70になるということで、徐々に協力会員の方たちが減ってきて、今現在では9人程度の協力会員しかいらっしゃらないという状況に入ってきていま

す。その中で、子育て支援センターと行政のほうで考えていく中では、協力会員になられる方たちを、町と支援センターが一緒になって、研修をしながら登録をやっていこうというふうな取り組みを、27年度から早々にやっていきたいというふうに考えているところです。

その内容におきましては、保育園で一時保育、延長保育でなかなかできないような方たち、利用できないような方たちが、子育て支援センターのほうに子供さんを預かっていただいて仕事に行かれたりとかいうふうな形でされているんですが、やっぱりなかなか安心して預けられるというようなところは難しく、利用人数というのは、もう恐らく10人以下だと思います。だから、そういうふうなことがあるので、その辺ももっと広げた形で頑張っていきたいというふうなことで話し合いをしているところです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

ここで、午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時59分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4款、衛生費について説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、4款衛生費について説明をします。

4款衛生費、ページ、106ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健総務費。主に保健衛生総務費の中には、健康づくりを進めていくための全体的な予算となります。で、本年度予算に関しましては3億358万1,000円。

1節の報酬748万8,000円。これは、右のほうに山都町健康づくり推進協議会委員報酬ということで新たにできたものでございます。これが23万6,000円。委員さんは20名の2回分ということになります。それから町医の報酬ですが、これは7名の医師のほうに報酬として22万の7回分、7人分ですね。で、154万です。それから、訪問看護師の報酬が571万2,000円。4人分の訪問看護師ということになります。

2節の給料です。これは、一般職の18人分の給料になります。5,997万1,000円です。

それから、3節、4節に関しましては、一般職級のことに關するものです。

9節旅費ですが、費用弁償、これは町医会議の年3回分、それから健康づくり推進協議会の会議、それから推進委員さんの2回分の費用弁償になります。これが27万8,000円です。

11節の需用費144万2,000。消耗品が45万、この中には、クリアホルダーとかスタッドレスタイヤ等が入っております。それから修繕料。これも公用車、オイル交換等の24万6,000円です。

12節役務費15万7,000円です。これは公用車の定期点検手数料2台分等が入っております。

次のページをお願いします。

13節の委託料164万6,000円。これは在宅当番医実施事業委託料が95万2,000円と、総合健康管理システム改修業務委託料が69万4,000円の164万6,000円です。

それから、14節の使用料及び賃借料、これはAEDのリース料になります。これが20万7,000円、3台分です。

19節負担金補助及び交付金257万8,000円。これの内訳につきましては、40万が地域医療システム学寄附講座設置負担金、これは熊大のほうに40万です。それから、熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会負担金177万8,000円となります。それから、健康づくり推進員連絡会補助金20万、食生活改善推進員協議会の補助金が14万ということで257万8,000円です。

それから、繰出金のほうが、病院会計繰出金ということで1億7,000万です。

2目母子保健費、主に乳幼児健診に係る予算です。本年度1,144万8,000円。特定財源は19万1,000円。これは虫歯予防対策事業に係る県の補助、2分の1の補助になります。

7節の賃金、これは歯科衛生士の賃金になります。21万4,000円。

8節の報償費、2万5,000円です。

それから、11節の需用費、これは消耗品費として、検診用の材料代、ミラーとか、それに検診に係る費用になります。45万です。

それから、12節の役務費6万3,000円、通知等で郵便料です。

13節の委託料1,034万1,000円。これは1歳6カ月健診委託料9回分、それから、乳幼児健診の18回分、3歳児健診の15回分ということで、乳幼児健診に係る医療機関に関する委託料になります。

次のページをあけてください。

19節の負担金補助及び交付金、これは妊婦健康診査助成金ということで、償還払いとして4人分を上げております。30万です。

次は、113ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費4目保健センター管理費です。これは矢部、清和保健センターの分となります。本年度予算1,335万1,000円。その他の財源としまして、保健センターの使用料43万7,000円です。

11節の需用費668万9,000円。消耗品のほうは、血圧計ロールとか畳マット、トイレトーパー、その他58万円。それからあと、電気料に関しても516万。あと、水道、ガス、修繕料、これは清和の保健センター、ブラインドを直すということで70万です。

12節役務費です。役務費のほうは3万2,000円。介護予防筋トレニングマシン調整手数料ということで、これは清和保健センターにあるマシンの調整手数料が3万2,000円ということになっております。

次のページをお願いします。

13節の委託料617万3,000円。これは保健センターに係る浄化槽管理委託料33万6,000円、清掃委託料47万。施設管理委託料を、これは社協に保健センター千寿苑への管理料ということで500

万円組んでおります。

それから、14節使用料及び賃借料25万4,000円です。これは土地借上料、清和保健センターの分21万9,000円です。

27の公課費は7,000円、自動車重量税分です。

115ページをお願いします。そのままです。

6目の予防費です。予防費のほうは、予防接種に係る予算になります。本年度予算4,055万6,000円。

11節の需用費45万の内訳のほうは、右に書いてあるとおり、消耗品としましては、予防接種の問診票等が大きなものです。それから、医薬材料費は消毒液とか救急薬品等が入ります。

12節の役務費が6,000円。

次のページをお願いします。

13節委託料4,000万。これは予防接種の委託料です。インフルエンザ予防接種とか子供に係る予防接種の委託、成人用の予防接種に係る委託料が、この中に4,000万入っております。

19節負担金補助及び交付金、各種予防接種補助金ということで、広域化に入っていないインフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの予防接種に関して、償還払いという形で10万円を上げております。

7目の健康増進費、これは各種がん検診に関すること、それから節目健診に関する予算がこの中に入っております。本年度予算としまして6,102万3,000円。特定財源としましては、がん検診事業の補助金、それから働く女性支援のためのがん検診推進補助金等が入っておりますが、172万7,000円です。

7節の賃金、これは集団検診のときに保育士を雇う賃金になります。これが1万3,000円です。

8節の報償費、これは各運動、生活習慣病重症化予防セミナー等に係る講師謝金14万。

11節の需用費106万、消耗品のほうは、通知用の消耗品、健康手帳等が90万の中に入っております。

12節役務費、郵便通知等の郵便料に71万6,000円です。

13節委託料5,900万。これは健康診査委託料で節目健診等とがん検診等がこの中に入ってきます。

19節の負担金補助及び交付金6万円、健康増進補助金となります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次の目について、説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 環境水道課の環境衛生係の関連の予算について説明させていただきます。平成27年度も、引き続き環境保全、住民の清潔な生活環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

110ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、27年度予算2億5,541万8,000円を計上しております。財源の内訳ですが、国庫支出金933万9,000円、これは浄化槽設置整備事業の補助金を充てて

おります。その他85万円、これは会員登録手数料、狂犬病予防注射手数料を上げております。一般財源2億4,522万9,000円としております。

1節の報酬ですが、105万8,000円。これは環境審議会委員の報酬5名分です。美しいまちづくり推進員28名の報酬でございます。

2節、3節、4節につきましては、職員10名の人件費等でございます。

9節の旅費18万、これには環境審議会委員費用、それから美しいまちづくり推進員費用の弁償を含んでおります。

11節需用費です。浦川水路浄化施設の電気料、公用車燃料、その他消耗品等でございます。

12節役務費82万8,000円、公用車5台の点検手数料、保険料、それから町内河川の20カ所及び浦川浄化施設の水質検査手数料となっております。

13節委託料203万9,000円、浦川水路浄化施設管理及び汚泥処分の委託料、それから不法投棄廃棄物撤去処理委託料となっております。

次のページです。

19節負担金補助及び交付金2,923万5,000円。これは浄化槽設置整備事業補助金の60基分2,582万5,000円、それから、住宅用太陽光発電システム設置費補助金25基分250万円、住宅用太陽熱利用システム補助金20基分60万円、その他各種協議会への負担金及び補助を予定しております。

28節の繰出金1億4,742万円、これは簡易水道特別会計への繰出金でございます。

114ページをお願いします。

5目火葬場管理費、27年度予算2,351万4,000円を計上させていただいております。財源の内訳ですが、その他326万1,000円。これは火葬料でございます。決算において、これを大幅に下回ることを願いながら、ここに計上させていただきました。一般財源2,025万3,000円。

11節需用費でございます。清和天昇苑の燃料、電気等の動力に関する経費と修繕費、その他消耗品を計上させていただきました。

13節委託料です。天昇苑の管理人2名の委託料として504万円、以下附帯施設の管理や保守点検委託料等、上げております。

15節工事請負費1,050万円です。平成6年度建設以来、3基ある火葬炉の整備を一度も行っておりません、老朽により炉内がかなり劣化しておりましたので、26年度で3号炉の整備を行いました。今回27年度で2号炉の整備を行いたいというふうに考えております。

117ページをお願いします。

4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費でございます。27年度予算として、1億7,212万1,000円計上いたしました。財源内訳として594万6,000円。これは有価物の売却を充てております。一般財源費を1億6,617万5,000円としております。

1節報酬、4節共済費は、非常勤職員3名の人件費等でございます。

11節需用費でございます。3,670万5,000円。これは小峰クリーンセンターの施設医薬品、燃料、電気等の動力に関する経費、その他消耗品等を充てております。

118ページをお願いします。

12節の役務費です。小峰クリーンセンターの附帯施設の法定検査等の手数料を上げております。47万8,000円です。

13節委託料7,322万8,000円。これは一般家庭から出る一般廃棄物の収集運搬委託料として5,300万円、公共施設の一般廃棄物収集運搬委託料として836万3,000円、塵芥処理業務派遣委託料1名分の361万円。定期補修の工事費の精査業務として500万円。ほかに附帯施設の管理保守点検委託料、ダイオキシン類の分析、公害基準に係る委託料等を計上しております。

15節の工事請負費4,800万円。これはクリーンセンターの定期補修工事でございます。

次のページ、120ページです。

2目し尿処理費、27年度予算8,024万円を計上しており、一般財源のみでございます。

1節報酬、4節共済費は、非常勤職員3名分の人件費等でございます。

11節需用費4,050万円。これは、微粒子固形物及び雑菌類の除去を行う硝化膜という消耗品がございますけれども、その100枚分の取りかえということで861万円計上いたしました。それから、浄化する過程において、消臭や殺菌を科学的に行う薬品等の費用として813万8,000円。それと、燃料、電気等の動力に関する経費として計上させていただいております。

12節役務費。これは最終的に放流する水質の検査、それから附帯施設の法定検査料でございます。

13節委託料381万3,000円。主に定期補修工事の精査業務ということで、330万円。その他附属施設の保守点検、保管管理の委託料ということで計上をさせていただいております。

15節工事請負費2,750万円。千滝クリーンハウス定期補修工事を予定しております。

122ページをお願いします。

3節の最終処分費。27年度予算額1,861万2,000円計上いたしております。財源内訳は一般財源のみです。

12節役務費。これは、元平野最終処分場の水質検査手数料でございます。23万8,000円です。

13節委託料1,715万2,000円。これは、菊池の最終処分場に持っていきます燃え殻、ばいじん等の収集運搬と処分の経費の委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金120万円。最終処分場があります菊池市への環境保全協力金として上げさせていただきました。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 以上で4款衛生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、フッ素塗布のところだけでも、当然、保護者の了解を得てということなさると思いますが、自治体によっては強制的にやっているともあるんですね。非常に、これには賛否両論があります。とか、幼児に異物、薬品を入れるわけですから、これは一時期、WHOでも非常に有害な部分もあるという警告を出したこともあります。

私は、そういうことをちょっと議会だよりに書いたら、あなたのところの職員さんが朝早く、

私に猛烈に抗議をしてきたことがあります。もっと勉強してくれと。いろんな考え方がある。私は、これで絶対だめだとは書いてないと。十分保護者の理解を得て、そしてやってくれと。特に幼児の場合は、この誤飲が起こると。誤飲をしないようにやってくれと。そういう指導をしてくれと申し上げたんですが、実際はどうなのかをひとつ聞いておきます。

2番目に、美しいまちづくりのところですが、合併浄化槽についての点検、これは業者任せにせず、職員も一定の知識を持って抜き打ち的なこともやる必要があると、私がかねがね申し上げてきました。現状はどうなっているかですね。

もう何回も私は言ってきましたが、このモデル、この条例をつくる時、私は福岡の久山町の先進例を勉強したことがあります。あるいは、柳川堀割のどぶ状態のところを再生された柳川市の係長さんのすごい取り組みもあります。「柳川堀割物語」という小川プロの3時間ぐらいのドキュメントもありますけどね。

そういうのから、合併浄化槽、強力にやっぱり進めるべきだと。あちこち行って、私は、そのシステムによって浄化の度合いが違いますから、浄化された水を直接ひしゃくで飲んで飲んだこともあります。そういうことをしながら、やっぱりみずからきちんと点検しないと、業者任せではいけませんよと。だから、職員さんにもそういう勉強させてやってくださいと。本当は、3年おきに異動するようなことでは、この仕事はなかなか継続的にできないんですね。さっき言った久山町なんかは、一職員だった人が課長になるまで、総務課長になるまで、その仕事はその人がずっとやってきました。まだ合併浄化槽が一般的じゃなかった時代だから、そういうことになったと思いますけれども、今、うちの場合はどうなっているのか。

簡単なチェックは、本当は家庭でもできるんです。余りにおいがするようだなと思うときに、流入ますのところを見れば、紙や、あるいは毛髪が詰まっていて、それで随分その浄化度合いが変わるというようなことがあるから、そういう担当で勉強させてくれと、これは前の町長時代から私は随分言ってきましたけれども、実際はどうなってるかお尋ねしておきます。

それから、浦川のやつですね。これは四万十川方式というのをやっています。これ、250、幾らだったかな。合計、たしか250万ぐらい締めて、かけてるんです、管理まで。で、これの水質検査がきちんと適切にやられてるかどうか。これは多孔質の木材を入れて、そこにバクテリアを発生させて、それで浄化させている方式なんですけど、どうなのか。それを聞いておきます。

まず、そこまでかな。一応それだけお願いします。

最後に、保健衛生課長、総合支所長だったかな、最終処分場の問題。このことについては後で聞きます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 中村議員のフッ素塗布についての質問ですが、確かにフッ素塗布に関しては、インターネットを見たりいろいろすると、賛否両論あるのは私のほうもわかります。その中で、町のほうの取り組みとしては、国県の研修会があるところ、それからインターネットで出るところ、その辺を鑑みながら、一応町としては保護者が申し込みをした子供のみやるというふうなところで、今進めているところです。

で、保護者の説明に関しましては、1週間ほど前に保育園の園長会議がありました。その中で、保育園の先生にも理解を得るようというふうなことで、うちの保健師のほうから説明に行かせております。その中で、その後、その保護者の説明会のほうも、今議員さんから言われましたように、丁寧な説明をした上で申し込みのほうをとるようというふうなことではつないでおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 浄化槽の件につきましては、それぞれ個人の浄化槽につきましては、保守点検並びに清掃については自分でももちろんできるわけですが、なかなか専門的な分野がありますので、通常は業者のほうに委託されているかと思えます。

それとあわせて、その保守点検、清掃が適正に行われているか、浄化槽がきちんと機能しているか、放流水の水質が基準を満たしているかという検査を浄化槽法の11条で義務づけられております。これに関しては、熊本県の指定機関であります熊本県浄化槽協会が検査を行っているところですよ。

失礼しました。浦川浄化槽につきましては、年4回、水質検査を行っております。流入口と排出口をそれぞれ水質検査しまして、その比較により成績を見ているわけですが、一定の効果は見ております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） フッ素につきましては、いかにもフッ素がオールマイティーみたいな受けとめ方してるんですよ。やっぱり、第一は歯磨きさせることなんですね。その習慣を幼児のときからつけさせると。このフッ素でぐちゅぐちゅやれば、もうそれが全てみたいに、非常に誤った指導の仕方があります。私はそれを今までずっと指摘をしてきました。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それから、この合併浄化槽については、あなたが言うとおりに法律で定められております。そしてなおかつ、それを万全にするためには、役場の職員もそれなりの知識を持って、時々は抜き打ちでもいいからチェックをしてください。あるいは、業者と行動をとるにしても、自分でわからない面があるでしょうから、そして現場で研修していくと。

私も、もう免許とって20年余りになるかな。やっぱり実際にやらないと、わからないこと出てきます。だから、うちが、町が業者に大型の合併浄化槽を管理させてますね。何十万で払ってます、1回に。これも、きちんとした、こちら側に知識があれば、あの汚泥の濃度が1%違いで、汚泥が何とも変わってくるんですよ。これは計算式がありますので、1回してみてください。

一事が万事、そういうことですから、これからは冗費を節約していくということにもう少し、やっぱり神経を使ってほしい。ごみ処理に、私たちが日常的に垂れ流したり、ポイ捨てしたりすることの最後は、みんなの税金で処理しなきゃならん。最終処分場1,700万、それから協力費入ると、あるいはほかにも雑費が出てくると思いますが、約2,000万かかっているんですよ。菊池市に払ってる。まだまだ最終処分場が片づいてない。そういうところを考えると、やっぱり自分たちでチェックできるところはチェックして、少しでもその費用がかからないようにしてほしい。

いということですよ。

それから、さっき課長の、何か、クリーンハウスの硝化膜を変えるという話でしたね。硝化膜というよりか、これは限外、逆浸透膜じゃないですか。ですね。いわゆる浸透力を利用して、それでろ過していくというやつですよ。特殊膜ですよ、これは。ですね。非常にこれは高い。これはもう、メーカーが自分たちの独占的な力を発揮して、高く売りつけておると思います。これについては、もう少し交渉してもらいたいと思います。もうしょっちゅう、これ、こういうことですから、この建設には私も論議の中に、当時の議員として、衛生組協議員としてかかわってきております。最終的には、しょっちゅう、こういうメンテナンスで、メーカーは元を取ろうとする。元というか、うんと、それ以上にもうけようとする。

そういうことにならんように、きちんと自分たちも勉強しながらやってくれということ、当時論議したことがあります。恐らく現場の職員は、定期的に膜のクリーニング、スポンジか何かで拭く。これ、やってますか。それも聞いておきます。随分これは違いますから、後でしょっちゅうかえるということにはならない。それをきちんとやればですね。それも聞いておきます。

それから、ちょっと待ってください。四万十川方式は一定の効果があるんですよ。一定の効果。これだけ金をかけて一定の効果という消極的な効果しかないならば、やっぱり今後少し考える必要もあるかというふうに思います。これは、試行錯誤の中の一つとして、一環として、これ、四万十川方式をここに入れたんですよ。酒屋さんの米のとぎ汁とか、そういうのいっぱい流れ込んで、そして千滝川に行って、千滝川、大変な、どぶのにおい。夕方、夜8時過ぎ行ったら、千滝川は下町の風呂屋の下水のにおい、それそのままでしたから。今、少しはよくなってると思いますけどね。だから、一定ということじゃなくて、すごい効果が出てるという、私はデータが欲しいんですが、どうですか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 硝化膜につきましては、おっしゃられたとおり、以前あったやつをそのまま保管して、洗いながら使っています。でも、どうしても限度があるということで、今回上げさせていただいたところです。単価につきましてもかなり高うございます。1回、よそのほうに見積もりをとったんですけれども、どうしても、やはり特許的な部分もありまして、なかなか難しいということで、今後また、少しでも安くなるようメーカーとは交渉していきたいと思っております。

それから、浦川の件でございますけれども、データのほうが、きょう、ちょっと持ってきておりませんので、そのデータをちょっと後からお見せしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 塵芥処理とし尿処理の件でございます。

塵芥処理で、小峰クリーンセンターの定期補修工事費が4,800万円。し尿処理の千滝クリーンハウスが2,750万円。合計しますと7,550万円一般財源があつておりまして、これは毎年入ってきます。今、大矢野原演習場ですが、自衛隊の演習で年間約300日。で、自衛隊員さんが約10万人

来て演習をしております。そこで発生する塵芥、し尿につきましても、本町で処理をしております。この定期補修工事費に対しまして、例えば30%の補助が来るとすれば、一般財源は2,265万円減ります。厳しい財政の中で、こういったことにもう少し目を向けていくべきであると思いますが、2款のときにも質問をしましたが、担当課としまして、関係する自治体の情報を仕入れながら連携を図る必要があると思いますが、検討の余地はありますか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 一般質問でもございました。今おっしゃったとおりでございますので、これの件につきましては、長年そういうことを考えてほしいという御指摘もいただいております。今般、議会後に業務隊のほうには出かけていくことにしておりますので、そのときにもそういった旨は申し出たいと思いますし、議会の説明で申し上げましたとおり、基地協議会なり全国の協議会のときに、関連町村、全国に多々ございますので、その辺の情報収集に努めながら、この件につきましては担当課とも十分ちょっと詰めて、情報収集に当たりたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） それこそ政治的な関係になってくると私は思っております。ぜひ力を入れて進めてください。

それから、今の状態で、処理能力につきまして、今で十分ですか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 処理能力につきましては、今のところまだ余裕がございます。千滝クリーンハウスについては、浄化槽の汚泥がふえた関係で、ぎりぎりの線で今動かしているところです。ただ、やはり老朽化で、施設の故障がかなり毎年目立ってきております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 実際に、処理能力につきましては、かなり厳しい状況にあると、私たちは聞いております。で、老朽化しているがゆえに、定期的な保守点検に金がかかっていると、これは事実でございます。ぜひこういったことを踏まえまして、今言いました関係自治体との協力のもと、提案、提議をしてください。要望ですが。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費について説明を求めます。

農業委員会事務局長、山本祐一君。

○農業委員会事務局長（山本祐一君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。

それでは、まず農業委員会事務局より、平成27年度当初予算について御説明申し上げます。

ページは、123ページになります。

まず農業委員会では、農地法に基づく許可申請案件や農業経営基盤強化促進法等による農用地利用集積計画案件など、26年中の実績といたしまして年間約210件余り、面積にして70から80へ

クータルを、毎月定例会を開きまして議案として審議しております。今後、新たな農業政策に伴う法律の施行により、農用地利用の効率化及び高度化の促進が進められるようになります。当農業委員会もさらに活発な活動を展開し、担い手等へ農地のきめ細かな情報提供をしていきたいと考えております。

それでは、123ページ、5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費です。

本年度予算額4,927万4,000円を計上しております。財源内訳といたしまして、国県支出金552万7,000円。国庫補助金が200万です。県補助金、委託金合わせまして352万7,000円です。その他の財源153万円です。これは雑入といたしまして、独立行政法人農業者年金基金からの業務手数料150万円などがございます。町の一般財源は4,221万7,000円です。

歳出の主なものには人件費が占めております。1節の報酬683万3,000円は、農業委員32名分の報酬556万1,000円と事務補助非常勤職員1名分、合わせまして683万3,000円。これにつきましては、昨年と同額です。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費、これらにおきましては、農業委員会の職員5名分です。共済費の中には農業委員さんの災害共済費も含まれております。

7節賃金106万円は、農業者年金業務に伴う事務補助の1名分です。

それから、9節旅費195万1,000円は農業委員の各種の現地調査、それから研修時の費用弁償及び事務職員の旅費であります。

11節需用費129万5,000円は、主なものは消耗品、封筒らの、あと公用車燃料費、それから年2回発行しております農業委員会だより、これらの印刷製本費です。

続きまして、124ページです。

12節役務費9万2,000円。これは郵便料であります。2段になっておりますけれども、4万4,000円分につきましては、これは農業者年金業務の委託料分です。

14節使用料及び賃借料77万4,000円。これは公用車1台のリース料と農業委員の全体研修時、それから各種、県が開催いたします研修がありますので、合わせまして77万4,000円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金47万9,000円は、熊本県農業会議への負担金32万7,000円。それから、上益城郡の農業委員会の協議会がございますので、郡のほうに15万2,000円。合わせまして47万9,000円というふうに計上しております。

以上、予算の説明を終わりますけれども、現在、政府の進める農協改革、あるいは農業生産法人見直しとともに、農業委員会の改革も今検討中であります。

若干説明させていただきますと、まず、今32名農業委員さんおられますけれども、24名が公職選挙法の準用をもって選出となっておりますが、これを、地域の推薦または募集の結果を尊重し、議会の同意を要する市町村長の任命制となります。したがって、現在8名おられます議会推薦、それから各種団体等の推薦、これは廃止ということで検討されております。

で、農業委員の数におきましても現行の半分程度にし、新しく農地利用最適化推進委員、これは仮称でございます。農地利用最適化推進委員、これを地域の実情に応じ、農業委員会が委嘱す

るといふふうなことで検討中であります。

それから、農業委員の年報酬でありますけれども、これは特別職の非常勤職員として町の条例に規定されております。昨年の新聞等では全国平均が、これが月3万円というふうなことで報じられておりますけれども、農業県である熊本県におきましては、残念ながら全国平均以下であります。さらに、熊本県内の45の自治体の現状におきましては、山都町は33位であります。全国平均報酬の3万の半額にも満たしておりません。遊休農地対策や農地中間管理事業での意見聴取など、新たな取り組みも求められております。山都町におきましては、昨年の7月に農業委員の改選が行われました。現在、町の特別職等の報酬審議会を所管する総務課に、この年報酬の増額のほうを依頼中であります。町の条例にうたってありますので、条例改正に向け、今後、議員各位の御理解を切望するものであります。

以上、農業委員会事務局からの予算説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次の目について、説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。それでは、5款農林水産業費について御説明をいたします。

まず初めに、農林振興課は農政係、農村整備係、林政係の3体制で、事業を今推進しております。本町の基幹産業であります農林業の振興は、町の将来に向けて重要な政策の一環として位置づけられておりますが、従事者の高齢化、後継者不足に加え、有害獣による農林産物への被害は依然とおさまらず、これは全てが喫緊の課題となっております。

そのためにも、現在推進しております集落機能を維持することを目的に、集落営農を推進しながら、中心的な担い手農家の育成、新規就農者、親元就農者等の育成、さらには高齢者の生きがいになるような農業の再生など、関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと思います。また、これまで培われてきました有機農業や低農薬、減農薬農業、高冷地の好条件を生かしながらの高冷地野菜を中心に、本物の安心・安全な農産物の産地づくりを進めてまいります。

昨年11月に噴火しました阿蘇山の降灰対策につきましては、国県関係機関と連携を密にしながら情報を共有し、万全を期していきたいと存じます。

それでは、平成27年度の予算につきまして御説明いたします。

平成27年度の農林水産業費の総額12億6,688万4,000円を計上いたしておりますが、前年度当初予算と比較し、農業費で1億9,168万、林業費で5,500万円、合わせまして2億4,669万9,000円の増額となっております。

それでは、124ページをおあげください。

5款1項2目の農業総務費では1億8,460万2,000円を計上いたしております。特定財源の2万円は二瀬本ふれあい館の使用料でございます。

2節給料から4節共済費までは、林政係を除く職員及び清和、蘇陽産業振興課の職員、合わせまして29名分の人件費でございます。

11節需用費におきまして、修繕料170万円をお願いしておりますが、これは二瀬本ふれあい館

の施設修繕費でございます。昭和62年に農産加工実習所として建設されましたが、今日まで蘇陽地区はもちろん、山都町内の多くの住民の皆さんに、みそやジャムなどの加工を主に、広く御利用いただいております。しかし、築28年を経過しており、農産物等の加工作業時の機械機器の取り扱いに苦慮いたしておりますので、今回、施設の基幹施設設備となりますボイラー関連の修繕を行うものでございます。

12節役務費、13節委託料、それから126ページの14節は、センター関係の管理費でございます。

126ページ、3目農政費では1,911万2,000円をお願いしておりますが、主に各種団体の活動促進助成を計上いたしております。特定財源の国県支出金244万7,000円は、国営造成施設管理体制補助金217万8,000円。制度資金利子補給金8万9,000円。土地利用促進調査県委託金の計上であり、その他の136万4,000円は鮎の瀬交流館等の使用料56万4,000円。椀山かんがい事業協力金80万円を充当しております。

歳出1節の報酬4万8,000円は、環境保全型農業審議会委員8名分。

13節委託料76万9,000円は、鮎の瀬交流施設の消防設備点検料と当該施設の管理委託料でございます。

127ページ、19節負担金補助及び交付金1,696万7,000円は、各種協議会等負担金及び国営造成施設管理体制整備促進などの補助金です。主なものとしまして、上益城地域農業振興協議会負担金20万2,000円は、郡内5町、県、それからJA、団体などの関係機関との連携を図り、認定農業者等の育成等も含めまして、地域農業の振興につなげようと連携活動を行うものです。農林振興事業補助金300万円は、農協の各生産部会の活動助成金であります。有機農業協議会助成金100万円は、毎年秋に開催されます有機農業フェアの費用や部会活動、それから高校生の稲刈り体験受け入れ等の活動に係る助成金です。国営造成施設管理体制整備促進事業補助金588万4,000円は、平成26年度から平成29年度までの国の継続事業427万2,000円と町独自の耕作放棄地対策費161万2,000円です。自立経営体育成資金利子補給費補助金18万円は、日本政策金融公庫等の各金融機関からのL資金の借りに伴います利子補給です。茶振興会補助金70万円、続きまして、128ページの全国茶品評会出品助成金60万円を計上しております。価格が下落傾向にある中、品質の向上や販路拡大など、みずから取り組んでおられます。また、全国の茶の状況を確認し、自茶の格付けもわかることから、全国品評会は価値ある取り組みであると思います。1店当たり1万5,000円の40店を見込んでおります。それから、椀山地区かんがい事業助成金80万円は、平成19年度から28年度まで、協力金として旭化成ケミカルズから10年間助成があるものです。農業者営農対策助成金27万円は、山都町の営農対策協議会への助成金であります。果樹剪定補助金80万円は、栗の枝剪定に補助をしております。集落営農推進事業助成金300万円は、平成27年度から新たな取り組みと26年度からの継続に対する支援を行うものです。

4目畜産振興費では1,229万5,000円をお願いしております。特定財源の国県支出金447万円は、自給飼料増産総合対策事業補助金40万円及びあか牛草原再生事業補助金132万円、その他の7万円は町有牧野の貸付料等です。

8節報償費4万5,000円は獣医師3名分の謝金。

11節需用費54万円は牛の予防注射器、それから、ダニ駆除剤の購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金1,163万7,000円は、畜産関係協議会等の負担金助成金であります。主なものといたしまして、129ページ、牛の予防注射としまして、牛の異常産予防のための助成金145万8,000円。家畜導入助成401万9,000円は、優良な繁殖素牛導入として約100頭分を計上いたしております。市場価格の12%、また自家保有牛につきましては、市場価格の80%の12%を補助しております。山都町指定牛補助金60万円は、育成牛品評会や共進会にて上位20頭を選考し、1頭当たり3万円を20頭補助するものです。自給飼料増産総合対策推進事業補助金40万円は、熊本型放牧推進事業として田小野牧野組合の電牧と給水施設整備費の補助金、県の補助金でございますが、50%で行います。阿蘇あか牛草原再生事業補助金132万円は、蘇陽、清和地区の4牧屋で有刺鉄線や牧柵支柱などを熊本県の補助事業により整備を行います。また、環境保全型農業総合支援事業補助金として275万円。これは成君堆肥生産組合で地域環境調和型畜産施設緊急整備事業により堆肥舎を建設いたします。

続きまして、6目中山間地域対策費では、中山間地等直接支払事業を行います。本年度3億6,172万3,000円を計上いたします。特定財源の国県支出金2億6,998万8,000円は、中山間地域等直接支払制度事業県補助金でございます。平成27年度は4期目の初年度集落協定166において、参加戸数2,730戸、3,091ヘクタールの農用地で取り組む予定でございます。

130ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、事務補助に係る嘱託臨時職員の経費と、13節委託料においては、農地の傾斜等計測業務として253万5,000円を計上いたしております。第4期の初年度ということで、傾斜角の判断基準を出すために航空写真の図上計測により算出いたします。27年度のみ作業でございます。

19節負担金補助及び交付金の3億5,700万円は、166協定に対する中山間地等直接支払制度交付金でございます。

7目水田農業対策費では米の生産調整を行っております。本年度予算額765万円としております。特定財源としまして、新需給システム推進事業費補助金60万円。経営所得安定対策制度推進事業県補助金700万円を計上いたしております。

9節旅費の費用弁償35万8,000円は、農家組合長の転作現地確認に伴うものであります。

また、19節負担金補助及び交付金700万円は、地域農業再生協議会への補助金であります。地域再生協議会につきましては、その年の米の生産調整数量や目標量、生産調整率、転作率を審議いたすものです。27年度の転作率につきましては、現在配分がっておりますが、43.8%の転作目標となっております。

続きまして、131ページ、9目農業土木管理費では、町営の土地改良事業を推進するための事務事業を行います。平成27年度は161万9,000円を計上し、町営事業の取り組みについて計画を策定するための事務費をお願いしております。

132ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金では、主なものとしまして、水土里情報システム使用料として32万

4,000円を計上しておりますが、多面的機能支払事業などの各事業に応用します農地情報や地図の製図など、業務支援に対応するシステムの使用料であります。

11目農業構造対策費では、山都町の担い手農家の中心となります認定農業者の育成を図ることを目的としております。68万円をお願いしており、特定財源といたしまして、担い手育成緊急支援事業費県補助金16万円を充当しております。

認定農業者の支援の経費といたしまして、14節使用料及び賃借料は認定農業者等の研修バス代です。

19節負担金補助及び交付金の30万円は、認定農業者協議会への助成金であります。

133ページ、13目中山間地域総合整備費では、県営の土地基盤整備事業で、地元負担金3%で事業を推進しております。平成27年度2,343万8,000円を計上いたしております。特定財源としまして、その他の1,063万4,000円は、土地基盤整備事業にかかります中島地区、矢部南部地区の受益者負担金と、換地処分費並びに換地処分清算金を充当しております。

13節委託料は矢部中部地区通潤用水水路基礎調査計画書作成業務。

また、17節の公有財産購入費では、区画整理地区内の換地処分によります水路及び道路の購入費を計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金541万3,000円は、主なものとしまして、全国協議会負担金1万円と3地区の事業実施にかかります負担金530万円でございます。及び県工事の賦課金10万3,000円をお願いしております。

22節と23節は換地処分業務に係ります清算金と処分費でございまして、同額の483万7,172円の歳入歳出を行います。これは整備後の状況によりまして、面積の増減が発生いたします。増加しました受益者につきましては、減少した受益者に対し清算金を支払うこととなります。そのため、県営ということで事業主体である熊本県へ受益者から町を通じて償還金として支払い、今度は県を経由して町、そして面積等が減少されました受益者の方々にそれぞれ清算金を支払うというものです。町は管理する農道水路がふえますので、14万9,000円の支払いが生じたところです。

続きまして、134ページをお願いいたします。

14目単独土地改良費では500万円をお願いしております。農道整備や水路整備など、補助事業への採択が困難な小規模の工事について、工事費の2分の1までを補助いたします。

19目ふるさと水と土保全対策費は、白糸地区の交流事業への県補助金です。本年度予算額50万円としておりますが、全額県補助金であります。

歳出の19節負担金補助及び交付金は、中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金としまして、白糸地域の棚田のふれあいツアーへの補助金であります。

21目多面的機能支払事業費として、本年度2億3,785万7,000円を計上いたしております。この事業は、平成26年度に制度の見直しが行われ、平成27年度から法律に基づき実施されるようになりました。昨年から1億7,718万3,000円の増額となっておりますが、国県の交付金が町経由で農家に交付されるようになったためでございます。特定財源の国県支出金1億7,950万3,000円は、多面的機能支払交付金及び推進交付金でございます。

歳出の主なものとしまして、事務費ほか13節委託料として395万4,000円。これは法律上義務づけられました交付対象農用地の保管理状況現地調査業務委託費であります。全額、国庫補助による推進交付金で行います。

19節負担金補助及び交付金2億3,340万7,000円は、当事業に取り組んでおります25組織の共同活動分、そして向上活動分として、交付金として、補助金としてお支払いいたします。

135ページ、23目環境保全型農業直接支援対策事業費では、地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果が高い営農活動に取り組む農業者に支援することを目的としております。平成27年度は1,692万6,000円を計上いたしております。この事業も国庫補助金が県補助金と一緒に交付され、町経由で交付されるようになったため、増額となっております。特定財源としまして国県支出金1,272万3,000円は、環境保全型農業直接支援対策事業県補助金を充当しております。

主なものとしまして、19節負担金補助及び交付金1,680万円は、96戸で取り組む予定の営農活動支援交付金です。10アール当たり8,000円ということで、27年度は210ヘクタールを見込んでおります。

続きまして、136ページをお願いいたします。

24目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費は、金内の浦田水路工事を25年度から継続工事として進めており、27年度発注分1,550万円を計上いたしております。特定財源の1,430万円は特定防衛施設周辺整備調整交付金、その他6万円は受益者負担金であります。工事請負費としまして、1,430万円計上しております。27年度の工事延長100メートルで計画をしております。

137ページ、25目人・農地プラン事業費では、本年度4,953万円を計上いたしております。新規就農者支援のための地域の中心的な担い手となる人・農地プランを作成し、就農給付金を交付するものです。特定財源としまして、国県支出金4,950万円を充当しております。

青年就農給付金としましては、前年実績と増額を今回計上いたしておりますが、26年度の補正におきまして27年度分の前倒しが行われております。平成27年度の予算査定終了後だったため、今後の支給状況と、それから認定状況を見ながら予算額を変更することになります。

26目農業農村整備事業費では、町営の土地改良事業を行います。本年度710万2,000円を計上し、特定財源としまして、県補助金357万5,000円を充当しております。その他119万1,000円は工事に係る地元負担金です。

歳出の主なものは、13節委託料の320万円は、五ヶ瀬川堰の概略測量設計費100万円及びため池2カ所でございますが、藤木、それから井無田のため池のハザードマップを作成いたします。220万円を計上いたしました。ため池の下流において集落が存在する場合に、自然災害による被害を予測し、その範囲を地図化し、熊本県の地域防災減災事業で100%の事業として行います。

15節工事請負費として、矢部開バ地区の用水ゲート設置工事1カ所及び井無田のかん水施設の整備工事をお願いしております。

138ページをお願いいたします。

2項林業費1目林業総務費では、本年度予算額3,175万2,000円を計上しております。特定財源は権限移譲事務委託金の林務割り当て分20万円でございます。

歳出2節、3節、4節は林政係4名分の人件費です。

13節委託料では、矢部地区下名連石の丸山公園の県民の森、県植樹祭地の草刈り管理委託料及び清和文楽邑東側のふれあいの森の草刈り管理委託料など22万4,000円をお願いしております。

139ページ、2目林業振興費は、本年度予算額9,964万9,000円をお願いしております。林業関係団体の支援と有害鳥獣被害防止対策を目的としております。特定財源としまして、国県支出金3,903万3,000円は、鳥獣被害緊急捕獲対策費事業補助金1,408万円、間伐材供給安定化緊急対策事業補助金2,200万円等を充当しております。

歳出の主なものとしまして、1節報酬では鳥獣被害防止対策実施隊の報酬177万円を計上いたしております。平成26年に設置いたしましたこの実施隊でございますが、第一種の銃猟免許保持者の中から捕獲に従事する民間の隊員として、年間、チーム編成をしております。猟友会会員のうち、年間を通して従事が可能な方々を猟友会から推薦していただきまして、捕獲、そしてすみ分け、防除と、この取り組みを総合的に実施いたしたいと思っております。

13節委託料17万5,000円は、服掛松の森林病虫害防除、松くい虫の予防を行うものです。薬液を樹幹注入いたします。

19節負担金補助及び交付金では、林業関係各種協議会等負担金及び補助金等を9,724万6,000円お願いいたしております。140ページをお願いいたします。主な補助金といたしまして、緑の少年団活動助成16万円でございますが、新たに清和小学校が加入され、森林学習や自然体験などを始められます。農林業振興事業としまして、林業基盤整備補助金として500万円、有害鳥獣捕獲隊助成金1,940万円。これにつきましては、イノシシ、鹿の捕獲奨励金、成獣、幼獣区別なく1万円を交付予定です。特用林産物施設化推進事業補助金295万円は、シイタケ乾燥機1台、全自動の植菌機、これの導入に伴う県の補助金でございます。間伐材供給安定化事業補助金4,000万円は三つの組織、森林組合、それから新野産業でございますが、間伐1万立米の補助をするものです。森林整備地域活動交付金事業補助金316万円は、阿蘇森林組合によります間伐対象林を集約して間伐する、間伐に対する補助金でございます。5ヘクタール以上を集約して、一体的に間伐を進めるという事業でございます。山都町森林整備事業補助金1,510万3,000円は、平成21年度から間伐、造林、下刈について、町の単独で二つの森林組合へ補助をいたしております。有害獣の被害防止対策事業補助金1,000万円は、町の単独事業で、電気牧柵の設置に対して補助をするものです。山都町鳥獣害防止対策協議会助成金60万円は、町の推進協議会への補助金でございます。

続きまして、3目林業土木管理費は、1,542万5,000円をお願いしております。町が管理する林道の維持費でございます。現在、31路線106キロにわたる町の管理林道がございます。特定財源の520万円は、森林・林業・木材産業基盤整備交付金でございます。

13節の委託料400万円は、町管理林道敷の草刈りの委託料でございます。矢部地内が11路線、それから清和地内3路線、蘇陽地内4路線、18路線の64.4キロを地元をお願いをしております。

142ページをお願いいたします。

15節工事請負費1,040万8,000円は、町管理林道のうち、四つの路線につきまして、舗装、補修

やのり面補修、谷どめの擁壁工事等を行うものです。県費50%の補助事業であります。矢部水越線の舗装、それから清和矢部線ののり面補修、谷どめ工事、そして日名田線ののり面補修を27年度予定しております。

7目治山費では、2,752万8,000円を計上いたしました。民家裏などの治山工事6カ所を行います。特定財源としまして、単独治山事業補助金1,622万円と受益者負担金243万3,000円を充当いたしております。

13節委託料269万3,000円は、6カ所の実施設計費でございます。

15節工事請負費2,433万円は、工事箇所6カ所の治山工事でございます。

143ページ、13目山のみち地域づくり交付金事業では、5,845万1,000円を計上いたしました。林道菊池人吉線の山都町施工区間の舗装工事を行います。平成27年度で山都町施工分は完了予定でございます。特定財源としまして、交付金事業の交付金4,088万円、それから、その他の216万8,000円は国、県、八代市のそれぞれの負担金です。

歳出の12節役務費200万円は、所有権移転登記手数料でございます。用地購入に伴います所有権移転登記を行います。

13節委託料460万8,000円は、林道敷の国有地の用地測量分です。

15節工事請負費4,950万円は、道路舗装工事を予定いたしております。本年度最終、27年度は最後ということで、1,640万円の延長を最後の区間として、舗装工事をさせていただきます。

17節公有財産購入費195万円は、道路敷の国有地の購入費でございます。

144ページをお願いいたします。

14目道整備交付金事業では、4,049万1,000円を計上いたしました。平成27年度からの新規事業といたしまして、地域再生計画により27年度から29年度までの3年間、町管理林道の舗装を行います。特定財源としまして、1,360万円は道整備交付金です。

13節委託料2,160万9,000円は、林道2路線、場貫線、鬼ヶ城線の測量設計業務委託料です。

15節工事請負費1,780万円は、初年度分の舗装工事請負費です。林道2路線、場貫線310メートル、鬼ヶ城線235.3メートルを工事請負で発注いたします。

22節補償補填及び賠償金70万円は、工事実施に伴います立木の伐採補償でございます。

145ページ、水産業費、1目水産振興費では13万円を計上いたしております。二つの漁協の補助金でございます。

それから、ページが飛びますが、213ページをお願いいたします。

213ページの下段のほうになりますが、10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費……。

○議長（中村一喜男君） 農林課長、5款を今やっとりますので。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼しました。申しわけございません。

○議長（中村一喜男君） 以上で、5款農林水産業費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時24分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5款農林水産業費についての説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 2点質問します。とにかく、長い目、節がありますので、もう尋ね始めたら切りがありませんので、私は2点に絞って聞きますので、お願いします。

まず、鮎の瀬交流館、これは山の都づくりも関係するかな。これは長く閉館したままです。地元は、たしか冷凍庫なんかリースのはずですから、ずっと電気代とリース料を払っとるはず。しかし、びた一文も入らないんですね。去年の6月ごろからじゃなかったかな、私気づいたのは。ずっとこれは閉館したまま。しかし、町としては合併浄化槽の管理を含めて、年間六、七十万出しておる。これの建設は、約3億ぐらいかかったんじゃないかなと思いますが。

もうやっぱり、私は、ここでこのことをあえて取り上げるのは、これからの地方創生、みんな熱に浮かされたようにして取り組むけれども、その高揚期はとつても、それに飛びつくんです。そして、マスコミも大変注目をします。それが一旦おさまっていくと、こういう形になって、もちろん関係者の高齢化もあると思いますね。そして、今もう、誰も向き合おうともしない。去年のお盆に観光客があそこに随分来とつて、どうしてここは閉まってるんですかと、私が通るときにとめられて聞かれたことがあります。その後、どうなつとるのかですね。

これは、担当課は、実質的な担当は、私は山の都じゃないかなと。山の都が騒動ばかりして、中身が伴わないということでは、一つのこれはテストケースなんですよ。これ、どうしようとしてるのか聞いておきます。

それから2番目に、同じ山ですが、山のみち、いわゆる内大臣林道ですね。この整備。これ、随分私は現地に立ち会つたりして設計変更もさせてきましたが、その後、設計変更があつとるのかなのか。最終的に私どもが立ち会つたとおりになってるかどうか。施行主体が森林開発公団、緑の公団、そして、今は県事業になつてはるはずですね、たしか。そして、名前も山のみち整備事業となつています。何で山のみちとなつたのかと。

私は、これは私どもの批判をかわすための名称変更だというふうに思っております。これ、森林開発だったんです。奥地開発、名称は。そして、菊池から人吉まで抜けていく。内大臣の奥のほうですね。一定のところまで行って、右のほうにターンして、そして、さらにずっと目丸山の奥のほうぐらいあたりかな、そこで、トンネルで向こうの旧八代郡のほうに抜けるんですよ。ちょうど、五家荘の上のほうに抜けるんで、トンネルで。で、これがどうなつてるか。

私どもは、断面図まで出させてどれだけ自然を破壊するのか、あるいは自然林をどれだけ除却してしまうのか、そういうことも含めて随分厳しくチェックをしてやつたんです。それと同時に、環境アセスはどうなつてるのか。この間の一般質問で、十分そこまで言いませんでしたけれども、クマタカから、希少野生生物が随分おります。カモシカはその奥のほうにもう逃げ込んでしまつ

て、わずかしかない。ちょうど、このルートが通る奥がカモシカの生息地なんですよ。ですね。そういうのはどうなっているのか。町のほうはそれを知っているのかどうなのか。

町の区間はこととして終わりますよということでは、私はいけないと思うんですね。供用区間が、いわゆる角上というところまでの供用区間ですね。町の供用としての責任区間。それから向こうは、当時は森林事務所、熊本森林管理局の責任区間となっておりました。それを今度は、山のみちづくりということで、横串を刺したようにして地元自治体、それから森林事務所、県、この三つが連帯責任を負っていくことになると思います。だから、この設計がどうなっているのか。環境アセスは十分できてるかどうか。

実は私の申し入れで、環境アセスを森林研究所が、東京のこれは農水省の外郭団体ですよ。お定まりの天下り団体ですが、ここが4年ぐらいかけて一応は調査してるんです。クマタカの生息状況についても、その都度私のところにも報告が来ていましたが、いつの間になくなってしまいました。だから、どうなっているかも聞いておきます。

この2点をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御質問の、まず、鮎の瀬交流館の管理についてでございます。中村議員様から何度となく、こちらの管理についてのお問い合わせはあっておりました。

御承知のとおり、昨年6月時点をもちまして、運営母体の山里の会の方々が高齢化ということで管理できないということで、振興協議会を通して御相談がございました。その後、振興協議会の会長、それから地元の区長さん方、また、若い方々も含めてですけれども、運営方法について、うちの課と一緒に協議を進めてまいりました。

実は、御存じのように、地域支援の応援団が、あそこには女性の方がお一人と、それから男性の方がお一人また今度入られたということで、非常に活性化につながっているようでございます。その事例としまして、ことしあけてから、菅地区に白糸地区の若手と一緒に、こめ屋という組織をつくられたようでございます。棚田米にスポットを当てて、この棚田オーナーの方が東京の方もいらっやいまして、非常にそういう取り組みも向こうでもされているということで、これを東京のイベント等にも出店しながらPRを進めていくということで、このお米と、それから加工品等を通じて、通信販売やイベントを地元でできないかということで、現在その準備をされているところであります。

また、現在この交流館につきましては、備品のほうはもう引き上げてありますので、通常の維持管理は、うちのほうから維持管理費、委託しておりますので、そういうのを含めまして環境整備していただいている中で、今後そのこめ屋の若い方々を中心に、そこの整備もまた進めていく部分かと思っておりますので、御相談をしながら、またこの活動を再開していきたいというふうに思っております。

それから、林道菊池人吉線につきましては、先ほど申し上げましたが、27年度が最後の区間という、ちょっと申し上げの仕方、悪うございました。ただ、供用区間の熊本県から民有地が入っているところの区間につきまして、山都町の責任区間といたしますか、そういうふうになっておりま

す。平成19年に緑資源機構ですか、これが廃止になりまして、それと一緒に事業が県のほうに移って、県に移ったときに山都町の区間を当時の町長が行うということで申し上げたところです。

で、私も一度登ってみましたが、角上橋までもまだ未舗装でもございますし、それから登っていきますと、県の改良区間も一部終わっております。ただ、峠を過ぎますとまだ国有地がありまして、幅員の災害復旧工事なんかも行なわれておまして、非常に延長も長い中、工事を行うにもやりづらい、そういう部分がございます、実は26年度の工事につきましても繰り越しをさせていただいたような経緯もございます。

環境アセスにつきましては、ゴイシツバメシジミ、そのほかにつきまして、非常に希少動植物があるということで、報告書を見とるわけではございませんが、実際行われておるということで、それを回避するために、議員おっしゃいますように、現道を回避する方法としては、もうトンネルしかないということは、県、それから森林管理所、八代等を含めて話しております。ただ、八代市も、反対側のほうでは用地交渉等でまだかなりいろいろあるようでございまして、そういうものを含めたときに、国、県、それから自治体、費用対効果、これをやっぱりどういうふうに見ていくかということで、当初の予算額よりもかなり大幅に増額するという現状が見受けられますので、引き続き27年度においても、国、県と一緒に協議を進めていくようなことになろうかと思えます。現在わかるところは、そのところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 鮎の瀬交流館につきましては、やっぱり今度の創生事業に教訓として生かしてもらわないと。また今度も、熱に浮かされてる間はみんな飛びつくけれども、後、こういう形になってしまう。やっぱり何でも公費で補助をする。やっぱり補助金、親方日の丸意識がどっかにあるんです、みんな。ここだけがそうだって言いません。みんな、それがある。結局は、金の切れ目は縁の切れ目になる。もちろんここは、これからの問題もあろうでしょうけれど。

私はこの振興会の会長から、道端で会ったんですけど、いろいろ不満や、あるいは相談を何回か受けてきましたけれども、そばですけれども、よその地域にやたら内政干渉というのは、私は控えるべきだということで、そっとしてきましたけれども、ぜひとも、これは山の都づくりの一つのテストケースにもなろうかと思えます。山の都が、ただ創造しなくて、騒動だけで終わるようなことにならんようお願いしときますね。

それから、同じ騒動ですけども、この山のみちですね。向こう側は八代郡の泉村なんですね。いわゆる県有林が非常にあそこは、トンネルの向こうは県有林だったということなんです。物すごい大きな県有林があります。そこに抜けるようになってるはずですけども。ただ、手前のゴイシツバメシジミがピンポイントでおるところ、小さな発電所のある近所、これがどうなるのか。あそこ、大変な環境破壊になるということでストップをかけて、五つぐらいのトンネルで通す。沢が幾つも通っていますから、そういうふうに変更させたはずですけど、どうなっているのか。

一番濃密にかかわってきた地元の私どもには全く梨のつぶて、その後。これがお役所ですよ。県庁の林務部と一緒に立ち会いながら、県庁の事務所で私も3回、4回ぐらい、管理事務所、東

京から来た林野庁の役人と、この設計図を前にしながら随分やりあって変更させていったんです。その当時は、まだ県はオブザーバー的な立場でしたから。しかし、県はそのいきさつは全部知ってるはず。しかし、今になると、全く私に音沙汰がありません。だから、その辺のところはきちんとやってもらわないと、肝心のゴイシツバメシジミの生息地ちゅうのがどうなるのか、非常に私は気になっておりますので、そのことをきちんと受けとめて、今後も対応をしていってください。これ、要望だけしておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。有害駆除についてお尋ねをいたしたいと思います。

本年度から、成獣、小さなイノシシも統一して補助が出るというふうなことでございますけれど、実績も非常に伸びております。ただ、これまで実績も伸びておりますけれども、駆除した人たちから、今度は逆に苦情が出とります。

それは、有害獣の捕獲に対して、捕獲と駆除の食い違い。私どもは捕獲をして、従来は特区で認可を受けておりましたので、その特区の申請をして受けた人が、これまで補助金をもらっておりました。ところが、今般、何か国のほうの基準がだんだんやかましくなったか、基準が厳しくなったか知りませんが、捕獲する人と駆除する人は別だということで、箱わなで捕獲した人はとめ刺しはできんと。やりで刺し殺すことはできんから、それは、駆除、その免許を持った人を雇って駆除してくれという話です。ですから、捕獲だけでは補助金はもらえんと。それで、しかも写真も、捕獲者とそのとめ刺しする駆除者とイノシシとセットで写真を撮って出してもらわんと、補助対象にならんということで、半額というふうな苦情が出ております。

で、この捕獲ですね。捕獲をして、とめ刺しまで人を雇わにやならんちゅうなりますと、今度の補助金は、その捕獲に対しての補助ですよ、1頭1万円補助。ですから、1頭1万円は捕獲した人に対しての補助金ですから、とめ刺しする人にはまた幾らかなり出してもらわんことには、ただでとめ刺しだけ、はい、来て下さいって言って、お願いはできんわけですね。とった人からすればですね。ですから、その補助金の内訳、捕獲した人が幾らで、とめ刺した人が幾らにするのか。

それともう一つ、私が一番思うのは、これまで頭数はずっと減ってきましたけれども、こういう形をすれば、今度は特区のわなの申請する人がおらんようになります。その人だけでは補助金はもらえんわけですからね。で、誰かそのとめ刺しする人を連れてきて写真に写らんと補助金はもらえんとなりますと、もうだんだんする人がおらんごなと。やっぱりもとに戻ってしまうということになります。

で、私は、この目的というのは、イノシシを減らすことが目的ですよ。ですから、このイノシシをとったイノシシの写真と黒板の日付と捕獲者の名前があつて、尻尾持っていけば、私はそれでも事足りるとじゃなかろうかなというふうに思いますけどもですね。いや、確認ができにや金払われんて言うて、私、補助対象にもなつたらんと思われま。私はもうそれからこっち、もう全然、1頭も出しとりません。もう、雇うてせにやんぐらいなら、もうせんでええと思つてか

ら、もうしとりませんけれども、そうなれば、だんだんまた、頭数はもとに戻ってきます。ですから、その考え方をどう町は判断されているのか、それをお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。前回、御報告を途中でさせていただきました。26年度の捕獲頭数につきまして申し上げましたが、最終の詰めを今ちょうどやっております。26年度の捕獲頭数は4,000頭を超すという状況でございます。おかげで、捕獲実施隊等の皆さんの御協力で4,000頭を超す勢いでございます。

工藤議員のほうから、いろいろ御提案等いただいております。捕獲の確認の方法、今、主に国の緊急捕獲対策事業の国庫補助金をもらってしております関係上、どうしても国の基準によって判断をせざる部分がございます。といいますのが、補助金の約6割か7割ぐらいを国庫補助金に頼っておりますので、その申請において確認はこうなさいという、あくまでもマニュアルがございますので、その方法でしております。

ただ、御承知のように、もう面倒くさいと言う方も、もちろんいらっしゃいます。もし、銃で撃ったときも、自分を自分が撮らなるとき、どうやってすつとかいということ、おっしゃったように、誰かがそんな写真撮りに行ってやらないかとか、そういうこともあつてようございますので、27年度につきましては、今、担当とも話をしておりますが、はっきりしたマニュアルをつくって、できるだけ農家の方に負担をかからないような、ただ、はっきりわかるような、これは事務的な部分でございますが、そういうことを、ことし御提示できるような形にしたいというふうに思っています。

それから、特区の講習免許の方々でございますが、これは、阿蘇カルデラ特区のときに蘇陽地区はとっていらっしゃいますが、これは何ら法律の変更はあっておりません。現在も同じように講習会免許者、この方々はあくまでも補助者でございます。蘇陽のときも、そういうふうな形で要綱領をつくっておりますし、これは県にも環境省にも確認いたしました。その要綱は変わっていないということで。

これはどういうことかと言いますと、あくまでも見回りのお手伝いと、それから餌を置く。で、わなを設置したり、それからわなに入っている、もちろんイノシシ、鹿をとめ刺したり、こういうことはもう完全に狩猟法の中の部分であつて、あくまでも講習会の方については、そういう講習会の受講者ということでお手伝いしかできないですよという、ちょっと表現悪いんですが、それがこの特区でとっていただきまして、今、講習会でも受講しながらいただいている方々です。

ただ、この講習会の方々含めて、280名の方々で捕獲していただきました結果が4,000頭という数字になっておりますので、ここは議員御指摘のように、捕獲隊と、それから講習受講者の方々を含めまして、スムーズに、そして捕獲数はとにかく上がるように、それがその被害の防止につながるように、今後煮詰めてまいりたいというふうに思いますので、また御指導よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今、答弁いただきましたけれども、4,000頭という、もうとんでもない、やっぱり数なんです。ですから、私たちがなぜ特区でそういったわなを受けてまでとらにやいかんかというのは、やっぱり農業しとって、米を植えとって、やっと実が入るまでは、もう何も問題ないわけですけど、実が入って、さあ、稲刈ろうか、あした稲刈ろうかと言ったときに、一晩のうちにはばあっとやられてしまう。何をしたか、1年間何をしたかわからんと。しかも、共済は3分の1被害がなからんと見らんですよ。3分の1で、イノシシが片っ端食ってくればばいばってん、どこそこまで食うて3分の1になったら、もう刈られんとですよ。しかし、共済は出らんということで、もう腹が立ってたまらんけん、仕方なく、そういったわなでもとって、もう減らそうと、とにかく頭数を減らそうという気持ちになつとるわけですけども、猟師はやっぱりウリボウとか小さいイノシシは、誰も追わさんとですよ。追わさんです。ですから、そういった特区、わなの人は280名ですか、わなが何名おられるか知りませんが、やっぱりそういう人たちの応援がなからんと、このイノシシは私は減らんとします。

ですから、もうちょっと、補助金をやるのを渋るような方法で、絞って絞って1頭1万円やりますよというような、そういうことじゃなくて、もう少し緩和した形で、1頭、その写真と尻尾を持ってくればもう確認ができるわけですから、私は国にも言いました。そうしたら、それはもう県が確認でくりやよかつですよというふうなことも言わした。牙を持ってこにやいかん、鼻を持ってこにやいかん、耳を持ってこにやいかん、それは雌に牙がありますかと言うたんですよ。代議士、言うてから。したら、農水省に電話したら、いやあ、雌に牙がないことはわかっとりますよ。わかるとるなら、何で言うかって、そぎゃん、牙までつけちけてですよ。そういうことなんです。ただ、書類上だけでやっても、私はいかんと思いますので、もう少し実態に即した形で、やっぱり駆除していかんやらんなどというふうに思います。

それからもう一つは、今度は駆除する側じゃなくて守るほうですね。守り方。守るほうも、今5割補助ですよ。で、これは、やっぱりそれぞれ田んぼ、それぞれにやっぱり電柵張っていかんやらんもんですから、やっぱり一人何台も電柵は買わにやいかんわけですよ、本体からですよ。ですから、そうしますと、やっぱりかなりの負担がかかります。ですから、これはもう少しちょっと上げて7割ぐらいに何とかこれはしてもらえんかなというふうな、これは要望です。ですから、その点もどうぞよろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 答弁要りませんか。

○8番（工藤文範君） 答弁があれば、積極的な答弁があればお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） いろいろ御提言、本当にありがとうございます。実態を、実は集落座談会を回りまして聞きましたところ、ほとんどやっぱり農地からまだまだ被害が減っていないということで御要望があつとります。で、確認のほうにつきましても、先ほど申し上げましたように、ちゃんとわかる事務的な部分でお示しをして、負担がかからないような方法を見出したいと思います。

また、電気牧柵の利用につきましては、ことし1,000万上げておりますので、かなりのまた延

長が出てくるかと思いますが、今お二人で、共同で設置していただければ、それはその対象いたしますというふうにしております。これ、なぜかといいますと、やはり一人一人じゃなくて、広域にそういう対策に取り組むという、その広範囲の取り組みと、それから広域な感覚を持って、みんなでこの被害の防止をするという、そういう観点もあります。全町で4,000頭とれたと申し上げましたが、ただ、まだ被害が全然減ってないというところもあるようでございますので、そこは狩猟免許の取得とあわせて、電牧の設置も含めて、この被害と駆除の指導を、捕獲隊を再編いたしまして、被害の現場を見て、電牧のかけ方はこういうふうにしたら一番いいんじゃないでしょうか。うちはこう通ってますよと。そういうような指導から、そして、どうしても1カ所に生息数が多いところについては一斉駆除を行うような、そういう指導を今後また進めてまいりたいと思いますので、まだまだ頭数、ふえるかもしれません。電牧の被害も、防止のためにも進めていながら、総合的にしていく必要があると思いますので、またお知恵がございましたらいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼いたします。

鮎の瀬交流館については、私も、熊本市内の知り合いが棚田オーナーということで通っておりますので、大変心配していたところです。そういうこめ屋というような若いチームができたということで、大変、何か希望が見えてきたかなというふうに思ってます。ぜひ役場のほうも、後押しをよろしくおほいしたいというふうに思います。

で、質問は、集落営農の推薦の助成金がまたことしも300万上がっております。で、昨年度の実績が半分、町独自の300万のうちの、10集落目指してらっしゃるという中で、何か5集落ぐらいまでしか、私、何か聞いたことがないような気がしていて、その分をどういうふうに経過があったのかということと、それから、ことしまた同じ300万をどういうふうに有効に進めていこうと思っていらっしゃるのかについて、まずお伺いします。

それから、134ページのふるさと水と土何とか保全のところですね。通潤橋周辺というか、白糸の何か棚田ツアーのことをこの辺で触れられていたというふうに思いますが、この棚田ツアーというのは、やはりどっかのところに企画を依頼されているのか、独自で白糸の方々がされているのかということをお伺いします。

それと、140ページのところでさまざまな助成金とか負担金が出ているわけなんですけれども、緑の少年団活動助成金16万程度ですが、新しく清和小学校に少年団ができたということでしたが、これが既に何校設置されているのか、1校当たり幾らぐらいの助成になっているのか、もしおわかりであれば、具体的な活動のほうも教えていただければと思います。昔はとても盛んでしたけど、最近、衰退していたように思っていましたので、今新しい学校が加入したということで、活動がまた新しくなってるのかなというふうに思いました。

それと、そこの少し上に、さくらの会の負担金という、本当に5万円なんですけれども、私はこの町の中にも大変すばらしい桜とかもみじとか、いろんな木が並木になっていたりとかします

けれども、もちろん、その地区で草刈り、いろんな村役の折に剪定等々もされているんですが、やはり高齢化ということもありまして、県道沿い、あるいは町道沿いのいろんな並木、桜、特にてんぐ巣病なんかが有名なところに入って、それはもう切るしかないというふうに、私なんか素人ですけど、そんなことを地域の方がおっしゃるけども、やはり桜の木という大きいので、なかなかその剪定というか、木を切るということも、でも、せっかくある木を、やはり今から本当、桜の季節になってきますけれど、そういったのの助成っていうか、町のほうでそういう、例えば並木を保全するようなことのお金はどっかから出ているのかとか、そういったことを教えていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。幾つか御質問をいただきました。

まず、集落営農のことをございますけれども、これは御承知のとおり、町長の重きを置いた政策の一つでございます。で、幾つか今まで経緯を申し上げましたけれども、改めて申し上げさせていただきます。

現在の進捗状況と申しますか、県の単独事業によります重点地区と申し上げますが、こちらは25年に一の瀬地区、それから26年に仮屋地区と橘地区が取り組んでおられます。ここには県の集積の専門員がついておりまして、もちろん町と、それからJA、一緒に集落営農に結びつくような、そういう取り組みをずっと行われるわけですけれども、一の瀬地区につきましては既に協業体ができておりまして、水稻を中心に協業組合が27年度から稲刈りを始めると。中心にですね。そういうような形が今できつつあります。あと、仮屋と橘につきましては、この状況を見ながら、その目標に向かってまた進めていくという形で、現在、推進をしております。

で、町の単独のところにつきましては、申し上げておりますように、矢部地区で入佐と下矢部集落と東部と、それから長野、で、清和地区では高月と蘇陽地区が、現在この町の単独事業で進めております。

最終的にどこを到達点しようかということで、基本的に町の補助金につきましては、26年度、当初申し上げましたように、30万円の10集落ということで申し上げておりまして、実際5集落じゃないかというふうに申されるのは、もう当然至極でございます。県の事業と並行しながら町の事業も進めてまいりましたが、なかなか、議員各位からも動いてやっておりますように、手挙げ方式ではもうなかなか出てこられないというのが現状でございます。

今回の、また座談会の話になりますが、幾つか資料を持っていってお話をするとき、現在の農業従事者の数等を申し上げますと、やはりそこには危機感がちょっと生まれまして、この状況ではいかんなどという、そういう雰囲気はもちろんありました。ただ、今申し上げました8集落、ここにつきましては、おのずとそういう取り組みをしようという人が、余力がまだおありになるということでございますので、それ以外、例えばもう高齢化、過疎化が非常に進み、後継者等がもういないようなところについては、町みずから、県関係機関の御協力を得て、地元にも入っていくほかないというように思っております。ただ、県が指名しております、この地区を指定しておりますが、ここについては同じような、例えば集落環境、農家の構成、それから農地の整

備率等もあるかと思いますが、お手本になってくれるというふうに思っております。ですから、今後、集落営農を自治振興区単位とか、それから部落単位でまた説明にお伺いすることもあろうかと思いますが、お手本になるようなそういう資料をつかって、取り組みやすいような、そういう体制づくりを進めながらいきたいと思っております。

あと、27年度の取り組みにつきましては、県の重点地区、申しあげました3地区ですけども、新たに2地区、振興局のほうからお取り組みをされませんかという御提案がっておりますので、また2地区見つけながら、これはあくまでも県はモデル地区というような、重点地区という、そういう取り扱いをいたしますので、県のその事業を推進する中で、また2地区見つけていきたいと。それとあと、27年度の町の単独につきましては、今3地区ほどやりたいというお話もっておりますので、そちらのほうに早々、また御説明のほうに伺うような準備をしておるところであります。

一応、集落営農については、現状、今のようなところでございます。

あと、水と土の取り組みでございますが、先ほど鮎の瀬交流館の中で、棚田のこともちょっと申し上げたかと思いますが、棚田ツアーを白糸地区でもう十数年、たしか行っていらっしゃる。で、ここの企画につきましては、地元がもちろん、棚田のオーナー、今11名いらっしゃいますが、その方々の田植えから稲刈りまで、で、収穫祭まで1年を通してプログラムを大体つくってできておりますので、その中で、ただツアーということになりますと、バス等の準備もございまして、そこはツアー会社をお願いしてる部分もあろうかと思いますが、ほぼ中身については地元で計画をされながら、都市農村交流を含めて、棚田米の非常に重要性と申しますか、そういうものもありますし、また棚田オーナーの方々からの提案も受けながら一緒にされているようでございますので、詳細につきましては後ほどまた、よろしければお伝えさせていただきたいと思っております。

それから、緑の少年団でございますが、現在、山都町内で3校が取り組んでおります。中島と蘇陽と、もう1校が御岳です。失礼しました。3校が今取り組みをされておまして、で、清和地区にございませんでしたので、ぜひ清和小学校にということで、うちの担当等がお願いに参り、4校で活動されます。で、町からの補助金は4万円でございますが、植樹祭に参加したり、それから自然環境の勉強をしたり、そういうことにお使いになると思っておりますが、振興局のほう事務局持ってらっしゃいますので、事業の詳細についてはそちらのほうでまた取り組みをされる時にお話があろうかと思っております。

それと、さくらの会の補助金等があり、桜のことについての御提案がございました。町内、てんぐ巣病がはやる種類もございまして。これ、議員のほうからも、この種類を植えるとてんぐ巣病がはやるといって、ソメイヨシノとか、それから八重桜、山桜等も含めて植えてあるところも結構ございまして、やはりてんぐ巣の枝を切ったり、それから防除をしたり、それなりにその品種によって適切な管理を行わないと、この桜はやはり育たないようでございます。特に、てんぐ巣病の寄生と、それから風が強いところにおいてはやはり粘りが悪いということで、植えるところからも、やはりこの選定をちゃんとしとかなないと、桜の名所の花が育たないようでもござい

ました。

ただ、桜の手入れを含めて、何かそういう制度がないかということでございますが、今のところ、うちの課でそういうような事業、行ってる分はございません。今の農林振興の樹木という部分で桜というのはもちろんありますが、大きく捉えると、町の観光資源にもなるかと思っておりますので、山の都創造課長も、きょう課長来ておりますが、そういうところの事業があれば、またお伝えし、利活用していくような形で桜の名所づくり等は進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 集落営農について、少し説明が不足してると思いましたので、ちょっと追加して補足説明をさせていただきます。

集落営農については、単独費のことで300万、同じ金額を使うのはなぜだろうかというふうな話がありました。今、5件ぐらいじゃないかという話で。それについては、こちらから待ってやったんじゃないですね、なかなか進まないということもわかりましたものですから、少なくとも28の自治振興区で、1カ所ぐらいは本当に効果的な集落が多分あるはずだと。そこを進めれば波及していくというような集落があるはずだと、そういうところに積極的こちらから働きかけていくということで、27年度はそういう、こちらから働きかけていくという取り組みをやりながら、集落営農に取り組む集落を、こちらから働きかけていくということが一つ。

それともう一つは、単独の部分ですけれども、例えば今、一の瀬の重点地域で1年目が保全組合、田んぼの保全組合というのができて、で、その保全組合が次の営農組織の母体になったということがあります、一の瀬では。だから1年目では、そういう母体となる組織、保全組合等の組織の立ち上げ、そしてもちろん、それは規約が必要ですし、どういう営農に向かったの計画を立てていただくか、計画策定。今後どういうふうな段階を追っていくのか、そういう計画書の策定、最低限度、その辺は成果品として出してもらおう。その辺の段階は踏まえてもらおうということになります。1年目が。

それで、2年目以降もそれを少し支援していかないと、それが成長していかないとということもわかりますので、1年限りの集落営農に対する支援じゃなくて、2年目も、そういう今五つあるところの支援あたりも継続していくと。次の段階に、次のステップに行くというような金額も見ているということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 補足の説明ありがとうございます。

今の関連なんですけど、私、本当聞きかじりでの的外れかも知れないんですけども、集落営農という考え方について、本当に地区でまとまっていくということも大変大事かと思うんですけど、いろんな作物の違いとかも同集落においてはあるということで、そういう、例えばイチゴならイチゴ、水稲なら水稲というふうな連携の中での、いわゆる大きな、もうちょっと山都町全体としてのそういった集落営農というような考えというか、何かそういうスタイルもありなのではないでしょうか。済みません、何か漠然とした質問で。もし、よければ。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島清吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。この集落営農につきましては、現在、自治振興区単位または集落単位という形で進めております。先ほど言いましたように、それぞれの地域が抱える基礎といたしますか、これが違いますもんですから、いろんなパターンを考えながら推進していくというのが必要かと思えます。

前回の御質問の中にありましたが、後藤議員からも、作物を一つの団体にしてみたらどうかという御提案がございました。これが飛び地になってしまいますと、虫食い状態になってしまうという懸念もございますので、それをうまくできるような、例えば有機農業の取り組みを推進されますし、また流域ごとのそういう取り組みができないかという御提案あります。ただ、うちも進めとる中で、まだまだ研修しながら、地域の実態に応じた適切な集落営農はどんなものかというのは、関係者とまだ今議論もしてるようなところでございますので、今おっしゃっていただきました、例えば水稻、イチゴなどをつくっているような、そういうところが先導的にしていくとか、そこだけでもしていくとか、そういう行動、取り組みがあろうかと思えますので、これにつきましては、また今後、十分事務局として計画を練りながら、地元の御意向に応えられるような、そういう組織づくりができるように取り組んでまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 集落営農につきましては、私も一般質問したわけでありまして。やっぱり、地域の集落というのは、なかなか限界的に、もう非常に厳しい地域もあるということは、先般課長のほうにも申し上げました。作物別に取り組みとか、あとは流域的に取り組むというのは現在やっていらっしゃるわけですね。農業をやっていらっしゃるわけなんです。そちらを強化して行って、で、その集落の中に、まだその集落に参加できない方もいらっしゃるわけですね。そういう人たちの雇用の場として整備していく。そういうことが何かできないのかなと。

それと、やっぱり一過性のもんであって、それは一遍30万円やったき、もう後は頑張れよというのじゃなくて、2年、3年、それを育てるために、やっぱり継続的に問題があったのをどう支援していくかというお考えを、本気度、そこでそういうことをきちんとすることが本気度と、私は思うわけですね。それを、やっぱり一遍やったけ、後はもう頑張ってもらおうとかいう、そういうことじゃ、私はだめだろうと思えます。

それは、今町長が言いました、後、継続して、やっぱり続けてやっていくようにするというのであれば、当然、継続、集落営農の継続経営というのが出てきて当然だろうと思えますし、そういうのやるんだったら、ちゃんと予算化した上で、こういうことやるんですよと。ですから、一遍やったら、あと2年、3年は継続していきながら、問題点があったらみんなで解決していきましようという、そういう組織母体をつくりながら、やっぱり本気度を出して、山都町における集落営農のあり方というのを考えてもらわなきゃいけないというふうに思いますが、そこら辺、課長でも町長でも結構ですので、ありましたらお願いしたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島清吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。今集落営農の継続につきましては、おっしゃるとおり、県もちろん継続いたします。県の場合は4年間の継続事業になっておりますし、町も1年間の単発で終わるようなことでは、もちろん、おっしゃるように継続性がございません。で、1年目の1段階の終点を、成果として集落の合意の中で規約を作成し、そして地域営農計画をつくりながら人・農地プラン等も作成していくというのを1段階というふうに捉えております。

で、これから2段階に進むときに、きょうの予算でも申し上げましたが、一応300万につきましては、新規の取り組みを30万を5集落、それから継続につきましては、また30万の推進費ということで150万、300万をとったところです。ただ、申し上げましたように、こちらから集落に入っていくという形になっていきますと、もっともっと取り組みの数がふえるかと思いますが、そこにつきましては、補正予算等でまた対応していきながら、対応していきます。

ただ、2年目以降の支援についてでございますけれども、これは、県、それから町、それからJA等も含めて支援を進めていくわけでございますが、1年目の推進事業も実施して、人・農地プランを作成しているということを含めて、2段階目に進むと。で、この中では、制度事業と、例えば中山間直接支払とか、それから多面的機能支払等で地元でできていない、そういう部分のカバーを農地等の保全という形で、保全マップみたいなのを具体的につくっていくという作業を地域でしていただいたらということで、今、案で思っております。ただ、この計画を実現化させるためには、工程表等も必要でございますので、2年目のステップを、そういうところから、まずちょっと始めてみろうかということで思っているところであります。

今回、推進員を地元出身の方で振興局のほうにお一人、26年度お願いいたしました。そして、27年度の、また重点地区を含めた推進ということで、山都町出身の方をもうお一人お願いし、山都町出身の方を県の専門アドバイザーとして設置して、山都町を濃密に推進していただくような、そういう体制も今つくりつつあります。

で、集落営農と一言で申し上げますが、それぞれ地域の抱える課題が違いますように、進め方っていうのもなかなかテクニックが、そこには要ります。県の方々のお力添えをいただきながら、そういう推進員を新たに入れるということで、また、新たな展開も出てくるかと思いますが、そこは、今後また十分関係者とお話をしながら、議員さん皆さん方等の御意見等も拝聴して、早期に対応できるような形をとっていきたいと思いますので、御指導方よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 予算的にそこまで話されるのは、ちょっと厳しかったのかもしれませんが、やっぱり、農地・水等々と一緒にしてするのじゃなくて、その集落営農にとっては、やっぱり農地・水は今現在使ってやっていますから、なかなかそこに手を突っ込んでくれるというのは難しくなると思いますし、やっぱり集落営農は集落営農のぴしゃっとした型枠、形をつくって、その中で問題解決をしていくというようなことがやっぱり適切かというふうに考えております。

で、今までの補助金も何もかんも、人・農地プランも何もかんも一緒にして、集落営農をこれからも行きましようっていうのじゃなくて、集落営農はこんな形でいくんですよと。町としての、先ほど言われてましたようにJAとかも入ってくるのであれば、そこらあたりで自分たちの作物、

特化するものをブルーベリーでも何でもいいですから、そういうきちんとした作物でやるのか、流域でやるのかということも含めまして、やっぱり県あたりと相談しながら、また広域的に物を考えていかんと、小さいところばかりまとめてやるちゅうのは、なかなか私はできないと思うし、今ある農作物をいかにブランド化して、高く売って、流通に乗せていくかということ、この集落営農やるなら、これこそ一大決心してプロジェクトチームをつくってやるべきと。町長がそこまで行くのであれば、そこまでちゃんとプロジェクトチームをつくってやっぱりやるべきと思いますし、本当に本気を出してやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 5番、藤澤です。私は町有林の間伐について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

清和地域の緑川、栗林の上と思いますけども、地名は桜山ですかね。そういう地名のところ、今、森林組合に間伐の伐採を依頼してあると思います。これは、杉の50年生というふうに大体聞いておりますけども、これがもう伐採、切り倒しというような形で、販売とか、そういうことは考えておられないというようなことを聞きましたもんですから。今度新しく林道ができたところの上下というふうに聞いております。そのあたりの販売あたりはなぜされないのか。切り捨てという形と聞きましたもんですから、その辺が定かではないですけども、そのあたりは確かなものか、いかがでしょうか。ちょっと説明をしていただきたいと思いますが。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ちょっと私も場所等を、済みません、把握をしておりますので、後で清和の担当のほうにもちょっと伺いながら、お答えしていきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 町はタッチはしておられんちゅうことですかね、そのあたり。その辺な、ただ県からの何かですかね、これ。その辺ちょっと、教えてください。町もその辺があやふやなのは不安じゃにやあですか。

○議長（中村一喜男君） 答弁させます。農林振興課長、藤島清吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 民有林の間伐ということで、ちょっとお答えさせていただきますが、多分、栗林の上の広域清和矢部線の林道を通って、あの上下、谷どめ工があつてるところだと思います、災害復旧の。ちょうどそこが、手入れは、町有林でございますけれども、余りよくないということと、で、保安林改良事業の中に、切り捨て間伐でいいというそういう事業がございます。多分、あそこは保安林改良でやってんじゃないかというふうに思います。で、町が単独でしますと町有林の間伐でございますので、もちろんそれを売って、材価が出れば販売もするような形になろうかと思いますが、最終的に換価するときにマイナスになるならば、もう切り捨てでもいいと。たしか、そういうような事業があったと思います。ちょっと中途半端な説明で申しわけございませんが、事業の詳細は幾つかあると思いますので、それも事業にあるというこ

とをちょっとお伝えだけしておきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） そういうことであれば、もう踏査はされとらんということですよ。それで、私思うのは、8,000本という話も聞きましたもんですから、ちょっと本数が、今言ったように、非常にちゃんとした木じゃないかわかりませんが、本数が本数なわけなもんですから、林道が上、下に通つとんなら、ある程度の引き上げとか、上から引き下げあたりもうまいことできやせんかと。そんな、一つでも町財としての金にならせんかと思いましたが、このあたりを質問させていただいたんですけども、ちょっとまたその辺は調べてみてください、そのあたりは。

○議長（中村一喜男君） 清和総合支所長、佐藤珠一君。

○清和総合支所長（佐藤珠一君） 済みません。一応事業のほうも、農林振興の事業もつくったところで町有林の伐採もしますので、ちょっと調べてから御回答したいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時38分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後3時38分

3 月 17 日（火曜日）

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
2. 平成27年3月17日午前10時0分開議
3. 平成27年3月17日午後4時40分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第13日) (第7号)

日程第1 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

11番 田上 聖

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三
会計課長	田上博之	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐重昭	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第24号「平成27年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月16日までに第5款までの質疑が終わっております。6款商工費について説明を求めます。
山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） おはようございます。山の都創造課です。

145ページをお願いしたいと思います。6款商工費1目商工総務費7,227万9,000円です。2節給料3,491万円で、職員の9名分でございます。

146ページをごらんください。2目商工振興費3,581万5,000円です。この中で、13節委託料829万2,000円組んでおります。中心市街地整備事業交通量調査及びアンケート調査委託料29万2,000円としております。これは、浜町商店街がこれまでまちづくり交付金事業でやってきました街路灯整備、あるいは、道路整備、こういった浜町商店街のハード整備の検証を行いまして、効果測定、それから、事後調査ということで、その調査をさせていただきます。それによりまして、今後の事業の新たな計画の基礎資料とさせていただきますと思っております。

それから、2番目に浜町商店街拠点施設実施計画の委託料です。800万円組んでおります。これにつきましては、2年間、拠点施設の整備について検討してまいりました。2026年、基本設計の予算をいただきましたので、商工会、それから、観光協会、中心市街地活性化協議会等、いろんな方々と会議を重ねてまいりました。その結果として、八朔、あるいは、浜の館等の歴史・文化を中心として、多目的スペース、観光案内、それから、トイレ、休憩所、それから、イベントスペースということでつくりまして、商店街の回遊の拠点の施設としてやっていきたいということで、意見がまとまりましたので、平成26年度に基本設計の予算を組みまして、実際にどういった施設をつくるかということで協議をしてまいりました。

その中で、四つの案が出まして、A案が、現建物を大幅に改修して施設をつくる、それから、B案が、今の建物を構造の変更をしないで改修してつくる、それから、C案が、同じ規模で新しく新築する、そして、D案が、よりコンパクトに今の四つの機能を満たしたよりコンパクトな施設としてやっていくということで、この四つの案について検討を重ねてまいりました。A案につきましては、現建物を大幅に改修するということになりますと、現在の耐震、それから、防火基準、そういったもののクリアが必要ですので、建設費の加算というデメリットがございます。それから、B案の今の建物を構造変更なしで改修した場合、これについては、改修費の予算についてはA案より抑えられますけれども、やはり耐震とか、防火設備、そういったものの基準はクリアしなければならないというところで、それなりの改修費がかかるということです。それから、C案、同じ規模で新築する。同じ規模と申しますのは、420平米です。今の旧浜町会館の建物が

420平米ありますけれども、それで新しく新築した場合の予算の場合、建設費用がそれなりにかかってくるということとオープン後のランニングコストもそれなりにかかるということで、そこからあたりの検討が必要だと。それから、D案、コンパクトにつくっていくということで、C案が420平米でしたけれども、D案で行きますと、大体、300平米ぐらいでこの多目的スペース、あるいは、観光案内、トイレ、休憩施設、そういったものを備えた機能としてクリアできるということで、いろんなこの四つの案の検討を重ねた結果として、D案の4番目の案のよりコンパクトな施設で、観光案内、それから、八朔、浜の館の歴史を紹介したり、休憩所、それから、イベントスペースとして使うというこの機能を満たすには、身の丈にあった施設としたいと。それから、将来のランニングコストを考えた場合に、一番経費的に安くできるということで、このD案で基本設計の案を通して、実施設計の案として採用させていただけたらと思っております。

続きまして、147ページの19節負担金補助及び交付金、八朔負担金1,200万円、火伏地藏祭200万円、中心市街地活性化事業補助金30万円、これは空き店舗対策活性化として、よろずやさんということで、今、社協のほうで交流施設として利用させていただいております。それから、商工会補助金1,100万円、店舗改修補助金190万円ということで、全部昨年並みで計上させていただいております。店舗改修につきましては、50万円の補助が2軒、それから、30万円の補助が3軒で190万円としております。ことし、平成26年度実績で言いますと、6軒の方が改修されまして、新しく店舗の改装をされて、取り組んでいただいております。非常に効果も出ていると考えております。

それから、3目観光費、需用費のほうを見ていただきたいと思えます。11節需用費490万6,000円ということで、印刷製本費200万円を組んでおります。観光パンフレット4万部、それから、社会科見学のリーフレット2万部ということで計上しております。

次の148ページをお願いします。12節役務費、広告料350万円としておりますけれども、FMKのラジオ、あるいは、新聞広告、各種メディアへの広告ということで、350万円を組んでおります。それから、通潤橋放水手数料120万円としております。これまで、町としては土曜・日曜の正午の放水についてのみ予算を組んでおりましたけれども、通潤橋活性化、通潤橋利活用検討委員会のほうで、通潤橋を大事にして守っていかなければならない、その中では放水も減らしていかなければならないという結論に達しまして、放水を減らすことについては、商工会、観光協会ともしっかりと議論した上で、大切な通潤橋を保存していくということには、みんなで取り組む必要があるということで、その中で、放水の1回の価値を高めるということです。これまでは土・日の放水と、あと、1万円払ったお客さんの予約の放水だけでしたけれども、そうしますと、1万円を払ったお客さんだけが見て、たまたま運のよかった人が見られるということでしたので、そうではなくて、町として責任を持って、放水の回数と管理については持っていこうということで予算を組ませていただいて、観光協会と商工会とで、では、何時に放水して、何日にしたらいいかということで、限られた放水の回数の中で検討しまして、午後1時に放水しようということで、今、検討しているところでございます。予算が認めていただければ、放水カレンダーあたりをつくって、JTBとか、いろんな旅行業のほうにチラシを配りまして、ぜひ、この時間に来て

いただくということで、1回の放水の価値を高めるとして宣伝していきたいと、逆に、思っているところがございます。

それから、13節委託料をお願いします。880万円組んでおります。25カ所のいろんな観光施設の遊歩道とか、いろんな管理をしておりますが、その管理料として組んでおります。その中で、温泉湧出能力追跡調査78万9,000円とございます。温泉を平成9年から供用を開始しておりますが、湧出量については調査をし、減った場合には、それなりの対応をしていかなければならないということで、調査をしております。その予算が78万9,000円とございます。それから、いろんな施設の管理委託料ということで、全く昨年と同じ額で組ませていただいております。地元企業の歴史等説明ガイド養成事業委託料につきましては、昨年からの緊急雇用の継続事業で、あと残りの4月から6月までの1名ということでございます。

それから、15節工事請負費150万円。これは観光案内看板を予定しております。五老ヶ滝、それから、聖ヶ滝等、国の名勝地に指定される予定でございますけれども、そういった観光案内のサインを整備していきたいと思っております。

続きまして、150ページをお願いしたいと思います。負担金補助及び交付金。いろいろな団体の負担金等を組ませていただいております。例年と同じ額とございます。その中で、鮎の瀬大橋の公衆用トイレ3万2,000円とあります。これは、鮎の瀬交流館のトイレの分は観光のほうで使わせていただいておりますので、組んでおりますけれども、昨日いろいろ御指摘もございましたが、観光の部門としては、菅地区の地域づくりの活動の拠点と認識しております。菅地域では、縁側カフェであったり、農家レストラン、それから、里山フットパス等々に取り組んでいただいておりますけれども、今後、通潤山荘でつくりましたトレッキングコースの1泊2日コース、そういったときに、その拠点となる施設でもございますので、しっかり利活用を農林課のほうとも協力しながらやっていきたいということで考えております。それから、一番下に133万円ということで、県央東部地域広域連携プロジェクト負担金とありますけれども、これは、下益城郡と上益城郡両方あわせました振興局のほうとの連携で、美里町、甲佐町、御船町とあわせて、連携した形で事業をしております。約399万円の事業とございます。そのうちの負担金133万円ですけれども、フットパスのコースの整備、それから、今、お野菜男子ということでこの圏域の美味しい野菜をPRしたり、あるいは、フォトコンテスト、それから、都市圏へのキャンペーン、それから、石橋とか、日向往還の連携したイベント等のプロジェクトが組まれておりますので、その負担金とございます。151ページの阿蘇広域連携プロジェクト50万円は、これは阿蘇ジオパークのほうの負担金で、案内サインであったり、パンフレット等の整備を阿蘇広域圏プロジェクトのほうでやっておりますけれども、その負担金として50万円とございます。それから、モンベルのフレンドエリアは、昨年から負担金として認めていただきましたけれども、モンベルは、昨年説明したときは47万人でございました。会員がですね。今、57万人になっております。南阿蘇村のほうにモンベルのショップができておまして、南阿蘇は南阿蘇で南阿蘇の外輪トレッキングということでしっかり取り組んでいただいておりますけれども、高森町、南阿蘇村、それから、西原村とも連携して、このフレンドエリアも広げていこうということで、この4町の連携を、今、深

めているところでございます。ことしも60万円組ませていただきました。それから、熊本県上益城・宮崎県北地域県境連携事業ということで70万円組ませていただいております。これにつきましては、日向往還の道すがらの町村が連携してやっていくということで、これは高速道路ともあわせまして、連携した形でやっております。動画サイトの作成とか、県域を越えて連携してやっていきたいと思っております。それから、広域連携物産館まつり負担金40万円としておりますが、これは、新しく、今あります3町の三つの物産館の周遊システムをつくっていききたいということで、レシートラリーとかを行いまして、今、大体、1人当たり客単価1,000円ぐらいですので、それを2,000円ぐらいに倍増するように、そういう企画ものを進めていきたいと思っております。あとは、毎年の祭り・イベント、前年並みでございます。

4目観光施設費です。1億8,100万円組んでおります。これは、町が、今、指定管理している施設の管理委託料が主なものでございます。13節委託料そよ風パーク管理委託料3,682万円から清和天文台、服掛松キャンプ場等、緑仙峡までの委託料でございます。経営状況につきましては、また6月の定例議会におきまして、その平成26年度の状況を報告申し上げたいと思っております。また、平成27年度で指定管理が終わります施設が、猿ヶ城キャンプ場、それから、井無田高原キャンプ場、そして、青葉の瀬、そして、緑仙峡、この四つの指定管理が平成27年で終わりますので、平成27年はまた次の指定管理に向けた作業を行ってまいりたいと思っております。それから、153ページ、工事請負費1,500万円。これは、観光施設の改修費です。主に清和文楽館、それから、服掛松キャンプ場、それから、天文台等のログハウス等の改修をさせていただきたいと思っております。大規模改修につきましては、清和文楽館も、要求としては8,000万円出ております。精査をいたしまして、物産館、文楽館のやるべきところはやっていかなければなりませんので、年次計画でしっかりと対応していききたいと思っております。18節備品購入費1,000万円。これは、観光施設の備品としておりますけれども、通潤山荘の温泉のポンプでございます。先ほど申しました平成8年から供用を開始しておりますけれども、そのポンプの寿命が来ておりますので、これをかえさせていただきたいと思っております。ポンプが故障して使えなくなってから予算を組んでいますと、発注から約2カ月以上かかりますので、その間、温泉施設を停止しなければならない、それから、宿泊についても影響が出てまいります。調査の結果、老朽化が進んでいるということで、予算を計上させていただいております。

それから、5目山の都づくり事業費1,125万2,000円でございます。合併から10年、「潤い、文楽、そよ風でつづる山都町」ということで、これを目標にまちづくりに取り組んできましたけれども、人・自然・歴史・文化、いろんなものを育てまいりました。この山都町のよさをしっかりと発信していくための予算として1,100万円組ませていただいております。まず、報酬でございます。事務補助員ということで70万8,000円組んでおりますけれども、これは、山の都のほうに定住・移住対策が来ましたが、定住の支援員、アドバイザーの報酬でございます。大体、単価1日当たり5,900円の10日の12カ月として組ませていただいております。それから、結婚相談員さんの報酬。今、7名の方がいらっしゃいます。しっかりと実績を上げていただいておりますけれども、その方々の報酬でございます。そして、報償費302万1,000円でございます。集落支

援員報償費ということで、215万4,000円組ませていただいておりますけれども、これは企画政策課と協議いたしましたので、集落支援員ということで出させていただきます。これは、今まで総務課にありましたYOU&YOUの結婚対策の嘱託職員が午前9時から午後3時半まで勤めておりましたけれども、フルタイムで雇っていただいて、きちんと1年間、定住対策について、結婚対策を含めて取り組んでいただくということで、集落支援員の制度を利用しましてやっていきたいと思っております。また、山の都づくりアドバイザー報償費ということで22万7,000円組んでおりますけれども、これは、今、山の都プロジェクトチームということで、定住対策、それから、高速道路開通に向けた受け入れ対策、そして、ふるさと創生事業いこいの里、ふれあいの里の事業に、今、取り組んでおりますけれども、そのプロジェクトの討議の中で、アドバイザーとして有識者を招いて、そういった意見を参考にしながら取りまとめ、行動計画をつくっていくということで組ませていただいております。それから、ふるさと寄附金謝礼金64万円ということで、これまで1万円に対して3,000円の返礼金の品をあげるということにしておりますけれども、議員の皆様からも御指摘がありまして、せっかくある制度はしっかりと取り組んだほうがいいのではないかとということで、今回、5,000円に金額を上げております。金額が上がったらふるさと納税がふえるというわけではありません。山都町の魅力を発信して、ふるさと納税もしていただいた上で、定住につなげていくという目的のアイデアをしっかりと議論しながら対策をとっていききたいと思います。予算的には、5,000円の返礼金の予算で組ませていただいております。それでは、次のページ、154ページをお願いいたします。役務費の中に、ふるさと寄附金システムということでありますけれども、これは、ふるさとチョイスと言って、全国的に検索すると、山の都が出てきて、ふるさと納税のお礼の品とか、そういったものを選べるシステムがございますけれども、それに入ってやっていきたいということで、その利用料15万1,000円を組ませていただいております。それから、13節委託料。短期滞在型施設、今、6棟を旧蘇陽病院の医師住宅でやっておりますけれども、そこの管理料です。平成25年から運用を開始しておりますけれども、今、10名の方が利用されまして、5名の方が定住につながっております。その中で、ふるさと創生事業基礎調査業務委託料100万円と書いております。これは、これまで、ふれあいの里、いこいの里について整備してこられたわけですが、これまでのふれあいの里、いこいの里の再検討と新たな事業の取り組みということで、プロジェクト会議の中でもやっております。その整備場所の選定、あるいは、用地の活用等の方向性を見出すための測量であったり、そういったものの業務委託料として100万円を組ませていただいております。次に、155ページです。負担金補助及び交付金ということで、全国へそのまち、それから、企業誘致等々で組ませていただいております。それから、空き家改修事業活用補助金ということで200万円、4軒予定しております。平成26年度の実績としては3軒でございました。

以上、説明申し上げます。山の都創造課、2カ月になりますけれども、試行錯誤しております。どうか、議員の皆様方の御指導と御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 6款商工費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、2年間かかった拠点施設。今の説明を聞いて、A、B、C、D案、私も概念的にはコンパクトに、そして、機能が発揮できるようにということはずっと思っていました。どういう知恵が出るかなと思っておりましたが、これはそれでいいかと思えます。ただ、中身がどうなるか、今後、期待するところです。

それから、147ページ、19節のよろずやさんで、中心市街地活性化に30万円と。どうもこじつけだな。よろずやさんのところは、福祉課あたりが対応すべきではないかと思いますがね。こういうこじつけはよくないですよ。これで正当化させるというのは。本当に中心市街地活性化だったらですけども、あそこにお年寄りが集まれる、そのことで買い物客がふえるということにはそうなりません。もし、中心市街地の活性化を目的とするということであれば、むしろ、暮らしのセンターでお年寄りが買い物して、あそこの片隅でバスを待って、昼ご飯を食べたり、あそこでお寿司を食べたり、お菓子を食べてたりしております。むしろ、あそこに座り心地のいい椅子でも寄附したほうがよっぽど中心市街地活性化になります。それが一つです。非常にこれは、私は違和感を持っていつも聞いているんです。中心市街地活性化が、よろずやさんが、それにあまりふさわしくない。福祉課のほうで今後は組んでいただきたいということです。

それから、放水のあり方も、いろいろと、ああでもない、こうでもないと思いたいですね。これは一つの方向としてはよかったと思いますが、本当は通潤山荘に泊まった人にだけしか見せないみたいなことができれば、それが一番いいと思います。それと、この午後1時という微妙な時間。通潤山荘で昼食を食べて、そして、見ていただくということであれば、午後1時はちょっと繰り上げた方がいいんじゃないかなと。よそから昼飯を食って、午後1時からあそこの放水があると。そして、行きましょうと。今までは、ほとんどあそこに行けば、たまたま放水があっている。それを見て、高千穂に行って泊まろうというようなのがほとんどだったんですよ。だから、この時間の微妙な5分、10分のこの辺のところは研究してみてください。

それから、鮎の瀬交流館。新たなところで、これは、トイレの管理費3万2,000円ですね。それだけでは済まないと思うんですね。汚泥抜き取りから、昨日言いましたように、かなり。ここは、観光施設ですから、周辺があまりにもクズカズラで覆いかぶさってございましたから、菅の人たちには失礼と思ったけれども、私が行って、何日間か行って、あそこを切りあげました。クズを切りました。鮎の瀬大橋からその千寿苑までの道路わきには、これは菅の振興会が植えたのかな、町の200万円か、300万円かの補助金をもらって、モミジを植えています。この4年間、私が、実は、切っているんですよ。二言目には、町が助成を何かしてやらんかと我々議員は言いがちなんです。それが住民には心地よく響きますからね。しかし、自分たちでできることは、自分たちでやると。だから、この道路沿線のカズラ切りは、場所によっては3回ぐらい切らないとだめなんです。そういうことはお互いの町民性として養っていくということが大事ではないかなと思っております。

それから、ふるさと寄附金について、5,000円は、私は妥当だろうと思います。これがあまりにも節度を超えて、牛1頭やるとか、いろんなことが起きているんですよ。全国でこれを競争し

て、かなりこれは問題になっています。一つのモラルハザードを、ある意味では、生んでしまっているという気もしますが、この5,000円は私は節度の範囲内だろうと思います。

それから、観光圏で一番力を入れているのは、阿蘇圏域として入れているようですね。その次が日向還でつながる上益城圏域と。それにはちょっとばかり宮崎県も入れると。今から、約40年近く前だと思います。私は、新宿駅に観光パンフレットがずらっとありましたから、引き抜いて見ました。そして、熊本県のを見た。通潤橋なんか入っていないんです。九州では、高千穂しか載っていない。その当時。私は、その当時から言ってきたのは、高千穂を含めた観光圏域をつくらなきゃいかんと。単なる行政圏域にこだわっちゃいかんと。だから、もう少しこの高千穂を入れた観光PRというのを意識してもらわなきゃ困るんですね。当然、私がいつもこだわっている九州山地も意識してもらわなきゃ困るんですね。それが私は大事じゃないかなと。

最後に、これはふるさと創生。あなたのところは、名前のとおり、山の都創造課ですね。その中で、ふるさと創生の基礎調査は、これは各課でやるのかな。特に、あなたのところが一番その大きな課題を背負うと思います。後で、全員協議会で。これは議案に載っていますかね。総合計画。そこでも論議になるかと思いますが、ふるさと創生については、あなたのところが一番中心と言われることになろうかと思いますが、そこは山の都創造課が想像力を働かせてもらわないといかんですが、どういう論議をしているか、ちょっと聞いておきます。1,000万円もかけるわけですからね。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） まず、よろずやさんの件でございます。議員の御指摘のとおりでございます。我々も、その件については、ここ2年ほど論議をしております。社会福祉協議会とも、その実績を出していただいて、果たして、今のままでいいのかということは議論しております。ここで方向を転換して、今、議員がおっしゃったように、本当に高齢者の交流であれば高齢です、商店街の活性化であれば当課がするというので、住み分けをしたいと思っております。本来は、平成26年度でめどをつけたかったんですけども、いきなりということになりますと、高齢者の方で親しくそこで交流されている分もございますので、そこら辺については、今、社会福祉協議会のほうで検討していただいております。

それから、2番目の鮎の瀬交流館につきましても、これは観光課、それから、農林課ということではなくて、各課の連携による利活用、それから、支援もしていかなければならないと思えます。先ほども申し上げましたように、九州脊梁の拠点施設になり得る施設です。協力隊の方々も入って、今、農林課のほうでしておられますので、そちらのほうに協力してやっていきたいと思っております。

それから、ふるさと納税につきましても、やれることはしっかりやりたいと思えます。綾町が、やはり5,000円なんですけれども、億単位の納税をもらっておられます。それはやはり綾町の品物、特産品に魅力があるからだ、それから、情報の発信の仕方が大変上手なんだと思っております。そういったところを参考にしながら、山都町にも引けをとらない農産品はありますので、もう少し発信の仕方をしっかりと工夫していきたいと思っております。

それから、観光圏の話でございますけれども、これは阿蘇・九重・高千穂観光圏ということで、今、阿蘇も、九重と、それから、高千穂と一緒にやるということで、そのはざまにいるのが五ヶ瀬町と山都町になりますので、五ヶ瀬町と山都町と一緒にやると、高千穂に負けないように。ルートとして来る高速道ができますと、そのルートができますので、それに向けた対応を、今、五ヶ瀬町とも一生懸命交流しながら検討しているところでございます。

それから、山の都のプロジェクトは100万円でございます。委託料が、100万円の中で、今、プロジェクト全体としては、移住・定住対策、それから、高速道路受け入れ対策としてのふるさと創生事業、そして、高速道路を見据えたまちづくり、この三つのテーマでやっております。山の都創造課が1月にできましたので、すぐ係長クラスに各課から出ていただいて、テーマを決めて、今、議論しているところでございます。その中の議論の中で、ふるさと創生でこれまでできてきたいこいの里、ふれあいの里、これは動かしていかなければならないと、庁舎の次は体育館だということで、旧観光課としても早く体育館は移動してもらって、駐車場とか、案内施設とか、トイレとかつくりたいという思いはありました。それができませんでしたけれども、それをこのプロジェクトチームの中で話をし、その中で合意形成をした上で、今度は教育委員会のほうでパブリックコメントをしていただいて、つくっていただくと。体育館をつくるにしても、これまでですと、体育館を所管している課ができればそれで済んだんですけども、今は、幼い子供からお年寄りまで、ビーチバレーもされますけれども、いろんな世代の方が体育館を使われますので、単なる体育館ではなくて、いろんな世代が使う、それから、交流ができる体育館をつくらなければならない。そういうことになりますと、若者の定住、それから、環境整備とも絡まってきますので、そういったことをみんなで議論しながら、提案して、町長に発案して、それから、各課の事業の取り組みでやっていくということです。体育館施設につきましてもそうでございますけれども、それ以外のテーマについても、若者住宅をつくる場合にも、どこにつくったらいいのか、あるいは、保育園等、あるいは、小学校等、そういったことと連携する必要がありますので、まずは、庁舎内の意思の共通認識を持つということから始めております。具体的には、今、それぞれのテーマのプロジェクトの方向性をまとめております。3月中にはまとめたいと思っております。また、機会を見まして、委員会あたりにも説明しながら、そして、それに組みながら、また、各課が事業を実際にやりますけれども、その事業をやるためのその進捗状況はまたそのプロジェクトでもう一回議論して、修正して、また取り組むということで、高速道路が平成30年には開通しますので、それまでにはしっかりと形あるものにしていきたいと思っております。

それから、放水時間です。これは、商工会、それから、観光協会といろいろ議論を重ねた末の午後1時では、今、しているんですけども、もう一回、そこは。確かに、午後1時だと、昼食を食べて見に来られる時間ですので、そこはもう一回投げかけて議論したいと思っております。この予算が通りましたら、すぐに資料をつくって、いろんな旅行代理店あたりに宣伝していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 通潤橋については、非常に重要な文化財でもありますから、これの冬

場の通水しない……。今、通水していますかね。ためていますかね。私はあれをためておくべきではないかなと思います。松くい虫に導管がやられてしまいます。それが一つ。

水漏れがして、凍って傷むという観点から、たしか、長い間、通水しないということになっている。ところが、雨水でどうしても水はあそこに集まるんですよ。だから、この凍結して風化することの対策はまた別の方法で考えてほしいと。これは意見として申し上げておきます。

わかりました。山の都創造については、主に、今の説明を聞くと、あなたのところから観光的な発想で人が集まるようなものを出していけば、それは、当然、教育問題が絡んでくる、住宅の建設課も絡んでくる、あるいは、健康と福祉のことで健康福祉課も絡んでくる、総合的な総がかりになっていくわけですね。まず、あなたのところが中心になって、そして、各課と連携していくということですね。山の都づくりで、へそのまち連携というのもあります。説明を聞きながら、何か「倭は国のまほろば」という古い歌を思い出して、我がまちは九州のまほろば、霞立つ。我がまちは九州の真ん中を占めて、霞立つ。今、私は思いついたんですけども、こういったことで連携を。あるいは、このまちのアピールを一言でするようなキャッチフレーズをつくってください。今、私はふっとそういうことを、あなたの説明を聞きながら思ったんです。へそのまちなのは、九州の真ん中占めて、霞立つ。季語をわざわざ入れたわけです。そういうことです。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 3点ほど、お伺いしたいと思います。

まず、委託料です。委託料につきまして、長崎鼻から大正町の公園管理等々が出ておりますけれども、この委託料の委託の仕方、どこにどのような形で委託をされているのかをお聞きしたいと思います。

それと、店舗改修です。店舗改修につきましての内容と補助基準等につきまして、詳しくお願いしたいと思います。

それと、153ページの事務補助非常勤職員の報酬70万8,000円。これは定住にかかわることと思います。これで、空き家調査等を行っているのかとは思いますが。今、山都町では若者向けの住宅の話も上がっておりますけれども、住宅をつくるということになってくると、その維持管理とか、いろんな面で行政負担も大変になってくると思います。矢部地域の中におきましては、清和・蘇陽のほうには若者住宅的な物が民間の建てた住宅等もあって、まだ空き家があるような状況です。ただ、矢部町の中で、住宅、貸付住宅ですが、民間の住宅がかなりあいているところがあるわけなんですよ。メンテナンス的に悪いところもあるのかなと思いますし、空き家の保修をやるのもいいんですけども、住宅の調査です。住宅の空き家の調査もしていきながら、それも一緒にまとめて定住につなげていくような方法も、今後は考えていく必要があるんじゃないかなと感じております。

あと1点が、空き家調査をした中で、これは一般質問でも話しましたがけれども、その情報ほどのような情報になっているのか。そこに移住・定住で来られた方が、ネットでちゃんと見られて、

例えば、産山あたりでは、農業関係のノウハウを教えていますよね。機械も貸し付けしています。ただで、2年間営農指導もしているわけです。それを定住に結びつけているということもなされています。それと、天草市あたりにおいては、東京都、大阪府の空き家バンクのほうに行かれて、ちゃんと説明されて、東北のほうからも、今、何名ですか。かなり、7割以上の方が60歳未満の方がお出でていますし、80世帯ぐらいお出でしているという話も聞いております。そういう総合的な方向性は山の都づくりの課として、今後、どのように考えていらっしゃるのか。

それで、基本的には定住・移住につながることでありますので、先ほど12番議員も言われましたけれども、保育所の問題から学校の問題、商店街の問題、病院の問題、農業の問題、サポートする体制の問題、そこらあたりをネットあたりでちゃんと情報を流していかないかん。それには、この非常勤の方が本当ならもっとフットワークよく、よく来られて、値段を上げてもいいですから、20日でも、どこでも来られて、一緒に移住された方と話されるように、もっと金額を上げてでも、補正で上げてでも、先ほどもたびたび言いますが、本気度を出してやると、そういう相談に来られた方の意識も変わってくると私は思います。そういう中で、ぜひ、町の資源、アパート・空き家の資源、出て行かれた後の空き家の資源、農地、そういうのがたくさんあるわけですので、そういうのを統括していきながら、移住・定住でもっと来られた方に優しい町になっていくということは考えていかないかんし、多少、金はかかるとは思いますけれども、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） まず、委託料の件です。13節委託料でございますけれども、これは、委託料を25カ所にいろんな形で旧矢部・清和・蘇陽の時代から引き継いでございまして、それぞれ体系も違います。最低賃金に日数を掛けたり、あるいは、地域の方にしていただいている分については地域の方のところで計算したりしておりますけれども、賃金で最低賃金に日数を掛けてしますと、実際は、これよりも多くなるケースのほうが多ございます。その辺については、最低のところをお願いしますということで、毎年毎年お願いしているところでございます。その中で、例えば、見晴山公園管理につきましては千滝地区の皆さん方、山神山については浦川の地区の皆さん方ということで、この金額でお願いいたしますとしておりますけれども、実際は、まだ多くの人件費等がかかっておりますけれども、そこらあたりは協力していただいている部分でございます。また、蘇陽地区においては、蘇陽峡の遊歩道の管理あたりもその地域の方にしていただいたりとかいうことでしております。

積算の根拠については、今、申し上げましたように、いろんな形がありますので、一概には比較対象にできませんけれども、極力少ない予算でしていただくようにはしておりますが、今後、25カ所あります。これについても、少しずつ整理をして、地域でできるところは地域でしていただいて、観光の観点から行くと、費用対効果で言いますので、そこをとお金が落ちる仕組みがないと、ただ管理しているだけ、トイレを管理しているだけとなりますので、その辺は、今、担当とも精査も含めて検討しているところでございます。

それから、店舗改修につきましては、空き家に新しい方が入って、例えば、飲食店をする場合

に100万円かかりますといったときに50万円、2分の1補助です。それと、その実績が去年は3軒ありましたけれども、その方、店舗の家主さんが、例えば、息子が帰って来るから今度は店舗改修したいといった場合は、自分は持ち主ですので、3分の1の補助になります。90万円改修したら、その3分の1の30万円を補助するという形にしております。

それから、空き家対策、それから、定住支援員のこと、それから、情報発信、これは全て一体的に考えなければならないと思っております。今、山都暮らし人サイトというのをつくっておりますけれども、町のホームページを開きますと、その暮らし人サイトも見られるようになっております。年間アクセスが25万件中9,000件ぐらいです。見ていただくとわかると思いますけれども、確かに、まだ情報量も非常に少のうございます。空き家についても、この空き家があいておりますよというは入っておりません。これについては、町がそれにどこまで取り組むかというのは非常にあるんですけれども、移住・定住を希望する方はそれを情報として見たいというのがありますので、全部のべつ幕なしそのようにしてしまうと、不動産屋と一緒にになりますので、そういうことではなくて、そこらあたりはきちっと取捨選択をした上で、サイトに載せたいと思っておりますし、今、空き家が240件と把握しておりますけれども、その中で、どれがすぐ使えるかあたりをこの支援員さんのほうにしっかりと把握していただいて、問い合わせがあった場合はすぐに対応ができるように、そういう体制をつくっていきたいと思っております。

この前の質問でも言いましたけれども、545平方キロメートルありますので、非常に広いです。ですから、全てをその支援員さん一人で把握というのも非常に難しいし、対応も難しいと思います。今後は、結婚相談員さんのように、地域地域に詳しい方がいらっしゃいますので、そういったネットワークをつくる。あるいは、今、移住して来られた方々のネットワークを利用して、移住して来られた方は移住者の気持ちもわかりますので、そういったことをしていきたいと思っております。

また、支援員についても、今、月10日でしておりますけれども、これでは本当の定住対策はできないと思っておりますので、フルタイムでできるような人材を雇って、システム化してやっていきたいと思っております。また、定住に当たっては、仕事も、それから、保育園も、それから、例えば、農業をしたいと言った場合は農地のことも必要になってきます。昨日の補正予算のほうで、山都しごとセンターということで組織をつくって、移住・定住も受け入れるセンターをつくと説明申し上げましたけれども、その中で、そういった人材を雇い入れて、トータル的にできるようにしたいと思っております。まだ、頭の中ではきちっと整理ができていませんけれども、ほかのみんなとしっかりと協議した上で対応したいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この空き家バンクにつきましては、熊本県で11自治体がやっています。非常に期待はされているわけですが、問題は、空き家バンクとして空き家がありますよと情報発信するのはいいんですよ。ただ、うちの町の体制ですよ。来た人に農業をどう教えていくのか。無農薬なら無農薬で、そういう働き場です。土地の提供がどうできていくのか。今後、どのような営農指導をやっていくのか。機械をどのように無償で貸し付けするのかとか。例えば、

この中でブルーベリーを植えたいという人がいるとか、いろんな思いがある、それをどのような形で町が受け入れるのか。それがきちんとしていないと、難しいんです。来てください、空き家がありますと言っても、いや、扱ってありますよと言っても、行って何をしようかということになりますので、基本的なことはきちんとしておかないと、誰も来らささんと思うわけです。来たときに、農業の指導員がきちんとしているとか、保育所はきちんとして送り迎えもしますよとか、こんな保育をしています、自然に優しい保育をしていますとか、学校はこんな状況です、高校もあります、そういう情報をきちんとして、働かれる、また生活できる環境が整っているかということである人の不安をとってやらなければだめなんです。そこをきちんとして、移住・定住をはっきりと言わんと、移住・定住してください、来たら、あなたの自由ですとか言ってもろたちや、そら、大変なことになりますので、せつかく、山の都創造課ができたわけですので、そこら辺のところを踏み込んで、自分たちはどのような形で移住・定住の人を受け入れるのかということを徹底的に追及してもらいたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 移住・定住につきましては、先ほども申しましたとおり、本当に多岐にわたる職種、それから、世代、それから、ハード、それから、ソフト、両方しないと、移住・定住につながりません。これまで山都町には、移住者が68名31世帯、平成23年から来られております。私は多いと思っていたんですけれども、今、全国3,234市町村から1,700減ってきて1,727市町村だそうですが、その市町村が全部競っていきます。まちに来てくださいということですので、ですから、その競争に勝ち得るためには、ソフトとハード両方面の整備が必要だと思っております。この補正予算で認めていただいたしごとセンターに、そういった定住者の受け入れ機能、それから、農家への支援、アシスト、アドバイス、そういったものも含めて組織をつくって、体制を整えていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今まで質問の中で、プロジェクトチーム、今後のあり方など、慎重に検討されていると聞きました。しかし、まちづくりは、また観光は、足元が一番であると思っております。そこで、2点。

まず、148ページでございますが、委託料の中で、国民休養地管理委託料180万円があっております。今までどのような委託契約をされているのか、お伺いします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この国民休養地管理委託料につきましては、地元の造園業者のほうに、通潤橋からその辺の周辺遊歩道全体、それから、物産館周辺の草切り、それから、管理安全面——枝打ちとか、そういったものを含めて管理していただいておりますけれども、年間の契約として180万円で積算して、委託して、良好に観光客の方々の安全、それから、景観上の良好さを保全していただくことを目的に契約させていただいております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 安全と安心のための委託と、今、お答えがっておりますが、実際に、我々があの地域を歩いてみますと、常日ごろの管理がなっていないところが大変あります。観光シーズンだけの清掃ではなくて、毎月清掃する、そのようにしていけば、一遍にせんでも、ゆっくりできる、そういった契約をしながら、ぜひ、いつ観光客が来られても、安心と安全を守れるということをしていってほしいと思います。

それから、次の質問ですが、YOU&YOUです。去年までは総務課のほうで所管されておりました。そのときの対象者に対するお金等は、報奨金で支払っておられたのか、まず、聞きます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） まず、通潤橋の周辺の管理につきましては、周辺の方々からも御指摘をいただいております。憩いの場でもあります。町民の皆さんの。ですから、そういった面では、通年365日良好に管理していただくのは基本でございますので、そこら辺の徹底は、当然、していかなければならないと思っております。今後、契約の中で、しっかりそこらあたりはしていきたいと思っております。

それから、YOU&YOUのことにつきましては、これまで総務課でしたけれども、基本は、午前9時から午後3時半の嘱託ということでしていただいております。今も、3月まではその状態でございますけれども、今回、予算の中では集落支援員ということで、仕組みを変えてやっていきたいと、午前8時半から午後5時までのフルタイムでしていただくように変えたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） まず、通潤橋周辺の件につきましては、ぜひ、そのようにしてほしいと思います。また、地域の人たちも、あと、ライオンズクラブの方たちも、あの周辺の整備をしておりますので、ぜひ、官民一体となって整備をしていってほしいと思っております。

それから、YOU&YOUの件でございますが、どうも報償費となってくると、出来高払いのような感じがしますので、予算の組み方ではあろうとは思いますが、総務課から山の都創造課に来た意味が何であるかということをしつかりと広報を通じて説明してほしいと思っております。実績がかなり上がっておりますので、よろしく願います。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。

観光施設への管理委託料がずっと計上されておりますが、この中の予算科目の中にはありませんけれども、貸付金ですね。予算は単年度主義ですから、この中には入っておりませんが、貸付金があったと思っておりますが、その残額が、今、どうなっているのか。

それから、その件に関して、平成19年6月議会でこれは問題視されまして、このとき、そよ風遊学協会と町との間で、5年間で返済するという確約書が書かれております。その後、どのように町は処理されているのかを伺いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 今のは、そよ風パークの御質問でございますけれども、町から3,000万円の貸付金が出ておまして、今、年次で少しずつ返していただいております。昨年も100万円返していただい、今、2,300万円まだ残っております。これにつきましては、単年の営業利益の中から返していただくということでしておりますけれども、まだ現在は、2,300万円残っているのが実情でございます。

いいですか。

（自席より発言する者あり）

契約につきましては、継続ということでしておりますので、返してくださいということでやっております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 済みません。わかりましたけれども、2,300万円が残っているということでございます。ことしの決算報告書、業務報告書の中では、短期借入金が3,000万円になっております。それから、長期借入金が3,149万7,000円ということで、短期借り入れは3,000万円のもの金額に戻ってとつとつですよ。その中身がどういうことかということですが、そのことについて、課長は平成26年度の委員会の中で、町や監査委員に監査権があり、私はそれをしようと思う、地方自治法に基づく立ち入り監査をしたいということの答弁をされておりますけれども、実行されたのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 監査委員のほうには、毎年、定例の監査がございまして、監査をしていただいておりますけれども、私が平成26年に発言しましたことについては、また別のものがございます。実際には、その監査はまだ行っておりません。そよ風パークにつきましては、短期借り入れ、長期借り入れの課題がございますので、いずれにしても、ここらあたりについては、しっかりと監査し、それから、施設と協議もしていかなければならないと思っておりますけれども、まだ現在のところは取り組んでおりません。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 短期借入金が2,300万円から3,000万円にまたもとに戻っている。決算書で。その中身をきちんと調査して報告してもらいたいと思っておりますけれども、まだ監査していないということでございます。課長は、非常に答弁も軽快で、やります、やりますという軽快な答弁でございますけれども、3段跳びにならんごと、一步一步着実に実行してください。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 工藤議員の御指摘のとおりですので、そういうことにならないように頑張りたいと思っておりますし、監査については、平成26年度も終わりますので、平成27年にはきちっとした形で、それから、企画政策課のほうで、第3セクターについては平成27年度にそのことについての議論の整理をするとして方針を出すということで決められておりますので、

企画政策課とも指示を受けながらやっていきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 1点だけです。これは課長か、町長なのかわかりませんが、山の都創造課が機構改革の中でできて、そして、山の都づくり事業目があった中で、この山の都づくり事業費というのにもうちょっといろんなものが出てくるのかなと期待していたんです。だけれども、見た中では、今、6番議員からお話があったとおり、YOU&YOUの方の総務課からの異動、あとは、それぞれの節かなという形で目新しい事業というのがないなど。私はそういうのがあるからこそ、改めて課の機構改革もあったし、そういった対策室もつくった中で、町長が提案理由をされてきたものだと思っていましたけれども、4番議員とか、12番議員とのやりとりの中で、横断的に取り組むという話が、ちょっと出てきましたけれども、今後、本当は当初予算でこういったものはきちんと出してくるべきだろうと思っているんです。後で、補正予算で、今後、出てくるかもしれませんけれども、何の事業でもそうですが、正月過ぎなら1年の計は元旦にありと言うように、当初予算が平成27年度の最初ですから、ここでこういうまちづくりをするんだ、都づくりをするんだということが私はもうちょっと出てくると期待していたんです。その点については、今後、本当にどのように考えておられるのか。課長でもいいし、町長でもいい。私は町長に聞きたいですね。そこのところは。本当に課を機構改革してまで、対策室までつくってやるという中で来たんですから、もうちょっとメニューがあってもよかったのかなという気がしています。いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 町長の答弁の前に、当課としての答弁をさせていただきます。本来、当初予算ということですがけれども、実は、先般の補正予算の中でも山の都づくりということで1,000万円認めていただきました。それから、特産品開発の予算も認めていただきましたけれども、あわせて1,250万円ほど出していただいております。これは、私は本当に感謝しているところです。本来、当初予算だったんですけれども、この地方創生事業で前倒しでやっているということで、補正予算のほうに組みさせていただきましたので、そのことも含めて、しっかり出したつもりではおります。

それから、いこいの里・ふれあいの里の予算も100万円ではございますけれども、これまでなかなか動かなかったところをしっかりと動かしていこうということで、プロジェクト会議の第1回会議には町長みずから来て、激を飛ばされましたので、その意気込みはまた町長のほうから語られると思います。

（「ちょっと待ってください。ちょっと町長の前に」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 補正予算の分が出てきている部分についてはわかります。だけれども、そのメニューを見てみると、全国的な感じの中の商品券を配ったりとかで、どこにでもあるような形ですよ。私が言っているのは、もうちょっと違ったものを当初予算に持ってくるべきではな

かったのかなというところを聞きたいんです。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 山の都創造課について、もう少し、何て言うか、みんなが希望を持てるようなところをひとつほしかったのではないかなということでもあります。

先ほどYOU&YOUの話が出ました。これについても、結婚について結婚を促していく、成婚率を高めていく、これには成果があったと思うんです。ただ、これが定住につながらなければ何もならないわけです。結婚して市内に住まわれれば何もならないわけですので、それについても、本当に理にかなった連携ができるようにということで、山の都創造課のほうに移って、そして、きちんとしたそういう報償費の中で嘱託員という形ではなくて、そういうことで組ませてもらおうということも象徴的なんです。

実際、今後、課長も言いましたように、1課だけでこれがやれるかというのは、全然、私はそれでは足りないと思うんですよ。人口減少対策というのが一番の課題であるならば、この前も話しましたとおり、矢部高校を象徴としてその対策をしっかりと練るということになれば、生涯学習課にも担当を置いて、そして、学校教育課にも小中高連携と、言うならば、担当を置いて、そして、山の都創造課にも担当を置いて、そして、それをまとめていく。そして、事業については、プロジェクトチームを使ってきちんと組み立てていくという作業を、今後、やっていかなければならないと思います。もちろん、当初予算で本当に組みたかったんですけども、そこまで一足飛びにできなかったのがひとつあります。そこにはきちんとした、何と言いますか、まだ成熟したと言いますか、理論の積み上げ的にもまだまだ、今、緒に就いたばかりでありますので、もう少し練らせてもらいたい。まずは、矢部高校の問題からきちんと整理をしていきたい。そして、担当も、そして、プロジェクトチームもきちんとしてやっていきたい。それを進めながら、ほかの高速道路を見据えた対策なんかも並行してやらなければならないと考えていますので、もうしばらく時間をいただきたいということがあります。この町が希望が持てるようなそういう施策を早急に練り上げていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 時間が足りないと言えばそれまでなのでしょうけれども、足りないじゃなくて、本当にマンパワーをそこに集中してでも、成果を出すように。8番議員も言いましたけれども、取り組むばかりでは本当にそれまでで終わってしまいますので、ぜひとも、よろしく願いしておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。いろいろ詳しい話を徐々に聞きながら、でも、私なりに本当に申し訳ないですが、まだ素人と許していただけるならばという観点から質問させていただきます。

まずは、これは単純な話なのでしょうけれども、我が町の三大祭りと言うか、八朔と火伏地蔵と、それから、里まつりというのがありますが、目で言うと、八朔と火伏地蔵は商工観光振興費

で、それから、里まつりのほうは観光費ということで、どういうわけがあるのかなということを一いつ教えてください。

それから、商工会活動補助金というのが1,100万円です。これは例年どおりなのでしょうが、これがどのように商工会の中で使われているのか。そういったところまで町が入っていくことではないのかもしれませんが、おおよそ、おわかりでしたら、教えていただきたい。商工会の働きというの、私は詳しくは知らないんですが、もちろん、大事なところなので、このような大きな補助をしていらっしゃると思いますが、そこら辺のあらましの内容等がおわかりでしたら、教えていただきというのがあります。

それから、通潤山荘の温泉湧出能力調査というものをされているようですけども、私は、正直、あまり通潤山荘の温泉を使いませんが、たまにうちの主人あたりが行きますと、湧水量がちょっと少ないじゃないかといって、そこら辺の時間何リットルと書いてあるらしいんですけども、何か温泉で言うてよかつかねなんていう話も聞きます。そんなところのことがおわかりでしたら、教えてください。

それから、温泉の、何て言うんですか、もちろん、町民の方にも大変これはなじみがあって、いわゆる、町の銭湯みたいな感じで使われている向きもありますし、それはそれで結構なんですけど、使い方のマナーという点に対しては、観光客の皆さんと一緒にするのは、何かイメージが悪いんじゃないかということも時々聞いておりますので、そこら辺はちょっと質問ではありませんけれども、ここのお話させてください。

それと、この間、久しぶりにお昼を食べに通潤山荘にまいりました。バイキングなんですけれども、量的にかなり少ない。そのときは、具体的に言えば、議会の傍聴の方と一緒に食事に行ったんです。そしたら、そのときは、予約をしていらっしゃるんですよ。40人と何十人だったかな、結構たくさんでいらして、個人のお客さんは申しわけなかったかなという感じだったんですが、そんな中でも、このお皿ないよということで、予約していたにもかかわらず量が不足しているのはどういうことかなと私は思っていて、いつも引き合いにと言うか、そよ風パークのことも先ほどありましたけれども、あそこのバイキングは本当に何か好調のようです。量も本当に豊富で、私もいい評判しかあそこは聞いたことがないんですけども、お互いに勉強のようなものをされているのかなと。同じ町内の施設でありながら、そういう差がある。もちろん、お互いに競争されていくという部分もあるのかもしれないけれども、ノウハウをお互いに勉強されたらいいんじゃないかなと感じています。そこら辺の御指導もよろしくお願いします。

それと、もう一つは、モンベルのフレンドエリアです。これも、私もたまたま、昨日、街中のスーパーでお会いした人が、吉川さん、山に行きたいとやけど、道具どうしたらいいだろうかとおっしゃったので、私はすぐこのモンベルのフレンドショップと言うか、直営店ができましたので、そこを御紹介しながら、ぜひ、山都ハイクなんかに参加されるようなこととお話したんですね。モンベルの60万円ですが、どの辺に対しての負担金なのかなと思うんですけども、できたら、そこの代表の辰野さんあたりは、すごく脊梁の山に興味を持っていらっしゃるし、そういった開発にも、ぜひ、力を、56万人だったか、そのフレンドの広報力を発信していただきながら、

協力をできるところは、うんと依頼していただきたいと思いますので、そこら辺の取り組みのこともよかったらお答えください。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） まず、祭りのことでございますけれども、これは、これまでの経緯の中での話で、同じイベントですから、補助金、負担金は一緒にいいのではないかとこの議論は、町の山の都創造課でもしておりますけれども、これについては、今後、整理して。それぞれの祭りのこれまでの経緯とか、経過もございます。蘇陽は蘇陽のお祭りとして、それから、清和は文楽祭りということで、村全体のイベントとして来られた経緯がございますので、そこはもう少し整理していきたいと。分ける必要もないのではないかとこの議論はしておりますので、整理していきたいと思っております。

それから、商工会の補助金でございますけれども、今、商工会には指導員と指導員補助の方がいらっしゃいます。この商工会の運営全体については、県のほうからの補助金と町の補助金と、それから、商工会自身が持つ予算の中で運営されておりますけれども、その中で足りない部分について、町のほうに事業、あるいは、人件費の補助ということで、申請書が毎年上がってきますので、それを精査した上で、ことしが1,100万円ですけれども、それで妥当だということしております。これについては、補助金の交付規則の中で、少し積算についてもしっかり見てみなければならぬと思っております。これについては、先般、監査委員のほうから監査していただいて、観光協会と商工会と監査をしていただいて、その中で御指摘も受けましたので、そこらあたりはしっかり精査していきたいと思っております。基本的には、指導員の方たちの人件費については、県の補助と町の補助ということで、町は人件費については、500万円ほど補助しております。あとは、いろんな商工会が取り組まれます商工会青年部、女性部の活動とか、そういったあたり、それから、経営指導あたりの活動についての補助ということでしております。

それから、通潤山荘のお風呂の件ですけれども、先ほども予算の中で説明しましたけれども、湧水量が落ちております。平成8年に掘削して、供用開始は平成9年でございますけれども、年々、湧水量が落ちておりますし、ポンプの性能もそうでございますので、今回、ポンプの取りかえ予算をお願いしているところでございます。20年近くなりますので、今後、湧水量がまた減っていくのではないかとこの危惧はしております。そこらあたりは、また今後、対応を協議していきたいと思っております。

それから、マナーについてでございますけれども、基本的には午後8時半まで一般の町内のお客様も入れますので。宿泊の方とですね。そこらあたりは、宿泊者の方は日ごろの日常を離れたところでくつろぎたいという思いがありますので、一般の銭湯とは違うわけですね。ですから、そのあたりは、しっかり町民の皆さんにも、使い方のマナーとかはしていただきたいと思っておりますし、山荘のほうのお風呂の担当にも指導はしているところなんですけれども、これはお互い同じ町の町民でございますので、そこらあたりの指導が徹底していない部分があります。そこは、また、しっかりとお互い理解した上で、楽しく双方が使えるように、また努力していきたいと思っ

ております。

それから、バイキングの話です。いつも比較されます。確かに、そよ風パークのバイキングについては、地元の食材を地元のおばちゃんたちがつくるということで、非常に人気でございます。山荘は山荘なりに料理長が工夫してしているところですけども、まだまだ量的にも、質的にも物足りない部分がありますので、そこらあたりは、また伝えて、改善していただきたいと思っております。また、6月の経営状況報告の中でも、そこらあたりは報告していきたいと思っております。

そうすると、モンベルにつきましてですけども、モンベルの会員は、今、47万人から50万人を超してふえております。トレッキングあたりの人気もそうでございます。幸いにも、辰野会長ともお知り合いになりました。南阿蘇村によく来られますので、ぜひ、今度はこっちのほうの山都町のほうにも来ていただいて、九州脊梁の地図をお見せして、非常に興味を持っていただいておりますので、モンベルと提携してイベントが組めないかということで考えております。また、大阪に行った折には、ぜひ、会長にお会いして、そこらあたりの企画書を持っていけるようにしていきたいと思っております。

それから、3月中には、通潤山荘を1泊2日、2泊2日の拠点としたモデルコースができております。パンフレットもでき上がると思っておりますけれども、九州脊梁には1,500メートル級の峰々が50座以上ありますので、そこをトレッキングするというので、これについては、九州ハイランド活性化協議会のほうの事業のテーマでもあります環境との共生がありますので、ガイドをつけてトレッキングをしていただくという旅行プランを中心に考えております。自然の保護も必要でございますので、そこらあたりはガイドつき、それから、インバウンドについても、韓国、台湾あたりからのお客さんも通潤山荘に限ってはふえております。今後、韓国はオルレという形がありますけれども、トレッキングされる場合のマナーとかが心配ですので、ガイドをつけて取り組んでいくとしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません。何か直接予算のことには関係ないかと思うんですが、先ほど商工会の話をちょっとさせていただきました。今、まちづくりやべさんはすごく中心活性化という意味では頑張っていると思うんですけども、まちづくりやべという名前をいよいよ山都か何かに変えたらいいんじゃないかと。なぜ、いつまでもまちづくりやべなのかと思っております。そこだけじゃなくて、本当に清和もあるし、馬見原の商店街は商店街で頑張っているけれども、全体のまちづくりとして、町がお金を出して、まちづくりやべのほうも頑張っていると思っておりますので、もっと広い視野に立った仕事を、あの人たちはすごく能力もあられると思うので、もっと幅広い活躍ができるような看板に書きかえられたらどうかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） まちづくりやべにつきましては、旧矢部時代に浜町商店街

をいかに活性化するかということでTMOから始まったわけです。とてもものになる我がまちなんですけれども、そういった活動をしっかりしていただいて、今、本当に商店街に限らず、大野小学校の活動とか、よその活動にも展開していただいております。設立当初の趣旨からしますと、会社の屋号がまちづくりやべだったからということになりますので、私自身は別にまちづくりやべでも全然構わないと思っておりますけれども、議員がおっしゃるように、山都町になったから、まちづくり山都でいいんじゃないかという御意見はよく聞いております。これについては、しかし、出資団体、それから、出資者の方もいらっしゃいます。また、取締役会も近々ございますけれども、そういったところで議論していただくことになるかとは思いますが。このまちづくりやべ自体も、今、いろんな形で事業展開しております、今は人材派遣業までしているところがございますけれども、これは私は成功例だと思っております。今後も、確かに、まちづくり山都ということで、全町的な活動にまだまだ発展していく可能性と要素を持っておりますので、そこらあたりは、また取締役会あたりで議論していただいて、結論を見出していただければと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時36分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款土木費について説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） こんにちは。お疲れのところと思いますが、建設課の予算を説明いたします。155ページをお開きください。

建設課の経常的な所掌事務について申し述べます。維持管理係、土木係、高速道路対策室、3係で事務を行っているところでございます。道路橋梁の建設、それらの維持管理及び土木災害に関すること、公営住宅の建設管理に関すること、法定外公共物の管理に関すること、用地に関すること等が主な事務でございます。

町道は約1,000本、総延長約1,000キロメートル、これらの町道は町内に点在する集落に沿うように発達しています。加えて長い延長であるため、効率的な管理が必要であります。維持管理を行うことは、集落内道路、あるいは、地域の町道については受益地区の協力、草刈り等をお願いしながら、維持管理に努めているところでもございます。幹線町道につきましては、日々の道路パトロールを強化して、損傷があれば、いち早く適切な処置を行い、維持管理の費用軽減等に努めているところでもございます。

次に、道路改修につきましては、国庫補助事業、あるいは、町単独事業により、整備を進めております。山間部は施工単価が高いため、改良進度が進まないのが現状であるところでございます。したがって、さらに関係各課と連携しながら、財源確保に努め、早期整備を図ることといたしております。

また、橋梁は338橋、全橋を対象に橋梁長寿命化計画を策定いたしまして、計画に従いまして、損傷が明らかになってから架けかえや修繕を行っていたものを、損傷が軽微なうちに予防的な修繕を行い、橋梁の長寿命化を図っていくということを目的といたしております。橋梁長寿命化計画に基づきまして、修繕工事等を計画的に行うことといたしております。また、トンネル15本、道路構造物につきましても、計画的に修繕作業を進めてまいるところでございます。

町営住宅につきましては、393戸を管理いたしております。町営住宅の整備指針となる住宅マスタープランを策定いたしまして、この計画をもとに整備を進めているところです。また、平成27年度には、公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、1団地の外壁・屋根改修等を行います。また、老朽化が著しい住宅4戸を解体する予定といたしております。また、高速道路関連で、住宅1棟を解体いたします。住宅建設計画につきましては、浜町事務所跡地の調査計画の予定を入れております。

土木関連につきましては、事業ごとの路線名及び地区名、概要、位置図をお手元に配付いたしているとおりでございます。高速道路関連につきましては、国土交通省の直轄事業であります九州横断自動車道延岡線の早期完成のため、サイドからの協力を今後ともさらに進めていくこととしております。

国・県道の整備促進につきましても、町のまちづくりには欠かすことのできない事業でございますので、県の用地交渉等にも積極的に協力していくということで、今年度も事業を進めてまいります。

では、155ページの7款1項土木管理費1目土木管理総務費でございます。財源の内訳ですが、158万6,000円、これにつきましては、地域・人づくり補助金でございます。建設業人材育成に充てるお金をここでいただいております。それから、その他財源土木使用料174万4,000円、道路の占有料、それから、法定外公共物の使用料等を上げております。2節の給料5,438万8,000円、一般職ですが、土木係、各支所含めまして、14名分——本庁7名、清和3名、蘇陽4名ということで上げさせていただいております。3、4についてはその関連です。それから、需用費ですが、418万9,000円、これは、例年どおり上げさせていただいているところです。3事務所のコピー料、それから、物価本、研修資料、それから、積算システム等でございます。それから、公用車燃料につきましても、3事務所の燃料を上げております。委託料につきまして、333万5,000円、矢部阿蘇公園線基礎調査業務委託ということで、171万1,000円を上げております。矢部阿蘇公園線につきましては、長い運動展開をやっておりますが、従前、観光の面からこの矢部阿蘇公園線を促進するというので、観光リーフレットを作成したところですが、御嶽山の災害がありました。うちにも阿蘇山がありますので、その阿蘇山の災害をメインに基礎資料をつくってみようということで予算化いたしております。それから、建設業人材育成につきましては、歳入で述べ

たとおりでございます。19節負担金補助及び交付金ですが、例年どおりのそれぞれの協会負担金を上げております。県工事負担金につきましては4,000万円、6事業、県単事業、地域道路改築、それから、急傾斜、総合流域、県単傾斜というようなそれぞれの事業の負担金を上げております。

158ページをおあげください。7款土木費2項道路橋梁費です。1目道路橋梁総務費。これにつきまして、主なものにつきましては、13節の道路台帳作成委託料。これにつきましては、町道申請等がありまして、それ以後、新規の町道があった場合に、道路台帳の作成ということで、測量設計を入れる部分でございます。

2目道路維持費1億5,834万円です。1節報酬、4節共済費。これにつきましては、道路管理人の給与等でございます。それから、11節需用費1,236万8,000円。200万円の消耗品——危険杭とか、コーンとか、棒材、そういうものをここに上げさせていただいております。それから、町道の修繕料1,000万円、これは本庁、蘇陽、清和それぞれの修繕でございます。役務費20万円、これは町道の寄附等があった場合の登記料でございます。委託料3,400万円。まず、測量設計委託料400万円、道路管理委託料3,000万円ということで、大規模工事が発生するような場合につきましては、測量設計を入れて、工事を行うという段取りになります。それから、道路管理委託料3,000万円につきましては、藤原議員のほうから一般質問でもございました主要道路の190キロメートルを草刈りするお金でございます。それから、14節使用料及び賃借料200万円、重機借り上げ料、高岸切りとか、差しかかり木の除去等に重機を借り上げて行う工事でございます。それから、15節工事請負費1億円、これは町道の維持管理をする上でなくてはならないお金でございます。これも、本庁、清和、蘇陽ということで使わせていただいております。原材料が500万円、これも3施設で使う分でございます。

3目道路新設改良事業費。159ページです。7,901万9,000円ということで、予算をお願いいたしております。国庫支出金600万円、電源立地地域対策交付金でございます。県支出金です。次をあけていただきまして、160ページ、13節委託料250万円、用地調査等業務委託料です。上犬の馬場本坪線ということで、委託料を組ませていただいております。それから、工事請負費7,620万円、町道改良工事です。これにつきましては、瀬戸福良、それから、小柏原松ノ生、牧野上司尾、今馬見原、大川神社線の5路線を今年度は町単費が主な事業ということで取り組ませていただこうと思っております。

それから、160ページの4目道路整備交付金事業費です。2億7,873万2,000円です。国庫支出金1億2,650万円、これは国の国庫支出金です。それから、起債をいただいて、一般財源です。13節委託料1億4,250万円、道整備につきましては、前期の事業が平成26年度で完了いたしますので、平成27年からさらに平成31年までの事業を展開するということで、測量設計委託料を大きく組ませていただいております。それから、15節工事請負費1億3,080万円、これについては2路線、大川大矢線と白石谷線を予定いたしております。それから、17節公有財産購入費ということで170万円、土地購入費ということで、これは1路線二津留大見口線を予定いたしております。22節はその関連の立木補償と電柱等々を上げております。

それから、161ページ、5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費です。2億3,395万9,000円。

2節、3節については、職員の職1の6カ月分を計上させていただいております。賃金につきましては、臨時の方の賃金を9カ月分上げさせていただいております。それから、需用費792万1,000円、消耗品、コピー用紙等で建設課関連の主なコピー用紙、ロール紙等はここの予算で賄っているところです。役務費420万円、これは水の田尾下鶴線の登記手数料を上げさせていただいております。それから、工事請負費1億8,475万6,000円、上鶴線の改良工事です。平成25、26年国債につきましては、繰り越し事業で御承認いただきましたので、平成27年度につきましては、新たに上鶴線の平成26年から以降の分をやっていくということで計上させていただいております。それから、17節公有財産購入費ですが、土地購入費、水の田尾下鶴線を上の12節との関連で購入予定でございます。22節補償補填及び賠償金ですが、これも下鶴線関係でございます。1,030万円、お願いいたしております。6目特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。これは、主に鍛冶床線を改良するお金でございます。国庫支出金1,900万円、国からの補助金です。2節給料、一般職土木係の1名分、2カ月分の給料を計上させていただいております。164ページ、15節をお願いいたします。鍛冶床線の工事請負費1,851万円ということで、改良工事を今年度も進めてまいります。あと、16節、22節につきましては、関連の原材料費、それから、補償補填の電柱移転等のやつでございます。

164ページ、7目社会資本整備交付金事業費7億4,612万2,000円ということで、国支出金4億7,060万円、起債が2億1,980万円、一般財源ということで工事を進めてまいります。13節委託料が4億4,700万円、それから、工事が2億7,700万円、それから、19節の負担金が2,016万7,000円ということでございます。それから、22節の補償補填及び賠償金が100万円ということです。まず、委託料ですけれども、これは長谷線、高速関連の合併工事委託料が3億6,010万円ということで、大半を占めております。高速道路につきましては、政権が変わりまして、予算が潤沢につきつつあります。工事のピッチも上がっておりますので、町からの合併工事委託金につきましても、ふえる傾向にあります。15節の2億7,700万円は9路線、お手元にお配りしている明細のとおりでございます。

それから、165ページ、8目自然災害防止事業費です。1,500万円を計上させていただいております。これにつきましては、道路防災工事ということで、15節工事請負費を計上させていただいております。継続的に米生滝下の鵜の子赤木線の落石防護網の網かけ工事を本年も行う予定です。この線がバス路線でありますので、バスの通行に支障がある落石が、大きさで言うと、30センチメートルクラスの石が落ちるといったことございますので、早急に落石防護柵を設けるという工事でございます。

10目橋梁新設改良工事です。1,950万円。主なものにつきましては、13節委託料1,200万円、15節工事請負費750万円です。測量につきましては、近接目視に基づきましたところのトンネルの詳細設計を予定いたしております。トンネルにつきましては、御所トンネルと中ノ原トンネルを予定いたしております。それから、橋の保修につきましては、15節工事請負費ですが、火の口橋を予定いたしております。

166ページをお開きください。7款3項1目河川管理費です。財源内訳247万円、これは県支出

金でございます。負担金補助及び交付金ということで247万円、県河川の護岸雑草の処理でございます。地域の方々に15河川29集落に維持管理を県のほうからされておりますので、町のほうからはその県からもらったお金を地域の方々にまた再分配するという予算でございます。

166ページの7款土木費4項住宅費1目公営住宅等管理費です。8,410万2,000円を今年度はお願いいたしております。財源の内訳ですが、1,800万円につきましては、住宅国庫補助金を予定いたしております。社会資本整備事業で取り組みます。それから、5,706万1,000円につきましては、住宅使用料を充てております。2節、3節、4節につきましては、維持係3名分の給与、共済費等でございます。需用費1,055万円、これは住宅等の町営住宅の街灯、それから、修繕料等を上げております。それから、役務費18万4,000円、これも法定検査料を上げていただいております。13節委託料880万3,000円、それぞれの設計管理委託料の200万円につきましては、先ほど当初述べましたように、住宅の改修をやりますので、その改修工事の管理を委託するものです。浄化槽、それから、消防施設等々、それから、施設管理委託については草切りですが、それぞれの住宅に係る委託料でございます。それから、浜町事務所跡地調査委託料100万円、それから、下の子育て支援住宅基礎設計委託料110万円を上げさせていただいております。これにつきましては、浜町事務所の地質調査、それから、湧水調査、それから、急傾斜の調査等も兼ねて行って、粗図面を書きあげるということでございます。168ページをお開きください。15節工事請負費4,000万円を上げさせていただいております。まず、公営住宅の解体工事、4棟を解体する予定といたしております。南田B団地、上司尾団地等を解体いたします。それから、公営住宅改修工事、これは先ほど一番最初に述べました長寿命化計画に基づきまして、小原B団地を主に長寿命化計画に基づきまして、外壁と屋根工事を行います。

それから、168ページ、2目小集落住宅管理費です。433万6,000円を本年度は上げさせていただいております。財源の内訳で433万6,000円をその他ということで上げておりますが、財産売り払い収入と住宅使用料を上げております。主なものでいきますと、15節工事請負費350万円、小集落住宅解体工事ということで、矢部中学校の登り口にありますが小集落の3号、4号を解体する予定です。これにつきましては、まだ国との契約が終わっておりませんが、契約次第、町のほうで解体して、関連の高速道路用地として国のほうにお渡しする分でございます。

169ページです。7款土木費5項都市計画費1目市街地整備事業です。工事請負費に200万円をお願いいたしております。市街地道路整備ということで、千寿苑横の体育館前の道路の穴ぼこが激しくなっておりますので、ここの舗装をやりかえるという予算を計上させていただいております。

169ページ、7款土木費6項高速道路対策費1目高速道路対策事業費です。4,155万円をお願いしております。2節、3節、4節については、高速道路対策室3名分の給与、その他手当、共済費でございます。

次のページをお開きください。170ページでございます。役務費につきましては70万円、これは高速道路関連の登記手数料を組ませていただいております。委託料340万円です。測量設計委託料ということで、緊急を要する長谷線の、今、工事を行っておりますが、緊急部分以外の工事

がまだ残っておりますので、その測量設計を上げております。それから、15節の工事請負費1,400万円、長谷線の委託料との絡みでございますけれども、その設計が上がり次第、改良工事を行うということでございます。

以上が、7款の説明でございます。終わります。

○議長（中村一喜男君） 7款土木費についての説明が終わりました。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時0分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7款土木費についての説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 158ページ。道路維持費です。これについて、先ほど課長のほうから説明がありましたけれども、14節使用料及び賃借料、重機借り上げ料の200万円です。最近、どこの地域も町道管理については、苦勞しているところで、高齢化になって非常に苦勞しているところでもあります。ましてや、高岸になってきますと、地元ではなかなか切れないわけです。そういう中で、最近、クボタあたりが開発している10メートルぐらいまでカットしていくような機械も開発されているようです。今後、ここについては、積極的な取り組みと調査をしてもらいながら、5年に1回、5年、10年ぐらいのスパンで、地域的にそういうのを導入しながらやっていただければと。私たちの部落は、旧蘇陽の中でも、非常にそういう箇所が見受けられます。高齢化になって、鵜の子に仕事で行くとかま1挺持って、来る人も半分ぐらいいるような状況ですので、ここら辺も十分配慮していただきたいと。これは今後のことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、これは160ページです。先ほど測量設計委託料1億4,250万円、道路改良費1億3,000万円あたりがあつて、国庫支出金があります。地方債もありますけれども、このあたりの補助率はどのようになっているのか、どこら辺まで国庫補助が該当するのかをお尋ねしたいと思ひます。

それと、同じく、住宅費の中にもありますので、住宅の中のこの子育て支援住宅設計委託料、これはどういう内容のことなのか、子育て支援住宅というのはどういうことなのかわかりませんので、お尋ねしたいと思ひます。

それと、同じく、住宅費の中で補助金が1,800万円ありますけれども、ここら辺の該当するのは、どういうものにこれが該当しているのかをお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 後藤議員の質問に答えさせていただきます。まず、159ページの14

節道路維持費の200万円ですが、重機借り上げ料として200万円を計上させていただいております。高岸、それから、差しかり木の除去については、地域の方々と一緒になって、業者を入れますと、重機借り上げ料では済みませんので、村の作業のときにオペレーターつきで作業していただくと、一括に重機のオペレーターについては業者のほうでということ作業が行くかなという感じを持っております。それから、藤原議員から、今後については、答弁の中で、リースか、または町単独で買い上げて重機を地域の方々に貸しつけるということも、今から、考えるべきではないだろうか町長のほうから指示がっておりますので、買うべきか、それとも、業者の方がおられますので、その重機をレンタルするかということは、今後、検討して、早急に結論を出したいと思います。買いまして、どうしてもオペレーターが違う人が機械に乗ることになりますと、損傷を誰が幅うちよったつかということが出てまいりますので、リースのほうがいいかなという感じは持ってしております。感触としては、既に、地域によってはリースで作業されている地域もあります。そのビデオも撮っておりますので、研究を重ねたいと思います。

それから、160ページ、道整備交付金事業の国庫支出金の件ですが、道整備交付金事業については、国庫支出金50%でございます。職員の必要経費は一部旅費は補助対象になりますけれども、主に対象になるのは13節と15節、それから、16節、それから、22節等が補助対象に入ります。17節もです。公有財産の買い入れについても50%の補助対象になるということでございます。それから、167ページの国庫支出金1,800万円の件ですが、これにつきましては、168ページの15節公営住宅改修工事3,600万円を計上しておりますけれども、これの分でございます。小原B団地の屋根の改修と外壁工事を町営住宅の公営住宅長寿命化計画に基づきまして、作業するという計画がないと、国の補助金がおいてまいりませんので、計画に基づいた作業を行うということで、社会資本整備交付金事業に該当させて作業を行うという段取りでございます。

167ページの子育て支援住宅につきましては、浜町事務所跡地の、まずは、地質、地盤、水質調査等をしまして、それと並行に基本図面を描くことにいたしております。これは、町長が千滝住宅の話をよくされますが、若夫婦の子育てを目的とした住宅をあそこにつくりたいということで指示がっております。何戸建つのか、どのようにして互いの生活環境を隣からのぞかれんようにするとかいう配置も必要でございますので、そういう環境保全を保つためにはどれだけ住宅が建つのかというのも基本設計の中で配置を考えるということでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この高岸の切り取りは、藤原議員からも話がありましたけれども、草切り時期になってくると、いつも話題になってきて、切ったちゃ、後が大変でしょ。片づけも大変だし、非常に、それから、放っとくと道を邪魔して雪が降ったりすると通れなくなったり、いろんな災害が起きますので、ぜひ、早急に検討していただくなり、役場で買うのか、あるいは、リースするのか、早急に結論を出していただいて、早急に対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 高岸切りにつきましては、町道内、要するに、町の所有地につき

ましては何も問題がありませんけれども、民地からの木につきましては、どうしても民木ですので、村の方から了解をとっていただくなり、村の指示のもとで切るということになります。本来ですと、民地の民有木ですので、民間の方に処分していただくのが一番いいんですけども、高齢で切られないから、村の作業のときに切るという話でございます。そのあたりは、間に村の区長なりに入っていたかかないと、役場のほうで業者を入れて一括して切るちゅうことには支障がありますので、そのあたりは村とよく相談してやりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 3点お尋ねしておきます。

まず、1目の県工事負担金4,000万円。

○議長（中村一喜男君） 12番、マイクを。

○12番（中村益行君） 私の声が入っとらんで、盛んに叱られました。

県工事負担金が4,000万円。以前、かなりあっていましたけれども、県道が何本あって、国道が何本あって、国道工事も全部県を通してでしょうから、そして、今、負担金が改良で何割、そして、舗装で何割というその割合を教えてください。それが第1です。

それから、今、2目で出ておりましたが、小集落解体工事が出ましたね。これは、高速道のバイパスかな、インターチェンジづくりの用地のための除却350万円が出ていますけれども、この解体して除却した除却費はどこに入ってくるのか、教えてください。この予算書を見ると、ここに1,800万円と出ておりますが、これに入っているのかどうなのか。今の説明を聞いていると、公営住宅のマスタープランの結果、こういう積算をしたみたいな説明のように、私の聞き違いかしりませんが、聞こえましたので、教えてください。

それから、165ページの7目19節、北野柚木線、これは負担金になっています。おそらく、これは抵用。今は抵用と言いませんね。隣の町は何と言いますか。美里町か。山都町ばかりしか頭がないので、美里町と、これは24条協議で、美里町のところに入っていたのかな。山都町部分の柚木のほうは終わって、美里町部分に入ったと理解していいのかな。この負担金ということであれば、これは24条協議で負担するという形になっているのか。そのように理解しますが、教えてください。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） まずは、157ページの県工事負担金でございます。例年、当初予算から5,000万円をお願いしておったわけですけども、昨年度から4,000万円で、当初予算4,000万円、そして、工事が大きくなれば、補正予算で、あとの差額をお願いするということでございます。まず、平成27年度予定ですけども、県単事業の道路改良事業で6本予定いたしております。まず、矢部阿蘇公園線、御所地区、それから、仏原高森線、河内矢部線が2カ所、それから、小峰河内線を1カ所ということで、県単の改良事業については、負担率15%でございます。それから、地域道路改築事業ということで、柿原入佐線を予定に入れておられます。負担率が5.25%

です。それから、県単の側溝整備事業ということで3件、島木上寺線、それから、清和高森線、それから、国道445号ということで、これについては、負担率は15%です。それから、急傾斜地崩壊対策事業ということで、これが1件、上差尾地域をやるということで準備をされております。負担率10%です。それから、総合流域防災事業、これも急傾斜でございますが、対象地域が方ヶ野地域、小ヶ蔵、山中を予定されております。負担率は10%です。それから、県単の急傾斜崩壊対策事業ということで梅木、3分の1負担率です。以上が県関係の事業でございます。

それから、168ページ。小集落住宅管理費の15節工事請負費350万円を解体いたします。それで、財源内訳の中に433万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、財産売払収入のほうに歳入のほうは上げております。財産売払収入ですので、31ページです。3,500万円のうちの一部分がこの中に入っているというぐあいに御理解いただければありがたいと思います。

それから、165ページの19節2,016万7,000円、町道北野柚木線の改良工事負担金につきましては、これは美里町の工事分を協定に基づきまして山都町から負担金を美里町に上げるという部分です。ですから、割合を決めておりますので、その分の工事のほうは、218号から柚木方面に美里町が工事をされております。その工事について、山都町が負担金を出すと。山都町分については、柚木の村のほうから218号に向かって、今、工事を進めているところでございます。その負担金です。

○議長（中村一喜男君） いいですか。12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 少し説明が足らんような気がします。村中から美里町境までは山都町がやっている、その負担は協定によって一部負担を美里町がやっているんでしょう。今の説明じゃあ、村中からやっているのも含めて美里町に負担金を払うみたいになってしまうんです。今のを文章にすると。そこを後で整理してお願いします。

それから、県道については、この山都町を通っている県道が何本で、国道が何本かも、ついでに教えてくださいと尋ねたわけですが、そこはどうですか。比率はわかりましたか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） まず、北野柚木線でございますが、これについては、美里町境までの美里町の分については美里町のほうで工事をされます。山都町管内は山都町で工事をやるということでございます。

（自席より発言する者あり）

それから、負担金につきましては、美里町の工事の分について、山都町がお金を払うということです。負担金として。

（「山都の工事分についてもきちんと説明しなさい」と呼ぶ者あり）

山都町の分につきましては、別に負担金はございません。国庫補助のみです。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） いいですか。はい。

○建設課長（江藤宗利君） それから、国・県道でございますが、国道については218号線、445号線、265号線、325号線ということで4本の国道があります。それから、県道につきましては

は、矢部阿蘇公園線から始まりまして、10本ほどあります。これについては、明細をまた別に紙で、ペーパーで出します。県道につきましては、

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番(稲葉富人君) 稲葉です。えらい聞くところがありませんが、ひとつ大事なことで、聞いておきます。156ページの13節委託料、矢部阿蘇公園線の基礎調査業務委託料。この線は非常に大事な路線で、この山都町に高速道が来たときには、今までは観光という形やいろいろな形で建設促進をやっておりましたけれども、これからはそれではいけないと。何度も県議の一般質問でも報告がありましたように、なかなか県が取り上げてくれないと。背景はいろいろな財政的なものもあると思いますけれども、その中で、この業務委託料、こういった部分には、ジオパークであるし、阿蘇とのどうしても連携をしっかりとしていかなきゃならないというところで、こういった基礎調査というものは、私たち町独自ですということも必要でしょうが、本来は、広域、つまり、南阿蘇村、そういった部分と協議しながらでもやっていかないと、これは現実味になっていかないと。この高級なインフラができたことによって、おそらく、山の都のこの物語が、なかなかその物語をつくることができなくなってくるということで、その広域の連携の部分はどう考えておられるのかということですね。そして、こういった部分には、矢部阿蘇公園線の促進期成同盟、こういった組織もあって、これは今まで少し緩みがあったかと思えますけれども、それが一つ。

もう一つは、こういった部分には、裏には、次につなぐために、政治的な動きということも必要になってくると思います。その部分については、町長のほうからひとつ答えていただきたいと。その2点です。

○議長(中村一喜男君) 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長(江藤宗利君) 矢部阿蘇公園線につきましては、「つくろう新九州観光ルート」ということで、南の阿蘇外輪に、ぜひとも、トンネルなり、恒常的に通れる道をつくりたいということで、運動を展開しているところがございますけれども、一部区間、山都町東大矢から南阿蘇村の久石までの約8キロメートルがまだ未開通でございます。徒歩で渡ることはできるわけですが、軽トラも、そういう作業をする車両も通って、南阿蘇村のほうに通行ができないし、また南阿蘇からこちらにも通行ができないということで、観光については、阿蘇に来る1,200万人、南阿蘇には700万人近くが来ているという話も聞きますので、その1割でもこっちの南のほうに向けていただくならばありがたいということで運動を展開しているところがございます。平成24年度にこういう「つくろう新九州観光ルート」ということでリーフレットをつくりまして、これにも一生懸命、運動を展開していったわけですが、昨今、普賢岳で大災害がありましたので、その部分についても検証して、過去の阿蘇山の動き等を、大爆発した場合には西に抜けるのか、東に抜けるのか、南にもう1本道路があったならば、もっと南阿蘇村の人たちも災害が少なくなるのではないだろうかということでございまして、そういうことを検証しながら、そう

いうリーフレットを作成しようと思っております。御指摘のように、南阿蘇村と連携をとりながら、また、負担につきましても、向こうが副会長でございますので、十分補正予算でも対応いただくよう、働きかけはやっていこうと考えております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 矢部阿蘇公園線については、増永県議のほうも過去に3回ほど代表質問をされまして、なかなか財政的な面で、B/Cと言って、費用対効果があるんですけども、日本の場合のB/Cのほうは、観光とか、そういう付加価値的なところは見ないわけです。だから、その点もあって、その点を考慮してもという話をされたんですけども、私もあまり意味がわからないところがあります。考慮しないんです。費用対効果は。観光という面は。ただ、前向きになっていच्छゃらないというのは、間違いないということであります。今、考えているのは、課長のほうが説明しましたとおり、御嶽山の噴火もありまして、中岳の、特に農業災害しかこちらのほうとしては被害になっていないですけども、そういう防災という切り口で、御嶽山の例もありますので、一つの南側に抜ける幹線道路をつくってもらおうということで矢部阿蘇公園線を捉えてもらう。そういうことを考え、防災という切り口で調査を試みよう。どういう被害が想定されて、東日本大震災の支援道路みたいな効果が見込まれるのか、そういう調査をしようというのがこの基礎調査業務であります。そして、矢部阿蘇公園線の場合は整備促進建設期成同盟会というのを宇城市から含めてやっております。非常に、それで沿線の市町村が御理解があるのは、この1,700万人という観光入れ込み客を218号線を通りながら、445号線を通りながら、地元の地域の観光と連携しながら波及効果を狙おうということで御理解があって、宇城市からの連携を、同盟を、今、いただきながら活動しているわけです。その中でも、南阿蘇村は積極的に、今、活動をしなければならないということで、先日も、南阿蘇村の建設関係の常任委員長がお見えになりまして、ぜひとも、うちのほうでも、今後、積極的に動きますという力強いお言葉もいただきました。そういうことも踏まえながら、自分たちは期成会の会長の事務局も持っておりますので、今後、県議会議員のみならず、国会議員の先生方にも力強く働きかけていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 今、非常に町長の話聞きながら、また、課長の話聞きながら、心配している矢部阿蘇公園線がどうなるかということが少しでも前に進むようなことであります。こういった部分について、広域の連携といったものを十分に生かしながら、そして、組織というのはこういったときほど強さを持って当たるということが非常に大事だろうと思って、引き続いて、今、これが御所の稲生野でストップしないように、お互い、阿蘇も、そして、この山都町も、そして、言われるように、445号線、218号線のサザンルートを生かすような形に早く持ってくるような形、それを我々も、議会も一緒ですが、しっかりと思いながら、これに取り組む姿勢を目指すことが非常に重要であると思いますので、引き続き、しっかりと力を入れて、この手前の調査の委託をしっかりやっていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 158ページですかね。道路維持費の中に、道路管理人報酬というのが380万円ですか。これは各矢部・清和・蘇陽に前は何人かの人がおられたと思いますけれども、私の聞いたところによると、これは建設会社のほうに、皆、お任せしたという話を聞きましたけれども、その辺が本当なのか、その辺もお伺いしたいと思います。

その次に、公営住宅の解体の件なんですけど、ここは南田と上差尾ですか、書いてございますけれども、今、旧住宅あたりがたくさんありますね。その解体を、今、されております。その後は将来的には新しい住宅を建てるという話を建設課長から聞いたことがございますけれども、残された人が何戸か点在しております。そのあたりのケアあたりをされているのか。非常にプレッシャーがかかるとじゃないかという気がします。そのあたりは、皆、おられんところは解体していく、そこに残った人たちが、何年度にどうしなさいとか、そういうことは、まず、難しいだろうと思いますし、なかなか個人としてずっと住まわれれば、これは出てくださいとは言えんと思いますね。そういうことの計画があるのか、ないのか。

それと、今の新しい住宅のほうなんですけれども、1月の収入が13万円から14万円以下の方は、入居はならないということも聞いておりますが、その後のその人たちのケアなんですね。そこがだめなら、ほかの住宅あたりにあっせんされているのか。そうせんと、またほかの町に、ここは住宅がないならば、ほかのところに住み移ろうという考えの方もおられるということも聞きましたもんですから、そのあたりのケアはどうされているのか、その辺もひとつよろしく願います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） まず、158ページです。道路管理人の報酬につきましては、矢部本庁に管理人を1人配置いたしておりますので、その費用でございます。それから、委託料の中に含まれますけれども、清和、蘇陽につきましては、それぞれ管理人を持っております。蘇陽が年60万円、清和が同じぐらいの約60万円だったと思います。それぞれ管理させていただいております。個人との管理契約です。蘇陽地区は、業界のほうに委託しておりましたけれども、業界じゃなくて、個人の方に専門的に管理を委託しているという状況でございます。

それから、住宅の取り壊しとその近隣のケアのことでございますが、昭和30年代中盤から後半にできた住宅が非常に老朽化が進んでおりますので、それについては、全戸将来的にわたって、壊していくという計画を持っております。まだ団地が虫食い状態で取り壊しているような感じになっておりますので、1団地ぼんとはまだあいてはおりません。

それで、在宅者に、今後については取り壊しますけれども、よかったら、いい住宅のほうに移っていただけませんかという御相談は申し上げております。しかし、なかなか長く住みなれたこの住宅に住みたいと、それから、収入の問題がございまして、年金生活者が大半でございますので、よかったら、ここに住まわせてくれということでございます。環境整備として敷き砂利を入

れたり、水道の補修をきちんとしてやったりということで、住宅の環境整備には力を入れているところでございます。

計画的に、今後は耐震性のある住宅については長寿命化計画で、国の補助金を使って、屋根なり、外壁なり、それから、周りの側溝等も改修して行って、長く使えるようにケアをしていきます。しかし、古い住宅については、基本的には取り壊すということで、残っておられる方々には、臨戸徴収等の折にも説明いたしているところでございます。それから、入居者が希望されて新しい住宅のほうに移っていただく分は構いませんけれども、どうしても新しい住宅ですと、入居使用料が高くなりますので、躊躇される件が圧倒的に多いというのが現状でございます。古い住宅に住まわれている方々については、若い人たちよりか、高齢者ひとり、または御夫婦というのが大半以上であります。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。ただ、入居されない方と月の収入が決まっていると、それと、保証人あたりもつけなくちゃならないということもあるかと思えますけれども、あいてるところがあったならば、もう少し緩和ができないかと私個人的には思ってます。ぎりぎりの人もおらずし、やたらと離れている人もおられると思えますけれども、希望者によって保証人あたりもつけて、入居申し込みがあれば、ある程度の差ぐらいのことは大目に見ていただけたらと思います。その辺のことはちゃんと決まりは決まりで、13万円か、14万円以上でなければだめというところはだめちゅうことですかね。その辺お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 住宅料が取ればいいという話ではありませんので、どうしても基準がある以上は、逐次、どこの住宅は何万円以上ということで、ホームページでも御紹介させていただいております。何月に入居の抽選会をやりますということも公示しておりますので、その収入に見合う方を募集するというのが基本でございます。ですから、まけるとか、そういうことはいたしません。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 建設課長に、今の道路維持費のところ少し質問があります。

私も、藤澤議員が、今、尋ねられた道路管理人報酬のところだったんですが、これは確認ですが、山都町にお一人の値段が380万5,000円ですね。それで、それぞれ清和と蘇陽に1人ずつ委託されているということだったのでしょうか。

それと、次のページにありますところの道路管理委託料委託料のところ。このところの3,000万円、190キロメートルの道のりですとおっしゃいました。これは建設会社に対する委託なんでしょうかというところを確認させてください。

それと、もう1点、これは町長に対してお伺いしたいんですが、167ページの住宅のところ。先ほどから何回か御質問もあっているようなんですが、浜町事務所跡の建設について、子育て支援住宅のほうに計画をされるような、これを見ると、思います。いつでしたか、さきの定例

会のと看に、高齢者向けのコンパクトシティを考えたほうがいいんじゃないかという御意見も議員の中から出ていたと思うんですが、これは、多分、町の方針としては高齢者ではなく、まちなかに、子育て世代のほうに重点と言いますか、そっちのほうにかじをとったと理解したらいいか、そこら辺は町長にお伺いしたいと思いますが、以上、2点、お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） まず、158ページの維持費の道路管理人につきましては、本庁に、今、管理人を置いておりますので、その人の給与と共済費でございます。

それから、委託料の3,000万円ですが、これにつきましては、主要道路の草刈りを、毎年、盆前までには済ませておりますので、これについては、4ブロックに分けて、建設業者のほうに入札で委託するというございます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 子ども子育て支援の住宅についてですね。これは、先ほど課長が申し上げたとおり、千滝住宅というのが子供が多くて、若い世代が残って、実際、実証実験をしたような形の千滝住宅がございます。そういうことを、またさらに、子育て環境に本当に似つかわしい住宅の間取り、そして、どのぐらいの間隔でそれを建てるか、それを検討する資料にしたいということでもあります。

もう一つ、コンパクトシティの話ですね。高齢者向けの。うちの高齢化率は40%を超えています。一番、今、高齢者が集まっていられるのは、お医者さんのところに一番、私は集まっていられると思います。送迎からして。送迎も、病院からの送迎バスが出ておりますし、これが非常にいいと、利用率も高いと思います。せつかく、浜町に出たならば、買い物もあわせてされているわけです。そのためのコンパクトシティの考え方は、高齢者が歩きやすい道路、そういうことを一つは考えているわけで、新町通りなんかは、車道とのセパレートをやりまして、そして、側溝なんかも段差がない、そして、歩きやすい歩道をつけたというのもその一環であります。そういう歩道の整備。

それと、お年寄りの方が来て、まず、品物が全部そろうようなそういう商店街の取り組みも促していきたいと考えておりまして、何もここに全部住んでもらうということではないわけでございます。そういう意味でのコンパクトシティを考えているわけで、高齢者が立ち寄りやすい、そして、歩きやすい、そして、そこでほとんどのことが済むというまちづくりが望ましいんじゃないかということで、コンパクトシティということで説明したつもりであります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

次に、8款消防費について説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、消防費につきまして説明させていただきます。

8款消防費には、消火活動を含め、広く風水害ですとか、地震などの災害防除、または災害が生じた場合の被害軽減のための活動に対する予算を計上しているものでございます。今後は、消防団を中核としました地域防災力の強化に総合的、計画的に取り組みますとともに、今般、議案提案いたしました機能別消防団員制度、この導入によりまして、さらなる防火体制の充実強化を図っていきたいと考えております。

170ページをごらんいただきたいと思っております。8款1項1日常備消防費です。ここには、上益城消防組合負担金を計上いたしております。3億3,460万円です。今年7月には、上益城消防組合の新たな庁舎で運用開始になるということでございます。この分の各町村の負担金でございます。人口割等を基礎にして負担金を計上しているところでございます。

2目非常備消防費です。これは、消防団員にかかります経費でございまして、報酬ですとか、出勤費、公務災害等に係る経費を計上いたしております。比較としまして、減額の299万8,000円ですけれども、これは2年に一度の郡操法大会が今年はございませんので、その分で、今回は300万円弱の比較減が出ております。1節報酬です。消防団員報酬、14分団、706名分の報酬を組んでおります。給料につきましては、一般職級1名の担当職員の給料、それから、職員手当、共済費を組んでおります。9節旅費につきましては、主には出勤旅費等を計上いたしております。11節につきましては、電気料ということで、これは防犯灯の電気料でございます。全394灯の電気料をこの節で計上いたしているところでございます。使用料につきましては、小さい金額ですけれども、1万円、土地借り上げ料を組んでおります。これはミュージックサイレンの土地借り上げ料ですけれども、このすぐ皆様方の裏手になりますけれども、金比羅山にミュージックサイレンがございます。そのサイレンが既に倒れておりまして、実は、これは当初予算計上後にそれが判明したものですから、その倒れた分につきましては、今月いっぱい撤去するというようにいたしておりますので、これにつきましては、また上げておりますけれども、支払いのほうは平成27年度はなしということになります。それから、18節備品購入費です。200万円を計上いたしております。内訳としまして、消防ホースを30本、それから、ジェットシューターを30個予定いたしております。

あけていただきまして、172ページをお願いします。3目消防施設費です。これは、消火活動に要します施設、それから、備品の整備ですとか、また、それらの修繕に要する経費を計上いたしております。今回は、需用費のところ、防火水槽の修繕料ということで、3カ所の防火水槽の修繕を計画いたしているところでございます。それと、消防車両、ポンプ等の修繕料210万円を計上いたしております。15節工事請負費なんですけれども、これにつきましては、福良の消防倉庫の整備費でございます。実は、これも平成25年度の最終補正予算に計上したところでございますけれども、平成26年度に繰り越しをしまして、平成26年度中に整備するというところでございましたが、道路改良工事とあわせてやる整備工事でございます。それと、福良線の進捗状況が間に合いません、平成26年度では、どうしても整備ができませんでしたので、今回、再計上ということにさせていただきました。福良の消防施設——消防倉庫でございます。続く、173ページの備品購入費です。1,400万円を計上いたしました。これは、小型可搬ポンプの購入費というこ

とで、10台分のポンプ購入費を計上いたしております。これにつきましては、5カ年の年次計画でもって整備を行っているものでございまして、平成27年度が最終年度になります。これまで五十数台のポンプを導入いたしたところでございます。なお、次年度より、地下タンク式の防火水利、防火水槽のほうにシフトしていくということで計画をしているところでございます。

続く、173ページの4目災害対策費です。災害対策基本法に基づきます防災関連の経費を計上いたしております。12節役務費にそれぞれ県防災の衛星電話料、それから、防災情報ネットワークの回線使用料ということに50万円を計上いたしております。それから、13節委託料ですけれども、全国瞬時警報システム受信機保守委託料ということで、これはJ-ALERTの分でございます。29万8,000円計上いたしました。それと、もう1点、山都町の防災マップ作成委託料、これは410万2,000円を計上いたしております。前は平成24年度に作成いたしております物の今回は改定分でございます。A4版で6,000部を作成することになっているところでございます。内容的には、緊急連絡先ですとか、避難箇所の一覧ですとか、非常時の持ち出し品、それから、応急手当の方法等、そういったものを網羅した物を皆様方に提供するわけですけれども、これには、県が、毎年、避難箇所等の見直しを行っております。今回、平成24年度から3年目ですけれども、これに応じまして、今回改定を行って、さらに内容的にも皆様方にわかりやすいように御配慮した物をということで、今回、410万2,000円の作成委託料を計上いたしましたものでございます。それから、18節備品購入費です。災害用備品購入費としまして、これは避難所用の軽量畳等を今回は計上いたしました。避難所が板張りの多くございまして、避難される方から畳でゆっくりしたいということの申し出があっております。軽量畳ということで持ち運びも便利なそういったものを今回購入したいと考えております。19節はそれぞれ、例年と同じような防災無線ですとか、県防災ヘリ、青い羽根、それから、174ページにかかります防災ネットワーク整備負担金、それと、自主防災組織補助金を10組織、今回、平成27年度に補助を行って立ち上げていきたいということで計上したところでございます。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 8款消防費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の消防団員の人員が706名と聞いておりますが、条例定数は何名かということです。

それから、先ほど言われましたミュージックサイレンにつきまして、先般の大雨のときに倒壊しております。近所の保育園の子供たちがあそこに上がってきますので、早急な撤去をまずしてほしいということでございます。

それから、自分も執行部におった経験で、災害で避難するときの畳、これは絶対必要であります。体育館に避難されまして、板の間の上に寝ると、これは最悪の状況であったと私も経験しております。ぜひ、早急にしてほしいところです。

質問は定数条例です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 合併時920名、それが現在は740名ということになっております。

それから、サイレンにつきましては、赤星議員からも御指摘をいただきまして、早急にとのことですので、今、まさに着工して、今月末には間違いなく撤去が済む予定でございます。

それと、畳については、御指摘ありがとうございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼します。私の質問は、災害対策費の委託料のところ、防災マップの作成委託料410万2,000円でございます。これは4年に1回見直していくというお話でしたが、これが今までどのように周知されていたのかという問題と、それから、私は前のときも何かで質問したかもしれませんが、例えば、社会福祉協議会は社会福祉協議会で独自の独居老人の調査マップとか、いろんなことをそれぞれの団体がされているし、自主防災組織があるところは、また自治振興区なり、区なり、何かそんなところで調べられているのかもしれないと思います。また、町は町でこれに400万円をかけてまた作成される。そういったのを総合してより親切な地図づくりができないのかなと。これをどういう方に、委託とは書いてありますけれども、皆さん、本当に毎日、お葬式であるとか、いろんなことで人口が減っていったりする。このような情報を正確に流す。せっかく、あのシールを張ってマップをつくったところで、このうちおんなはらんよねというような更新を誰かがしっかりと受け持っていくべきではないのかなと。今、防災係をつくられましたけれども、そういったところで、4年に一遍ぐらいしても全然新しくないですよ。情報としては。なので、そういったところをどのように考えていかれているのかということと、これをどのように、せっかく、またお金をかけてつくられる物を私たち一人一人の住民が知られるのか。いつでしたか、社会福祉協議会の方に、この間つくられた地図はどうなっているんですかとお尋ねしたら、それは各自治振興区にお返ししていますとおっしゃったんですが、自治振興区長から、各区とか、組にどのようにおりにきてきているのかをあまり把握されていなかったし、私もしかとそういう物を直接的にはあまり見たことがないような気がしています。そういった本当に住民の一人一人が助け合って、自主防災の組織をつくって、より近所づき合いの中でやっていくということが本当に一番よろしいかとは思いますが、町の支えとしてどの辺までを考えていらっしゃるのかとか、これを有用に役立てていくことの先にあるもの、そこら辺をお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。まず、この防災マップにつきましては、前回は平成24年度に作成いたしておりまして、今回、3年目の改定ということになります。6,000部作成するというので、これは各戸配布を目的としている物でございます。備えつけていただく、常に常備していただくという性質の物でございますので、内容につきましては、先ほど言いましたように、当然、避難場所はきちんと地図をつけてわかりやすくするんですけども、緊急連絡先とか、非常時の持ち出し品ですとか、応急手当の方法等、そういったものを内容として、常に

身近に置いていただくということを考えているところでございます。特に、先ほどおっしゃいましたように、ほかのいろんな機関と言いますか、団体等でおつくりになっている物とリンクできるものがあれば、そこらあたりは、できれば、そういう備えつけという性質の物でございますので、情報は見ればわかるというものが最適だと思います。そこらあたりは、少し研究させていただきたいなと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。ただ、委託ということで、どのようなところに委託されるのかわかりませんが、この広い山都町のその地域に即した防災マップづくりというものを本当に心にかけてつくっていただき、本当に役に立つもの。もちろん、避難所あたりはかなり皆さん浸透していらっしゃると思います。うちは、あそこに逃げなんていうのはことはわかっていると思いますが、いざというときに誰が、それは自主防災組織という部分だと思いたすが、いざというときに、あそこのおじいちゃんを助けに行かなんとか、あそこのおばあちゃんを私は連れていく役目よねとか、そういった小さいところでの気遣いができるようなもの。先ほど、今回は何団体でしたか、10組織を立ち上げるような計画もしていらっしゃるんですけども、そういった細かい地域での支えができるような指導と言いますか、町のほうとしては支えになっていただきたいということを要望しておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は一般質問のときに言いましたけれども、防災グッズと言いますか、用品も含めて、装備も含めて、きちんとした一定の場所での保管、これが絶対に必要ですが、これはどこかに予定していますか。

それから、救急用品もそれに当然入ります。あるいは、一定量の食糧備蓄も必要なんです。これは我が町だけの問題ではないんですね。近隣にそういうことが起こったとき、あるいは、都市部に起こったとき、大変役に立つはずですよ。これは各市町村が有機的にそれに連携する。上益城消防組合というのは、そのためにあると思うし、今度の地方創生でも、これは地方のセキュリティの問題として、大きな課題でもあるわけです。だから、そこを、せっかく、空き校舎もありますから、それを当面は活用するということが第一ですね。

それから、我々住民が大事にしなければならないのは、行政にいろんなシステムをつくらせる、防災マップを含めてですが、しかし、どれだけ住民の人たちが防災マップをありがたがるか。そうじゃないと思うんです。私は、防災マップと言うか、防災の方法論を一覧表にして、みんなに、日常的にそれを心がけてもらうということが大事じゃないかなと。それと、防災マップと言え、どこどこが危険ですよということを知らせるのが第一義的な目的です。これは都市だったら、それが必要だろうと思うんです。どこに行けば避難ができる。ところが、防災マップは我々住民の頭の中に、実は、日常的にあるんです。それを意識づける。いざというときは、どこどこの公民館に行く。あるいは、旧校舎の体育館に避難する。自然とそういう動き方をみんなしているは

ずです。そういう動き方をするような意識づけのほうが、私は400万円かけてつくる防災マップよりかずっと効果があると。しかし、せっかくだからつくりますから、否定はしません。しかし、ここで一番強調したいのは、さっき言いましたように、方法論。それから、当面のグッズをどれだけ揃えておけばいいかということ。これも、ほとんど、みんなの生活感覚の中からわかっていると思うんです。だから、生活者として我々が日常的に意識しているのは、そういうことなんだと、それを前提にした防災マップであってほしいし、防災教育であってほしいと思いますが、どうですか。内輪ではそういう論議はしたことがありますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、前段の防災グッズの件でございます。本庁、それから、各支所を基地局と言いますか、拠点にして、防災グッズ等について、毛布等々を整備しているところでございます。特に、平成26年度につきましては、難燃用と言いますか、燃えにくい毛布を、今回、500枚ほど購入いたしまして、これを、先ほど言いましたように、基地局をベースに整備したいと考えております。それから、当然、飲料水等の整備等もやっていかなければならない。議員から御指摘がありましたように、空き校舎等々も確かにございますので、庁舎等に入りきらないような大型の物ですとか、長く使うような物については、そういったところも考えていきたいと思っております。

それから、防災マップの件につきましては、確かに、1番議員からもありましたように、避難場所については、それぞれ皆様方、大体、どこにどういった経路でということは頭に入っておられるかと思えます。それに加えて、危険箇所も今回はお示しをしておりますし、そういった見直しも図られておりますので、そういったところもあわせてお伝えしていくようなことにはしております。防災の方法で、確かにそれも重要なことだと思います。それにつきましては、先ほど申し上げましたような連絡先ですとか非常時、実際、災害が起きたときに、どういった行動をとるべきかといったこと、また持ち出すべき品はどういう物か、常備しておく品はどういった物が必要だということも含めて、網羅していくということは課内、係でも話をしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） この災害というのは、日常的なことではありませんので。ただ、最近、非常に日常的になってきた。この地球環境の激変でなってきましたけれども、一般的には日常的ではない、非日常的なことです。なかなかみんなイメージがわからないと思います。ところが、私の村なんかは、ある意味で日常的なことなんです。高齢化率九十二、三%でしょうか。そして、しょっちゅう、避難をしなきゃならない。だから、誰かが自然に動いてどここのばあちゃんを乗せてくる、あっちのほうは誰が行くというようにこれは自然にそういう動き方をしています。七十何歳の若者たちがそれをやるんです。そのとき、私は一度、あれは何年前だったか、大変に孤立したことがあります。うちの村が。家が1軒押しつぶされたり、道が全く四方八方塞がってしまって、そのとき浜町に出てきた人たちは千寿苑に泊まったんですよ。私も帰れなくなって、事務所に泊まったんですが、千寿苑に行って、一定の時間になったら、セキュリティが

かってしまって、全然出も入りもできないというようなことで、大変戸惑ったこともあります。その辺のところもちょっと頭に入れてってください。

しかし、そのとき、大変助かったのは、総務課を中心に備蓄の水まで持ってきてもらって、それから、毛布も持ってきてもらう、そういう形で、村の人たちが随分喜んだんです。自分たちも毛布なんかは持って行っているけれども、その気持ちが大変な安心感を与えた。町が、こうしていざというときは動いてくれるという安心感、これが大事ですよ。この間、私も福島県に行きましたけれども、放射能のために、その放射能におびえながら、南相馬市の職員さんたちは1カ月間、庁舎に泊まり込んで対応したそうです。家族のことも心配ですけども。だから、そのとき一番安心を与えたのは、そういった公共団体の、役所の職員が一生懸命やってくれる、消防団がかかわってくれる、その安心感。うちの村の場合は、本当にそのとき、年寄りが喜びました。そういう経験を私はしておりますし、さっきの軽量畳の話、うちの公民館は板張りです。本当に年寄りにはつらかったと思うんですが、そういうことが最近はしょっちゅうあるんですよ。一晚避難というのはしょっちゅうあります。こういうスタイロ畳みたいなのが、そこ四、五枚でもあれば、随分助かるないつも思っているところです。とにかく、生活者の目線で計画を立ててくださいということです。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません。もう1点だけです。自主防災組織の10組織というところですけども、これは、何か集落営農と似通っているような気がしますが、どういう選定をして、こういったことを希望している方を探されるんですか。それとも、そういう重点地区みたいな候補があるのでしょうか。何かその辺と、そういうことを通して、本当に私が一番大事だと思っているのは、今、中村議員もおっしゃいましたけれども、本当に南相馬市に行って、地域の連携というものがすごく大切だと思ったんですよ。日ごろからそれをやっていたらという自治振興区もあるし、そうでないところもある。避難訓練のようなものはもっとやるように啓発していくべきだと思うし、そのためにも、この自主防災組織というのは推進していかなくちゃいけない大事な取り組みじゃないかなと思っています。

それと、この間、南相馬市に行って、本当に感心して、なるほどなと思ったのは、先ほどちょっとありましたが、自治体同士の連絡網と言いますか、助け合いと言いますか、防災協定のようなものを、この間、これは江藤議員が聞かれましたかね、一般質問の中でも、何かそういったものを、今、提携していらっしゃるのか、今後の考えはどのように思っているのか、その点についてお伺いしておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 自主防災組織につきましては、本当に議員御指摘のとおりでございます。地域防災のかなめということで、一生懸命啓発、それから、組織化に向けて活動はやっているところでございます。町からはいろんな説明会を通して、特に、総務課としましては、区

長の全体会等々ありましたときに、こちらのほうからこういった制度の説明と、それから、組織化の必要性について説明させてもらっています。特に、我々消防団を通じて、地元のほうにお願いをしているという状況でございます。なかなか自主防災組織につきましても、大体、60%を組織率は超えておりますけれども、伸び悩んでいるような状況もございますので、さらにてこ入れと言いますか、もう少し町のほうからも、積極的に未組織のところに働きかけるような手立ても考えなくてはいけないのかなということは思っているところでございます。

それから、近隣町村との提携ですけれども、たしか……。

(自席より発言する者あり)

五ヶ瀬町、高森町と山林火災ですか、そういったときにお互いに出動するというところの連携は、そういう文書で取り交わしはしてありますけれども、多分、議員御指摘のような内容の連携までは至っていないということでございます。そこも、今後、広域化する災害については、当然に対応していくべきと考えますので、そこは研究をさせていただきたいと思っております。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○議長(中村一喜男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長(田中耕治君) それでは、9款学校教育関係について御説明いたします。

山都町教育委員会では、毎年、学校教育の努力目標を定めながら、その推進を図っております。その努力目標の序文におきましては、郷土を愛し、仲間を大切にする人づくりを目指し、生涯にわたって主体的に学ぶ意欲と実践力を育成する、児童・生徒の育成に当たっては、一人一人を大切にすることを基本に、学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、健全な心身の育成と学力充実を図り、社会教育との連携のもと、学校教育を推進するとしております。平成27年度も、小中学校としっかり連携しながら、また地域の皆さんに御協力いただきながら、児童・生徒の健全な育成を図っていききたいと思います。

その中で、平成27年度におきましては、昨年に引き続きまして、ICT教育、電子黒板の設置を進めていきたいと思っております。また、学力の充実に向けて、これまでの学校教育におきました学校教育指導員、それと、特別支援教諭補助に加えまして、学校図書司書を非常勤職員として導入を計画しているところです。図書教育は、全ての教育に通じる言語活動の推進からも必要なものと考えています。本を読むことで多様な出会いがありながら、みずからの生きる目標を

見出すこともできて、生きる力を育むことにつながるものと思っています。昨年は、町の図書館から各学校に派遣をいただいて、図書室の整備に協力いただいております。それによりまして、蔵書もだんだんと充実していきながら、図書室が非常に使いやすくなっている現状があります。本年は、学校教育課に1名また増員して、2名体制で取り組んでいくところであります。

それでは、項目に従いまして、説明していきたいと思います。

まず、174ページになります。9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費です。報酬は、教育委員4名分になります。旅費は、教育委員の方の出張旅費、費用弁償になります。消耗品としましては、教育委員の方各人にお配りします「教育委員必携」というものでございます。それを購入予定です。19節負担金は、各研修会の参加負担金、それと、上益城郡の各町教育委員会からの連絡協議会の負担金となっております。

2目事務局費です。2節、3節、4節につきましては、教育委員会の事務局6名、それと、特別職であります教育長の給料関係になっております。9節旅費は、教育長と事務局職員の普通旅費等になります。続きまして、176ページをお願いします。需用費は、主に事務局の経費です。あと、修繕料は、公用車の修繕料になります。役務費は、公用車の損害保険料になります。委託は、非常勤職員37名分の健康診断の委託料となっております。19節は、社会保険協会等の負担金、県の町村教育長会の負担金、それと、幼稚園就園奨励費補助金として1名分を計上しております。21節は貸付金、これは奨学資金の貸付金になります。高校は月1万5,000円の12月分の6名、大学等は月2万5,000円の12月の11名分を計上しております。財源内訳の中におきましては、国・県支出金1万5,000円、これは幼稚園就園奨励費の国補助金になります。その他につきましては、奨学金の返還金の貸付分相当額となっております。

続きまして、教育振興費のほうに入りたいと思います。3目教育振興費です。1節報酬は専門員報酬、就学指導委員会等を開催するときに専門員を呼んだ場合における報酬になります。続いて、非常勤職員報酬6名分になります。事務局の事務補助1名、それと、学校教育指導員が1名、それと、教育委員会は、毎年、事務点検目評価を行っておりますが、その評価委員2名、それと、学校図書司書に2名、計6名分を組んでおります。共済費は、その6名分の共済費になります。続いて、8節報償費です。同和発表大会、毎年、子供たちにたくさん参加いただいております。もらって、同和発表大会をしています。参加者に図書カード1人1,000円、30名を予定しています。あとは、特別支援連携協議会、学校保健委員会、学校給食会の研修会等の講師の謝金としてそれぞれ計上しております。9節は非常勤職員等の旅費等になります。11節です。消耗品としまして、新入生、小学1年生の黄色い帽子、それと、就学児健診をする際の消耗品になっています。今度、その下にはフッ化物洗口事業薬剤ほか28万円と上げておりますが、昨年までは健康福祉課のほうで計上されていましたが、本年から学校教育課のほうで計上しております。オラブリス、フッ化ナトリウムの商品名になりますが、それとか、それを溶かして配る際のディスペンサー、ボトル等になります。現在においては、矢部地区で潤徳小学校、清和地区で清和小学校、蘇陽地区で蘇陽小学校のほうで試行という形で導入しています。3月からフッ化物洗口が実施されているところですので。平成27年度に向かいまして、導入を図っていくところであります。12

節役務費は、聴力検査器の年に1回、計量検定を受ける際の運搬料になります。健康診断傷害保険料は、就学児健診の際の保険料になります。13節委託料は、就学児健診の委託料、眼科の先生の委託料になります。ほかの先生方は、公費補助になります。あと、いきいき芸術体験教室ということで、1校分を上げております。14節につきましては、車両借り上げ料、これは学校給食調理員の研修、またはスクールコンサート等のバスの借り上げ代になります。続いて、178ページをお願いいたします。19節は郡の校長会、そのほかの各校長会、知保郷等の負担金になります。時の橋スクールコンサート助成金としまして27万円を計上しております。本年は10月6、7日ごろに実施する予定であります。その下、生きる力を育む研究をしていこうということで、本年は蘇陽中学校が学力充実研究指定校を受けております。29万円を計上しているところです。ここににつきまして、戻りますが、176ページのところの国・県支出金の27万1,000円が、今言いました生きる力を育む研究指定校の県補助金として10万円、それと、もう一つ、水俣に学ぶ肥後っ子教室環境教育の補助金になります。17万1,000円が特定財源となっております。残りは一般財源になります。

続きまして、178ページの教育施設管理費になります。ここは、主に廃校舎と教員住宅の管理費になります。需用費としましては、各施設の電気料・水道料・修繕料になります。役務費は各施設の浄化槽の検査手数料等です。委託料としましては、浄化槽の管理、廃校校舎の管理委託。それと、廃校施設の消防点検等も含まれるということになります。廃校校舎につきましては、中島南部、中島東部、大野、菅尾について学校教育課のほうで管理しているところでありまして、ここにつきましては、特定財源としまして、教職員住宅の使用料が充当されます。教職員住宅は29戸ありますが、そのうち、現在入っているのは12戸になります。

続きまして、5目スクールバス運行費です。これは、子供たちが生活科ですとか、社会科、理科、そのような授業で郊外に出かけていく際、社会科見学旅行等の臨時バスの運行費としまして、228万円程度、そして、夏休み期間中の部活動ですとか、プールの際に使うバスとして172万円程度を計上しております。

続きまして、6目学校同和教育費です。ここは、報償費としまして、山都町の学校就学前同和教育研究大会、また山都町の同和教育授業研究会の際の講師の先生、また、各分科会に協力した先生方の報償費を上げています。37万2,000円です。旅費は事務局の一般経費になります。需用費、消耗品としましては、研修会の資料代等になります。食糧費としましては、先ほど報償費で言いました各研修会の際の運営委員の方々のお弁当代ということになっております。印刷製本費としましては、各研究会のときの研究のまとめ、または人権作文等の印刷製本費になっています。19節負担金です。学校同和教育負担金という高校生の南部ブロックの集会等がありますが、そこへの負担金が10万円、矢部同和教育研究サークルへの助成金が27万7,000円、解放奨学金として山都町の地域改善対策進学助成金交付要綱に基づいて37万1,000円を計上しています。特定財源の2万9,000円は、県の地域改善対策の奨学金の返還事務の補助交付金になっております。

続きまして、7目です。外国青年招致事業費になります。ここは1節の報酬は、外国語教諭補助嘱託職員報酬と書いていますが、ALTの報酬になります。2名分になります。本年度は途中

で1名交代する予定ですので、2名分プラス1月分ということで計上しております。共済費は、その非常勤職員A L Tの保険料になります。報償費としまして、ことし新たに来ることから、こちらに来て最初に間、滞在する際のホストファミリー、それと、通訳が必要な場合には通訳の謝金ということになります。旅費はA L Tの旅費になります。役務費です。38万1,000円は、ことし交代するA L Tが帰国する際の旅費の帰国旅券代ということになります。1カ月以内に帰ることが条件になっています。それ以上国内に滞在するとか、帰らない場合においては、これが不要になるということになります。19節は、その外国青年招致負担金として、A L Tを派遣している大もとのJ E Tへの負担金、また招致旅費等の負担金になります。こちらに来る際の旅費を負担するということになります。

続きまして、181ページ、小学校費の学校管理費を御説明いたします。学校管理費につきましては、町内の七つの小学校へ配分するものと、あとは、事務局で持つものが一緒になっております。まず、1節の報酬です。これは校医報酬になります。学校医、学校歯科医、学校薬剤師、眼科の先生への報酬になります。8節の報償費です。報償費33万8,000円は、各学校の運動会とか、卒業式のための経費になります。あと、各種事業講師謝金は、歯科教室というのを行っておりますが、その際の謝金になります。旅費につきましては、校医の先生方の費用弁償になります。11節の3,282万7,000円、プール薬品費81万9,000円とありますが、これは教育委員会のほうで一括して購入いたします。それ以外につきましては、ほぼ全額学校への配当という形になります。12節の役務費です。郵便料、電話料等です。一番下のパソコングレードアップ手数料、77台で272万8,000円、これは学校教職員等へ配備するパソコンのグレードアップです。町職員が使っていた物、そして、まだ今学校にある物、それと、パソコン教室にある物で、児童・生徒数が減少したことに伴って必要がなくなった部分について、グレードアップして教職員用に寄与するということです。77名分になります。それ以外の役務費につきましては、学校配当という形になります。13節委託料です。950万円になります。浄化槽の管理委託料、浄化槽の清掃委託料等が12基分になります。消防設備点検委託料、それと、施設管理委託料につきましては、蘇陽南小学校の空調設備の管理委託になります。学力検査委託料につきましては、各学校へ配当になります。自家用電気工作物の管理委託につきましては、九州電気保安協会に委託している分になります。あと、塩素滅菌器、貯水槽につきましては、受水槽等をもちます学校について必要になる分になります。年末年始につきましては、年末と年始の間、小学校は管理人を雇っていただいて、その分の年末年始の見回りをしていただく、その経費に係る委託料となります。健康診断委託料140万7,000円は、児童の健康診断になるものです。あと、プールの浄化装置の点検委託料になります。14節使用料及び賃借料47万2,000円、土地の借り上げ料は清和小学校のプールの周辺、それと、清和小学校の駐車場の借地料になります。コピー機リース料から印刷機リース料までにつきましては学校の配当になります。15節工事請負費、学校のもろもろの修繕工事に当たるものになります。16節原材料費、砂等になります。18節備品購入費です。877万8,000円のうち、教育用備品購入費の中で電子黒板を13台、本年度整備する予定にしております。昨年 of 整備とそれ以前に整備していた部分と平成27年度で整備する部分を含めまして、全普通教室に電子黒板が整備されることにな

る模様です。あと、図書購入費につきましては、学校配当になります。理科備品購入費は、理科教育振興事業ということで、30万円ずつ3校になります。19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済負担金、子供たちが学校でけがしたりした場合の保険という形になります。街路灯につきましては、矢部小学校の街路灯組合への負担金になります。共同受信設備につきましては、御岳小学校が該当になります。続いて、保護者軽減負担金につきましては、1,500円掛けるの602名ということであります。害虫駆除補助金につきましては、ギョウチュウとか、アタマジラミの駆除、そういうものに係る経費になっております。ここにつきまして、少し戻りますが、181ページに書いてあります特定財源の国・県補助金の30万円は、先ほど言いました理科教育振興費補助金になります。その他の46万1,000円は、委託児童負担金、これは五ヶ瀬町から来ている児童の負担金が25万円、日本スポーツ振興センターの今度は保護者の負担金が1人につき400円ということで21万1,000円となっております。

また戻りまして、183ページの学校振興費について御説明いたします。報酬につきましては、事務補助が1名、そして、特別支援教育教諭補助報酬248万4,000円は12名になります。4節共済費は、非常勤職員の社会保険料になります。旅費につきましては、非常勤職員の旅費、費用弁償等になります。事務費につきましては、一般事務費になります。14節使用料及び賃借料です。清和文楽鑑賞事業ということで、毎年、大体、3月期ごろに清和文楽村のほうへ町内の小学校6年生及び清和小学校は全校児童を集めまして清和文楽を鑑賞する。清和小学校からは、大体、6年生が自分たちで練習したものをそこで上演することになっています。清和の農村文化を町の宝として、子供たちがしっかり確認をしながら、それを誇りとして巣立っていけるように行っているものであります。18節備品購入費です。これは特別支援教育8クラス分の学校の備品の購入費になります。19節です。112万9,000円、郡の小体連負担金。続いて、全国僻地教育研究大会熊本大会負担金、平成27年度は全国の僻地教育の研究大会が熊本県で開催され、県内で九つの小学校が研究発表を行います。蘇陽小学校がそれを山都町では行うことになっております。その負担金として20万円を計上しています。あとは、総合的な学習の助成金、また小体連の補助金、それと、子供自転車大会の運営補助金助成金として9万円をしております。毎年、参加が少なくて、平成25年度までは中島小学校1校だったんですが、平成26年度は矢部小学校が参加ということで、やはり1校だけだったんですけども、今後につきましても、安全協会等とタイアップしながら、たくさんの学校に参加してもらえそうなそういう取り組みをしていかなければいけないと思っています。あとは、小学校の部活動の助成金が20万4,000円になります。20節は扶助費です。主要保護児童に対する就学援助費になっております。

続きまして、3目給食管理費です。これは学校給食に係る経費になります。まず、1節報酬からです。調理員の非常勤職員の報酬9名分を計上しております。2節給料は、一般職員の職給10名分を計上しております。3節、4節はそこに係る分になります。7節賃金147万5,000円、一般職、それと、非常勤職員が年休等で休んだ際の代がえの賃金ということになります。旅費につきましては、献立研修会等の旅費になります。11節消耗品は、給食に必要な手袋とか、マスクとか、洗剤とか、そういったもので215万円。あと、被服費は、大体、1人1着ということで20万円。

燃料費はガス代となっています。続いて、186ページになります。役務費では、検便の手数料と食品検査の手数料、あとは、ノロウィルスが、今、非常にいろんな食中毒の原因と言われていることでもありますので、昨年12月から補正予算を組ませていただいて、本年度は当初予算から上げているところでもあります。13節委託料は、施設の清掃委託料ということで、普通の掃除では届かない給食室の上の天井近くにありますがダクトの清掃を4校入れています。足場を組まなければならない関係上、少し高額になっています。あとは、給食室の害虫駆除の委託料、それと、給食パンの運搬委託料、主に週に1回がパン給食に、今、なっています。矢部地区と清和・蘇陽地区で曜日が違いますので、週に2回、パンの搬送をしていただいています。その委託料になります。18節は備品購入費です。これは、学校給食室に必要な備品になります。冷蔵庫等の備品を上げているところです。

続きまして、中学校費のほうに入りたいと思います。9款教育費3項中学校費1目学校管理費です。ほぼ、ここは、小学校で説明したことと同じようなことになります。1節報酬につきましても、校医、薬剤師、歯科医師、眼科医の報酬になります。報償費につきましても、中学校の体育大会の参加費、それと、卒業記念品等になります。旅費につきましても、校医、歯科医、薬剤師等の旅費、費用弁償になります。11節につきましても、プール薬品費用は一括購入、その他は学校配当となっております。役務費では、郵便料、電話料が配当、そのほかはここに書いてあるとおり、浄化槽の点検手数料等になります。パソコンのグレードアップ等につきましても、中学校につきましてもは40台です。内容は、先ほど言いましたような状況になります。141万7,000円です。委託料につきましてもは、浄化槽の管理委託料と消防設備の点検委託料と、あとは、学力検査委託料、これは配当になります。続いて、188ページ、プール浄化槽、そして、自家用電気工作物、塩素滅菌器、貯水槽につきましても、また、エレベーターの保守点検につきましてもは、そこに書いてあるとおりになります。年末年始につきましても、矢部中学校は警備委託が入っておりますが、残りの2校について、年末年始の警備委託をするものになります。その下の警備委託料というのが、矢部中学校の年間の警備委託料になります。その下の健康診断委託料、先ほど申しおりましたが、生徒は尿検査と心臓健診、先生方は一般健診等の健康診断の委託料になります。14節につきましても、土地借り上げ料57万1,000円、これは蘇陽中学校グラウンド部分に、どれぐらいか、半分ぐらいに該当する土地がありますが、その借り上げ料が57万1,000円。あと、コピー、パソコン、警報機器等のリース料、印刷機のリース料、放送受信料になります。工事請負費は、各中学校の修繕工事費になります。原材料費につきましてもは、砂等です。18節備品購入費です。学校用品購入費と図書購入費は配当になります。その下は理科教育理科備品購入費、1校です。30万円になります。先ほど言いました学校用品購入費の中の338万5,000円のうち、電子黒板が4台分になります。残りは学校配当ということになります。19節につきましてもは、日本スポーツ振興センター災害共済負担金、中学校は324人分になります。保護者軽減負担金は317人分になります。

済みません。また、ちょっと忘れておりました。186ページの、今、言いましたものの財源内訳です。特定財源の国・県支出金のうちの10万円は理科教育振興補助金10万円。先ほど小学校で

も言い忘れましたが、支出金額の3分の1が国補助になっております。その他の20万4,000円です。これは五ヶ瀬町の委託生徒の負担金です。中学校は3万円の2名分ということで6万円、それと、日本スポーツ振興センター負担金が保護者の負担で11万4,000円、それと、公衆電話の使用料が3万円となっております。合計の20万4,000円になります。失礼いたしました。

189ページの学校振興費をお願いいたします。2目学校振興費。報酬です。事務補助非常勤職員報酬が1名、特別支援教育の教諭補助が4名になります。それと、各中学校には、心の教室相談員、思春期の多感な生徒に対して、なかなか先生たちに言いづらいことであったり、家庭で言いづらいことがあったときに、その窓口になってくれるような相談員を1名ずつ置いています。その心の教室相談員の報酬になります。4節は非常勤職員の保険料になります。9節は非常勤職員等の費用弁償になります。11節は消耗品です。これは特別支援学級5クラス分になります。12節役務費は、先ほど言いました心の教室相談員の直通電話の電話料となっております。今は、そんなにたくさんこの電話の使用料は上がっていないということで、上がっていない方がいいのかなど。でも、相談することがあるなら、相談できる窓口をしっかりと設置していかなければならないと思っています。14節使用料及び賃借料につきましては、中体連ですとか、県の吹奏楽コンクールに中学生が行く場合のバス代になります。18節備品購入費です。この学校用の備品購入費は、特別支援学級5クラス分になります。19節負担金及び交付金です。これは右に書いてありますように、郡の中体連の負担金、それと、次の通学援助金というのは、自転車通学の生徒に対する助成金になります。上限2万5,000円までということで、7人分を計上しております。昨年も非常に少なく、一昨年も少なくありまして、今、自転車通学を生徒というのは、かなり減ってきているような状況にあります。あとは、総合的な学習助成金、部活動の助成金。部活動の助成金は1名1,500円ということになっています。あとは、対外試合の助成金、あとは、県の中体連の助成金になります。一番下に愛林駅伝助成金ということで14万円、今年度、平成26年度は郡内の学校からも参加いただいて、矢部中学校が優勝したところではありますが、12チーム参加ということで大変盛り上がった大会ができたんじゃないかなと思っています。20節扶助費です。準要保護の生徒に対する学用品費等の助成になります。

続きまして、3目給食管理費の前に、済みません、また189ページの財源内訳を説明しますと、国・県支出金の2万円は、特別支援教育の就園奨励費にかかりまして、これは国補助対象ということになっております。2万円です。特別支援学級以外の場合の準要保護等の部分については町単費となっております。

それでは、191ページ、給食管理費です。1節報酬は、調理職員の非常勤職員6名分になります。2節給料は、一般職員の5名になります。3節、4節は非常勤職員、一般職に係るものになります。7節賃金は、今言いました職員等の年休の代がえになります。旅費につきましては、献立研究会等の旅費になります。11節需用費につきましては、消耗品は手袋、マスク等になります。被服費は1人1着になります。燃料費がガス代になります。役務費につきましても、検便手数料、食品検査手数料、ノロウィルスの検査手数料につきましては、小学校でお話したとおりです。委託料につきましても、害虫の駆除を、大体、夏休み中を中心に燻煙作業等を行いながら、隅々に

いる害虫等を駆除しているところであります。18節備品購入費は、小学校と同様です。古くなっていった冷蔵庫等、冷蔵庫や給食備品につきましては、廃校になったところから、できる限り、持ってこれる物、使える物は全て持ってきて使っていましたが、だんだんと老朽化もありまして、買い換えが必要になってきております。その分について、逐次買い換え等をしているところになります。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） 続きまして、社会教育関係の御説明を申し上げます。昨年、国の文化審議会から答申されておりました肥後領内名勝地五老ヶ滝と聖滝につきまして、3月10日に国の名勝として指定されましたので、ここで御報告いたします。平成27年度に入りまして、名勝記念シンポジウムを開催する予定です。

熊本県教育委員会では、小学校の運動部活動を社会体育に移行する方針、正式には児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針なるものが策定されました。平成27年度から社会体育移行に向けた検討を開始し、移行準備が整った地域、学校、種目から順次移行を進め、移行期間を4年間とし、平成30年度末には各市町村において社会体育へと移行することとなっております。指導者の確保や児童の送迎等、課題はたくさんございますが、今後、まずは教育委員会、そして、各学校において検討委員会を設置し、検討することとなっていきます。また、毎月第1日曜日を家庭の日として熊本県教育委員会が定めておりますが、平成27年度からは小中学校の運動部活動においては、第1日曜日を完全休養日とするということの通知もなされているところで

す。

それでは、社会教育の予算の説明を申し上げます。

192ページをお開きください。9款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費8,007万8,000円、昨年度比627万4,000円の減額です。これは、主に蘇陽分室におります職員が再任用の職員で、今年度3月いっぱい退職することによります人件費の減が主な減額です。1節報酬につきましては、社会教育委員報酬として10名分の報酬を計上しております。2節、3節、4節につきましては、一般職10名分の人件費でございます。8節報償費につきましては、成人式の記念品代、写真代ということで170名分を計上いたしております。それから、11節需用費の食糧費につきましては、1万2,000円ですが、成人式を実行委員会組織にしておりますので、当日またはその前の実行委員会の際の軽食代として計上させていただいております。13節委託料の280万円につきましては、文化事業等委託料といたしまして、ふれあいコンサートに225万円、よい映画を観る会の映写として55万円を計上いたしております。昨年の映写会では、とても有名になりました「アナと雪の女王」で2,148名の方が映画鑑賞をされました。それから、ふれあいコンサートのほうは、千寿苑と蘇陽の総合支所のホールのほうの2会場で開催しておりますけれども、千寿苑会場は138名、蘇陽のほうは167名という実績になっております。あけていただきまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、前年同様に計上しておりますが、矢部高校進学助成金につきま

しては、新入生100名分を計上しておりましたけれども、50名に満たない状況ということで、半額につきましては補正予算で対応させていただきたいと思っております。

2目公民館費1,516万6,000円、昨年度比50万7,000円の減額です。その他の財源として45万5,000円、これにつきましては、IT講習会の負担金、それから、いきいき大学・婦人学級の受講料となっております。1節報酬372万9,000円、公民館運営審議会委員の10名分の報酬、それから、公民館支館長が30名いらっしゃいますので、1人当たり2万6,700円ということで80万1,000円です。それから、社会教育指導員報酬ということで2名分286万8,000円です。4節共済費におきましては、非常勤職員の社会保険料です。8節報償費66万5,000円につきましては、公民館支館長のリーダー研修等の講師謝金、それから、いきいき大学婦人学級等々の講師謝金となっております。旅費につきましては、公民館支館長会議等の費用弁償が主なものです。11節需用費61万3,000円につきましては、映写会等のチラシ等の消耗品、それから、公用車の燃料等が主なものです。12節役務費37万2,000円は、前年同様です。一番下の通潤橋案内ボランティア保険料でございまして、これにつきましては、いきいき大学で学ばれた方たちが通潤橋の案内ボランティアとして活動しておられますけれども、主に小学校4年生の県内の社会科見学に来る生徒の案内をしていただいておりますが、昨年は103校の案内をしていただいております。1人当たり690円の18名分としております。このことにつきましては、長年、この案内ボランティアをしていただいたということで、先に文部科学大臣表彰優良公民館表彰を受賞したところです。あけていただきまして、13節委託料178万5,000円、これはIT講習会の業務委託料となっております。10月から3月までの6カ月を予定しております。14節使用料及び賃借料35万3,000円、これは照明及び音響機器の借り上げ料、それから、車の借り上げ料ということで、九州公民館大会、熊本県公民館大会のバス借り上げ料となっております。19節負担金補助及び交付金、これも前年同様、組ませていただいております。世代間交流事業補助金につきましては、各支館5万円の23支館分を計上しております。公民館改築補助金400万円につきましては、毎年同じ額を計上しておりますけれども、毎年400万円を使ってしまっております。それから、婦人団体活動助成金45万円、それから、青少年健全育成町民会議活動助成金ということで68万4,000円。これまでは矢部・蘇陽・清和それぞれの支部でやっておりましたけれども、昨年から一本化をいたしました。ただ、活動についてはそれぞれの支部でやっていただくということです。

次、197ページ、3目中央公民館管理費602万4,000円、昨年度比236万8,000円の減額。その他の財源といたしましては、公民館使用料でございまして、11節需用費242万円は、中央公民館の需用費となっております。12節役務費も、昨年同様の金額となっております。13節委託料317万8,000円につきましては、中央公民館の施設管理等々でございまして、中央公民館清掃委託料として85万6,000円は、1名分の委託料です。14節使用料及び賃借料も、去年同様組んでおります。あけていただいて、198ページ、19節負担金補助及び交付金は、街路灯の負担金です。

続いて、4目同和教育費504万1,000円、昨年度比12万3,000円の減額、全て一般財源です。8節報償費220万円、同和教育事業講師謝金、これは解放子ども会の基礎解放学習、それから、成人学級、日本語教室、体育教室、それから、人権を考える町民のつどいの講師謝金、それから、

清和・蘇陽で受けます高齢者学級の講演会の講師謝金となっております。9節旅費30万6,000円につきましては、県、あるいは、郡の人権の教育研究大会等の費用弁償でございます。11節需用費22万2,000円。食糧費7万円につきましては、社会人権教育研究大会がございますので、そのときのお弁当代として100人分を計上しております。12節役務費8,000円、これは中尾集会所のし尿酌み取り料でございます。保険料につきましては、解放子ども会のキャンプのときの保険料でございます。13節委託料9万4,000円、中尾集会所の管理委託料となっております。月7,800円の12月ということです。14節使用料及び賃借料17万4,000円につきましては、町P連、あと、郡の社会教育人権集会等の車の借り上げ料です。会場借り上げ料は、子供の解放キャンプのときの会場借り上げ料4,000円を計上しております。19節負担金補助及び交付金203万7,000円、これも昨年同様、組んでおります。山都町同和教育推進協議会助成金180万円、これにつきましては、就学前同和教育が学校同和教育、進路保障協議会、行政同和教育研究啓発推進委員会、それから、社会同和教育推進委員会、事業所同和推進委員会のメンバーの組織となっております。

続きまして、5目文化財保護費405万9,000円、17万8,000円の減額です。1節報酬26万6,000円は、9名分の文化財保護委員の報酬でございます。8節報償費40万5,000円、専門指導員謝金につきましては、今回、名勝に指定されましたので、現地指導等に専門の先生に来ていただく謝金でございます。それから、講座等指導者謝金につきましては、昨年から実施しております清和文楽合宿、清和小の6年生、中学1年生を対象とした文楽合宿の専門の指導員ということで、淡路人形座からの指導、それから、地元の保存会の皆さんの指導ということの謝金でございます。それから、名勝記念シンポジウムの謝金は、五老ヶ滝と聖滝が名勝になったということで、シンポジウムを開催するときの謝金でございます。あけていただきまして、9節旅費43万2,000円につきましては、名勝シンポジウムまたは文楽合宿の指導者の費用弁償が主なものでございます。11節需用費33万円につきましては、古文書用の防虫剤、それから、公用車の燃料代、それから、東竹原小学校を文化財物保管作業の施設としておりますが、その電気料、水道料等でございます。12節役務費9万5,000円は、筆耕手数料、標柱等でございます。13節委託料130万4,000円。民俗資料館の管理委託料ということで80万8,000円、それから、清和文楽の人形修理委託料ということで49万6,000円、これは11体の人形の修理を行います。文楽館の定期公演に支障がないように定期公演の外題を変えていただきながら、スムーズにできるように、その間で修理いたしたいと思っております。14節使用料及び賃借料43万1,000円、これは公用車のリースが33万1,000円、それから、重機等の借り上げ料としまして、埋蔵文化財が熊本県の埋蔵文化財の中に山都町としては250カ所ございます。そこらに、例えば、家を建てたりとか、太陽光パネルを建てたりとかされるときは申請をしていただきますが、たまたまそこが埋蔵文化財に値するときは、試掘をしなければなりません。そのときの重機の借り上げ料が10万円です。続きまして、19節負担金補助及び交付金74万6,000円、これも前年度同様、組ませていただきました。郷土芸能保存会等補助金といたしまして、清和文楽人形の保存会、それから、目丸の盆踊り、男成少女神楽、二瀬本の神楽、高畑の年祢神社、椋山の団七踊り、白石神楽、今村神楽でございます。それから、山都町文化財保存整備事業補助金といたしましては、県の天然記念物であります唐笠松の土壤改良、松く

い虫の予防、高所剪定作業等の補助金ということで35万1,000円を計上いたしました。22節補償補填及び賠償金5万円につきましては、蘇陽の赤立遺跡の作付制限補償ということで5万円計上いたしております。

6目文化的景観事業費。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長。説明については、書いてあるものはわかりますから、簡潔にお願いいたします。

○生涯学習課長（藤川多美君） はい。わかりました。

続きまして、文化的景観事業費366万8,000円、昨年度比214万2,000円の減額です。175万4,000円は国・県支出金で50%の補助でございます。平成26年度におきましては、通潤橋の周辺整備の活用計画ということでいたしましたけれども、平成27年度以降は、今度は、農村棚田地域の整備活用計画ということで事業を予定しております。主なものとしましては、13節委託料233万4,000円で、この計画の策定業務の委託料としております。

あけていただきまして、8目清和地区館費735万5,000円、昨年度比20万9,000円の減額。その他の財源としましては、集落センターの使用料、和光教室の受講料となっております。1節と4節につきましては、図書館の非常勤職員の経費となっております。あと、11節需用費につきましては、清和集落センターの経費となっております。13節委託料につきましても、浄化槽、その他消防設備の管理及び点検委託料となっております。14節使用料及び賃借料につきましての土地借り上げ料につきましては104万円、これは6名分でございます。

続きまして、9目蘇陽地区館費752万9,000円、10万2,000円の減額です。その他財源18万円につきましては、馬見原公民館、二瀬本コミュニティセンター、菅尾コミュニティセンターの使用料並びにそよ風学級の受講料となっております。1節、4節につきましては、図書館非常勤職員の2名分となっております。あけていただきまして、11節、12節、13節、14節につきましては、蘇陽地区の、今、申しました施設にかかわるものでございます。

10目図書館費2,200万8,000円、前年度比241万2,000円。これは、先ほど学校教育課長が御説明いたしました。昨年、学校の図書館の充実整備ということで、1名増員しておりました図書館の職員を削減いたしたところでございます。1節報酬につきましては、図書館協議会委員が15名、それから、非常勤職員としては館長以下3人の職員の報酬。それから、4節はその費用となっております。あと、11節、12節、13節、14節につきましては、図書館の経費でございます。18節備品購入費621万5,000円、図書購入費、昨年度比69万円の減額となっております。19節負担金補助及び交付金につきましては97万円。絵本カーニバル実行委員会の補助金です。昨年度は、7月30日から8月7日まで9日間、清和物産館を基本にカーニバルをしていただきましたが、3,111人の来場者がございました。

12目学校支援地域本部事業費。これにつきましては、地域全体で学校の教育を支援する体制づくりの推進ということで、それから、地域の教育力の活性化を図るということでの事業でございます。55万7,000円、昨年と同額を組んでおりまして、3分の2の県補助でございます。主なものは報償費として、コーディネーターの活動謝金となっております。以下、同額でございます。

続いて、208ページ、13目通潤橋保存活用事業費。次の7目の通潤橋保存活用計画策定事業費がございしますが、平成25年、平成26年で活用計画をいたしまして、今年度3月31日で終わりますので、その分を廃目といたしまして、その延長で13目で通潤橋保存活用事業費とするものです。247万8,000円です。これまでの保存活用計画に基づきまして、今後は適切な保存活用を進めることを目的として、計画に定めた事業を実施していく必要がありますので、経費を計上いたしました。主なものとしては、報償費として、保存活用検討委員会の謝金、それから、13節委託料として通潤橋保存活用事業指導業務委託料148万5,000円を計上いたしました。以下、7目は廃目です。

続いて、保健体育費です。1目保健体育総務費929万2,000円、23万円の減額です。スポーツ推進員の報酬として100万円、あとは、あまり昨年度と変わりありません。13節委託料は、駅伝大会の選手の輸送バス運送料5万2,000円となっております。19節負担金補助及び交付金につきましては、対外競技出場助成金78万9,000円、昨年度は六つの個人または団体に交付しております。また、山都町体育協会運営助成金は、昨年と同様、440万円です。スポーツ推進員助成金は、今年度が交代の時期となっておりますので、ユニフォームを2分の1補助ということで計上しております。それから、次のチャレンジデー助成金の5万円につきましては、新たな事業です。ことは合併10周年という節目の年であることから、記念イベントとしまして、5月の最終水曜日27日に全国一斉に開催されます住民総参加型のスポーツイベントでありますチャレンジデーに参加することといたしました。日常的なスポーツの習慣化に向けたきっかけづくりや健康づくり、地域の活性化を目的とした住民総参加型のスポーツでございまして、人口規模が同程度の町村と午前0時から午後9時まで15分以上継続して運動を行った住民の参加率を競うイベントです。対戦相手も決まりました。ぜひ、町民の皆さんに参加いただき、山都町を元気にすべきチャレンジデーにしたいと思います。秋田県の羽後町、1万6,353名の人口の町と対戦することといたしましたので、どうぞ、御協力よろしくお願いたします。その助成金として5万円です。笹川財団スポーツから42万円の助成金をいただきます。これは、町長を委員長として別組織で組織することとなっておりますので、財源には入っておりません。その委員会のほうに5万円を助成するものです。

2目体育施設費2,585万1,000円、昨年度比58万8,000円の増。その他財源212万3,000円につきましては、施設使用料、それから、自販機の設置料、公衆電話料等でございます。賃金は、町営プールの賃金が70万円。需用費502万2,000円につきましては、矢部地区の体育施設にかかわる経費でございます。12節、13節、14節につきましても、同じくその経費でございます。15節工事請負費1,000万円につきましては、白糸第三体育館が雨漏りいたしますので、屋根の修理を計画しております。

それから、3目清和地区体育施設費405万4,000円、昨年度比10万6,000円の減額。その他財源としての32万円は、体育施設の使用料でございます。11節、12節、13節、14節全て清和地区の体育施設にかかわる経費でございます。

4目蘇陽地区体育施設費521万3,000円、昨年度比67万7,000円の増。その他財源としまして27万円は、体育施設の使用料となっております。同じく、11節、12節、13節、14節につきましては、

蘇陽地区の体育施設費の経費でございます。13節委託料の最後です。蘇陽中学校グラウンド照明角度調整委託料として100万2,000円を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 9款教育費について説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。図書司書の件についてお尋ねいたします。教育総務費の中で2名の図書司書の職員を雇用するという予算案が出ておりました。202ページ、清和地区分館、蘇陽地区分館から図書館に至るまでに図書館の非常勤職員が清和で2名、蘇陽で2名、本館で館長以下ほか3名ということで4名出ております。合計8名、図書館の職員だけがおります。このほかに別に教育総務費の中で2名ということで、今回、10名の図書司書の予算が計上されておりますけれども、清和のあの小さい図書館に2名、それから、蘇陽のあの支所の分館に2名という職員配置があります。私は、この8名の図書館職員の中で学校に図書司書として回る体制は十分ありやせんかなと思うわけです。と言いますのは、清和の図書館で1名、蘇陽の図書館で1名、それから、学校の図書で2名、それから、わくわく号がおりますでしょう。これで5人。それから、1名が休み、それから、残る1名半、館長までが本館に勤めるということになれば、十分、この図書館の人員で私は各学校の図書司書まで回ると思いますが、その点、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） お答えいたします。本館が館長以下3名、それから、清和、蘇陽が各2名の図書館の職員ということで、多過ぎはしないかという御質問でございました。これまで、昨年だけ1年間、学校の図書を充実しようということで1名増員して、毎月1校に1回ということで10校にずっと回っておりました。それまでも学校と本館の図書館をつなぐ図書システムというのを平成23年度でしたかに導入いたしました。それから、図書館にある本を各学校に学校が借りるときは、その図書館システムを見て、図書館にどんな本があるかなということで、検索して、こういう本が要るということであれば、その本を配本してきましたけれども、その配本する職員というのが手薄になりまして、今、6名のボランティアさんを雇って、ボランティアさんが公用車を使って各学校に配本しているというのが一つあります。その配本していらっしゃる方はどなたかと言うと、元役場のOBの川口課長だったり、坂本課長だったり、辰本課長だったりという方に応援していただいております。そういうことで、ほかにわくわく号も回さなくて

はいけないと。わくわく号を回すときは、各分館から1人ずつ行きますので、その間は1人が留守番ということです。本当は2人で、運転手と貸し出す人ということで行くんですが、それも2人行くと図書館が留守になるということで、そのわくわく号の運転はわくわく号専門のボランティアをやっております。それが、吉川議員だったり、甲斐前町長だったり、また別の運転手を雇っておりますけれども、その方々は無報酬。ただ、役場が負担しておりますのはボランティア保険料ということで、職員で足りるならば、そういうボランティアだったり、配本のボランティアを雇う必要はないんです。それでも足りないから、そういう方たちには無報酬で応援をいただいているということで、決して多過ぎるということはないと思います。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今、お聞きしましたように、この8名のほかにボランティアの方も応援していただいている状況はわかっております。しかし、例えば、蘇陽分館、あの施設に2人の職員が座つとらにゃいかんかということです。配置してあるわけですから。でも、それはちょっとどう考えても、どれだけの量があるか知りませんが、それはあまりにも多過ぎると私は思います。また、わくわく号について、ボランティアの運転手が行きますけれども、それについても、わざわざ2人行かんでも、それは図書館の職員が1人で私は十分足りると思いますよ。私たちは、人を減らすこと、一つの企業は4人いるところは3人にする、3人いるところは2人にして、何とか経営をできやせんかという方法しかとりません。ですから、清和に毎日2人いる、蘇陽に毎日2人いるというのは、私はちょっといかなものかと思います。

学校図書司書については、私は必要性も十分認識しております。ただ、教育長、お尋ねいたしますけれども、教育には優先順位というものがあると思います。私は、子供が3人おります。小学校のとき、1年と2年が複式でした。3年、4年も複式でした。5年、6年も複式でした。ですから、3人とも全部複式でしたから、これじゃいかんという思いから、柏地区の役員に集まってもらって、何とかしょうじゃないかと、こら何とかせないかん、こら子供は半分しか勉強しやらんぞということで、統合小学校を建設してもらいました。町に言うて。それで、私たちは、図書司書がないから統合したわけじゃにゃっですよね。複式を解消せにゃならんから統合したわけですよ。そのところが、教育長、最後のお勤めの提案で、私はこれに賛成できんとです。非常に申しわけないんですけども、その優先順位が、私はもうちょっとそういった複式が解消してしまって、その予算も出とって、さらに図書司書の予算をお願いするというのであれば、私は賛成しますけれども、この図書司書だけが先走りして、複式学級がそのまま置かれとることになれば、私はこの予算書には賛成できませんので、教育長の見解をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 工藤議員の質問にお答えします。十分なお答えになるかどうか、それはわかりませんが、工藤議員が複式学級がわかっていらっしゃるところで、少しばかり安心しました。と言うのは、複式学級がわかっていない方とは、ちょっと話が通じない部分もありますので、その点は安心しました。

学校は、子供たちが集まって、勉強するところです。一つの学年には1人の先生が最低限必要

だと思います。今、その複式は先生が1人で、教室の中に窓際が1年生、廊下側が2年生とか、そのように分けて指導します。そのとき、渡りがはっきりちゃんとできる先生は、大丈夫なんです。その渡しと言いますのは、1年生の授業をまず10分ぐらい教えて、その間、2年生は自分たちでして、10分後、2年生を教える、そのとき、1年生は自分たちでしている、行ったり来たりするのを先生の渡しと言います。それがきちりとできていなければ、子供たちも何をしていたかわからんで、先生、何してよかつねと、授業中にそういうことを発言する子もおります。特に、低学年はまだなれていないからそれが多いです。さっき言いましたように、経験のある先生は渡りがきれいにできます。しかし、複式のある学校は、上益城郡内ではこの山都町だけです。県内でもあちこち減っております。と言うのは、先ほど工藤議員が言われましたように、学校をまとめる、統合する、そういう形です。

しかし、数が少ないから、だから、数合わせで統合する、それは、子供たちにもものすごく負担がかかります。この広い山都町で、数が少ないからと言って、例えば、中島の子供たちを矢部のほうに持ってくる。中島も中島小学校から矢部小学校ならいいですけども、中島小学校に来るまでに、大分、距離があります。そのように統合すれば解決するではありません。

では、どんな解決方法があるか。それは、1人の先生が二つの学年を教えるではなく、なるべく、できるだけ範囲で、一つの学年に1人の先生が教えてほしいです。しかし、文部科学省の決まりで、2学年あわせて16人、それから、1年生が入った場合は8人、そのように決まっています。大変迷惑な数字です。地方にしてみれば。都会ではこういうことはありませんけれども。しかし、国で決まったことですから、それに従わなければなりません。それで、1人の先生が教室の中で2学年を教えるときに、1年生に教えていたら、別に支援をする先生が来て、そして、片方の学年に助言を与えるとか、一緒には授業はできませんから、片方の学年のお世話をする、そういう形をとりたい。そしたら、子供たちの負担も随分減ると思います。うちの子は半分しか、学校に行って、勉強は習わなかった、そういう言葉も減ってくる、なくなると思います。

だから、そのために、先ほど言いました支援の先生を入れたい。学校に来て、教室で勉強を教えられる先生を入れたい。これが私の前からの願いです。今、山都町内に15名の先生が支援として入っています。しかし、それは複式学級の解消だけじゃありません。全部の学校ですから、矢部小学校も、それから、蘇陽小学校も、複式ではないところも入っています。支援です。その学校の中で、例えば、20人が1クラスにいて、さ一と20人が全部一斉にわかる、そういうことはあまりないです。時間をかけて説明すれば、ああ、わかったと、そういう子もいます。だから、そういう子たちにちょっとヒントを与えるお手伝いをする、そういう形で入っている特別支援の先生はおります。だから、今、中島小学校、御岳小学校、複式学級です。4月からは潤徳小学校も複式学級になる予定です。それで、先ほど言いました支援の先生が複式学級だけに入ればいいんですけども、普通の教室の中で、時間のかかる子、それから、ちょっと教室で落ち着かなくてうろうろ歩き回ると、ほかにちゃんと勉強している子の気が散ります。だから、そういう子供たちにちょっと指導する先生、そういう先生が、今、必要で、山都町内に15名。学校が10あります。したがって、一つの学校に1人または2人入ってもらっています。

先ほども言いましたように、複式解消のためだけではありません。だから、複式のある学校には、もう少し先生を入れて、そして、先ほど言いました1人の先生が説明するときに、こっちの子供たちはプリントで自習のような形とかにならないように、1人の先生をもう少しつきたい、そういう気持ちでおります。

何か済みません。図書司書という言葉の一つも使いませんでしたけれども、複式の解消の方法の一つについて説明しました。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 教育長の教育に対する姿勢というのは、十分、伺いしれました。学校には、支援を必要とするクラスもあります。子供もおりますので、15名全員がそういった複式に回れないということでございますけれども、教育長の言われた教育に対する思いがあれば、私は先ほど言いましたように教育振興費の2名の図書司書というのは、そういう形でそちらに振りかえて、補助員として私はそういう先生を雇っていただきたいと思うし、学校の図書司書については、図書館費の中で何とかやりくりができやせんかなと。さっきの人数8名から見ても、私は十分やりくりできると思います。ボランティアも入れれば。ですから、そういう方向があると思いますので、私はこれは予算提案してありますし、教育長、その教育振興費をそういった複式解消のために充てると。先ほどの説明ではなくて、図書司書に充てるのではなくて、複式解消にとりあえずこの学校からでも予算のある限りやりますというほうに変更はできんもんですかね。そうすれば、私はこの予算書については承認しますけれども、そうでなければ、私は、この予算については承認できません。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 済みません。時間をとりました。

複式問題と、それから、学校の図書司書の問題ですけれども、図書司書は、確かに必要です。必要ですけれども、工藤議員が言われるように、それより先に何かすることはないかと言われました。大変、今、迷っております。それで、今、ちょっと議長と内緒話もしたんですけれども、今すぐに答えを出すのではなくて、ちょっと時間をいただいて、財政と相談してというところだめでしょうか。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。

二つほどありますけれども、今の司書について関連しますので、こちらのほうの1点から、まずは、聞いておきます。私も、結果的には図書司書2名配置ということで、必要かなという部分ですが、執行部、教育長、それから、学務課長、私はよく監査の報告を見ますが、普通は係数的な部分でよく出してこられます。これは異例だろうと思いますね。私が質問するのは二つとも関連してきますが、まず、学校図書については、いいですか、読みますよ、町立図書館との連携が保たれ、月1回の配本時に蔵書入れかえや図書の整理が行われ、児童・生徒の読書量の増加などの成果が見られると、また、各学校において朝読書の時間を設定したり、年間の目標読書量を設

定するなど、子供たちが読書に対する興味を抱くように工夫されていると評価がしてあります。つまり、図書司書をこういった形で2人つくっておくと、そう言う対応するよりも、本来、子供たちが本に親しみを持つ、そして、図書館というものに親しみを感ずる、そういったことが最も大切だろうと思います。そういったことから考えて、学校そのものは確かな学力や豊かな心、たくましい心身の子供たちをつくっていこうという目標を設定しながら、今、やってこられておりますし、先ほどの一般質問でしたか、教育長が学力テストも知的な部分が非常に向上しているとの報告もありましたし、そして、体育についても、ああいった個人の競技ではなく、たすきをつなぐ駅伝がまた優勝したと、そういったことにも力を入れて、発揮しているということです。知・徳・体、少なくとも、徳というものが、非常に近ごろにおいては薄くなっている。しかし、そういった中で、学校はもっと司書を置いて、対応していくよりも、もう少しその前にしっかりと取り組むことがありはしないかという部分があります。今、いいかげんという言葉があります。そのいいかげんのかげんというのを知っている人がどれだけいるか。

そういった中で、もう一つ具体的に言いますと、合併して10年になりました。しかし、10年たって、3月1日に消防団の出初式がありました。この10年間、10回、蘇陽幼年消防クラブ、それから、清和少年消防クラブ、この子供たちが消防の出初に参加して、あの姿を見る、そして、これと一緒にやっていこうというそんな気持ちを持つ先生たちが矢部中学校におられたか。私は、毎回、情けない気持ちでおりました。こういったことに気づく、そして、少なくともこれに出していくというよりも、そういったことに気がついて、こういったことをやっていこうという姿勢を持つ先生が欲しいわけです。

そういったところで、私はこの2名の図書司書を急いで置く必要はないということで、工藤議員と全く同感でありますし、必要ないと思っております。急ぐ必要はないと思っているんですよ。必要がないというということではなくて。教えてください。

○議長（中村一喜男君） 答弁。学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 十分であるかどうかわかりませんが、お答えをと思います。監査の内容のことについての部分がございます。学校図書司書につきましては、冒頭でお話をさせていただいたところではありますが、今、言語教育の重要性というのはとても言われています。読むこと、聞くことから始めていかなければ、全ての教科に通ずるということがありますので、とても大事にしていることであります。それによって、基礎学力の向上が図られていくと思っております。少し飛びますけれども、先ほど言われたように、急ぐという部分におきましては、学校教育課としまして、平成24年12月の補正予算だったかと思うんですが、それぐらいのときから、学校図書司書を入れていきたいと思ってきたところで、財政のほうと協議を進めてきています。足かけ4年という形になろうかと思っております。その大もとには、先ほど言われた図書に親しみを感ずるという部分においては、山都町が合併する以前10年ほど前の学校の図書館というのは、本の並べ方にきちんと脈絡があったり、子供たちが本を手にとりやすい環境だったりとかいうことにおいては、なかなかできていなかった部分があります。その後、学校の中でもいろいろ工夫をされたり、町の町立図書館から出ていかれて、図書室の整備をする中で、子供たちの小学校におい

ては、かわいい飾りつけや本の紹介等をしっかりとされていく、中学校になっていったら、その発達の段階に応じた適切な本をとりやすいような状況に、以前に比べれば置いていただけるようになってきたわけです。ただ、学校の中には図書委員会とかいうものがあります。子供たちが一生懸命、昼休みになると、低学年の子供たちに対しては6年生の子供たちが、図書をこぎゃんして借りてかなんよということをお手伝いしながらやっているんですが、なかなかそのときということはできるんですけれども、その前から本を選んでいたり、選書と言ったり、本の要らなくなった物は捨てていく、廃棄ということについては、なかなか学校の中では先生たちも忙しくてできない部分があったので、そこはボランティアの方々をお願いしながら、そして、図書委員なんかと一緒にやってきた。できれば、その部分を担っていただける方を早く入れていって、子供たちの図書への親しみがもっと増すような形はとっていきたいということで、進めていった部分ではあります。そこがあります。

それと、知・徳・体の部分におきましても、知・徳・体のバランスとよく言えますけれども、高い次元でバランスがとれていくことが大事だろうと思います。徳なくして知だけであれば、それがどういう使われ方をしていくかということがいろんな今までの過去の事例を見てもわかると思うんですけれども、しっかりと正しい知識を得て、正しい行いをしていくということが大事だろうと思います。そのためにも、しっかり生きていく力、生き抜いていく力を子供たちにつけていきたいということがあります。その一つとしても、図書教育は大事なものだろうと思ってきているところでもあります。

複式学級の解消につきましては、先ほど教育長が申しましたように、特別支援教諭補助の先生方を入れていきます。平成27年度においては、複式学級の解消とまでは行かないんですけれども、これは先ほど教育長が言ったとおり、文部科学省の基準がありますので、解消することはできないんですが、幾らかでもその不合理を埋めていく措置として特別支援教諭補助の先生方の多面的と言うんですか、先生方にももう少し複式学級へのかかわりを持っていただけるような体制で臨んでいけたらということでも考えているところではあります。

十分なお答えではなかったかもしれませんが、以上です。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 今の話では到底できないだろうと思いますがね。時間じゃなくして、回数ができませんので、次のことについて、まずは言っておきます。同じ図書館のことですが、図書館は、今、ちょうどこの新庁舎から見たときに、小高いところにあって、非常にコンパクトな形で、しっかりとしたところに図書館はあるなと思いついておられます。ここに図書館の果たす役目というのが、十分な形でできるとは思いますが、この中身にまたいただけないところがある。それは何かと言いますと、一つは図書館の館長以下、そこで働く人たちがどのような形で、どのように決まってお願ひされているかということが、今までここにおいてなかなかわからないということが一つです。これについて経過説明をしていただく。

それと、もう一つ、これもまた監査の指摘ということではありますが、これは大事なことです。いろんな形で図書館は、図書館そのものが蔵書であるし、よそも毎年600万円以上の本の蔵書を

しておられるし、総合計画にも、おそらく、平成27年度には町民1人当たり6冊という部分の数になるだろうということで、それなりに評価をしております。

評価そのものは、ここで働く人たちがしっかり検証して、次につなげばいいんですが、その問題の2点目は、いろいろな委託金というのが、平成26年に314万3,000円、今年度の予算に312万円ついております。しかし、その平成26年度の委託料というものが、委託期間は平成26年4月18日から平成27年3月31日までになっているが、事業実績がないまま、平成26年5月中に100%の委託料が支払われているというこの事実です。こういった事業実績がないままに委託料が支払われた、これはどういったことかと。こういったことは何かと私なりに考えてみますと、こういったボランティアの会があって、ピエロの会、それから、トムソーヤくらぶ、このような仲良しクラブの構造的な体質がこういったことにあらわれているということが揶揄されるわけです。ほかの人たちがどう考えるか知りませんよ。もしも、この委託料の支払いが、いや、そうではありませんよ、委託料はこのまま払っても問題ありませんと言うならば、私のこの部分は撤回して、そして、取り消します。そうでないならば、この2点、明確に報告していただきたい。

そうでないと、審議に入りませんよ。議長、そして、言いましたように、名簿の提出を。図書館の館長、そこで働く人たち、それで、ボランティアの会の人たち、これを提出してください。以上、お願いします。答えられる部分だけ教えてください。

○議長（中村一喜男君） 答弁をお願いします。生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） ただいま町立図書館のことについてのお尋ねがございました。

まず、館長以下、職員のことはどうなっているかというお尋ねでございますが、館長以下、職員について、位置づけとしましては、社会教育の指導員としております。この社会教育指導員は、町の教育委員会が任命することとなっておりますので、毎年、社会教育委員会にかけて、そこで許可をいただいているところです。

それから、委託料がそれぞれに支払われていて、それが、一括して1回でお支払いしているが、そのことについてはどうかというお尋ねなんです。例えば、1回の行事をするということであれば、1回で払うということで、それで承認されると思いますけれども、実は、年間を通してずっと活動されておられます。例えば、科学遊びのトムソーヤくらぶにしても、年間に四、五回されておられます。だから、そういった費用、例えば、昨年でしたか、ろうそくの火が燃えるときにどこの部分が一番燃焼温度が高いかという変化をしたり、空き缶の中に空気の圧力を入れて空き缶がつぶれる状態とか、そういった小さい子供向けのいわゆる科学遊びをされておられますけれども、最初に、経費というのは上げておかないと、その分は自分たちが立てかえをされなくてはいけないということで、それは必要だと思います。

それから、もう一つのピエロの会なんです。そこはそれこそ年間に100回以上、例えば、各小学校とか、そこらに読み聞かせに行かれたりとかされております。それから、講演会も開催されておりますし、イベントもされております。例えば、春夏秋冬、クリスマス会とか、それぞれに経費が要っておりますので、1回のお支払いをしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 課長、そこに立っと思ってください。済みません。

それは、じゃあ、どう言ったほうがいいですかね。公金の出金入金については、普通、我々は事業申請して、そして、その検査が終わって、また補助金の申請の形で出していただくということになります。じゃあ、これからずっとやっていくこの委託料というのは、ことしの平成27年度の321万円の中のその一部だと思いますけれども、おそらく、こういった委託料は実態のままに既に出していい、じゃあ、こういった部分については、後はどうですかね、会計をする部分の会計課長にでもお聞きしますか。こういう場合、条例でそういった部分が許されるものか、されないかということになりますが、それをとやかく言うわけではありません。それはそういったことでやってもらえばいいです。もう一つ、図書館の私は体質を問うているわけですね。

それでは、もう一つ。先日でしたが、県の美術の作品展に出して、グランプリ、1等賞で、私はあまり美的な部分がありませんが、その作品が2点ありました。一つは地元の方が書かれて、もう一つはこの山都町をこよなく愛し、あの通潤橋のほとぼしる水の放水の絵を描いた作品ですけれども、これが図書館にほこりをかぶって置いたままであったと。普通、図書館の職員ならば、このような作品であれば、どうしようかと、おそらく、自分たちで考え出して、みんなのそれぞれの仲間の教育委員会ですか、教育長でも、課長のところでも、私たちがこういったことを言って、初めてここにありましたというのが事実なんです。そういった私は体質があるならば、これからの図書館というのは、これを変えなければ、おそらくは司書とあわせて、この図書館のこういった予算も私は認めるわけにはいかないと思うわけです。

もう一度、聞いておきますが、その体質をどう感じておられるか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） その前に、さっきの経費の補助の件なんです、教育委員会にはたくさん委託料がございます。今、3月時点でもまだ交付していないのはたくさんございます。なぜかと言うと、補助金申請がきちっと出ていない、活動はしているけれども。そこにはその団体に余裕があってというところもあります。そういうところもありますけれども、全てが1回で当初に払っているということではございません。ですから、先ほどの図書館の団体に関しては、もう一度、精査して、一度に払うべきではない、例えば2回、前期・後期に分けて払うとかいったように、もう一度、再度検討してまいりたいと思います。

それから、議員御指摘の美術品に関しましては、本当に、今回、私も初めて知りました。御指摘のとおり、本当に遺憾に思っております。この件につきましては、館長に厳しく指導してまいりたいと思います。

ただいまの体質がどうかということですが、ただいま館長のほうが3月いっぱいをもつての退職の申し出をしておられます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 担当課としては、出した以上は一生懸命、釈明して、防衛するのは当然ですね。しかし、かなりこの論議が出ることの背景が何であるかは感づかれているのではない

かなと思うんですね。一つは、今、稲葉議員からありましたように、体質の問題です。ちょっと図書館らしくない雑音がそちらのほうから聞こえてくることが多いんです。議員の方たちはそれを知っているんですよ。そういう意味からも、私も同じような質問をしたかったんです。本の量が多ければ、文化度が高いわけではないんです。本をたくさん読めば、文化度合いが高いわけではないんです。文化の物差しというものを、一遍、考えてみてください。本当の文化というのは、第一に足をちゃんとつけて、耕しながら、おのれの食べる物は食べる、着る物は自分でつくるというのが、これは江戸時代の生き方でした。今もそれは通じます。直耕直織、直に耕して直接織る、それが文化なんです。いわゆる、カルチャーなんです。これを高みから見た文化論ではいけない。それが一つあるんです。そして、なおかつ、不必要な雑音があまりにも多いということですよ。

予算に関して、ちょっと聞いておきますけれども、この中の12節で通信回線使用料というのがあるんですよ。99万円。これは図書館と学校でしょうか。あれは、県立図書館とこちらの図書館のネットワークはどうなっているのか。こういうのを有機的に使えば、皆さんから批判を受けるように、複式学級はそっちに置いたままにして、こっちを優先させるというのは、どうしても無理があると思うんです。私も、1年から6年まで複式で学んできた人間です。いつかも言ったと思いますが、半分しか習っていませんので、私の学力は小学校4年でとまっているんです。成長がとまっている。いつも、それを私は感じる時があります。ああ、俺は小学校4年までしか学力がないなど。先生から半分しか教われません。今、戦後の複式学級については、AB方式で、さっき教育長がおっしゃったように……。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。ちょっと簡潔に質問をお願いいたします。

○12番（中村益行君） いや、これは簡潔にできませんよ。さっきのようなやり方で、注意しやすい人間に注意して何ですか。不公平です。そういう方法です。

私も、実は、内大臣分校に代用教員として複式解消のために行きました。その後、ずっと矢部P連の運動として、そして、熊本P連の運動として、県単で複式解消基準を決めさせていきました。文部科学省基準があって、複式解消はできませんと課長は言いましたけれども、町独自でできるんですよ。加配をすればいいわけですから。今、支援学級に加配を十分にしていると。これはいろんな発達障害、いろんな状況の子供があまりにもふえてきたから、そのための加配ですから、複式解消ではないことは教育長がおっしゃったとおりですよ。そういうことはそっちに置いて、初めに、図書司書ありきというところに、皆さんの反発が出ているんですよ。そうでしょう。私の去年の一般質問でも、物事には優先順位があると、だから、まず、複式解消をしてくださいと、私はお願いしたはずですよ。町長、それを聞いたはずですよ。これは教育委員会だけを責めるのは酷だろうと思うんです。教育委員会には、この財政については、予算については、当事者能力がありません。町長のほうに、執行部に出して、予算をつけてもらうわけですから、これは教育委員会だけ責めても、答えは出ないんです。これは。そう思います。そう思って、さっき聞いとりました。

とにかく、何か突出すると、必ずこういうことになるということです。図書司書を置くこと

に誰も反対できない。図書館を充実することに誰も反対できない。これは文化政策だと言われると、黙ってしまうんですよ。そういう形で、全体が流れていくようなことではいけないということで、きょう、発言なさった議員の方は勇気がある私は発言だと思うんです。何かが間違っちゃいませんか。1人当たりの文化費と言うならば、我が町は1人当たりの福祉費がもっと優先するんですよ。そうでしょう。そういう発想で、そういう物差しで、これを論議しなきゃならんと。図書館の大変な毎年600万円、多いときは800万円の購入もしていましたよ。こういう形で突出していく、そして、人間もどんどんふやす。これは、私があえて言うまでもない、パーキンソンの法則というのがあります。組織は自己増殖していく。何が必要ということ、今、さっき生涯学習課長の話を聞いとると、まさに、自己増殖論ですよ。こうこうこうするから、やっぱり必要なんだ、こうだから、必要なんだ。それはそのとおりなんです。否定はしません。しかし、その中で、私たちは、少ないパイの中で、これをどう分かち合って、そして、優先順位をつけて、バランスのある予算を執行してもらおうかという論議をしているわけですから。

そういう意味で、質問はさっき言った通信費のところですよ。教えてください。そして、この背景には、そういった背景があるんだということをおもなあなたたちも知っておってもらいたい。町長、ぜひ、それは知っておってもらいたいと思いますよ。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） 今、お尋ねの12節通信回線使用料99万円につきましては、図書館と学校10校をネットワークする電話回線使用料ということでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） いつもですけれども、きょうもそうですね。この図書司書の問題が出るたびに、学校現場とどのような有機的な取り組みをやってきたかというのは全く出ません。学校次第では、国語の先生がそれをなさっています。子供たちに図書クラブ、非常にそこは子供たちも自主的な取り組みをして、学校全体に本が好きな仲間をふやしたいと、ある図書委員は、去年だったか、生活作文に書いておりました。私は本がとても好きだ、だから、本を読んでいる、本を読んでいると、いろんな世界が見えてくる、だから、楽しい、みんなにこれを広げようと。図書の意義というのはそういうところですね。

だから、必要なだと飛躍するんですよ。そのことと司書をふやすことは、またちょっと違うんだと私は思いますよ。ですから、学校現場とどれだけ打ち合わせしているのか。せっかくのネットワークにこうして99万円も使っているわけですから。これを生かさないで、人間だけふやしていく。もっともっとこれは自己増殖していくと思います。これはイギリスの社会学者のパーキンソンがある組織をずっと研究して、結局はそういうことなんだと、組織は自己増殖する、そして、予算は高額になればなるほど、短時間に終わる、予算額とその時間は反比例すると言っています。小さなのは大変時間がかかります。高額なものは簡単に通ってしまう。そういう傾向を私たちも持っております。そういう体質を。そういうことを言ったパーキンソン。約100年前そう言っています。社会学者が。そういうことを、今、藤川課長の話から私は感じたんです。あるいは、田中課長も同じ体質だなと思って聞きました。

とにかく、学校現場とはどうなんですか。

それから、ついでに言うておきますが、今、話を聞きますと、館長は、今度、辞めるということですかね。それならば、私はちょうどいいと思うんです。今後、図書館の館長は御苦労ですが、生涯学習課長が兼務する。今、隣保館の改革でも、今の館長が来年には定年ですよ。それはどこかにくっつけなさいとなっています。そういう形で機構改革論を盛んにしてきいるのに、一方では、増殖しているということは、非常にこれは矛盾した話でもあります。これは、そういったもつと総合的に、統合的に、町長、考えていってほしいと思います。こういった本当に微妙な人事にかかわることで、非常にこれは神経を使わなければなりませんけれども、それをあえてきょうは言わざるを得ないところまで来たのかなと、皆さんの意見を聞いていると、そういう感じがします。

学校現場とはどうだったか教えてください。これは田中課長かな。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） お答えいたします。学校現場とはどうだったかということなんですが、学校には、学校図書担当者が当然おります。学校図書担当者の会議が定期的開催されています。私たちもその中に入っていきます。大体、主に係長が入っていくような状況になります。その中で、先ほど申しました、言いわけではないんですけれども、先生方が非常に校務が多忙になってきていると、忙しい中で本を選んだり、捨てたりする、廃棄したりするのが大変な状況があるということで、先進的に学校に図書の管理システムを独自で入れられた学校があったんですが、夏休み中はほぼ返上して、そういった本の整理に当たられたということもあって、とても大変だったということも言われました。そういうことからして、そういった負担軽減を幾らかでもかするということも一つあるでしょう。先ほど言いましたように、今後、提供できるように、学校で先生方がクラスを持っていたりすれば、昼休みに図書室に行くのは非常に難しいと言われるんです。昼休みの給食を食べた後の掃除の前の30分程度になるかもしれませんが、昼休みの時間に子供たちと接するというのも、接するときに非常に一番大事なところではあるんですが、その前の本を準備したりすることも大事だなということはおっしゃっています。そういう中を考えたときに、今回は2名ですので、方法とすれば、1週間5日を5校ずつに分けて、週に1回回っていくということで、本の整理をして、そして、週に1回、その司書の方が子供たちと接する時間をつくって、1週間が待ち遠しいなとか思っていたいただけるようなそういう力のある方を雇いながら、接していただくといいようにしたいなとは思っていたところです。学校側とどのような協議をしたかという点においては、そういったお話を聞いて、その上で、これは入れていくべきかなと判断を最初にしたときが、重ねて言いますが、平成24年ぐらいのところからで、そういう形の協議をしてきたところではあります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 後藤です。

先ほど8番議員から予算の組みかえの話まで出てしまいまして、12番議員からは機構改革の話も、総務委員長から機構改革の話まで出てきたという状況になりまして、非常に私も聞いておりながら、困惑しております。予算の組みかえが出た、図書館長は辞められる、何ですか、役場のほうで館長をしろとか、いろんな話が出ておりますし、非常に判断する材料が多くなってきまして、混乱状態になってきましたので、ちょっと休憩しながら、もう一遍、全員協議会でも開くような形に持っていかないと、このままではなかなか採決するにもできない状態になってきたんじゃないかと思いますが、議長、いかがでしょうか。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村一喜男君) はい。3回終わっております。

今、質疑の途中ですので、質疑を続けます。ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番(吉川美加君) 失礼します。皆さんも御存じのように、私は図書館に10年間もおりましたので、質問方々、今、全ての議員がそのように図書館に対して思いを持っていらっしゃるのかと思うと、すごく残念な気もいたしますので、ちょっとしゃべらせていただきたいんですけども、まず、工藤議員のおっしゃいましたような勤務体制です。それは本当に不可能だと思っております。私は中におりまして、今でもわくわく号の運転をしておりますが、わくわく号は大きい車体です。女性1人で乗って行って、もし、途中で何かあったらとかいうことを考えると、とてもじゃないけれども、1人で行って、そして、しかも、そこで台をおろし、パソコンを広げ、貸し出し業務をやる、そういったことは大変なんです。そんなこともありまして、そして、先ほどからありますように、学校の支援ですね。これも、ずっと本当に今の図書館長になったときから、学校の全ての子供が図書館には来れないけれども、全ての子供は学校に行くと、そして、学校図書の実を図ってほしいということをやっと教育委員会におっしゃっていました。私もそれを聞いてきました。そして、私も議員になって……。

○議長(中村一喜男君) 1番、吉川美加君。予算についての質疑をお願いします。

○1番(吉川美加君) どうも済みません。なので、ぜひ、この予算は通していただきたいと思っております。そして、学校の先生方は、今、田中課長からもありましたけれども、学校では本当に業務、校務でいっぱいいっぱい、学校図書司書ではないんですけども、司書教諭という免許を持っていらっしゃる方がいるんですが、とてもじゃないけれども、学校図書司書の整備まではできないという状況なので、それを補っていただきたいという意味から、そちらのほうは進めていただきたいと思っております。

そして、私の質問はALTのことについてお伺いいたします。ALTは、今回は1名入れかわるということでございました。その件について、今、ALTも、これは一般財源にはなっておりますが、多分、これは国のJETプログラムということですので、国からそういったお金が入ってきて、一般財源化しているんじゃないかと思っております。とは言え、かなりの大きな額をこの先生方には差し上げているわけですし、これを学校教育だけではなく、社会教育のほうにも、予算としては学校教育のほうなのではないでしょうか、教育総務費と書いてあるんですね。なので、私た

ち社会人にも何か社会的貢献をしていただけるような、例えば、英会話教室であるとか、そういったのをサポートしていただけるようなお仕事もしていただけないかなと思っております。

それから、もう一つは、小学校費のところを書いてありますが、いろいろな小学校に限りません、ことしは中学校、蘇陽中学校のほうも研究発表を迎えられると思いますが、さまざまなそういう研究発表がある中で、それがいつごろ、どういう研究発表大会があるのかということをお私議員にもお知らせいただきたいと思っております。去年は、校長先生のほうから直接お声をかけていただきましたので、私は蘇陽南と清和小学校に行ってみましたが、せめて総務常任委員会のほうにお知らせいただければ、スケジューリングができるんじゃないかなと。学校の実態を、現場の先生方の取り組みを知りたいと思っております。

それと、心の相談員の方はどのような基準で選ばれて、そして、以前聞いたことがあるんですが、現場の先生方との連携がとれていない方も中にはいらっしゃると思われました。子供が先生に話しにくいこととか、家庭で話しにくいことをその先生に言って、でも、それは秘密情報だからみたいなことで、学校の先生に打ち明けてくれない。そうすると、それは、もちろん、学校の先生も秘密は守られると思うし、その子供をサポートしていく情報の共有が必要だと思うので、そこら辺の認識をどのように持っていらっしゃるか、その点について伺います。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） お答えいたします。ALTにつきましては、おおよそ月30万円程度を支払うということになっています。以前は、税引きで30万円とJETのほうからは言われていました。今は、少し変わってきています。でも、おおよそ30万円程度です。保育園のクリスマス会であるとか、そういうところには要請を受けて出て行っています。あと、英会話教室となると、なかなか勤務の拘束のこととかの縛りがあったかどうかは、ちょっとはつきり、もう少し確認してみないとわかりませんので、なかなかこの場ですぐにはお答えができないんですけれども、そこについては、たしか、何らかの縛りがあったと思っておりますので、そこはまた後ほどお知らせしたいと思います。

それと、研究発表大会については、先ほど言いましたように、蘇陽小学校が全国僻地学校の研究大会、それと、蘇陽中学校が生きる力、これは県の教育委員会は生きる力ということで、今、研究主題は出しています。その下で学力充実研究推進です。いずれも2学期の中盤以降、済みません、今すぐにはわかりませんが、10月中ぐらいに、たしか、研究発表大会を行うようになっております。

それと、もう1点、心の教室相談員については、各中学校に1名ずつ置いています。もし、これを置かなかったならば、当然ながら、学校の先生方がそのことをやらなければならないわけですが、先ほど言いましたように、なかなか多感な時期でもあって、家でもなかなかそのことを言えなかったり、学校の先生とかにもなかなか言えない子供もいるので、中には、先生には言わんでねとか言っている子供もいると思っております。うちの人や先生に言わんでね、心の教室相談員の先生には言うけれどもっていうそういう子供もいると思っております。それはケース・バイ・ケースによると思います。子供の命とか、危険とか、そういうことにかかわることはすぐにでも言わな

ればならないでしょうし、連携しなければならぬでしょうけれども、多感な、例えば、恋愛問題とか、そういうことになってくれば、わかった、わかったと言って、それはすべき部分があるかもしれません。そこは、ちゃんと連携をとるべきところはしっかりとるように、心の教室相談員の先生方のほうにもお話をしておりますので、全くとれていないということはないと思いますが、ケース・バイ・ケースだろうと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） さっきの図書司書については、まだ私どもは納得できないところがあります。同じく、時間がたってしまいますので、ほかのところを聞いておきます。

課長。あれは蘇陽中学校だったかな。松井君がいるところは蘇陽中学校だったかな。あその渡りの吹き抜けのところ、あれは今度、予算を組んでいますか。雨、風が吹き込むと。すぐ下が図書室ですね。組んでいないならば、すぐ、今度の予算の範囲内で、もし、できるとすれば、あれは早くしてください。それが一つ。

2番目には、パソコンのグレードアップ40台と70台だったかな。小中学校。具体的にどういうことをするのか。1台当たり3万5,000円ぐらいかかるわけですね。一回、お古になったやつをどうするのか。そのソフトの中をクリーニングして改めて使うということかな。それが、果たしてできるかどうか知りませんが、具体的に教えてください。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） お答えいたします。蘇陽中学校につきましては、図書室も含めてなんですが、校舎が幾つかに分かれているような形で、その間を渡り廊下でつなぐような仕組みになっていまして、冬場ですとか、雨の日は、非常に寒かったり、下が濡れるような状況があります。学校の工夫で、タキロンを張ったり、何か板を張ったりはしてありますが、あれを全部つなぐと、また消防法の関係もあるので、つなぐことは容易ではないです。それが一つあります。

それと、今あった図書室のところにつきましては、もともと図書室として利用する予定ではなかった場所だったと思います。最初が。なので、非常に図書室の上が空洞があいていて、廊下の階段の横が空洞になっているものですから、暖房が全く効かないという状況がありましたので、平成27年度の予算の中で、早急にここは対応していきたいと思います。予算は、済みませんが、つかみですので、絶対、これだということはないんですけども、そこで対応していきたいと思います。

それと、パソコンのグレードアップにつきましては、私もあまりよくわからないからあれなんですけども、もともと学校のパソコン室に入っているパソコンは、平成23年ごろだったかと思いますが、国の年度末の緊急の補正予算対応で購入した物でありまして、それはもともとWindows 7に対応する物で、当時はまだXPにバージョンダウンして入れていたという経緯もあるので、そこをまた7に戻すことは問題ないと情報係からの助言では聞いております。そういうことも含めて、役場職員が使っていたものの中で、バージョンアップに耐え得るもの、今後、複

数年にわたっての使用に耐え得るものについてはバージョンアップして学校に配置すると、役場の中でなりましたので、そういう形で予算を上げさせていただいているところです。済みません。

(自席より発言する者あり)

バージョンアップに耐え得る物を選んであるということです。耐えられない物は廃棄するという事です。そういうことになります。

(自席より発言する者あり)

○議長（中村一喜男君） お諮りします。質疑の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

(自席より発言する者あり)

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

延会 午後4時40分

3 月 18 日（水曜日）

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
2. 平成27年3月18日午前10時0分開議
3. 平成27年3月18日午後4時26分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第14日）（第8号）
 - 日程第1 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について
追加日程第1号 防衛議員連盟の設立についての動議
 - 日程第2 議案第25号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第3 議案第26号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第4 議案第27号 平成27年度山都町介護保険特別会計予算について
 - 日程第5 議案第28号 平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算について
 - 日程第6 議案第29号 平成27年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
 - 日程第7 議案第30号 平成27年度山都町簡易水道特別会計予算について
 - 日程第8 議案第31号 平成27年度山都町水道事業会計予算について
 - 日程第9 議案第32号 平成27年度山都町病院事業会計予算について
 - 日程第10 議案第33号 町有財産の無償貸付について（旧下矢部東部小）
 - 日程第11 議案第34号 町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）
 - 日程第12 議案第35号 町有財産の無償貸付について（旧小峰小）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

11番 田上 聖

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三

会計課長	田上博之	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐重昭	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案第24号 平成27年度山都町一般会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第24号「平成27年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月17日までに第9款までの説明が終わり、同款の質疑の途中で終了しております。引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） おはようございます。一般質問については、私初めて質問ですが、きのうの続きで聞いておりましたところ、何か図書館司書とそれから支援教諭、これを対比させたような話の持っていく方が余りにも多かったような気がいたします。もちろん、図書司書については、議員の皆さんも必要だということは認めていらっしゃるわけでありまして。そういったことで、それと特にきのうの話がありましたのは、複式学級の先生の増員とかそういったほうが先じゃないかというような議論だったと思いますが、司書は司書で、ちゃんと恐らく本年度の予算でこうして提案してある以上は、そういった職員に対しても内諾を得ていらっしゃるだろうと思います。そういったことで、複式学級については、もちろん財政的な支出が要るわけですが、子ども・子育て支援という観点からも、町長が今後そういった職員を配置していくというお考えがとおりでしょうか。そのことが一番の私は問題だと思います。仮にここで図書館司書を廃止、それはだめだとしても、もう支援員はつくらんということで町長がおっしゃれば、もちろんそういったことになってしまうと思いますので、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。きのうから教育費のことでの論議があつており

ます。その中で、図書司書は必要だけでも、複式学級への支援が先ではないかというのが主な論点だったというふうに思います。そこで、9款教育費のうちの図書司書の件、そして複式学級への支援の予算について、今の私の見解を述べたいというふうに思います。

183ページの2項の学校振興費の1節報酬、ここに特別支援の特別支援教育教諭補助報酬があります。特別支援というのは、御承知のとおり、学習障害、情緒障害を持った子に対する、その子供への支援であります。これは町の単独予算で、16名の特別支援教育教諭の補助をする人を雇用するという予算であります。ちなみに特別支援学級というのは、県からそれ相応の職員が、その学級が必要だということで、その分については県からの配置があるわけでありまして、その補助者について、うちのほうが16名の方を雇用をするということでもあります。

ちなみに、この補助者は今教員免許を持ってる人が当たると、そういう方を採用してるといふふうに聞いております。この16名の教諭補助について、校長先生と教育委員会ももちろんですが、それぞれの校長先生の御了解を得なければなりませんけれども、当然、複式学級の支援についても、相談しながらではありますが、できるんじゃないかと私は判断をしているところであります。

平成27年度の複式学級の学校は三つ、そしてクラスは四つ、予定をされてるようであります。町内の小中学校は10校であります。16名の教諭補助を今予算を上程してるわけですが、小中学校の規模の大小もあります。それを勘案しながら、複式学級のある3校4クラスに適正に配置する計画ができればいいと私は考えております。

一方、図書司書に関しては、各学校に図書担当の先生はいらっしゃるものの、多忙を極めているという理由から図書担当としてのあるべき姿に今はなくて、蔵書の整理もされていないということで、昨年、図書館に1名増員をさせていただいて……。

○議長（中村一喜男君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 一方、図書司書に関しましては、各学校の図書担当としては多忙を極めていて、本来のあるべき姿、図書担当としてのあるべき姿にないということと、蔵書の整理もされていないということから、昨年は図書館に1名増員をして、これは囑託だったと思いますけれども、増員をして各学校に出向いてもらって、図書室の蔵書の整理、そして、きのうも話もありました既設の図書館と学校図書室を有機的につなぐため、図書管理システムが有効に働くように調整をしてもらったということでもあります。

これは平成22年か23年に整備をされたということでもありますけれども、しかしながら、ことしは図書館の増員はしないという予算であります。このままではせっかく整理したものの、また旧態

依然の体制に戻ってしまうのではないかと、このまま行けば、という思いがあります。読書の持つ効果が十分に発揮できないようになるというふうに思いますので、今回は176ページの3目教育振興費の1節報酬に、非常勤職員として、中身は図書司書2名の予算を計上させてもらったということです。

言うまでもありませんけども、読書の効果は、知識を得るにはテレビ、それから人の話からでもあろうと思いますけども、そのほとんどは、そのもとになってるのはやはり書籍からだと私は思っております。また、精神的な病気をしてる人が私の友達におりまして、それがやはりみずから薬じゃないんだと、みずから立ち直っていくということが一番効果が高いということを自分から考えて、それ相応の参考になる本を読んで病根を見つめて自分から治したということも聞きました。このような読書の効果はほかにもたくさんあるというふうに思います。

小中学校、多感な子供たち、その時代の生き方を模索するとき、適切な本を提供する人、いわゆる図書司書がいてもらえればきっと学校に行きたくなくなるという気持ちも出るでしょうし、その子は大きく成長するんだと私は思います。

人口減少対策というのは急務でございます。中でも、子育て支援の充実は最も進めなければならないというふうに考えております。今後、複式学級の支援もこれでは不足するというのであれば、それは学力の保障をやらなければならないと、私はこれは責務としてやらなければならないと思っておりますので、それも予算化をさらに進めてまいるということも考えておりますし、図書司書の配置も重要だと、今申し上げたような意味も込めまして、予算の件については私は了解したものでありますので、何とぞその辺をお酌み取りいただきまして、御了解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 町長がそういうくどくど言わんでわかっつつとですよ、図書館の大切さは。大切さはわかって私は質問します。私も今まで、図書館に対しては全面的にずっと開館以来協力してきた議員の1人でございます。今回、私がちょっと変に思うのは、まずもって、今蔵書が9万冊あっですね。図書館にですよ。そして、学校図書は何万冊かちょっと発表せんだったですね。そういうのはちゃんと説明してくださいよ。学校図書は何万冊かあっと思うですよ。四、五万冊あっと思うですね。そうすれば十何万冊ですよ。これを私は生かせというわけですよ。

きのう、12番だったかな、言われとったですね。通信回線の使用料は100万ですよ。そしてなおかつ町長が説明した管理システムですね、114万、合わせて200万ですよ。こういうお金を生かして、そういうシステムを生かして、立派な図書館運営をしてくださいとこういうことをお願いしてるんですよ。司書のどうの、そういうあれじゃないんですよ。私はそこに視点を置いてもらいたいと、このように思うわけですね、これが一つですよ。

そしてあと一つは、今言ったように十何万冊、学校図書、それから図書館の本、蔵書ですね、これを生かすべき方法を考えてくださいよ。それを考えてこういうことをしたんでしょ、通信回線あるいはシステム管理、システム委託。これに非常に疑問を持っておりますから、一応私

の意見として言っておきます。

それから次ですね、これは非常に大きな問題だと思います。きのう10番議員が名簿を提出してくださいということを言いましたね。今回ってきました。これを見ると、個人の名前を言いたくありませんけども、図書館運営協議会委員長、藤吉由美子さん、ボランティアのピエロ会の代表ですね。これはこれでいいんですよ。ところが、ずっと見ていきよっとですね、11番、委員に学校関係者、蘇陽南小学校校長、藤吉勇治。町長、今回、町長は教育長にこの人を推していらっしゃるんですが、果たして夫婦で図書館運営協議会のメンバーに入りながら、会議が何回あつてるかわかりませんが……。これも答えてくださいね、何回、図書館運営協議会を開いて、どういう内容でどういう目的を持ってやっているのかと。メンバーを見ると、私はほとんどかわっていないと。何年前から同じ人がやっていたらっしゃいます。

そして、あんまりこういうふうにしやべるとわかりませけどね、やっぱりメンバーも入れかえながら、一部の人たちだけではなくてあらゆる人たちを取り入れて本を読む人、読まない人、なぜ読まないのかと、そういう網羅したメンバーを選ぶべきだと思いますよ。一部の人たちだけでやっていっちゃいかんですよ。これが一つ。

そしてまた、ちゃんと指摘されてますね。皆さん方は、この平成26年度定期監査結果報告書、これは全部管理職の方にも来るんでしょう。これをずっと読んで何も感じないんですかね。図書館、図書館で言ってらっしゃいますが、25年と26年、人員で利用者数は2,800人ばっか減ったとつですね。減っていますよ、実際。そして本の利用冊数も1,500ばっか減ったとつですね。ちゃっと見てですよ。これずっと伸びていきよんならともかく、人口も減っている、そういうときにおいて、果たしてこういう施策でいいのかと非常に疑問を感じるわけですね。もう少し、今あるものを生かすべきということですね。この予算、非常に私は腑に落ちない。

さっき言ったように、図書館運営協議会のことについて、同じ藤川でございますから余り言いたくありませんけども、課長、答弁をお願いしますね。目的と人員とね、誰が任命するのか、このあたりを教えてください。さっきも言ったように、今度教育長に任命をされる人の奥さんが委員長ですね。本人は学校関係者として委員に名を連ねている。果たしてこのような人たちを、優遇と言うといかんけども、何も感じないでこういう任命をしてるのかですよ。これはぜひ教えてくださいね。だから私はこれはちょっと偏った人事をされてるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、2番議員は図書司書の問題とか、それは切り離して考えてるべきだということと言っただけでしたが、私もそういうふうには思いますけども、ここには非常に大きな問題点が潜んでいるかと思しますので、このあたりのところは十分、もちろん人事権は町長にあるから僕は何も言えませんが、腑に落ちないというのが私の気持ちでございます。私も納得できませんので、この後の教育長人事についても、非常に私は悩ましく今思っているところがございますので、しっかりと考えてやっていただきたいというふうに思います。議員の皆さんがどういうふうに考えるかわかりませんが、みんなはもう少し問題意識を持ったほうがいいと思いますよ。

いろいろきのうから図書館運営についてはそれぞれの方々が意見を述べておられますが、私も今まで余り図書館運営のことについては言っておきませんでした。話に聞くと、ボランティアが100人おると、100人の人たちの保険が何かはたった1万幾らと。もちろん保険は安かけんですね、それはそれでいいんですけども、そういうことを口外せんでよかったですよ。ボランティアが100人おって何とかって、自分たちの力を誇示したらいかんですよ、やっぱり。ボランティアというのはボランティアですからね。みんなどう思うか知りませんが、このあたりのところは、毅然たる態度をとりながら。町立図書館だろう、あれは。個人の図書館ではありませんからね。やっぱり私たち議員も、もう少し町立だったら町立のことに対しては、やっぱり意見あるいは考えを述べていく、これが非常に大切なことではないかと思っております。

図書館については、いろいろまた今後、具体的に問うていきたいというふうに思っております。3回しかできませんからね、ついでに言っておきます。

それから、予算に関する事で、奨学金。奨学金がまた、幾らだったかな、176ページ、4,380万か。ごめんなさい、一つ桁を間違えました。目が悪くなりましたからね。438万ですね。奨学金貸付金が438万ね。貸し付けは貸し付けをするけども、収入はどうなってるんですか、収入は。収納たいね。収入じゃなくて収納。返済。これは非常に大きな問題だと思いますよ。ばんばん貸し付けて。それやったら奨学金て言わんがよかですね。ただでやりよりますと。そうしか考えられんですよ。そしてこの財源は、財源内容もちょっと説明しなかったけども、一般財源かほかの財源か、奨学金について。

以上、自分の意見を言いながら、学校図書館と学校教育に対するところの質問を終わりたいと思いますけども、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） おはようございます。それではお答えをさせていただきます。

先ほどボランティアが100人とおっしゃいましたが、きのうは100回程度、読み聞かせ等をさせるということでお伝えしたつもりでした。

それから、御質問の1番の図書館と学校、図書室のシステムのことなんですが、実は学校ごとに温度差があります。例えば矢部小あたりは、ずっと読み聞かせのボランティアだったりが入っておりますので、子供たちが自分たちで、カードリーダーでバーコードを読ませて貸し出しをするというきちっとシステムを使いなれてます。ほかの学校においては、それがちょっとできなかったり、先生がいないとできないとか、そういうことがございました。せつかくそのシステムを入れて利用がきちんとできていなければということで、それまでもずっと学校の図書司書を配置してほしいということで、予算の要求は学校の教育課のほうからされておりましたけれども、これまで図書司書の導入が図られておりませんでしたので、昨年、図書館をしております私どものほうで、社会教育の立場から、じゃあ1人増員をして学校図書に職員を出向かせてそのシステムをきちっと運営させたいということで図ってまいりました。それで、今のところ学校図書も、行っていただくとわかりますが、随分と図書室の中も整理がなされて、そちらのシステムも使い方がずっとできてまいっております。

それから、図書館協議会のことなんですが、目的といいますのは、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館方針につき館長に対して意見を述べる機関とするということでございます。

それから、今お配りいたしました11番の藤吉勇治先生の件なんですが、これは山都町の中学校小学校の校長会の会長を当てておりますので、偶然今、藤吉先生が会長でございますので、ここにメンバーに入らせていただいているということでございます。

それから、利用者が年々減っているのではないかということなんですが、今、議員が御指摘のとおり、やはり少子高齢化の波がここにも来ていると思います。ですから、今後は移動図書館車を利用して、やっぱり高齢者がもう出てこれないと、借りられない、だから、細部にわたって図書館車を動かしていきたい、そして利用をしていただきたいということやっていきたいということですね。今、1月から2月にかけて各地域の公民館を回っておりますけれども、各地域の公民館に町の図書を置いていただくという、そういう希望があれば置きますよというふうに説明をして回っておりますので、そういうふうにして地域にも図書を届けたいという活動をしていきたいと思っております。

それから、昨日、稲葉議員の質問の中で、図書館に保管してある絵画につきまして保管状況の指摘を受けましたが、その件について再度お答えをさせていただきたいと思っております。私のほうで把握しておりませんでしたので、元担当にお聞きしましたところ、以前中央公民館に飾ってありましたけれども、中央公民館のほうが雨漏りがしますので、湿気の関係で保存状態が悪くなるということで、図書館の古文書室というのがありますが、そこは温度管理それから湿度管理、防虫管理を施しておりますけれども、そこのほうにきちんと保管をしておったということでございますので、きのう申しましたけれども、図書館長の管理下ではなかったということで訂正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

失礼しました。運営協議会の回数は年3回です。つい最近では、砥用小学校の図書館が非常に活発ということで現地を視察しております。協議会の委員の選出なんですが、それぞれ団体の代表ということで、この中には社会教育委員さん、それからJAの組合長さんだったりということで、あとPTAの代表者ということで選出をいたしております。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） おはようございます。藤川議員の御質問のほうにお答えをしたいと思います。奨学金につきましては、予算書の176ページ、教育総務費の事務局費の21節貸付金ということで438万円計上させていただいております。内訳につきましては、高校生は月1万5,000円を12カ月の6名分、既にもう借りておられる方おりますので6名分、そして大学のほうが2万5,000円の12カ月分の11名分ということで上げております。

財源につきましては、予算書の34ページのほうに、21款諸収入の3項貸付金元利収入の2目に奨学金の貸付金の元利収入ということで、本年度予算が1,017万3,000円、節のほうで行きますと、返還費の現年分が897万3,000円と過年度分が120万円ということで予算を上げさせていただいて

おります。ただ、滞納が昨年度末でおよそ770万、平成25年度末で770万ほどございました。今現在も、夜間徴収も含めて各家庭を訪問しております。あわせて奨学金には連帯保証人さんもつけてありますので、連帯保証人の家庭に出向いていたりしております。連帯保証人さんについてはなかなか滞納しておられることを御存じない場合もありまして、ああ、そうだろうかて驚かされたりされるんですが、そういうことで連帯保証人さんを回っております。いついつ払っていただくとか、口座振替とかを勧めていますが、口座振替が1回落ちないと2回目の振りかえができませんから、やっぱりそこはもう1回徴収に行かなければならないような状況もあります。職員も頑張って徴収はしておるんですが、過年度分等を含めても解消がなかなか進まないところがあって、本年度末もやはり同程度の未納金になるのかなというところですが、幾らかでも減らしていきたいということで、職員も今頑張って徴収に参っているのです、よろしくお願いをしたいと思います。

それとこの場でちょっと。昨日、中村議員のほうから蘇陽中学校の図書室の改修ということでお話がありまして、そのときに私がちょっと不適切に「つかみ」とかいうことを申し上げたわけなんですけれども、平成24年から5年、6年までの3カ年で教育施設整備基金を取り崩しながら大きな修繕工事についてはやってきたところなんですけれども、学校施設が昭和の時代からの建設でもありまして、かなり老朽化してきております。毎年学校のほうからたくさんの修繕工事の要望が来ておりますが、学校の配当では10万以下の細々したものは学校のほうにお願いをしながら、それを超える部分については教育委員会のほうで一括して入札等を行いながら実施をしております。小学校のほうにおいては、今のところ精査したところで1,025万8,000円程度、中学校のほうにおきましては855万円程度を平成27年度で予定をしております。お尋ねがありました蘇陽中学校につきましても、床のカーペットがかなり古くなっておりますので、その改修も含めたところで階段部分の吹き抜けの工事もあわせて実施する予定としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 今生涯学習課長並びに学校教育課長から説明がありましたが、山都町における、この町における生涯学習活動については私も一目置くところでございますけれども、だから僕は悲しいんですよ。だから。すばらしい生涯学習をやってらっしゃいます。いきいき大学からね、全て。しかし、ちょっと図書館について最近、僕は疑問に思うことがたくさんあります。もうここでは言いませんけれどもね。だから僕は悲しいんですよ。せっかく立派な生涯学習をやっている、この山都町においてですね。

先ほどちょっと図書運営委員のことについて、小学校校長会の会長をされていたからという話もありましたけれども、そこはちょっと配慮をしてみたい、会長、奥さんが委員長をしとんなるけんが、会長ばってんが副会長のほかの校長にとか、そういう配慮たいね、私が言いたいのは。その辺のところは十分気をつけてってくださいよ。夫婦があれに参加するというのは、それは先生だから人格、識見すばらしい人とは思いますが、見た目にですたい。

そして、見とたい、僕はずっと、あら、僕が10年ばっか前に手に入れた資料とあんま変わら

んな、何かそういう人たちがいっぱい入っとなんということ、偏っとなんということ、僕がさっき言ったように、町立なのか私立なのかということをやったわけですよ。やっぱりそういうところはしっかりしなきゃ不信感を持たれますよ、皆さん。これは生涯学習課長だけに言ってるんじゃないんですよ。皆さん方に言ってるんですよ。この町には多くの、今度私は6月に質問しようと思っております、審議会がいっぱいあります。このあたりのやっぱり改革もしていかにやいかんとですよ。同じ人の意見だけを聞いたっちゃ、この町は発展しませんよ。声なき声を聴く、これが町長の公約じゃなかったですか。だから、この町を心配して僕はずっと言ってるんですよ。町長のことも心配しとるからね。やっぱり人選なんかすつときはしっかり細心の注意を払ってやっていかなければいけない、これを強く言います。

それから奨学金については、毎回毎回、一般質問等でもされておりましたけども、なかなか今、学校は出たけども仕事がないという社会状況の中で、そういう世の中の問題もありますからね、一概には言えませんけども。やっぱり借りたものは返す、これが基本だから、保証人さんあたりもしっかりと追求して、やっぱり幅広く、まじめに返してる人が損をしないような、こういうことをやっていただきたいというふうに思います。

いろいろとまだまだたくさんありますけども、私一人でしゃべっってもいけませんから、ほかの人が質問があったらその人に交代したいと思いますけども、とにかく図書館については、今度、きのう発表されたように館長も交代をされるということでございますが、ぜひとも、やっぱり町立図書館であるという基本、それを忘れないでね。館長人事も、きのう12番議員だったかな、言ってたように、やっぱり兼任でいいんですよ。今まで余りあなたたちも口出しができなかったと思いますよ。考えてみると、歴代の課長たちも大分苦労したんじゃないかなと思いつつながら、今度がちょうどよい機会でございますので、ぜひともその辺のところを考慮しながら人選をしていただきたい。そしてまた議会議員の人たちもみんなが、わあ、それはよかろうということで納得するような人事をやっていただきたいというふうに思っております。

以上で教育費に対するところの質問を私は終わらせていただきたいと思っております。御答弁ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 教育費につきまして私なりに質問をしてみたいです。

まず、先般も申し上げましたが、地方自治法第2条第14項におきまして、最少の経費で最大の効果を上げるということを求めております。すなわち、少ない財源を有効に使えるということでございます。きのうから図書司書についていろいろな質問がっておりますが、本町の教育において今何が必要かということが問われてると思っております。

議会は以前から学力の向上を求めてきました。また、複式学級のあり方についても保護者を交えた議論が展開されまして、学校統合の道を歩いてきた経緯があります。このことを踏まえまして、保護者の方に図書司書が先か、複式学級の緩和が先か、どちらが優先かということをお聞き合わせれば、その答えははっきりしてると思っております。先ほど町長からは特別支援と併合できないか

検討すると言われましたが、これについてもかなり時間がかかると思っております。

私も図書司書を早急に配置するということがちょっと疑問でありますし、今本町には図書司書の資格を持った人が2人いると思っております。その方たちをどうしていくかというのも一つの手であります。この件につきまして、私はこの部分の予算執行を一時凍結しまして、教育委員会内の全体論として議論をされて、またこの議会で何うというようにしていただきたいと思いますが、それが1点です。

次の質問です。電子黒板の件でございますが、教育用備品購入費として、小学校費、中学校費に多額の予算が計上されております。また、電子黒板に必要な教材、ソフトの導入も多額な経費が12月の議会で可決されております。この電子黒板の有効な利活用は、子供たちが勉強に対する興味を持ち、学力の向上につながっていくものと考えております。しかし、実態は電子黒板を動かすパソコンが不足していると聞いておりますし、操作できる先生が少ないとの声を聞いております。この件につきまして現状はどうか、その対策をどう考えておられるかお聞きします。

3点目です。今回、予算計上されておられません、グラウンドゴルフ場の整備、中央体育館の施設につきまして、本町の計画の進捗についてどうであるか。

この3点をお聞きします。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 今、赤星議員のほうからお尋ねがありました電子黒板のことについてお答えをしていきたいと思っております。電子黒板の予算につきましては、小学校の学校管理費の中の18節、予算書で行きますと183ページ、18節備品購入費の中に、小学校は13台、ページは変わりますが中学校のほうは4台ということで、本年予定をしているところです。

電子黒板は教室に備えつけということになりますので、黒板を使うために必要な下準備というのは、当然先生方が、職員室とか、持ち帰られたら自宅でそれをつくる。職員室で主につくっておられて、指導案というものと合わせて実施をされておられます。本来であれば、教室に専用のパソコンがあるほうが当然、使い勝手はよろしいわけですけれども、今現在におきましては、先生方は職員室からパソコンを持って行ってその場ですぐつないでするということで、今、導入を図っています電子黒板につきましては、接続が以前のものに比べると比較的容易になると。要するに、先生たちが教室に入ってきて、電子黒板にパソコンやら機器をつないでいる時間が長いとそれだけ授業時間がなくなってしまうわけですから、そこがスムーズにつなげてすぐ授業に入れるような仕組みをとるべきだということで、今現在、機種を選びながら進めています。

先生方が電子黒板を使いこなしているかということについては、はっきり言って先生方もそれぞれスキルが違う、技量がありますので、比較的若い先生方はなれておられて使いやすく、非常に活用されているかもしれません。

私たちが学校訪問等をする中で、授業参観もします。それとか、時々抜き打ち的に、抜き打ちといいますが、学校を訪問して授業の状況等を見に行ったりしますと、非常によく活用されて、大体常時半分、50%から60%ぐらいはいつも使っておられるように思います。音楽とか体育になると少し違うので、ほかの一般教科につきましてはよく使っておられると思います。

今、導入しているものは、パソコンとつながなくても単体でも使えます。そこで電子ペンで書いていけるような状況でもありますし、書画カメラと違って、拡大して投影するもの等もありますので、一つ一つ子供の間を「こぎゃんとばい」と言って持って回らなくても、ぽんと一遍で見れるようなこともありますので、いろんな使い方ができるものでもあります。

県や郡でもICT教育の研修会等は実施をされていますし、昨年導入を図るに当たっては、業者のほうに来てもらって、町内を幾つかの箇所に分けながら、使い方の講習等もしました。研究授業とまではいきませんが、活用例をほかの先生方に見てもらおうような取り組みもしてきてるところです。電子黒板は今まだ発展途上だというふうに私も思います。まだまだよくなっていくものだろうと思います。先生方に本当に、それでも高いものではありますので、有効に活用をしていただくように、そういった研修会を通じて技量を高めてもらうように指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） それでは、グラウンドゴルフ場の建設並びに体育館建設の件についてお答えいたします。グラウンドゴルフ場につきましては、12月26日から3月20日までが工期ということで概略設計をお願いをしているところでございますので、もう期限が来ますので間もなく設計が仕上がってくるものと思います。

それから体育館建設につきましては、きのうも山の都創造課長が申し上げましたが、係長級のいわゆる課を超えたプロジェクトチームで今作業を進めておるところです。30日には課長を含めた審議をするという計画になっております。体育館にはどういった施設が必要か、それから場所はどこか、面積とかですね、駐車場がどのくらい要るのかとかいった、そういう内容を審議しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） まず最初に申し上げました。予算執行を凍結して教育委員会内で全体論として議論されてほしいと申し上げております。この点についていかがですか。

それから、電子黒板でございますが、今ある電子黒板をどのように使うかによって、その黒板は大変な力を発揮します。我々はパソコンを持っていますが、本当に使い切る容量は3%か4%ぐらいです。これを使いこなし切るならば学校はすごいと思う。そういった力をつけていくのが委員会であると思っております。ぜひそういった協議をしてほしい。

それから、グラウンドゴルフ場、それと中央体育館でございますが、なぜこの時期に申すかといいますと、この二つの施設は国が言います、まち・ひと・しごと創生にまさしく適応していくものと私は思っております。この施設を整備することにより、子供から年配者まで幅広い方の健康と福祉に大きく寄与していくと考えております。また、観光施設としても位置づけは大きなものがあります。

石破担当大臣はきのうの参議院の予算委員会で、鉄道は地方創生の大きな核とまで言っております。何でもありではございませんが、グラウンドゴルフ場、中央体育館の整備を地方創生に盛

り込むことは十分可能であります。コンサル任せでなく、今言われました課を超えた職員の知恵を出し合い、気合いのこもった提案書をつくってほしいと思っております。全ての仕事でございますが、国、県に対する迫力が一番であります。職員の力を信じます。最初の件です。

○議長（中村一喜男君） 予算について答弁、どなたが。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 赤星議員の最初の御質問の件ですけれども、予算編成につきましては、御案内のとおり一時査定は総務課長査定となっておりますので、その立場からお答えをさせていただきますいなと思っております。これは図書司書に関することでございます。

昨日、学校教育課長のほうから、平成20年度あたりから学校司書についての予算要求をというお話がありました。私の記憶では、さらに以前から学校司書についての予算のお話は伺っていたというふうに記憶をいたしております。ただ、当時は司書教諭と学校司書が混同されたような形で要求がなされていたというふうに自分としては認識をいたしておりました。司書教諭であれば正規の職員でございますので、これは本来やはり、県費職員として適正に配置をなされるものではないかなということで、町費単独での配置というのはいかがなものでしょうかという論議をしたことを覚えております。

ただ、実態としては、その当時も、先ほども町長から話がありましたけれども、学校現場が非常に多忙を極めておられて、なかなか本来の司書的なお仕事できていないと。もしくは、事務の方が学校図書の兼務をされておられるということも実態として聞いておりました。そういったことから必要性ということは、私も随分と要求のときにお話を伺って認識はしていったものですが、冒頭申しましたように、司書教諭と学校司書の混在といえますか、そういったお話もありまして、その次年度には今度は司書の補助というような形でもお話があったんですけども、私の立場としましては、司書教諭という観点ではなかなか単独費では困難だということをずっと申し上げてきておりました。

24年度あたりから、きのうから学校教育課長が言っておりますように、さらに毎年、司書をぜひ置きたいという要望あたりが出てまいりまして、それを十分勘案しながら今のような論議を進めていたんですけども、26年度予算から1名、図書館の嘱託をふやしまして、それで学校現場を、1人で非常に大変でしょうけれども回っていただいて、それを実証のような形で様子を見ましょうと。そして、27年度に向けて検証していきたいということを申し上げて26年度の予算は1名増員をしたということでございます。

あわせて、これは昨年からのいろいろ一般質問等でもあっておりますけれども、学校図書館法が改正になりました。ここで明確に、12学級以上の学校には司書教諭を配置しなければならないということが定められたというふうに思っております。また、11学級以下の学校につきましては、学校司書を置くように努めなければならないという努力義務の規定が制定されたというふうに私は認識をいたしたところでございます。これが27年の4月1日から施行されるということ。

それともう1点は、財源的な問題です。地方交付税のほうに、平成24年度から財源措置が学校司書についてはなされております。これは特別交付税ではなくて普通交付税のほうに措置がなさ

れているということ、こういった観点は、赤星議員も重々そこらあたりは御理解いただけるというふうに思っております。これは平準的な団体において学校司書が必置といえますか、必要だというようなことで普通交付税のほうに算入されてきているということもございます。当然、しかしながら交付税でございますので、地方固有の一般財源として、私も特定財源化ということは、これをそのまま考えているということではございませんけれども、交付税に算入された経緯といえますか、そういったことも含めて、それと学校図書館法の改正の意図も考え合わせまして、それとさらに、先ほども言いましたように26年度からの検証を含めて、今回は学校10校、小中学校ございます、矢部管内の5校に1名、それから清和蘇陽管内の5校に1名、それぞれ2名を配置をして、学校司書のお仕事を担当していただくということを査定の中でもお認めしたということでございます。

あわせて、その分の財源ということが非常に問題になってまいります。きのうの予算書の説明の中でも申しておりましたけれども、図書館の図書購入費も、若干ですけれども削減ををさせていただきました。それから学校教育費、また生涯学習の関係の経費につきましても縮減できるものは縮減をして、1名分の嘱託職員の経費を計上したということもございますので、そういったことで、私の立場としましては、ぜひこの予算についてお認めいただきたいというふうに思いまして、答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 9款の教育費の総額は6億922万9,000円でございます。その中でいろいろ苦慮されておられるというお話でございます。しかし、あくまでも努力規定ということではありますが、しかし総務課長からは普通交付税の算定に入っておると。しかし、普通交付税は、総務課長御案内のとおりパイは一緒です。50億来とった交付税の中で、これを入れたからその分がふえますということは絶対ない。

以前は、矢部町の時代の話をしてしますと、面積が広うございました。道路がいっぱいありました。面積に対する単価、単位費用、かなり高額で、道路もそうです。そのころは農道、林道にも単価がありました。やはり中山間地域に対して国が手厚くやっておった。今は違います。人口しか考えません。それにまたいろいろな物ごとをひっつけて、面積、道路等に関しましては単位費用はかなり下がっております。そういったことを皆さんしっかり知ってから話をしていかなと、何でんかんでん交付税が見るけん。間違いです。そういったことを踏まえまして、今回こういったのを出されたときに、やはり教育委員会の中で全体論として論議をされて、そして再度予算執行に持っていくということを私は要望しております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼いたします。きのうからいろいろな御意見を、私もきのう1回質問しておりますので、またきょう引き続き残っている分で、質問ももちろんございますが、けさ、

本当にたまたまなんです、偶然妊婦さんの生の声を聞いてきましたので、ちょっとこの場をかりてお伝えをさせていただきたいと思います。議長、お許してください。

今、清和郵便局で頑張ってる女性職員の方のお腹が、きょう大きいのに目をつけまして、わあ、よかったねと申し上げたんですね。そうしたら、この間から出産一時金が少し増額になったことやら、それから医療費が中学生まで無料のことやら、そんなことをとっても喜んでらして、何か最近山都町の子育て支援すごいですよねということ、やっぱりこういったことが私たちの励みになりますって言われたんですね。その方は第2子だったんですけれども、これでやっぱり3子、4子、今度条例が通りましたので、祝い金のほうも上がっていくという中で、そういった子育て環境の充実というものが、やはりこの町が今、いろんな交付税の話とかもございしますが、やはり何に力を入れていって、やはり子供たちを産んでいただきたいわけでしょう。やはり、そういった子供たちの環境を整えていく。そして図書館に1人、2人そういったのを増員したけんってどうなるのかというふうにお考えかもしれないけれども、若いお母さん方は学校図書司書がいるということもすごく大きなポイントなんですね。移住、定住の場合のですね。だから、そういったところもぜひお考え合わせいただきたいというふうに思います。

失礼しました。

質問のほうは、先ほど奨学金の話がありましたが、一般的な奨学金とは別に解放奨学金というのがあって、私はそのことが余り詳しくわかってないので申しわけありませんが、解放奨学金というのはどういう性質のもので、額としては37万1,000円なのですごく少ないというか、これは対象がどういう方で、どういうふう支給というか、奨学金が出されているのかということをお説明いただければと思います。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） お答えをしたいと思います。お尋ねのところはですね……。

○1番（吉川美加君） 179ページ。

○学校教育課長（田中耕治君） 済みません、179ページです。6目の学校同和教育費の中の19節負担金補助及び交付金の中の解放奨学金37万1,000円です。

これは、旧地域改善対策事業特別措置法に基づきますところの、そこの内部に居住する子供たちの小学校入学時、中学校入学時、高校入学時、また修学旅行ですとか、高校の場合は下宿をする場合、その場合において町単独で助成金として出しているものです。県は以前は奨学金、ここに書いておりますように、昔は熊本県のほうは解放奨学金という制度がありました。町でもこれは助成金だけでも、君たちが頑張って勉強して、これから大人になって活躍をしてもらうようにという意味で、助成金ではありますが、解放奨学金とそういうふうな名前で支出をしているものであります。対象は小学校6年生の修学旅行、それと中学校1年生の入学支度金が2名、それと高校の今在籍してる子供たちの助成金、それと修学旅行等になります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ということは、奨学金というふうに書いてあるけれども、一般の、先

ほど言ってるような返還の義務があるとかそういったことではなく、助成をしてらっしゃると。そういう性質とは全然違うものというふうに理解すればよろしいですか。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） はい、そうです。返還の義務はございません。助成金になります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） きのうちから随分議論されておりますけども、学校図書司書の件ですね。課長等との話を聞きますと、ぜひ子供中心に考えた場合、子供の将来を考えた場合、非常に必要なことというふうには理解しております。また、8番議員が言われました複式の解消、これにつきましても、当然子供の将来を考えた場合、真剣に取り組まなきゃいけないわけでありまして、その件につきましては、特別支援教育教諭の補助ということで183ページと189ページ、中学校と小学校の分ですけれども。

私は町長の考え方が非常に、きのう教育長が言われました、私もどちらにしようかと悩みましたとかいう非常に悩ましい話があったわけですが、そんな悩ましいことを言ってる場合じゃないと私は思うわけですね。いずれにしても、どちらもやらなきゃいけないんですよ。ですから、町長の姿勢がやりますと。8番議員が言われたことも、積極的に取り組んでいきますというふうな姿勢が見えれば、それは当然今後の取り組みですから、教育長も新しく4月からかわって、町長が任命するわけでしょう。そしたら、その中でどういう方向性を持っていくということを明言して、8番議員が言われるような不安がないような答弁があつてしかるべきだと思いますし、当然図書司書につきましては、ボランティアも入れながらも足りない状況にあるわけですので、そこら辺の町長の意識を、トップですので山都町の、そこら辺の意識をぜひ伺いたいというふうに考えております。ぜひ町長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

あと1点が奨学金の未納の分ですか。監査報告を見てみますと、過年度分は3.1%ですね。これで未収金が709万3,000円ですか。税務課のほうは差し押さえ等をしながら積極的な滞納について取り組みをされております。ここら辺のところも、やっぱり税務課に倣いながら、税務課と共有しながら、きちんと払った人が悔しくないような取り立てをするべきであるし、また、そういうふう意識改革をせないかんだろうし。連帯保証人もつけておられるということで、私も連帯保証したことありますけれども、やっぱりそのくらい意識を持って徴収に当たっていただかないと、払わんもんが勝ちみたいな、黙っとりゃ役場は何もしきらんということじゃ困りますんで、そこら辺の今後の取り組みについてもきちんとした意気込みを見せていただきたいと思います。ぜひそこらあたり、町長と課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 教育費については、今の段階では、予算が要求があつた場合に私がどういう判断をして予算の上程をするかということに徹したつもりであります。やっぱり政治的中立性というのはその辺もあるんだと私は思いますが。4月1日から新しい教育委員会制度になる、

そしてまた学力の保障というようなこと、そして子育て支援の充実なんていうのは、特に注意を払っていかねばならないというのも十分わかっております。新しい教育長とともにその辺のお話を十分にしながら、もしも今回の予算で不足するようなことがあれば、それは直近の議会でも上程をするような意識を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 今、後藤議員のほうから御質問をいただきました奨学金のことです。奨学金につきましては、高校は1万5,000円、大学は2万5,000円です。矢部高校の進学者につきましては、生涯学習課のほうで助成金等が措置をされております。ただ大学等ではこちらからなかなか通学が難しかったりする場合もあるので、アパート等で暮らさなければならないということでもあります。そういうふうな形で奨学金の借り入れの申請に来られます。

私のほうからは、例えば地元の高校等であるなら、卒業するときに借金を背負って卒業しなければならないことになるので、できれば頑張っ、て、予算を持っていて言うのは変なんですけど、奨学金は借りないで済むんなら借りないで頑張っ、て、いただきたいというお話をします。それでも何かの理由によって、こちらの高校に行けない場合とか、大学の場合には、もう少しあったら助かるんだけどという保護者の方だったり、本人からの話がある場合には、こういうふうな形で将来は、借り受けた期間の倍の期間を要して返してもらわなくちゃいけないんですと、しっかり返してもらわないと後で借りる人たちが借りれなくなるの、というお話をしながら貸し付けています。以前は保護者の方だけで借りに来られてきた部分もありますが、今はちゃんと本人も自筆でしっかりと申請書を書いていただく、そして、きちんと連帯保証人もつけていただくという形で取り組んでいます。

ただ、やはり奨学金の滞納がなかなかなくなる、ことについては、本当に苦慮しております。税務課のほうとかと状況等も情報を交換しながら、担当のほうで交換しながら進めている部分もありますので、今回、より税務課がいろいろ取り組んでおられること、そういったこともお聞きをしながら、奨学金の滞納の減少に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 滞納の整理については一生懸命頑張っ、て、いただきたいと思、います。

最後の質問になります、3回目ですので。やっぱり予算を提案されまして、6番議員のほうからもいろんな提案がありましたけれども、いずれにしてもこれは採決をしなくちゃいけないわけ、でございます。つま、ましては、やっぱり8番議員が言われたことに対しても、当初予算に載っ、ていることも子供にとっては絶対必要なこと、です。町長が言われましたように、積極的に取り組むという姿勢、それと新教育長ができてからでも積極的にこれに取り組むという姿勢。何をおいても、やっぱり金のこと、も必要ですけれども、やっぱり子供の教育、将来が一番大事です。私たち議会議員としても、町の皆さん方にしても、今から育つ子供の将来を見据えた視点からきちんと子育てを頑張らなくちゃいけないというふうに思っ、て、おります。町長の言葉を私は信じてみたいと思、います。ぜひ8番議員が言われたことに関しても積極的に取り組み、また、このような議論

をしなくていいような政治姿勢をつくっていただきたいというふうに考えております。

質問を終わりたいと思います。答弁は結構でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終結します。

○8番（工藤文範君） 議長、議長、きのう質問の中で教育長からまだ返答をもらっておりません。そのままになっておりますので。

○議長（中村一喜男君） わかりました。誰ですか。教育長。ちょっと待ってください。わかつとるでしょう。教育長。

○8番（工藤文範君） 図書司書は必要だから、図書館事業としてやって、一緒に予算で組んであるのを組み替えはできんかと、複式解消のための補助員に。そこんとこです。それをしませんかというだけのことです。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 失礼しました。確かにきのう工藤議員からそういうお話があって返答に困りました。それで議長と相談をして、そしてこれはちょっと時間をくださいということでした。そのことを先ほど、課長、町長のほうからそのたぐい、そういう返事がありました。町長がこういうふうに返事をしましたので、私はそれ以上のことはもう申し上げられませんということです。

○議長（中村一喜男君） いいですか。まだありますか。

○教育長（山下明美君） 教育長というのは、金に対して、それから力、権力ですね、金と力に対しては弱い立場なんです。これは私だけではありません。全国で毎年教育長会などで集まりますけども、中にはよその県の、本州の人たちですけども、金と力のない者の集まりと、半分は冗談、半分は本気でそういうのも出ます。したがって、最初申し上げましたように、申しわけありませんけども、これが私の答弁になります。お許してください。

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（中村一喜男君） 次に、10款災害復旧費について説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御説明を申し上げます。213ページをお願いいたします。

10款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目現年度農業施設災害復旧費、平成27年度18万

円をお願いしております。これは農済関連の事務経費ということで計上させていただいております。

次に214ページをお願いいたします。

3目現年度林業施設災害復旧費としまして、50万円を27年度お願いしております。14節使用料及び賃借料30万円は重機借り上げ料、それから16節の原材料費20万円は工事の材料費としまして、町が管理します林道等の崩土等がありましたときの緊急的な作業としまして、除去を行うための重機の借り上げ料と林道路盤の補修用の材料等を計上いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 214ページをお開きください。

10款災害復旧費 2項公共土木施設災害復旧費 1目現年度公共土木施設災害復旧費でございます。本年度予算388万円、前年度に比ばまして71万円の増でございます。この増につきましては、公用車の車検を本年度6台予定いたしております。本庁2台、蘇陽、清和1台と2台で5台、それから普通車1台ということでございます。本予算で14節使用料及び賃借料300万円、雨期、雨の時期の崩土除去の重機借り上げ料を上げているところです。他については経常経費でございます。

以上で終わります。

○議長（中村一喜男君） 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

次に、11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入については一括して説明を求めます。総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、11款から説明をさせていただきます。

ページは215ページです。これは地方債の償還に要する経費でございます。元金が13億1,996万9,000円、それから利子が1億1,822万円ということでございます。前年度比較で合計の1億506万円の減ということでございます。なお、その他の特定財源ですけれども、933万3,000円ございます。このうちの153万8,000円は地域総合整備資金の返還金でございます。残りの779万5,000円につきましては、水力発電所の売電収入を充てておるところでございます。これによりまして、現在まだ見込みですけれども、26年度末は100億1,500万円程度地方債の現在高となると見込んでおるところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきます。12款の諸支出金でございます。2項の基金費、それぞれ目立てしてございまして基金を計上いたしておりますけれども、これにつきましては、利子分を存目として計上しているものがほとんどでございますけれども、9目の学校教育施設整備基金費につきましては、これは現在、旧白糸第3小学校を一ツ葉高校に有償貸与しております。その関係上、有償貸与の場合は、通常でしたら国庫補助金の返納をするか、もしくはこういった形

で補助金相当額を積み立てるかということの選択がございまして、平成20年度から、ちょっと長うございますけれども平成26年度まで、こういった形で50万円から大体60万円程度の積立金を補助金相当額を積み立てるといふことにいたしておるところでございます。こちらが58万1,000円ということになっておるところでございます。

続く217ページの予備費です。これは3,000万円です。前年度と同額でございます。

めくっていただきまして218ページをお願いいたします。

こちらは既設定分と新規設定分ということですが、いずれも大矢野原演習場周辺の民生安定事業に係る継続費の支出額ですとか進捗状況に関する調書でございます。上段の表は平成26年度に設定をいたしました分でございます。下段の表は、今回平成27年度に新たに設定をするものでございます。この継続につきましては、その設定期間中の各年度の年割額を各年度で支出できなかった場合、これは最終年度まで順次繰り越して使用できるということになっております。予算書の中で参考資料として報告を行うものでございます。

続く219ページです。地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

26年度末は現時点では、先ほども申し上げましたけれども、この表の最下段の中ほどにあります、100億1,503万円ということでございます。なお、27年度末には93億7,736万1,000円を見込んでおるところでございます。

続く220ページから221ページにかけては、債務負担行為に関する調書でございます。

こちらの複数年にわたります契約等に基づく将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為という調書でございまして、27年度の当初では、221ページに記載しておりますように、11億5,557万5,000円が将来にわたる負担総額ということになるところでございます。

また、続く222ページから最終227ページは、特別職、それから一般職の給与費の明細書でございます。議会に予算を提出する場合には給与水準の適正化を図る観点から、予算書とあわせて提出する説明書の一つでございます。222ページから225ページまでは給与費の明細書、手当等も含めた給与費の明細書でございます。226ページからは款項別の給与明細書ということになっておるところでございます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。

歳入は歳入の説明の中で特定財源として説明した以外のものについて説明をさせていただきますけれども、まず11ページです。失礼しました。11ページの2款の地方譲与税2項の自動車重量譲与税から、15ページの10款地方特例交付金までは、平成27年度の地方財政計画の中で、地方財政の見通しについてということを示されました増減率等と、それから税制改正等を踏まえた金額ということに計上いたしているところでございます。

15ページをお願いいたします。地方交付税です。今回、地方交付税は62億7,600万円を計上いたしました。26年度比較1億2,400万円の減額といたしておるところでございます。御案内のとおり、26年度で合併特例措置が終了いたしまして、27年度は縮減措置が始まる初年度でございます。今回、普通交付税を60億2,600万、それから特別地方交付税を2億5,000万円、合わせて62億7,600万円としたところでございます。

次に、32ページをお願いいたします。19款繰入金2項基金繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金は、今回は2億3,781万2,000円を財政調整基金を取り崩して繰り入れを行うものでございます。地域雇用創出基金繰入金も153万2,000円繰り入れることにいたしておるところでございます。

それから続く33ページの20款繰越金です。こちらは26年度の決算剰余金を見込みまして、今回も前年度と同額の1億円を計上をいたしたところでございます。

それでは戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。6ページ第2表継続費です。これも先ほども説明しましたが、2カ年以上にわたりまして執行しなければ目的が達成できない建設事業などにつきましては、あらかじめ予算総額や年割額を計上するといったものでございます。今回は、土木費、道路橋梁費の大矢野原演習場民生安定事業の上鶴線道路改良工事につきまして、その総額、それから年割額を本表のとおり計上したところでございます。

続いて7ページの第3表地方債です。歳出で事業ごとと充当しました起債を、今度は第3表では、起債の目的ごとに区分ごとに計上したものでございます。内訳は本表のとおりでございまして、当初予算では総額を6億8,230万円としたところでございます。

それでは、表紙の次のページをごらんいただきたいと思っております。

平成27年度山都町一般会計予算。平成27年度山都町の一般会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ120億円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

継続費。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月5日提出、山都町長です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 以上で11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 2点質問しておきます。総務課長、交付税の削減第1年度ということで、去年より1億2,400万円少なく見積もったわけですね。こういう状況ですから、やっぱり財政の見通しというのは……。

○議長（中村一喜男君） 12番、ちょっとマイク近づけてください。済みません。

○12番（中村益行君） しっかりやっていかなきゃならないだろうと思うんです。そこで、さっきの話を、ちょっとくどいようですが聞いておきます。例の図書司書については交付税措置がされてきていると。ただ、12学級以下は努力目標だということですね。努力目標であったら100%措置されてきているかどうか。普通交付税というのは中身がわからないんですね。ただ、通達、内簡、そういう形で言うだけであって、片一方を上げれば片一方を下げるみたいな、そういうときもあるんですよ。一つのボールの一方を押せば、そこは引っ込んで、片一方は出るという形なんです。そこはきちんと確かめておるかどうか。

12学級以下だったら努力目標というのは、12学級というのは540人ですよ、540人が一つの単位になります。それが基準財政需要額の基礎単位になる。昔810人が一つの単位でした。基準財政需要額ですね。この町には540人の小学生はいないでしょう。そういうことを考えると、あなたの説明が正しいかどうか一つ検証する必要があります。私どもには検証する能力も手段もありませんので、あなたのほうで、今後の一つの課題にするためにも検証してみてください。それが一つです。

2番目には財務大臣、会計課長に聞いておきます。長い間御苦勞でしたが、会計課は1年間だったかな、2年だったかな。2年やりくりをしてきた結果、その体験から後に教訓を残してもらいたいと思うんですね。その一つに、最後に出てきました基金の存目で全部出ますけれども、基金が総額今どれくらいあってますかね。もう庁舎基金はなくなりましたので、二十何億ぐらいじゃなかったかなと私は思いますけれども、財政調整基金も含めて。それから、健康福祉課のほうの基金、これも一括してあなたのところを通っていきますかね。福祉課関係、通っていくでしょう。こういうやつをどう運用するかというのは、これは財務大臣の手腕なんですね。会計課長の手腕なんです。そこに何か後々参考になるようなことがあれば話して聞かせてください。

それから適正な借り入れ限度額、ことしは20億としていますね。120億の予算を今提示されたわけですが、20億が借り入れ限度額と定めてある。この借り入れ限度額を決める適正な基準というのがあるのかどうか。私どもはいつも限度額はこれだけですよということで、ああ、そうですかと認めてきた。その範囲内で会計課のほうではやりくりをする。一時借り入れあたりをやって、途切れた一定期間は民間金融機関から借りてやりくりをしていると思いますが。この適正な限度額というものはどういうものなのか、それがどうかを聞かせてください。

とにかく基金運用は非常にいろいろこれは知恵が要るんですが、どういう苦勞があって、どうしたら一番いいのかということ。もちろんこれは起債の借り入れとも連動する面もあります。そういうことも含めて教えとってください。あなたは、あと1週間か10日でこの役場人生が終わるわけでしょう。私は知らなかった、ことしが定年ということは。だからあえてそれを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。まず交付税につきましては、先ほど説明しましたとおりでございます。合併特例措置の影響額というものは大体2億程度じゃないのかなとい

うことで見ております。十分にそこらあたりは財政運営上、しっかりと見据えながらやっていくということは、間違えなく、至極当然のことだと思っております。それに基づいてやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、学校司書関係のお話での普通交付税の算入状況ですけれども、これは先ほど説明申し上げましたように平成24年度から算入なされております。単位表の中できちんと学校図書館の担当職員という名目が入ってきております。大体、需要額にしましては、小学校費で400万程度、それから中学校費では140万程度が需要額として歳入がなされておるところでございます。

それから基金については、残高については私のほうから、運用面についてはまた会計課長のほうから説明なさると思いますが、残高について、ちょっと私のほうから説明をさせていただきます。

まず財政調整基金です。いずれも26年度末でございますけれども、10億3,900万円程度です。減債基金が2億7,700万円です。高森線の鉄道経営対策事業基金が613万円ですね。それと公共施設整備基金が6億483万円です。学校教育施設整備基金が約3,900万円です。それから、地域雇用創出基金費がちょうど1億程度です。それから、最後のふるさと応援基金費が現在高680万円程度というふうになっております。

それからもう1点、一借の借入れの限度額ですけれども、これも明確な基準というものはございません。やはりその地方公共団体のいろんな事情ですね、災害の発生が多ければ、そういったときにどうしても一時借入金が年度末等々生じますので、そういった、ある程度経験則から来るものだというふうに思っております。これも以前に比べると随分と高額になっておりますけれども、現時点では、私どもの今の予算規模、決算規模からするとこの程度は必要だということで計上いたしておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 会計課長、田上博之君。

○会計課長（田上博之君） 会計課長として最初で最後の答弁の機会を与您にいただきありがとうございました。

一般質問の中で、藤川議員のほうからも会計課としての課題と申しますか、質問があった際、時間の関係でちょっとはしょってお答えしましたけれども。いわゆる資金運用ということで、先ほど、残高については総務課長から説明ありましたが、それぞれの資金について、今1年満期の、これはどうしても取り崩したりあるいは積み立てたりする関係がありますので、現時点では1年満期の定期預金という形で随時入れております。これがほかの国民健康保険とか合わせまして約10本あるわけですが、これを全て合わせますと約60本の今、定期預金にいたしております。

御案内のとおり、昨今の超低金利の関係もありまして、この間も申し上げましたが、平成20年度も基金としても、そのころ33億円から35億円ぐらいあったんですが、25年、26年と比較しますと、大体30から33億円ぐらいだったんですが、そうとしましても利子としまして4分の1以下に減っていると。具体的数字で言えば、昨年度、まだ26年、今からちょっと入ってくるものもあるんですが、大体三百二、三十万ぐらいがここ2年ぐらいです。平成20年度では1,200万ぐらい入ってた時期もありました。

それで、毎月、例月検査で監査委員さんあたりとその辺の話をするときがあるんですが、例えば運用の方法としては投資信託とかもあるわけですが、やはりリスクも伴いますので、やはり公金としてそこに委ねるのにはかなり躊躇するというので、それ以外としては、いわゆる国債あたりの長期もの、10年ものとかにした場合のことも一時期考えたこともありましたが、しかしこれも今、日銀の施策の関係で金利が低くなってるという状況があります。

そういった中で、今とりあえず手だてとしてできそうなのが、この60本ある定期をまとめられる部分についてまとめていって、億単位ぐらいまでまとめると金融機関のほうも上乗せ金利という形にさせていただきますので、そういう形でできる部分、できない部分とかもあるんですが、できる分については、特に今低金利になってる分についてはまとめて1本の通帳にして上乗せ金利を図っていく。さらには、これは金融機関に聞いてみないとわからないんですが、今年にしてるのを部分的に3年とか長期にすることによっての上乗せ金利ができるかできないか、そういった形を、今後、私の後任に来られる方については具体的な表の中で示しながら検討をしていただくように引き継ぎを行っていきたいというふうに思ってるところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 坂口課長、皆さんはよく、自分たちの施策に財政の裏づけがあることを一つの錦の御旗にして言いたがるけれども、交付税が減らされた分は言わないんですね。学校統合で交付税は物すごく減ってるんですよ。今の論理で行くと、今400万円来てますと。逆に学校統合で何百万も減ってる。さっき私が言いました810万円を基準にしておった時代からすると何千万と減ってる。学校当たり幾ら、学級当たり幾らという形で基準財政需要額は算定していきますね。学校医にしても1学校幾らと。あるいは薬剤師にしても1学校当たり幾らと。たしか薬剤師で17万か18万あったと思うんですよ。そういう形を積み重ねて65億来るんですね。今度はそれが62億ぐらいになるということでしょうかね。だからその辺もきちんと見据えた上で、これだけ通達に来たからいいやということで安易にはならないということを私は言ってるんです。400万来た裏には、複式学級が生じた学校はそれだけ基準財政需要額の算定は減ってるんですよ。それも同時に考えてください。そういう発想をして財政構築をしていただきたいということで、あえて老婆心ながら申し上げておきますね。

それから田上課長、本当に長い間御苦労さまでした。少し苦勞のほどがわかります。超低金利時代、場合によってはマイナス金利さえ言われておる時代ですからね。預かってやるから金払いなさいという時代です。その中で、あちこちに散らばってる金箔の破片を集めるような形で運用する、1,000万あるときもあれば300万のときもあるという話だったと思います。リスクを考えていろんな金融商品を買って冒険しているところもあるんですね。ところが20年ぐらい前だったかな。そういう形で破たんした、全くそれが返らなかった村がありましたね、何億か。小さな村でおって、20億ぐらいだったか焦げついてしまったとがありました。そういうことも頭の中にあっただけですから、どういう運用をしてきたかなと思ってあえてお尋ねしました。御苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。本案に賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

したがって、議案第24号「平成27年度山都町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

○7番（江藤 強君） 議長、動議を提案します。

○議長（中村一喜男君） 動議の内容は何ですか。

○7番（江藤 強君） 山都町防衛議員連盟の設立について動議を提案いたします。

○議長（中村一喜男君） ただいま7番、江藤強君から防衛議員連盟の設立に関して動議が出ました。賛成者はありますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（中村一喜男君） この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しました。

防衛議員連盟の設立に関する動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題にすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題にすることは可決されました。

追加日程第1号 防衛議員連盟の設立についての動議

○議長（中村一喜男君） 追加日程第1号、「防衛議員連盟の設立についての動議」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） お昼前の大変お忙しいときに申しわけありません。山都町防衛議員連盟設立についての説明を申し上げます。

平成24年3月に、以前一度、この設立につきまして御提案いたしましたけども、その当時は賛

成少数ということでもありませんでした。全員協議会のほうでお諮りいたしましたけども、話のほうがまとまりませんでしたけども、その後、防衛を考える会ということで、今日まで御賛同いただける方に、いろんな形の中で防衛に関する勉強会、あるいは各種団体等への参加等々活動をしてまいりました。その中において、はやもう27年ということでも3年たつわけでありましてけれども、今現在、その当ても申し上げましたけども、今、大矢野演習場においては年間300日、それから延べ人数13万人という中で、非常に陸上自衛隊にとって大変有益な場所の中で鍛錬を積んでおられます。

その中で、周辺地域住民ですね、既成会の方々の理解によりまして、大変自衛隊当局と良好な関係を築いてきたところでもあります。この良好な関係を、地域住民のみならず、本町全体で共有いたしまして、より発展させていきたいと。それからまた、議会においても友好団体を発足させる必要があるのではないかという考えを持っております。それが、ひいては今後のこの町のいろんな形への発展に寄与するものであるというふうにも考えております。

またさらに、昨今においては東日本大震災、それから広島の水害、それから熊本の水害等々、当局のいろんな防災、減災、そういった部分で復興のために本当に御尽力をいただいております。そういった部分へ理解も深めるという意味からも、山都町におきまして、ぜひ防衛議員連盟を設立したいというふうに思っております。

なお、この趣旨に御賛同いただける方のみで、今後きちんとした形の中で協議しまして、設立総会に結びつけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 本町には大矢野原演習場に関しまして期成会があります。その期成会の方たちが長年苦勞されております。その方たちとの整合性はどうなってますか。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 期成会の方には、期成会の会議の合議において一度説明いたしております。その中で、防衛議員連盟とはまた別の形の中で期成会の方々は活動されますけども、我々は全町的な中で、それから地域の声も拾い上げながら、その辺の仕分けについてはきちんと今後、総会に向けての中で話を詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） ということは、今後の詰めの段階でいろいろ協議していく、期成会との整合性もつくっていくということですか。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） そのとおりでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今の提案の説明の中で、賛同いただける議員で協議するという言葉が

出てまいりましたけれども、この中で賛成多数で可決されれば、全員その議員連盟に入らにゃいかんじゃなかですか。かたる人だけでいいんですか。その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） その点につきましては、反対意見の方がおられたら御趣旨は説明いたしますけども、さらに再度説明いたしますけども、どうしてもということでございますれば、そこは他団体の議員連盟を見たときに、全員参加というのはないという事例も聞いておりますんで、それはいろんな考え方の中での対応になろうかというふうに思っていますので、そのところはまた設立総会の中でちょっと話を詰めていかなならんのかなというふうに思っていますけども。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） これは長く論議する必要はありませんが、経緯として、なぜ今までできなかったというのは、議会議決がオスプレイの飛行に対して反対という決議をしておることが一つですね。

それともう一つ、今の説明で、ここが重要なところで、賛同される方というよりも、これは全員この議会でお願ひしたいという部分にしないでならないということが一つですよ。それはなぜかという、我々は議会が全ての合意によって基地協議会に入って、その組織の下で国に対していろんなお願ひをしているという経緯は、江藤議員、十分に承知されていると思いますよ。そういったことを含めた、全員一緒になってやるべきということ強く言わんと、はい、あなたただで協力してくださいよ。仲間ばかりじゃなくして、そういった一連の中で入られない方は入られないと、賛同されない方はされないという、そういったスタンスを持って最初から決めておかないといけませんですね。そういったところでやらないと、今後の私ども周辺の整備に係る部分の1人、期成会という部分の中の1人の住民として、住民の感情からも、そういったところを明確にした形でお願ひをするということ、設立をするということをやっていたかないといけないということをあえて申しておきます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 大変失礼いたしました。稲葉議員のおっしゃるとおりかもしれません。その点は訂正いたします。ぜひそのような形で進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 突然こういう問題が降って湧いてきましたけれども、あえてここでそういうものをなぜつくるのかと。今質問にもありましたように、私どもは大矢野原の期成会には、議会で予算も決めて、それなりのアプローチもしてきてるわけですね。そして全町的な理解を得ながらやってきている。ここで突出した形でパフォーマンスでやられるのかなというふうにも思

います。

全国的に草の根のこういうふうなタカ派右翼運動というのがずっと浸透してきております。沖縄の状態を私はすぐ連想したんです。沖縄の人たちが今どういう気持ちでおられるのか。表にはそうじゃなくて、地域に経済的な波及効果という感じだろうと思うんです。地域の活性化にこれはつながると。そうであれば今までの組織で十分なんです。何で防衛協力隊が必要なのか。防衛協力隊というのは、この運動が全国的に広がっているのは、やっぱり根っこには草の根でこうして住民意識をそちらのいわゆる憲法9条を変えさせるという方向に動いている。これは明らかに、各地の動きを見るとそういうことなんです。提案した本人は気づいとらんかもしれんけども、あるいはそれは表に出さないで戦術的にやわらかく言っているのかもしれませんが、私はそういう意味からも、突然の出し方からしましても私は賛成しかねるから、ここにあって立たせてもらったんです。

これから先の若い世代がどういう時代を迎えるのか。それを私どもは一番心配してるんです。新聞あたりが、私は熊日と毎日をとってますけど、連日そういうことを書いております。忘れちゃならんと。きのうある作家が書いておられました。戦争のことが単純な物語で美化され始めた。英霊のために今日が繁栄しているみたいな言い方で、そして、いつの間にか第2の新たな英霊をつくろうとしている。そこを我々は真剣に考える必要があるということを書いておりましたけども、全くそのとおりです。

ここでは私だけですかね、昭和一桁生まれは。昭和一桁生まれだからこそ言うんです。皆さんもっと想像力を働かせてください。こういう時代だからこそ、どう平和に生きるか。あのパキスタンの少女が言ったように、1本の鉛筆、1人の教師、1冊の本、これがあれば世界は変わるんだと。決して銃を持って、オスプレイを飛ばせということじゃないはずですよ。きょうの提案の根っこに、そういう底流を私は感じるんです。私の思い過ごしでしょうか。それを考えると、やすやすとここで認めるわけにはいかんということです。そうまでしないでも、期成会があるし、今質問出たようなやり方で今日までやってきてます。それで何の不都合もないわけですから、ぜひともそういうことで私は賛成しかねるから、私の意見に賛同いただける方があれば大変ありがたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 5番、藤澤です。いろいろ話を私も聞く中で、去年、おとしだったと思いますけども、西部方面隊ですかね、あそこの番匠、陸将の師団長のお話を聞かせていただく機会がございました。その中で、過去、現在、将来ということで見据えたところのいろいろ講演を聞いたわけですけども、何人かの議員さんもおいでになりました。その中で、非常に私たちは自衛隊というものはどういうものかと再認識をしたわけがございまして。先ほど話がございましたように、いろいろなところで災害が多発しております。それにはいち早く自衛隊の方々が行って、救助なり復旧活動をされております。いろんところの防衛議員団というのがあります。全部が全部の自治体ではございませんけど。そういうことを考えますと、私どもはこの地に、非常

に中山間地に住んでおります。それと北部九州であったような水害が、雨が降りますと、非常に大問題に日ごろからなるんじゃないかと私は思っております、常々。

そういうことを踏まえまして、防衛議員団ということで、議員あたりもそこらあたりをいろいろ検討しながら応援するという仕組みも一つは必要じゃないかというようなことを常々考えておりましたので、中村議員さんが言われることは非常にわかりますけども、私はあえてそういうことの必要性を思っておりましたものですから、賛成に立たせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに反対者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 討論を終わります。

これから、山都町防衛議員連盟の設立についての動議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立多数です。

したがって、「山都町防衛議員連盟の設立についての動議」は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時10分まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午後0時14分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第25号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第25号「平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第25号について説明いたします。

議案第25号、平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算について。17ページをお願いします。17ページ、歳出からです。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。

本年度予算659万5,000円。1節報酬ですが、これは、レセプト点検の報酬1名分になります。

それから、11節の需要費67万4,000円、これは、書籍代等になります。それから、13節委託料、これにつきましては、120万の共同電算処理委託料等に、こちらに書いてあるようなものが、221万8,000円です。

次のページをお願いします。

2目連合負担金132万8,000円、19節132万8,000円、国保連合会の負担金等です。

それから、1款総務費2項町税費3目滞納処分費9万5,000円です。役務費の郵便料等です。9万5,000円です。

それから、1款総務費3項運営協議会費1目運営協議会費39万8,000円。これにつきましては、報酬・旅費になります。運営協議会の委員報酬に関しましては、12名分の報酬になります。

1款総務費4項趣旨普及費1目趣旨普及費、33万2,000円。消耗品に関しましては、パンフレット等になります。33万2,000円です。

それから、2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費15億6,000万。19節の負担金補助及び交付金、診療負担金です。これが15億6,000万。

2目退職被保険者療養給付費9,000万、診療負担金です。

次のページをお願いします。

2款保険給付費1項療養諸費3目一般被保険者療養費960万。療養費負担金です。

4目退職被保険者等療養費72万。これは、療養費負担金72万です。

5目一般被保険者審査支払い手数料492万5,000円。12節役務費です。492万5,000円です。右のほうに説明会が書いてあります。

6目退職被保険者等審査支払い手数料36万6,000円。12節の役務費に入りますが、右のほうに書いてあるとおりです。

それから、2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費2億2,800万。19節の負担金補助及び交付金です。療養費の補助金です。

2目退職被保険者等高額療養費1,800万。それから、3目の一般被保険者高額介護合算療養費12万。それから、4目退職被保険者等高額介護合算療養費1万。

2款3項移送費1目一般被保険者移送費、これは増目です。ほとんど利用がありません。

次のページをお願いします。

2款保険給付費3項移送費2目退職被保険者等移送費も増目です。

それから、2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金です。1,176万6,000円。19節の負担金補助及び交付金出産育児一時金に関しましては、42万の28件分となります。

それから、2款保険給付費5項葬祭諸費1目葬祭費80万です。19節の葬祭費のほうは、2万円の40件、予算を立てています。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金3億3,373万。19節負担金補助及び交付金、これも説明のとおりです。

(自席より発言する者あり)

それから、2目後期高齢者関係事務費拠出金4万。19節の負担金補助及び交付金4万、事務拠

出金です。

4款前期高齢者納付金等1項前記高齢者納付金等1目前期高齢者納付金50万です。19節負担金補助及び交付金50万、右の説明のとおりです。

それから、4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等2目前期高齢者関係事務費拠出金4万。事務費拠出金の4万になります。

それから、5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金1目老人保健医療費拠出金1万。19節の負担金のほう1万です。

2目老人保健事務費拠出金3万。19節の3万です。

それから、6款介護納付金1項介護納付金1目介護納付金1億7,461万5,000円。19節の負担金及び補助及び交付金のほうは、介護納付金の金額になります。

それから、7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業医療費拠出金6,347万1,000。19節の負担金補助及び交付金のほうも同額です。

それから、2目その他共同事業拠出金は増目です。

それから、3目保険財政共同安定化事業拠出金6億8,015万8,000です。19節の負担金補助及び交付金6億8,015万8,000円。こちらの金額を見ていただきますと、前年度予算3億5,670万8,000円ですが、27年度におきまして、27年度から、今まではレセプト1件当たりが30万を超え80万までの医療費が対象になっておりましたが、平成27年度からは1円以上全ての医療費が対象になることによって、この金額が上がったということになります。

次のページをお願いします。

8款保険事業費1項特定健康診査事業費1目特定健康診査事業費2,482万1,000円。8節報償金に関しましては、講演等の3万になります。それから、13節の委託料におきましては、2,450万5,000、これにつきましては、特定健康診査等の委託料になります。

8款保健事業費2項保健事業費の1目保健衛生普及費364万7,000です。これにつきましては、旅費・需用費等出ております。13節の委託料に関しましては、共同電算手数料保険事業費ということで、196万3,000円。レセプト疾病分類手数料が72万ということで、268万3,000円です。この保健衛生普及費に関しましては、特定保健指導に係る予算になります。

それから、9款基金積み立て1項基金積み立て1目基金積み立て1万です。財政調整基金積立金となります。

それから、次のページをお願いします。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金300万。23節の償還金利子及び割引料300万、還付金です。

2目退職被保険者等保険税還付金12万。23節の還付金12万になります。3目償還金のほうは、増目です。

4目一般被保険者還付加算金20万。23節償還金利子及び割引料20万です。

5目退職被保険者等還付加算金1万です。

それから、10款の諸支出金3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金200万。28節繰出金200万で

す。11款予備費1項予備費1目予備費1,825万5,000円です。これは予備費になります。

次に、7ページをお願いします。

歳入です。

1目一般被保険者国民健康保険税5億6,818万2,000円。節のほうですが、医療給付費分現年課税分が、3億7,632万。2節の後期高齢者支援金分現年課税分が、1億931万9,000円です。3節の介護納付金分現年度課税分、6,525万2,000円です。4節も医療給付費分滞納繰り越し分、1,280万2,000円。後期高齢者支援金分滞納繰り越し分が、244万6,000円です。介護納付金分の滞納繰越金が、204万3,000円です。

2目の退職被保険者等国民健康保険税2,008万9,000円。1節の医療給付費分現年課税分が、1,229万9,000円になります。

次のページをお願いします。

後期高齢者支援金分現年課税分が、356万3,000円。3節の介護納付金分現年課税分が388万8,000円となります。医療給付費滞納繰り越し分、後期高齢者支援金分滞納繰り越し分、6節の介護納付金分滞納繰り越し分は、右のとおりです。

2款使用料及び手数料1項手数料1目手数料です。督促手数料10万です。

それから、3款の国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金5億1,562万7,000円。節のほうですが、療養給付費の現年度分が、3億5,713万1,000円になります。

それから、後期高齢者支援金分の現年分が1億261万7,000円。介護納付金現年度分が5,587万7,000円になります。4、5に関しましては、増目になります。

それから、2目高額医療費共同事業負担金1,586万7,000円です。これは、高額医療費共同事業負担金で、1,586万7,000円になります。

それから、3目の特定健康診査等負担金500万です。これにつきましては、3分の1の補助になります。500万です。

それから、3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金2億5,000万。節のほうです。普通調整交付金2億1,800万、それから、特別調整交付金が3,000万、3節の直診病院保健事業補助金が200万となります。

それから、4款療養給付費等交付金1項療養給付費等交付金1目療養給付費等交付金になります。1億2,119万2,000円です。現年度分1億2,118万2,000円となります。

それから、5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金6億150万4,000円、前期高齢者交付金です。

それから、6款県支出金1項県の負担金に入ります。1目高額医療費共同事業負担金1,586万7,000円。1節の高額医療費共同事業負担金が1,586万7,000円になります。

それから、2目の特定健康診査等負担金、これも国と一緒に、負担金が500万です。

次のページをお願いします。

6款県の支出金2項県補助金1目財政調整交付金1億4,615万4,000円です。節のほうも、節14万6,150円、財政調整交付金になります。

それから、7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金、6,537万5,000円。1節の高額医療共同事業交付金が、6,537万5,000円と、2目保険財政共同安定化事業交付金、これが、先ほど説明をしましたレセプト1件当たり1円から該当しますというところが、この入のところが変わって、増額になります。これが7億56万2,000円です。

1目保険財政共同安定化事業交付金、7億56万2,000円というふうなことになります。

それから、8款財産収入1項財産運用収入1万。利子及び配当金で1万です。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億8,657万5,000円です。1節保険基盤安定繰入金1億2,171万3,000円は、右のほうに書いてありますとおり、保険税の軽減分、保険税支援分となります。それから、2節の職員給与等繰入金が722万2,000円です。

それから、3目の出産育児金は、先ほど説明しましたように、784万です。それから、4節の国保財政安定化支援事業繰入金、5,000万になります。

それから、9款繰入金2項基金繰入金、増目です。

次のページをお願いします。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金2,001万です。1節繰越金、それから、その他の繰越金は、前年度繰越金で2,000万です。

11款諸収入1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金30万です。

それから、退職、2目、3目、4目、5の過料につきましては、1万で、節のほうを見ていただければと思います。

それから、11款の諸収入3項受託事業収入1目特定健康診査受託料、増目です。

それから、11款の諸収入4項雑入です。1目滞納処分費1万、弁償金1万、3目違約金及び延納利息1万です。

それから、4目一般被保険者第三納付金が10万です。

それから、5目の退職被保険者等第三者納付金1万です。5目のところは、もうほとんど利用がないというところで減額をしております。

それから、11款諸収入4項雑入、次のページです、済みません。6目一般被保険者返納金は1万です。

それから、7目の退職被保険者返納金も1万。雑入が10万です。

表紙の次のページを開けてください。

平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算、平成27年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、32億3,771万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万と定める。

平成27年3月5日提出。山都町長。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案議第25号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 後のやつに全部関連しますので、ここで質問を3点やっておきます。

レセプト点検をされておりますが、この点検の結果、過誤納が発生すると思います。年間どのくらい発生していくかということと、疾病統計のその結果は、どのように活用されているか。

それと、第三者行為による診療の見分け方はどうされているかの3点です。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） レセプト点検に関しましては、1名の方がされているんですが、数百万の、ちゃんとした数字はつかめないですが、数百万の過誤の発見をされて、そこに関しては、町の保健師とか、連合会のほうからの訪問等が入ってきていますので、そちらのほうで訪問の調整あたりをしているというところになります。

それから、疾病関係に関しましては、精神関係の患者さんが、病院に重複受診とか、そういうふうな部分が結構多いということと、認知症の患者さんあたりが、やっぱり、この病院に行っても、どこに行っても、やっぱりなかなか治らないということで、重複受診等が結構多いかなというふうに思います。

それから、レセプト点検の中では、薬の重複、同じような薬が出ていたりとかされる場合には、それを本人さんに訪問で伝えてあげたりとか、そういう指導をしているという状況です。

（自席より発言する者あり）

それに関しては、第三者行為に関しては、本人さんあたりから電話相談等があるんですが、連合会のほうと相談をしながら、保険で賄うのかどうかということに関しては、連合会等と担当のほうで相談をし合って決めているというふうな感じだと思います。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） レセプト点検につきましては、以前から数百万単位で過誤が発生しているということは聞いておりましたが、余り変わらんとします。

疾病統計は、その各地域によって病気分類が変わってくると、それを見て保健師さんたちがいろいろ指導しているということだろうと思います。

第三者行為につきましては、保険適用とか等々がありますので、やはりこの部分につきましては、しっかりとっていったほうが、後々交通事故等によりましての裁判等に入っていきますので、そこら付近のことをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 2点教えてください。

2款3項の介護合算というやつですね。給付金のところで、これはどういうことなのか、具体的に。どういう場合を指すのかということをお願いいたします。

それから、7款3項の事業安定化基金のところですが、これは、歳入のほうでは7億だけれども、歳出のほうでは6億8,000万ですね。これは、7億と確定したやつを、そのままストレートにここに持ってくるわけにはいかんのか。これは、予算の組み方の問題だろうと思いますけれども、それをちょっと教えてください。拠出金、レセプトの点検が1円からカウントされるという話ですから、それで、これは去年よりか3億5,000万余り増収になってくる。出ていくのも、3億7,000万かな。出すのも同じようにカウントしていくという説明だったんですが、だから、歳入と支出のところは、リンクしておるけども、同額リンクはしないのかということをお願いいたします。

その二つです。まず、合併のところ、合併給付。介護合算療養費ですね。どういう場合を指すかと。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 医療介護合算に関して、高額の部分ですが、それに関しましては、一つの世帯に対して医療等自己負担額、医療の自己負担額、それから、介護の自己負担額が、限度額の額を超えた場合に、両方合算をして、負担額の払い込みをするというふうな形になります。

それと、もう一つです。7款と2款。

（自席より発言する者あり）

ページでいくと、25ページと。

（「26ページと12ページ」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） どうぞ。

○健康福祉課長（門川次子君） 7款の3目の6億8,000万のところは、ここの保険財政共同安定化事業拠出金のほうが、拠出割と被保険者割というふうなことで、ここの計算をされているですね。そこの分の金額が6億8,000万というところと、7款の保険財政共同安定化事業の分に関しましては、全ての医療費が対象になるということで7億なんですけど、ちょっとリンクさせないといけないのかという部分のことに関しては、勉強させてください。聞いてから、正しく説明をしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 合算のところは、よくわかりました。負担する人は同じ人間ですから、介護でも医療でも、合算して一定の額を払った場合は、それを給付するということですね。

それから、今のやつは、恐らく、この支出のほうでは、一応の見込み、内輪の見込みを立てる方式があるのかなと思って聞いたんです。100%この通り、これだけ連合会、安定化基金から来るから、そのままそっくり予算に、支出のほうに組めば窮屈になるから、一定の割合で組んだの

かなと想像しながら聞いたんです。そこはどうしてもわからんから、それは調べとってください。

○健康福祉課長（門川次子君） はい。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第26号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第26号「平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第26号について説明いたします。

議案第26号、平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算、8ページをお願いします。

歳出です。

後期高齢者の場合は、熊本県の広域連合が保険者として事業を行っているというふうなことで、ほぼ事務的な事業を町村のほうではやっているというふうなことで考えていただければと思います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費です。255万3,000円。内容的、節の部分に関しましては、12節の役務費236万7,000円に関しましては、納付書、各種通知、保険証の発送等に予算が使われます。

1 款総務費 2 項徴収費 1 目徴収費12節役務費、1万8,000円、右のとおりです。

それから、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、2億2,516万4,000円です。19節負担金補助及び交付金 2 億2,516万4,000円です。内容的には、右のほうに書いてあるとおりです。

それから、4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金50万、23節の保険料償還金50万です。

2 目還付加算金、23節1万です。

それから、10 款予備費 1 項予備費 1 目予備費 4 万8,000円です。

5 ページをお願いします。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料9,743万6,000円、現年度分9,743万6,000円です。

それから、2 目普通徴収保険料2,435万9,000円、現年度分2,375万、過年度分は右のとおりです。

それから、2 款使用料及び手数料 1 項手数料 1 目督促手数料5万、1 節督促手数料5万です。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金257万1,000円、1 節の事務費繰入金が257万1,000円です。

2 目保険基盤安定基金繰入金 1 億336万9,000円、1 節の保険基盤安定繰入金です。

次のページをお願いします。

3 款繰入金 1 項一般繰入金は、ごらんのとおり、同じです。

それから、4 款繰越金は、増目になります。

5 款諸収入 1 項延滞金及び過料、増目です。

それから、5 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金50万、1 節の保険料還付金も50万です。

2 目還付加算金、これは増目です。

5 款諸収入 3 項預金利子 1 目預金利子、増目です。

5 款諸収入 5 項雑入、1 目、2 目、3 目は増目になります。

表紙の次を開けてください。

平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

平成27年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、2 億2,829万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万円と定める。

平成27年 3 月 5 日、山都町長。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号 平成27年度山都町介護保険特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第27号「平成27年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第27号、平成27年度山都町介護保険特別会計予算、これについて説明をいたします。

12ページをお願いします。

歳出からです。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費265万5,000円、節のほうですが、主に、13節委託料43万4,000円、事務電算化の共同事業委託料が38万4,000円、下のほうに、第三者行為の検証事務委託料が入っております。1 節の報酬の部分ですが、事務補助非常勤職員の報酬が、1 名分入っております。

それから、1 款総務費 2 項徴収費 1 目賦課徴収費です。10万6,000円、節のほうに関しましては、ごらんのとおりです。

1 款総務費 3 項介護認定審査会費 1 目認定調査費です。1,842万5,000円です。節のほうは、1 節報酬、578万2,000円、これは事務補助非常勤職員の4名分です。

次のページをお願いします。

11節の需用費に関しましては、消耗品、公用車燃料代、修繕料は5台分になります。

それから、12節役務費ですが、1,063万6,000円です。これにつきましては、郵便料、それから、主治医意見書の作成手数料が842万1,000円という額となっております。

2 目の認定審査会共同設置負担金697万5,000円、負担金補助及び交付金、これは、上益城広域連合負担金になります。これが697万5,000円になります。

1 款総務費 4 項趣旨普及費 1 目趣旨普及費113万4,000円で、11節需用費のほうは、印刷製本費、パンフレット・リーフレット、それから、3年に1回の新制度改正への説明資料という形になります。印刷代になります。

それから、1 款総務費 5 項事業計画策定委員会費 1 目事業計画策定委員会費42万5,000円、1 節の報酬ですが、28万4,000円、これは、高齢者保健福祉推進員報酬ということで、16名分になります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費 7 億690万、19節の負担金補助及び交付金に関しましては、居宅介護サービス等給付費負担金になります。見込みです。

次のページを開けていただきます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費2目特例居宅介護サービス費は増目です。

それから、3目の施設介護サービス給付費、これは、10億1,314万9,000円となります。

それから、4目は増目です。

それから、5目居宅介護福祉用具購入費156万です。

それから、6目の居宅介護住宅改修費780万です。これは、月5件の計算で行っております。

それから、7目の居宅介護サービス計画給付費7,740万8,000円です。これは、居宅介護サービス計画等給付費の負担金7,740万8,000円です。

8目のほうは増目です。

9目地域密着型介護サービス給付費4億4,597万2,000円、19節の負担金補助及び交付金は、地域密着型の介護サービス給付費の負担金となります。

それから、10目は増目です。

次のページをお願いします。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費に入ります。

1目介護予防サービス給付費1億7,019万5,000円、19節の負担金補助及び交付金のほうは、介護予防のサービス給付費になります。

それから、2目は増目です。

3目介護予防福祉用具購入費72万。19節のほうも72万です。

それから、介護予防住宅改修費360万。19節負担金補助及び交付金36万です。

それから、5目介護予防サービス計画給付費1,836万7,000円、19節1,836万7,000円になります。

それから、6目は増目です。

7目地域密着型介護予防サービス給付費626万です。19節の負担金補助及び交付金626万。

それから、9目介護予防原案作成費928万2,000円。13節委託料、各事業所に、介護予防原案作成委託料として928万2,000円です。

2款保険給付費3項その他諸費1目審査支払い手数料260万、連合会のほうに、12節役務費として260万です。

次のページをお願いします。

2款保険給付費4項高額介護サービス等諸費1目高額介護サービス費6,883万2,000円。19節負担金補助及び交付金は、6,883万2,000円です。

2目の高額介護予防サービス費は増目です。

2款保険給付費5項高額医療合算介護サービス等諸費1目高額医療合算介護サービス費780万。19節780万です。

それから、2目は増目です。

2款保険給付費7項特定入所者介護サービス等諸費1目特定入所者介護サービス費1億6,934万5,000円。19節のほう、1億6,934万5,000円です。特定入所者介護予防サービス費20万です。19節20万です。

それから、4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金、増目です。
次のページをお願いします。

5款地域支援事業費1項介護予防事業費1目二次予防事業費1,951万7,000円。節のほうに入りますが、1節の報酬ですが、1名非常勤職員の報酬になります。それから、13節の委託料、1,754万、これにつきましては、右のほうに書いてありますとおり、二次予防事業対象者向けのデイサービス事業委託料、それから、生活機能評価特定健診町内医療機関委託料ということになります。

それから、2目一次予防事業費608万7,000円です。こちらの節につきましては、13委託料です。これは、高齢者の生きがいと健康づくり事業ということで、介護予防教室委託料が181万5,000円、生きがいと健康づくりが403万2,000円ということで、584万7,000円になります。

それから、5款地域支援事業費2項包括的支援事業任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費1,438万2,000円。4共済費27万、これにつきましては、臨時職員の社会保険料3名分です。ケアマネジャー3人分と7節賃金、事務補助臨時職員賃金3名分です。179万4,000円。

次のページをお願いします。

13節委託料、875万7,000円、地域包括支援センターシステム保守委託料が29万4,000円と、介護支援専門員人材派遣委託料ということで3名分、846万3,000円となります。

それから、14節使用料及び賃借料は286万1,000円ということで、右の説明のとおりです。

それから、2目総合相談事業費、24万2,000円は、旅費11節の需用費、それから、12節の役務費のほうには、説明のとおりです。

それから、3目権利擁護事業費、15万8,000円。13節の委託料は、8万、高齢者虐待専門職チーム委託料というところで、委託をしています。

それから、4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費10万9,000円。これにつきましては、8節の報償費ケアマネジャーの研修会講師謝金等が5万円等になります。

それから、任意事業費5目の任意事業費1,692万4,000円につきましては、1節の事務補助非常勤職員報酬ということで、認知症推進さん3名、それから、介護相談員3名分が、こちらに入っております。

それから、次のページをお願いします。

9節の旅費49万9,000円です。それから、11節の需用費27万9,000円です。それから、13節の委託料841万9,000円、これは、右のほうに書いてありますように、食の宅配サービス委託料が120万、これは、JAと社協のほうに委託をしています。それから、緊急通報装置設置委託料790円万4,000円です。これは、約230人の方が緊急通報の方法を利用するというで予算を上げております。14節使用料及び賃借料47万7,000円。それから、20節の扶助費312万ですが、これは、要介護4以上の方の在宅で生活をされている方に、月1万円を差し上げているという予算になります。

それから、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第一号被保険者保険料還付金及び還付加算金25万。23節償還金利子及び割引料25万、2目の償還金は増目です。

6款諸支出金2項繰出金一般会計繰出金、増目です。

次のページの8款予備費1項予備費1目予備費、増目になります。

5ページをお願いします。

歳入です。

1款保険料1項介護保険料1目第一号被保険者保険料4億3,135万9,000円。1節特別徴収保険料現年度分4億418万3,000円。

2目普通徴収保険料現年度分2,717万5,000円。それから、3節のほうは増目になります。

2款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料6万、1節の督促手数料は6万です。

2目地域支援事業手数料286万3,000円になります。1節のほうも、地域支援事業の手数料になります。

それから、次のページをお願いします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金4億8,101万。1節の現年度分が4億8,100万9,000円です。

それから、3款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金3億518万2,000円。

1目1節現年度分の調整交付金が、3億518万1,000円です。

それから、2目の地域支援事業交付金介護予防事業640万2,000円。1節の現年度分が640万1,000円です。

3目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業1,256万7,000円。現年度分1,256万6,000円、過年度分は増目です。

4目介護保険事業費補助金、増目です。

それから、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金7億5,620万4,000円。現年度分、同額です。

それから、2目地域支援事業支援交付金742万6,000円、現年度分742万5,000円です。

次のページをお願いします。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金3億9,672万6,000円です。1節の現年度分3億9,672万5,000円です。過年度分は1,000円です。

5款県支出金2項県補助金1目地域支援事業交付金介護予防事業320万1,000円、1節の現年度分320万です。

それから、2目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業628万4,000円です。現年度分628万3,000円、過年度分1,000円です。

それから、6款財産収入1項財産運用収入利子及び配当金、増目です。

7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金3億3,759万1,000円。1節現年度分3億3,759万、過年度分1,000円です。

2目地域支援事業繰入金介護予防事業320万1,000円。1節の現年度分が320万と、過年度分1,000円です。

3目地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業628万4,000円、現年度分628万3,000円、過年

度分1,000円です。

4款低所得者保険料軽減繰入金702万8,000円、1節の現年度分702万7,000円です。

5目その他一般会計繰入金190万4,000円。1節の事務費繰入金になります。

それから、7款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金400万。1節の介護給付費準備基金繰入金が400万円になります。

それから、8款繰越金1項繰越金1目繰越金10万です。1節の繰越金、10万です。

9款諸収入1項雑入1目雑入1,803万7,000円。1節の雑入1,803万7,000円になります。説明は右のとおりです。1,800万の分は、予防給付ケアプラン料になります。

それから、9款諸収入2項延滞金及び過料1目延滞金5万、1節の延滞金5万です。

2目過料1万、1節、過料1万です。

表紙の次を開けてください。

平成27年度山都町介護保険特別会計予算。

平成27年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、27億9,739万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万円とする。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） よろしく济ませたいんですが、一つ聞いておきます。

居宅介護改修費、これは、上限は幾らだったかな。780万。居宅介護住宅の改修費、上限はどれくらい。

○健康福祉課長（門川次子君） 30万。

○12番（中村益行君） 30万だったかな。ちょっと待って。

○議長（中村一喜男君） 質問いいですか。

○12番（中村益行君） いや、もう一つ。

2番目には、これはうっかりミスだろうと思うんですが、この高齢者虐待専門チームと書いてあります、8万円。何も気づきませんか。

私たちは、執行部虐待専門チームでしょうか。

これは、うっかりミスだと思いますけれども、うっかりミスと言いながらも、これはそのまま何も問題ないというふうに解釈してきていると思いますよ。これは、高齢者虐待対策専門チームじゃないんですか、ですね。介護保険が始まったとき、一番大きな問題として、家族による、親

族による高齢者虐待というのが非常に問題になっておりました。それが大きな要素になって、この介護保険制度も生まれてきたと。これは、長崎大学のあれは何先生だったかな、御調町の先生たちが中心になってつくった、この介護保険制度なんですけど、ここで一番の大きな要素として、必要な要素として、虐待問題、これを見ると、高齢者を虐待しに行くチームが、8万円で出かけることになります。

これは、決して言葉狩りで、私は言っているんじゃないです。こういう形で済ませてもらっては困ると、やっぱり、もう少し緊張感を持ってやってもらいたいということです。総合計画あたりは、非常に言葉が踊っておるけれども、これは余りにも省略し過ぎて、こういうことになってしまったと思いますので、そこは指摘をしておきます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 介護サービスの居宅介護住宅改修費のほうに関しましては、上限20万です。予防の部分に関しては、助成の限度額が30万円という形になります。

負担金は一割負担という、はい。

○議長（中村一喜男君） 25ページ。

○健康福祉課長（門川次子君） 高齢者虐待専門職チーム、こちらのほうは、再度確認をして、ちゃんとした……。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 課長、いいですか。

○健康福祉課長（門川次子君） 高齢者虐待対策専門職チームという。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼します。門川課長、お疲れさまでございます。私も、いつ、どこでこのことを聞こうかなと思いつながら、先ほどの国民健康保険のほうだったのかなとも思いつながら、もう立たれるのが最後だと思いつしたので、聞かせてください。

このところの介護のページは23ページに、第一次の予防事業というものと、その上のページは二次予防ということで、多分、その第一次予防というのが、ここに書いてあるように、介護に至る前の予防策、本当に根本的、一番最初の健康づくりとか、まだ痛みなはらん前のことだというふうに思っております。

このことは、とっても本当に大事なことです。ですので推進していただきたいんですが、やはり、要介護になってからの予算というものがかなり膨大なもので、この部分のことがすごく小さく見えるんですけども、やはり、こういったことは、どんどん予防介護教室、私も介護サポーターのほうの講座には出て、一応、こういうぶら下げるものをいただいているんですが、やはり、そういう方々が、町でどのぐらい活躍していらっしゃるのかという現状を把握していらしたら、少し教えていただきたいというのがあります。

それと、もう1点は、本当に予防という観点から、私は常々思っているんですが、病院とか、蘇陽病院もそうですが、広域病院とか、その他、あとは千寿苑、いろんなところに予防の運動をするような機器がいろいろ置いてあると思うんです。でも、それは、一旦病気になって、病院にかかると使えない、特に病院のものは、一旦診療を受けてください、そして、リハビリとか何とかということになるんでしょうと。でも、私みたいにびんしゃんしているけれども、やはり、筋トレは必要だなと思っているような人も、そういう施設の何かそういった器具を使えるような方策が、あるやないや、ちょっとお伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 一次予防の部分におきましては、サポーター育成というふうなことでやっているんですが、実際的には、サポーターの養成をした後に、その後がなかなか続かないというふうなところで、担当のほうに聞いているんですけど、本当に20人弱が動いているというふうなところではないかなというふうに思います。

それから、運動に関しては、清和のほうには、筋トレ関係の器具が入っているのと、あと、千寿苑のほうには、筋トレグループ、高齢者の方たちが筋トレをこされてきていたんですが、その中で今、千寿苑のお風呂が閉まりましたので、そのところで筋トレをされているのと、あと、高齢者のほうでは、中島のほうの、大矢荘彩雲苑のほうで、場所を貸し出しをして、高齢者の人たちがそこで運動をしてにぎわっているというふうな形は聞いております。

若い人の分におきましては、運動の部分においては、歩くかジョギングかというふうなところで、機械器具の部分はそんなに、自転車のあれが、千寿苑のほうに数台ありますが、その辺のところで利用されているというふうなところかなというふうには思います。

あとは、健康づくりのほうで、フットパスとか健康教室と組み合わせた形で利用、普及をするためにフットパスのコースをうまく利用しながら、運動のほうに結びつけているというふうなやり方があります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 御説明ありがとうございました。

今、若い者は外で歩いたり走ったりできるからいいじゃないかという話でしたが、きのう、きょうのように天気が悪いと、これはなかなか外で運動することもできなくて、私もこの2週間、かなりストレスがたまっているわけなんです。

あそこの、私は県民運動公園のパークドームで、室内で走ったりとか、歩いたりとかというすべもありますが、町内においては、この間以来出てきているように、グラウンド整備、体育館整備がおくれておりますので、そういったところで、今のような情報を提供していただき、高齢者でなくても、例えば、千寿苑とか、保健センターあたりで使える器具等々があるようでしたら、そういったのをもっと周知していただいて、健康な若年層といたしますか、高齢者でなくとも使える支援というか、サポートを充実していただきたいと。そして、願わくば、本当に全天候型の、雨が降っても、歩いたり走ったり、あるいはグラウンドゴルフができるような施設を整えていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

○1番（吉川美加君） はい、結構です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 26ページが一番下に、扶助費があります。先ほどの内容説明によりますと、介護4の人について、4以上の人について、月に1万円というふうな内訳であるというふうに聞きました。

介護4といいますと、施設に入所されれば、月に30万から40万ぐらいの措置費がかかるわけですが、そういう方が家庭で、在宅ということで、その支援ということですが、昼間はデイサービスか何かを利用されているとは、大変ですから思いますけれども、月1万円というのは、少々これは、金額的に安いというふうに思います、措置費からしましてですね。

前のページの財源を見ますと、事業費から割り出しました国・県補助金、その他差っ引きまして、一般財源からすれば、大体総事業保の15%というぐらいの金額にしか、この表からは見えませんので、それぐらいの町の負担であれば、もう少し、措置費については、措置費というか、扶助費については、これはやっぱり、検討する必要があるのじゃなかろうかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 扶助費のほうに関しましては、今、担当係長とも話をして、やっぱり、月30万、入所すればそれくらいかかるところが、在宅で、やっぱり、高齢者の人たちの思いを持って家で見るというふうな形の方たちに関しては、月1万円というのは、やっぱり、安過ぎるんじゃないかというふうなことで、この金額を上げるということに関しては、今検討をしているところです。ぜひとも上げてきたいというふうには考えています。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 議長、大事なことを忘れておるわけです。一般会計、さっき上げましたね。これは、結果としては、ある意味では、瑕疵ある採決、議決になったんじゃないかなと思うんです。

10号の条例がまだ上がってないんですよ。長寿祝い金の話。これは保留してありましたから、今朝来てみたら、きちんと文言整理をしてあって、立派にできております。だから、どこかで一般会計を上げる前に、これを一応、議決する前に、これを通しておいて議決しないと、さっきの

議決は、前の条例は聞いているんです。前の条例は聞いた。4月に入ったら。

○議長（中村一喜男君） 済みません。27号を採決しますので、介護保険特別会計。

○12番（中村益行君） なら、それからまた話します。

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「平成27年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時36分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど介護保険の中で、25ページ、5款の高齢者のところで、ちょっと訂正が、間違っていたそうなので、健康福祉課長のほうから訂正をお願いいたします。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 25ページの、先ほど中村議員のほうからありました高齢者虐待専門職チーム委託料という部分のところが、正しくは、高齢者虐待対応専門職チームというのが、対応、訂正のほうをよろしくお願いします。

（自席より発言する者あり）

日程第5 議案第28号 平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第28号「平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○12番（中村益行君） 議長。

○議長（中村一喜男君） 何ですか。

○12番（中村益行君） 私がせっかく言っていたのを中途半端にしないでください。議事録もおかしくなるよ、ちょっと。

○議長（中村一喜男君） 中村益行君。

○12番（中村益行君） 余り時間をとりたくありません。せっかく、議事として上がっておったんですね。議案として、第10号議案として上がって、執行部のほうから文言整理をして出しますということで、ここに出てきておるんです、きょうは。だから、これをどうするかということなんです。これをどういう取り扱いをするかをしとったほうがいいんですよ。またもめますよ。私は、担当課長の特会が終わったから、だから、ここで突然出したんです。区切りはここでいいだろうと思って出したんですね。これをどう取り扱うんですかということなんです。せっかく、

議案として上がったやつが、不問のまま、時間だけ過ぎて、会期が終わるなんていうことじゃ、我々、議員のチェック能力、議員の存在意義が問われますので、あるいは、執行部も、出した以上は、どうするかをはっきりとさせてくださいよ。そしてから、次に行ってください。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

日程19で、議案として上げてあります。

（自席より発言する者あり）

続けます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第28号、平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算、7ページをお願いいたします。

歳出。

1 款国民宿舎事業費用 1 目国民宿舎経営費ということで、本年度は212万8,000円、前年度は3,525万でしたけれども、3,312万2,000円の減額となっております。これは、空調管理システムを3年間にわたりまして修繕しまして、それが完了しましたので、その差額となっております。11節需用費200万円組んでおります。それから、13節委託料、太陽光の保安委託料でございます。7万8,000円です。それから、負担金、温泉協会の5万円でございます。

2 款基金積立金1,000円、これは増目でございます。

次の8ページをお願いいたします。

3 款公債費 1 項公債費 1 目元金、本年度は6,278万6,000円でございます。償還金でございます。それから、2 目利子657万6,000円でございます。予備費については、増目でございます。

返りまして、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款財産収入基金利子1,000円、それから、基金繰入金1,000円は増目でございます。

2 款繰入金 2 項一般会計繰入金 1 目一般会計繰入金、7,148万7,000円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

それから、3 款繰越金、それから、次の6ページ、寄付金、諸収入、1,000円ずつ、それぞれ組んでおります。増目でございます。

最後のページをお願いいたします。9ページです。

9ページに、地方債の現在高の見込みに関する調書ということで出しております。平成14年から、10億2,880万円の観光施設費等事業債を借りておりますので、その残高でございます。前年度が4億2,657万7,000円です。本年償還が6,278万6,000円ということで、当該年度における残高が3億6,379万1,000円となります。平成33年9月までの償還というふうになっております。

それでは、最初のページをお開きいただきたいと思っております。

平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算。

平成27年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、7,149万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。
平成27年3月5日提出。山都町長。

以上、説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 国民宿舎のことを十分論議する機会というのは、ほとんどありませんので、ちょっと聞いておきます。

最近、やや評判はよくなってきています。ただ、入浴、風呂、最近はどういう状態なのか。ある特定の人間たちが、大抵、夕方4時ごろかな、に行って、たむろして、大変ひんしゆくを買っている。あるいは、観光客に迷惑をかけている。観光客とトラブルがあったこともあるんですよ。そういう連中が、最近行っているのかどうなのか。

そして、通しでの優待券は、私は発売すべきじゃないと、彼らは、逆にそれを悪用する。我が家にサウナを沸かすよりか、それを使ったほうがずっと安くなりますからね。それが最近どうなっているか聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えいたします。

先般の吉川議員のほうからも質問がありました。早速、宿舎のほうに参りまして、最近の温泉のほうの利用状況等についても、それから、環境につきましても、事情を支配人にお尋ねしたところでございます。

受け取り方もいろいろありますので、そこらたりは明確ではございませんけれども、入浴に対しての諸注意は、当然、管理しております温泉の担当のほうから、常にそういった注意等はしておりますので、一般の町内のお客様を中心に来られるんですけれども、大体8時半までに入っただくということでおります。

それから、この前も御指摘がありましたように、宿泊のお客様については、やっぱり、非日常を楽しみに来られるわけですから、そこらあたりのところは、御配慮をお願いしますとのことで、注意はしておるといって聞いております。

誰がどのくらい、どの状態で来るかというのは確認しておりませんが、全体的なこととしては、そういう形で良好に使用していただくということで、指導するよということ、協力していただくよということ、指導しております。

また、優待券につきましても、そのときそのときの状況に応じて、支配人、それから、職場長会議の中でして、当然、取締役会あたりと協議しながらやっておりますけれども、今は、その優待券は、大幅な半額になるような優待券等は、今は発行していません。年度末に、売り上げを伸ばすために、優待券を発行したりする場合がありますけれども、以前よりも、そういう発行回数は少なくなっております。ただ、逆にそれについて、町内から、前はいろいろ券が出よったけれど

も、最近はないというような、逆に苦情があつたりする場合もあると、聞き及んでおります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 優待券については、一般の人に理解を求めてください。これを発行することによって悪用して、非常に観光客に迷惑をかける、そういう一部の人間がおると。一人二人のはめに、皆さんにサービスしなきゃならないのを、こういう形でそれができないのは、本当にこっちも残念だが、理解してくださいと、それはちゃんと言ってほしいんです。

それから、何と言いますか、あるグループの連中が、あなたの今の説明では、非常に奥歯に物のはさまったような言い方だな。受け取り方はいろいろありますが、いろいろあっちゃいかなのですよ、受け取り方は。きちんと、マナーを守って入浴すると。

もともと観光施設でつくったわけですから、町民の銭湯じゃないんです、実は。ところが、民間の銭湯が2軒あったのが、2軒ともおやめになった。これは、千寿苑ができた影響もあったんですよ、実は。

それで、千寿苑のほうに引いておったけれども、これは非常に効率も悪い、それから、レジオネラ菌かな、これが非常に発生しやすい、長期利用ですね。そこで、千寿苑がなくなったから、勢い、町内の人たちは、銭湯がわりに使っている。だから、一般の人たちは、恐らく、つつましく使っておられると思うんです。

ところが、ある数人の連中は、車椅子マークのところ横づけにして、そして、あそこで大声で言いながら、観光客とトラブルが起こったこともあるんですね。

あそこに入浴するためには、例えば、タトゥーの人は、入れ墨を入れている人はご遠慮くださいと書いてあるでしょう。彼らは、心の中に入れ墨を入れとるような連中でしょう。私がいつか議会でそれを取り上げたら、大変な騒ぎ方をしました。やっぱり、みんながはれものにさわるような状態で来る客がおるとすれば、これは大変な観光事業にマイナスですから、これは、間接的な注意じゃなくて、やっぱり、あなたたちも行って見て、どうなのかを確かめて、あんまりマナーがよくないなとわかれば、それはもう、公表してもいいと思いますよ。

それくらい、最近はどうか知りません。最近はどうか知りませんが、以前はそれが余りにも目立って、町民の皆さんからも随分言われました。もう町民の皆様はあきれて、最近はもう、その時間は行かないとおしゃっています。その時間に行けば、彼らに会うと。最近はどうか知りません。

きちんと最近の事情も調べて、きちんとした対応をしてください。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） はい、わかりました。

駐車場の件等、そういったとは聞き及んでおりますので、最近、そこらあたりのお話を支配人から聞いておりませんので、そこは、マナー違反があれば、きちりと対応していただくように、指導を、今度は逆に職員のほうに、支配人のほうからしていただくようにしたいと思います。

私も、その時間あたりに、今度また入りに行きたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。課長、そのまま。

先日の報告で、温泉の泉源の湯量が減少していると、機械のポンプの更新もせないかんと。・・・には問題ないということで、心配されませんが、そういったときに、ここのこれだけの繰出金によって、この会計を何とか維持されておるといっていますが、それをやっぱり圧縮するために、次の湯の量の対策として、新しいここにあるエネルギーとして、温泉のチップ材によるボイラーの導入ということで、そういうことはできませんかということで、そういった分を含めて、将来にわたっての、湯量の確保をするためには、そういった形も考えられるというのが一つあると思います。

そういったところを含めながら、そして、国民宿舎の運営が、これだけ落ち込んできたとして、一般会計をこういった形で、やっぱりしていくという上にも、また、経営的なものにする上にも、みんなが行ったときには、お湯というので非常にみんな、その日の疲れを癒やすという部分がありますので、このままの持続する部分についても、もうそろそろ、そういった部分を考えていく必要があるだろうと思いますので、そういった部分はどうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 稲葉議員の御指摘のとおり、泉源については、非常に心配しております。いつとまるやもしれないという状況にもなりつつあるというふうには理解しております。

昨年、残念ながら、300万円の赤字を出しましたがけれども、宿舎のほうには、しっかり職員の皆さんと一緒に、ことしは黒字を出して、将来的な温泉の再掘削とか、そういったところになるやもしれないということで、そういったところも勘案して、今までは2億3,000万、トータルで寄付をいただいておりますけれども、宿舎自身でそこを積み立てて、自分たちでそこを新たな設備投資をできるような体力をつけるというようなどころまでしていただきたいというふうに思っておりますし、泉源の湧出量の調査については、またことし行いますので、その中でまたやっていきたいと思っておりますけれども、近い将来、そういったことが起き得る可能性があるというふうに認識しておりますので、そこらあたりの対応については、またしっかりと、支配人のほうとも協議しながら、取締役会のほうでも提案していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 5番、藤澤です。

住民の皆さんにいろいろ話も聞きますと、それ風パークと国民宿舎の比較をされます。その中で、非常に最近では、国民宿舎も評判はよくなりました。この前、私も、3月の8日だったと思いますけども、あそこにお伺いしたときに、ソファアあたりが、しみがついとるわけなんですよ。観光客が来られたときに、しみとか、いろいろそういうのが非常に、何というんですか、気にかかるころだろうと思います。それで、私も、従業員さんがおられましたので、指摘をしてきましたけども、何も、ソファアを変えてにや言わんと。ただ、そこに覆いをするような、今

はあれはありやせんですかと。金額も安うつくし、その辺は、変えて、ちょっと乗せてみたらいかですかと、そういうことを言うてみてくださいと、そげなことを申し上げましたけども、そのあたりが徹底してされておるのか。

それと、今、法事もされとると聞きますし、祝い事もされておりますので、両方ですね。そよ風パークも国民宿舎もされております。やっぱり言われるのは、そよ風パークは畳と、そうすつと、国民宿舎は椅子と、非常にやっぱり年齢が高齢になりますと、足が、膝ねたが悪くなったということで、非常に、そのときのあれは、ああ、国民宿舎は椅子だけええとか、向こうは、畳やけ、わあ、こらちょっと、足が痛いけん、座布団が要るといようなことをよく聞きます。そのあたりのあれも、いろいろ考えていただいて、やっぱり、今から検討していただければと思いますし、今、中央に清和の物産館がございます。あそこでも、最近、祝い事とか法事あたりも、最近は見受けられるようになりました。ある程度の人間を擁するスペースもございますので、国民宿舎とそよ風パークだけじゃなくして、清和の物産館の店頭のところも、ぜひ御利用いただくように、私は要望いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 3施設の連携については、しっかりと、相互によって相乗効果が生まれるような形でやっていきたいというふうに思っております。

また、3施設の連絡会議等もやっておりますので、そういったところもやっていきたい。お互いのいいところ、悪いところを補完し合ったり、指摘し合ったりということはさせております。

そよ風パークのバイキング等、山荘の側と比較されますけれども、それはそれとして、山荘のバイキングも、料理長のほうが、しっかり、今工夫しておりますので、少しずつ改善されておると思います。

ただ、やはり、もうけないと意味がありませので、そよ風パークについては、そこらあたりをいつも言っているところでございます。

それから、法事をされること自体は、施設がされること自体、私は何らないんですけども、山の都創造課としては、やはり、外からのお客さんを相手にしてほしいという等があります。やはり、地元に住出し屋さんとかありますので、かつぼう屋さんもありますので、そちらのほうに頑張ってもらって、今はエレベーターがあるなしとか、椅子があるなしとかいうのがありまして、だんだん山荘の利用もふえているところでもありますけれども、私は、常に、支配人とは、相手は外のお客さんだというふうに、法事は法事で、申し受けがあれば当然しますけれども、そこはぜひ意識してほしい。それから、いつも言われますインバウンド、海外のお客様、そういったところを相手にしてほしいというふうには言っております。

3施設の連携、それから、いろんな形で、町民の方々に安く提供できるということの努力は、それぞれの3施設でしていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第29号 平成27年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第29号「平成27年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 議案第29号、平成27年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を説明いたします。

本事業は、平成14年3月で貸し付け事業を終了いたしました事業でございます。借り受け人の計画に基づいた償還が続いているところでございます。町といたしましても、起債償還を計画的に行っております。このことに伴う特別会計予算でございます。

3ページを開きください。

歳入の部ですが、2款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金512万8,000円、これは前年度の繰越金でございます。

次に、3款諸収入1項住宅新築資金等返還金1目住宅資金等返還金1節住宅新築資金等返還金92万円、これは、件数3件分の返還金でございます。

4ページを開きください。

歳出の部でございます。

1款1項公債費1目元金23節償還金利子及び割引料54万円、これは、元金分の償還金でございます。

2目利子23節償還金利子及び割引料7万2,000円、これは、利子分の償還金です。

次に、2款予備費でございます。543万6,000円を計上いたしております。

次のページ、5ページを見てください。

地方債の現在高の調書でございます。一番右の欄に、当該年度末現在高見込み額、144万1,000円とありますが、これが27年度に償還を終えた後の元金の残高に当たる額でございます。

表紙の裏をお願いいたします。

平成27年度山都町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、604万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成27年3月5日提出。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「平成27年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 平成27年度山都町簡易水道特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第30号「平成27年度山都町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 議案第30号について説明いたします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計予算。

9ページをお開きください。

まず、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、27年度予算で8,717万5,000円計上しております。特定財源として、その他8,717万5,000円、これは、水道料収入でございます。

1節報酬10万7,000円、簡易水道審議会委員の9名分の報酬でございます。2節、3節、4節につきましては、職員4名の人件費等でございます。9節の旅費20万には、水道審議会委員の9名分の費用弁償を含んでおります。11節需用費です。2,490万円、主なものとして、量水器水道器具の消耗品費、電気料、水道料、次ページの次亜塩素等の医療材料費を上げております。

12節役務費です。189万3,000円、主なものとして、遠隔監視システム等の回線使用料、ほか、各種保険料でございます。13節委託料、3,152万7,000円、主なものとして、水質検査委託料、水道検針委託料、上水道、簡易水道統合計画に伴う試算調査委託料、ほか各種委託料を計上いたしております。

次に、2目の簡易水道整備事業費です。27年度予算、2億1,915万2,000円を計上いたしております。特定財源といたしまして、国庫支出金8,680万円、これは、平成27年度に実施いたします

山門中央地区、矢部地区、朝日地区、柏地区、下鶴地区の水道整備事業に伴う補助金でございます。

地方債 1 億2,940万、その他 4 万円、これは、地元負担金となっております。

一般財源、291万2,000円でございます。

13節委託料9,589万6,000円、これは、矢部地区簡易水道、朝日地区簡易水道、柏地区簡易水道、下鶴地区簡易水道の整備事業に伴う実施設計委託料が主なものでございます。

次のページをお願いします。

15節の工事請負費、1 億2,192万、計上いたしました。これは、山都中央地区簡易水道の横野地区、小中竹地区、木原谷地区の整備にかかる工事費でございます。

2 款 1 項公債費 1 目元金です。1 億2,323万5,000円、これは、水道債の元金償還金に充てる金額でございます。

2 目利子2,934万5,000円、水道債の利子のかかる償還金でございます。

3 款 1 項 1 目予備費49万3,000円を計上しております。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目簡易水道負担金、27年度予算額181万3,000円、これは、新規加入の負担金ほか地元負担金となっております。

2 項使用料及び手数料 1 項 1 目使用料でございます。現年度分9,137万2,000円、過年度分24万4,000円、これは、それぞれの地区の水道料金の収入でございます。各地区での内訳は、右に記載のとおりでございます。

簡易水道償還金71万1,000円、これは、飲料水供給施設等の水道整備に伴う償還金として納入いただいているものです。

2 款水道料及び手数料 2 項 1 目手数料、これは、督促手数料です。11万です。

3 款 1 項国庫支出金 1 目簡易水道国庫支出金8,680万円。右に書いてあるとおり、山都地区簡易水道整備事業ほか 4 件の整備事業に係る補助金です。

4 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目繰入金、これは、1 億4,742万円、これは、一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いします。

5 款 1 項 1 目繰越金150万円です。

6 款諸収入 1 項 1 目雑入 3 万円となっております。

7 款 1 項町歳債 1 目簡易水道事業債 1 億2,940万円、山都中央地区ほか 3 地区の整備事業債でございます。内訳は右の記載のとおりです。

3 ページをお願いします。

第 2 表、地方債、簡易水道事業債 1 億2,940万円としております。

表紙の次のページをお願いします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計予算。

平成27年度山都町の簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、4億5,940万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

平成27年3月5日。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 1点だけ教えてください。

3ページの簡易水道事業債の起債の方法で、証書貸し付けの金利が5.0%以内というふうになっておりますけれども、これは総務課長のほうがいいかと思いますが、一般会計もそうですので、一般会計を見たら5.0と書いてあります。現在の借り入れについての利子は、大体どれぐらいで借り入れられているのかをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えします。

大体、1%から2%台だったというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「平成27年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 平成27年度山都町水道事業会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第31号「平成27年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 議案第31号を説明いたします。

平成27年度山都町水道事業会計予算。

12ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

まず収入ですが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益です。7,652万1,000円、これは、水道使用料収入です。

2目受託工事収益30万、これは、受託で受ける場合の見込み額として上げております。

その他営業収益17万5,000円、材料売却収益、手数料、雑収益等です。営業収益総額、7,699万6,000円としております。

2項営業外収益1目受け取り利息及び配当金4万7,000円、2目雑収益3万1,000円、3目消費税還付金、これは3目です。1,000円計上しております。

4目長期前受け金戻入453万4,000円、これは、減価償却の算定に算出していなかった取得に係る補助金相当額を、長期前受け金として収益に計上するものでございます。

2項の営業外収益総額、461万3,000円としております。3項特別収益1目固定資産売却益2目過年度損益修正益、3目その他特別利益は、それぞれ存目でございます。

収益的収入合計8,161万2,000円としております。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1,494万6,000円、1節から16節まで計上しておりますが、主なものとして、12節の1,320万、動力費、これは電気代です。その他必要経費を計上いたしております。

2目配水及び給水費1,167万4,000円。1節から13節まで計上いたしております。主なもので、7節の委託料821万3,000。これは、配水地管理委託料、検針委託料、水質検査委託料等です。それから、10節で220万の修繕費、その他必要経費を上げさせていただきました。

3目受託工事費、1節から次ページの10節まで、必要経費を上げさせていただいております。

4目諸経費、1節から次のページの23節まで上げさせていただいております。これは、主なものは、人件費等でございます。それから、嘱託職員の報酬、運営協議会の報酬を上げさせていただいております。

次のページ、20ページです。

5目減価償却費2,857万3,000円。これは、固定資産の減価償却費でございます。資産減耗費120万、固定資産除却費と棚卸資産減耗費を上げております。その他の営業費用、材料売却原価、雑支出を上げております。営業費用の総額が6,941万8,000円としております。

次に、2項営業外費用でございます。

1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費448万円、これは、企業債利息でございます。雑支出、存目、3目消費税及び地方消費税260万となっております。営業外費用総額704万9,000円としております。

3項の特別損失1目過年度損益修正損2目その他特別損失は、存目でございます。

4項予備費1目予備費514万3,000円としております。

収益的支出の総額8,161万2,000円としております。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款資本的収入 1 項企業債は存目です。

2 項出資金 1 目出資金も存目です。

3 項負担金 1 目負担金68万円。これは、工事負担金等を計上いたしております。

次のページです。

4 項国庫補助金 1 目国庫補助金、存目です。

5 項固定資産売却代金 1 目固定資産売却代金、これも存目です。

資本的収入総額68万4,000円としております。

次に、資本的支出です。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目原水施設改良費、主なもので、水源地のポンプ取りかえ工事ということで、工事請負費に200万、計上しております。

2 目配水施設改良費1,035万8,000円、次のページです。主なものとして、送水・配水管の布設がえ工事費を1,000万円、工事費に上げております。

3 目固定資産購入費219万2,000円、これは、量水器ほか水道資材等の固定資産購入費、219万を主なものとして上げております。

2 項企業債償還金 1 目企業債償還金1,697万8,000円、これは、企業債の償還に充てるものでございます。

3 項予備費 1 目予備費200万円としております。

資本的支出合計、3,353万としております。

11ページをお願いします。

企業債明細書です。

前年度末現在高で、2億3,755万5,950円で、27年度で償還見込み額が1,697万7,983円、年度末見込み額が、2億2,057万7,967円となっております。

表紙の次のページをお願いします。

平成27年度山都町水道事業会計予算。

総則、第1条、平成27年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数2,035戸、年間給水量50万3,820立米、1日平均給水量1,380立米、主要な建設改良事業市街地老朽管布設がえ工事1,000万円。

収益的収入及び支出、第3条、公益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款事業収益、8,161万2,000円、第1項営業収益7,699万6,000円、第2項営業外収益、461万3,000円、第3項特別利益3,000円、次のページをお願いします。

支出。第1款事業費8,161万2,000円、第1項営業費用6,941万8,000円、第2項営業外費用704万9,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費514万3,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,284万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填するものとする。

収入。第1款資本的収入68万4,000円。第1項企業債1,000円、第2項出資債1,000円、第3項負担金68万円、第4項国庫補助金1,000円、第5項固定資産売却代金1,000円。

支出。第1款資本的支出3,353万円。第1項建設改良費1,455万2,000円、第2項企業債償還金1,697万8,000円、第3項予備費200万円。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は4,000万円と定める。

議会の決議を経なければ利用できない経費。第6条、次に上げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費855万8,000円。

棚卸資産購入限度額。第7条、棚卸資産購入限度額は、220万円と定める。

平成27年3月5日提出。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 現在の有収率が何%か。これを見ると、総係が1,280万、原水費が1,190万、配水1,160万、もろもろ合わせると、収入が、いわゆる売り上げ、水を売り上げたやつが七百何十万になって、これは毎年減っているんですかね。去年に比べて200万、というのは、これは、理由はどうですかね。おとしがどうだったか、去年がどうだったか、ずっと減少傾向にあるのか。戸数減によるものなのか、あるいは、漏水によるものなのか、それをちょっと聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 現在の有収率は60%でございます。

かなり、管が老朽しているということで、漏水がかなりあっているんじゃないかなと推測しております。

それと、利用者の戸数、それに伴い、給水人口も減少傾向にあります。ですから、この使用料、収入は毎年減額ということになっております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 驚きました。有収率60%なら、ざるで水をすくっているようなものですね。

過去において、深刻な状態になったのが、旧矢部町時代ですね。七十二、三%だった。ですから、漏水調査をして、改良していこうということが進められたはずですけども、これを見ると、

ほとんどしてないのかな。

古いやつで、鑄鉄管を布設してある。これが電食で穴があいたり、あるいは、普通の腐食でだめになったりというのが、随分あったようですけれども、今後、これは、どういうふうな改良計画があるのか、このままじゃいけませんね。60%なんて驚きです。これは水道課の責任じゃないけれども、昔、古いやつを、今、維持管理、大変な思いをしてやっていると思います。しかし、これは何とかしなきゃ、これは大変な特別会計になってしまいます。どういう計画か教えてください。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 御指摘のとおり、また、今後ますます、管が当然のことながら古くなるわけですから、そういう心配、懸念は十分持っております。ここに、1,000万で一応予算を上げさせていただいておりますけれども、漏水調査等をまた行いながら、少しでもそういった漏水対策のほうは行っていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 配管マップはできているんですかね。配管マップはできておれば、漏水調査をして、早くそのマップの上に落としていくべきだろうと思うんですね。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） ちょっと、そこ静かにお願いします。

○12番（中村益行君） まさに、アリの一穴になってしまいます。どんどんどんどんそこから破損が大きくなっていきますからね。早くそれはしてください。配管マップはあるはずですから。

それから漏水調査の専門家、水道課には、それになれた人はいませんか。音でチェックしていく、夜中、みんな寝静まったころですね。そういう専門家がいらっしゃいます。私が知っている人は、これは、水道課がいつも雇っておったと思いますが、延岡の人が、とても良心的な人がいらっしゃいます。ほかにおられれば、そういう業者を複数入れてでも、早くやらないかんですよ。これは、町長、ぜひ、これを耳にとめてってください。大変なことです、60%はですね。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

○12番（中村益行君） はい、いいです。答えはいいです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 60%ということ聞きまして、非常にびっくりしたわけですがけれども、これは、私も実際見たわけじゃないんですけれども、農業をしている方とか、ハウスがあったり、大根をつくったり、いろいろ農産物を洗ったりする過程がありますよね。

私は、そういう大根なんかを洗うと、相当水は使うわけですよ。私の家でも、水道料は月、6,000円か7,000円払いよるとばってん、普通の生活しとって6,000円から7,000円じゃないですか。それで、大根をつくったり、農産物、洗うとばつくと、2万円、3万円のレベルになると、私は思うわけですよ。

ひょっとすると、メーターの手前から、こうバイパスができるとじゃなかという懸念も、一

遍したことあるわけですよ。そういうのは、疑えば切りがないとは思いますが、ある程度、区長さんあたりを通じながら、農家をしているところの水道料なんか、その時期の分も調査して、わかるじゃないですか、やっぱり、そういうのは引けば、地域の中で引けば、大根ば4町も5町もつくって、水道代が五、六千円しかないとかいう話があれば、それは不信感を抱いて当然なわけですので、漏水、漏水って、漏水が60%になってくると、これはもう、どこかほっぽうらい水やりようですよ。もう洪水状態になると、私は思いますよ。

そういうところは、やっぱりもう一遍、疑えば切りがないと言いますが、区長さんを通じながら、そういう状況調査をしながら、おかしいというところは調査に入ってくださいとか、そういったこともやっていく必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） そういったところも含めて、いろいろ料金収入と突合してみらなわからん部分もあるものですから、そういった分も含めて、また、漏水も考えながら精査していきたいと思っております。

今度、幸いなことに遠隔操作システムというのを入れまして、施設から、異常があれば、パソコンで見れるようになりました。今の状況がリアルタイムで入ってきます。普通、夜間は使わんわけです。そういったときに、異常に水が出たりとかする現象もあります。そういう場合は、この東竹原もそうだったんですけど、途中の給水栓をとめて、その中の動きを見ながらということ、今、調査を少しずつやっている状況です。ただ、今言われた分についても、精査してみたいと思います。

○4番（後藤壽廣君） はい、わかりました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「平成27年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号 平成27年度山都町病院事業会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第32号、「平成27年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） 議案第32号、平成27年度山都町病院事業会計予算。

まず最初に、予算編成に当たりまして、病院の状況について、若干、御説明したいと思います。
新病院での診療も3年目を迎え、徐々にではありますけれども、新たに開始しました人工透析、それから、移転しました歯科も含めて、利用者数は増加傾向にあります。

しかし、現金の支出は伴わないものの、減価償却費の増加により、採算性においては、昨年度に引き続いて、大変厳しいものがあります。

本年度は、ようやく、めどの立つ年度を迎えられそうです。

また、医師不足につきましては、1名の常勤医師が平成26年度、本年度の3月ですけれども、1名の医師が退職をいたします。これで、医師の確保を進めてまいりました結果、県の御配慮によりまして、今まで1名の医師をお願いしていしました自治医大卒の医師を、2名に増員していただきました。これで、27年度も同じように、平成26年度並みの常勤医師にすることになりました。

しかし、まだ医師定数からしますと、まだ2名の定数不足となります。医師不足の解消にするために、本年度も、熊大病院を初め、多くの方々をお願いしまして、非常勤医師の派遣をお願いしてまいりました。おかげをもちまして、延べ11名の非常勤医師、週63時間の診療を補うことができるようになりました。

また、1カ月ごとにありますけれども、熊本市民病院、それから、熊本大学附属病院、それから、熊本森都総合病院から、延べ11カ月間の臨床研修の派遣をしていただくことになりました。

また、新たにではありますけれども、本年から日赤病院から6カ月間の研修医も置かれるようになりました。

おかげをもちまして、常勤医師の負担も軽減され、利用者の方におかれまして、近くの病院で専門的な治療を受けることができるようになります。

また、地域で開催される健康に対する講演会や、要請のありました集会にも、積極的に医師、薬剤師、医学療法士等が参加していきたいと思っています。

また、ジェネリック薬品につきましては、平成26年度並みの品目、金額で、約10%となる見込みです。患者負担の軽減からも、積極的に進めてまいりたいと思っています。

このような中で、山都町にあります公立病院として、また、唯一の救急病院として、または、病院群輪番制の病院として、地域住民が安心・安全に受診できる病院を目指して、職員一人一人が、患者さんと信頼関係を築くために、情熱を待って真摯な姿勢で取り組んでいきたいと考えています。

それでは、説明のほうをしていきたいと思えます。

ページは、16ページをお願いいたします。

歳入のほうから、御説明いたします。

資本的収入。

1 款病院事業収益10億6,456万4,000円。

1 項事業収益9億1,810万円。1 目入院収益4億4,798万4,000円。

1 目外来収益 3 億 8,143 万円。内訳につきまして説明書に書いておりますので、後でごらんいただきたいと思います。

3 目繰入金 7,212 万 6,000 円。

4 目その他の医療費。医療収益 1,656 万円。右側の欄ですけれども、最初の欄で、1 目 1 節、1 節と二つありますので、2 番目の公衆衛生活動収益のほうの「1」を、「2」に訂正いただきまして、3 の「2」のほうの公衆衛生収益のほうを「3」に、大変申しわけございませんけれども、訂正していただきたいと思います。

2 項医業外収益 1 億 4,646 万 3,000 円。1 目受け取り利息 13 万 1,000 円。2 目非常勤、1,143 万 3,000 円。内訳としましては、僻地拠点病院の補助金でありまして、764 万 6,000 円。国庫の補助金としまして、378 万 7,000 円でございます。

4 目長期前受金戻入 2,288 万 6,000 円。

5 目その他医療外収益 1,427 万 5,000 円。

それから、6 目訪問看護ステーション 1,650 万円。

それから、3 項特別利益 1 目過年度損益修正益、これは科目存置でございます。

それから、次のページ、支出のほうの説明をしたいと思います。

1 款病院事業費用 1 項事業費用 1 目給与費 6 億 1,655 万 5,000 円。これは、職員給与費、それから、職員手当、64 名分を計上しております。それから、3 節報償費、これは、44 名分の非常勤職員の給与となっております。賃金となっております。それから、4 節退職給付費 147 万 7,000 円。5 節賞与引当金繰入金 2,258 万 1,000 円。6 節法定福利付 1 億 4,268 万 7,000 円。

次のページをお願いいたします。

2 目材料費、1 億 4,440 万 5,000 円。薬品費 8,914 万 4,000 円。診療材料費 1,518 万 7,000 円、給食材料費 1,300 万 1,000 円。医療消耗品 2,707 万 3,000 円です。

3 目経費 1 億 5,102 万円。内訳としましては、ここに書いていますとおり、旅費、それから、印刷製本費、それから、通信運搬費、燃料費。燃料費につきましては、車のガソリン代と、それから、診療所の灯油分がこの中に入っています。

それから、光熱費、光熱費は、電気代と水道代でございます。2,253 万 3,000 円。それと、図書費、それから、福利厚生費、それから、消耗品費、それから、修繕費、保険料、それから、委託費、委託費につきましては、保守料、これは、機械・器具の保守料、それから、病院施設の保守料、それから、検査委託料の委託検査の委託料、それから、医事の委託料等が、この中に入っております。それから、ダスキン、それから、クリーニング代もこの中に入っています。

それから、交際費、それから、被服費、それから、負担金、この負担金の主なものとしましては、自治体病院協議会への負担金でございます。それから、雑費、191 万 1,000 円。内訳としまして、寄附金とその他の雑費になっています。

この中で、本年度寄附金を 100 万円程度お願いしております。計上しております。

これにつきましては、地域住民の健康と生命を守るため、または、地域医療向上のために、熊本大学に対して、研究協力金として支出するものです。皆様御承知のとおり、僻地拠点病院にと

っては、医師不足が深刻な状況となっています。

今、熊本大学から、土曜日の当直と、それから、あわせて7名の医師を派遣していただいております。この寄付金が、派遣していただく医師の技術の向上等につながれば、派遣をしていただく当蘇陽病院におきましても、プラスにつながるものと思っています。

また、院長、それから、副院長も、熊本大学病院からの紹介と派遣でございます。医師がこれ以上の状態で不足が続けば、経営安定化も図っていけなくなりますし、また、大学からの派遣も不可能になってきます。本町唯一の救急医療も維持できなくなってきます。

地域住民の方も、この地域で安心して生活していくことができなくなりますし、今、常勤医師として働いていらっしゃる先生方も、もう少し楽な病院へと退職していくのではないかなと思っています。

今年度、初めて2名の自治医大卒の医師を県から派遣していただきましたけども、この状態で、週2回の当直等をするようになりますと、過激な労働をしているということで、県からの出向のほうもできなくなります。

このことからしても、単なる寄付金ではないと思っています。大学のほうからの要請で、寄付してくださいというものではございませんけども、これらが直接、医師の派遣として返ってくるという確証はございませんけども、当院からの要請につきまして、昨年同様の派遣を今年度もしていただいております。

金額につきましては、県内の公立病院の動向を見ながら、大きな負担にならない程度ということで、一応計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、食料費、それから賃借料、これは、内視鏡、それから、電話、それから、カーテン料が、この中に含まれております。

4目減価償却費、9,977万5,000円でございます。

5目資産減耗費156万9,000円。これは、これは、本年度、緑川僻地診療所を移転するということになりますけども、今まで診療所がありましたけど、これをことし解体したいと思っていますので、その分の費用をここに上げております。

それから、6目医師等の研究・研修費150万。

7目その他の医療費用589万5,000円。これは、児童手当の分でございます。

それから、次のページ、19ページですけども、2項医療外費用4,184万4,000円、1目支払い利息1,476万3,000円。これは、企業債の利息でございます。

2目その他医療外費用175万円。これは、患者外の給食材料費、主に、糖尿病教室の材料代と、それから、外来医療の栄養剤等が、この中に入っています。

3目消費税及び地方消費税115万7,000円、それから、4目訪問看護ステーション運営費2,417万4,000円。これにつきましては、右側の節の欄で、1節給与費2,282万5,000円。これは、職員3名、それから、嘱託員1名分でございます。それから、2節備品材料代4万円。それから、3節経費129万9,000円。それから、研究・研修費1万円でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損、これは、科目損でございます。

それから、4項予備費1項予備費でございます。200万でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入の部。第1款資本的収入2,727万3,000円。1項1目企業債、存目でございます。

2項補助金1目補助金1,063万6,000円。これは、僻地拠点病院整備費でございます。

それから、3項1目繰入金1,663万6,000円。これは、起債の分の元金分の繰入金でございます。

それから、支出の部、次のページですけれども、1款資本的支出4,290万5,000円。1項1目建設改良費、これは増目でございます。

それから、2項1目企業債償還金2,805万2,000円でございます。

それから、3項1目機械・器具購入費1,063万7,000円でございます。これは、右側に書いていますけれども、インフルエンザ検査機器、それから、トリアージテストメーター、それから、ミキシングカート、リモコン視力表、CRシステム、それから、汎用超音波画像診断装置でございます。汎用というのは、移動式でございます。

それから、4項1目自動車購入費421万5,000円、普通車1台、これは医師の送迎分と、それから、診療所への医師の送迎分として1台、それから、訪問看護ステーションの訪問用として軽を1台予定しております。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成27年度山都町病院事業会計予算。

総則、第1条、平成27年度山都町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、病床数、一般病床、57床。

2、患者数、年間患者数、6万8,277人。1日平均患者数、222.5人。入院患者数、年間患者数、1万7,568人、1日平均患者数、48人。外来患者数、年間患者数5万709人、1日平均患者数174.5人です。

次のページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款病院事業収益10億6,456万4,000円。第1項医療収益9億1,810万円。第2項医療外収益1億4,646万3,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。第1款病院事業費用10億6,456万4,000円。第1項医療費用10億2,071万9,000円。第2項医療外費用4,184万4,000円。第3項特別損失1,000円。第4項予備費200万円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,563万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余処分で補填するものとする）

収入。第1款資本的収入2,727万3,000円。第1項企業債1,000円、第2項補助金1,063万6,000円。第3項繰入金1,663万6,000円。

支出。第1款資本的支出4,290万5,000円。第1項建設改良費1,000円、第2項企業債償還金2,805万2,000円。第3項機械・器具購入費1,063万7,000円。第4項自動車購入費421万5,000円。
次のページをお願いいたします。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は、8,000万円と定める。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費6億4,148万7,000円、2、公債費35万円。

他会計からの繰入金。第7条、病院事業費として一般会計から繰入金を受ける金額は、1億7,000万円と定める。

棚卸資産の購入限。第8条、棚卸資産の購入限度額は、1億8,000万円と定める。

平成27年3月5日提出。山都町病院事業、山都町長。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一、二点教えてください。

先ほど、事務長が異様に熱を入れて説明なさったところ、これがなければ、お医者さんが来てくれませんよというような意味もあったかと思えますね。具体的に、この雑費は、中身は何に使うんですかね。研修費みたいな説明でもあったのですが、その下に研修費は出てきますね。それをまず聞いておきます。とにかく、この9億1,000万。そして、ベッドの満床率が大体80%ですね。

（自席より発言する者あり）

88%ですか。88%。これは、国民宿舎だったら万々歳やな。非常に複雑な気持ちで、私は聞いているんですよ。これだけの利用者がおられていてよかったなと思う一方で、先ほど、この私どもが議決した国民健康保険、それから、高齢者保険、合わせて、たしか34億ぐらいになるんですよ、ですね。

ですから、この病院がなかりせば、もっと、40億、50億になるのかと。あるいは、この病院があることによって、少し、32億のが、34億ぐらいで済んだのじゃないかと、いろんな見方がこれから出てきます。その中で、さっきの説明を、少々私は、違和感を持って聞いたんです。

気持ちはわかるんですね。一生懸命、何とか、医師を確保しなきゃならないという現実があります。ですから、この雑費がもうひとつ、わかりかねるところがありますので、何に使うのか、雑費の中身は何なのか、この寄付金というのがですね。この寄付金がなければ、医者確保が難しくなりますよみたいな説明だったですね、さっき。これは、3項の15節です。そこをもう少し、わかりやすく、教えてください。とにかく、思いだけは一生懸命だったけど、中身が何なのかなという気がして聞きましたので、お願いします。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） この雑費につきましては、100万円を寄付金として熊本大学に寄付するものです。

それで、あとは大学のほうでいろいろな研究費にその寄付金を充てますというふうな状況になります。

（自席より発言する者あり）

残りにつきましては、新聞代の購読料だったり、タイヤの組みかえ代だったり、それから、車検の手数料だったり、この中に入っています。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 少しわかりました。

熊大に、いろんな医師派遣を含めて、いろいろお世話になると、そういう意味で協力金だな。ですよ、研究協力金。今後、自治体病院と、それから、熊本県のセンター病院である熊大病院とが良好な関係でいけますよという協力金としてお払いすると。どうも、非常に力説されたので何かなと思いましたが、簡単に言えば、そういうことですね。それで大体わかりました。

とにかく、私どもとしては、新しい病院ができて、大変にぎわっているというふうに言っているのかどうなのか。にぎわっているということで喜んでいいのかどうなのか。本当は、透析を始めた、透析のお客さんもどんどんふえてきましたというみたいな説明ですから、本当は、透析の装置ができたけれども、もう閑古鳥が鳴いています。みんな本当に、減塩とか、いろんなことで健康管理に注意してもらっておりますからというふうなあなたの予算説明になることを期待します。

非常に複雑な気持ちで聞いているんですよ。これはもう、二律背反することを、私たちは、さっきは健康保険の予算を、約34億ですよ。32億と2億どれだけかだったですから。こちらが約10億、売り上げは8億幾らだな、医療収入は。それを二律背反することを同時に、きょうは、続けて審議しましたので、その辺の矛盾を、これは決して矛盾じゃないけれども、気持ちの上の矛盾を、そういう形で私どもは整理していきたい。病院もそういう姿勢で経営をやって、住民の健康管理に尽くしていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼します。

今、中村議員のほうから、病院が病人でにぎわっているのかというような、ちょっと複雑な心境であるとおっしゃいましたが、私たち女性にとっては、病気になってからじゃなくて、いわゆる婦人科のほうは、産婦人科、これは全く病気というわけではなくかからなくちゃいけない大事な診療だというふうに思っています。

かねがねお願いはしていて、しかも、事務局長のほうから、らあるいは、病院長の水本先生のほうも、婦人科については、本当に考えているけれども、全国的に医師が不足しているというよ

うな状況もあるということの中で、なかなか難しいとはおっしゃいます。

ただ、本当に広域的に見たときに、本当に、この郡内でも、先日私は、一般質問だったか申し上げたかと思いますが、今、益城町に一つしかないというような状況もありますね、産婦人科というものです。だから、松橋に行ったり、あるいは、大津に行ったり、そういった、もちろん、市内まで通ったり、いろんな負担をお母さんたちにかけているというようなことで、本当に、高千穂、宮崎側に行っても、延岡にはたしかあると思いますが、高千穂あたりまで行ってもないというようなことですので、何かこの広域の連携の中で、婦人科、産科というところでは、本当に24時間体制で構えなくてはいけないので、医師も一人ではなくて、3人ぐらい要るんですよというような御説明も受けたことがありますけれども、定期的な健診とかは、地元の蘇陽病院で受けていただく。そして、いざお産となったら、提携の病院に行ってくださいというような、何か工夫が、この広域で考えて、知保郷とか、矢部の何とか郷とか、阿蘇まで含めたところで、何か、ここがやはり拠点病院になって、一帯の私たちの町民の支えというか、そういったものになっていっていただけるような工夫をお願いしておきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、宮川憲和君。

○そよう病院事務長（宮川憲和君） 何度か議員のほうからも、質問があった中でお答えはしているんですけども、なかなか、医師の中でも一番なり手の少ない科ということで、というのは、やはり、24時間体制でなければいけないというのが一つと、それから、最近是非常に事故と申しますか、そういった関係が多いということで、最終的には、訴訟等が非常に多くなってきているというようなところで、それで少なくなってきているのではないかなと思っています。

産科だけじゃなくて、婦人科につきましてはということだったんですけども、とにかく、今は、近くに婦人科の先生がいらっしゃいますので、もしも婦人科の先生がそこを閉鎖されたときには、何かの対応策を考えていきたいと思っています。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、熊本県の都市圏協議会というのがありまして、そこには熊本市も入っていますものですから、熊本市市民病院が管轄でありますので、こちらの要望事項としては、そういう産科の定期健診、それあたりの、何か連携ができませんかという申し入れはやっておるところであります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「平成27年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおり可

決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 4 時05分

再開 午後 4 時15分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第33号 町有財産の無償貸付について（旧下矢部東部小）

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第33号「町有財産の無償貸付について（旧下矢部東部小）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第33号、町有財産の無償貸付について、旧下矢部東部小について、説明いたします。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

平成27年 3 月 5 日提出。山都町長。

1、物件の所在。

所在、山都町白小野辻168番地ほか。旧下矢部東部小学校です。地目、学校用地。面積、3,786平米。

2、貸付対象物件。旧給食棟、鉄骨づくり90平米。旧理科室、鉄筋コンクリートづくり、67.5平米。

3、使用目的。農林産食品加工開発研究棟。

4、貸し付け料。無償。

5、貸し付け期間。平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの 3 年間です。

6、貸し付けの相手方。

住所、熊本市出水 3 丁目 7 の78の 1。氏名、坂本卓。

提案理由です。

町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目は、貸し付けを实际しているところの部分を図示をしているところでございます。

1枚戻っていただきまして、貸し付けの相手方ですけれども、この方は、熊本高等専門学校、いわゆる高専の先生でございまして、この施設、下矢部東部小学校につきましては、平成18年から貸し付けを行っておるところでございます。その当初から、技術的な指導、農産品の加工の処理法の指導を、地元の方と一緒にさせていただいているということでございます。

内容としましては、地元産の大豆等を使ったみそですとか、菜種を使った菜種油、それから、

イチゴを使ったジャム、それと、一般的な活動としましては、みそづくりの講習会ですとか、子供たちへの料理の体験教室ということをやっておられるところでございます。

33号については以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 質問ではありません。私の地元でございますからですね。

今、坂口総務課長が言われたとおり、非常に、学校を利用して、いろんな農産物の加工をやっております。きのうもみそづくりで何人か来ておられましたので、それを御報告しながら、ぜひとも、可決はされると思いますけど、今後とも、地元といたしましては、精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 小さいことですが、1階の平面図の斜線のところが借りるところでしょう。理科室とか、準備室とか給食室とかんですが、トイレは使わさんですかね。ちょっと小さかったですかね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） もちろん、トイレもお使いになられているとは思いますが、こちらから、主体的にお貸し付けしているのは、理科室と給食棟ということになっておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今、工藤議員の御質問に、私もはっとしたわけなんですけれども、私も、実際的には朝日小学校の管理のようなことのお手伝いをしてはいますが、やっぱり、維持管理費というか、無償でということになってはいますが、水道使用料とか何とかについては、こちらの坂本さんが代表されているところで、ある算出方法によって、支払われているというようなことでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） これが、そもそもが地域再生法というものにのっとって、認可を受けました事業でございますので、このときに、無償で貸し付けるということが条件になっております。それでないと、ここにかかっております国庫補助金ですとか、起債については、繰り上げ償還でしたり、返納が生じるということで、無償が条件ということなんですけど、今、議員から御指摘のように、使用料については無償なんですけれども、実費は御負担いただくということで、電気ですとか水道料、そういったものについては、きちんと契約書の中で定めて、負担をしてもらっているということになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私もそれでは、ついでで言っておきます。これは一般論です。あちこち貸します。これが、又貸しをしておった形跡も実はあったんです。そういうことにならないように、きちんとした契約をしてください。民事上の大変なトラブルのもとですから、以上、言っておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「町有財産の無償貸付について（旧下矢部東部小）」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第34号 町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第34号「町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第34号について説明をいたします。

議案第34号、町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

平成27年3月5日提出。山都町長。

1、物件の所在。

所在、山都町北中島小鶴1717番地1ほか。旧中島西部小学校。地目、学校用地。面積、8,885平米。

2、貸付対象物件。旧教室棟、鉄筋コンクリートづくり800平米。旧給食棟、鉄骨づくり80平米。

使用目的。小規模多機能型居宅介護事業による地域密着型の居宅サービス拠点施設。

4、貸し付け料。無償。

5、貸し付け期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日、3年間です。

6、貸し付けの相手方。

住所、山都町北中島1717番地。氏名、NPO法人ボランティアネット夢工房、理事長、佐藤豊

さんです。

提案理由。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

こちらの施設につきましても、平成18年から貸し付けを行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第35号 町有財産の無償貸付について（旧小峰小）

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第35号「町有財産の無償貸付について（旧小峰小）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 続きまして、議案第35号について説明をいたします。

議案第35号、町有財産の無償貸付について（旧小峰小）。

町有財産を次のとおり、無償で貸し付けることとする。

平成27年3月5日提出。山都町長。

1、物件の所在。

所在、山都町小峰引地1385番地ほか、旧小峰小学校。地目、学校用地。面積、1万6,388平米。

2、貸付対象物件。旧給食棟、鉄骨づくり90平米。

3、使用目的。農林産物加工施設。

4、貸し付け料。無償。

5、貸し付け期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

6、貸し付けの相手方。

住所、山都小峰250番地1。氏名、農産加工クラブあおぞら、代表、渡邊節子さんです。

提案理由。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

こちらの施設につきましても、平成18年からお貸し付けをしているものでございます。農産加工といたしますのが、シイタケですとか地元の産物を加工されておまして、米粉のだんごですとかコンニャク、それから、シイタケのつくだ煮等々をつくっておられるということでございます。以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） この物件の所在の面積は、これは全体面積が1万6,388あって、そのうちに90平米ということですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 1,638平米で、実際貸し付けている面積自体は90平米ということになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「町有財産の無償貸付について（旧小峰小）」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

延会 午後4時26分

3 月 19 日（木曜日）

平成27年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年3月5日午前10時0分招集
2. 平成27年3月19日午前10時0分開議
3. 平成27年3月19日午後1時36分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第15日）（第9号）
 - 日程第1 議案第36号 第2次山都町総合計画の策定について
 - 日程第2 議案第37号 山都町辺地総合整備計画の変更について
 - 日程第3 議案第38号 上益城消防組規約の一部変更について
 - 日程第4 議案第39号 工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線道路改良工事）
 - 日程第5 議案第40号 工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線橋梁下部工工事）
 - 日程第6 議案第41号 工事請負変更契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））
 - 日程第7 議案第10号 山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について
 - 日程第8 同意第1号 山都町教育長任命について同意を求める件
 - 日程第9 同意第2号 山都町副町長選任について同意を求める件
 - 日程第10 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第11 発議第1号 議員の派遣について
 - 日程第12 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三

会計課長	田上博之	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐重昭	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

初めに、生涯学習課長藤川多美君より答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） おはようございます。

先日の図書館協議会のメンバーの中で、学校関係者、蘇陽南小学校長藤吉先生の件でございますけれども、先日私のほうで学校の校長会の会長ということの職ということで説明を申し上げましたけれども、校長会の代表ということでございます。学校の校長会の中には、それぞれ特別支援学級の担当者だったり町の図書館運営協議会、それから青少年健全育成協議会等とたくさんの部会がございます。その中で担当者ということで藤吉校長先生がこの職務に当たられているということで、担当者ということでの説明とさせていただきます。訂正をさせて、そしておわびをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

日程第1 議案第36号 第2次山都町総合計画の策定について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第36号「第2次山都町総合計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。

それでは、議案第36号、第2次山都町総合計画の策定について。第2次山都町総合計画を別紙のとおり策定する。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由でございます。平成27年度以降の、本町の目指すべき将来像の基礎となる第2次山都

町総合計画を策定するに当たり、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

11日の総合計画についての全員協議会では、さまざまな御意見、御指摘をいただきまして、まことにありがとうございました。

内容といたしましては、第1次総合計画との継続性、関連性がないのではないかと。また、合併後10年間の点検・評価、また振り返りが無い。また、将来像のキャッチフレーズがぴんと来ない。これまでのキャッチフレーズでもいいのではないかと。さらに、計画は夢のあるニュアンスでなければならぬのではないかと。さらには自然との共生、人と人との共生が、この町のまちづくりの根底にあるべきであると。さらには、「カクゴ」という言葉は少し違和感がある、言葉遊びではないか等々の趣旨の御意見をいただいたというふうに思っております。持ち帰り、内容の点検を行いまして、追加修正をさせていただきました。今般議案の差しかえということで提出させていただきましたので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、まず説明をさせていただきたいと思っております。内容つきましては、全員協議会のほうでも議論をいただきましたので、訂正点、修正点等を主に説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページを開いていただきまして、目次の次のページに3ページにわたりまして序文といたしまして、「この10年を振り返って」ということで追加をいたしました。

第1次総合計画では、五つの柱を章建てしております。そして将来像を「潤い、分楽、そよ風でつづる 山都町」と掲げ、各種政策を行ってきました。その旨を序文の最初に入れさせていただきました。当時1万6,000人を割るという人口予測に、努力目標を追加いたしまして1万7,000人といたしました。結果予想数値を下回ることで推移したこと。

またⅠとしまして「自ら考え行動する自立の風」というところでは、28の自治振興区の設置を見ることができたこと。また町政座談会としての山トーク（みんなの座談会）の開催に至ったこと。

またⅡといたしましては、「むらの自慢を運ぶ風」。この中では環境保全型農業の推進に当たりながら、当時余り予想されなかった有害獣の被害が昨今深刻な事態であることを記載させていただきました。また、商店街の活性化では道路の美装化、街路灯の設置また空き店舗対策に当たってきたことを記載しております。

次ページでございますが、Ⅲ番目の「自然と環境にやさしい風」では、環境保全と再生エネルギーまた九央道整備促進に当たってきたこと。

Ⅳ番目の「生涯現役百彩（百歳）の風」では、健康福祉のまちづくりを進め、受診率の向上などに努めてきたこと。

またⅤ番目の「過去と未来をつなぐ風」では、文化振興や教育環境の充実に取り組んできましたが、新設矢部高校が非常に厳しい現状となっていること等々を盛り込み、第1次総合計画の振り返り、またこれを振り返りつつ今後の人口減少対策を初め、残された課題に当たる旨を一番下の「今後に向けて」ということで掲載させていただきました。

以上、この部分を振り返りとさせていただきたいというふうに思っております。

3ページをお開きください。

3ページが、3、計画の構成となっておりますけれども、この部分を文章表現の整理として、若干前回の分から接続詞の修正をさせていただきました。文章的には接続詞を追加しただけでございます。

6ページをお開きください。

2のまちの特性(2)の豊かな自然環境の部分でございますが、御指摘ございました九州中央山地森林生物遺伝資源保存林の文字、並びに下段に注釈を入れさせていただきました。

次に、7ページの(3)林業を支える農林業の部分でございますが、この部分につきましては、大意はかえておりませんが文章の追加・整理を行わせていただきました。

次に、10ページを開きください。

4、まちづくりの主要課題の部分で、課題①町を支える人づくりですが、4行目のところですが、「人と人との共生という言葉を念頭に置いて」ということで、人と人との共生を追加させていただきました。

右のページの11ページでございますが、課題③住みやすい、住み続けたいと思われる環境づくりでは上から10行目でございますが、「人の営みに自然との共生は欠かせません」ということで自然との共生の一文を挿入させていただきました。

次の課題④「山の都」の魅力を活かした地域づくりでございますが、済みません、これは上から8行目でございますが、この文書中1行目が「本町では」、それから8行目も「本町では」となっておりますが、ちょっとこの製本の後に御指摘をいただきまして、この8行目の「本町では」のところを、「また、本町においては」と訂正させていただければというふうに思います。申しわけございません。

課題⑤将来を見据えた効果的な行財政運営でございますが、これにつきましては、「財政支出の削減」という言葉を「効果的な行財政運営」というふうに訂正をさせていただきました。内容につきましては変わっておりません。

続きまして15ページを開きください。

基本構想第2章「山の都」の将来像の部分でございますけれども、キャッチフレーズの下の中6行目でございますが、ここに文章を追加させていただきました。第1次総合計画を引き継ぐものであるという旨と、さらに残された課題について、基本理念を取り込みつつ第2次の総合計画に向かうという意味の文章に追加修正をさせていただきました。

次に、20ページをお開きいただきたいと思っております。

20ページのカクゴ⑤の部分でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この部分につきましては、効果的な行財政運営というふうに修正をさせていただきました。

右のページの施策体系図でございますが、左側には「山の都」の将来の像、キャッチフレーズで入れておりますが、ちょっと鍵括弧が、これは申しわけございません、印刷上の体裁の誤りでございまして、鍵括弧をつけるという意味でございます。

続きまして、ずっと下りまして基本計画の64ページでございます。

64ページの一番上段につきましても「5効果的な行財政運営」というふうに修正をさせていただきました。

これまで、先ほど冒頭申し上げましたように、全員協議会で御指摘いただいた部分につきまして、急ぎ検討を重ね、その分について修正なり追加なり校正をさせていただいたものでございます。なおこの内容で議決をいただきました場合は、これに写真なりイラストなり装丁を加えまして印刷をさせていただく予定としております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） はい。また随分苦勞した感じはいたします。私は、まだまだ言葉遊びのところがあるなという気はしますけれども。

ただ一点だけ、全体を貫くものとして、理念として、これは合併のときにつくるときから私は申し上げたんですが、どうしたって自慢という言葉を使いたがる。自慢。自慢では、私は非常に次元が低いと思うんです。自慢という言葉は、他と比較しての言葉なんです。ここに生まれたオンリーワンの誇りではないんですね。誇りだったら絶対的なもの。おのれの人格をかけた言葉なんです。誇りは。そこの違いが、全体としてニュアンスが次元の低いものになっていくと、行ってるという気がします。それが言葉遊びにもつながったと言えなくもないと、今説明を聞きながら改めてそう思いました。

これは、ここですぐどうこうせいとは言いません。まず、その辺のどこを踏まえながら、次期計画あたりでは考えてください。そして、この運用の中では、運営の中ではやっぱり自慢を誇りに読みかえてください。人としての生き方がかけるのが誇りなんです。ですね。よそに比べて「あ、一等賞とった」ということとするのは単なる比較なんです。価値観としてはそういうものだ、私はそう思いますので。

これは合併協定の中で同じようなことが出てきました。これを自慢とする。潤いと何とかとって三つをつないだ言葉が出てきたから、私はそこは今のよう言い方で変えてほしいと言いましたけども、とうとう当時の甲斐町長は変えませんでした。そのときからの言葉遊びがずっと続いているということを言えなくもないと思いながら、そういう感想です。

随分苦勞したわけですので、これ以上重箱の隅をつつくようなことは申しません。これをどうね、それこそ効果的に運用するかというのは、あなたの、実務者の肩にかかっています。それをチェックする、あるいはそれをサポートする我々議会議員の連帯責任でもあります。そういう思いで、一つだけそれを申し上げておきます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 20年ページ、お願いいたします。

カクゴの⑤で効果的な行財政運営と書いてありまして、その文の一番最後に「財政支出の縮減

を目指す」と、そのままなっておりますが、これはこれでよかですか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 御指摘の件につきましては、表題のほうで縮減のままでは強過ぎると。ただ内容としましては、どうしても財政支出の縮減については目指していくと。ただ前段で、効果的・効率的な財政運営を図るところが本来でございまして、下の分は、はい、カクゴとしてやっていきたいという思いを、あえて訂正をさせていただきますませんでした。よろしく御理解をお願いします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 特に、これ全体に関しては問題はないかと思えますけども、今説明の中でもありましたけども、この情報公開とか広報の充実と。この総合計画ですね、これを何部つくられて、全町に配布される予定があるのか。私は常々言ってますけども、このあたりをやっぱり町民と共有せんことには、一部の職員、執行部それから議会また関係者のみで共有しとつても、実際町がどのような形で進んでいくのかが見えないんで、これはぜひとも各戸1個、1部ずつ配っていただきたい。

中には本当に町がどうなっていくのかということで、こういうのを読んで、見て、そしてまた違った意見も出てくるかもしれませんし、そういった中でも、そういった点からも、ぜひとも各戸に配布をお願いすることを要望します。何かあれば。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） ありがとうございます。情報の共有というのは、今回この五つの柱の中には入れているつもりですので、ぜひこの総合計画については広く印刷して配布したいというところでございますが、この総合計画そのものにつきましては、全戸配布まではいきません。幅広く区長さん、自治振興区を含め、各関係団体に配るように今予定しております。ただ、概要版の作成並びに広報等で、この何回かシリーズに分けて、この内容について周知を図る。それからホームページには、もちろん全文を載せさせていただきます。

また、これの別冊として用意しております地域ビジョンについては全戸配布という形でございますので、その中ではまた地域に入りまして、丁寧なこの内容の説明をする機会は持っていきたいなというふうには思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。こういった総合計画が、あれだけの審議員の皆さんが十分な形で審議をされて、こういった形で出てきているということで、これにはもうそういったいろいろな部分で言うことありませんが、私は一つはやっぱし課長、1次のこの検証ができていなかったという部分については、これは十分に反省しながら次の数値目標、そういった部分についてやっぱりしっかりやるべきであるということを申し上げておきますが、今日、直接関係あるかわかりませんが、一つ聞いておきます。

今、いつも私は地方振興5法、7法、8法言いますが、過疎振興法、山村振興法。山村振興法が昔で言います、昔というとおかしいですが、これがネットのかぶっていたところによりますと、矢部地区では白糸地区、それから清和地区においては小峰地区と。山都町では、この二つなんです。ところが、合併してもう11年目になりますよ。私はこの山村振興法は、山都町全体をやっばしネットがかぶるものと思っていたところですが、これが以前のままで……。

いろいろな、もう山村振興法がことしの3月31日で切れますですね。恐らくは延長になることは、政治主導の中でできてくることは間違いないと思いますが。これによって地域振興ができていくとありがたいことですが。

そういったところで、肝心なところが今でも私は山都全体を、このネットがかぶったものと思っておりましたけれども、まだ、その旧白糸地区と小峰地区という、きょう聞きまして、これはおかしな話だなと思いました。そのところはどうでしょうか。そういった部分がはっきりわからないと、この総合計画を持っていく部分には非常に支障が来してくるということに考えます。

そういったところについて、当然もう過疎振興法もそうですけどもね。防衛省周辺でもやっばし周辺、そういったそこばかりかということではなくして、9条でうたわれております周辺整備の部分については町全体を対象とするような形になっております。そういったところからしましたとき、次の事業申請に、そういったものは非常にどうしていくものかということを考えますので、そのところをひとつ、明快というわけにはいかんと思いますけれども、考え方そして今の状況の部分についてをお知らせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） はい、ありがとうございます。おっしゃるとおり山村振興については、旧町村では2地域。それも、これだけ72%の山林といいながらも、山村地域振興計画にかぶせてあるのは旧白糸村と旧小峰村という、その地域だということは、御指摘のとおりであります。総合計画今般こういうふうには計画させていただきましたが、やはり分野別なり、そういった法定計画ときちんとしたやっばりリンクがなされていなかったと。この部分について、きちんとやっばりチェックできる体制、これについてはしていくべき必要があると思います。

時限立法もしくは法定計画につきましては、やはりその分野だけで今までつくってきた部分がありますので、きちんとやっばり総合計画の筋道の中にと、必ずきちんとリンクをさせると、そのチェック体制をつくるというのを今回強くやるべきだという認識でありますので、今般その山村をどうするのか、もしくはほかの計画をどうするのかということは、ちょっとこの場で詳しくは申し上げられませんが、御指摘の部分重々慎重に受けとめたいというふうに思います。

また過疎自立支援計画につきましても、27年度で終わりますので、また新たに考えていかなければなりません。そういったところでこの計画が、ただのお飾りにならないようにということを考えております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） そういったことが、このカクゴ⑤になります効果的な行財政運営、つまりそういったことによって、国県の支出金によって財政の処置ができるということになれば、

一般財源がそれだけ使わなくてもよいという形になるだろうと思いますし、この部分につきましてはね、非常に今から山村振興計画の中でやっていこうと、事由がもう既に県からいろいろな形ば言われてくるということになったりしますので、そういったことがないように、地方創生が我々がメニューをつくりながら、こういった形で事業を起こしていくということでもありますので、それにはそれだけの対応をするような部分について、しっかりと検証しながら、次に仕事がしやすいような形をつくっていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） いいでしょうか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これは、総合計画につきましては、また私もうちのほうで大分読んでみたんですけども、例えばこの基本計画、総合計画の基本計画ですね。この中に、例えば地域で支え合う福祉の充実と。それで数値目標が全部出ているわけですね。例えば虫歯が25%から20%にするとか、母子保健のこととか、また学校のこと、中学校の生徒の進学率を、矢部高校をどうするかとか。10ページですけども。

で、具体的にどうするこうするというのは書いてなく、そういうふうな課題として数値目標は書いてあるわけですね。これをどのようにしてやるのかと具体的なその計画。いつごろまでにそれをやるのか。もう早急にやらなきゃいけないところもたくさんあります。見てみるとですね。今立ちおくれのところもありますで、早急に取り組む必要があると思います。これをどのように検証していくのか、どのような計画を立てて行政がやっていくのか。これを、やっぱり各委員会、建設常任委員会も福祉も総務も一緒に検証していく必要があるというふうに考えています。

これにつきましては、予算も伴いますけれども、何年度までにどのようにするのかという具体的なことを、やっぱり建設常任委員会とか、あるいは厚生常任委員会の中で十分議論していきながら、委員さんを集めて議論してきながら、この数値目標が果たしてできるのか、お飾りであっちゃいけないわけですね。ここら辺については執行部とも十分協議しながらやっていく必要があると思うし、予算も伴う……。これは最優先すると思いますんで、そこら辺の今後の進め方について、各課の皆さん、課長の皆さん方もどのように考えていらっしゃるのか。

この数値目標がお飾りでないためにはどのような対策が必要なのかということ、その各課長の中でも、課長会議の中でも十分議論されてると思います。これをつくったにつきまして相当金もかかっていると思いますし、これをいかに実施するのか、どのような形で実施するのかということ、どのようにお考えなのか。これ町長も含めたところでお聞かせをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） はい。数値目標につきましては、各課のほうから主要……。もちろん主要目標値というのにつきましては、各課のほうで希望値であったり達成可能な数値という形で出していただきましたが、これにつきまして、実はこれまでやっぱり目標出しっ放し、点検ができて……。まあ目標はいいんですが点検ができていないという反省のもとに、また今後

のやり方といたしましては、やはりこのチェック体制につきましてきちんとやっていくというのがやっぱり大きな課題だというふうに思っております。

私どもとしましては、事業評価というシステムを早急に立ち上げながら、各課のこういう目標数値なり掲げたものについて、どの程度事業進捗が進んでおるのか、それから達成率はどうか、事業の可否、優先順位度も含めまして、そういったものを点検するシステムを、これまでの事業進捗状況というのは内部では調査はあっておりますけれども、そうではなくて、こういった数値目標がどのような今経過をたどっているのかというシステムを入れていきたいと思っております。

ただ、これにつきましては、よその自治体では随分先進的なところはございますけれども、うちの町でどの程度の、どのレベルのと。もしくは、その後少しずつやっぱりレベルアップしていく必要がありますので、そういったところを、ぜひ27年度に取り組みたいという意味で、この基本構想の中にもPDCAとも書いておりますし、チェック体制また事務事業評価を導入したいという事は述べておりますので、御指摘の部分については、そういったことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今課長のほうから言われました、計画は書いてありますね、そういうふうにチェック体制を持っていきますよと。これが非常に今までもいろんな計画ができてるわけですよ。町の中には、戸棚に上がっているような計画が。金を1,000万も2,000万もかけてをつくって、商工観光のことも大学の徳野先生が来たときですか、これもつくって、それがどのくらい実施をされていたのかということも報告もなされていないし。金は2,000万ばかり使いました。いいものができました。こうしますよと、こう、できて幾らかかったつですかて聞けば2,000万ぐらいかかったという話も、1,000万かかったという話も聞きます。

いずれにしても、これつくったら実績なんですよ。もう絵に描いた餅じゃだめですから、そのチェック体制をいかにするか。私たち議員も責任があると思うんです。これに関しては。ですから、もう見てみると、矢部高校の入学率とかも書いてありますけど、施策的なものがないわけですね。この施策について、有害獣駆除に対しても一緒ですけども、どのような施策を起こして、何年ごろにどうしていくのかというのを、やっぱ各課長、それに議員の人も含めて各委員さんも含めてこれを実施をしていく必要と思っておりますので、そこら辺のチェック機能も十分に機能するようにやっていただきたいというふうにお願ひしときます。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 総合計画のことについて、2ページをお開きいただきたいんですが、きょう、この2ページの計画の期間というところで、下に表がありますとおり、これも後藤議員十分承知しておられると思っておりますけれども、基本構想、基本計画、実施計画ということで成り立っております。

基本構想については、やはりこの総合計画については総花的になりやすいというのは、やはり各分野の計画があります。先ほどおっしゃったような。何かの事業をするために計画書をつくらないかんというのは、そういうものも部門計画だと私は見てるんですが、そういうことがやっぱ

網羅してないといけないものですから、総花的になりやすいと。この一番上位計画ですから、そういう形になるんですけども、具体的な計画はこの3段目の実施計画でやるわけですね。だから、この実施計画は毎年毎年見直しをする、そしてローリングをしていくということですね。やはりそのときに、やはり具体的な項目を上げてきますし、それがやはり当初の予算と十分こう……。それから逸脱してるものではない私は思います。

実施計画の中で予算化がされるものだと。まあ、ほとんどイコールということは言えませんが、そういうことを実施計画は立てるわけですから、それも計画を持ってということですから3年間、4年間、かぶるようにこの実施計画を立てていきます。その中でどういう実施をしていくんだ、どういうもくろみをしてるんだ、で、どういう数値目標立てるんだということを具体的にやっていくべきだと。そしてその中ではやっぱり焦点をぼかさない。ここでこの町が一番何を目指すべきだと。その分野においてもですね。やっぱりそういうところをしっかりと実施計画の中で見つめていくべきだと。そしてまた、それは各議員さん方で構成される常任委員会でも諮っていくということを繰り返していくと、重ねていくということをしていこうというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今町長からぶれないという言葉がありました。ぜひ、この数値目標に向かってぶれずに行政の皆さんと議員も一緒になって頑張っていかなきゃいけないと思います。ぜひ、今の言葉を信じておりますので、ぜひ執行部の皆さん方と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、常任委員会としても一緒に問題として共有しながらいかなきゃいけないと、早期に頑張っていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 吉川です。おはようございます。

後藤議員また江藤議員とちょっと関連づいておりますが、この実施計画これに基づいた地方に地域ビジョンを盛り込んだものを各家庭にお配りになるということですが、この基本計画の中にも人口の推移というようなグラフがついてございます。

こういうふうなものを以前に藻谷浩介さんの講演会に参りました折に、その地区の、だから全体の日本の人口というのと熊本の人口、そしてそういう……。あのときに私講演会に行つて感心したのは、その町のグラフを本当に、何ていうんでしょう、当てはめると、その本当に、例えば私で言えば朝日自治振興区の人口の10年後がわかるとか、そういう本当身近なこの山都町全体のその1万何千人という目標ではなく、本当にその各家庭に配られるものには、そういうきめ細かなというか、自分の地区がどうなるだという緊迫感、そしてそれに対するこの覚悟、そこの緊迫感というか、そういった切実なものがないとこの「カクゴ」という言葉が入つてこないんじゃないかなというふうに思ひますので、ぜひそういったところの取り組みも、どういふふうにお考えなのかということをお聞きしておきます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） はい、お答えいたします。今般の総合計画につきましては、具体的な計画でございませんので、1万7,000人という数値なり1万3,000人という数値を出させていただいておりますが、今おっしゃいましたように各地区の集落がどうなるかと、これはもう町長が申しておりますように、集落営農を通した集落維持機能をどうやって守るかというのが一番やっぱり根幹のことになってくると思います。

里山資本主義の藻谷浩介さんの資料につきましては、私も山都町版に置き直してグラフは作成してみました。確かに統計上非常にためになる資料ということで、今使わせていただいておりますが、今議員御指摘の部分につきましては、地方創生の中で人口ビジョンというのをつくらなきゃなりません。山都町版の。この中でやっぱり詳細に、地区ごとの将来像というのは出していくべきだというふうに思っております。

この総合計画ではその分までは出せませんが、今般の27年度の人口ビジョン作成に当たっては、やはり分析ということに力点を置きたいと思っておりますので、各集落の将来、非常につらい事実が見えてくるかも知れませんが、それについてはやっぱり分析をきちんとして、じゃあ、とり得る施策は何かということについては、そこで検討、研究させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 読んでみますと、非常に立派なものができ上がってというふうに思いますが、計画倒れにならんように、そこが全部全部が実行でくるちゅうには思いもしませんですけども、これ14ページですかね、これPDC Aというのが最近よう出てきよります。これ私思ったのは、これはもう30年か40年前からこういう言葉が出ております。これはトヨタ方式の中にもこのあたりが、PDC Aというのがうたってあります。それにのっかって、いろいろな工程の仕事をすっていうのをPDC Aというふうに思いますけども、このプランのところで地域づくり、人づくり、産業づくり、環境づくりというようなことで書いてありますけども、これプランというのは計画ですけども、このあたりはやっぱ地域づくり、人づくりあたりも一つのプランだろうと思うんですよね。

そこら辺がこれごっちゃになっているような気がいたしますし、最終的には目標を掲げたなら結果を出すのが本当ですよ。そういうことを、何ならば全部が全部できなくても、やっぱし大きなところから潰していくとか、小さなところから、手の届かんような小さなところから潰していくか、いろいろ考え方がございますけども、そのあたりはどういう考えなのか。全部がでけんちゅうことは承知しておりますけども、一番メインのとこを潰していくのか、それとも全体的なことと思って、小さなところからでもして大きくつくるというような形でお考えなのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） はい。PDC Aでございますけども、プラン計画づくりからアクション実行まで行って終わりでございまして、これは実行したら必ず見直しをして計画を

練り直すということが必要でございますので、これサイクルと言っているとおり、ぐるぐる回さなきゃなりません。ただ、それが非常に弱いと、弱かったと。本当にPDCAというのは、もうかなり浸透している言葉であるにもかかわらず、やっぱりきちんとその取り組みがこの行政ではできていなかった部分はあると思います。

で、今般やはり行財政改革を含め、このまちづくり、地域づくり、人づくりをするには、こういったサイクルを一つの手法としてやはり使うべきだということで、改めてここに出ささせていただきました。地域づくり、人づくりにつきましても、環境づくり、産業づくりにしましても重要な……。つくことは経過ですので、その中にやっぱり一つの計画から実行まで、そして見直しということをやっつけていかなければならないという思いでございますので、決してどここの地域づくりだけとか人づくりだけってことではございませんで、相対的にこの四つがそろわなければ、このまちづくりはできないという考えでございます。

また優先順位につきましては、確かにあれもこれもというわけにはいかないという現実がございますが、一番やっぱり効果的なものが何か、何が一番効果的なものかというのは優先順位で判断していく必要がありますが、この中のどれ一つ欠けてもやっぱり進まないのではないかという思いはありますので、これは本当に難しい課題だと思いますけども、ぜひ議員の皆様のお指摘も受けながら、この四つは全てやっつけていかなければ、このまちづくりは進まないという認識で当たっていきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） さっき忘れましたが、インフラ整備の中で光回線が入ってないんですね。これはこれから議会の了解を得る案件だからということで、あえて入れなかったのか。基本方針ですから、私は入れてよかったと思うんですね。入ってないんです。インフラのところ。それから、もう一つ同じインフラで、この下排水の垂れ流し、そして河川汚濁防止は書いてありますけれども、このごみの不法投棄あるいは野焼きによるダイオキシンの発生、これが非常に環境問題というのは大きいんですよ、これがすっぽり落ちてます。

だから、こういうことを一つずつは詳しく書かなくても、環境条例を実効ある運用をして汚濁防止、そしてばい捨て、ダイオキシン発生の防止を図っていくというぐらいのことは書いてほしかった。これは実施計画のところできょういうふうに盛り込んでください。一番大事なところが抜けてる。というのは、やっぱりさっきから言うように、単なる誇りとしていくもんだから、薄っぺらなところで言葉だけが流れていく、そして当事者の関心の度合いによって、この表現が濃いかったり薄かったりということになっておるんですよ。

そういうのを取り上げればもう切りがありませんので、私は冒頭からもう重箱の隅をつつくようなことしないと。これをどう運用していくかは、執行部だけでなく我々の責任でもあると。元課長さんたちだった人は、自分のときのことを反省しながら質問しておられるようです。ですから、私どもはそういう経験はないけれども、長い間この議席におりますから、連帯責任です。私どもの。私どもがただ言いつ放しで注文つければよいというもんじゃない、総合計画

は。一緒につくっていくことですから、一緒にこれは運用の中で作り上げていきましょう。だから、その光回線のところだけは聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） はい。光ケーブルにつきましては重要な案件でございまして、全員協議会のほうも予定させていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

序文の2ページ目でございますが、Ⅲの「自然と環境にやさしい風」の中で7行目でございますが、これは振り返りの中で書くべきだったかどうかわかりませんが、「情報格差の解消に向けた高速通信網の設置までには至りませでした」ということで、「光ケーブルによる整備を推進する予定です」ということで一応振り返りとしては書いております。

それから、済みません、基本計画のほうの45ページをお開きいただきたいと思ひます。45ページです。

ここの基本施策、道路網・高速情報通信網・水道等の社会生活基盤整備の中の7番目の矢印でございますが、「超高速情報通信環境の整備による、地域情報化の推進及び情報通信格差の是正を図ります」ということで記載させていただいているということで御理解いただきたいというふうに思ひます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「第2次山都町総合計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号 山都町辺地総合整備計画の変更について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第37号「山都町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、御説明申し上げます。

議案第37号、山都町辺地総合整備計画の変更について。山都町辺地総合整備計画を、別紙のとおり変更することとする。平成27年3月5日提出、山都町長。

提案理由でございます。本計画の変更は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議決を経る必要があります。これがこの議案

を提出する理由です。

今般長谷辺地、橘辺地。それから法連寺・日名田辺地、さらに緑川辺地、4本の辺地計画の変更でございます。次ページ、表紙の裏の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、長谷辺地の計画の変更でございます。

辺地の概況は、長谷地区で36字の地域でございますが、辺地点数112点。これは100点以上が辺地というふうにしておりますので、100点を下回った場合は辺地ではなくなるということでございます。

次に、公共的施設の整備を必要とする事情を書いておりますが、今回この長谷につきましては、町道長谷埋立線、長谷花立線の整備に係るものでございます。

3番目に、整備計画を書いておりますが、平成24年度から平成31年度までの8年間とするという変更でございます。

事業費につきましては、4億2,500万から7億9,695万5,000円ということで変更するというところでございまして、特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金並びに道路整備総合交付金を充てるということでございます。

次ページをお願いいたします。

次ページは、先ほど申し上げました辺地度の点数でございまして、一番右下に表紙にございました112点というポイントになるということでございます。右側の施設別年次別計画表でございまして、平成24年から平成31年度までの計画延長ということで上段の括弧書きが変更の事業費の概算額並びに財源内訳となっております。

次ページ、4ページお願いします。

変更の理由書を書いております。中段以降でございますが、このような中、辺地地域と辺地地域外の地域格差の解消を図るため、町道長谷埋立線は道整備交付金を、町道長谷花立線は社会資本整備総合交付金を活用し平成24年度から平成26年度までの計画で整備を行ってきたが、町道長谷花立線においては、社会資本整備総合交付金の配当がなく計画期間内に事業を完了することができず、また、町道長谷埋立線につきましては、同路線の次工区へ事業を展開する必要があるため、それぞれ事業費を変更し計画期間を延長し事業の遂行を図るものということが、今回の理由でございます。

5ページ右側につきましては、黄色いのが辺地の区域でございますが、その中で2本の線を、位置図を示しております。

次ページの6ページにつきましては、山都町全図の中で位置を示しております。

続きまして、橘辺地でございます。

橘辺地につきましては、17字の地域でございますが、こちらの辺地度は152点でございます。

次に、整備を必要とする事情を記載させていただいております。

3番目に公共的施設の整備計画の期間でございますが、平成22年度から平成31年度までの10年間と変更するものでございます。

事業費につきましては、2億円から3億8,385万9,000円ということの変更でございます。こち

らにつきましては、道整備交付金事業50%を充てるということでの財源内訳となっております。
次ページをお願いします。

これにつきましては、先ほどと同じく算定表で、その総計は右下にございます152点です。

横置きで申しわけありませんが、9ページには施設別年次別計画表でございまして、先ほど申しましたように2億円から3億8,385万9,000円の事業費に変更とともに、年度を31年度まで延長するものでございます。

次ページをお願いします。

変更理由です。中段から行きます。このような中、辺地地域と辺地地域外の地域格差の解消を図るため、道整備交付金を活用し平成22年度から平成26年度までの計画で整備を行ってきたが、同路線の次工区へ事業を展開する必要があるため、事業費を変更し計画期間を延長して事業の遂行を図るものでございます。

右の欄は計画の位置図でございます。

次ページは山都町全図に係る位置図でございます。

続きまして、法連寺・日名田辺地ということでございますが、鶴ヶ田の19字でございます。辺地度数は185点というふうになっております。

次に、整備を必要とする事情を書いておりますが、3番目の公共的施設の整備計画でございますが、平成25年度から平成29年度までの5年間ということでは、6,400万を1億1,338万1,000円に変更するものでございます。こちらにつきましては、特定財源は社会資本整備総合交付金を充てる予定でございます。

次ページにつきましては、同じく算定表で右下に185点の算出となっております。

15ページが年次計画表でございまして、6,400万の事業を1億1,338万1,000円に変更する旨、また27年度から29年度までの期間延長を行うというものの計画でございます。

16ページ、変更理由書でございます。中段から行きます。このような中、辺地地域と辺地地域外の地域格差の解消を図るため、社会資本整備総合交付金を活用し平成25年度から26年度までの計画で整備を行ってきたが、計画どおりの交付金配当がなく計画期間内に事業を完了することができない状況となったため、事業費を変更し計画期間を延長し事業の遂行を図るというものでございます。

右側が辺地の計画位置図でございます。

次ページは全図に同じく位置を示しております。

続きまして、緑川辺地でございます。

緑川辺地につきましては、148字でございます。

辺地度数は201点ということでございます。

整備を必要とする事情の次に、次ページの20ページに公共的施設の整備計画でございますが、平成21年度から平成29年度までの9年間とするものでございます。

林道と道路整備で2段に分かれております。林道につきましては、2億8,477万を3億4,477万に事業費変更、また道路につきましては、2億1,900万1,000円を2億6,080万4,000円というふう

に変更するものでございます。いずれも道整備交付金事業を活用する予定としております。

右側につきましては、同じく算定表でございます。

次ページにつきましては、施設別年次別計画表でございますが、林道場貫線の舗装工事につきまして29年度までの延長、小峰目射線につきましては、額の変更ということでございます。

右側の23ページの変更理由でございますが、ちょっとこれ切りにくいので上から読みます。

町道小峰目射線は、県道清和砥用線と目射集落を結ぶ重要な生活道路であり、また、山間地にある同集落の災害時の避難道路として安心安全な生活環境を提供することができ、辺地地域と辺地地域外の地域格差の解消が図られることから、道整備交付金により平成22年度から平成26年度までの計画で整備を行ってきたが、整備区間にある橋梁2橋の建設を行うに当たり工事費の精査を行ったところ、計画策定時より工事費の増加が見込まれたため工事費を増額変更し事業の遂行を図る。また林道場貫線は、舗装を行うことにより周辺町道と連携した生活道として、また、災害時の迂回路としての用途が期待される重要な路線であるため、新たに事業を追加して工事費の増額及び計画期間を延長し事業の遂行を図るとするものでございます。

次ページ、24ページに位置図、また右側に全図を示しております。

早足で申し上げましたが、以上四つの辺地総合計画についての変更をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「山都町辺地総合整備計画の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号 上益城消防組合同規約の一部変更について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第38号「上益城消防組合同規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

それでは、議案第38号について説明をさせていただきます。

議案第38号、上益城消防組合同規約の一部変更について。地方自治法第286条第2項の規定によ

り、上益城消防組合規約の一部を次のように変更する。平成27年3月5日提出、山都町長。

上益城消防組合規約の一部を変更する規約。上益城消防組合規約の一部を次のように変更する。第4条中「406番の1」を「169番地」に改める。附則。この規約は、平成27年7月1日から施行する。

提案理由。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

めくっていただきまして、新旧対照表にありますように、現在の消防組合事務所が上益城郡御船町大字辺田見の169番地でございます。これが……。失礼しました。406番地でございます。御船町辺田見の406番地の現住所を、今度新たに辺田見の169番地に置くというものでございます。

これは当初予算で説明申し上げましたように、平成26年度中に庁舎建設工事を終えられまして、新年度に入りまして備品の整備を行われます。7月から新庁舎での運用開始というふうに伺っているとでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案議第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「上益城消防組合規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第39号 工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第39号「工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） おはようございます。

議案第39号の説明を申し上げます。39と三十……。失礼しました。40号については関連がございます。

まず、第39号、工事請負変更契約の締結について。平成26年第1回臨時議会において議決された上鶴線道路改良工事のうち契約金額「8,607万6,000円」を「1億1,652万6,878円」に変更する。平成27年3月17日提出、山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

1 ページをお開きください。資料でございます。

工事請負変更契約概要。

1 工事番号。民安26国第1号。

2 工事名。上鶴線道路改良工事。

3 工事場所。山都町田小野地内。

4 当初契約年月日。平成26年7月24日。

5 工事内容。主な変更増額分の工種。施工延長（改良工事）。変更後のみ読み上げます。延長580メートル。増減プラスの220メートル。（舗装工事）延長470メートル、プラスの220メートル延長です。土砂掘削工4,983立米、1,559立米の増です。のり面保護工4,983平方メートル、365平米の増です。重力式擁壁工52立米、プラスの52立米増です。落ぶた側溝工578メートル、189.5メートルの増です。アスファルト舗装工2,706平方メートル、1,115平方メートルの増です。

6 契約の相手方。上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

2 ページをお開きください。

公共工事請負変更仮契約書でございます。

1、2、3については省きます。

4 変更契約事項。増額の3,045万878円の増でございます。工事の内容は別冊のとおり。平成26年7月24日付請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約のあかしとして、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。平成27年3月6日、発注者、山都町長。請負者、商号のみ。大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎です。

3 ページをお開きください。

位置図でございます。稲生野甲佐線から大矢野原演習場に通りますところの上鶴線を改良いたしているところでございます。

4 ページをお開きください。

4 ページに平面図をつけております。一昨年の7月24日の臨時議会において契約をいたしました部分が、ナンバー0から18までの契約をお願いしたところでございます。今回追加区間といた

しまして、ナンバー18からナンバー29までの追加工事を行い増額変更とするものでございます。残りについては、あと1,640メートルあるということでございます。

5ページをお開きください。

平面図の詳細図で大変小そうございますが、平面図の真ん中部分に赤文字でナンバー18という数字が、ちょうど真ん中部分に入っております。それからナンバー18からナンバー29までが今回追加工事をお願いする部分です。詳細の工事の工種については、非常にまた、それ以上に小そうございますけれども、それぞれ擁壁工とか落ちぶた側溝とかいうことで、それぞれ区間が書き入れてございます。

6ページをお開きください。

標準断面図でございます。全幅5メートル、車道部分4メートル、側溝左右に50センチずつというようなことで標準断面をつけております。

以上が、議案39号の説明でございます。終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） もう簡単な話ですが、こういった追加工事でこれだけするよりも、これはずっと続いている、きょうの追加区間というのはナンバー18からナンバー29号までですので、当初のやっぱし工事契約の事業料の設計の中にやれなかったものかなという部分。実に簡単な話ですが、そういったところで。これは複雑な部分であって、それは工事の期間なんかを動かさなければならぬという部分については、次の工事の進捗によってから、工事を進めていかないとこの部分がありますが、この部分には、ずっと延長ですので。そのところを教えてください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） この上鶴線26の第1回の契約でございますけれども、26、27の継続費を26当初でいただいた分でございます。で、今回補助金が防衛省の補助金が確定いたしましたので下部工の入札残と、それから、それとあわせまして補助金を超す事業を発注するというので、今回追加工事を行うものでございます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 今回は、2年度にわたっている部分の、前年の分と今年分ですね。そういうことでございますね。わかりました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） この変更契約については、いつも言っておりますが当初の工期、それから変更後の工期について、これは詳細にこれを教えてください。

それと、今の話とダブる部分がありますけれども、このナンバー18から29という路線で、残額と新しい路線をやるわけですから、これを随契に持っていかにやんだった理由には、今んとは何も値せんというふうに思いますので、その契約率、それからもう一つは契約率が幾らにしたのか。

前回の入札率で契約してあるはずですから、その契約率が幾らでだったのか教えてください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） はい。まず工期でございますが、追加をいたしますので、当然工期は法定工期を順守するというので、延ばすことにしております。しかし、27年度中には工事を終了するというのでございます。

で、もう1点補助金の……。随契でございますけども、下部工を40号でまた御説明申しますけども、下部工の時点におきまして共通費を減額いたしております。同一業者が落札いたしておりますので、減額をいたして調整をいたしておるところでございます。共通仮設費が別業者ですと12.79%かけんといけないわけですけども、同一業者でございましたので、下部工部分で9.9%ということで調整を行っております。で、それ以降の工事につきましては、それをそのまま採用すると、共通仮設費を採用するというので本契約をさせていただいております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 当初契約が何日から何日までだったのか。そして今回の契約がいつからいつまでだったか。27年度に終わりますって、27年はまだ28年の3月までありますから。工期は書いてあると思いますけども。工期は書いてなかったですかね、今度んとは。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） はい。今回のやつには工期は設けておりません。ですから28年……。ちょっと本契約を持ってきておりませんが、28年の2月いっぱいだったと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 3,000万の工事ですよ。それを今からずっと1年かけて来年の3月まで……。例えば2月いっぱいでもいいですが、それまでかかって3,000万の工事費がかかかりますかね。何か適正工期ちゅうのが、ちょっと何か間違ってるような感じがしますけどね。220メートルですよ。ただその工期の期間だけを長くにとって、長くにとって、いつでも、言わば着工できると。継続で。というような、何かやり方にしか思えんとですけれども、その適正工期をとれば、ちゃんと入札をして、前の工事が終わったら入札して、新たに何月何日から適正工期で、例えば4月で、まあ繰り越しですから、入札できるとすれば4月の何日から3カ月、4カ月なりとればちゃんとここで工事は終わるわけです。早くこう開通でくるわけですが、その点どうも説明がわかりませんが、御説明をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） はい。大変申しわけございません。工期を資料として持ってまいっておりませんので、後からペーパーを出す、工期につきましては出すということで御了解いただきたいと思っております。

それから、この上鶴線については上鶴村に入る主要道路としては、この路線しかございません。ですから、別発注でということになりますと26、27の国債を3,000万流すということになりますので、今回は今回の契約で国庫補助を超過するという意味もございまして、追加変更契約という

ことをお願いしたものでございます。ですから別業者がこの区間に入りますと、2業者が入りますので、平面図でもわかりますように稲生野甲佐線から上鶴の村のほうに入ってまいりますので、別業者が奥をとりますと、手前をしよる業者と奥をする業者が相互に協議をせなならんというような事態も発生してまいりますので、工事が進まないということも生じます。ですから、随契じゃなくて追加工事で国庫金を処分したいという言葉はおかしゅうございますけども、消化したいということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私も工藤議員と同じような疑問を持ちますがね。この補助金のやりくりの都合で同一業者に随契で延長を認めたと、3,000万の。これ本来は規模と金額からすれば、独立して入札に付すべき内容なんですね。そういうものが予想をされておるのに、最初のその契約かどうだったかと。あるいは見通しはどうだったかと。そこをきちんとあつとったはずですよ。二、三十メートルの、この延長というのは補助金の枠が残ったから認めてくださいというのは、これはしばしばありました。それは、わかります。しかし、これは200メートル以上、3,000万ですよ。非常に私には違和感を感じますね。果たしてどうなのか。

それと同時に、この工事は今はどうか知りませんが、この業者が専属的にやってみたいで、非常に地域住民に迷惑をかけたと、工事をしながら。そういう苦情が盛んに入ったことがあります。二、三年前。それは最近どうなのか。それも同時に聞いておきます。

とにかく最初の発注が、第1次契約のときがどうだったのか。220メートルも残るような発注の仕方をしたというのが私は腑に落ちません。どうせ、これは延長してもらうから、追加工事で延長してもらうからという安易な考えが最初にあったとすれば、それはそれで大変な問題ですよ。そこをはっきりさせてください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 議案第40号との兼ね合いをお話いたしますと、橋梁の下部工工事の発注時の工法を検討を行いまして、橋梁部の当初計画していた予算、町が持ってました予算を検討した結果2,250万円ほど安価で設計・発注を行っております。それから入札を行いましたので、入札差金も橋梁については290万ほど出ました。上鶴線全体での予算でございますので、国に要求しました予算額が1億9,500万ということで、当初契約では1億6,912万8,000円ということで、そこに橋梁と入札残の差額が出てまいりました。で、1億9,504万440円を消化するためには、その差額を道路改良分に乗せるということでございます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 入札残を改良のほうで延長すると。はっきり言うとそういうことですね。最初の説明では、同一業者だから約3%かな、安くなったと。3%だとどれだけ……。七、八十万安くなったみたいな話でしたね。しかし、競争入札に付すればそれ以上に安くなるかもしれません。だから最初の説明はちょっと目くらましに聞こえて仕方がありません。後の説明じゃ

一応わからんでもないですが、これは最初の見積もりがどうなのかということです。1本の独立した大きな工事が、分が残るよう見積もりをしたということになるでしょう。非常に甘いですね、見積もり。だから甘い発注になる。そうじゃないでしょうか。

ただ競争の結果、3,000万ばかり余ったと。だから、それをそちらに向けると。そういうことにしかなりません。特に我々は、この防衛省のこういった仕事については、これまでたびたびこれが繰り返されてきました。これが常態化してるんですよ。常態化している。だから発注する側も、あるいは設計する側もそれを前提にして甘い積算をしたり、甘い工期をとったりということじゃないでしょうか。これは、1期のやつは工期はきちんと終わってるんですか。さっきの話じゃ28年度までとってあると。これもおかしいんです。ですね。普通単年度制で行きますから。それでいいのかなと、もういろいろ疑問があります。

町長が説明しようとしていますんで、町長から聞きましょう、それは。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 濟いません。説明が少し足りなかったと思いますんで、補足をさせていただきます。議案の第40号、次の議案なんですけど、それを見ていただくとわかりますが、ここで近接工事として橋梁の発注、それと道路改良の発注が二つあったちゅうのはおわかりになると思います。で、近接工事なりますと、同一業者がとった場合は諸経費を調整しなければなりません。同じような直接工事費に対しての諸経費率を合算した諸経費率部分で減額をしなければならぬと。建設工事ですから。で、その分が40号で見ますと、大体これは300万ぐらい出てるということをお考えいただきたいと。その入札残以外に、その近接工事で300万ぐらい出てる。

そして、なおかつ、この下部工の設計額が去年……。これはもう毎年、1年前には実施設計を出して、そして協議をします、防衛と。で、何らかの都合があつて、そこの当初もくろんだ設計額よりも2,000万ぐらい安価になって発注ができたということでもあります。ただ予算としては、前年度に大体固めますんで、その2,000万がそのまま残っていたと。発注をするときにはもわかったんだけど、そのまま山都町に予算が来ていた。その2,000万プラスの300万があります。そして入札残があります。で、その分について、道路改良にしかこれは充てられない。もう下部工のほうは、下部工の工事の後にはもう上部工しかありません。下部工ができなければ発注できないんで、次は道路改良の工種しか残っていないと。だから道路改良のほうに延長をさせていただくと。

だから最初から200メートルを予定していたんじゃないんで、ナンバー19までが当初の計画であつたと。だから200メートルは、その2,000万プラス300万そして入札残分を、この上鶴線の中で言葉は悪いですけど、消化をしたほうが来年度以降もこの上鶴線は予定をしてるんだから、これに使ったらどうだという国との調整があつて、これに延長をさせてもらおうというようなことではありますが、おわかりになったかどうかちょっとわかりませんが。

そして工事については、この延長については、別ルートからあれば、当然この事業費のレベルからいって、別発注だと私もそれはそう思います。ただ次は演習場の中からしかございません。そして幅が3メートルあるかないかぐらいです。もう本当に2トンのダンプがようやく通るぐら

いの演習場からのルートしかありませんので、この場合は11トンのトラック、これあたりで基本的には設計をしておりますんで、2トンのダンプではちょっと効率的にも悪いし、そして設計額も2トンダンプで引き直すとやっぱり相当高くなると思います。

そういうことで、これについては同受注、既設の契約の受注業者に変更で延長をやむなく変更契約によって追加発注をするという経緯になったものでございます。

ちょっと工期の点についてと、その受注業者の、今のその住民との関係とかは引き続き課長のほうから説明をさせます。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） はい。まず住民感情の件でございますが、特段今のところ問題があるというようなお話は聞いておりません。

それから工期につきましては26、27の継続費でございますので、27年度いっぱいですから28の3月まででございます。当初がたしか28年の2月何日までだったと思っておりますので、それは確認次第ペーパーをもう1回御提示いたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） やっぱり、どうしてもこれは一つ疑問に残るのは、町長2,000万もね、入札残が残るような設計のあり方。そうじゃない。あなたの説明では下部工で2,000万残ったと。だからというふうに私はちょっと聞いたんですけど。私のそれは聞き違いでしょうか。

いずれにしても、今の段階ではこうせざるを得ないということは大体わかりました。わかりましたけれども、最初からの、この全体設計を見て工区は……。この工区どういう形で決めるのか。予算を範囲内で工区決めるんじゃないんですか。大体防衛省と事前に折衝をしてるでしょう。で、ことはどういう枠になるかと。それを見て大体工区と、それで最初からこれは継続事業を見通して発注したんだったかな。年度末の発注だったかな、これは。私も覚えていませんけれども、いずれにしても、余りにこういうことが常態化しているから、あえてくどく聞くわけですよ。非常に常態化してます。

そして過去において、ここ四、五年いろいろここでは論議をしてきたんですよ。やっぱり事業をとり過ぎて、夏過ぎてても着工していなかった。やっときのうから草刈り始めましたなんていう報告があったこともあります。ですね。で、住民とのトラブルのことも、苦情も何回か聞きました。何か、これはほかの者にやらせはできんだろうか。もう迷惑で仕方がないと。ただ一本道だから住民の言うのも筋の通らない面もあったかもしれませんよ。そういうことは私どもはあらゆるこれまで聞いてきております。特にこの上鶴線というのはそういう経過があるから聞くんです。

私の聞き違いがあれば、今町長が訂正したいということで……。訂正じゃなくて、私にわかるように小学生にわかるような説明させてください。私はこの建設工事、土木工事には非常に小学生以下ですから。わかるように説明してください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） これ補助工事ですから。で、防衛の補助工事でありますんで、前年度

に契約は……。済いません。計画、金額、もちろん施工範囲と金額は連動してはいますが、施工範囲それをナンバーどれだけまでやります、そして金額はどれだけかかります、そういう要求をして、そして内示が来て、そしてうちが予算化をしていき、そして次に交付決定が来たら発注するという段階に移ります。

だから、前年度に出したときのうちの計画が、簡単な話をしますと、1億ぐらいでこの下部工についてはかかりますという見積もりだったんですが、それで国のほうもオーケーをして、そして山都町に下部工については1億の予算措置をするという内々示か内示かをしていただいたと。そしたら、その後になって、これが8,000万で、これは少し設計を、少し見直したところ8,000万でできるということになったと。それで交付申請をやって8,000万で発注をかけた。そういうふうな差の2,000万だと。それが2,000万があったということで考えていただきたいというふうに思います。

工期については、これ契約行為でありますので、当初において議会に提出した原契約の上程のときに工期は設定してやるということでありまして、そのときの工期で今のところこの増額分については行くということで、工期については、済いません、きょう資料、今持ってきていませんので、はっきりした日を申し上げられんで済いませんけども、そういう設定であるということ御理解をいただきたい。

それと地元とのトラブル等があったら、それは毅然として今までも対応してきました。今後も同じような対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 大変、工期につきましては、ペーパーが、済いません、届きましたので御報告申し上げます。39号につきましては、当初契約が平成26年7月28日から28年の1月20日まででございます。予定といたしましては3,000万増額いたしましても、一応1月20日までには完了していただくということをお願いしようと思っております。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線橋梁下部工工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第40号「工事請負変更契約の締結について（町道上

鶴線橋梁下部工工事)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、議案第40号の説明をいたします。

議案第40号、工事請負変更契約の締結について。平成26年第3回定例会において議決された上鶴橋橋梁下部工工事のうち、契約金額8,305万2,000円を8,013万81円に変更することとする。平成27年3月17日提出、山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。

資料、工事請負変更契約概要。

1 工事番号。民安26国第2号。

2 工事名。上鶴橋橋梁下部工工事。

3 工事場所。山都町田小野地内。

4 当初契約年月日。平成26年9月11日。

5 工事内容。減額の理由。上鶴線道路改良工事発注後、改良工事の区間内にある当工事を発注した結果、同一業者が落札されたため、積算基準に基づき諸経費を調整するものとする。

6 契約の相手方。上益城君山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

2ページをお開きください。

公共工事請負変更仮契約書。1、2、3については省略いたします。

4 変更契約事項。減額292万1,919円。工事の内容、別冊のとおり。平成26年9月11日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約のあかしとして、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たときは本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。平成27年3月6日、発注者、山都町長。請負者、商号のみ。大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

3ページをお開きください。

位置図です。稲生野甲佐線から入る部分でございます。

4ページをお開きください。

A1、A2で下部工を行っております。ちょっと工事の場所の丸枠が見えにくうございますけれども、下部工をそれぞれA1、A2で行うということでございます。

5ページをお開きください。

一般図の中で赤く示している下部工の部分が側面図、それから平面図、それからA1の橋台の図面、それからA2の橋台図面ということでお示しをいたしております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） くどくなって申しわけないですが、私は非常にくどい人間ですので。

結局は、こちらから早く出せばもっと理解が、今町長の説明のようだったら私のように頭の悪い人間もわかりやすかったと思います。結論から言うと、共通経費がカットされると。カットされるから業者がそれだけもうけ損なうというニュアンスに聞こえてしまいますが、その分は何のことはない、今度の延長工事にちゃんとこれでカバーしてるんですね。私……。まあ、そらあ、あなた、町長は頭さげんでいいよ。そんなことを含めて業者は入札出とるわけですから。理屈としちゃそういうことなるんですよ。ですね。私はそう理解をしたところです。大変な誤解だということであれば訂正してください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） はい。熊本県の土木基準の中に、この一節がございまして、隣接工事という項目がございまして。

（「それはわかっとう」と呼ぶ者あり）

（自席より発言する者あり）

隣接工事という項目がございまして、現工事の施工業者を含めて入札が、後工事がされた場合、同一業者がとった場合の処置が記載されております。

今回の場合は、国債という防衛のお金を使っておりますので、全体工事、要するに下部工と改良部分で全体工事として調整をなさいという項目がございまして。それから追加、要するに後から出した発注についても、その時点で調整をなさいという項目がございまして、それにのっとりまして調整を行ったところでございまして。

以上でございまして。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

済みません、間違えました。

訂正します。

議案第40号「工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線橋梁下部工工事）」は原案のとおり

り可決されました。

日程第6 議案第41号 工事請負変更契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第41号「工事請負変更契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、議案第41号の説明を行います。

議案第41号、工事請負変更契約の締結について。平成26年第3回定例会において議決された長谷線道路改良工事（1工区）のうち、契約金額6,283万4,400円を6,265万6,438円に変更することとする。平成27年3月17日提出、山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。資料でございます。

工事請負変更契約概要。

1 工事番号。社道改矢第4号。

2 工事名。長谷線道路改良工事（1工区）。

3 工事場所。山都町北中島地内。

4 当初契約年月日。平成26年9月11日。

5 工事内容。減額及び工期延長の理由。道路ボックスカルバートの基礎について、当初は、地盤支持力を確保するため地盤改良工を予定していたが、平板載荷試験を行ったところ、許容支持力が設計支持力を上回ったため、不用となったことにより減額としたい。また、床掘を行ったところ、湧水が発生し、その対策の設計及び施工に不測の日数を要したため、工期を延長したいということでございます。

2ページをお開きください。

公共工事請負変更仮契約書です。

1、2、3については省略します。

4 変更契約事項。減額17万7,962円。工期、原契約26年9月29日から27年3月20日まで。変更工期26年9月29日から27年4月30日まで。工事の内容、別冊のとおり。平成26年9月11日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約のあかしとして、本書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。平成27年3月16日、発注者、山都町長。受注者、商号のみ、株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

3ページをお開きください。

位置図でございます。九州中央自動車道の長谷工区の部分でございます。

4ページをお開きください。

赤で示しています部分が、赤で着色しています部分が1工区です。で、白抜きになっている部分が2工区でございます。これのボックスカルバートがランプのオフとインが高速道路がおりてくる部分と、乗り入れ部分の下に当たる部分がボックスカルバートでございます。それを支える支持基盤のことでございます。

5ページをお開きください。

右上に標準断面図がございます。置きかえ基礎と書いてある部分が今回支持力があつたということで、置きかえを行わずにボックスカルバート施工するということで減額をお願いし、またこの部分について湧水がありましたので、湧水を取り除く工事等も行いましたことで工期を延長するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） この変更契約書についての様式、この様式には変更の、工期の変更まで様式があります。しかし、前の様式ではその工期の変更までは様式はなっておりませんね。であれば、これはもう、この工期が入った、金額と工期が入った契約の様式に何か統一されたほうが、私は説明もいいしはっきりわかると思いますけれども。それはまた検討してみてください。

それと、もう一つは以前に町の工事については、工期はあつてないようなもんということが問題になったことがあります。ですから、こういった年度末に、こういった増額、減額をいろんな形で出てきますと、本当に工期が終わつととどらうかというふうな心配があります。ですから、そういったところについては、もうきちんとやっぱり担当課のほうで、きちんとやってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） この41号の工事につきましては、どうしても九州横断自動車道との関連がございまして、一本で1工区と2工区を出しますと約1億円ぐらいかかったと思います。そうしますと、適正工期で行きますと約10カ月。この41号で申しますれば、今年の7月までかかるというようなこととなりますので、なるべく年度内におさめたいということで2工区に分けて発注をして、本体工事のほうは7月以降からこの部分に差しかかってまいりますので、国の希望にはかなう契約を行ったと思っております。4月30日までは完了をいたしますので、国との兼ね合いは、お約束をお守りできるものと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「工事請負変更契約の締結について（町道長谷線道路改良工事1工区）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第10号「山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第10号について説明をいたします。

3月の12日に一度、山都町長寿祝い金給付条例の一部改正についてというふうなことで出しましたが、そのとき提案理由の見直しをというふうなことで言われましたので、今回再度山都町の長寿祝い金の条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案第10号、山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について。山都町長寿祝い金給付条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年3月5日提出。

提案理由。高齢者の長寿を祝し、福祉の増進に寄与することを目的として平成17年度から山都町長寿祝い金給付条例を施行しています。それから10年を経過する今日において、全国的に平均寿命は伸びており、本町においてもその傾向は顕著です。このたび長寿の定義を見直し、米寿または百寿を迎える人を対象とするため、山都町長寿祝い金給付条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この長寿祝い金の一部見直しというふうなことにおきましては、平成25年度までにおいては、民生委員さんのほうから祝い金のほうは戸別訪問をして手渡しで渡して、おめでとうございますと言って渡しておりました。それが26年度の当初、民生委員さんのほうから、手渡しで現金をあげるのは、忘れて自分にはもらってないとか、何度行ってもいらっしやらない方なんかもらっしやって、そういうことでなかなかもう、現金でお渡しをしていくのはもうこれはやめたいというふうな申し出がありました。

その中で本当に平成25年度までにおきましては、民生委員さんが本当に80歳の人、88歳の人に対して現金を持って本当におめでとうございますという気持ちは、本当にもらった方たちは大変、本当にうれしかったことで、民生委員さんも本当に大変じゃなかったろうかなというふうには思っています。で、それを民生委員さんのことを受けて、今年度26年度はどうしたらいいもんかというふうなことで、もう人数的にも相当多いこともあって現金で手渡しというのは、やっぱりもう無理だろうということで、昨年1年間、26年度におきましては振り込みというふうな形をとり

ました。

この振り込みをとるときに健康福祉課の担当係長等が、やっぱりこのときに長寿お祝いっていう部分をもう少し見直しをしたらいんじゃないかというふうなことで、本当に民生委員さんの役員の方たち等も話をしながら、対象の年齢は80がいいのか88がいいのかにというふうなことを本当に議論をしてきた中で、平均寿命という山都町の平均寿命が80歳をもう超えてきているというふうなことで、それならば80歳のほうをやめて88と100歳。他町村のところを見たときに、88、やっぱり米寿それから百歳まで元気にというふうな部分のところは、ほとんど88、100歳のところ結構多かったように思います。

で、その中で88歳のところには、お金じゃなくて記念品をやったりとか、100歳でも5万円だったり10万円だったり、そういうふうな形でされているところが結構多かったように思うんですが、その1年間の中で、今回子育て環境の整備をしていく中で、この予算それから出産祝い金それから子供医療費を、その予算の中で入れていく中で、健康福祉課として予算等も見ながら、それから80歳の人に関してお祝いの気持ちを伝えるというふうなことで、保育園の子供たちの声をお手紙に添えてやるのかというふうなことなんかはどうだろうかというふうなことも、本当にこの間議論をしてきたところです。

その辺を踏まえながら、今回この長寿祝い金という条例のほうを、改正のほうをお願いができればというふうなことで、今回提出をさせていただいたというふうなことです。そういうことで、済みませんが、御理解のほうをいただきながら、よろしくお願ひしたい思います。

○議長（中村一喜男君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 喜寿77歳、喜寿。米寿。白寿99歳、百から一つ少なかけん白寿ですね。で、それが日本の今まで長寿のお祝いの節っていうか、その下に61歳、本掛還りがありましたが、なかなか77歳、88歳、99歳、100歳まで生きる人が少なかったのも、そういうお祝いの節がございます。

今度88……。まあ100歳。99歳、100歳ということならば、もう一つ手前の77歳も入れられてはどうですか。喜寿というのを加えて。本当に高齢者の方、年を重ねていかれた方々のお祝いをするというのであれば、そういうことを考えてみられてはいかがとも思います。ちょっと体調があんまようなかけん、あんまり言いませんばってん、これ、何ていうことはにやあ、ちっとも変わらんこっです、この前出されたつと。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） はい。内容的なことに関しては、この前提出した部分と内容的には変わっておりません。88歳は、今までのおおりに88歳、それから新たに100歳が加わったというふうな形です。で、国のほうからは100歳の方に関しては長寿者褒賞というふうなことで、銀杯と賞状が町長のほうを持って行かれるんですが、その中で山都町のほうはそれに2万円の商

品券を添えて家庭訪問をしながらおめでとうございますというふうな形をします。

県のほうに関しては、県では「ご長寿かがやきよかライフ」っていうふうなことで、100歳の人、99歳の人たちが元気に家で仕事をされている方たちをお祝いとしてあげられるというふうなことをやられてるんですが、これは本当に各郡、一つの郡内で一つ88と100っていうふうな形になったら、もうほとんどが88か100。だから郡内の中でいろいろ違いがあるんですが、敬老会のほうで地区1万円をあげてますっていうところもあれば、いろんな方法があるんですが。

今山都町は65歳以上の方が7,007人いらっしゃるんですが、80歳以上の方は7,007人の中に3,031人が80歳以上なんですね。90歳以上の方は702名、100歳以上は32名というふうなことで、もう本当に私たち20年前、その前からすると100歳というのは本当に二、三名のところ。そうだったんですけど、もう最近は本当に100歳以上、元気な高齢者が本当に多くなって、そういう部分では本当にこの80歳の人のお祝い金というのを、本当に、気持ち的には本当に……。そうですね、予算の部分とか。

(自席より発言する者あり)

はい、気持ちはそういうところなんですが、そういう部分で、子育ての部分、いろんな部分のところをやりくりを健康福祉課としては精いっぱいやってきたというところで頑張っているところですよ。

○議長(中村一喜男君) 11番、田上聖君。

○11番(田上 聖君) ちょっと関連といたしますか、千人針という言葉があったのを御存じですか。皆さん方はどうですか。わかりましたか。

○議長(中村一喜男君) いいですか。

○11番(田上 聖君) 千人針という言葉があるのを知っておりますかということです。で、知っておるなら知っておる、知らないなら知らない、それでいいです。次の機会に持ち……。

○議長(中村一喜男君) いいですか。

○11番(田上 聖君) はい。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑ありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番(藤原秀幸君) ちょっと今おっしゃったことの確認ですが、私は長寿祝い金、祝い金という項目で支出する以上は、やはり平均寿命とかそういったことはもう一番考えるべきだと思います。で、どこまでが長寿かという定義は、それはまあ国なりいろいろ、個人によっても違いはあると思いますが、平均寿命とかそういったことを基準にするのはもっともだと思います。

それで、やはりこういった名称がついた以上、やはり平均よりも生きた人にやる。そういったことがこの条例の趣旨ではないかなというふうに思うわけでありまして。そういったことで、その長生きすることをとめるわけじゃなくして、今課長がおっしゃったようなことで、他の、例えば民生関係のいろいろな事業で老人の福祉の問題だったり、敬老会のサポートだったり、そういったことをやっていくというようなことをもう一度はつきりおっしゃっていただければ、こういった案は通るのではないかなというふうに思います。

以上です。じゃあ、ちょっと簡単にお答えください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） はい。この長寿祝い金のことに関して今藤原議員さんのほうから言われましたが、福祉健康福祉課のほうとしましては、80歳の方たちに関して本当に山都町の保育園の子供たち、いろんところで、気持ち的には本当に今まで高齢者の方たちが一生懸命働いて、そして80以上も元気に長生きをされてるという部分に関しましては、本当にすごいことだなというふうなことを思ってます。そういう部分で、内容等に関しましては、うちの担当のほうともう1回整理をしながら、そういう敬老の意を込めた事業等を考えていきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 同意第1号 山都町教育長任命について同意を求める件

○議長（中村一喜男君） 日程第8、同意第1号「山都町教育長任命について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 同意第1号について説明をいたします。

同意第1号、山都町教育長任命について同意を求める件。次の者を山都町教育長に任命したいので、議会の同意を求める。平成27年3月5日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、山都町千滝72番地2。氏名、藤吉勇治氏。生年月日、昭和29年9月20日。

提案理由です。教育長を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に基づく改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び附則第3条の規定により議会の同意を得る必要があります。これがこの同意案を提出する理由です。

新しい法律に基づく教育長の職は、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長として、文字どおり教育委員会の会務を総理するとともに、教育委員会を代表し、未来を担う子供たちの育成にかかわる大事な要職であります。

今回、同意をお願いする藤吉勇治氏につきましては、昭和55年に教職につかれて以来35年間にわたって熊本県の教育に尽力をされてきました。平成20年に山都町立御岳小学校校長として赴任され、その後清和小学校校長さらに蘇陽南小学校校長と歴任され、教諭時代の教育実践はもとより、管理職としても高い識見と強い行動力を持って教育に当たってこられました。現在は山都町小中学校校長会会長として、町が主催する各種の審議会や協議会に委員として参画され、多くの貴重な御意見をいただいているところです。

なお、昭和60年より「やべごう自然観察会」の代表を務められており、本町の子供たちに小動物などの生態を通して自然の営み、命の大切さなど子供たちの発達に不可欠な教育に尽力されてきました。今後本町ならではの特色ある教育が求められる中、本町の豊かな自然を生かした教育はぜひとも進めたいものであります。このことに対し、適切なる指導等をいただけるものと期待するところです。

このように豊富な経験と適切な判断と行動力により、今後ますます重要となる教育政策に真摯に当たっていただける方と確信をいたしておりますので、ここに選任の同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号「山都町教育長任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は……。

（「質疑のあつて、討論とかなかですか」と呼ぶ者あり）

いや、討論すればいいですよ。

（「討論ある」と呼ぶ者あり）

（自席より発言する者あり）

じゃあ、討論ということですので、討論を行います。

原案に反対者の討論を許します。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 教育長の人事の件につきましてですけども、藤吉先生ということで、私はその先生の人となりを感じませんでしたので、先生のほうに出向きまして、少し時間をいただきましていろいろお話をさせていただきました。今の山都町の教育の問題点あるいは課題・検討も、お話しする中で適切な回答もいただきました。話す中で、人格者でありまた教育者であるという認識はいたしましたけども、私自身は2点についての理由から反対したいというふうに思っています。

1点目は、まず今日のいじめ、あるいはいろんな残忍な事件が起きておりますけども、私の教育観としては戦後の教育界において、そういった組織に一時期身を置かれていたという中での部分の、そういったいろんな活動が今日のそういったいろんな問題を引き起こしている一つの要因にもつながっていると私は理解しています。まあ当たっているのかどうか分かりませけども、そういった考えのもとに、今の藤吉先生の考え方とはだいぶ違いますけども、そういった点につきまして、一時期なりとも身を置いておられたという点についてが1点。

それから2点目は、これ私の考え方なんですけども、確かに教育行政に携わった方々が教育長になられるのが適当かもしれませんけども、反対に私は民間の教育に精通した方をぜひとも本当はこの、今度教育制度が変わる中で、ぜひともこの本町の教育委員会のいろんな問題・課題について、本当に真摯に取り組んでいただきたいなという思いがありました。ですから、できれば…。町長がすばらしい先生をということでございますけども、私自身としては民間ということが前提にありますので、大変恐縮でございますけども、以上の2点についての理由から反対をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。おられませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（「反対討論よかね」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） いや、もう……。

（「もう賛成討論ね」と呼ぶ者あり）

はい。賛成討論です。

これで討論を終わります。

この「山都町教育長任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 賛成多数です。

したがって、同意第1号「山都町教育長任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第9 同意第2号 山都町副町長選任について同意を求める件

○議長（中村一喜男君） 日程第9、同意第2号「山都町副町長選任について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 同意第2号について説明をいたします。

山都町副町長選任について同意を求める件。次の者を山都町副町長に選任したいので、議会の同意を求める。平成27年3月5日提出、山都町長。

同意求める者。住所、熊本市中央区水前寺3丁目35番3号。岡本哲夫氏。生年月日、昭和29年12月22日。

提案理由です。新たに副町長を選任するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を得る必要があります。これがこの同意案を提出する理由です。

副町長の職務は、町長を補佐し、私とともに政策や企画を執行いただくとともに、職員を監督する立場となる極めて重要な役割があると考えています。

岡本氏は、長年県職員として行政事務に携わってこられ、市町村行政についても平成13年に八代市企画財政部長として出向された御経験もあると伺っています。平成19年には秘書課長、さらには阿蘇地域振興局長や総務部私学局長を歴任されるなど、高い実務能力と豊富な経験を持たれています。

また、現在は熊本県立大学事務局長という重要な職務についておられ、現在同大学と包括連携協定を結んでいる本町にとりましても、今後の町の活性化に大いに期待が持てるものであります。さらに、地域づくりに関しましても高い見識と強い意欲をお持ちの方であると伺っているところです。

課題の山積する本町にあって、私と一心同体となって課題解決に当たっていただける副町長として最もふさわしい方であり、ここに選任の同意をお願いするものです。

よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 同意第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ちょっと1点だけ。その岡本さんになるまでの経過ですね。どのような経過で岡本氏ということになったのかということ。ちょっと今説明ありましたが、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 昨年8月か、その前後だったんですが、熊本県のほうの総務部のほうに出向きまして、ぜひとも職員の方で、できれば現職の方で御紹介がいただけないかと、出向いただけないかという話をお願いをいたしました。それで、そういう点で、現職となれば4月以降ということになりますと、出向のタイミングとしては、そういうことでよければという話で、総務部のほうも人選をやっていただいたということでもあります。

総務部のほうでも、そういう人選をやっていただきました。うちのほうの一番課題である組織機構の改編、そして三セクの問題なんかもあります。三セクの見直しなんかも先にあるものから、総務部企画部門で、そういうことを御経験されている方をいろいろ検討いただいたということでもありますけども、ちょうどその部門に当たる方が層が薄いと申しますか、非常に現職の方であると非常に難しいということも人選をされる中であったようでございまして、そういうことにおいて、たまたま今現職にあるものの、ことしの3月で定年を迎えられる方で非常に実績のある方がいらっしゃるんで、その方はどうだろうかとお話がありました。

それで私も、それじゃあもうお会いして、そしてお話を聞いてみたいと。そして、どういう経験を持たれて、どういうお考えが持たれてるのか、それをお話をする中で私の……。何ていうんですかね、私がどういうふうに感じるか。そして、それをもってお願いをするということで、そういうこと的前提でお会いをさしていただいて、そういうお会いをさしていただきまして、非常に人格者であるということが一番であります。

それと、まだ阿蘇地域振興局じゃないときに、阿蘇事務所と言っていたときに、その事務所の次長でこれ、赴任されたことがあって、その中で、多分平成9年ぐらいだったと思いますが、当時蘇陽町役場にも非常にフットワークよく役場のほうに来られて、非常にそのときのことなどを話をされました。非常に地域に入っていかれる、そして地域の方の意見をよく聞かれて政策に当たられるということも、そういう話を伺いながら、それを私も肌で感じたところでもあります。

そういうことを踏まえて、この方なら間違いない。人格的にも経験的にも、そして今の大学の事務局長というお立場でありますので、大学との連携……。これはもうさっきお話しましたけども、包括の協定も結んでおります。学生さんなんかも非常にこちらのほうに出向いていただいて、今度の子育て支援あたりもお願いできるのではないかと。その辺もお話もして、それはもう私のほうもしっかりと尽力させてもらおうと、そういう立場になれば尽力させてもらおうということも伺いましたんで、そういうことを総合的に勘案しまして、岡本さんをぜひともお願いしたいということに至ったものであります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、同意第2号「山都町副町長選任について同意を求める件」を、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第2号「山都町副町長選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

何ですか。

(「ちょっと意見を。今するものじゃないんですか」と呼ぶ者あり)

何ですか。

(「町長の考えを、ちょっと聞きたいことがある」と呼ぶ者あり)

今の件についてですか。

(「一般論で」と呼ぶ者あり)

12番、中村益行君。

○12番(中村益行君) これは人事の手法として、こういう形でいいのかなという疑問をちょっと。当事者の人権にかかわることだから聞いておきます。

我々がこれまで経験してきたことは、人事案件は出すけれども、どなたを町長が同意を求めるとかというのは大体1週間前か、場合によっちゃあ当日しかわからなかったんですね。今後はもう1カ月も前からこういう形でオープンになっております。これがガラス張りでもいいことだと言っていいのかなのか。もし否決をされたときは、その当該の人は大変な傷つく。この人の人権を考えたことがあるかということです。だから今後いろんな人事案件があろうかと思いますが、その辺のどこを考えてほしいなど。

実は、教育長人事で旧矢部町時代に現職教育長を再任すると。あのときは三選だっただろうと思うんですね。ほとんど決まってるみたいにして、本人もここに同席をしておりました。で、そのことばかりで臨時議会が開かれたんです。そしてみんなこうして議席に待っておったけれども、いつまでも町長は上がってこない。裏でいろいろあったんでしょ。議長が突然きょうは何もなかったことにして散会しますと。何があったかと、私随分問いただしたんですけども、何もないまま。そして、当の候補者は、現職の教育長は、これで私は円満にやめることにしますという事件があったんですよ。

私は、これ以上の人権侵害がどこにあるかと言って、当時の町長を随分と非難を、批判をしたんですがね、そういう経験をしとるもんですから、早くから、早々からこういう形でペーパーを出ている。町長は十分議会の理解は得られるという議会を100%信頼してのことでありましょうけれども、もしということがあれば大変当事者は傷つくと。当事者の人権をおもんばかる人事のあり方をしてほしいなどというふうに思います。

これはもう、あえて町長の意見は聞きません。私が老婆心ながら言うときます。80歳の人間が言うことですから、余り間違っていないと思うんです。経験則から言うことです。どうか今後の人事については、特別職の人事については、慎重にやっていただきたいとお願いしておきます。

以上です。

日程第10 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長(中村一喜男君) 日程第10、「陳情等付託報告について」を議題とします。

陳情第1号「手話言語法制定について国への意見書提出を願う陳情書」について報告を求めます。

厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） 厚生常任委員会審査報告。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第95条の規定により報告します。

1 事件の番号。陳情第1号。

2 付託年月日。平成27年3月5日。

3 件名。手話言語法（仮称）制定について、国への意見書提出を願う陳情書。

4 陳情者。熊本市中央区水前寺6の9の4、熊本県聴覚障害者総合福祉センター、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会理事長福島哲美。

5 番。審査結果。採択です。

6 審査意見。平成23年に成立した改正障害者基本法では、全ての障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されると定められており、手話が音声言語の同等の言語であることは当然のことと考える。公的場所での手話通話は日常的に行われているものの、国民の意識がまだまだと言わざるを得ない。こうしたことから早い時期での法整備が望まれる。よって、本陳情を採択する。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 意見書案について、職員に朗読させます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） 中段から朗読します。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法では、全ての障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されると定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障政策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。

よって、山都町議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成何年何月何日、山都町議会議長、中村一喜男。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「手話言語法制定について国への意見書提出を願う陳情書」は、採択することに決定しました。

日程第11 発議第1号 議員の派遣について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、発議第1号「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

発議第1号「議員の派遣について」は、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第12 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第12、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

さて、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

本日の会議を閉じます。これで、平成27年第1回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時36分

平成27年3月定例会に議した事件のてんまは、次のとおりである。

議案第2号	山都町庁舎建築基金条例の廃止について	3月12日	原案可決
議案第3号	山都町行政手続条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第4号	山都町交通事故防止条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第5号	山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第6号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第7号	山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第8号	山都町附属機関に関する条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第9号	山都町保育所条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第10号	山都町長寿祝い金給付条例の一部改正について	3月19日	原案可決
議案第11号	山都町出産祝い金給付条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第12号	山都町介護保険条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第13号	山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第14号	山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第15号	山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	3月12日	原案可決
議案第16号	山都町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について	3月12日	原案可決
議案第17号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3月12日	原案可決
議案第18号	平成26年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	3月12日	原案可決
議案第19号	平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3月13日	原案可決
議案第20号	平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	3月13日	原案可決
議案第21号	平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	3月13日	原案可決
議案第22号	平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）に		

	について	3月13日	原案可決
議案第23号	平成26年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	3月13日	原案可決
議案第24号	平成27年度山都町一般会計予算について 防衛議員連盟の設立についての動議	3月18日	原案可決
議案第25号	平成27年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第26号	平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第27号	平成27年度山都町介護保険特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第28号	平成27年度山都町国民宿舎特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第29号	平成27年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第30号	平成27年度山都町簡易水道特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第31号	平成27年度山都町水道事業会計予算について	3月18日	原案可決
議案第32号	平成27年度山都町病院事業会計予算について	3月18日	原案可決
議案第33号	町有財産の無償貸付について（旧下矢部東部小）	3月18日	原案可決
議案第34号	町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）	3月18日	原案可決
議案第35号	町有財産の無償貸付について（旧小峰小）	3月18日	原案可決
議案第36号	第2次山都町総合計画の策定について	3月19日	原案可決
議案第37号	山都町辺地総合整備計画の変更について	3月19日	原案可決
議案第38号	上益城消防組規約の一部変更について	3月19日	原案可決
同意第1号	山都町教育長任命について同意を求める件	3月19日	原案同意
同意第2号	山都町副町長選任について同意を求める件	3月19日	原案同意
発委第1号	山都町議会委員会条例の一部改正について	3月12日	原案可決
議案第39号	工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線道路改良工事）	3月19日	原案可決
議案第40号	工事請負変更契約の締結について（町道上鶴線橋梁下部工事）	3月19日	原案可決
議案第41号	工事請負変更契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））	3月19日	原案可決
発議第1号	議員の派遣について	3月19日	原案可決
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	3月19日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
